B
5244
S894A1
1937
v.3

Suzuki, Shigetane
Suzuki Shigetane zenshu

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

鈴木重胤全集

第三

B
5244
S894A1
1937
V.3

LIBRARY
MAY 29 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

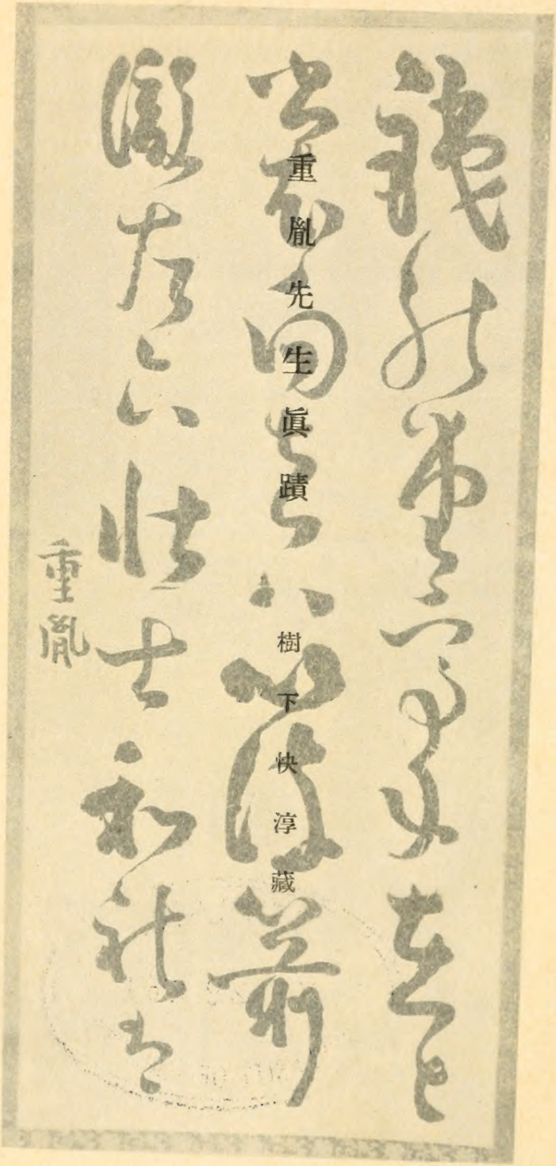

重胤先生眞蹟

樹下快淳藏

B
5244
S894A1
1937
V.3

LIBRARY
MAY 29 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

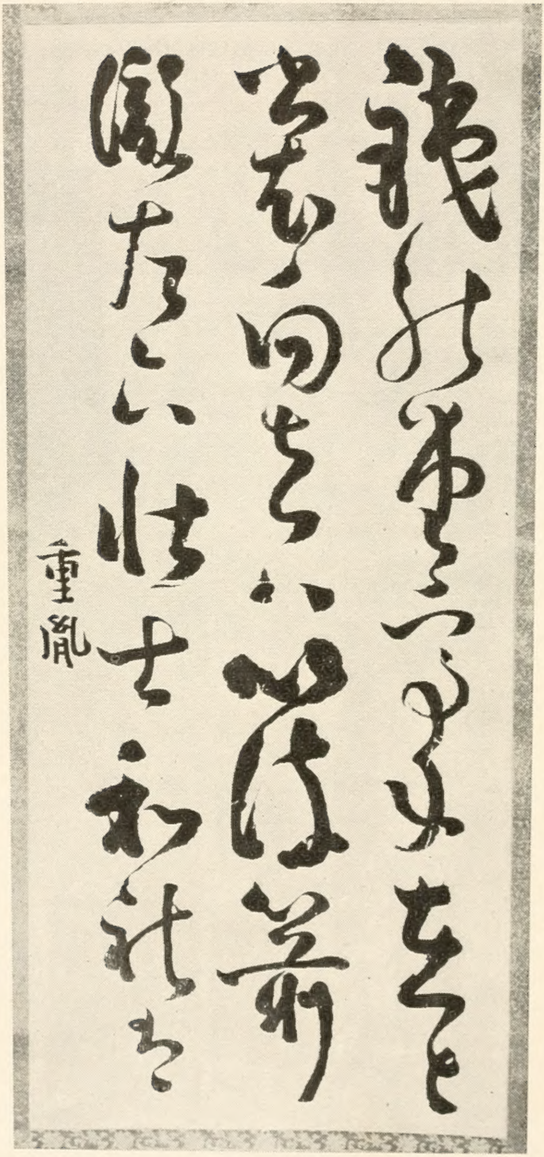

日本書紀傳 巻三 目次

十二之巻　四神出生章……………………………一頁
十三之巻　瑞珠盟約章……………………………一六三
十四之巻　瑞珠盟約章……………………………五〇〇
十五之巻　瑞珠盟約章……………………………五五六
十六之巻　瑞珠盟約章……………………………六三一

日本書紀傳　十二之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十二　四神出生章

一書曰。伊弉諾尊勅任三子曰。天照太神者可以御高天之原也。月夜見尊者可以配日而知天事也。素戔嗚尊者可以御滄海之原也。既而天照太神在於天上曰。聞葦原中國有保食神。宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受勅而降。已到于保食神許。保食神乃廻首嚮國則自口出飯。又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口出。又嚮山則毛麁毛柔亦自口出。夫品物悉備貯之百机而饗之。是時月夜見尊忿然作色曰。穢哉鄙矣。寧可以口吐之物敢養我乎。廼拔劒擊殺。然後復命。具言其事。時天照太神怒甚之曰。

汝是惡神。不須相見。乃與月夜見尊一日一夜隔離而住。

此は伊弉諾尊の本傳なり、皇祖天神の詔命に依りて、伊弉諾伊弉冉尊二神大八洲國を修理し給へるは天地萬國の始なり、八百萬神を生出で給へるは、天下蒼生の始なり、皇祖天神より事依し奉らせ給ふ大事此に竟へて、伊弉諾尊は天照國に國の事に就きて奉行し、伊弉冉尊は登天報命して、日之少宮に留宅り給ふ頃ほひには既になり、其天照大神にしも已く御父母二神の事依し奉り給へる詔命の任に、高天原を所知食し御在し坐しけるに、速素戔嗚尊はしも此滄海原潮之八百重と云ひて、此顯國を所知食べき神と事依され給ひしかども、八拳須心前に至る迄も、泣哭ち給ひて、此國を所知食さず御在し坐しかば、其御父大神の問ひ給ひけるに、吾は妣國根之堅洲國に罷らむと欲ふと申し給ひしかば、心の任に往ねと宣給ひければ、然らば天照大神に請して罷去むと申して、天上に參上らせ給ひけるに、其時に御心の清き赤き由の申し給はむとして御誓の事共有りき、此に其御誓の御中に、天忍穗耳尊生出でさせ御在し坐しかども、其物實を以て云ふ時は、皇太神の御子に渡らせ給ふが故に、日神の皇太子と成し奉らせ給へり、然れども素戔嗚尊にも御子なるを以て吾見と宣給へりし事、寶鏡出現章第五一書に所見たるが如し、〔通證に、夫根系統脉在父而不在母、如在男則日神猶父也、素尊猶母也、物根因出于日神、非日神而何耶と云へるは信に然る言なり〕、又同天孫降臨章第二一書に、天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰云々、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒と見え、第一一書に、天照大神因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就

而治ㇾ焉、行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上ㇾ窮者矣と記させ給へるが如く天照太神に事依され奉り給ひて此豐葦原瑞穗國に都敷き給ひて、天下萬國を所知食す遠皇祖の神尊になむ御在し坐しける、然るに此天下は已に二柱御祖神より素戔鳴尊に授け奉らせ給へる國なり、然るを天照太神の大御正統にて、如此く所知食す御事と成りては、二柱御祖神の豫定め置かさせ給ひし御事任しは徒事と成るが如くなれども、然に非ず、傳六にも說けるが如く、其書四神出生章に、既而伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不ㇾ生二天下之主者一歟、於ㇾ是共生二日神一云々、又生二素戔鳴尊一と有りて、共に天下之主者を生まむとして生成し奉らせ給へるが、其天照太神は光華明彩照二徹于六合之內一と有るが如き、靈異なる大御子に渡らせ給へば高天原を所知し令坐奉り給ふ神隨の御事なり、次に月讀尊は、後に素戔鳴尊の月神と成り給へる御名なれば此列を除くべく、蛭兒は神には非ず、八洲起元章第一、一書に載れる異傳なれば此列を亦除くべきなり、然れば四神とは申せれども、實にも天照太神素戔鳴尊二柱ぞ此時に生坐し、珍子に渡らせ給へりける、（此は故翁の古事記傳に、始めて其說を起されたりけるに、師の古史徵に委しき論共有りて叢く定たりしかども、猶未だ盡されざる事耳多在を予僭に見定めつる事有りて、傳六卷より物し初めて丈々十二卷に至る迄委詳したるなり）然れば受張りて天下之主者と申すは、素戔鳴尊に渡らせ給へども、御母神に屬奉らせ給ひて、根國底國に往坐すべき然るべき故由の有りけむ、其故に御父大神より遂に神逐ひに逐はれ奉らせ給ひて、實に顯國は主無き國の狀になむ成りける、然るを皇祖大神の神議らせ給へる御旨などもや有りけむ、又伊弉諾尊の所思し召してかさせ給へる御事にも有りけむ、瑞珠盟約章に、於ㇾ是素戔鳴尊請曰吾今奉ㇾ敎將ㇾ就二根國一、故欲下暫向二高天原一與上姉相

見尚[illegible]衣是以、因以之云ひて曰く、素戔嗚尊の日生所思し食ると云ひ、又無所可しきふと云ひ、實に種々の御事なるを、ましてまた[illegible]上[illegible]と[illegible]し給へるに依りて、天忍穂耳尊は生出でさせ給へりしかば、其に致何不[illegible]天下之主者[illegible]、[illegible]と云ひて、二柱神[illegible]の[illegible]子と生成し奉らせ給へる、天照大神素戔嗚尊二神の御子に坐らせ給へば、共に皆下此國[illegible]を所知食すべき御[illegible]と定まり給へるに、右の如き深き由縁有る事にて有りける、然れば、月讀尊も共に其國に在りて治はらせ給はず、又天親の御上に係りらはせ給へる御事の少からず見えざるは、全く素戔嗚尊と同じ一尊に専在[illegible]し申しける[illegible]此に在る事、右の文に照らし讀て味はひ知らるゝ事になむ有りける。○此の文、並には耳尊の事の如くなれども、此[illegible]國を如何して皇御孫尊の所知食す御事ぞと云ふ事の、心に入らぬ限りは此一書の旨由を知るべからず、又素戔嗚尊、月讀尊同神なりと云ふ事を知らざる限りは、又此一書の然る由緒を知るに事有らじ云故に、（今如此云ふなり）備、此は其天忍穂耳尊の御生坐せるに就て、天照大神の大御心に天降し奉りて、此國を所知し食し奉らせ給はむ頃ほひなりければ、此國土を安けく平らけく統御させ奉らせ給はむには、其御め治ふ天下蒼生の食ひて活くべきもの、著て寒に禦ふべき物、住みて雨露を凌ぐべき物、謂ゆる食物、衣服、住宅の三物無くしては得有るべかるまじく所思し食り給ひける、即ち素戔嗚尊を大御使として天降し奉らせ給へるなるが、其大神に月夜見尊と申す御名坐せるに就て、其月夜見尊と云ふ方にて傳はりたりし者なり、此に亦故有るべし、上に伊弉諾尊、勅任三子曰、天照大神者云々、月夜見尊者可以配日而知天事也、素戔嗚尊者可以御滄海之原也と云ふは、大綱を云ふ文にて、下に不日して其三子の御上を云はむ料なり、然るに天照大神、月夜見尊の御事耳有りて、素戔嗚尊に

係る文なきは疑ふべき一なり、又可‐以配‐日而知‐天事‐也と云ふは、正書にも其意に見えたる事なれども、外の一例とは違ひて甚々言精くして、上古の言語の状に非ず、此亦其疑ふべき二なり、下に乃與‐月夜見尊‐隔離而住と有るは、其可‐以配‐日而知‐天事‐也と云ふ文に照應せるが、其より日月は夜晝と隔離れて、住み給ふ事と成りたりと云ふ訓詁の文なれば、其疑を容るべき三なり、此に依りて推究むるに、此も古事記の如く素戔嗚尊と有りつらむを、其亦御名に依りて月夜見尊とも傳はれりしかども、其神と日神と御事の有りて、磐戸隱の御事なども有りしかば、其を日月の隔離たる事に取成しつるが終に實事の如く成りて、後に此御紀を記させ給ふ程には、終に、可‐以配‐日而知‐天事‐也と云ふ[illegible]かなる漢風の勅任の御詞は加はれるになむ有りける、又此を以て推すに、正書も此も天照大神と素戔嗚尊と二子なるが上に、其亦名を別に一神に舉げて、終に三子の數には強て合せたる者となむ見えたりける、此に依りて他の書皆を見合するに、第一一書に、即天照大神及月弓尊云々、並使‐照‐臨天地‐と有るは天と地とを共に依し給へる意と見て足りぬべし、其次なる素戔嗚尊に勅任の事なきは其同神たるが故なり、第三一書も右と同じかるべし、第六一書に、月讀尊者可‐以治‐滄海原潮之八百重‐也、素戔嗚尊者可‐以治‐天下‐也と有るは、其も此と一にて只に神名の異なる耳なれば、同神たる事云ふも更なり、又此一書正書たる月夜見尊の御勅任しは決に據無く、又古事記に、月讀命者汝命所‐知夜之食國‐矣事依也と有るも、素より後に出來れる傳なり、此如く一々に究め以行くに、實に此神は二神ならでは御在し坐さぬ者を如何に爲む、故此神の位置（ノリドコロ）は何處に在るべきぞと云ふに、[illegible]寶鏡開始章よりは前に在るべき文なるを、別に一章に立つ程の事にても無く、又勅任三子云々に舉げる文なる故

に此文の事には有るなり、古事記には千位置戸段の終に、於是八百萬神共議而、於速須佐之男命負千位置戸、亦切鬚及手足爪令祓而、神夜良比夜良比岐、又食物乞大氣津比賣神、爾大氣都比賣自鼻口及尻、種々味物取出而、種々作具而進時、速須佐之男命立伺其態、爲穢汚而奉進、乃殺其大宜津比賣神、故所殺神於身生物者、於頭生蠶、於二目生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、故是神產巢日御祖命令取茲成種、故所避追而降出雲國之肥河上在鳥髪地と有りて一聯の文かと見以て行くに然に非ず、上なる神夜良比に夜良比岐て來けて故所避追而云々と續く文にて、其間に在りて更に用を成さゞるは、又食物以下僅一種以上百十二字は何れよりか混れ來つるものなり、然らざればこゝにて遂はれさせ御在し坐して、出雲國に降らせ給ふ迄は唯虛大耳（ホアブラ）なり、天雲の五百重が上の何處にか大氣津比賣神は坐して食物を乞はせ給へることは爲む、故思ふに其もこゝ上に坐す程に在りし事なるは然る物から、此一書の如く其御天降坐しし事實などは能くも委しく傳はらざりける故に、右の百十二字許にて文の收り處の無かりけむから此に入りたるにては有るべけれども、此一書には徐りに上に引上げ過ぎ、彼は徐りに下に放り遣して共に其正しき所在を得ざる者なりけり、（古史徴に云ふ、「彼記に須佐之男命天津罪の御荒び有りて、天照神天石屋に刺居坐し、其を謀出し奉りて後に祓具を負はせ、俗神夜良比爾夜良比岐、又食物乞大氣津比賣神而云々と記し連ねたる此文字は、前件云々の悪事を爲給へる事實を受けて又斯る悪事をも有りしと云ふ事を皆に語り出でたる文字なり云々」と云はれたるは然る事なり）、其は此一書の末に、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、又因定天邑君、即以其稻種始殖于天狹田及長田云

々と有るは、其物の出來始め又其を植ゑ始め給ふ事の起りを云ふ文なるが、書紀開始章に、是後素戔嗚尊之所行也甚無狀、何則天照太神以天狹田長田爲御田時、素戔嗚尊春則重播種子且毀其畔、秋則放天斑駒使伏田中云々と有るは、固より同じ正書なれば、瑞珠盟約章より續きたる事は論もなき事なれども、其凡ての事實は此の一書より全く續きたる文なる事今昔讀みて曉る可し、又此を以ても此月夜見尊は彼に見えたる素戔嗚尊の御事なる由明らして見ては、予が上に云ふ說の違はざる事自然に灼然かりなむ者ぞかし、如此く正書と一書は一統ならぬ物の如くなれども、又續く文脉もある者になむ有りける。然れば此に月夜見尊と有るは何も僻事と云ふには非ざれども、此本書けたる右の正書、又古事記などにも共に素戔嗚尊と有るなむ信に正しかりぬ可き、然るは月夜見尊と申すは此よりは遙に後に根國に入り給ひ、後に月國へ御身の分れ幸行る後の御名に在ればなり。猶、此に保食神と申すは、傳六に云へる如く、第六一書に又飢時生兒號倉稻魂命と有りて、其を伊奘諾尊の御子と云ふは誤にて、第二一書に軻遇突智娶埴山姫生稚産靈と有る、其稚産靈神を古事記に亦伊邪那岐命の御子の列に收たるも混ひたる事なれど、夫和久産巣日神此神之子謂豐宇氣毘賣神と有るにて其御系統明らかなる者なり、保食神と申すは其亦名に御在しまして、火神土神の御孫に渡らせ給へり、然るに第六一書又古事記の如く天照太神素戔嗚尊など其御身生の時に成坐し神に御在し坐さむには、此二神は火神土神よりは遙に後の神なり、又稚産靈神保食神にも然り、若し其如くば然計の神の御事を二神共に豈所知食さざらむや、然も有りなむには外々しく、則葦原中國有保食神など、ほの聞給ふ如きの事に非ずや、此を以ても、皇太神の高天原を所知食し利めさせ給へるは、二柱御祖神の相共に寄し給へりし事正書の

傳のごとくにて、〔第二一書に、日月既生とある、其より後に火神土神は生坐せる趣の正書なること徴し知らるゝ者なり、此は上にも云へる如く陰陽神の末傳なれども、二柱の珍子等の陰陽二神の相共に産成し奉らせ給ふことも知られ、月讀尊素戔嗚尊を別神と立てるは中世の文書の杜撰に起り始まれる事も知られ、又其二天神の火神土神よりは以前に日に成生しゝ御事をも明らめ知るゝ上は、御身滌の時に生出で坐せるならざる事をも曉り得つ可き傳にて有るなり、此國の学者此一書に就て大に得たる所たる者ぞかし〕如此く正し明らめ以て行く時は、なかなかに煩はしからずして、直に古傳は古傳と見え分るゝ者なれば、何ぞ他書を煩々しく引集めて云に及はむや、御紀は御紀を以て徴し説く可し）〇汝三子は第六一書に出づ、傳八、〇高天之原は、之の字加はれる耳にて異なる義なし、例は延喜祝詞に高天之原爾事始氐、遷却祟神詞に高天之原爾神留坐氐云々、高天之原爾始氐事乎云々など有り、（如此く唯高天原と書せる御紀の文法なるを、所に依りては如此も書せる事は、其傳へたりし本書に在りつる任に記されたるなり）〇御字は、第六一書に可以治高天原也と有る治字と其訓も義も等し、此字寳鏡出現章第五一書にも吾見所御之國と有りて此と同じきを、天孫降臨章第二一書には以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒とも用ひて、御自の御上に就ては佐許斯米須と云ひ、其依し奉る方に就ては麻都理麻都良武と訓めり、共に甚々雅びたる古言なり、又食佐爾と訓むべきは本よりの事なるなり、（名義抄なる御字の訓に食佐爾とも、食宮武とも、都加佐爾流とも、登々能布とも、乎加布とも、佐夫良布とも、宇奈賀須とも、阿賀爾とも猶種々に訓めるを、此に用有るべき耳を拾ひけり、其食宮武は大御なり）然れば御に麻加須の義有るべし、人に物事を委任る事を常に然云へる是なり、萬葉二（三十四

丁）に、天下治賜、食國乎、定賜等、鳥之鳴、吾妻乃國之、御軍士乎、喚賜而、千磐破、人乎和爲跡、不奉仕、國乎治跡、御子隨、任賜者、三（三十五丁）に、大王、任乃隨意云々と有るは、大王之御命恐云々と有るに和へて任と云へるなり、十三（十九丁）に、天皇之、遣之萬々、夷離、國治爾登、十八（二十三丁）に、大王乃、麻氣能麻爾々々、又（二十九丁）、於保伎見能、等保能美可等々々、麻伎太末布、官乃末爾末、又（三十丁）、於保伎見能、麻氣能麻爾々々、等里毛知底、都可布流久爾能、二十（三十六丁）に、大王乃麻氣乃麻爾麻爾島守爾、和我多知久禮婆など有り、又續紀第一詔に、四方食國乎治奉止任賜、國々宰等爾至麻弖爾と見えたるなど、何れも物を委任る由なり、然るは京官の人々は日々に大朝廷に侍らひ奉りて其御命を萬に受賜はるを、京外の官人は然る事も出來ざる故に、大概の事は委任て遣はさるゝ者なるが故に、此を拜する任賜ふと云へり、言義は令‐寄向‐にて、其有る限りは悉く令‐化め給ふ謂なるべし、（詔詞解に、「此は諸國の司を云ふ、天皇の御爲に其國々を治め奉れとして任賜へる事と云ふなり、任は麻氣と訓むべし、麻氣は令‐罷を切めたる言にて、其國々へ罷らせ給ふ由なり、然れば任を麻氣と訓む事は京外の官に限れる言なり云々」と云はれたる、其義は然る言なれども、令‐罷と云はれたるは、此言の物を委任る由に紛れる事を思ひ漏らされたるなり）（紀に日は此の正書に其光彩亞‐日可‐以配‐日而治、故亦遣‐之于天‐と有り、僅ながら已に註せるが如く、此は上天に日と月と相竝び照れる如く見え、且萬葉三（十三丁）に、久堅乃、天歸月乎云々、七（四丁）に、久方乃天照月者、神代爾加、出反等六云々、十一（十丁）に、久方、天光月、隱去云々、十三（二十七丁）に、比左可多能、安麻能波良、見都禮婆と有りて、實に天中の一物なるが故に、月神と日神と竝びて天上

中臣の壽詞に天下豊と顯心得して然る詞を係けたる言なり、其は上にも擧へたる如く此一書に天を日神の御事に當て見ゆると有るから、一日一夜隔離而住と云ふ事も出來、又其に就て如此く可以配日而知天事也と云ふ事も出來るにて、此一書に依りて古書に見えたる御事なり、然るは月夜見尊と申すは月夜樣と申す義にてこそ有りけれ、天を知しめす神には坐さず、夜を知る神と申すに天照大神に配れる事、垂仁天皇二十五年御紀に所見たる倭大神の神誨に、天照大神悉治天原と有るを以て、更に疑ひ無くなむ有るべき、（此顯國の晝夜の事はしも日神と月神と各別けて所知食し御座し坐せは、既日とも云はるべき状なりながら、月神は月をこそ所知せ天を知らすと云ふ事の無ければ、既日と云ふは後の主張なる事知りし）（天事は、正書日神の所に自當早遣于天而授以天上之事とある天上之事に同じく、又其訓も一なる所なり、然れども月夜見尊には當らざる可し、然るは天と云ふは日の事にて、正書に、生日神」と有る下に天照大神又天照大日孁尊と見え、神武天皇御紀に、今我是日神子孫而向日征討此逆天道也と云ふ天御命有り、又古事記に、皇御孫等の御事を此の天孫に當てゝ天神の御子と記され、日代宮段歌には多迦比迦流比能美古と有るを始として萬葉に多く見え、其一（二十三丁）に、高知也、天之御蔭、天知也、日御影乃云々と詠へ云ひ、二（三十六丁）、城上殯宮之時歌に久堅之、天所知流、君故爾云々と有るを、其一には我王者、高日所知奴と有るが如く、天と云へば日の事なり、日と云へば天の事なり、共に一物なる事已に傳一に云へるをも思合す可し、然れば月神は日神と共に天日に坐して、其御前の事たどを執持ち給ふ神に坐さざれば、知天事と云ふ事は物事の有るき古には、且ても云はざりし事今云ふ限りに非ざるなり、上に云ふ天照月などは、唯天中に照る月と云ふ事にて其天

事などゝは異なり、思ひ混ふべからず、當家名義抄に天事を鷹富夜郷恭登と有り、公事（オホヤケゴト）と同じく有るゝ、此の字の訓にて日神に配て天上の公事を所知食す意の舊き説の有りつるに依れるならめども、此も亦當たはず、何れに在れ月神の天事を知ると云ふ事は、古義に非ざる事有に註せるが如し、（或説に知二天事一猶二後世知太政官事一之同事也と云へるなどは殊更なる非説なり、知太政官事と云ふ事は、續紀に、慶雲二年九月壬午、詔三品穗積親王一知二太政官事一、又養老四年八月辛巳朔甲申、詔以二舍人親王一爲レ知二太政官事一と有りて、太政官は大臣以下の局なり、親王は大臣の職ならざれども、其中に交はらせて其官事を令知給ふが故に知事となし給へるにこそ有りけめ、固より其官の事を管領すると云ふにも有るべからざれば、假令太政官に當つとも、知事に當つとも月神の御事には更に允當る可きには非ざるなり）○滄海之原は、古事記も次詔二建速須佐之男命一、汝命者所レ知二海原一矣事依也と見えたり、然れども此は甚く事略たる傳にて、海神の知らせる海原（ウナバラ）の事とに成りて甚を混らはし、第六ノ一書に月讀尊者可三以治二滄海原潮之八百重一也と有るが如く云ひてこそ、此天下を摠て云ふ稱とは成りぬ可き事なり、其義傳八に註せるが如し、昔て彼一書と此と其神は異なるに、其事依し給ふ處の同じきは、其神も亦同じき證とは成れる事條々に云へるが如し、然るは月神の御依しの事の所見たるは、右の一耳にて其佗は何れも思束なき事耳なり、正書又此一書なるなどは大に古義に非ざる事已に右に云へるが如く、第一ノ一書に、大日孁尊及月弓尊、並是質性明麗、故使レ照二臨天地一と有るも、共を略言への御任しに故令下治二根國一上と、甚く後の事を引上げて記されたるを思へば、其[illegible]の有に合せて見たる傳とも思はれざれば、其も唯日神月神に天地を依し給ふと見て有りぬ可し、唯[illegible]

と有るは、一両有りとは思はる物から、共も本性に夜之食国を所知看す月神と成り給へる事を引上たる言なること著し、其月神とは申せども、其の心は夜之食国を所知食す素戔嗚尊に成りませ給ふ意なるをは、顕宗天皇三年紀に、阿閉臣事代奉命出使於任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇産霊有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請献我当福慶云々と有る是なり、若し月神にて北国上を所知看す耳の月神に坐さむには、大海を渡り遣らする謂ありなん、然れば是も思しくは出でて有りぬ可きを、若し此制を作さるに就ても所由無からじやは、其本代の使せる任那に、新羅に属たる国なる事を心に掛て神聖出現寧を図るに、第三一書に所謂韓郷之嶋と云ふ日有り、第四一書に、素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到於新羅国云々と見え、第五一書に素戔嗚尊曰、韓郷之嶋是有金銀云々と有り、此御言は其任那の事に就て有りけると此三とを思合せられば、月夜見尊と申すも、素戔嗚尊と別神にはあらぬ事を悟り得てむかし、○欽明天皇十六年紀に、百済王子恵請罷たる所に、蘇我卿を以て王子恵に令詔給へらく、昔在天皇大泊瀬之世、汝国為高麗所逼、危甚累卵、於是天皇命神祇伯敬受策於神祇、祝者廼託神語報曰、屈請建邦之神往救将亡之主、必当国家謐靖人物又安、由是請神往救、所以社稷安寧、原夫建邦神者天地割判之代草木言語之時自天降来造立国家之神也、頃聞、汝国輟而不祀、方今悛悔前過修理神宮奉祭神霊、国可昌盛、汝当莫忘と有る是なり、玉勝間に此文を引かれたる所に、建邦神と云ふは素戔嗚尊の御事たる由に云はれたるなむ右に引ける文共に合ひて實に然る言也、故此等の事共を思合せて有の月神と有るも素戔嗚尊を申し奉れる御事なる思定む可きなり）○在於天上日に、古事記に、故各随依賜之命所知看之中、速須佐之男命不知所命之国而云々と

有るが如く、素戔嗚尊は所知す可き國をも所知し給はずして、空しく御在し坐しけるに、天照大神は事依され給へる高天原を所知看して住著き坐御在し坐す意を示はさむと云ふ意味にて、即此は書されたりし者と見ゆ、在字適宜所須と謂ゆるは然る言なり、古事記に、坐二高千穗宮一而議云、又は坐二畝火之白檮原宮一治二天下一也などの文法多くして、何れにも坐字を書けると同じ所なるなり（已に此第十一書にも伊弉諾尊遣二至伊弉冉尊所在處一と有る所在の字をも高所知須と訓めるなど皆同じ事なり）故此在二于天上一と有るは、在二于天宮一と云ふ義なり、天照大神の高天原に御坐す大宮を天宮と云ひ、又天津御門とも申す事なり、又は日宮とも日之御門とも申せり。其天宮と云ふ事は、太神宮諸雑事記に垂仁天皇二十五年條に、皇太神宮勅（託宣）曰、我天宮御宇之時天下四方國摂録可二天下一宮所一故二宅間一見置定二導、仍彼所可二行幸御一之由宣、又清和天皇貞觀十五年條に、貞故二敬賀二天照坐皇太神宮天降坐之時云々、宮從レ天傳來無レ止齋庭供奉職之氏也、又東三條後朱雀院三年條に、齋宮内侍託宣曰、我是皇太神宮第一別宮荒祭宮也、而依二皇太神宮勅宣一今更所二託宣一也、天下四方乃人民皆皇太神宮乃御寶也。其中大中臣荒木田氏皇太神宮天宮時、天降坐時自相副レ氏繼レ門天代々世々奉仕來補佐乃神民也と有りて、此四の天宮は皆神託に出でたる事なり、大殿祠に、天津宮事以ちて云々と有るも天宮の事務を云ふ事にて已に書紀に記けるが如し、續紀天平勝寶六年の所に、聖武天皇の大御時藤原夫人を手連高藤高知天宮極之等と盟し奉らせ給ふ事所見たり、此は萬葉二（三十六丁）に家見何之、吾君、高光、日之皇子、久堅乃、天宮爾、神隨、神等座者と有るが如く、身没たる人の靈の天宮に復命す事の有るを以てなり、皆百錬抄寿永二年條に、近宮祭主親俊奏二法皇一云、参二神宮一平二伏庭上一、父親定并親章卿（南人道玄昔）在二堂上一、以

離宮ノ傳ニ云ク、其ノ宮ハ令ノ向ニ天宮ニ給ヒ、法ノ出ノ御時ハ令ノ中ニ付キ宮ニ給フ也云々と見えたるを以て、其宮は日ニ向キ可し、于此ぬしき事は傳十三卷、伊弉諾尊の淡路大宮の傳に云ふべければ今は註さず、此は實天照大神の天上に在坐す時を、天宮と申す事を云ひ聞らむる耳なり）又天津御門と云ふ事は、右に引ける垂仁天皇二十五年に、皇太神の誨へ賜ひしる所の倭姫命世記に、當時皇太神倭姫命の御夢に喩へ給ひて、我高天原に坐て見し國に坐せ國宮處是也、と誨へ給ひと有る、御戸は借字朝廷（ミカド）の意にて右の天宮是なり、萬葉二（三十三丁）に、明日香乃、眞神之原爾、久堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、神佐扶跡、磐隱坐とあるは、其殯宮を然云へるにて、又（二十七丁）、淸見之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷坐國等、天原、石門乎開、神上、々座奴、（一云神登座爾之可婆）と有ると同じく、此等も身罷たる人の靈の天津御門に參上て仕へ奉る事の有ると云ふ古傳に依りて詠めるにて、右の天宮の例に漢ならず、（其は短歌に、久堅乃、天所知流、君故爾、日月毛不知、戀渡鴨、又哭澤之、神社爾、三輪須惠、雖禱我王者、高日所知奴と有るなどを以て曉る可し、此も亦傳十三卷に云ふべし）又日宮と云ふ事は、仁明天皇嘉祥二年三月御紀に、天皇寶算滿ニ四十ニ歌に、靑刺ル天照國乃、日宮乃、聖乃御子曾、御葛乃、天乃楊立、踏建テ云々と有るは、正しく右の皇太神の天宮をしも日宮とは申せるなり、又古事記朝倉宮段天皇大御歌に、多加比加流、比能美夜比登と歌はせ給ひ、又三重采女が雄略紀作久比能美加度と詠めるなどは、古語拾遺に宜下太玉命率二諸部一供中奉其職上如二天上儀一と有るが如く、總て天神御子の御は何れも天上の儀を摸されたる者なるが故に、日宮又日之御門とは申すにぞ有りけらし、（祈年祭祝詞に右の詞共を引て其註に、眞木拆の檜と云ふは日之御門に云轉したり、纏向天皇御紀に眞木

倶雜能伊陀岡鶏と宿と耳云ひ續けしより見ては、宿以て造れる宮門の事とも云ふべけれども、萬葉一に、日之御門と書きたるなどを合せ見るに、此は宿を日に言係けたるなり」と云はれたり、實に然る言なり」○日云々は、山藤に、「此文は在ニ於天上ニ勅ニ月夜見尊ニ曰云々、宜ニ與ニ日神ニ就ニ候之と有るべきを、月夜見尊の在所如何と云はれたり、此文脱を外に案むるに天孫降臨章第一ノ一書に、因勅ニ皇孫ニ曰云々宜ニ爾皇孫就而治ニ焉と有りて、爾皇孫（イマシスメミマノミコト）とも申せる例有れば、爾月夜見尊とも申す可し、斯れば上に其意の如く勅ニ月夜見尊ニの左字必ず有るべき所なり、然して其上なるは神紀の地の詞なり、下なる爾月夜見尊は大御言なり、必ず如此く無くては得有るまじき所になむ有りける、一本の如く爾（イマシ）月夜見尊又爾皇孫など云ふは古言の例にて、古事記に高天原宮殿なる天照大神高木神の大御命と汝が使の雉と詔給へる例も有れば、此は上に唯勅ニ月夜見尊ニの左字だに有らなむには、月夜見尊の在所を如何と云ふ疑は無きなる可き所になむ有りける」○葦原中國は、國號考に、葦原中國は本天津神代に高天原より云へる號にして此御國ながら云へる名には非ず、其言等の意は甚々上代には四方の海濱は悉く葦原にて、其中に國處は有りて上方より見下せば葦原の置れる中に見えける故に、高天原より如此は號けたるなり云々」と云はれたり、故其號にして、大八洲國の總名為れて後にに在りけりと見えたり、古事記黄泉國段に、爾伊邪那岐命告ニ桃子ニ、汝如ニ助レ吾於ニ葦原中國ニ所有宇都志青人草之落ニ苦瀬ニ而患惚時可ニ助告、賜ニ名號ニ意富加牟豆美命ニと云ふ大御言に已に在りけるも思ふ可し、「風俗六に、今世に又上なる月夜見國にして伊邪那岐命の如此詔へるは、彼天上にしていふ御言其儀此方にてもいひ習へる世に成りて語り傳へし語なり」と云はれたれども、其にては此の意を取りて別に異れる者の如く成れらは然は非ざる可し、

此國の稱古くより有りつる由と所思しき由は上卷に云ふべし、然るに天上に對へて葦原中國と稱へたるを常として、卽神代紀瑞珠章第三一書に伊弉諾尊其六男云々、使帝天原云々、三女神者使降居于葦原中國之宇佐嶋矣、寶鏡開始章第二一書に故天照大神入于天石窟閉磐戸而幽居焉云々、故六合常闇云々と見え、又古事記石屋戸段に天照大御神見畏閉天石屋戸而刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往云々、因茲萬神之聲者滿、萬妖悉發、皆開、爰天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國自得照明と見え、御天降の時に居天之八衢而上光高天原、下光葦原中國之神於是有と云ふ事見えて、如此く天上にも天原にも高天原にも對へ云ふ稱なるを以て思ふに、此大八洲豐葦原瑞穗之國とは異にして天地萬國を總て云ふ名にて有るなりけり、故豐葦原とは云はず唯葦原中國とのみ云へり、又其萬國を一に混ずし云ふと、萬國の中より其優秀なる瑞穗國を殊に揃出でゝ云ふとの差別なる者なり、但し瑞穗國と云ふ國號は、皇孫命之降を事依し奉り給ひて其皇御孫尊を天降し奉らせ給へる際に起れる稱なる事、下の天孫降臨章に説くを以て知るべし、其時迄唯大凡には葦原中國と云ひ限りては大八洲國と云へりし者なり、然るは大三輪三社鎭座次第記に、初伊弉諾伊弉冊二神共生大八洲國處々小島而國雖如水母浮漂之時、大己貴命與少彦名命戮力一心、經營生成國造固地、故號日國造大己貴命、因以稱日葦原國と見えたる、處々小島は此八洲起元章在書に處々小島皆是潮沫凝成者矣云々と有る其にて、此四に云へるが如く、萬國の初と成る物二にて其一は[illegible]なり、其一は淡洲なり、其始甚小くて有りければ處々小島とは云へるなり、此は皇國に限りて葦原國と云へる如くなれども、上に大八洲國處々小島と有るを承けたるなれば萬國の全を云へるなり、但し萬國とは云へれども、其始東に

蛭兒西に淡洲と二に支別（ワカリ）て、漸に國形を成せるは皇國より西なる諸國并有りしかば、二神の書は僅に其限狹くして今の如く終に萬國は非ざりけるを、追次いで造らせ給へる者なり、續後紀仁明天皇四十の賞策を作賀說に、日本乃野馬臺能國遠佰美佰爾曾、宿那毘古那加、葦菅未、殖生志云、國固未、造介爲云々と有りて、此には唯々小島の事を云ひ漏らせるは歌詞なりければなり、國號考にも此歌を引て說を成されたれども、此に依りて葦原中國と云ふは皇國に限れる稱の如く思ひ取れたるが故に、葦原と云ふと豐葦原と云ふとの差別有る事を思ひ晩されたりき、（遠西の諸共が萬國の屬地を五に別けて此を五大洲と云ふ、其一に阿自夜洲と云ふは皇國赤縣印度などは其部に在りて其五大洲の冠たり、阿自夜と云ふ名義詳ならず、或は神聖首出の謂なりと云へり、予思ふに阿自夜は葦原と云ふ我古傳の傳はれるにや、釋氏に蘇迷盧（スメル）山と云ふは統領（スベル）の義にて、其を須彌の東北に在りと云へるは皇國に當れるを、長阿含經に諸天神妙天之所二居止一と云へれば愈灼き者なり、彼は知らずして蘇迷盧山の名を傳ふるが如く、荒西にても何の事とも知らず古傳の任に阿自夜とは云ふなるべし、神代に皇國に次て早く開けたりしは阿自夜洲なりけれども、此には其頃の名を傳へて淡洲と云ふ處々小島なり、然れば右の註進次第記に曰、葦原國一は阿自夜二洲に及べる稱なりし事を知るべし）右の趣にては大己貴命少彥名命の造り給へるに因りて葦原中國と云ふ國號は出來たる由なれども然には非ず、其始有る事なり、其は傳五に已に註せる如く、此の第二ノ一書に次生二蛭兒一、此兒年三歲、脚尚不レ立と有る、蛭は葦の借字なりつるを正字の如く成れる者にして、此國土を生成し坐し、初、未だ漫涉の萌因らずりし間は其、生出る物は葦なり、葦牙よく續きて生ふべきは當然（カムナガラ）たる事なり、神紀にも兒芝之類至葦牙之生と有るが如く、其生立つと否ら

ずるより其二十年の間に變惡（アシキ）とを試み給ふ事にし有りければ、開闢の初人民多在らざりし頃ほひなりしからに、未だ田が有るなど言ふ事も有らざりしかば、其葦原と成りて、葦々と生茂りたる地は後世に可美國と成るべき所になりしが故に自然に葦原と成りて、既く葦原中國と云ふ稱は二柱御祖神の古昔より在りて、此にても然號け天上よりも其葦原の中に在ると云ふ意を以て葦原中國とは稱けさせ給へるなり、然るに中には不毛の地なども有りければ、更に然は有ずありけるを、大己貴少彦名神の國土を經營らせ御在し坐し時には、其土地の状を宜きに隨へて不毛の地をも開きてして葦菅を殖生し給ひ、二柱御祖神の時には唯々小島と云ふ許なりし淡洲などをも追々に此を弘て葦原と成し、其國と成れるに又海へ築出して葦原と成し給ひ、謂ゆる狭國者廣久、峻國者平久と云ふ状に島の八十島を成る事無く經營り行せさせ給へるが故に更に葦原國とは號けさせ給へるにて、其自然の事にて名と成れるを殊に其造作を加へて合せ名とは定めさせ給へる故に、寶鏡出現章第六一書に見えたる大己貴命の與言にも、夫葦原中國本自荒芒云々など宣ひ給へる者なるをや、（然れば此葦原の葦は神世七代章なる葦牙などには本より係けて云ふべき事に非ず、二柱御祖神に始まり大己貴少彦名二神に定まれる事を知るべし、但し彼に在れ葦牙と云ふ事の有るは、此葦原と云ふ事の甚々古事無かりしが故なる事を知るべし、傳三巻角機章の下に云へる事をも亦考合す可くなむ）〔〕保食神は、下に此云宇氣母知能加微〕と其訓を註されたり、此は第六一書に又飢時生兒號倉稻魂命〕と見えたると同神にて、第二一書に即軻遇突智娶埴山姫〕生稚産靈〕と有る其稚産靈神の御子に渡らせ給ふ事、古事記に次和久産巣日神、此神之子謂豐宇氣毘賣神〕と有る其宇氣と此宇氣と同じきを以て曉る可し、備此故事を上に引ける古事記には大氣津比賣神と有り、

下に引ける攝津風土記には豐宇可乃賣神と有り、此事を合せて其保食神と申し奉るは豐受大神に渡らせ給ふ御事を明らめ奉る可き者なり、(偖、此一書に其保食神の出自を記されざるは、右の如く第六ノ一書に倉稻魂神と已に出でたればなり、彼に宇介と云ひ此に宇氣と註せれば其同神たる事灼然を以てなり)和名抄に、日本紀云保食神(和名宇介毛知乃加美)保猶ニ保持一也、宇氣者食之義也、言是保ニ持食物一之神也と云へるは私記の説と聞えたるが、實に然る言なり、但し宇氣を唯食の事と耳説き來る事には有れども、予が説は傳七、八に委しく註けるが如く、宇は生の省なる可く、氣は毛にて謂ゆる土毛を云ふなる可くして、其毛の用途大凡三なり、食物に爲すべく、著物と成す可く、住宅に造る可し、是即ち豐受大神の土毛を產靈ほし給ひて天下蒼生を守り給ふ所由なり、其中にも專要と有る物は下に天照大神の甚く喜ばして是物則顯見蒼生可ニ食而活一之也と詔給へる稻穀なるが故に、其重き方を以て氣といひ、宇氣と云へる事に食物耳の事の如く成れりける者なりけり、(其は傳七、傳八の卷に委しく註せれば今云ふ限に非ずなり、其土毛と云ふは土地に生出づる木草の類を總て云ふ稱なる事も共に已に云へりき)母知は右に見えたる保持の義なり、大祓祭詞に、御膳持須留若宇加能賣能命乃御名者白弖と有るも專ら其意なり、又古事記に、食物乞ニ大氣都比賣神一と見えたるも其御食を保持ち坐す神に渡らせ給ふが故に乞はし給へる者なり、又攝津風土記に、稻倉山昔止與宇可乃賣神居ニ山中一以盛レ飯、因以爲レ名、又曰、昔豐宇可乃賣神常居ニ稻椋山一而爲ニ膳廚之處一、後有レ事不レ可レ得レ已、遂遷ニ於丹波國比遲之麻奈韋一(地名)と見えたる、其盛レ飯と云ひ爲ニ膳廚之處一と云ひ共に其宇氣を保持ち給ふが故なり、神嘗祭に[illegible]神と申す[illegible]祭詞に見え、又其を御[illegible]神と申す[illegible]に見えたる[illegible]

し、且天皇はしも天津日嗣の高御座の業に御仕へ奉りて、其大八洲國を修理固成と謂へて、又天下蒼生
に比類なく貴き御業は、其大神の御饗物を以て大坐なり、皇御孫命の天下を知看食す大御業を天津日嗣と
稱へ奉る事、此大神の御饗物の御饌の料を日々の御饌と聞食すに依れる御業に云ひ有ければ、神はしも皆天
皇をも、世中に在る物中に此ならしる事は、尚を大神に坐すが故に、皇大神宮の外宮に令坐令奉給ひて、殊に皇大御神と
大宮に同じ状に齋き奉らせ給ふ御業なり、委しくは天孫降臨章第二十一葉に天照大御神勅、以吾高天原所御齋庭之
穂、亦宮御饌に坐す見一と有る所に就て、其度會宮に遷り來らせる御事を申し述ぶべき其なり、(此文は封す保食神云々
の所に至りて、其大神の生坐しより度會山に坐し來坐る由を說くべし、其大に保食神有に祀奉と有る所にて、其死坐
る由を說くべく、又天孫人垂取得其而奉進之と有る下にて、其大神の現御身はしも上天に参らせ御作し坐して其
神の大御許に侍給ふ御事を說し明らめ奉る可く、總て子が始めて云ひ出づる事にて古説とは同じからず)○保食神の
下に、倉云神と云ふ事を添へ申附くべし、下に至りて說くが如く、書紀神代卷第二一書に思兼神云者、第二一書にて
稚産靈神、又太玉命、又豐玉命、又山吉神、又野椎神、など見え、古事記に伊邪那美命と有る所を認
めいかいかいか
傳に云神名と謂へれたり、又豐宇氣毘賣第二十一書に虛空彥神(ソラツヒコトイフカミナルニカ)と見え、御門祭詞に大倭神我都比古云神ぞ云々、
大殿祭詞に瀨織津比咩と云神云々、速開都比咩と云神云々、氣吹戸主と云神云々、速佐須良比咩と云神云々など有り、(本
には唯保食神有且御久と有れども其は脫びたる詞なり、古史徵に此を取て則に有云保食神云者と云者の二字を
補はれき)○聞と有は、有猶聞志と訓むべし、古事記八千矛神御歌に佐加志賣遠、阿理登伎加志志、久波志賣遠

阿理登伎許志氐と有ると同じ續きなる所なり、萬葉四（五十四丁）に、外居而、戀者苦、吾妹子乎云々、里近、有常聞乍、不見之爲便奈沙、六（十六丁）に、海未通女、有跡者雖聞、見向將去、僕四能無者、十三（七丁）に、日向爾、行躊躇、有登聞而云々と有り、（此等の下に見る事を何れにも云へるは、此の萬佐之と有ると其續ける状の同じきに依りて、其例共を今擧ぐるになむ有る）○宜と始に先づ云ひ置きて後に倍志と訓むは漢風の訓なりと吾が人も然思ふ事には有りけれども、其漢字に然訓を物爲て再び讀返る事は皇國の古言の格にて、應行、又將來、未有、又未聞など同格の語なり、例は寶鏡開始章第三一書に、宜於適於底根之國、乃共遂降去、天孫降臨章第二一書に宜爾皇孫就而治焉、第二一書に夫汝所治顯露之事宜是吾孫治之、汝則可以治神事云々、宜領八十萬神永爲皇孫奉護云々、又は宜持天津神籬降於葦原中國亦爲皇孫奉齋焉など所見たる宜にて、萬葉三（三十八丁）に、風俗、好爲而伊麻世、又（四十三丁）に、認有、神曾好、應祀、又四（三十九丁）に、比日者、奈何好去哉、又七（十六丁）に、好去而、亦還見六、十七（二十丁）に、好去而、安禮可例里許乎、二十（三十四丁）に、好去而早還來等など云ふ類にて、其言の首に此言を置きて先づ云ふは、其事を不足ぬ所なく成し竟ふる迄の事を係けて言ひ祝ふる辭と見えたり、（名義抄に宜字を與呂志、又與志、又麻佐運、又宇倍奈理、又加奈倍理など訓めり、漢書に宜理當然也と云へるをも考ふ可し）○爾月夜見尊如此く爾某と云ふは、其御命を令持め又臨事其人と指して云ふ時に云ふ言にて、天孫降臨章に、爾皇孫就而治焉云々、第一一書に爾皇孫云々、第二一書に汝天兒屋命太玉命復天兒屋命太玉命惟爾二神亦侍殿内云々、古事記に故其汝葦原色許男命爲兄弟而作堅其國云々、又日高原宮に天照大神高木神二柱

國之大八島國知食云々、〔?〕所、大殿祭祝詞に汝者奉令天津高御座云々、出雲國造神賀詞に
皇御孫命に天下大八嶋國を事避奉りし云々など云ふ同じ意なり、如此く爾と云ひ汝と云ふ事は同じ事なり、此等は皇孫尊を指し奉
れて言ふ所なれども、皇孫尊を指し奉るに非ざるなり、此は古語拾遺に云へり、（右の大殿祭詞なる汝も此の意なり）〔?〕上に
知と讀みしは汝身と云ふ事には有れども、他の例必ずしも然ならざれば伊麻斯と訓むべきなり、皇字は古事記傳に吾今汝が
之字に至りて由伎志美洲伊佐其も是れ此使と訓むべし、皇字は汝〔?〕就根國云々、草薙劍
就之根國云々、又汝可以就根國云々、今當就去矣云々、實然出根國に参
来りて素戔嗚尊の〔?〕、而吾當奉行章第七一書には當此時必就汝君徒云々など種々に見ゆる事なれ、猶、上なる第十一書
に往見と有るは御身自ら往きて其地理を見給ふなるを、此鏡瓊之は人を遣はして其國の消息を伺ひ令看給ふにて、自
他の差有る事なり、天孫降臨章に於其久不來報、乃遣無名雉伺之、其第一一書に於是後遣神〔?〕乃使雉往候
之と有るに同じ、此は天照太神已く高天原を所知食し、後に火神土神は生坐して、其御子稚産靈神、其御子保食神は
成出で坐して其御顔を國土に幸ひ御在し坐しけるを、天上にも聞食て其所業を候ひ令見給へるにて、此には高天之原
由の御在しますべき御事となお伺ひ奉られける、（名義抄に峰字を〔?〕とも〔?〕とも
伊を添たるを直ちと讀めるとも考合す可し、類聚名義抄上に謂〔?〕、汝往看之、奉〔?〕往看、實知〔?〕
之義なり、書上に奉之と有るは此の文體に似たり）然れば其可畏くは有れども此を想像し奉るに天地初めて判れて始め
て天日有り大地有りと雖も、未だ其を所知食す大君は定まり坐さざりつるを、二柱御祖神の御子と生れ坐て給へる此

天照坐皇太御神はしも、質性靈異に光華明彩しく大坐々して天地の内に照徹らせりければ、天柱を以て天上に送り奉らせ給へりければ、天日の四方八面を御照し給ふ大御光も定まりて後、其大地に照徹りて萬物の相生ひ成る有様を所知食し給はまく所思す時しも、其より以前に火神土神の相成し坐せる其御子稚産靈神、其御子保食神の成出で坐して其神等の成就へりしかば、愈見まほしく所思ほし成りて其神等の大技をも所知食して猶御力を副へ給はむ大御心なる此先ノ其一なり（其は天地の相交はり結びて萬物の成出づるは即ち天日の火と大地の土と相醸し成せるなるを火神と土神との御間に其神等の成坐せるは其體用有るが故なり、若て其御力を副へ給ふ御事は、其和魂を豊受大神の御許に副へ奉り給へる是なり）次には上にも云へる如く天照太神月夜見尊二柱の珍子はしも、其始二柱御祖神の何不ニ生天下之主者ニ乎と宣ひて生み奉らせ給へる御子等に坐々せば、皇太神は其御徳の比無く御在し坐すに依りて、天上を所知食す太神にては渡らせ給へども、此顯國はしも彼晝夜を持分けて守らせ給へるが如く、二柱にて相持たせ給ふ可き當然なる所由有るが故に、今茲に天忍穗耳尊を相成し奉らせ給へる其を天降して皇御孫尊と成し奉りて天下公民を所知坐しめ奉らせ給はむには、天津日嗣の瑞穗を定め其を貢進るを以て大御寶とし、其を[illegible]を以て[illegible]とし給ふ可き肝因の大業を定め給はむ御策此に在りて其保食神を令候給ふにぞ有るべき、是即ち衣食住の三の根元なり、此其二なり、（太神宮諸雜事記東三條後朱雀院天皇御世條に、七月十六日齋宮内侍乃託宣、侶我逆皇太神第一別宮荒祭宮也、而依ニ皇太神宮勅宣ニ今東所ニ託宣ニ也、天下四方乃人民皆皇太神宮乃御寶也云々と所見たる、此を以て高天原の主宰にては渡らせ給へども、天下國土も皇太神の御なる事を明らめ奉るべし、然れば天照太神其[illegible]にて此國

土を相保持し興平しまして其二柱の御子を以て、此天下國土を令所知食らし給ふ事、信に所謂ある御事になむ〕○受勅は、崇峻紀前紀に奉レ勅ミコトノリ云々と見え、又文武紀已有ニ勅イツクシキミコトノリ一云々、天照大神勅ミコトノリシテ曰云々、又勅ミコトノリ曰云々、舊事紀等に見え、勅日云々、因勅之日と有るを始めとして、美許登と云ふ限りも知られざる程の事なり、此等を何れも美許能理と讀むと有りて其思ふは所知なり、美許登能理と云ふ事も何どかは知らざらむ、勅字を御言に書る意の中に宣命の旨とも有るが如く、御命宣は御言の由なり、續紀第六詔に天皇詔旨今勅御事法者常事爾波不有と有る其は、前詔に今在宣旨、就中、宣者不有、此は行來逢宣止詔と有るを受けたる者にて、御事法も其行ひ給ふ大御政の副なり、其外諸詔などに多く現御神止大八嶋國所知天皇大命良麻止詔大命乎云々止宣と有るも御命宣と云ふ事を明しばして大命良麻止詔とは有るなり、〔常に勅宣と云ふ字を書きて言ふは字音に言ふめれども、其も古に美許登能理と云ひけるから然文字に書取れるを其唱へを亡ひたる者なり、猶此御事法の事下に云ふべし、〕○受は、字鏡に宇渡理と訓むべし、公式令に有ニ受ウケタマハル勅人宣ニ送中務省一云々と有りて奉レ勅の字と通はし被レ用たり、續紀第一詔に、授賜止負賜布貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐弖、第三詔に、立賜比敷賜夫法乎受被賜坐而行賜事止衆受被賜而恐仕奉云々、治可賜止讀賜命乎受被賜坐而云々、雖有不堪止辭白而受不坐在間爾云々、第五詔に、大命乎聞食悲止受賜云々、天皇大命乎頂受賜恐美、持而云々、恐美受賜往奉者、第十三詔に、大命乎受賜利恐美云々、第十四詔に勅止御命乎畏自物受賜里、第二十五詔に、貴支御命乎頂受給利恐支貴支挂畏支云々、畏之支貴支御命受賜乎卑等麻など有る、此等に何れも其の大命を受けて被賜るを云ふなり、又物を受けて被賜るをも然云ふ事詔中に多く見ゆ、萬葉十六（三十一丁）に、東、中

門由、參納來及、命受例婆なども有りて、受ニ勅に御言持と云ふに近し、二（十四丁）に、君之御言乎、持而加欲波久、十七（四十二丁）に、美許登母知、多知和可禮奈婆など有る是なり、（續紀第一詔、國々宰等爾至麻豆爾と有る解に云はく、「宰は守介掾目などを總云ふ、此を美許登母知と云ふは命持にて、天皇の大命を受賜り負持て其國の政を申す由の名なり云々」と云はれたり、此も其如くにて天照太神の御命宜を負持して此國土に降り赴かせ給へるなればば又同じ）○降は山城風土記に、月讀尊受ニ天照太神勅一、降ニ于豐葦原中國一、到ニ于保食神許一、時有ニ一湯津桂樹一、月讀尊乃倚ニ其樹一立之、其樹所レ有今號ニ桂里一と見えたれば、其地に初めて天降り著き給へりけむ事、傳八に註せる如し、記傳に垂仁天皇十五年御紀に到ニ葛野一自隨レ輿而死之故號ニ其地一曰ニ墮國一、今謂ニ弟國一訛也と有るを引きて、古は乙訓郡の邊迄係けて洽く葛野と云ひしなり」と云はれたる、其葛野は始此桂木に依りて起れる地名なる可し、太子傳に臨ニ楓野大堰一而宿ニ造假宮於蜂岡之下一と云へる楓野にして、和名抄に、山城國葛野郡葛野郷有る是なり、神名式に山城國葛野郡葛野坐月讀神社（名神大、月次新嘗）と見えたる、此地を應神天皇六年御紀に、知婆能伽豆怒塢瀰例麼と大御歌にも詠はせ給へれば、其郡郷名の如く葛野なる事更に論ひなき物から、猶風土記の說の如く桂樹の生立てりし由に據りて桂里と號けたるが本にて有りしを又葛の多在りし所なりけむから、似たる言の二合る故に終に郡郷の名共は葛野と成れるを、其傍に又桂里と云ふ名も遺存り傳はれるにてぞ有りぬ可き、（凡の名の紛れる所由も其似たる事ある時は如此く其中にて傳はれゝども、其處は別ならざる例猶各國に多在りぬべし、其の委しき事共は傳八巻に已に云へれば此には漏らしつ、後篇に謂ゆる月神の故事も有れども、其は此に更に由無き事共なり、思混ふ可からず）○

羽丁保食神社は但馬國朝倉山なり、偖此大神の產土は傳因に已に考註せるが如く、決めて丹後國にて坐む有りけ
る、其れが後に御在し坐し、當は丹後國丹波郡比沼麻奈爲神社の地なる事、下に引ける丹後風土記に所見たるが如
し、然るは後に高天原より此大神の御饗奉れと天降し坐しせ給へる其時は、降臨次第記に、淡路國三上嶽に降奉ら
せ給ひ、其より伊勢宮八輪島宮八國岐に移らせ給ひ、終に丹波國與謝郡比沼山の頂なる眞名井原に移御在し坐せる由
に傳へ云へるは、全く其現身と御在し坐して住ませ給へる境に其御靈を留め御在し坐しゝにぞ有りける、（其書は
元々集、又神祇本源などに引かれて聞ゆる兩部神道者の手に古く成れる物には有りけれども、又他なる書蹟共有りて
爭ひ難き事なれば決く正しき傳を取れるなる可し、其は天孫降臨章第二一書豐受大神御鎭座の件に委しく論ず可
し、）其は丹後國風土記に、比沼山頂有井、其名曰麻奈井、今既成沼、此時天女八人降來浴水、于時有老夫婦、其名
曰和奈佐老夫和奈佐老婦、此老等至此井而竊取藏天女一人之衣裳、即有衣裳者皆天飛上、但无衣裳女娘一人留、即
身隱水而獨懷愧居、爰老夫謂天女曰、吾无兒、請天女娘汝爲兒、天女答曰、妾獨留人間、何敢不從、請許衣
裳、老夫曰、天女娘何存欺心、天女云、凡天人之志以信爲本、何多疑心、不許衣裳、老夫答曰、多疑无信、
率土之常也、故以此心爲不許耳、遂許、即相副而往宅、即相住十餘歲、爰天女善爲釀酒、飲一坏吉萬病除之、
其一坏之直財積車送之、于時其家豐而土形富、故云土形里、此自中間至于今時、便云比沼里、後老夫婦等謂天
女曰、汝非吾兒、暫借住耳、宜早出去、於是天女仰天哭慟、俯地哀吟、即謂老夫等曰、妾非以私意來、
是老夫等所願、何發厭惡之心、忽存出去之痛、老夫增發瞋願去、天女流涙微退門外、謂鄕人曰、久沈人間、

不レ得レ還レ天、復無二親故一、不レ知レ由レ所レ居、吾何也哉、吾何也哉、拭レ涙嗟歎、仰レ天哭日、阿麻能波良、布理佐兼美禮婆、
加須美多智、伊幣治麻土比、由久幣志良受母、遂退去而至二荒塩村一、即謂二村人等一云、思二老夫老婦之意一、我心無レ異二荒
塩一者、仍云二比治里荒塩村一、又至二丹波里哭木村一、據二槻木一而哭、故云二哭木村一、復至二竹野郡船木里奈具村一、即謂二村
人等一云、此處我心成二奈具志久一（古事平善者云二奈具志一）乃留二居此村一、斯所謂竹野郡奈具社坐豊宇賀能賣命也と有
見えたる事の趣を思ふに、此大神阿波国に往坐しつる後に、其御祖神等又稚産靈神共に已に天上に昇り給へりければ、
大神は此與謝国に留り御在し坐しゝ間、此も天に昇り坐さむとして比治山頂なる眞井に御身灌ぎなどせむと爲給へりけむを、
其をさる時に右の如く押止められさせ御在し坐して、終に丹後国に留まり住ませ給へる事と諒りにたるなり。右の
天女八人と云ふは其分身に御在す可し、其和奈佐老夫和奈佐老婦と云ふは其も其阿波国なりし間神なりけむを、其社
ゝ故の事を知りて追去り此を奪め奉れりし者なりと見ゆ（神名式に、阿波国那賀郡和射神社和奈佐意富曾神社有り、
又和名抄に、同郡和射郷と云ふ有るも和奈佐と訓むべくして此に由有り）其は勝れて世に御功の高く貴く坐す大神の
御上には有る事にて、已に素戔嗚大神も彼御荒びに依れる事なれ共、八百萬神に被其を責められ、遂に天の其母神の許
みな令披めて其罪過を令贖め、已に神逐はれて天降り給ふにも甚く辛苦み給ふ事なりしかども、出雲国に天降り昔
如して後に吾心清々之と宣ひ賜はせ給へる頃ふり又比類なき御功坐せる大神と成り給へり、式には古事記に同じた
る如く、其国の大国主神はしも八十神に甚く害はられ給ひ、併、後に其御父大神の御許に参到給へるに、甚く苦み給ひ
蜂の室等に令寝給ひ、竟には御自打殺し給はむとさへに爲させ給へりし程の事にて有りし、其者等を出で給へるは

御父大神も共に心同し事と看坐、此云々の事に依りて同じ道を天下に大神と其御功同く御在し坐すが如く、此保食神も亦然り、初には其御供に食を供へ給ひ、又後には此月夜見命の御為に此に事有り、其に依りて食物を供奉給ふ御功坐せる大神とは成らせ給へり、（猶、此に保食神の共かて納め、穢く御在し坐しし時の御事にて、此時より漸々に其御徳の出來初めさせ給へるなりけり、天女善爲レ釀レ酒と云ふを以て知るべし）若て其老夫婦に逐はれさせ給へりし所に、「不レ得レ復久住一故」と宣へるは、其迦夫婦に依て、其親神産巣日神共に高天原に神留坐せれども、其御許にも上らせ給はずしと云ふ事ならめど、文に天にと云へるからに然著成せりし者なる可し、其天を仰ぎて哭は坐せ給へるにも其御皇神の御事を思ほし出でさせ給ふ御情なむ所見たりける、荒塩村には今も有りて、神名式に、丹後國丹波郡波彌神社有る地なり、丹後舊事記と云ふ物に、天酒大明神と申すと云へり、波彌は食にて食物の神と云ふ事なる可し、又木村は同式に同郡名木神社是なり、同書に、「豐宇賀大明神」と云へり、同式に竹野郡奈具神社今も奈具村に立たせ御在し坐して皆其跡顯然たる事なり、猶、右の土形里は謂ゆる丹波郡比沼麻奈爲神社の有る地にて、比治と云ふは土形の略にて云ひ、比沼と云ふは風土記に、今既成レ沼と云ふ其が乾たるに依れる名なる可し、細川忠興主の願國記に、「比治の眞名井原遲に礒砂山笛原寺と云ふ寺有り、此後山を比治山又是古山と云ふ、豐宇賀能咩命天降るの山なる故に如此云ふなり」と云はれき、丹後舊事記には御饌都神天降の地を咋石嶽と云ふ、咋岡神社の地なり、比治は土形里なり、咋石嶽の麓有岡なり」と云へるは其岡庄なる可し、今其比沼麻奈爲神社の立たせ給へる地を咋村と云ふと云へり、其も此比賣神の住ませ給へるに依れる地名とは知られたり、若て右の咋岡神社は式に咋岡神社と有れども、其地名など

に然云ふ上は古人の唱ふる方正しかる可し、右等を以て此大神の中間住ませ御在し坐し、地は其遺なりつる事を大に引ける攝津風土記に依りて思合す可くなむ有りける、（其御靈神等の已く上天に升坐しきと云ふは殊更めきたる説には有れども、已に傳十卷に云へるが如く、火雷神の御靈の上に在せるが丹塗矢に化て御子を令生給ひ、其御子に汝の父をと云へは甍を穿ちて上に升れるなどを以て知る可く、又稚産靈神の天に坐す事は明文抄に載せたる大倭本紀に、天皇之始天降來之時共副齋瓶云而子餘一合也云々、一瓶及子餘者天皇御食津神朝夕之膳向奉應日幣奉奉、大倭今宮内安置神社官所坐幣祭大神也と有るを、吉田兼俱にも釋紀より引かれて、一瓶は宇賀山宇氣神の御靈實に坐し、子餘一合は稚産靈神と、大和國之上郡天香向坐若御魂神社と有る神の御靈實になむ坐々ける」と云はれたるが如し、此神等は北國土に御在し坐す神たちには、遂々天上より御靈實を定めて天降し給ふには及ばざる事なり、此に其現身ながら天上に御在し坐すが故に係る事他の例其を見合せても曉る可し、其を以て此説を成せるなり）故其保食神の本縁なるの如く、丹後國と定め置きて其を祝し奉らむる文は、攝津風土記に、稻倉山在止與岐可乃賣神居山中以盛飯因以爲名、又日豐宇可乃賣神常居稻椋山而爲膳厨之處、後有事不可得已遂遷於丹波國比遲乃麻奈韋、一名と有る是なり、上に引ける山城風土記に、葛野郡社里に月夜見尊の天降給へるは其よりも初め謂を備へて、攝津國なれば其稻靈に因らせ給へるなり、倍稻倉と云ひて其稻倉山の故山と爲るは稻倉に供飯はひて天下の蒼生に食物を賜はむひしなり、倉稻魂を遣と云ふは御饌を爲さす御在し坐しゝなるなり、倍稻倉は御稻倉と云ふに同じ、其は出雲風土記意宇郡條に、伊奈頭美社有る、其を風土記抄に、伊奈久良大明神と爲すと云ひ、又上云々と有る、又に稻倉云

々と有りて、右の稲倉大明神鎮座の地なりと云ふを思合す可く、又神門郡稲積山の下に大神之稲積也と見え、稲田の下に大神之稲積と有るは共に稲倉の事なり、又太奈牟祭々文に田中仁淺良土毛稲積と云へるなどは稲を積める事なる言靈は明か著なり、又神名式に讃岐國刈田郡高屋神社今豐田郡高屋村に在りて稲積大明神と申して所祭保食神なりと云ひ、式外なれども播磨國明石郡大倉谷村に稲爪大明神と云ふ舊社有るも右と同じかる可し、高屋と云ひ大倉と云へる共に稲倉に由有り、然れば稲積と云ふは稲を積充るを以て云ひ、稲倉と云ふは稲を藏むるを以て云ふ稱にて、共に同じき事を心得べし、播磨風土記に、揖保郡稲種山、大汝命少日子根命二柱神在ニ於神前郡埴岡里生野之岑一望ニ見此山一云、彼山稲種可レ置、即遣ニ稲種一積ニ於此山一、山形似ニ稲積一號曰ニ稲積山一と有るにて愈以て明かなる者なり、（大同類聚方に、居加比米、山城國葛野郡稲積社乃宮遺乃家方云々と有り、式には載らずと雖も、然る社の有りけるなる可し、右の稲倉山の故事などに依れらむには、若くは葛野坐月讀神社の別社なるにや、和名抄郷名に、大隅國桑原郡郷、薩摩國河邊郡に稲積と云ふも見ゆ）右の稲倉山の所在今詳ならず、今云試に云ひて後勘を待つ者五有り、一には廣瀬社叢記に役優婆塞十九歳而入ニ箕面瀧一、又入ニ水是池一忽到ニ龍宮城一云々、其中央在ニ女靈之御形一云々と云ふに、側の取るにも足らざる事なれども、其水是池は若宇加賣命の坐す廣瀬社地に在るを、共に並べ云ふは古く其神の坐しゝ稲倉山の地なるを以て云傳りたるかと思ゆればなり、若て其箕面山は同上郡に在り、二には神名式に河邊郡黄布神社有り、今米谷（マイタニムラ）村に在りて黄布神と云ふ由なるは、稲倉山より闇龗神と轉り、其より黄布神と再轉れるならむか、米谷村と云ふも由有りげなり、三には豐島郡保久良神社（鎭坐）有り、上に引ける靈異記に、豐受大神の御寶貢の天降

りて鎭坐す中に淡路國布倉宮に坐すと云へるを、三原郡に幅浦と云ふ地有り、又出羽國飽海郡大物忌神社（名神大）は次に說くが如く倉稻魂命に坐すなるに、其地を幅浦（フクラ）と云へるなども合へれば保久良は寶倉にて稻倉と云ふに同じかる可くや有らむ、四には和名抄鄕名に島下郡穗積（保都美）あり、稻積に同じく、稻積は稻倉に等しき事有に云へる事共に思合すべし、五には東生郡に豐津稻生社と云ふ有り、其傳に往古下照姫命倉稻魂命を上社とし、其後三社を造營して稚日女尊月夜見尊を中社とし、香具都智命を下社として三社を齋奉ると云ひて、山城國稻荷神社などゝは大に異なる者なり、且つ出雲風土記に意宇郡飯梨鄕云々、大國魂命天降坐時當₂此處₁而御膳食給故云₂飯成₁と有るが如く、稻生と飯成と其言近きを、彼盛飯と云ひ又稱₂膳厨之處₁などゝ云ふにも思合せらるればなり、此地は朝野群載に定島高神之地と云へる傍にて、往古は山にて在りしかば其稻倉山などにもやと思ゆる任に云ふなり、然れども何れか其と今俄に定む可き證無きが故に、右の如く說を立て置きて後人の定めを待つ者なりかし、（和訓栞に伊勢國員辨郡に稻生村有り式に伊奈富神社と見え、朝野群載に四至を詳に記せり、保食神を祭ると云へり、龜山天皇文永十一年甲戌に勅あらせ給へる正一位稻生大明神の古額を藏むと云へり、稻生を伊那利と訓むと伊奈富と云ふと其唱は異なれども同神なる任に茲に出せるなり、後に物部守屋大連公の裔稻生氏の寳記を見るに、其社記を收めたり『正一位稻生大明神三社神代の昔より御鎭坐崇神天皇御宇御宮造神體種々御寳勅納有レ之、延喜式拾遺に伊勢國奄藝郡稻生神社、上神宮の西北を去る事七十四里、奄藝庄稻生村神路岡に在り、並て三社分れて東西二所に鎭坐、社頭南表本社大宮豐受驛江大國道神保食神、本朝五穀衣服の元神と奉₂崇₁即御食津神也、雄略天皇御宇神德を尊び驛江大國道命と奉號を降

も稱ふ、東別宮三大神宮豊受皇大神宮也稱大山祇命者、西別宮宗像三女神、合々稻生三社と崇ふ、又豊御饌都比賣神稻生社に降給ふ時御饌奉の地なり、都合稻生五社と稱す、兩社は内乳八丁四方當昔三年に一度正長未戊年に當り三月朔日より三日まで大祭禮有り、往古は京より勅使撿非違使參向の由舊記に見ゆ」と有り、右の郡江大國道神と申すは郡江は若くは富は郡閒なるか、閒を俗に毬の如く唱ふるか知れ難し、たるなるべし、大國道は大國魂の略にて、謂ゆる瑞穂と成し給へる神なるべし皆に神代よりの舊社と聞えて古社なる神社となむ言えたる、其四至の事は群載七卷に、嘉祥二年十二月攝政右大臣家政所下文、稻生社四至限ニ西限芹東我川、限ニ東内手濱、限ニ南井手橋南畔、限ニ北葉川曲郡界ト有り、雜事記に、三月三日奉郡司稻生社祭日也と見え水鏡記にも稻生社と作り）故其稻倉は稻積にて稻を刈藏むる倉庫を云ふなるに就て猶考ふるに、皇太神宮儀式帳に、竹首吉比古五百枝刺竹田乃國止白弖、佛田根倉神御田進と有るを、等由氣宮儀式帳に根倉物忌父と見え、其神宮に根倉社二所神殿遺ト掃清奉ル年別仕奉と有り、其社は神名式に多氣郡根倉神社有る是なり、故根倉の根は伊須の伊を略けるにて稻倉と等しかるべし、倭姫命世記に瀰御倉神を保食神是なりと云へるを以て其根倉社の祭神をも考ふ可く、又稻倉山の事に迄も及ぼして考合す可き者になむ有りける、（但し右の根倉神社を流本共に根倉に作るは、根の草體根の字に似たるから誤れるなり、延經神主の考證文谷川士清說にも根は根にて根倉なる可き由云ひて誤なる事灼然ければ今改め引けるなり萬葉十六に、荒城田乃、子師田乃稻乎、倉爾擧藏而云々）○月夜見尊と稻倉山との事に就て猶奇異なる說をなむ得たりける、神名式に、出羽國飽海郡大物忌神社（名神大）月山神社（名神大）と二座並

び坐して、今も鳥海山麓吹浦と云ふ所に立たせ御在し坐す、其大物忌神は大和國廣瀨郡廣瀨坐和加宇加賣命神社（一名神大月次新嘗）を天武天皇四年御紀に、祭二大忌神於廣瀨川曲一と有るを始として代々皆然り、四時祭式に、大忌祭と有るも大忌神祭と云ふに同じければ、大忌神と大物忌神とは決く同じ神に渡らせ給ふ事申すも更なり、其大物忌神社の祭神一宮記に倉稻魂神と有るを、廣瀨社緣起に此御紀を引きて又飢時生兒目子倉稻魂命、此大忌廣瀨社也と云ふに合へれば、疑ふ所無く此保食神に御在し坐す御事なり、●月山神社の御事を此に云ひては入亂れて混はしきが故に、其は此次に委しく明らめ奉る可きを、又止む事を得ずしては此へも彼へも打混かして云ふ事も有らむ、大龍光惠云ふ、其大物忌神の鎭り坐々す鳥海山に稻倉嶽と云ふ古より以來人跡の未だ汚さゞる陵峰有り、岩木に異ならざる山状と雖も犯して登り得ざるは、其神德の甚神々しく御在し坐すが爲なる可し、又訛りて稻村嶽とも云ひ傍に高森と云ふも有り、其總てを鳥海山と云ふも古き事にては有れども、若くは鳥は鳥を誤れるにて遠賀山とこそは云ひけめ、和漢三才圖會に、由利郡象潟神社祭神豐岡姫命と記せるをも思合す可し、又其山頂に數千の巖有り、其中に蝗穴と云ふ穴有りて、夏だに雪は消せぬ所なるに、蝗の多く集り居り、詣る人毎に其穴口に紙を押して歸るに其紙を食ひて其人の持てる田には蝗の害無き由にて、六月七月の間は近國より競ひ登る由なり、又奇しき事は其穴其に蝗の多く集がる年は里になく、里に蝗の害多き年は穴に少きなど昔より違はず、古語拾遺に、御歳神の怒、以蝗放其田」と云ふ事も有なれば、其害ふと損はざるとは神の御心に依る事なれば、然る蝗共も自由ならぬ令じとて其巣穴の中に籠居ひける者なめり、然るにても里にては冷氣に逢へば忽に亡るゝ虫の、山にては然計の雪の中に生存ふるなむ奇しかりける事な

りける、稲倉山の名と云ひ月山神社と云ひ又斯る神異の事と云ひ實に奇しく妙なるに其播津國の稲倉山の事に就て由有りげなれば、其所以をも云遣せたるに就て予思へらくは、其風土記に有下不レ可レ得レ已遂遷二於丹波國比遅乃麻奈韋一と有れば、喚に遷らせ給ふには非ずして、時々に通はれ給へる程此に來坐して稲倉社に住ませ御在し坐しゝを、又月夜見尊も追遷らせ給へるなりけむを、右の如くば月夜見尊は保食神の爲めには御敵にては有りしかども、後には殊に親しみ奉らせ給ふ由なりければ、其時などもや月山神は鎮り坐しつらむ、（此に一つ思合す可き事は、陸奥國津軽に岩城山と云ふ有り、俗に津軽富士と云ふ是なり、其山の神如何なる由にか、丹後國の人其國に入來り、又其津に著と雖も泊る時には必ず大に風雨を起して荒るゝ事なり、斯る時には領主より探索て其境を出し遣るに、本の如く日和に成る事信に争ふ可からざる所なりと云へり、如何なる神にて如何なる由とも知られざれども、丹後人とだに云へば忌むと云ふも此の故事に思依る事無きにしも非ざれば今驚かし置くなり、後人能く考ふ可し）續後紀に、承和五年五月丁卯、奉レ授二出羽國從五位上勲五等大物忌神正五位下一、餘如レ故、同七年七月甲戌朔己亥、奉レ授二出羽國飽海郡正五位下勲五等大物忌神從四位下一、餘如レ故、兼充二神封二戸一、詔曰、天皇我詔旨良萬止大物忌大神爾申賜倍止申久、頃年國司申、有二物怪一卜求二之大神一爲祟賜利、加以遣唐使第二舶人等廻來申久、去年八月爾南賊境爾漂落天相戰時、彼衆我寡天力甚不レ敵利、儻而克レ敵毛似レ有二神助一止申、今依二此事一驗革爾、去年出羽國司上言、大神乃於二雲裏一十日間作二戰聲一、後爾兵石零利止申利之月日與二南海戦闘一正其符契有利、大神乃威稜令二遠被一事乎驚異且奉二欣喜一、故以二從四位爵乎一奉レ授二開戸之封一奉レ充良久止申賜者久止申と見えたり、其兵石と云ふは下に謂ゆる石鏃の事なるなり、（神異の事は此を始として下

に擧ぐるが如し此は保食神と同神なる倉稻魂神に御在し坐せば、斯る兵事を助けさせ給へるは似著はしからざる事なれども、總て斯る大神には其從ひ奉る神等も多く坐す者なれば、其神をして令レ助給へる者にぞ有りぬ可き、三代實錄に、貞觀四年十一月乙丑朔、以二出羽國正四位下勳五等大物忌神一預二之官社一、同六年二月五日、授二出羽國正四位下勳五等大物忌神正四位上一、同年十一月五日、授二出羽國正四位上勳五等大物忌神從三位一、同十三年五月十六日辛酉、先レ是出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社在二飽海郡山上一、巖石壁立、人跡稀レ到、夏冬戴レ雪、禿無二草木一、四月八日山上有二火燒一、土石又有レ聲如レ雷、自レ山所レ出之河泥水溢、其色青黑、臭氣充滿、人不レ堪レ聞、死魚多浮、擁塞不レ流、有二兩大蛇一、長十許丈、相流出二入于海口一、小蛇隨者不レ知二其數一、緣レ流損者多、或染二濁水一、臭氣熏レ人不レ止、聞二古老一、未三嘗有二如レ此之異一、但弘仁年中見レ火、其後不レ幾有レ事二兵仗一、決二之著龜一、並曰三彼國名神因二所レ禱未一レ賽、又冢墓骸骨汚二其山水一、由レ是發レ怒燒レ山致二此災異一、若不二鎭謝一可レ有二兵役一、是日下二知國宰一賽二宿禱一去二其冢骸汗一と有り（其弘仁の度なるは如何なりしか正史に載られずと雖も、同じ狀の事なりしなる可し、大瀧光憲云、文化元子年にや有りけむ、右の鳥海山時々燒けて晝は白く烟立升り、夜は赤く火焰にて見えけるが、其山水の流るゝ限りは魚大小と無く悉く死亡てければ、人皆異しく思ひて有りける程、其の六月六日の夜大なる地震有りて、古より然しも名高かりける象潟も唯一夜の間に陸地と成竟てたりと云へり、此等も神の御上にては所由有る事ならむを、書紀に決めざるが故に其事の知られぬこそ慍ほしけれ）其事に緣れるなる可し、同十五年四月五日授二出羽國從三位勳五等大物忌神正三位一と有り、又元慶二年八月四日丁卯出羽國正三位勳五等大物忌神進二勳三等一、正三位勳六等月山神四等、

従五位下勲九等小物忌神七等、と又右中弁兼備中守藤原朝臣保則奏言、其三神自上古時方有征戦、祈禱奇験、其在月山従神奉授神、高之北夷の時一夜賊有悪事不相見、賊中援兵官軍蒙之、来之言神遠降臨、我衆為敗、将其司戦一官軍救援、同年前所請求加此位階将各神等、仍奉其験義云々、同四年二月廿七日、出羽国正三位勲三等大物忌神授従二位と見え、本朝世紀に、天慶二年四月十九日庚寅云々、官符三通出羽国云々、其等正三位勲三等大物忌明神山燃有御占と有りて、神階も甚高く進ませ給へし事は然る僕々の奇験に因れるなる可し、其小物忌神は元慶四年二月廿七日授従五位下勲七等小物忌神従五位上と有り、傳八巻に云へるが如く飛島と云ふに今大社と申す社有る是なりと云へり、土俗の傳に、「飛島の一名別ノ島とも云ひて、鳥海山より別れ飛びたる嶋なり」と云へり、大瀧光憲云ふ、「鳥海山より裂け飛びて別ノ島の出来れると云ふは、物にこそは記さゞりけれ、土人の相傳ふる所必ず然る可し、然もやと所思しき事は、今現に其山を見るに西方は半より頂上に至るまで倒ぎたるが如くして其東南北のごとくに山形是はず、又其山の南北共に巖石一も無し、西麓なる御崎山と云ふより上方には絵も河原などの様して大なる巖其幾萬億と云ふ數を知らず、海も亦然り、濱際は悉く巖石にて飛島に至る迄同じく唯一條の如くなり、且飛島に在らゆる巖石草木共に皆其鳥海山の物産と全く同種なるは、土人の傳ふる所信に諾ふに足れり」と云へり、予も時々其御崎山に至りて其形勢を見るに、然もやと所思る作に又光憲が言を諾ひ記す者なり）又三代實録に、仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月廿一日出羽國秋田城中及飽海郡神宮寺西濱雨石鏃、陰陽寮言、當有兵賊兵亂之事、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神、月山神田川郡由豆佐乃賣神倶成此怪、崇在不敬、勅令國宰奉幣諸神

慎学と見え、又同二年二月出羽国飽海郡諸神社辺雨二石鏃一と有り、上なる水神の使に兵石と云へるに其類なる可し、今も其土人は各二月九日山に入る事を大に禁む、若し此を犯して入る時は必ず石鏃来りて其身に当る事も有りと云ひて慎しむ事となむ云ふめるは如何なる所由とも知るべからざれども、現に今も然るは甚止事無き神事の必ず御在し坐すなる可し、又大凡は其石鏃の降る所定り有りて必ず大なる風雨の後など必ず散ばひ在りと云ふは、右の如き兵事の徴など耳にも非ず、土人の云へる神軍に用ひ給へりしが事畢りて落来るにてぞ有るべかりける、其国に傳へて石の鏃を神矢根と云ふめり、右の神矢根許寄しき物は世に非じかし、其質は水晶の如くして白く或は赤く黒く紫なるも有り青なるも有り、又は馬瑙石などの如く或は鈍色なるなど種々にて、其麗しき事云はむ方無し、其質は何とも皇国にても外国にても譬ふ可き物無し、其矢先の鋭利なる事蔵をも通しつ可し、其製様何れも一種ならず、鏑矢有り鴈股有り或は矛鋒の如く又は剣鋒の如し、皆爪などを以て削成せる状にて、神ならずしては必ず成し得まじき者なり、去し辛亥年、秋田へ行くとて大物忌神社月山神社に詣でたるに、神主鈴木重宜と云ふが社頭に来りて予に得させたるは、其水晶質のにて青白二種なりき、直ちに神宝と為て今も持蔵きて有る事なり」主税寮式に出羽国月山大物忌神祭料稲二千束と有るなども、餘社に超えたる御會釋なる者なり、又有に飽海郡神宮寺と云ふも、其両社の前に在りと聞えて委は甚々詳く識はしき事にては有れども、其頃然る事とは聞思し著かせ給はざる程なりしかば、即に神宮寺の有るぞ貴き御社なる論とも成りぬ可き事なりける、此御社を貞観十三年の文に在二飽海郡山上一と云へるは、今も山上に立たせ御在し坐して、夏頃人の詣つる所なる可し、然れども社家記には大同元年始レ遷二吹浦村一と云へれば、其山上

と云ふは神の所在にて鎮座地の事なる可ければ、其に社と云ふは神境の事なる可し、右の大物忌神社月山神社相並び給へるを以て今一宮兩所權現と申せるなり、此地を吹浦村とも西浦とも云へり、此事已に云へり、兵家茶話と云ふ物に載せたる古文書には、一宮兩所大菩薩と云へるも著く、右の西浦と云ふには神宮寺でふを始として僧坊三十六とか在りと云へり、如何に忌はしき事ならずや）○式に月山神社〔名神大〕有りて右の大物忌神社に並べるは、由の縁事に依れる事右に云へるが如くなるが、月山と云ふ山は古の出羽郡今の櫛引郡に在れば、飽海郡に其神社の有るべかしくも思えぬ事なれども、右に引けるが如く御紀に並べ載せられたれば、神は月山に坐すを、神社は飽海郡にて古より祭り來れる者なりけり、（玉吟集に家隆卿、過ぎて行く磯邊の夢路跡も無し、心に標し月の山本、夫木集に、知家、月山曇らぬ影は何時と無く、麓里に住む人ぞ知る、大進、久方の月の山邊に家居して、入時もなき影を見る哉、と有り、枕草紙に月の驛と云ふは此國なるか知らず）三代實錄に貞觀六年二月五日、授出羽國正四位上勳六等月山神從三位、同十八年八月二日、授出羽國從三位勳六等月山神正三位、元慶二年八月四日丁卯、出羽國正三位勳六等月山神進勳四等云々、此時の事は大物忌神條に就て見る可し、同四年二月廿七日、出羽國正三位勳四等月山神授從二位、仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月廿一日出羽國云々、雨石鏃云々、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神月山神云云、倶成此恠、祟在不敬、勅令國宰奉祀諸神兼愼警と有り、主稅寮式に月山大物忌神祭料稻二千束と有りて、總て大物忌神と同等に會釋ひ奉らせ給ふ御事にて其御社からの重く御在し坐す御事知るべし、此は傳八、度會宮四所別宮の第一に月夜見宮御在し坐すに等しく、始は此保食神には伴なひ給へりしかども、後に高天原より神逐はれさせ給

へる其程より豐受大神の御徳を顯はし奉らせ給ふ御事耳を勉め物爲させ給へるが故に、殊に崇しき御中間とは成給へる者なりけり、〔上に引ける天地麗氣記に、豐受大神の天降りて鎭坐し〻八國嶺と云ふは、今栗村山長壽院常樂寺と云ふに當りて、其奥院と云ふに伊勢宮と申して甚可畏き所に小祠有り、其ならむと所思ゆ、何故に此を八國嶺と云ふぞとなれば、云傳へて山城大和河内和泉攝津紀伊播磨備前の八國を眼下の如く望む所なればなり、其山の峯傳ひに一里許東方に片山と云ふ有り、傳云出羽國より片山と云ふ鍛冶來りて其處に住みける故に、吹革口など云ふ地名有り、其工が本國の片山より負來れる觀音と云ふ者を今祀れるは、例の本地と云ふ心にてなる可けれども片山神にぞ御在すらむ、斯る神代の故事も有れば、片山の名は既く有りけむを、刀工を其本國の名と等しきを緣として來り住みけるにや、山名は甚古くより然云へりけむと所思しければなり、然れど此は其内に依りて云ふ耳〕〔〇許は身所にて身の住みて居る所の謂なるなり、寶劔出現章第三〔一書に其在〔素戔嗚尊許〕と書され、其次には訓み分て今在〔吉備神部許〕也と見え、天孫降臨章第二〔一書には汝〔神非〕是吾處來〕者、海宮遊行章第四〔一書に今吾天神之孫〔許〕臨〕、第七一書に故當〔幸時必就〕吾處〔、第八〔一書に至〕君處〔とも至〕妾處〔とも有りて、許を登許呂とも、處を許登とも相通はし用ひたるを考合す可し、萬葉十三（二十三丁）にも余所、留跡序云なども有り、名義抄に許字を許登とも登許呂とも云へる是なり〕又許を賀理と云事有り、其は我許又は君許など云ふ類にて、萬葉八に、妹許登、吾去道乃、九に、妹許登貢草手折奈、十に、妹許行者、夜者雖深と有る、此等は十四に、伊母我理登吾波夜乃、其國從來吉我と有に比へて、許を賀理と訓べき所なり、十一に、吾許牟子之、吾許不來者、外宮儀式帳に、我許御卿神、神山許從來、其許從よ

聾ぎ之とも有る此は其字を伎加毛と訓る其上略にて、其身首に事を明て云るにて、其首甚く與き者なるなり〕○首は加牟倍と訓むべし、第六一書なる千頭千在百頭などの頭字は正しく加志良と訓べき所なる事、傳八に云へる如くなれども、本には加牟倍と訓り、和名抄に首頭釋名曰首（和名加宇倍）始也頭（訓上同一云三須之良）[illegible]面鳥首也と有り、頭の事は已に傳七に云へり、俗加牟倍は音便なるを、本に復して加牟倍と云ふは上方の意にて、一體を指さずして又凡に云ふ稱にて、下方を須曾と云ふは末外の意なる對なる可し、又喉に頭の方を上と竝て云へるも如し、第六一書に在る鍜頭の頭字は古事記に手上と有るに其訓の同じきを、頭字に上なる意有ればなり、又歌等にも其首を頭と云ふも亦此に同じ、俗此首字此の第十一書には美具志と訓み、第八一書には加志良と訓み、此にては加牟倍と訓を換へて調を成せるには、古人の深く心を被レ用たるなり、改む可からず）○國は此は下なる海字を宇那波羅と訓れば其に竝べて久邇波羅と訓みつ可き處なり、萬葉一（七丁）に國原波、煙立龍、海原波、加萬目立多都と竝べ詠み給ひ又（十二丁）立見爾來爾、伊奈美國波良とも詠ませ給へり、俗此を然訓むを如何と思ふむ人も有るなれども、唯國と耳訓みては口の足はざるが如き所なれば、必ず原字を加へて訓まずば有るべからず（然るに國と訓みては其保食神の生す所本より國土なれば治まり難かるを、國原と訓む時は國土の中の平なる地に向ひ給ふ事と聞ゆればなり）○嚮は牟加比給比志加婆と訓むべし、傳八向字の下に注し、又傳廻字の所にも云へり、名義抄に嚮字を與レ向通用と有りて、牟加布とも向登とも[illegible]牟久とも云ふ訓有り、○口は昨道にて食物の入通ふ路なる由なり、神武天皇御紀大御歌に、介眷茂箕耶、子惠志破餌介彌、何致彌比倶と有るも、其を喰へは其昨道なる口の塞らぐ由なる

なり、大同類聚方阿波仁阿奈都久毛乃の中に食薬と有り、和名抄に日所ニ以云ニ食一也と有り、然れば食を以ては有の

如く、昨道なる可く、言を以ては食道の義なる可きなり、（或説に凡物之生皆有レ口、而出口為也、訓為熱其物一也と

有れども、腐すは物の廢れ亡ぶる事なり、豈其謂ならむや）○飯は氣質の意なり、武烈天皇御紀に拖摩古保摂伊比佐

倍母理、推古天皇二十一年御紀に伊比爾悪志弖許夜勢屡など正しく伊比と假字にて書かれたる事なれども、其本は氣質

なりと云ふは、氣は食物の精にて人の性命を保つ所以の者なる事、已に傳八に云へる事其を思合す可し、質とは祝

詞式に多く酒と飯との事を汁爾母穎爾母稱辭竟奉云々と云へるを、中臣壽詞には汁仁毛實仁毛云々と云ひ換へたり、此

を以て穎と實とは一なる事を知るべきなり、又美を比と云ふ例は御貢を比都岐と云ふ即ち大津日間などに見たり、古

事記なる御刀之手上を、瑞珠盟約章に劒柄と書きて多加比と訓めるなど其例なり、是を以て伊比は伊美の意なりと

は云ふなり、淮南子註に精者人之氣也と云ひ、莊子刻意註に精者物之真也と見え、字典に増韻を引て凡物之純至

者皆曰精と有る、精字は米に从ひ青に从ひて其米は穀なり青は生なり、人精は穀氣に生れる意なり、其氣は又命

にて食氣を云なり、若し物を食はざる事日を累ぬれば、穀氣盡きて其人必ず命死なり、此を以て飯は命の本なる事を

知るべきなり）上に引ける風土記に居山中以盛飯と有るは、常に筒に飯を盛りて天下の蒼生を常に恵び給ふを以

て御德と成し御在し坐しけるなり、萬葉十六（二十丁）に飯盛而、門前出立、御待不来座と有る、、古に客を待

つには飯を盛る習俗なるを知るべし、就に鏡て思ふに、神功皇后十三年御紀に笥飯大神と申す御名有り、其を古事

記には伊奢沙和氣大神之命、亦名御食津大神、故於今謂氣比大神一也と有りて、其は...

社七座（並名神大）と有る神社の列事なるを、其故に上古より崇め奉るは保食神なりと云へり、然れど此の意の文の神名にて右の件の說と云ふ功に依れる神名にあらず申すべき謂なり、上なる延喜式の神名帳の在る社は際に見ゆ也と有り、又高橋二（二十一丁）に大宜津、宇賀能御魂と見え、延喜式に宇賀神と有るも是なり、倭名抄に宇介毛知と有り、俗には宇介と云ふ詞の有なる事、此事を以て知るべし、其文に宇賀能美多麻之御と有り、又食を宇介と云ふ例は其を已に挙げ、伊勢内宮に伊比賀比と云へり、飯匙と書に俗に杓子と云ふ是なり、今此に云ふは阿波国に大宜津比売命の小祠有りて、其神体を小泉保根が写せるを見たるに、左の様なる女体の右手に飯匙を持たせるなり、右の盛飯と云ふ事に思合せらるゝ故に今云ふなり、其高倉大神と申す事は淡路国に起りたる事なり、其は已に引ける風土記に曼荼羅の天降り坐す給ふ所を云へる三上嶽は、今津名郡に先山と云ひて観音と云へる堂を祀る所とは成れゝども、先字は既山と云ふを書誤へたるにて、一に荒山を日光山と云ふ類なる可し、其に上内膳村下内膳村と云ふ有るも、膳山の麓にて、本は加志波備と云ひけむ事均然し、次に布久良宮と云ふは福浦村、次に八幡島宮と云ふは三原郡八幡村なる可し、福浦村とは陰陽なる地なり、八国嶽の事は右に云へり、然るに同郡に飯山寺村と云ふ有るも思合す可く、慶野村有るも考合す可し、其は萬葉三（十六丁）に飼飯海乃、庭好有之、苅薦乃、亂出所見、海人釣船、十一（四十丁）に飼飯乃浦爾、依流白浪、敷布二、妹之容儀者、所念香毛など見え、次に時風、吹飯乃濱爾云々と有るも、飼飯に吹飯を云ひ係けたるにて、布留山を袖振山と云ひ係けたるに同じ、和泉国日根郡に吹飯浦と云ふも有れども其ならぬ事次なる香山津爾云々の歌は讃岐国なるを以て暁る可し、然れば此飼飯海は右の慶野村なる事灼然き者なり、今も慶野の松原と云ひて其国にては名高

き佳境となむ、（予が本國にては有れども、十里餘も隔れゝば未だ行見ず、此は妨く人の云ふを聞傳てるを云ふなり、千蔭が略解に、右の飼飯海の事を說きて飼飯は越前なり、此地名此に出づべくも思えずと云々、と云へるは疏漏なる事共なり、其は右の歌は柿本朝臣人麻呂羇旅歌八首と云ふ中に在りて、其一に三津埼、浪矣恐云々と有るは攝津國西成郡なり、二に珠藻苅、敏馬乎過、夏草之、野島之埼爾、舟近著奴と有るは、社名式に攝津國八部郡汶賣神社有り、三に粟路之、野島之前之云々は、淡路國津名郡蟇浦村（ヒキノウラ）と云ふに今も野島（ノジマ）とて有り、四に荒栲、藤江之浦爾云々は、和名抄に播磨國明石郡葛江鄉布知衣と見えて右の野島と相向へる地なり、五に稻日野毛、去過勝爾、思有者、心戀敷、可古能島所見は、同抄郡名に播磨國賀古印南伊奈美見ゆ、六に留火之、明大門爾云々、七に自明門、倭島所見と有るは、播磨と淡路との間なる大所を云へれば總てに係れり、其八は此飼飯海云々の歌にて其道次甚能く合ひ、十二卷なる悲別歌三十一首の中なれども、其にも次第有りて其前後を考合するに、其一に春日野之、淺茅之原爾云々、其二に住吉乃、岸爾向有、淡路島云々、其三に明日從者、將行（イナム）乃河之、出去者云々、此は右に云へる稻日野の事なり、其四は海之底、奧者恐、磯囘從云々と有りて地名を云はねど唯船路の歌なり、其五は右の飼飯乃浦爾云々、其六は時風、吹飯乃濱爾云々の歌にて、其六は禾田津爾、舟乘將爲跡云々の歌にて、其は上に云へる如く讚岐國なれば、又其道次の謂はずれは、右の飼飯海は越前國にては非ざるを明らむ可き者なり、一本には播磨國なる稻日野に御在したる可し、上に云へる如く、明石郡大倉谷村に稻爪大明神の社立たせ御在し坐すも由有り、古事記の稻氷命之[illegible]には稻日命と作れたり、然れば稻日野は稻飯野なる可し。和名抄には印南郡と一郡に立てゝ有れども、續紀天平神護元年五月

者に、吉備彦之苗裔云々、於二難波高津朝廷一家ニ居播磨國賀古郡印南野一と有りて、昔は賀古郡の内なりしなり、播磨誌に承和六年二月奏、在印南郡、播磨國印南郡佐突驛家依レ宮建レ立奉レ崇國氣比大神宮一云々と有りて、稻日野の氣比神社に由緒有るを思ふに、古事記黑田廬戸宮段に於二針間氷河之前一居ニ忌瓮一而云々と有るは、今賀古川と云ふ河の舊名なるが、印南野に從ひて流るれば氷河は稻河なるを知るべからず、又神名式に賀古郡日岡坐天伊佐佐比古神社御在し坐すも、（稻日）印南の舊くや、氣比は稻伎なるに就て稻日野と云ふ事の聞ゆ遺き難きに依りて此には云ふなり、右の日岡社の峰相記には少彦命と記せり、古事記副志比宮段に於二高志前之角鹿一云々、則坐二其地一伊奢沙和氣大神之命云々と有るを氣比大神の御事と爲るは誤傳なり、其は氣比神社の攝社に伊佐々別神社有る是なり、社傳に保食神の荒魂を應神天皇の祭り給ふなりと申ふ、予が說は別なり、神功皇后十三年御紀の傳に就て註す可きなり）也には又式に但馬國城崎郡氣比神社有り、今氣比村の西方絹卷山に立たせ御在し坐す、光孝天皇實錄に仁和元年二月十日授ニ但馬國正六位上絹卷神從五位下一と有る是なり、如此く其地名にさへに氣比村と云へるは分緣の事には非ず、決めて淡路より播磨を經て丹後に渡り坐すまでの間に令レ坐奉りし所なるにこそ、（其は但馬一覽記と云ふ物に、大物主神倉稻魂命大己貴命少彥名命天日方命在ニ淡路島一より此國へ人民を引連れて出顯れ坐々して、瀨戸の湊を切開き大河を通じ給ひしかば、洪水悉く流れ盡きて平地と成れゝば、山野を燒きて墾り給ひしかば蛇龍は逃去りて害を成す事も無し、倉稻魂命百穀を播こし民に五穀を作る事を教へ給ひて人民繁昌國家太平なり云々と云へるは、人混ひたる傳なれども此を證として世を成すなり）仍右に云へる進前の氣比神社七座（並名神大）は其後に續り坐しけるにて、其も神代よりの事な

る可し、貝原が八幡本記に「社家の說に云ひ傳ふるは保食神上古より此所に鎮坐々ましける、然るに應神天皇の御宇に仲哀天皇の託言有りて角鹿郡天筒峰に鎮坐有り、文武天皇大寶二年今の所に宮柱太敷立て遷坐申し奉る保食神と同殿に鎮め祭る其を氣比大神と云ふ、即ち今の本宮是なり」と有り、其七座と云ふは本宮三座、東保食神、中仲哀天皇、西神功皇后、東殿日本武尊、摠社應神天皇、西殿武内大臣、平殿玉妃命、右四座在二本宮之四閒一と社記に云へり、然れば神代より保食神は御在し坐せるにて其笥飯大神と稱へ奉るは其神になむ御在せりける、猶此御社の總ての御事は神功皇后御紀の傳に註す可きを、此は笥飯大神と申すは保食神に御在し坐す御事を云明らめ奉らむとてなり、〔傳七卷にも云へる如く、神名式に紀伊國伊都郡丹生都比女神社名神大月次新嘗と有るを、古くより高野四所明神と申して一宮丹生都比女大神、二宮高野御子大神、三宮氣比大神、四宮嚴島大神なり、然るを正應年中の古文書に、社當國壹文大神四開之境繩也云々、當社四所明神之中三大神號二蟻通神一云々と云へり、此を以て氣比大神と申すは蟻通大神に在らせ給ふ御事を明らめ奉る可きなり、又蟻通神と申すも右の如くは同神なり、蟻字音佐を用に轉じ、何の詞か略きて氣比に用ひたりし者と見ゆ、和泉國日根郡に蟻通明神とて名高き神社有り、右の紀伊國なるに依れば氣比神なれど、異しき字を書ける任に古くより阿里杼富斯とも讀べて云ひけると見えて、貫之集に、「紀伊國に下りて還上りし道にて、卒爾に馬の死ぬ可く煩ふ所に、道行く人々立留りて云ふ、此は此に在す神の行給ふならむ、年頃社も無く證も見えねど祟有る神なり、先々斯るには祈をなむ申すと云ふに、幣帛もなければ何事も得で、手洗ひて神御在しけるも無しや、抑何の神とか聞えむと問へば、蟻通神と云ふを聞きて詠みて奉りける、馬の心ち止みけり、貫之の同夜來に

御井は大宮に、阿遲杼霊を許に思ふ可しやは」と有りて、已く然云ふ處れり、然るを其より轉りて新も出の主の語は出來る者なり、然ればその社を氣比社と心得て有るべきなり、其日根郡に吹飯浦と云ふ有るも氣比に由ある事、上に云へる淺野の眞比を以て然云へるに思合す可し、此は新の言の傳なり、然るに氣比社の御靈を遷すは嘗翔なるが如くなれども、右の鶴賀山にて鹽土と云ふ事の有るに就て、氣比の事を云はでは得非ず、如此なむ其々しく、萬古は崇きありける」○鹽土老翁と謂める其宜し、故是を以て上なる國を久須婆と云ふべき事已に云へるが如し、鹽椎の事は神代十一に云へり、○鰭廣鰭狹は此字海宮遊行章第四一書にも出でたり、古事記同段にも火照命者爲海佐知毘古而取鰭廣物鰭狹物」と有りて、其下には海神悉召集海之大小魚」と見えて、鰭廣物は大魚、鰭狹物は小魚なるを自然に知らるゝなり、其同段に此宮殿に海原之魚不問大小悉負御背而渡と見え、此にも海宮遊行章に海神乃集大小之魚」と有り、又古事記に天宇受賣命云々、乃悉追聚鰭廣物鰭狹物以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之」と有り、祝詞式には御年神詞、風神祭詞、大殿祭詞、道饗祭詞、遷却祟神詞に青海原住物者鰭廣物鰭狹物、春日祭詞、平野祭詞、久度古開祭詞、鎭御魂齋戸祭詞に青海原爾住物者波多乃廣物波多乃狹物、大忌祭詞に青海原爾住物者鰭乃廣物鰭乃狹物と見えて、記し様に少の異はあれども皆一事なり、○右の古事記なる大小魚を、宣長大人は波多能比呂物、波多能佐物と訓れたり、定に謂びて宜しくは有れども、大使小使魚共と訓むべし、又海宮遊行章なる大小之魚を、古く登富志呂久、知比佐伎魚共と訓て有れども、萬葉三に、明日香能、舊京師者、山高三、河登保志呂之、十七に、安麻射可、比奈國之安[illegible]山高美、河登保之呂思と有るが如く、山の高きに對へて河の大なるを然云

ふ事にて、古義は遠灼然の義なれば遠き方の隈るゝ隈なく見渡さるゝ謂なる故に、魚の大なるを然云はむ事似合はし
くも思へらず、其小(チヒサキ)に對へて然云ふ例も聞著かぬ者をや。鰭は右に引ける共に波多と有り、八尋鰐の事を延竪ニ其
鰭背ニ而在ニ橋之小戸ー、古事記に僞ニ釣海人之口大之尾翼鱸佐々和々邇などゝ所見たり、八千矛神御歌に意岐都登理
牟那美流登岐、波多々藝母と有るに、鳥に翼擧(ハタタギ)と宣へるなれば、鳥の翼魚の鰭共に波多とは云ふなりけり、武烈天皇
御紀に太子放ニ影鰭袖ー移廻、向ニ前立直當ニ鮪歌曰、云々思寐我簸多を混相と有るを、釋に鮪鰭手也魚比禮也と見えた
り、萬葉廿(二十二丁)に、鵜河立、取左牟安由能、之我波多波、吾等爾可伎無氣念之念婆と有るを何面之鰭者なりと
記傳に云はれたり、童蒙抄に「海原の底まで澄める月影に、數へつ可しや鰭の狹物」吉歌なり、鰭の狹物とは小き魚な
り、と有り、和名抄に鰭、和名波太、俗云比禮、魚背上鬣也と見え、文選に注ニ鰭鬣ー是なども有る事なり、名義は端
事なる可し、神功皇后御紀に幡荻穗出吾也と有るを、萬葉一に旗須爲寸、注に、波多須爲寸など作り、其を波太と云
は其は葉の端ごり支別るゝ物にて其狀魚の鰭の如くなれば然云ふにこそ、又旗物の旗も右に同じきを以て云ふなる可
し。廣は開に同じ、手を伸して度を量るを尋(ヒロ)と云ふも、其開(ヒラ)きたる限を以て云ふなり、持統天皇の大御名を高天原廣
野姫天皇と申し奉るも、大御父天智天皇を天命開別天皇の大御名に對へ奉れるなり、萬葉十一(二十九丁)に大御名
背、審通者(シヅジ)、之爾久你乎、君志通者、須[illegible]とある、廣は正しく開くるを云ふなり、其は[illegible]、又
叢云とも有りて、其作は寛る意なれば開の反なり、其は神武天皇三十一年御紀に内木綿之眞迮國と有る迮字を、同
抄に佐久、又佐婆志、又須煩志と有る、此字を以て狹は寛き意なるを知る可し、一書に[illegible]と云へるも

管る國の開くる由なり、萬葉五貧窮問答歌に天地者、比呂之等伊倍杼、安我多米波、狹也奈理奴流、と有るを、天地は開けて有りと雖も吾爲は窄くや成りぬるにて聞えたり、然ればさは狹(?)、又貧窮の意の言なるを知るべき者なり、就其鰭の廣きと狹きとを以て大なる小なる魚共を云ふ稱と爲れば、其なる鰭の廣きと狹きとを以て鰭の大小を別てるに同じく、其を准ずれば古言になむ有りける、神代紀に、鰭廣鰭狹、同此訓物者、皆大小之魚也、古記云此稱物者、之稱中云、大魚小魚也云々、神祇式祝詞、鰭廣物鰭狹物、海物之內大小魚隣之稱也と有るに同じ、○山に在る獸に山佐有獸之所在故曰山佐毛麁毛柔と見えたり、傳六、八に云へり、○毛麁毛柔は古事記に火遠理命者爲山佐知毗古而取毛麁物毛柔物と有る、此に依りて訓むべき事云ふも更なり、其を此には海宮遊行章第一一書には、彦火々出見尊能得山幸云々、入山逐獸終不見獸之乾迹、第六一書に、入山獵獸など有りて、茲には毛麁毛柔とは云はずして直に獸と云へり、寶劍出現章第六一書に、畜產を部母能と訓み、獸を部陀母能と訓めるは古き訓なり、大殿祭後釋に、和名抄に獸、和名介毛乃、畜、和名介太毛乃と有るは相誤れるなる可し、神代卷に、同じ續きの文に畜產と訓み、獸と訓めるぞ正しかる可き、皇極天皇御紀天武天皇御紀に、六畜を牟久佐能部母能と訓めり、然れば畜は部母能、獸は部陀母能なり、後ながら源氏帚木卷に漢國の劇しき部陀母能と有るも此にて誠なり、古今集長歌に穢汚せる獸のと詠めるは、實は鷄犬なれども、獸に吠えけむと詠めれば此歌にては犬なり、然れば畜ながら是も獸の方に取りてぞ獸とは詠みけむ、倩、部陀母能は毛津物の意なる可し、古書に毛爲和物毛乃荒物とも云へり、部母能は飼物の加比を切めて伎なるを氣と云へるなり云々と有る、是にて聞えたり、然れば獸は毛を本として云ふ稱なりけり、（和名抄に此を

毛群類と云ふに收められ、又文選注云、毛群曰レ獸也、爾雅注云、四足而毛謂二之獸一と有りて、漢にても獸は毛に依りて號る所なるをも合せ思ふ可し、倭名に引ける海宮遊行記には獸を奢志々と訓めるは、其肉を喫ふに就て云ふ稱なり、其は次に云ふを見よ）大忌祭詞に山に住物者毛の和き物、毛の荒き物、風神祭詞及道饗祭詞に山に住物者毛の和物毛の荒物、祈年祭詞に山野に住物者毛の和物毛の荒物など有り、賀茂翁說に、「毛の和物は鳥を云ひ毛の荒物は獸を云ふ」と云はれたり、然れども獸は毛群なれば、然云ふ言なるを、鳥は和名抄にも羽族類に收めたれば、羽とは云ふべし毛とは云ふべからざるなりと己く思ひしかども、中々なる僻說にて有りけり、同抄羽族部に[illegible]羽毛也、毣（波都久呂比、漢語抄云毣[illegible]）鳥羽ノ毛也、又[illegible]、文選海賦云[illegible]（師說[illegible]）淋滲、文選海賦云鶴子淋滲（師說豆々介奈久）又日本紀私記云、倭[illegible]（トリノワキノシタケ）（師說止利乃和岐乃之多介）倭[illegible]（ヘラマ）也、[illegible]謂二鳥羽毛一也、[illegible]之局也、[illegible]也、今俗謂二保呂羽一是也）など有るは、何れも羽を毛と云へるなり、今も鶴毛衣（ツルノケゴロモ）と歌詞に詠み、東大寺藏聖武天皇御物に鳴毛屏風など云ふも有るを以て曉る可し、倍其を林と云ふは[illegible]なる用を以てなれば鳥にも毛と云ふは本なりけり、此を以て思ふに、鳥にも有れ獸にも有れ其の人の食用と爲る類の物は、此に出來たる事悉然し、（此に鳥と云ふ事の見えざればとて、[illegible]る者なり、[illegible]にも[illegible]不レ[illegible]飛鳥[illegible]と云へり、[illegible]と云ふ、今も鳥と云一ては、此の方の如く後にても然上代は相通はし云ひけむを相知らるべけり、和名抄羽族部に[illegible]文選注云[illegible]

たるは、たか、あか、い、と似たる事ない、まの古事に見えたり、古の祝詞共に然所見えたれば、甚く上代には耶にも作られ、ま當に人も喰ふ事にて有りしなりけり、但し古人は是以て咎をば忌まざりしなり、其由を忌む事は、古語拾遺に昔在神代大地主神營田之日、以牛宍食田人、于時御歳神之子至於其田、唾饗而還、以状告父、御歳神發ㇾ怒云々、宜以白猪白馬白鷄以解其怒と有るが如く、牛宍を以て田人に食はせ給ひけむ咎に依りて怒り給へるを、又に白猪白馬白鷄は神の忌み給へる内に、白馬は乘らせ給ふ料にも有るべく、白鷄は祥物にも有るべきを、白猪は下云ふ事の手にて牲に用ふる所なる物なれば食料にとは云はで給へるなり、是即ち猪は食ふ可く牛は食ふ可からざる證なり、雄略天皇御紀に大臣牛肉と有るは虚有り、下に其傳を載せて云ふべし、古事記中卷に、賤人の牛を牽て山谷に入るを見て云ふて、何汝飲食負ㇾ牛入山谷、汝必殺食是牛、即捕其人將入獄囚と有るに、古語にての事なれども、後に皇國の神法なれば上の古法を以て然思ひつる者なる可し、皇極天皇元年御紀に、隨村々祝部所教、或殺牛馬祭諸社神と有るは、或殺に殺牛の二字は幣の一字を誤れるにて、幣ㇾ馬にて祈ㇾ雨止ㇾ雨等祭に馬を幣と爲して奉らるゝ是なりと云へるは然る言なり、桓武天皇十年御紀に、斷下伊勢尾張近江美濃若狹越前紀伊等國百姓殺ㇾ牛用祭漢神上、又二十年御紀に、令越前國禁斷屠ㇾ牛祭ㇾ神と有るなどは、不須也因目汚穢き漢國の神を祀れるなれば、然る忌はしき事をも行へりし者なれば、上代の古法に係けて云ふべきには非ざるなり、（新撰字鏡に犠殺ㇾ牛祭ㇾ神也、宇牟須比麻豆利と云へるなど其漢神を祭れるなり、宇牟須比と申すは、我が皇祖大神の御名なるを取りて其祭に裝けたるなれば、又抱る可からず、此にても彼國に倣ひて釋典と云ふ事を行はるゝに彼制を用ひて獸肉を胙として被ㇾ祭る事、儀式式江次

第、公事根源等に出でたるが如し、然るに台記久安二年四月一日條に、往古禁中供レ肉見レ式、中古以來止レ之實有二人夢一云、文宣王云、太神宮當來臨莫レ供二肉食一止レ之と有り、此事鴨長明四季物語に、昔は猪鹿などを雁鴨なども御膳に奉りしを、白河帝の院にて渡らせ給ふ時、文宣王の靈有りき夢に見せ給ふは、此御國は天照す御神の御國なれば、唐土の國には似る可からず、我國にては然やうの物も苦しかりしかども、神明の嫌ひ給ふ物少しも奉らせ給ふ可からずとて猪兎は止められたり」と見えたり、古今著聞集にも、（二十）大神宮當時には昔は猪肉鹿肉をも供へけるを、或人の夢に、宣父の宣く、本國にては進めしかども、此朝に來りし後は、太神宮來臨同レ穢食供ず可からずと有りけるに依りて、後は供せず成にけるとなむ」と有り、太神宮來臨は如何なる事なれども、皇太御國に參來りては、祭典の日に皇太朝廷より下し賜はる供物にも、此の大御制に從ひ奉らむと告げけるは流石に孔子なりけり、然れば何れの漢神に在れ此國の人に祭らるゝ限の漢神は、牛肉などを以て祭レ祀る事を甘なふは、正しき神には非ざる可き事云ふも更なり、又猪は上古に常に食ひたりし事は、先づ古事記上卷に、故爾八十神怒而欲レ殺二大穴牟遲神一、共議而至二伯伎國之手間山本一云、赤猪在二此山一、故和禮共追下者汝待取云々と有るも、猪を殺（トリ）て常に喰ふ事なりしが故なり、出雲風土記に意宇郡宍道郷所レ造二天下一大神命之追給猪像南山有レ二（一長二丈七尺高一丈周五丈七尺、一長二丈五尺高八尺周四丈一尺）追レ猪犬像（長一丈高四尺周一丈九尺）其形爲レ石、無レ異二猪犬一、至レ今猶在、故云二宍道一と見え、又秋鹿郡大野郷和加布都努志能命御狩爲坐時、即郷西山待人立給而追猪犀、北方由之至二阿内谷一而其猪之跡亡失、爾時詔自然哉猪之跡亡失詔、故云二内野一云々とも有るは、何等は國神の常の習俗なりしなり、播磨風土記に[illegible]大神從二出雲一來

[illegible]

[illegible]を以て上古に於ける[illegible]を知るべきなり[illegible]

[illegible]

[illegible]上に引ける[illegible]

[illegible]

競捕獲之利、別探山海之物、此時野獵者終日馳射不得一宍、海漁者盡夜不得一鱗、漁已畢、率二群臣一、勅二陪從一曰、今日之遊膳與皇后一會此野遊、同賞歡宴、俗語曰佐知）野宿不レ得而還、遂至二代跡名二篭田村一と有り、野獣を供御に聞食す事の常なりし事を知るに足れり、又神功皇后紀に、麛坂王忍熊王共出二菟餓野一而祈狩之曰（祈狩此云二于氣比餓利一）若有レ成事一必獲二良獸一也云々と有るも、唯叫びて狩し給ふ事には有るべからず、神に獻らむ獸を誓び求め給へるならずば祈と云ふ事の所由非さる可き者なり、應神天皇十三年御紀にも、天皇幸二淡路島一而遊獵之と有り、仁德天皇三十八年御紀に天皇與二皇后一居二高臺一而避レ暑時、毎夜自二菟餓野一有レ聞二鹿鳴一、其聲寥亮而悲之、共起二可レ憐之情一及二月盡一以鹿鳴不レ聆、爰天皇語二皇后一曰、當二是夕一而鹿不レ鳴、其何由焉、明日猪名縣佐伯部獻二苞苴一、天皇令二膳夫一以問曰、其苞苴何物也、對言牡鹿也、問之何處鹿也、曰菟餓野、時天皇以爲其苞苴者必其鳴鹿也、因謂二皇后一曰、朕比有二懷抱一、聞二鹿聲一而慰レ之、今推佐伯部獲レ鹿之日夜及二山野一、即當二鳴鹿一、其人雖レ不レ知二朕之愛一以適逢獲也、猶不レ得レ已而有レ恨、故佐伯部不レ欲レ近二於皇居一、乃令二有司一移二鄕于安藝渟田一、此今渟田佐伯部之祖也と見えたるも、菟餓野の鹿の鳴を聆かして愛で給ひしかども、苞苴に屠り牟る事は停止させ給はざりしを見るに足れり、三代實錄に貞觀十五年八月癸巳、勅、攝津國河邊郡爲奈野於二品行中務卿兼上野太守親王一以爲二遊獵之地一、勿レ禁二百姓採樵一焉と有るも然思ひ合す可し、猪名野は神名式には攝津國河邊郡爲奈都比古神社一座と有れば、本は爲奈都なりしにや、然るを神名式には豐島郡爲奈都比古神社と有れど、猪名野と詠めるなり、姓氏錄右京皇別に爲奈眞人宣化天皇皇子火焰王之後也、攝津國皇別に爲奈眞人有りて右に同しく、

左京皇別上に猪名部造伊香我色男命之後也、攝津國諸蕃に猪名部造百濟國人中津波手之後也、同國未定雜姓に爲奈部首伊香我色乎命六世孫金連之後と有るなどより其處に出でたる雜なるを思ふに、猪名部は百濟より來たる事、上に引けるが如くなる可ければ、猪甘は猪養にて何れも其の業に由て稱つるなる可きに准て思ふに、猪の事を司る所まで有て、造營に事る職にて有りしたる可し、其十四年御紀に、爲二猪飼部一と有る甘は衍にて、大名に猪甘と有るに同じければ、其も猪飼の猪を飼ふ所にて中古の園池司などの如くなる可し、今も東生郡に猪甘村とて云ふ有りて、其高津宮より南なる地なる可し、古事記穴穗宮段に、猪甘老人山代之猪甘也と有るを以て、國々に其部有りしを知るべく、又姓氏錄右京皇別上に、猪使宿禰安寧天皇皇子志紀都比古命之後也、又和泉國未定雜姓に猪甘部首大足彦國押人命之後也云々など有るを合せて、古に其司を置かれしを知るべし、又履仲天皇五年御紀に、天皇狩二于淡路島一云々、允恭天皇十四年御紀に、天皇獵二于淡路島一時、麋鹿猿猪莫々紛々盈二于山谷一云々など有り、皆御贄の所たる事上に云へるが如し、古事記穴穗宮段に大長谷王の淡海之久多綿之蚊屋野多有二猪鹿一、其立足者如二荻原一、指擧角者如二枯樹一、此時相二率市邊之忍齒王一幸二行淡海一到二其野一云々、此事雄略天皇御紀にも有り、其二年御紀に、冬十月辛未朔癸酉幸二于吉野宮一、丙子幸二御馬瀬一、命二虞人一縱獵、凌二重巘一赴二長莽一、未レ及二移影一、獮二什七八一、每レ獵大獲二鳥獸一云々、問二群臣一曰、獵場之樂使二膳夫一割レ鮮、何二與自割一、群臣忽莫二能對一云々、入二於皇宮一語二太后一曰、今日遊獵大獲二禽獸一、欲下與二群臣一割レ鮮野饗上、歷二問群臣一莫二能有一レ對、故朕嗔焉、皇太后知二斯詔情一、奉レ慰二天皇一曰、群臣不レ悟、陛下因二遊獵場一置二宍人部一、降二問群臣一、群臣嘿然理且難レ對、今貢未レ晩、以レ我爲レ初、膳臣長野能作二宍膾一、願以レ此貢二天皇一、[illegible]

受曰、善哉、鄙人所レ云貴レ相ニ知心一、此之謂也、皇太后視ニ天皇悦欲ニ益ニ懐、更欲レ貴レ人曰、我之厨人菟田御戸部眞鋒田高天以ニ此二人一請將ニ加貴爲ニ宍人部一、自ニ此以後大倭國造吾子籠宿禰貢ニ狹穗子鳥別一爲ニ宍人部一、臣連伴造國造又隨續貢と有るは宍人部を置き給ふ始なる者なり、又四年春二月天皇射ニ獵於葛城山一、忽見ニ長人來望ニ丹谷一、面貌容儀相ニ似天皇一、天皇知ニ是神一云々、遂與盤ニ于遊田一駈ニ逐一鹿一、相辭發レ箭云々と有りて、此は神と共に遊獵し給ひしなり、又秋八月辛卯朔戊申行ニ幸吉野宮一、庚戌幸ニ于河上小野一、命ニ虞人一駈レ獸云々、五年春二月天皇校ニ獵于葛城山一云々、嗔猪直來欲レ噬ニ天皇一、天皇以レ弓刺止、舉レ脚踏殺云々と有りて、常に如此く御狩爲させ給ひし、宍肉を供御に聞食さむ料なるを思ふ可し、(右の膳臣長野は姓氏錄に皇別上に宍人朝臣阿倍朝臣同祖大彦命男彦背立大稻輿命之後也と有る其なる可し、和泉國皇別に膳臣阿倍朝臣同祖、大彦命之後也と有るを思ふに、元來膳臣なりしを宍膾の事に仕奉るを以て賜へる姓にて、宍人部は其に屬きたる部なるべし、)天孫降臨章天稚彦喪の所に以ニ鷦鷯一爲ニ宍人者一と云へれば、神代より已に在りつる名稱を用ひ給へるなりけり、又記に宍人膳宰包丁之言也と見ゆ、萬葉十六に、佐男鹿乃、來立嘆久、頓爾、吾可死、王爾、吾仕牟、吾角者、御笠乃波夜詩、吾耳者、御墨坩、吾目良波、眞墨乃鏡、吾爪者御弓之弓波受、吾毛等者、御筆波夜斯、吾皮者、御箱皮爾、吾宍者、御奈麻須波夜之、吾伎毛母、御奈麻須波夜之、吾美義波、御塩乃波夜之と有るを以て、古に膾に調りて其宍を食には爲し成けむ事知るべし、其膾と云ふ名も崇峻紀五年に、冬十月癸酉朔丙子、有ニ獻山猪一、天皇指レ猪詔曰、何時如レ斷ニ此猪之頸一斷ニ朕所レ嫌之人一云々と有るは、猪膾の事にて、事を比に譬へる大御口には有れども、其山猪は供御の用に獻れるなり、推古天皇十九年夏五月五日藥

於菟田野」と有るを始として、其後年々の如く有りしかども、此は既事なるを換給へるなどは後世の書には見えずと雖も、然る物を、御樂に率りて出でさせ給はざるを祝ひへし、萬葉一(七丁)に高市岡本宮御宇天皇代天皇遊獵内野之時、中皇命使間人連老獻歌、八隅知之、我大王乃、朝庭、取撫賜、夕庭、伊縁立之、御執乃、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利、朝獵爾、今立須良思、暮獵爾、今他田渚良之、御執、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈里、反歌、玉尅春、内乃大野爾、馬數而、朝布麻須等六、其草深野と有る、此御歌の状を以ても常に御獵の用には此獵を專と爲給へりし事を見たり。天智天皇七年御紀に、五月五日天皇縱獵於蒲生野、于時大皇弟諸王内臣及群臣皆悉從焉と有るに、(藥獵なれば常の例にはあらず、萬葉一に天皇遊獵蒲生野時額田王作歌云々皇太子答御歌云々、と有るは此時なり)天武天皇四年御紀に、夏四月甲戌朔庚寅、詔諸國曰、自今以後制諸漁獵者、莫造檻穽(オリシ・アナ)、及施機槍(オクコトフムハナチ)等之類、亦四月朔以後九月三十日以前莫置比滿沙伎理梁、且莫食牛馬犬猿鷄之宍、以外不在禁例、若有犯者罪之と見えたる、一は漁獵の法を定められ、一は肉食の制を立てられたるが、牛馬犬鷄は本より飼物なり、此を食ふ可からざる事、上に云へるが如く上古よりの御定なりしかども、當時此を犯す者の多在りけむから右の如く掟てさせ給へるなる可し、猿は人に類たる物なる故に此を停止られたるなめり、以外不在禁例とは猪鹿の類は更に禁めしめ給はざりし者なり、故萬葉一(二十一丁)に、藤原宮御宇天皇代、輕皇子宿于安騎野時、柿本朝臣人麻呂作歌云々と有りて其短歌四首の中に、日雙斯、皇子命乃、馬副而、御獵立師斯、時者來向と有りて、天皇は持統天皇なり、日雙斯皇子命は天武天皇々子にて持統天皇の御腹に生れ坐せる草壁皇子なり、輕皇子は其御子にて文德天皇の御幼名なり、此歌の趣にては前に草壁皇

子の御獵立たしし其御跡をトて輕皇子の遊獵し給へるなり、其御獵は何の爲なるぞと云ふに猪鹿を取りに出で坐しゝ事申すも更なり、（三卷に、長皇子遊ニ獵路池一云々の歌に、馬競而、三獵立流、弱薦乎、獵路乃小野爾、十六社者、伊波比拜目、鶉己曾、伊波比回禮、四時自物、伊波比拜、鶉成伊波比毛等保理、恐等、仕奉而と有るは其得物の、猪、鹿と鳥とを以て仕立てたる者なり、天孫降臨章に獸字をゝく志々と訓みたるは此の毛麁毛柔を云ふが其を志々と云ふは其宍の食用と成るを以てなり、偖右の長皇子は天武天皇の大御子なり、右等を考合せて不レ在ニ禁例一と云ふ猪鹿等なるを知るべし）大寶の神祇令に凡散齋之内諸司理レ事如レ舊、不レ得ニ弔レ喪問レ病食レ宍、亦不レ判ニ刑殺、不レ決ニ罸罪人、不レ作ニ音樂、不レ預ニ穢惡之事、致齋唯祭事得レ行、自餘悉斷、其致齋前後兼爲ニ散齋一と有る、此に社廟が遺典を以て文を成し給へるなるが、彼には食レ宍の文無きを、此の御制は然らざる故に加へさせ給へるなり、此宍は魚肉に非ず獸宍なり、其は臨時祭式に凡觸ニ穢惡事一應レ忌者云々、其喫レ宍三日と有る細書に、此官事爲レ忌之、但當ニ祭時一餘司皆忌と見えたるは、魚に非ず獸なる事明らけし、若し獸ならざらむには神祇の官人は僧徒の如く生の活の魚肉をも食ふまじき者と成るを如何にとか爲む、其上喪葬令に凡大祀在ニ散齋一而弔レ喪問レ病判ニ刑殺文書一決ニ罸罪人一者笞五十、奏聞者杖七十、致齋者各加ニ一等一と有るを以ても魚は平生に食ふ物なり、其故を以て特ニ除き給ふ計なき上に、神祇令にも然る大宍の事を記さる可きを、然りとは獸肉を以て此にては穢惡の物と爲し給へるが故なり、神事に獸肉を忌むの事の其に在り、（彼の宍食に宍を獸肉斗の事と云ふは誤なり、其は中古よりの言にて古書に...事有し、既に僧尼令に凡僧尼飲レ酒食レ宍五辛一者三十日、苦使若停ニ状者令一時レ須ニ三綱ニ其日限一云々と有る、文を

[illegible]の[illegible]する時は、[illegible]しめられたる者と云ひか、[illegible]
も之云へれど、[illegible]に引ける如く、[illegible]に可き文有る事に心附かざる[illegible]なり、[illegible]
[illegible]とも云へるが如く、[illegible]には凡て合生ある物の肉を食ふまじき等の物なれば、右の如く禽獣魚蟲共に合せて
此に許されたるなり、然れば[illegible]は[illegible]字なれども、下に引ける淡路天皇御紀にも、御贄雑宍魚等類と見えた
るも、[illegible]に制あて[illegible]云ふなれば其とは別なりける者なり、元正天皇御紀に、養老五年秋七月庚午、詔曰、凡[illegible]
[illegible]、[illegible]生[illegible]内[illegible]、[illegible]毛[illegible]孔子[illegible]風[illegible]仁[illegible]之[illegible]生[illegible]、宜[illegible]其放鷹司[illegible]、大[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、従今而後如有[illegible]須、先[illegible]其[illegible]待[illegible]勅、其放鷹司官人并職長上[illegible]之[illegible]
[illegible]と有る、此は[illegible]に[illegible]く[illegible]らせ給ひて天[illegible]の[illegible]にず成れるにて、此は禽獣に限らず魚蟲に至る迄を取るま
じく[illegible]てさせ給へる者なり、聖武天皇御紀に天平十三年九月[illegible]、詔曰、[illegible]陸[illegible]禽獣[illegible]、[illegible]兵馬
人衆[illegible]、[illegible]而[illegible]国[illegible]作[illegible]陸[illegible]、[illegible]人兵[illegible]猪鹿[illegible]計[illegible]頭数[illegible]、非[illegible]直多[illegible]生命[illegible]、宜[illegible]
[illegible]と有る、陸とは上に引ける天武天皇御時の制を云ふなり、陸とは右に陸罠と云ふ有りて禽獣を捕る具なれ
ば、乃矢鋒を以て捕る事は禁止められざりしにこそ、同四年秋七月丁未、詔[illegible]畿内百姓[illegible]四十頭[illegible]山野[illegible]令
[illegible]生命[illegible]と有るは[illegible]の[illegible]生なり、[illegible]の[illegible]に[illegible]こられ給へる事の甚しきを見る可きなり、陸を今本に[illegible]に[illegible]
れり、今[illegible]の古本に依れり、名義抄に[illegible]山谷[illegible]作[illegible]馬[illegible]と有りて、[illegible]に[illegible]作[illegible]と有り、通證にも[illegible]
[illegible]作[illegible]、漢[illegible]以[illegible]因[illegible]陸[illegible]、[illegible]日[illegible]也（[illegible]因[illegible]也と有り）[illegible]天皇御紀に、天平勝宝元年十一月[illegible]

己酉、八幡大神託宣向レ京、甲寅遣ニ參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等、以爲ニ迎神使一路次諸國差ニ發兵士一百人以上、前後驅除、又所レ歷之國禁ニ斷殺生一其從人供給不レ用ニ酒宍、道路清掃不レ令ニ汚穢一と有に、八幡大神を崇申奉る故に深く其意はせ給ふ佛樣に、曾禪はせ給へるなり、不レ用ニ酒宍ニは上に引ける僧尼令の法なり、又天平寶字二年秋七月甲戌勅、比來皇太后寢膳不レ安、稍經ニ旬日、朕思延ニ年濟レ疾莫レ若ニ仁慈、宜レ令ニ天下諸國始レ自ニ今日一迄ニ今年十二月三十日一禁ニ斷殺生、又以ニ猪鹿之類一永不レ得レ進レ御と有りて、殺生は當年限り、猪鹿を御す事は御世限りの事にて、後代の天皇の御迄も禁め進らせたるには非ず、此天皇は何よりも佛をば好み給ひて御在し坐ししかば、然る御世も有りし者なりけり、淡路天皇御紀に、天平寶字八年冬十月乙丑、廢ニ放鷹司一置ニ放生司、同甲戌勅曰、天下諸國不レ得レ養ニ鷹狗及鵜一以田獵、又諸國進ニ御贄雜宍魚等類一悉停、又中男作物魚宍蒜等並停、以ニ他物ニ替充、但神戸不レ在ニ此限一と有るは、此月に廢し進らせられて太上天皇の美しく政ごち給ふ程の事なりしかば、當に其御在なる御事共は出來りし者なりけり、（借此にには宍と魚とを別に載せられたれば、此宍は獸宍なるなり、神戸不レ在ニ此限一とは、神社に依りては古より毛麁物毛和物を奉り來れるも有るを、其迄に停止せさせ御在し坐さざりしなり、）其餘に然る事共も御在し坐さずて、天皇古より宍を始め奉りて群臣共に御饗立たせる事御世々々の御事共に出でたり、内膳司式に、近江國元日副ニ進猪鹿一と見えて、江家次第元日供御藥條に、猪宍一坏鹿宍一坏と有り、一年の始にすら斯く有れば、年中の節の供御にも此を忌ませまさで獻りける事申すも更なり、主計寮式に見えたる諸國の貢物の中に、鹿脯、猪脯、鹿猪脯などの猪はしも供御の料ならずは何の爲とか爲む、但し江家次第等共、坏の中に、只に鹿宍とと

見ゑ、塊穴一坏の下に、以二田鳥一代レ之と有るは、志々と鵄と音相近く、其鵄と田鳥の其性近からぬ故に代へ用ひたるにて、即に所是には非ざるべし。俗語に、猪和手と有り、鹿和手と有りて其頭に不言なり、然るを猪の志能志々と云ひ、鹿を加能志々と云ふは共に其実は、人の食用に供る者なるを以てなり、中にも猪を専に任せて志々と身も云ふは、鹿に充と有る物なればなり、然れども鹿を志加と云ふは宍鹿の訓なるなる可ければ、志々は宍猪の訓ゆるにて、猪宍鹿宍と云ふを打返したる者なりけり、（続日本紀宣命文武天皇八十七年詔紀などに鹿宍志々と訓めるも、其宍を食用に供るから其事を兼ねて共所にては鳥陀持能とは訓まれざる者なり）然れども其は保食神の言より出たるにて有利たる国津風なるにて斯く天上の儀式には非ざる者なり、其は古事記に、櫛八玉神の天之真魚咋を献られしを天御饗と有るを思ふに、大国主神の毛麁毛柔を御し、国風を改めて、鮮魚を奉れるに火を鑚出なども供るを天御饗と云ふにて天の風に倣ひ奉れるを思ふべくなむ有りける、畏まくも最も可畏き天照皇太神の甚く悪み嫌はせ給ふを以て見れば、天上の供御には奉らせ御在し坐さゞりし者なりけり、但し此は釈徒の如く其殺生を忌むに非ず汚悪を嫌はせ給ふにて、其趣は宝鏡開始章に見えたる素戔嗚尊の御荒びの中に、又見ㇾ天照太神方織二神衣一居二斎服殿一、則剥二天斑馬一穿二殿甍一而投納云々、由ㇾ此発慍乃入二于天石窟一閉二磐戸一而幽居焉と有る是にて、此事に依て素戔嗚尊は後に千座置戸の贖を債せ給へり、是畜獣の皮を生剥逆剥に為る汚穢を悪ませ給へるなり、然ればこそ倭姫命世記なる皇太神の御遷幸の所に、大川瀬渡給時御裳長流相、其瀬二不ㇾ浸坐一、其瀬号二御裳濯瀬一と有るも天上の儀式に然る大穢（イマシメ）の事有りつれば、倭姫命の其河を渡らせ御在し坐さゞりし者なり、皇太神宮儀式帳皇太神御鎮坐条に、亦猪

々事定給内七言云々外七言云々と有る、内七言と云ふは佛稱ヲ中子となどの類にて、當時も尚忌ませる御事なれば、後の事を始に及ぼせる事も尚然ければども、外七言は常有る事なれば、始に倭姫命の定めさせ給ふ事ならむ、其中に宍稱菌と有るは魚肉に非ず、猪鹿を云ふ事、已に上に引ける神祇令を見て知るべし、其も右の道饗祭の事などに依りて然定めさせ御在し坐しけむ事明らかなる者なり、但し實に皇太神の然忌嫌はせ給ふ物ならむには、天神御子の天降坐す時などに熟々御せ傳へらる可きに、然らぬと見えて已に彦火々出見尊はしも山幸御在し坐す故に山幸彦と稱奉り、御世々々の天皇尊等の荷前にも御し尋常なるを以て見れば、皇太神の大御心には非ずて此方より其宍肉を立てたる者の如く見ゆめれども、上古は唯神事に斗忌みて尋常の時には停止めさせ給ふ限には非ざりし者なりけり、然るに物事は年序を多く經るに從ひて其可き否ぬも微有る者なる故に、如此くして終に尋常にも忌むべき事と成り以て行きて、何時と無く其上の儀式の如くは定まれる者になむ有りける、其は姉の事なども其定め有らず有りし故に、同母兄弟妹を厭しく忌みて異母兄弟は否しからず、尋常の事にし有りければ異しとは待さりつらめど、數千百歳を經る内に何時と無く其宜しからざる事にして異母兄弟をも忌まず事古の同母兄弟の如し、是等は必ずその類にても何にても無く人心の改まれるにて、然改まりつるなむ取も直さず神の御心と云ふ者なれば、此も亦其如くなると知るべし、大寶令には既に漢様に世中の制を改め立てるにも神祇令なる六色禁忌の中に食宍を其一に載せられ、職制律には此を犯す者を徒の法有り、臨時祭式に凡觸穢惡事應忌者、人死限卅日、喫宍三日云々、其喫宍云日、當祭時、餘司皆忌云々、但當祭時、諸司皆忌と有りて宍を喫ふる類の事の部に載り收れたり、齋宮式に外七言、齋院式に忌詞と有りて宍稱菌と見え、貞觀大嘗會式

にも見ゆ神祇令一月（十一月）自二朔日一至二晦日一致齋三日（自二丑日一至二卯日一）其齋月之內、諸司不レ得レ弔レ喪問レ疾食レ宍、亦不レ判二刑殺一、不レ決二罰罪一、不レ作二音樂一、不レ預二穢惡之事一と有りて、此と同じく小齋祭と有りて其名みなにも云ふ事を思へば、其の其意は皆忌事に其を忌の不淨なるを、汚人穢に、其大御心と宜しき給ふ者の風習にて有りし者なり、然るを世の學者其意を思れば皆事に其を忌まで穢に依れる者の如く思ふに動きたる。佛は殺生を卑と爲るにこそ有りけれ、神は殺生は皆めさせ給はざれども其穢を以て深く其故はせ御在し坐す御事なれば、日を同じくして云ふ可からざる所なり、（殺生を神の卑と爲すで給はざる事は、保食神の此にて鰭廣物鰭狹物又毛麁物毛柔物を殺し作らせ給へるも、共に人の食ふ可き物として作り給へるなり、又古事記に天宇受賣命の條に（以）謂、乃悉追二聚鰭廣物鰭狹物一以問言、汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不レ白、爾天宇受賣命謂二海鼠一云、此口乎不レ答之口而、以二紐小刀一拆二其口一、故於レ今海鼠口拆也と有る如く、彼等は人の食用と成る事給ひの爲めにて人の養ひと成るに同じければ、神は斯る殺生をこそに達の嫌ひなき給へれ、佛とは甚く異なる者なれば、右等の事の佛に依れるに非ざる事明かりけし）延曆廿年五月十四日の太政官符に、定二准レ犯科レ祓事一、一大祓科物云々、右闕二怠大嘗祭事一及同齋月中弔レ喪問レ疾判二署刑殺文書一決二罰罪人一食二宍一預二穢惡之事一者、宜レ科二大祓一、所レ輸雜物具如二前件一、官人有レ犯坐レ祭見任、一上祓科物云々、右闕二怠新嘗祭鎮魂祭神嘗祭每年祭月大殿祭神衣祭等事一、及伊勢太神宮禰宜內人、及觸二御膳物一并諸祭之潔齋者、御日犯二弔レ喪問レ疾等六色禁忌一者、宜レ科二上祓一、雜物如レ右、一中祓科物云々、右闕二怠大忌祭風神祭鎮花祭三枝祭鎮火祭相嘗祭道饗祭平野祭園韓神祭日等祭事一及物忌齋月所レ行忌火供二忌物一忌事、及觸二穢惡事一須二御膳所一并忌火等祭齋日中、覲國宜及預二祭事一神官人及

犯二中レ貲四、須三六色禁忌一者、宜レ科二中祓一、輸レ物如レ右、一下祓料物云々、右四二箇條祭祀二及言二日二奉幣宜弁
須レ祭神戸人一犯二諸禁忌一者、宜レ科二下祓一、輸レ物如レ右云々と有るが如く、其神事の大中小に依りて祓にも大上中下の異は有れども、食事と云ふ事の穢悪に立つるを以て上件に云へる事共を思合す可きなりかし、其上祓以下にも六種と類はして触ければけがさぶ、六色禁忌と云ふ其中に含めたる事上に引ける神祇令の文を以て見る可し、總て祓と貝とは本一にして国家と神宮とに於て然しも、差別は無き事なれども、此穢悪を忌む事は殊に神宮は甚しく有りて、當に同じ様へて申とも云ふ程の事にて、永正記を見るに、一鹿食人禁忌猪食類、猿飯同、前食人百日、同火二十一日、又用火七日、是又用火百日云々、抑鹿食者百日禁忌并毎月百日不レ參宮一及二鹿食一百日忌火、以下事者不レ敢レ法要之、尚各々神宮之古例一者也と見えて、朝廷にては僅に三日の忌なるを、神宮にては百日の忌なるが、其を犯して贖罪を受けたる者世共に多く見えたるを思へば、實に天照皇太神の深く忌嫌ひ給ふ所にして、其即ち又上の種々なる事特然る者にこそ有りけれ、天宇受賣命の鰭廣物鰭狹物にも天神御子に仕奉らむやと問ひ給ひしかども、毛鹿獣毛を吐には無き事の無かりしを思へば、獣肉を食ふ事は國津神の御上には常なりし事にて、大宮にては更きて無かりし者なり、其に古事記に大国主神の國を奉して後に、水戸神之孫櫛八玉神爲二膳夫一獻二天御饗一云々と有りて、下に鱸釣る海人之口大之尾翼鱸佐和佐和邇控依騰而打竹之登遠遠登遠遠邇獻二天之眞魚咋一也と有る如く、魚を以て饗し奉りて是に天之眞魚咋とは云へるにて、毛麁物毛柔物を以て祭れるとは打異りたる故に、然る事に言ひ傳へる者なりけれ、一旦、永正記の頃はさて其を再びたる甲人は國々にて百日の忌なれ、己て其甲の火にては一日火を更へて廿一日の忌なり、

百人は此の際に至りて粗矢を負へばとて甲の是なり、丁人又其内の際に至りて粗矢を負へば百日一日の是なり、然れど
ト丁人は丁一日の際に至る前に、此人は行りて粗矢を負ひて嘆きに立てる者なり、其に就ても帝の軍を
ふるに、新嘗の祭の時に當ては更なり、五穀豊熟の為の祭の時に、奉る事ありて、祭には毛物を
るなりと云ふ事も見えて、国土にてうち付ける牛に賜る事有り、又古語拾遺には昔神代に大地主神の田を營る日、
るなり、其に白猪白馬は穀物豊年祭に近江國賦一頭と有るを生くながら引かず給へるなり、又大御
御年に白のなせ給へるなり、又其祠に毛麁毛和の事有り、然れども伊勢外宮は大宮神と同神に表らせ給ひ、内外宮に品
祭らせ給ふ豊宮の祭川と同神に祭らせ給へども、其には祠に云ふ所に拠れば、大宮の風俗を以て祭らせ奉り給
ふ皇太神宮の御祠に関はふ事なるが故なり、又新嘗祭はしる祠に高天之原尊稲坐皇御孫之命坐神と有れど
も、天孫降臨の時に天見真神乃坐神坐二神一日・其古代也と有る、其大己貴神の事を奉りて
に祭らせ給へる神等なるを、大神より皇御孫命に授け奉らせ給ふなるが故に、国よりの国土にて有来りし任に物し給へ
るなり、故毛麁毛和の事は祠に所見たるなり、還却祟神の祭は其より出でたる者なるを以て毛麁毛和の事は国より有る
等の事なり、右の祭を置きては春日平野等祭の如きなれども、其等は其制定ありて後に出来れるなれば無きも亦異し
むに足らず、然れば天上にて始まれると国土にて始まれるとに依りて自然に斯る差も有る事になむ有りける、一右の如
く新年以下の祭を高天原に事始めさせ給ふ祭なりと云ふ事に、昔より以来人の得知らぬ事なるを、予聊か見解有り
て已に祝詞講義に云へるを、此にても天孫降臨章に就て委しく云ふべければ其に就て見る可し、古語拾遺に、天照大神

者惟具惟宗尊無二、因自餘貴神乃子乃臣孰能敢抗と有るが如く、天地の間に在と有らゆる諸神はしも、皇太神の御勢に従ひ奉るべき當然なる事にし有りければ、同書に、其大臣命奉三達命神一供奉其験一如天上事と而敬へりし風俗の何時となく現人神の御心に移りて、神祇に獣肉を奉り又神事に其を食ふ事迄も停止め給ふ規模は出来りし者にて、是即ち皇太御神の大御心なる者なり、故上に引ける詞共に引合せて見るに、四時祭式大忌祭物の中にも鹿毛皮に當る物無きは已く此を他物に被換たるなりけり、風神祭料にも鹿角四頭鹿皮四張、道饗祭料には牛皮二張猪皮鹿皮熊皮各四張、遷却祟神祭は道饗祭に出で臨時祭式なる鎮魂神祭に引合ふ者なる事祝詞講義に已に云へるが、其祈物の中に僅に鹿皮四張と出でたり、右等何れも祝詞は古例の任にして更し改ずと雖ら、其品は右の如く已く換れる者なり、（此等は其奉らせ給ふ方より換へさせ給へるとは云ひながら、各其神等の御上にても皇太神宮の御定を守らせ給ふ可ければ、即ち其神の御心なる者なり上に引ける台記四季物語古今著聞集等に、獣肉を喰ふ事を嫌ひ申して、孔丘が人の夢に入りて此皇大御国にては皇太神の御定に従ひ奉らむと申したる云々ある者すら、獣肉をは皇御孫命の天照神とも申し奉る計の大御稜威御在し坐すれば難く得しき事なれば猶更を御見奉の由ある事と御在し坐して、御意に依らせ給ひて時としては御遊猟などには狩行幸させ奉らたる故の御事なれど、天上神に因ることを給ひこ其御には則食さずして有るなれ又神に奉らせ給ふ御事などは本来の事なり、春日の掛鳥、諏訪の鹿供の如く真鳥にも鹿宍を代代来る事は常則にて、總ては神に奉らせ給ふ御事などは固くさせ給ふまでの由にて、神の御心に適ける、其は古に御自御弱なたし、大國主神の御事などにも此を奉らず、其神人など且を犯す時は神の罪を受け給へ

る事にて、時々の禍福も神の御心にしも有ければ、或は吉に其事の祈禱しとて、其の禍福を祈りて[illegible]たるは中
中に神の御心に逆らふ事なれば、却て穢すなしき事になむ有りける、一異る事に学者の上にも有る事にて、一向に
古典の上に載せたる事とし云へば必ず其如くして善しかるまじき者と自ら心得人をも誡る事なからざる者なり、豈
学の上に上にして何事道も明らむべく、公法は公法として何事道も従ひ作るべき者と思はざる偏心と云ふ者なり、豈
然る事なし、我学の要旨と云はめや〇又曰山則毛能[illegible]日下に此に対へる一句有りけむ必ず機
せる事なし、其は上なる国と海と対ひたるに、此には山と云ひて其対へる物無きは事足はざればなり、若て其対ふ
のは必ず野なる可し、然れば其脱句と云ふは又曰野則甘菜辛菜云々日出と云ふ十二字必ず無くては他例に違へる
に違て、今本文には立てずと雖も此に補ひてなか其義を解くべし、其は大忌祭詞に山爾住物者毛能和支物、毛能荒支
物、大野原爾生物者甘菜辛菜、風神祭詞又竜田風神祭詞に山爾住物者毛乃和物毛乃荒物、大野原爾生物者甘菜辛菜と
有りて云所共に右の如く山と野と相対はせ、高橋氏文にも、山野海河者多爾久久乃佐和多流岐波美、[illegible]
岐波美云々と有りて、山と野を並べ云はれたるに合せて、此にも必ず脱句有るべしとは云ふなり、(但し同じ毛乃和
物毛乃荒物と云ふにも、出雲国造神賀詞には山野爾住物者云々と有るは、禽獣は山にも野にも有る物なるが故なり、若く云ひ
て甘菜辛菜のみ置く所無きが故に云はざるにこそ有りけれ、書には右の三例の如く必ず委しく有るべき所なり) 有
に山野を対へ云へるは更なり、鎮魂祭は御県神祭詞に御県爾坐皇神等前爾白久、高市葛木十市志
貴山辺曾布登御名者白而此六御県爾生出甘菜辛菜乎持参来氐皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食、故皇御孫命能宇豆乃

雜甞乎稱辭竟奉久登宣と有る、御縣は今京に云へる御園にて謂ゆる雜菓雜菜を植うる地を云ふなり、孝德天皇御世に至りて縣を郡に改められて天下の制度は大に改まりしかども、詞は舊に依りて右の詞を用ひられ、神社も昔に從ひて右の六御縣にて祭らせ御在し坐すと雖ども、御縣の實なく其を主る縣主も何も無くなりて、唯神社の祭のみは必ず其神社に就て被レ行し者なり、況て今京と成りては内膳司式に所見たる如く、京外に十四箇所の御園を置かれて日日の御は其より令レ獻給へるが、大和なりし古は御縣神と申せるを、此にては園神（ミソノノカミ）と祀は奉給へるにて其實は同神なり、其は職員令に園池司正一人掌下諸苑池種二殖蔬菜樹菓一等事上云々と見えたるが如く、本は園池司に掌れりし事なるが、其司を停止められて後は内膳司に屬させたる者なり、故清和天皇實錄には、貞觀三年五月甲戌授二園池司無位御縣津神從五位下一と有るが、延喜の內膳司式には園神祭（春秋並同）十四座（京北園二座、長岡園三座、奈良園三座、山科園一座、羽東志園三座、奈癸園一座、政所一座）有五位一座（京北園）六位十三座と有り、然れば園池司御縣津神と申すは其司に坐すには有るべからず、其司に在る園神なる可ければ右の五位一座（京北園）と有る其に當る可し、白銀の園神も同じ御縣津神に御在し坐す事今云ふ限に非ざるなり、此を先づ定め置きて立復りて右の御縣神の事を云はむに四時祭式大忌祭條に、是日以二御縣六座山口十四座一合二祭其幣物一者云々、但御縣六座別加二鍬二尺一と有るを祝詞に引合せ見るに、其山口神の事は後篇六御縣乃山口爾坐皇神等云々と有れども、御縣神の御事としては今も見ゆるは如何と云ふに其山邊神とは別神には御在し坐さざるが故に別に御名は出さざれるなりけり、右の園池司にも御縣津神と申せれば、御縣神も本より同神に坐して此の保食神に御在し坐す事の如此く相應へるを以て、此の縣

文の考に迄も及べるになむ有りける、〔然れども此の國神と天つ國神との國神と神名の同じきが混れはしく、又國名神は其の國々の國主の祖神ならむとの混れもして[illegible]有るが故に、[illegible]して[illegible]、其の委しき[illegible]は上に[illegible]言に云へるを、[illegible]

事を徴さむとての事なれば御縣御園等の祭神の定めざる由にては眼神とも云ふべき所なりける、右の御園の[illegible]津神に坐すに就て猶思ひ合す可きは、文德天皇實錄に仁壽二年二月丁卯朔甲戌、授近江國筑摩神從五位下、と有るは坂田郡式外なるが、神社啓蒙に祭神御食津神、按筑摩莊大膳職御厨之地也、運送色目載在延喜式第二、故以御厨所祭之神祠此地歟と有るも右の例に同じかりけむ）其甘菜辛菜の甘と辛とは其味を以て名くる所なり、觀蹟考に、「甘は菁茱薺の類、辛は蘿蔔野韮の類など種々なり」と云はれたるが如く、上件魚には鰭を以て號け、獸には毛を以て稱ふに同じく、必しも一種の名には非ず、廣く其類を聚め合せて云ふなり、又甘と辛とを以て稱呼と成りたるも在り、本草和名に女萎、和名惠美久佐、一名阿末奈、又黄精、和名阿末奈、一名末惠美、又麻黄、和名加都禰久佐、一名阿末奈、又白薇、和名美奈之古久佐、一名久呂久佐一名阿末奈など何れも物の本名には非ず、一名に阿末奈と有るは唯其味に就て云へるが一名と成れるなり、其例に依らば右の黄精なるも和名末惠美、一名阿末奈と有るべき例なれ、若て其阿麻は宇麻と通ふ故に、御紀に甘美（ウマシ）と書かれたるも常なり、（其は同書に青葙和名宇末佐久一名阿末佐々と有るを以て知るべし、又甘草和名阿末岐、千歲蘽汁和名阿末都良など見え、和名抄に疵嶕和名阿末阿加奈なども有り、又右の女萎黄精などに惠美某と云ふ名有るは、甘き物を喰へば其味の快さに咲（エマ）はしく成るを以て云ふなり、其惠美は咲（エミ）字の義な

る事云ふも更なる事なり）辛菜の例は和名抄に辛菜根細而長辛、（菫菜通）日韓之名、和名賀良之と見え、辛菜和名多加奈と有るも高辛菜の謂なる可し、令義解に五辛者一曰大蒜、二曰茖葱、三曰慈葱、四曰蘭葱、五曰興渠也と言るも、辛き菜を云合せて云ふなれば有等も辛菜なり、又蔓菁を俗に加良奈と云ひ、辛みを辛味と云ふも常なり、有等は何れも辛菜の属なるを知るべし、（和名抄に葷菜和名加良可之波、一云加良衣と見え又世に蕃椒などの如く言の上に加良某と云ふ物多くは辛の意なり、但し其中に外国の種類ならぬに云ふは、外国を加良と云ふ其言を借りたるにて有は辛に非ず）○品物は天孫本紀に所見たる十種神寶の中なる品物を久佐具佐能物と訓めるに同じ、猶此を古事記に種々味物と有り、斯る所に云ふ種々は天孫降臨章第二一書なる鏡玉を三種神寶と云ひ、古事記なる天之日矛が持渡來つる物を計へて並八種也と云ふ、種は草計の世に数多き物は無き故に其に数りて云へるにて、三種は三草八種は八草と云ふ事なる可ければ、種々は草々なりと云ふは同じる語にては有れども、熟思に必ず然にはあらりけり、種は此其と云ふ事にて、其一物を擧へて此ぞ其物と指に云聞つる語なりけり、故萬葉長歌に其肩（四丁）に[illegible]と寧したる類どもえ久佐多かり」と有るを細流に種々多きなりと註し、玉津抄に種は數の心なりと云ひ、又卷三（十丁）に春盛の節共華常ならぬ久佐具佐なり、少な（五十三丁）に花の久佐具佐を續ゐて家人の本草其中に栽ゑ立てたり」と有り、品も其名と云ふ事にて其も一種を取別ち云ふと同じければ、此を是其と云ひて種々と云へば此其此其と云ふ意、又品々と云ふ時に其名此名と云ふ事に成りて大抵異なる所なき者なり、然れば此の品物は只此其皆物と謂れて、古語なり、信濃國[illegible]御名方神[illegible]坐之處也治天下大神大穴持命[illegible]

訓別、云手以誰野、訓毛比手都木長草佐長岐毛也、故云毛野、今云毛良、者音之轉也、と有り、大日本紀方に訓故能云而云、訓都毛、又云酒なるを乃神代紀に毛比とも見えて是れ品の人名に多くと相ひたる例なしとて既に言ひ合せたるも古の例なるを云ふ酒を何と云ふにや、已に神武紀に（中）に云ふ古き訓を用ひて、酒瓮（母比）を古事記にも見えたる字掛（モタイ）に云ふ日本紀に（中略）ふの訓あるなどに見えたれば、是もに古事記に様々の物と有ればとて其に別れて云ふ言葉の語を訓むるに臨時の事とする人なるに見ゆ、今も食物の事に臨みては一品二品などと云ふも誠に然して云ふ言の様に見ゆる者とこそ云ふべかりけれ、又名義抄に品字に云ふ、又云都由都、又多具比、又比比々々、又波々比、又多良、又比志なども有りて又伴と云ふ類にし、霊言に、一物の異種なる品類など云ひ、又連類には品々しなる、と云ふも其身を立てて両事に云へり、然れば共に品を立てて品とは、又は品々と云ふ時は物を立てて云ふ辭なるべし、是れ通なるは然り、又云ふ言にて謂ふべし、前後の語なる品々を並立てたる物を云ふ意なり、有品物を云ふと云ふなり、悉に品物の言は是れ言に言て、萬物は、乃ち見ゆ、天利有地、品物咸章、三才本元、萬物資生、乃順承天、坤厚載物、含弘光大、品物咸亨と有るを見られたるなり、其は古に言し平なる物は、天下は彩を流ちて人の養生（ヤシナヒ）と成れる者なれば、其義を云よれたるなり一種、此品物は物の種々は味物にあたれるが、記傳に其れを云ふ種物と讀まれたるは宜しき云へき云ふ、又古語拾遺第三一書の天甜酒を、和名鈔に読み云甜酒を種作名と有り、其れを延喜式踐祚大嘗祭式には天甜酒とも多米酒とも見えたり、謂れは味物（タナツモノ）は足身（タミツ）物（モノ）、甜酒は足身酒（タミサケ）にて、共に身を足はし養ふ由なり、又あまり物と云ひ、其を食ふを多米流といふも、味より賜はる義なるは然る物にて、共賜と云ふ言も物を得て身を足はす由なれば其本は一

なる可し、大嘗祭儀式に、次ニ南國所ノ獻多米都物色目、其詞云、悠紀國供奉獻其國守姓名等獻進雜物、合若干荷、缶、中獻物黑木御酒若干缶、白木御酒若干缶云々、多米都物雜若干輿、飯若干櫃、酒若干缶、雜物、主基國供奉獻其國守姓名等獻進雜物云々、多米都物云々、進物者乎中臣波久止申云々、次奉宣旨給兩國多米都物於所司之旨有るも其食ふ可き限の物を押並て多米都物とは云ふなり、此事委しくは中臣壽詞講義に云へり、（政事要略廿六に引ける多米宿禰本系帳に、天皇御行宮、問大嘗、然之時供御大食也、已不闕食、仍召氏人等令作御飯、特賜二品物、小長田命作備御飯進御之時、天皇聞食、御食一品、此件御飯甚有香美、乎[illegible]、召小長田命賜嘉名、[illegible]御多米負賜彼[illegible]定多米連也、[illegible]大嘗殿亦任御田之職、賜食神命[illegible]之氏、[illegible]以[illegible]也なども有りて、食を多米と云ふ事甚々古かり、又姓氏錄に、多米宿禰多米連など有るは何れも右の事に依れる氏なり、猶此多米を美味と耳云はむは然る可からざる可し、總ての食物を多米都物と云ふ事には有れども、食は其甘味を尚ぶ故に自然に其義にも成れるにこそ）○悉は、事々にて物の有る限を具さに云ふ辭なり、古事記に、種々味物取出而作具而進と云ふ其なり、又惡神之音如狹蠅皆滿萬物之妖悉發云々、高天原皆暗、葦原中國悉闇云々、萬神之聲者狹蠅那須皆滿萬妖悉發と有りて、皆と悉とを並べ云へり、又此には瑞珠盟約章に故彼五男神悉是吾兒云々、故彼三女神悉是爾兒云々、寶劍出現章第六一書に、百姓至今咸蒙恩賴などの其例勝て計ふべからず、海宮遊行章第七一書に、伊弉諾相表羅斯[illegible]駁[illegible]と見えたるは、世の有る限を云ふなり、又萬葉二（卅六丁）に、[illegible]之[illegible]、[illegible]毛、[illegible]之[illegible]、[illegible]（廿六丁）に、皇神、[illegible]之神乃、御言乃、[illegible]國之[illegible]、[illegible]（六丁）に、阿[illegible]、久[illegible]知[illegible]

又（三十一丁）、今世所、人相召謂罰、日別罰、見在罰作、又（三十八丁）年式、在京諸司[illegible]、日集、[illegible]、許等々々波、所[illegible]々波見賜、十七（第五丁）に、古[illegible]可、久比[illegible]申、[illegible]之事、[illegible]、[illegible]々之祓、依[illegible]云ふと有りて物の作らる有る限を云ふなり、古事記に、[illegible]に[illegible]云ふ[illegible]有る事[illegible]す可し、（又[illegible]を見るに[illegible]と[illegible]とも[illegible]と、[illegible]部と云ふ[illegible]氏と有り、[illegible]理には別「[illegible]」[illegible]と云ひ、又「[illegible]」などと云ふ許数實にて、其も物の有る限を云ふなり、其[illegible]字は説文に[illegible]也と注せり○[illegible]には、古事記に、種々作具と見え、其中巻に赤山河之物悉備設とも有るが如く、上件口より出でたる物を為に作り其を神に奉れるなり、今、神に物を奉る事を備ふと云へるも是にて古言の傳はれる者なり、但し此は其奉し方に就て古事記に依りて説くべし、其種々作具とは米は飯に炊き魚と獣とは或は膾とし或は炙とし或は羹として調し奉れるなり、其は播磨風土記に、「[illegible]司乃食膳[illegible]膳夫之庭」と有る、膳夫は加之波天部久米と訓むべし、臨其膳を立云ふなり、景行天皇五十三年紀に、膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以蒲為手繦、白蛤為膾而進之と有る膾字を那麻須と訓み、其を高橋氏文に真味清造献御食、爾時称磐鹿六鴈命申久、六鴈命新[illegible]天膳御食、出白大云々、此時勅久、御膳所稱物間給と有りて造とも新嘗とも作たり、又其文中に「為膾及煮焼雑造盛天」云々と有り、上に引ける雄略天皇二年紀に、獵場之樂使膳夫割鮮、何與自割云々、膳臣長野能作宍膾、願以此貢云々、[illegible]之膳人云云、以此二人請為宍人部と有りて、此には宍を割る人を膳人と云へり、此等を以て古の膳夫の調をも求む可く、又其膳夫之庭は謂ゆる御厨なる事をも知るべきなり、和名抄に、厨和名久利夜、庖屋也、庖厨調魚鳥之者

謂之庖丁、俗云台所也と見え、名義抄にも厨屋也と出でたり、然れば久利夜は厨久理夜の言なりたりし者にて、儀式に謂ゆる料理院と云ふも其時の事を云ふなり。践祚大嘗祭式に、凡料理御膳一事[illegible]小斎人[illegible]陸行云々、又作酒屋一宇、酒屋一宇、麹屋一宇、器屋一宇、大炊屋一宇、供御膳屋一宇、料理雑魚屋一宇、備[illegible]屋一宇云々と有りて此は屋の名なれども料理と云ふ事の廣く有れるを見る可きなり、（皇大神宮儀式帳に十六日夕大御饌、十七日朝大御饌[illegible]、並御[illegible]作内人造奉御饌机[illegible]、忌鍛冶内人造奉御贄小刀乎[illegible]、[illegible]百姓供進[illegible]御贄乎御机上爾備置[illegible]云々、御贄断理畢云々とも有りて、作具の作は料理の事なるなり）備は多数にて、古事記傳[illegible]百取机代物を御饗と有るが如く不足ぬ事なく物を足はし極めて奉る事に云ふなり、春日祭詞に[illegible]、神寳[illegible]御[illegible]御刀御[illegible]御馬[illegible]備奉理風神祭詞に比古神[illegible]御服云々、[illegible]御馬[illegible]御鞍具[illegible]、平野祭久度古開祭詞に進流神財波云々御衣波云々、[illegible]備奉利[illegible]、鎮火祭詞に進物波、[illegible]照妙和妙荒妙[illegible]色物乎備奉[illegible]、大嘗祭詞に宇豆乃幣帛乎[illegible]妙照妙和妙荒妙[illegible]備奉[illegible]、遷却祟神詞に進幣帛者云々[illegible]、備奉[illegible]など有りて、云々[illegible]奉[illegible]、或は如横山置高成[illegible]と云ふべき所なるに換へて備奉[illegible]と云へるを以て其義を明らむ可し、又御酒者[illegible]高知、[illegible]満[illegible]と云ひ、或は御[illegible]取並[illegible]など云ふを以て、備は[illegible]の意なりと云ふも[illegible]には非ざる言[illegible]し、[illegible]文に、[illegible]御食[illegible]、供御[illegible]とも又[illegible]河[illegible]云[illegible]乃[illegible]物[illegible]煮物[illegible]肉醤[illegible]供御[illegible]物等[illegible]と見え、萬葉十（十四丁）に、梅花、[illegible]、折[illegible]、[illegible]可[illegible]と有るも物を一に合せて供ふる意にて、上に云へる共に異ならざる者なり、（供備又は[illegible]などの[illegible]の[illegible]なり、[illegible]

き上巻第六、又常幣帛、及常陸風土記と見ゆる、又俗字なる事は、佐土記等とも、先言等とも、作置平とも、和奈岐とも、奈久とも、作半非久とも、皆其を同じ意なる、其字は木とを皆奈布に同じ○百取は、母々理登理と訓めり、と續紀〔四巻〕に三十二世に大山咋神乃座と云々、百取机代物、百机代は神紀〔第六巻〕に五條に見ゆる、古事記にも其に在る百取机代物と有り、又其祝詞に出日
机代物と云々、と書紀に天石窟〔神代〕、百人目取之机也、推古紀百席之和名抄文赤以之と有り、佛典百取は百人して一机取など註に見え、百取は机の數の多きを云ふ中にも其上に置き並べたる物の色目を云ふにて、百とは其を備ふる物なる事なり、今も衣服又は器物などの色目の多き時に、一通り二通りなど云ふは、一取二取と云ふを云ひたる者にて、此に百取と云ふは其數を盡して云へるなり。（右の一通り二通りと云ひて數を成さゞるを、古より然心得たる人の無きは如何にぞや、若て其を一取二取など云ふは其物を區別ち云ふ稱なるなり）机は、坏居にて、上古には其物を載する器なりし事古に見ける文共を以て知るべし、延喜祭式に御酒器云々、山背住物十云々、大野見嶋生物十云々、倉稻魂作物百云々、爾宜高見嶋山之百々八物前、道河是塩尓皆と有るを記傳十六〔二十七丁〕に引かれて、一八は凡の意にて凡物は凡代物と云ふに同じ」と云はれたる然る事にて、御酒以下の食物を載せて奉る器故に凡物とは云ふなり、皇大神宮儀式帳に十六日夕大御饌、十七日朝大御饌、其御前作内人造奉御饌机置云々、志摩國神戸百姓佳進御蚫螺等御贄爭御机上爾備置云云、天照皇太神乃大御饌供奉と見え大嘗祭式行列に御饌案御酒案御酒器案など有る、此案も皆食物を載する器なるを知るべし、（其中に御饌案と云ふも有りければ食物身には限らざる事なれ

ども其名義の起る所は食物に在る事共に云ふを見るべし、又切机と云ふ目有るは、俎（マナイタ）の事なり、其を且と云ふは眞魚を切る板なる義にて、此には切る略き、切机には其眞魚を省きて切る事耳を以て名と爲るなり、儀式帳には魚机と云へり）其坏と云ふは、高橋氏文に堅魚と八尺白蛤とを得て奉れるを、即大后譽給比悦給比詔久甚味淸造欲レ供ニ御食一、爾時磐鹿六鴈命云々、爲レ膾及煮燒雜造盛天見ニ河曲山梔葉一天、高次八枚刺作見ニ眞木葉一天枚次八枚刺作天云々、供ニ御雜物一云々と有る、高次平次は高坏平坏にて食物を盛供ふる器なるなり、居は其處を落著く所として物を置く事なり、居ニ忌瓮一など云へる是なり、萬葉十六（二十九丁）に、所聞多禰乃（カシマネノ）、机之島能、小螺乎（シタダミヲ）、伊拾持來而（イヒリヒモチキテ）、石以都追伎（キ）、破夫利早川爾、洗濯（アラヒソソギ）、辛鹽爾、古胡登毛美（コゴトモミ）、高坏爾盛、机爾立而、母爾奉都也、目豆兒乃刀自、父爾獻都也、身女兒乃刀自（ミメツコノトジ）と有る、此歌の高坏に盛り机に立つと云ふは机に居る事なり、此を以て机は坏居にて食器に居たる臺なりとは云ふなり、和名抄に机和名都久惠、案屬也、史記云持レ案進レ食と有り、（同抄文書具に書案作二、下ニ都久惠一と有るは、食器の案を文房の具にも用ひる事なるが故に書案とは云ふなりけり、然れば西戎にても古へ即皇國の古に同じく、机は本は食を載する器にて文房の事に用ふるは後なる故に書案と云ふ熟字は有る者なり）〔時々阿布閇と訓めり、名義抄には叉字をも然訓めり、貯字には然る訓も見えざれども、伊賀叉伊流、又多久波布、又貯作牟、又帶牟と訓み、又の字にも積聚作牟、又夜志那布など有り、又字鏡集に杙字を阿那波留流とも、畏良倍流とも見え、又蝨（カサネアシ）字を阿那布と訓みたるなどを、考合するに、入れ納め積みならべ重ねる意を兼ねたる言なり、此を以て思ふに、阿布は淺にて布は布流布積と活けるなりけり、右に引ける遠朝祭神詞に横山之如久几物置而是民奉宿と有るをこと云、机

上に物を置て積重ぬる由の古言なる可し、然れば淺とは上方に物の重り殘るを云ひて、水などに云ふも其の理もとに依りて水の上に成る由なり。古語拾遺に「以鐵充[illegible]捕陸中、因錫[illegible]作」と有るを註して[illegible]と有るをも高合せ可きなり、然れば淺明といふも淺き水を云ふ言にて、此淺は淺の意なるも誤りて[illegible]と云ふまこそあれ、所謂は淺に上なる事にて、物の上方に淺明に見ゆるを云ふ言なる可し、一般は淺背なり、[illegible]は淺[illegible]なり、字は淺音なり、何れも上方に見ると見ゆる事を云ふなり、上なる札字を阿作波[illegible]と云ふも、札は人の目に著く方に[illegible]に著す物なればなり、和訓栞に阿部門は神代紀に貯字を訓み、萬葉類聚に「[illegible]字を訓めり」、貯へ又はふるの意なりと云へり、俗に離是淺を阿也淺とも云へり、然れば合せ見る義なる可しと云へれども、然りとは聞え難し、此の書云に、其阿門を取饗應の後と同じ切るべし、[illegible]出雲[illegible]三一書に波[illegible]可畏之[illegible]取不[illegible]、乃以[illegible]八[illegible]肖[illegible]曰[illegible]及と見え、古事記御天降段に於「出雲國之多藝志之小濱」造「天之御舍」而水戸神之孫櫛八玉神為「膳夫」獻「天御饗」云々、[illegible]宮段に、其[illegible]代物[illegible]御饗[illegible]云々、日本[illegible]原宮段に作是[illegible]膳宮[illegible]而獻大御饗[illegible]云々、然而其弟[illegible]之[illegible]大[illegible]其[illegible]云々故爾天[illegible]子之命以[illegible]八十建[illegible]於是[illegible]八十建[illegible]設[illegible]八十膳夫[illegible]云々と見え、御紀にも於[illegible]川上[illegible]社[illegible]宮[illegible]而[illegible]饗とも、卽作[illegible]八[illegible]食[illegible]之など、其外にも有りて俗に人を饗應す事を振舞と云へるなり、播磨風土記に、又[illegible]云々、卽[illegible]阿[illegible]、故[illegible]、[illegible]とありて、[illegible]などいふなり、併阿門と云ふは合[illegible]の意にて、酒食を並ぶる[illegible]し、又人をも我[illegible]に[illegible]て酒食を饗する事にて、其向の人に食物を以て進侍るを云ふなり、皆に同じ處に居る人に食物を進むる事を饗とは云はず、行とか來と

かしての事ならぬを然云へる事無し、名義抄に饌字を阿布とも阿閉須とも阿流比とも有る其阿流比は饗言延行事為六一書に云、命百机以貯二主人之禮一と有りて、此と同じく饗して客を饗應す事にて有るなり、(故饗應を阿倍と云ふは饗物を持て其阿流自を成すを云ふなり、其を布流布と云ふは饗膳の意にて、其客に饗で布へ有る由なり、饗膳と書くは俗字にて何の由とも知られざることなるをや)○古事記には此の事を、爾大氣都比賣自二鼻口及一尻一種々味物取出而種々作具而進時、速須佐之男命立二伺其態一爲二穢汚而奉進一、乃殺二其大宜都比賣神一云々と有り、此にては上件の物共を口より出して其物ながら御饌に奉り給ふ趣なるを、彼記にて鼻口及尻より種々の味物を取出し其を料にて料理して奉らせ給へる狀なり、何れか宜からむと考ふるに、其物の取出でたる體は此に、向レ國則云々、向レ海則云々、向レ山則云云と有りて各時保食神の御口より出でたる趣なる方勝る可し、(然るは其御口より吐出し給ふに依りて右件の物共の始めて世に生出でたるにて、其を集れるは此記に保食神、保持也、宇氣者食之義也、言是保二持食物一之神也と云ふに、合へり)種々作具は此を料理れる謂なる事上に云へるが如し、此には唯悉備と有りて其を作る事をも云はざれば其物ながら奉らせ給へる如くなれど然らず、第六一書に已に凡飲食之類と有れば調へる大食に非ず事此に自二口出一故と有るを以て知らる、然れば此に作とは云はざれども、悉備と云ふに其料理れる事も籠もる事をも兼ねて然云る者なりければ、此は古事記に異る所無き者ぞ、(舊事紀に立二伺其態一と有るは風土記に有る伺時之處に二其を立伺ひて如何なる態を爲てか其御食は料理るぞと、伺ひ給へるなり、然るに其料理るべき物を鼻より口より尻より出して作ら御在しましとかは、爲二穢汚而奉進一乃云々と有る、其は鼻口及尻より皆は其物を出だせるにあれども、今作具ある物

鼻目兄は懐中に入れて隠めくして不徳なると見て取り給へるが故に鉤の離れる數知れず然れども海中面、使手弟久還と思ふべきなり、鈴木大人は使手弟使は陥と解かれたれども其説は當らず、「然るは使乎弟使陥と訓みては嫌ふる徳得の物と成り、使手弟久云ふ其と訓む時は其物は徳得き物なりされども鼻目兄に入れて弟に徳得く宜ふ事と思はれし取り給へる卿か合ひの事の出來る趣意を面白かる可し、○「悠然作色」に、天孫降臨章にも出でたり、悠然は卽意面に赤く顔と見え、寶鏡開始章には忿怒と有り、古事記には伊邪那岐大御神大忿怒云々と有りて、其以前には事勝國勝大御、云々に相應せたり此一書にては此文に天照大神怒甚之日云々と又對へるを思ふに、忿は勢氣に氣上なりと云へれば、蓋は有氣合にて其に氣の合ふと解るとにて面を紅くする者なり、此正書に宇氣と有るは氣振にて人に逆ふ事なり、沈は氣刺にて異なかれ人に當る事なり、八雲立を八雲刺とも云はれる如し、雲立つ事を霧と云ふは氣振なり、爭ふ事を喧諍と云ふは氣逆なり、憤は氣揺にて、皆其類の言は氣息なるをもとしたる語なるを合せ知ふ可し、「和訓栞に、「伊加流は忿怒を云ふ氣上るの義なり素問に怒則氣上と見えたり」と云へるは然る言なり、其尺にて人の心に苦しむ所有れば氣大に集まる此を蓋といふ、然れば忿は蓋に對へる言なり」○「作色は、右に云へる如く天孫降臨章にも見え、海宮遊行章第八一書に「有慍色」と見えたり、此を黄人面火光なりと云へる傳に然る言なり、怒る時は其氣逆上りて面に表る、此を云ふなり、古事記に故其火盛燒時所生之子名火照命と見えたり、武烈天皇紀に勃然を訓み、文選に勃然を訓めり、新撰六帖に、「山端に火光する夜は寄の浦に、明日は日和と出ぬる海人」と有る、此等は富傳理と云ふ事の例なり、今も海邊の者は電の閃く事を富傳流と常に云へる是なり、若て

又他國には有りや無しや、予が淡路の方言に忿る終る事を富傳流と云ふは、此の作色と云ふ言の遺れりし者なり、又腹立つ事を富率良予怜佐須と云ふも此詞にて、有等の富に火にて心の事なり、大同類聚方に面赤咳病乃奈伽伴仁満賀天云々、久詞曳良弘毛毛、脳乃岐乃混衛乃倍礼と有るを以て知るべし、委しくは傳ハに云へり、然れば忿然は氣の勢き作色は神の勢きにて、形其が爲に勤く者なりけり、（氣は神を件ひて上り、神は氣に随ひて上る故に面に表はるゝになむ有りければ、書に忿然作色と續け云ふべき事なり、色を呑むといふは、顯神天皇御紀に不_能_忍_言天武天皇御紀に吾有_不_服色_と有るや、武烈天皇御紀に忍不_發_顔_と記され、續紀常四十四詔に面帶利と有るもなり、通證に顏之推曰要作_色恐也、今無然作_色、出_戰國策_と有り）（○嚴呑雷矣は、古史徴に、一変字活本一古本並楽國朝之を集共に讀と有り_と有り、然る如めるを以て見れば機微鄙哉と作る本も有りし事知れる、此は古事記に立_何共誰_と有るが如く、共御事の物を御時にて断理らせ給ふとして、國に向ひ海に向ひ山に向ひ野に向ひなどして御口より吐出し給へるを作其へて奉進らしゝを始より立何ひ見行し御作し坐しゝが故に、穢らはしとも詔したる給へるなり（上にも云へる如く彼記に鼻口及尻より取出給へる趣なるは異なり）、此御紀の能く整へるには亦劣るなり、其にても有る穢汚而奉進_云々と云へる意は同じき事上に云へる如し。）穢矣は食ふ可き物を口より出し穢汚くして奉進れると所思しておる御言なり、食はしも有る中に甚々正事なき物にし有りければ、天孫降臨章第二一書なる中に曽の大御言にも、宿穂を保連に寄座之穂と詔給ひ、神武天皇御紀顯齋の所にも火名爲_嚴香來雷_、水名爲_嚴罔象女_、糧名爲_嚴稻魂女_、薪名爲_嚴山雷_、草名爲_嚴野椎_と有は、大切だき神事なるが故にても有れども、惣て嚴重に帝

謂はる上代の風なりしかば誤なき語へるなる、此の事は後にも云へり。（古事記傳首に古今神代上卷を精讀し而之日、以て云ふ、會ふ田人、手に持つ爲す神をも云ふ、於佐田に得て衞國、以て書き云、國之種類、變なる事も云ふなど見えて、日置に關ける二つに附く文と、つ白し書きたる、部の宅には、彌相讀の意なり、此に言ひ傳へし事もあり、もなきて讀みて本てるおぐら中の之に宮を寫りと合して云ふ中にも云へるあり、古語の語共の誤を解くも見ゆて、古き語の言を合はせつる意は言をら、萬葉五「三十五丁」に、倭文手纏、賤しき族と有るを、萬葉卷四に「倭文の言を體に取りて世しき」事を取への爲にとなり、此に思合すべき事は、連體には倭二年の詔に、「貴人賤、云賤、細、心を有りて、倭文の言を有し」と云ひれ、字鏡には賤字を伊夜之と有り、又漢名に鄙くを為らに然る云ひて其本云り、萬葉には斯の下を賤の言ひ、（賤を加米と讀むは古言に非ず、此所に限らず紀中何れにても加米と讀むべし、神武天皇紀に賤夷此云夷字古と讀れたれば、上の賤波志の倭何波と讀むべきかとも思ひしかど、新加米の方勝るべし）〇是の倭志古と讀む事は、天孫降臨の卷一書に天神之子等可以宣畏乎とも有りて、此にも悉に事せる爲に事をも然り有る云ふ事なるに依りて、我が上古の言語の狀には非ざるが如く誰も思ふ事なれ共、右の字典に依りて事でかは言れず傳はりぬ、未志信と云ふ言の有るべく其字義にも違はざれば此れ然る和を定むるには有りけめ、然れば此も無論むぞ知に在りては有るべかりける。名義抄に其字を讀に吉と訓みるも悔知也と云ふ義なり、又其に合せ考ふるに岩比は自ら言にて物の意を他に云はむ所に用ゐく辭にて有りけり、（又伴加米賤とも有れど今は志古と云ふ語の可惜しき故に有り得ににへる者なり、通證には賤訓尓之岐賤、若豊遺、且助語と云へれども若とは異なり、事の字を文に賤而也於云人言等

可レ如レ此、是隨レ卽レ此也と有り、倍等を牟志呂と訓み、乃を伊麻志と訓む類を遠等訓と思ふ事には有れども、其は此の古文に邂逅に用ひたる迹の見えざるが故なり、已に乃なども土佐日記に「伊麻志羽根と云ふ所に來ぬ、又伊麻志岡群來て遊ぶ所有り」など見えたるに非ずや）〇口吐之物は、口より吐ける物にて、上に出でたる口、口出賣とも亦口出とも云へる是なり、其は今は御身より出せし物を備へて獻し奉り給ふと雖も、其物實はしも口より吐出だし給へればば、其原に就て然言へる者なり、古事記に、作ニ穢汚而奉進ニ、と有る是なり、其在昔に如レ口者面吐其作云々と有り、倍吐は掃などと同じく内より物を凌出す事なり、（倭名抄に吐を波久と有るは右の如くなり、又に波須は如なり、須都は棄なり、都陀美は津溜なり、字鏡集には唾字を波久とも訓みたり、此の口吐を本に久句具理を其に吐出と訓あるは非なり、其は此の第四一書に因熱懊惱因爲レ吐と有りて、同じ字に書く事なれども其意は各別なり、傳七卷に云へり）〇敢は、寶劔出現章第二一書に、汝是可畏之神、敢不レ聽乎と有り、倍敢は堪に同じ、名義抄に敢、又堪須、又須々牟、又於加須、又加志古麻流と見え、堪を阿閇氐とも多布とも多閇多理とも訓り、其意は布礼一書に敢來ニと有る、此は三字を引合せて久那と訓むべき事なる由傳十に云へる如くなれども、今本に不敢來と有るは共には然も訓むべき所なるが故なり、倍此に敢云々と有るは右に於加須と云ふ訓の有る其に近くて犯して何爲る事に云へり、萬葉三（四十丁）に、春兒等、安倍而揚出牟と有るも、夜を犯して揚み出さむとなり、九（八丁）に、敢而毒其敢面揚動、十七（二十丁）に、布奈太那宇知底、安倍底許藝泥米など皆同じ、其堪の意なるは、十一（二十八丁）に、人心者、聞等不敢物、十八（十七丁）に、宇麻西古非許婆、可奈比安倍牟可母、十九（三十丁）に、眞袖以久々

非、顯宗天皇紀に諒と有る是にて、十一（五十五丁）に、女郎花、不可求情と云ふに同じからず、谷川士清記に、求は不得と申す、逆行也と註せり、顯宗三天地之神になど云ふは不得の意なり、不東は阿閇臣何世と訓み、其不は阿閇臣何世郡真年也と訓む例なり、又古之訓あり、納得する意なり」と云へり、名義抄に又阿閇臣終部武也と有るは敏可なり。此書に、是足帝の義なる可し。然るは大祓詞に、其の第、海宮遊行章第七、一書に權用二佗調二以て乳汁皇子と有るなどは、古事記玉垣宮段に、故隨其后白、以日足奉也と見えたる、其も借字にて實は身足の義なり、但し其は謂ゆる養育る事なれども、夜志那布と云ふ方にも、仁徳天皇十六年御紀に天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人等二云々、歌曰、瀰儺曾虚赴、於瀰能烏苔咩烏、多例揶始儺播務、於是播磨國造祖速待獨進之歌曰、瀰箇始報、破利摩波揶摩智、以播區娜輸、伽之古倶等望、阿例揶始儺破務、顯宗天皇御紀に拙養人郎養[ヤシナフ]二瀰兒於宮墟下二など有て、人子を取りて養育る事に云へれども、此をも須は身足、夜志那布は彌足帝にて、共に食物に依りて身を足し養ふるに據れる言なる者と見ゆめり、（本に如布と訓めれども叶はず、其下なる養蠶の所に云ふべし、名義抄に養に於常理須、字鏡集に養父養を於那里と有るは大底にて、食に養れて身體の大に成るを云へれば、右の日足と同じ意なり、又抄に如布とも多久婆布とも宇米理とも登流とも那賀志とも訓めり）（摩穢は、古事記にも乃穢二其太宜都比賣神一、故所レ殺神於レ身生物者云々と見え、此にも又に是時保食神實已死矣と有れども、上に引ける播磨風土記に稍谷山昔比與許可乃賣神居二山中一以盛レ被因以爲レ名、又日昔與許可乃賣神當居二稍谷山一而爲レ陪時之庭、後有レ事不レ可レ得レ已、遂遷二於丹波國比遲乃麻奈韋一（地名）と見れば、紀記共に誤れるにて、風土記の傳ぞ實に正しき說なりける、如此く紀記を捨て風

土記を取る事其保食神の死坐さざる明證九在有り、其一は天孫降臨章第二ノ一書に天照大神又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒と有る、此には其大神の事迹を考ふる所無しと雖も、古事記の其段には登由宇氣神此者坐外宮之度相神者也と有り、此は顯御身なるか御靈なるかと探索るに、大倭本記に天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也、註云、一鏡者天照大神之御靈、名天懸大神、今伊勢國礒宮崇敬拜大神也、一鏡者天照大神之前御靈名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬拜大神也、一鏡及子鈴者天皇御食津神、朝夕之御食夜護日護齋奉大神、今卷向穴師宮所坐拜祭大神也と見えて、皇太神の御形と共に天降し奉り給へるは、高天原に其顯御身は留め在し坐すに依て御形を降し給へるにこそ有りけれ、然らずば何に依てか顯國にて死給へる神の御靈形を天上に於て定めさせ給ふ事の有らむ、是卽ち御親稚産靈神と共に保食神の天上に御在し坐す一證なり、（然れば天熊人が遣して往て令看給へる時に、天上に其親子二神を迎へて天上に令き住奉らせ給へるなる事明らけき者なり、鈴屋大人の拵竹集の說には思ひ違へられたり）其二には等由氣宮儀式帳に天照坐皇太神始卷向玉城宮御宇天皇御世、國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上乃大宮供奉、爾時大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐弖見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐我御饌都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜弖、卽從丹波國令行幸弖、度會乃山田原下石根爾宮柱太知立、高天原爾知疑高知弖宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉弖、天照坐皇太神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎日別供奉と有りて、皇太神の大宮は天上よりも見覺給ひし地に鎭り御在し坐しつれば其所には得給へりと雖、天宮に御在し坐せる如く等由氣大神と共に二所並び御在し坐さずて

は聞心苦しく御在し坐す所ならず、其我朝廷の仕奉れる大御饌ならでは聞食さず御在し坐す故、丹波國比治ノ眞名井より其大神を此地に迎へ奉りて、朝夕の大御饌を其大神に令調て令供奉給へと云ふ意なり、其天宮にて御身に事へ奉りし皇大神に坐でぬは御饌をて奉する保食神の御饌を守りて仕奉り給ふ事の有らむ、其も亦た御身にあら天上は保食神の身死給ひまして天上に御座しまさず言ふも更なり、是その二證なるなり、〔備北比治の眞名井に御在しましては、今に引ける高天原より皇御孫命の天降坐す時の御儀形に御在し坐せれば、天上にて御身ぞその御饌をの例上にも移して行はせ給はむとなり〕其上には皇太神宮儀式帳に曰、朝夕大御饌ヲ日別大御饌供奉用物等、御饌殿清供奉御饌二處（長十丈弘二丈高八尺）、石壺一處（方四尺）太神宮正南御門在、伊鈴御河一、當北御門一鎮一、是也、北中島ニ造奉石疊高造宮供奉物作奉、此東西相殿大神入坐御坐也、御饌者度會郡司以二黒木一造奉、三節祭御饌、并其橋、八重不二往來一明白奉供奉、十六日夕大御饌十七日旦大御饌、鎮奉造作内人造奉御饌机ヲ、忌鍛冶内人造奉御鍛小刀ヲ、在宮、志摩國神戸百姓供進御贄忌物御饗、御机上ニ備ヘ、禰宜内人物忌等御饗御前進ミ、持立ヲ、開時御琴一ヲ参侍ヒ、土師器大神乃御前跪侍ヲ、開御河ニ清奉ル、御饌料理畢則、如是持ヶ御饗前進ム、天照坐皇大神乃大御饌供奉と有るは、皇太神宮の三時祭に供へ奉る大御饌の事なり、此は豊受大神の入來御在し坐して大御饌を右の如く料理奉らせ給ふ御儀式なるが、此は甚止事なき御事なるを、誰が初めて然る可畏き事をは設け作らむや、其は高天原にしては皇太神宮の御饌都神と御在し坐せる儀式を此に摸せる者にして、其大神の天上に御在し坐す此其三證なり、〔是は建久行事記にも見えて、皇太神宮にては今も行ひ奉る神事なり、此は天石窟の時に供へ奉り給へる神事なる可き事實鏡開始章に就て云ふべ

し」其四には神楽採物歌に、幣、美氐其良は我がには非ず天に坐す豐岡姫の神の幣帛」杖、此杖は何處の杖ぞ天に坐す豐岡姫の神の杖なり」篠、此篠は何處の篠ぞ天に坐す豐岡姫の神の御篠ぞ」鉾、此鉾は何處の鉾ぞ天に坐す豐岡姫の神の御鉾ぞ」と有る、此歌共今本には皆宮と有るを、今は神と作る古本に從へり、此は神楽に用ゐる幣杖篠鉾はしも顯國の物なれども天上に御在し坐す豐岡姫神より皇太神に奉らせ給ふ御なりといふ意にて、祈年祭月次祭祠などに神等に幣帛を進らせ給ふ御事を、故皇吾睦神漏伎命神漏彌命以皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と云へると同じ意味なるを知るべし、此亦此大神の天上に御在し坐す御事の證にして即ち四證なり。（此南注諸本共に誤れり、又豐岡姫神を梁塵愚案抄に天照太神と註し、河海抄にも然見えたる事なれども、其も亦誤れる者なり、上なる大物忌神社の下に引ける和漢三才圖會に、出羽國由利郡象潟神社祭神豐岡姫命と見えたるを、拾遺集に「天に坐す豐岡姫に事問はむ幾世に成りぬ象潟神」と有りて右に云へると同神たり）其五には上に註せるが如く是保食神の在しゝ本宮は丹波國比遲乃麻奈韋にして、攝津國稻倉山は暫時之處とし給へりし所なり、事有りて得已むべからざるに依りて其丹波には遷らせ御在し坐しゝ事灼然し、然るを此に是後天照太神復遣二天熊人一往看之と有るは、丹波國の方に往看かせると見えて、和名抄郡名に丹後國熊野「久萬乃」と有るは古の丹波國なりし事は更なり、其丹波郡とは相比隣れる地なるなどを思ふに彼此由有り、若し死坐すとせば攝津國にての事なり、其國に亡にし神を丹後國に往看と云ふ事は有るまじき事なるに非ずや、此即ち攝津より丹波に遷らせ給ふ事の實なる所なり、又其神の御身に生れる物を天熊人悉取持去而奉進之と有る、其時に其大神も天上に參昇らせ御在し坐しに非ずては、實録開始草は如何にも説くべき由無かる

可し、是其正殿なり、（但し其比賣乃ち阿奈岐は顯身なりし時に住ませ給へる地なるを、天上に上り坐して其御形を天降し給へる時は淡路國三山嶺にて、其より次々に移り坐して又其阿奈岐に鎮まり御在しけるを、雄略天皇二十二年に伊勢に迎へ奉らせ給へるなり、然れば顯身にて坐しゝと御靈にて坐しゝとの差別必ず有るべき事なり）如此く其御在所る上は其に拔て撃殺と有るは月夜見尊御念の餘に劔を拔かして已に撃殺さむとして追逐ひ奉らせ給へるを云ひたるなめれど、事の足らざるが故に所撃殺給へる如くに其傳の成りし者なる可し。然れば下に保食神實已死矣と有る死矣は實字なる可き所にて、風土記に後有レ奏不レ可レ得ヒ已逐還と有るに當れる文なりけり、（凡て斯る古傳の言葉は、死とか生とか一所其事有れば文に書取としては始終に貫きて其意を以て仕立つる者なる故に、右の如く保食神の亡坐しゝ如く成竟たる者にて、斯る類時々有る事なり）○復命は、瑞珠盟約章に伊奘諾尊云々、於是登レ天報命、天孫降臨章に使者自還報命、其第一一書に故大己貴神以二其子之辭一報二乎二神一、二神乃昇レ天復命、第二一書に於是經津主神則還昇報告、古事記に故遣二天若日子一云々、至二于三年一不二復奏一云々、天若日子云々、至二于八年一不二復奏一など所々に見え、其玉垣宮段日代宮段には覆奏と有り、遷却祟神詞に天穂日之命云々、此神波返言不レ申天次遣志健三熊之命毛隨父事天返言不レ申、又遣志天若彦毛返言不レ申天。出雲神賀詞に朝日乃豐榮登爾伊波比乃返事乃神賀吉詞奏賜波久止奏云々、天翔國翔天天下乎見廻天返事申給久、萬葉十九（四十二丁）に、平安、早渡來而、還事、奏日爾相云と見えたる、何れも其御命を奉りて物へ罷り往き、還りて其范の事を奏すを云ふなり、（今も使を遣して先より其事に答へたる言を傳ふるを、字音に返事(ヘンジ)を云ふと云へるは此加閇理許登を然云ふになむ有る）○其言二其事一は、八洲

紀元章第二一書に故遣復上二品於天一具奏二其狀一と有ると同じ意の所なり、但し其に狀と云ふは天神の御命を奉りて天降り坐しゝより蛭兒淡洲を生み給ひし迄の消息を述ぶる所なる故に佐麻と云ふを、此に事と云へるは其保食神に在し事と、月夜見尊の取行ひ給へりし事とを合せて奏す所なる故に此にては許登と云ふなり、（狀とは其形體に就て云ひ、事とは其事業に就て云へれば、右の二共に其意して書かせ給へる者なり、各その條理を分けて見るべし）○具は、都麻夫佐爾と訓めり、積總の意なり、此に反なるを布佐波受と云ふなり、其は古事記に奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾、登理與曾比云々、許母布佐波受、幣都那美、曾邇奴岐宇弖と有る、この一段は取装ふ事に都夫佐爾と宣ひ、脱棄つる事に布佐波受と有り、次に蘇邇杼理能、阿遠岐美祁斯遠、麻都夫佐爾、登理與曾比云々、許母布佐波受、幣都那美、曾邇奴棄宇弖と有りて右に同じ、次に夜麻賀多邇、麻岐斯、阿多泥都紀、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、麻都夫佐爾、登理與曾比云々、許斯與呂志と有る、其は具に取装ひ備はれるを與呂志と宣へるにて、此にて具と宜と不足と宜との深義を悉に説盡し給へる者なり、物の取装ひ備はれるを具とは云ふなりけり、（又具義の備れるに積總と云ふ義を備へたるは本よりの事なり、又布佐布と與呂斯と布佐波受と余可良受と並びて同じ義たる可き事、萬葉卷不詳の下に云へるを合せ考ふ可き者なり）又具字を都婆良迦爾と訓むべし、其具なる狀を云ふなり、記傳六（十丁）に萬葉十九（十一丁）に、都婆良可爾、今日者久良佐爾、大夫之徒、三（三十丁）に、淺茅原、曲々二、物念者、十八（十二丁）に、可治能於登乃、都婆良々々爾、一（十三丁）に、委曲毛、見管行武雄、九（二十二丁）に、委曲爾、赤鴨者など有り、又都麻毘良加と同言なり、舒明天皇御紀に、曲に盡とも有り」と云はれたる如し、○天喜之曰

は、伊多久伊那牟比淺久と訓むべし、甚哉と假字にして訓む意に在るべし、古事記に伊邪那岐大御神大忿怒と云ふ例も有ればなり、其字を伊多久と訓める例は、萬葉四（十五丁）に、妹毛吾毛、甚戀名、又（二十三丁）に、吾情、甚毛草言、八（五十四丁）に、甚者盛（イタク）索十一（四十三丁）に、曉並前、甚者不鳴など有り、此等を伊多と云ふも同じ事には有れども、善を甚甚しき故へなるを伊多久とは云ふなり、（一本に淺見淺陀と訓める其も字に當る訓にては有れども、淺見淺陀にても伊多久にても言の下に附云ふ例無ければ字の任に訓むは違様なり、傳八卷に云へる事共みる考ふべし。）故是は、汝者と訓むべし、寶鏡出現章第二一書に汝是可畏之神と有るなども是字を訓むべからず、許斯と訓む事は淺俗調にて上古の言語の狀には非ず、○惡神は、阿志伎迦微と同じく訓む事にては有れども、天孫降臨章なる觀惡邪神、其第二一書なる殘賊强暴橫惡之神などの類には御在し坐さず、瑞珠盟約章第二一書御誓約の時に、洪素戔嗚尊既得三勝驗一、於是日神方知三素戔嗚尊固無二惡心一と有るが如く、神性の穢く邁く進りかにこそは御在し坐しけれ。固より惡神には御在し坐さざりけれども其保食神の御様を立伺ひ御在し坐して食物を口より出し穢汚して奉進ると居思食しゝから、我を侮り蔑如する事と心得御在し坐して、例の勝進（カチサビ）の御心なむ出來りて其保食神を擊殺さむと思食し成りて害め奉り置かして、備天上に還昇り坐して具に其事を申させ給へる、其御言に應へて汝は惡神なりと詔給へるなれば、其一事に就て宣へるにて總ての御上に係れる大御言には非ざる者なり、（此に似たる事有り、古事記日代宮段に天皇詔二小碓命一、何汝兄於二朝夕之大御食一不二參出來一、專汝泥疑教覺、如此詔以後、至二于五日一、猶不二參出一、爾天皇問二賜小碓命一、何汝兄久不二參出一、若有レ未レ誨乎、答白既爲二泥疑一也、又詔二如何泥疑一之、答白朝曙入レ廁之時、待

捕搤批而、引ニ闕其枝一、裹レ薦投棄、於是天皇惶ニ其御子之建荒之情一而詔云云々と有るが如く、此にても其建く荒き御情坐す事を愈知食て悪神と宣へるなり）此一書に續きて寶鏡開始章に是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀云々と有が如く、此事に依りて姑くは荒振る神の如く成らせ御在し坐しゝなり、其は素戔嗚尊の御心には何方無くも我に無禮き罪を正して其保食神を追逐ひ給へる御心に御在し坐せるを、却て皇太神の甚怒らせ給ひて此に離放り令ニ住給ふ事と成り、然後に天熊人を遣して其保食神の御身より成出でたる物共を甚く善給ひて、高天原に御田側御衣織の事共を成し給ひ御在し坐せるなどの事を中々に道ならぬ事の如く所思しゝから、皇太神に競ひ奉らせ給ふ御心の出來しに依りて、終に日神は天石窟に幽居り御在し坐すに至りては信に悪神の如くなむ御在し坐しける、然れども天上には千座置戸の祓の事有りし其徴驗に依りて、吾心清々之と宣へる計の善はしき大神に立復らせ御在し坐して、此天下には又無く有功の御在し坐す大神に渡らせ給へるを思ふに、彼蠅聲邪神の比に御在し坐さむや、然れば此は保食神の一事に就て悪神なりとは宣給へる者なり、（此素戔嗚大神をしも荒振る悪しき神の如く説成し奉れるは、神記を善くも見徹さざる註と云ふ者なり、悪る可く又慎しむ可し一（不レ須ニ相見一は、須を欲の意に見て相見應久欲世受と訓むべし、此に瑞珠盟約章に於是素戔嗚尊請曰吾今奉レ教將レ就ニ根國一、故欲ニ暫向ニ高天原一與レ姉相見而後永退矣、勅ニ許之一と有るが如く、日太神に相見奉らせ給ふ事は御父大神に請奉らせ給へる事なり、次に其日太神に白給ふ御言に、父母已有ニ嚴勅一、將ニ永就ニ乎根國一、如不ニ與レ姉相見一、吾何能敢去、是以跋ニ渉雲霧一遠自來參と有りて、其始天に參上らせ給へるは、其國に就給ふとして相見え奉らせ給はむ爲なり、然るを此にて保食神に事有りしに依りて對面ふ事を許さず御在し坐さ

まで成れるにて、倚に日並を許さゞると云ふ意なり、萬葉十一（十八丁）に、對面者、面隱、物故爾、繼而見卷欲、君毛有鴨と有る、此何何相見者の意なるを以て聴る可し、（若て此より其御前を避けられ御在し坐して、實は晝夜に所見云ふ如く、天石窟の事件にて轉達に及給ひ、其より再上の坐せる所に、於是素戔嗚尊白日神曰、吾所以更昇來者衆神處我以根國、今當就去、不與姉相見、終不能忍離、故實以淸心復上來耳、今則奉覲、已訖宜随衆神之意自此永歸根國矣と有る其時に云る迄、白玉八神の對面る事を許さゞ御在し坐ざりき）○一日一夜は、日一日夜一夜と訓むべし、古事記御大葬段に如此行定而日八日夜八夜遊也と見え、鎭火祭詞に夜七夜晝七日吾奈見給ひき、と有る古の古語の状なり、景行天皇四十年御紀歌に、伽餓奈倍氐、用珥波虛々能用、比珥波苔鳩珂と有り、萬葉十一に、年之八歳乎と云ふ例も有れば日之幾日と云ふ事も有らむかと尋ぬるに見えず、然るは幾たる日と有の寧しきから混ひ易き故に然は云はぬなる可し○倩高天原にしも常在に六合を御照し坐々す日大神の大御國なれば、何時も晝斗にて有るべきに、此に其夜行狀云々と見え、寶鏡開始章に春則重播種子、且毀其畔、秋則放天班駒使伏田中、其第二一書に春則塡渠毀畔、又秋穀已成則冒以絡繩など有りて春秋の名見えたり、其春秋の名は紀者の言を係けたるにも有れ、其稻穀の生長と收穫との事有るは自然に春秋夏冬の氣の行はるゝに依る事なれば、天上には天上にして別に晝夜を成す所由必ず無くては叶ふまじき者なり、（其は傳八卷にも已に云へる如く、黃泉國は此大地の胎内に在る國にして日月の光などの照し及ぶ域に非ざりけるを其にも晝夜を成す所由有りと見えて、古事記に且具黃泉神相論とし云事の有るをも考合す可き者なり）但し其にしても事實に叶はざる心ちす、其は天上の日夜を云

ふとならば月夜見尊に「對面（マミヘツヽルコト）」を許し給はざるは唯一晝夜の差掛と云ふ者なり、其にては天照大神怒甚之曰と有るが
甚輕く成れゝば相應へ（アヒコタヘ）らず、是後天照大神復遣天熊人往看之と有るは、其月夜見尊を遠放け御在し坐し過ぎての御
計なる可く所思ゆるを、然見る時は一日一夜と云ふ事浮きて聞ゆるなり、舊には此より御中絶えて天石窟の事畢りて
其神達は逢さず御在し坐して後に再相見え奉らせ給へる事寶鏡開始章第三一書に見えたる如くなれば、一日一夜には
非ずて甚々長く久しき間なる者なり、然れば右に云ふ天上の一日一夜には固より合ざるを如何とか爲む、故此を以て
考ふるに、卷首にも粗云へるが如く、此にては其素戔嗚尊の御名を月夜見尊と申奉る方にて傳へたる故に、日神と其
御間の隔たらせ御在し坐しゝ事の有りつるから、天日と月とは日夜に隔離れて旋轉れる如く見ゆるを以て、其日月の
晝夜に分れし始や其ならむと、此に一日一夜の四字を加へたりし者にて、中世の誰が情進に出來りし事ならむ、甚々
有るまじき攙入になむ有りける、（然ればこそ山陵にも此文を論ひて、一日一夜如何日神と月神とは昔にも一所に
住み給はざる者をや」と云はれたりけれ、然れども此の說は予が如く成せるを未だ見ざれば、誰が云へるも體に其と
思めかしきは一として有らずなむ有りける）○隔離は、寶鏡開始章第三一書に、是後日神之田有三處焉云々、其素
戔嗚尊之田亦有三處云々と有りて、相共に處を別に爲させ給ふ所以此に在る事なり、從此二字引合せて閇佐加流と
云ふべきかとも思ひしかども、猶隔は閇陀都と訓むべし、此は閇那流と云ふも同言にて閇を本にしたる稱なり、傳八
にも引ける如く、重（ヘ）と隔（ヘダツ）と同言なるが故に、萬葉四（十六丁）に、吾戀流、千重乃一隔母、又（三十八丁）、幡大刀
乃、隔付經事者、又（五十五丁）に一隔山重成物乎など通はし用ひて有るなり、然れば隔（ヘ）と成るを閇那流と云ひ隔（ヘ）を立つ

を間陀都とは云へるなり、十五（三十六丁）に、山川乎、奈可爾敝奈里弖、等保久登母、十七（二十丁）に、山川乃、敝奈里弖安禮婆、又（三十二丁）、山河隔而、敝奈里弖安禮許曾、又（四十二丁）、伊波禰布美、山越敝奈利奈波、二十（十六丁）に、雲隔乃可波、敝奈里良之之、十九（二十七丁）に足日木、山河阻など有り、又四（四十四丁）に、隔山毛、隔莫國又（三十七丁）、直一夜、隔之可良國、八（二十二丁）に、春霞、隔河山乃、隔有、又（三十三丁）、天漢、敢太而禮婆可母、十（二十六丁）に、水無河、隔而置之、十一（十七丁）に、夜哉將間、二八十一不在國、又二十七丁）、日日爾雖見良目絶隔間也、又（四十一丁）、青山隔輔哉、十二（二十七丁）に、高車隔、十三（三十二丁）に、高山隔雲之隔而、又（三十三丁）、高山矣、部立丹置而と自然なるを間奈流と云ひ、白鶴寸を隔陀都と云ふ例と開きたれば、此隔字を間陀豆佐加流と訓むべき所なるなり、（隔を本に波那禮と訓みたれども、師は佐加理と訓まれたる其然る言なり、隔の事は已に族離と云ふ例も有れば、其の義を得て間陀豆佐加流と訓むなお昔には有るべき、字は隔とも並とも障とも阻とも間とも何れにも右の如く通はし用ひたり、名義抄に隔字を佐布又布佐其などと訓めり）○住は、隔住にて、八洲起元章第二一書に同宮共住と有る反對なり此は古事記に伊邪那岐大御神大忿怒詔然者汝不ㇾ可ㇾ住ニ此國、乃神夜良比爾夜良比賜也とある程には至らざりけれども、處を隔てゝ別宮に令ㇾ住給へりし者なり、寶鏡開始章第三一書に、是後日神之田有ニ三處一焉云々、其素戔嗚尊之田亦有ニ三處一云々と有るは、即ち其後は隔離り御座し坐し、事を傍に見るべき所なる者なるなり、（此一日一夜隔離而住と云ふを、寶鏡に日月令ㇾ隔時間之開而已、其後毎ニ一日一退則逢ニ日相隔滿進と有る御言などは、甘なひ本の難き説なり、此を日月の隔離るゝ事に說曲ぐる言々共は何れ

も云ふにも足らずなむ）棲住と居と並べ云ふ事常なり、寶鏡開始章第三ノ一書に故不可住於天上、亦不可居於葦原中國など有る是なり、同じ事を並べ云ふべくも非ざれば其義を説別く可し、住は棲家にて其住所に就て云ふ語なり、其は古事記に唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巣而治賜者僕者、於百不足八十坰手隱而侍と有る、天之御巣は天之御舍（ミアラカ）と云はむが如し、次に於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍而云々、是我所燧火者於高天原者神産巣日御祖命之登陀流天之新巣之凝烟之云々と有る、新巣も新舍なるが其にて舍を巣と云ふ言に知ける、其始に僕住所と宣ると合せて巣に在るを住と云ふ事又所知れたり、此にても天孫降臨章第二ノ一書に又汝應住天日隅宮者今當供造云々と有る、日隅を出雲風土記に日栖と有れば、其も有の御巣に同じき事記傳に云はれたるが如し、攝津風土記に所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下覓可住國時到於沼名椋之長岡之前、乃謂斯實可住之國乃讃定神社云々なども有りて、住は住所に就て云ふ語なり、然れば此に兩神同住は其同宮に共住坐しを其所を移して今住給へる事を知るべきなり、（古妻問して婦ふ時は、壻の女の家に行て住たりし故に其をも住と云へるは共に住ふ意なるを以てなり、家に在れ山に在れ野に在れ其住所を定めて在るを住と云ふなり）居（ヲリ）は座（ヲリ）とも書きて其身の居る座所に就て云へり、古事記に居天之八衢而上光高天原下光葦原中國之神於是有云々、故專汝往將問者、吾御子爲天降之道、誰如此而居云々、所以出居者云々と有る、此二の居字の用ひ樣甚近くて意得易し、又神武天皇御紀道臣命歌に、於佐箇廼、於朋務露夜珥、比苔瑳破而、伊離烏利苔毛、比苔瑳破而、伊離烏利苔毛云々と有る烏利も、住著て有るを云はず、其座所を占めて居るを云ふ也、然れば住の住居に就

て云ふ類に居は座所に就て云へる者なりけり、（若て其を合せて住居とも云ふ也、住と居とは字の上にては異なれ
なるが故に混ひたる事に有れども、其字の上にては何れを其と差別無きが如き故に今合せ竝く書なり）

是後天照太神復遣天熊人往看之。是時保食神實已死矣。唯其神
之頂化爲牛馬。顱上生粟。眉上生蠒。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥
及大豆小豆。天熊人悉取持去而奉進之。于時天照太神喜之曰。
是物者則顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆爲陸田種子。以
稻爲水田種子。又因定天邑君。卽以其稻種始殖于天狹田
及長田。其秋垂穎八握莫莫然甚快也。又口裏含蠒便得抽絲。自
此始有養蠶之道焉。保食神此云宇氣母知能加微。顯見蒼生此云宇都
志枳阿烏比等久佐。

是後は其復命し給へる御詞に惡神なり相見まく欲さずと、其より宮室を隔離て令住給へるなどの大御事記て、偕將彼
の大御使を天降し給ふ可きあれば、かかは其間合を隔てたるなる可し、御記の例其所にて直に在るを是時と記され、
かにてゝ類後有るを于時と書され、其事に於てながら其間合有るを是後と書き其事を記りて事の改まる時には然後と

記されたり心を著けて見るべし、○天照太神此には皇産靈神の御事を漏らし奉られたるに、古事記には故是神産巣日御祖命令レ取レ茲成レ種と有りて天照太神の御事を漏らし奉られたり、然るは高天原に於て駒籠させ給ふ天津神事の御事はしも、何時も皇太神を主宰として皇産靈神はしも必須り奉らせ給ふ御事なる故に、或は並べ載せられ、或は何れか其片方を以て記し奉る古書の例なるを思ふ可し、其は皇御孫尊の御天降の神事の御事を、天孫降臨章には高皇産靈尊一柱の御名耳を記し奉られ、其第一ノ一書には唯天照太神と耳有り、其第二ノ一書には天照太神と高皇産靈尊とを迭く（カハルく）に載せ奉るを以て知るべき者なり（慨詞には何時も高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氐云々と見え、出雲神賀詞には高天能神王高御魂神魂命乃云々と有りて、此には皇太神の大御名を漏らし奉れるも同じ）然れども皇太神御一己に係はらせ給ふ御事には皇産靈尊此に拘はらせ奉り給ふ御事無し、瑞珠盟約章なる素戔嗚尊と御誓して御子を生ませ奉らせ給へる、寶鏡開始章なる素戔嗚尊の御荒びに依りて天石窟に幽居しなど是なり、然れども八百萬神と共に議り給ふには必ず其皇産靈神此に係列はせ給へり、古語拾遺天石窟段に高皇産靈神會二八十萬神於天八湍河原一議ニ謝之方一と有る是なり、（又此に准らへて其高皇産靈尊神皇産靈尊の御一己の御事に至りては、天照太神の預り奉らせ御在し坐す限に非ざる御事ならむを思ひ奉る可し）故此は天照太神高皇産靈尊神皇産靈尊の高天原に神留坐して相共に神議に議り給ふ例にして、其は天照太神と素戔嗚尊と二柱の御誓の御間に天忍穗耳尊の生れ出で御在し坐しける は其二柱の珍御子に渡らせ御在し坐す随に天降し奉らせ給ひて、此顯國を所知し食坐奉らせ給ふ可き大御心の御在し坐すが故に、先には皇太神の大御使として其素戔嗚尊を天降し奉らせ給へるも、其國に在らゆる顯見蒼生を令治給に

むには、先づ其食ひて活くべき物を定め置きて給はむとして、其保食神の其食物の種を取りて其御身に給ふ請(?)を月夜見命に詔給へりしかども、其事を為す能はで罪有りける故に、其事責りて御在し坐しゝかば、其處の御使を降し給ふに由て、皇産靈神にも神議りて其に行はせ給へるは、其保食神の御身よりも生出でたる種物を以て、専ら御孫命に天津日嗣知し看す食物と給ふべく稜威心神の御在します事に就てなり、然れば此は天孫降臨章に委しく明したりける天津御量の原になむ有りける、古事記御天降段に、天照大御神之命以豐葦原之千秋之長五百秋之水穂國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穂耳命之所知國言因賜而天降也云々、而高御産巣日神天照太御神之命以云々と有りて、其御事依の詞に國名を水穂と稱て言給へるに思ひ合す可くなむ、但し此は右に云へる如く古事記を合せて説を成すなるが何れにしても御一方の御議と見ては其意深き義なむ見ゆまじかりけると思ふに、職命大嘗會式御講六神の中に高御産靈神の御名御在し坐して、神皇産靈神の御名の見えさせ給はざるも、各二神共に相係りはせ給へる事なるが故なり、○天熊人は、由漢に「人の上に大字有る本宜し、但し三熊之大人齋之大人など大人には之字有る例なれば、此も天熊之大人と有るべきにや」と云はれたり、舊事紀の古本に、此なるを天熊人、次なるを天熊大人と作るは、御紀に然る本の有りつるを取りて書ける者なる可し、通證本に熊下有二大字一異本作レ丈據二上文及日本紀一刪レ之と有るは、天熊人を天熊大人とも云ふを得知らぬ僻心にて中々なる私事と云ふ者なり、如レ此異なる所の有るこそ却て考ふ可き所なるには有りけれ）熊は借字にして、美稲(ウマシネ)を云へる古言にや有らむ、倭姫命世記に二十七年戊午秋九月、鳥鳴聲高聞之、晝夜不止囂此異止宣之、大幡主命舍人紀麻呂良止差使遣レ令レ見二彼鳥鳴處一罷行見之、島國伊雜方上葦原中有二稻一基、

生、本ハ一其ノ稱ナリ、末ハ千穂茂也、彼稻目宿禰時屬也下略ス云々、當時倭姫命宣ク、然トモ云不同ヲ、其ノ員田作ヲ以テ
神奉物ヲ立ル時ノ物忌始給ヒ、彼稻伊佐波登美神ヲ稱ル、其稱ニ名ヲ付ケル、皇大神御前ニ久仁奉ル、則其穂ヲ大神ニ奉ルト云々
清酒ニ令作御饌ニ奉始キ、千税ヲ奉始事因ル也と有る、豐久眞は眞稻にて神嘗祭には穂とも見えたる此なり、皇大神宮儀式
帳に久眞良比神社一處稱ニ大歳御兒千依比賣命ト云々と見えたるも、久眞は稻、良は助辭比は復へるべくや、其大歳ノ
と申すは豐作の神にて御在し坐せれば、其御兒千依比賣命の千は穂の略にて稻寄比賣命にて田租を寄牽る謂なりけむと
所思しき由、下に說く所を、思合す可し、故有に稻を久眞と云ふ事二證有り、又和名抄郷名に石見國邑智郡神稻（久
末之呂）有り、神名式に那賀郡大飯彦命神社大歳神社有るを思合す可く、淡路國三原郡神稻（久萬之呂）は豐受大神
の御靈の初めて天降坐し鎭坐る地其傍に在れば思合す可きなり、然れば神稻は義を以て書けるにて言は稻代（クマシロ）なり、然
るを肥前國高來郡神代（加無之呂）も本は神稻（クマシロ）と同じ訓なりけむを、字に依りて加無とは訓誤れりし者なる可し、和
名抄祭祀具に精米、和名久萬之禰、精米所以享神也と有れば、美稻に近き言なり、故思ふに古事記大御饌殿にて天之眞
魚咋と云ふ事有り、其魚を取除れば、眞咋にて味咋と云はむが如し、其を倒反に稱れば咋味なり、世中に美と咋ふ物
はしも多く有れども其有るが中に美味き物は稻なる故に久眞とは云ふなりけり、天熊人が御使して來れる物のまき中
にも、其天と有る物に就て仰せ給へる名にて、天熊人は天稻人と云ふに異ならずなむ、日本紀にも天熊人云以者、之と有る
は言の通へる故に云へるにて據も無き事なり、然るを萬葉二十に、美蘇良由久、久多々郁可比等、比宮波伊俗乎、
伊賀曾刀夜良式、多豆佐之良受珠と有るを引ける通證に、今按三代實錄天曆酉觀寺緣起式作ニ平昔郡實相寺ニと云ふ

又有する、三穂大人の名には申さる書紀に云へるが如し、右の時なる古事記に推来と有りける者又、新来と見て宜かるべし、故其日夜見登の二國魂として出雲し、後に宿禰に至る國に坐ては、其天夷鳥命の神には曾かし坐すに、必ず出雲國の神に坐る者なり、故是に天穂日命に事なる天穂日命の御子の大背飯三熊之大人の名は武三熊之大人と見えたる此時そ武夷鳥命に在りけり。然るは出雲國造天穂日命と申す御子を、稲背脛に依て天夷鳥命と申す事と同く、稻背脛を天鳥船と申すは天夷鳥命なる事云へる如くなれば、三熊は武熊の訛なる事云ふも更なり、其の大背飯三熊之大人にも見えたる其の如く、靈を作りて天に在まし給へるにて、天に坐したる時の神子の事を云ふなり、古事に鎮め申ては後に持ひ、乗れたる時に、神魂大出雲國に在れ日神と成ると有るを古事記に將ふ旦と有り、國史に見ゆ、天夷鳥命・武日照命と並び、天夷鳥命とも云ふ者は、武夷鳥・國造にて稲背と云ふ事も有るべし、然れば天夷鳥命三熊之大人と申すは其穂日命の御身より生り出つる種々の神子を天上に負き持まりて降るし給ふ其功に依て出雲の國造にして有りける、三熊之大人と申せる大穂日命之大人にて、其出雲の有るが中にも主と有る大宿を以て襲とは成れるけれど古事記に云へる如くなり、天穂日命と申すも大穂日命の祝と聞ゆれば、其神に天降の御在し坐さずとはいつれども此御子武三熊之大人を降し奉るより始めて上天に参上りて後に、其國に事に係れる御功其の有りけるに依れて負ひ給へる御名なるを更に云ふも更なり、稲背脛には天津日嗣の御璽にて、其は天照大神より受奉りて給ひて日嗣の御子と定まりて給へる御子ぞ、天穂日命と申し奉れるは、天穂日命と申す事なること、下の條に詳さるを見て知るべく、又天津日嗣と定まり坐して天降なさむと給ふ時に、出雲國の國造見に先て天穂日命、或には其子武三熊之大

人を天降し給へるなども皆其起原はしも此保食神の一段に在るを古より今に至りて人の得知ざることそ口惜き事なりけれ、（右にも云へる如く此天熊人を天降し遣はし給へるは、全く皇大神と皇産靈神との御事にて、天孫降臨事なると同じ趣なるに心を着くべし、然れば此は一書の列には加はりて有れども、天石窟の事と御天降の事との其を成せる段を此事無き傳説になむ有りける）○遣は、都加波志氐と訓むべき事傳八に云へり、復遣と云ふ事は遣加米神詞に天遣ゐ云々に並べて又遣ゐ云々と云る是なり、然れども此は復天熊人乎遣而と訓みて有るべきなり、○往候之は、上なる往候之と同じ事なれども、訓には往氐伺世給布と有り、其宜し往て令見給へるなればなり、然るに月夜見尊も御使にて降坐しゝには有れども、皇大神の御兄弟に御坐しまして甚々重く渡らせ給へれば、直に見給ふと令見給ふとの差別を立てゝ訓める者と見えたり、（萬葉六に、遣西海道節度使時の歌に、五百隔山、伊去割見、賊守、筑紫尓至、山乃曾伎、野之衣寸見世常、伴部乎、班遣之と有る見世は令見にて此に同じきなり）○吉は、上に月夜見尊の覓尋其吉善神と見えたる其事に應へて云へるなり、瑞珠盟約章第二一書に汝言虚實將何以爲驗、寶鏡開始章第三一書に故當以清心復上來耳、天孫降臨章に皇孫未之吉凶云々、如實天孫之胤、火不能害、其第二一書に是實天孫之子者必當全生、第六一書に持吉凶驗、方知實天孫之胤など多く、古事記肥河段に其八俣遠呂智何如言吉事、正直者に円等、此大神之眞有験者云々と見え、萬葉三（十四丁）に、如聞、眞貴久、奇母云々などもありて、眞と實と又信と誠とを訓にもて通ふ言にて、吉に云ふも眞に云ふも其に處は身にて實に身無なる者なり、（然れば人の言語ふに實の有る無しと云ふ意の有るも其身を云ふなり、但し此に身とこそは云へれ、其身は信に限らず其實の有る無き云へるなり）

已に罷坐て、上に引る書紀の文を見よ、古事記に乃殺其大宜都比賣神、故所殺神於身生物者云々とあれば、實に身亡給へるが如し、然れども檜隈上に在り、古本の傳に、保持神別比賣神に云ふ明文既に在る上は、其死と云ふに泥なる事は上に云へるが如し、然れば古に死字を作るは固より謬事なる事云ふも更なり、但し其[illegible]理は死字にも當れる事には有れども、古事にはさる[illegible]なき言なれば、死字を書く誤字と見て改め直す可し、實に罷坐に其[illegible]由を以て得給ひ[illegible]と云へる其よりの丹波國の[illegible]に遷り御座し坐しゝを云ふなりけり、稚[illegible]は若くは豐宇氣大神など申奉り給ふ言なる故に、其[illegible]にて[illegible]し奉り給ふなる可ければ、保食神の御名には稚産靈とも謂つ可き神なり、記傳七(廿六丁)に「罷とは其所より退去るを云ふ、故に去る所を尊み畏くかゝる事しなる時に云ふ言なり」と有るに叶へればなり、罷の意に禍事盟約章なる亂字の下に說くべし、(備此は古事記も共に殺され給ひし由見えたるを、死を罷字に換へて說くは如何にぞと思ふ人も有るなれども、已に紀記共に伊邪那美尊をすらに崩御りをせる趣に書されたるを、鎮火祭詞に依りて正し換ふると同じかる可し、其も古書此も古書なれば事實に合せて理の正しきに就くを何の憚る事かは有らむ)然れば此下に擧けたる種々の物はしも、其保食神の御身を變化て然る物と成れるには有るべからず、其御身の隨々より其物共は成出でたる者なり、何を以て言ふぞとならば、上なる御賣の物共をも皆其御口より吐出給へるに非ずや、然れば其月夜見尊に逐害られ罷坐し坐しゝ時に、然る諸物は出來て其稚合山に遷りて在りつる者なりけり、稚其は世中を御照し坐々す日神の大御使として此國土の有の限を何知食す素を鳴尊の幸行しし事にし有れば、其事に照けて此時に必ず出來る可き者にて、已に第二十一段に即可遍遂卑[illegible]山原[illegible]生[illegible]

靈」と見えたる其事の正に具備はれるは此時なるに深く心を入れて考へ奉る可き者なりかし、右の如く火神と土神と合ひ坐して稚産靈神は生り坐せるを日神と素戔嗚尊と隔離り坐して保食神の御徳の首に現れ坐し坐せるなど云へば得に云ひ知らず甚も畏くなむ（頂は、和名抄に頂顱顚訓伊太々岐、頂也、顚頭上也と有り、名義抄にも頂顱を伊多太岐とも伊多太久とも有り、又頂にも顚にも顙にも伊多太岐と訓まれ、新撰字鏡には顚頂の二字をも然訓めり、然れば萬葉三（四十四丁）に伊奈太吉爾、伎須賣流玉者と有る奈字は多を訛れるなる可し、續紀第五詔に頂受賜、十四詔に頂爾受賜リ恐美、二十四詔に頂爾受賜利恐美などの頂を鈴屋大人の解に右の萬葉歌に依て伊奈太吉と訓まれたるは正し敢へられざりし者なり、其第七詔に頂任恐美、供奉と有る解に、十一詔に頂爾戴持而、十二詔に恐美頂持、十三詔に頂受賜利恐美など有り、後拾遺集に「大中臣輔親祖父々孫輔親三世迄に戴き奉る皇太御神」と有るをも引きて伊多太岐と訓まれたる作後に心著かれし者と見ゆ。又和名抄に巓山頂也、和名伊太々木とも有りて、山頂にても頭上にても其至りて高き極なる所を伊多太岐と云へるに、至高又は極高の義と聞えたり、（然れば巓以て伊奈太岐は伊多太岐の訛なる事知らる、多と奈とは草書にて似たる字なり、今も貴人より物を賜はるを戴くと云ふも、頭上に捧げて恭々しく受賜はれば云ふなり）○牛馬は、農業を助くる物にて、和名抄に六畜（和名介太毛乃）牛馬羊犬雞豕也と有る介太毛乃と有る太字は其誤たる様を介毛乃と有と相換りて誤れる事上に已に辯へたるが如し、又其訓は毛津物なるを畜は飼物なる由右に云へり、皇極天皇元年御紀天武天皇十三年御紀に六畜を牟久佐乃介毛乃と訓みたれど、其四年に「莫食牛馬犬猿雞之宍、以莫犯、在違例、」と有るを、畜を食ふ事を禁止せられたるにて、字は六畜の字を用ひ給へれど、

内裏にての祭事とは異にして、彼牛馬夫婦の調ひたる事なりと見えたり、古來民間に其古俗に馬牛を殺して神を祭ると有るも有る内にて殊に農事に害ある事を禁止し、然れば御名狀に所見たる古書は何處に出でたるにて、其中には牛は無き者なれば其に害なきものなり、或は御名神を祭物に入れて物語に氣ある余祿と有れは此れには政めなり、故も牛殺せずとも有には人に加たる事なる故に止めしか、有年の序に云ふべし、猪當時の中にも牛馬を殺し天に功有る事に云ふ事なり、牛に於ては種々の事は牛馬には手を離れて功有る者なれば、其神の御前より始め天下の牛馬を殺されけるを、實に言ひし國家なり、逸話に大人田本に、若手國此等、御牛馬が其能而名と云ふとは實に然る有りとする説なるなり、此牛馬に就きたる古事其は大に其信を立てたると云ふ事に、今此に云へるは先に牛馬を殺して云ふ事なれはなり、倭六國に牛神の牛馬に結ひし事を已に云へる、又逸話に引[illegible]と有り○牛は古語拾遺に昔在神代大地主神營田之日、以牛宍食田人、于時御歳神之子至於其田、唾饗而還、以状告父、御歳神發怒云々と見えたれ、此より以前農人が此を得去りて上天に至りけむを、此より習れるが四方八面に蕃息これりし者也、此は外國の事にれども垂仁天皇二年紀に一云、初都怒我阿羅斯等有國之時、黄牛負田器將往田舍、黄牛忽失、則尋迹覓之、跡留一郡家中、時有一老夫曰、汝所求牛者入於此郡家中、然郡公等曰、由牛所負物而推之、必設殺食、若其主覓至、則以償物耳、即殺食也、若問牛直欲得何物、莫望財物、便欲得郡内祭神云爾、俄而郡公等到之曰、牛直欲得何物、對如老父之教、其所祭神是白石也云々と云事有り、此事古事記には新羅國云々、有一賤夫云々、此人嘗

田於山谷之間、故耕人等之飲食負二一牛一而入二山谷之中一、遇二逢其國王之子天之日矛一、爾問二其人一曰、何汝飲食負レ牛入二山谷一、汝必殺二食是牛一、即捕二其人一將レ入二獄囚一、其人答曰、吾非レ殺レ牛唯送二田人之食一耳、然猶不レ赦爾解二其腰之玉一幣二其國主之子一、故赦二其賤夫一云々と見えたり、天之日矛は姓氏錄に據るに神武天皇の御兄稻飯命の後なれば、彼國俗には拘はらず皇國の古儀を傳へて畜産を殺す事を忌たりし者なり、然れば同天皇紀に弟猾大設二牛酒一以勞二饗皇師一と有るなどは、唯彼方熟字を珍らしみ用ひ給へるにて實事に非ざる事を曉る可きなり、已に[illegible]六一昔に天大己貴命與二少彥名命一戮レ力一レ心經二營天下一、復爲二顯見蒼生及畜産一則定二其療病之方一云々と有りて、人類と畜産との病を療し給ふ方法を定め置き給へるは牛馬は、農作に功有る者なればなり、然るを殺して食ふと云ふ事は我が皇神の道に非ざれば天神御子として豈犯し給ふ事の有らむ、（古事記に然而其弟宇迦斯之獻二大饗一者悉賜二其御軍一と有れば、古語には然傳はり來つらむを、力めて漢文の樣に書取られむとして、後漢光武紀に[illegible]ひ、馬援傳に撃レ牛釃レ酒勞二饗軍士一と有る字を用ひ給へる耳の事なる也）○馬は、寶鏡開始章に[illegible]藏二神衣一居二齋殿一、則剝二天斑馬一穿二殿甍一而投納と見えたれば、此は正しく天熊人の[illegible]大祓詞に謂ゆる天津罪の其一にて、素戔嗚尊の高天原に御在し坐しし時に其犯し給へる罪の甚しき者なるが、[illegible]引ける御牧?月大伴神社記に、月夜見尊青海原潮[illegible]時、乘龍馬而來給氐、四方乃國中之河を流々而來[illegible]降給支、其時千曲川南到給氐、川上與指大谷給而、此淺川依二清水底一而東二水上一氐[illegible]給支、其所而[illegible]國上國谷[illegible]四方見給氐云々、月夜見尊此[illegible]之時、彼龍馬[illegible]曰、[illegible]

汁獸臂耕有此類々、其前曲衣町縣乃新也定種哉云々と有りて、此にも月夜見尊と傳へたれども、其素戔嗚尊の高天原よ
り降はれさせ御在しまして此國土を所知食す其御時に、また保食神に請求し給へる御所行に依りはせ御在しまして
天下の蒼生を給へる出たし給へるなり、（委しくは其傳に云へる事共を合せ考ふ可し、）但し此功に限らず凡て保食
神の御身より成出でたる所の物共を天下に令弘め給ひし御功の高く貴く御在しまし事、此より以下資料出現等
に至る迄委しく説明あ可るべし、神名式に出雲國意宇郡出雲神社、大野郡石見六神、大國神名帳丹羽郡、興出馬神社の下
に出雲生馬神社同之喚、生馬神祭神保食神也と云へり、古事記に此八千矛神云々自出雲將上坐倭國而束裝立
時、片御手者繋御馬之鞍、片御足踏入其御鐙而歌曰云々と見えたれば、神代より貴人は御て往來はせ御在し坐し
しなりけり、海宮遊行章第八一書に海神所乘駿馬者八尋鰐也云々と云ふ事の有るを以ても、當に馬に御きせ御在し
坐す風習なりし事知らる、應神天皇十五年御紀に百濟王遣阿直岐貢良馬二匹、即養於輕坂上厩と有る、此事古
事記に以牡馬壹疋牝馬壹疋付阿知吉師以貢上と有れば、此時より稍に蕃種なる馬も交れるなりけり、然れども保
食神の御身より成出でたる者にし有りければ、此牛馬に限らず總ての品物等は元皇大御國の者なるを、大己貴少彦名
二神の外國々々を遍達り御在し坐し時に、各其土地の種に隨ひて蕃生し給へりければ、昔から其國々の土物を貢上
る可き御定共有りての事なる可き事云ふも更なり、（然るを年中行事秘抄に、日本紀云、今
案、保食神已死、其神之頂化爲牛馬、變爲蕃云、倭國無牛馬、事見垂仁紀傳、故應神天皇世百濟進牛馬、自此而後
倭國有牛馬、昔本自有牛馬者、古老皆陳、宜扶節徒歩と云る愚者の説は、皇典の片端をだに伺ひ奉れらむ人の

云ふべき事かは、應神天皇御世に牝牡の良馬二匹をこそは貢奉れゝ、牛を何れの時にか奉れる已に阿志比宮段にも馬婚牛婚など云ふ事の有りしは韓土より以前の事なり、牛馬已に無からざるに何ぞ然る罪名を云ふ事の有らむ、且に任せたる儀事と云ふ者なり、按ふに其書に引ける日本決釋と云ふ者を作れる編人などの漫言にや、雄略天皇十三年御紀歌に、宇陛能耶都擬播、嗚思稱矩那斯と有るを、釋に馬八毛也、言八足也と見え、又農播拖磨能、柯彼能矩盧古摩、矩羅俱制播云々と有るを、釋に甲斐黑駒馬也、言置鞍也と註せり、推古天皇二十年御紀大御歌に、宇摩奈羅麼、譬武伽能古摩と有るを、釋に爲馬日向駒也、駿馬也、私記曰、日向國出千里之駒と見えたり、孝德天皇白雉四年御紀大御歌に、舸娜紀都該、阿我柯賦古麻播云々と有る句何は著鈕なり、一句は釋に我飼駒也と有るが如し、古言には小馬にて尋常の馬に對へたる稱なり、（周禮に馬五尺日駒、六尺以上日馬、日驍、日驊云々と有れ共、此にては然る類はしき名目を立てず其總てを馬と云ひて、其に對へて唯小馬と云ふ耳なり、和名抄に馬和名無萬、牝馬和名米萬、牡馬和名乎萬、駒馬子也、和名古萬と有り、名義抄に馬を正しく宇萬と有れば、無萬は音便を以て云ふなり）御年祭詞に御年皇神の前に白馬白猪白鷄種々色物を備奉て、風神祭詞に爾宜奉御馬爾御鞍具て、遷却祟神詞に馬用物に御馬など其外にも有り、又御馬を獻り進るゝに寄せて他の事を述べられたるは、大神宮詞に白馬往道者倚特神寶に瞿々本根遠佐久爲て、馬爪至留限、長道無間々、立都々留、大祓詞に高天原に耳振立聞物と馬牽立て云々、出雲神賀詞に白御馬の前足爪後足爪踏立事は、大宮の内外御門柱を上津石根に踏堅め、下津石根に踏凝し、振立る耳の彌高に天下を、所知食さむ事の志太米など有り、一體祝詞は多くは高手覆舌にして殊に宏たる古文なる事祝詞考の首に云へるが如

し、上古より四世、神に歎き忍ひとは其父神の祈なり、然るに体に化現一定の地を外國より來れる形跡を見て、上世に既に出來る時る世にて云へる其は、皆外より賦へる者にして云ふこそ見れずなむ、化りては甚だ多く出は既なりて卜筮と化三には有りても有るらず者に云へるこそ有し、其出生地の神にて結ひ[illegible]に[illegible]の天下[illegible]豐受大神[illegible]を以て[illegible]文信[illegible]出たり、[illegible]天に引る高天原に降[illegible]出雲神[illegible]出を稱名云ふ、又名[illegible]時[illegible]出[illegible]名云ふこそ有る[illegible]く、此なる[illegible]何とか云ふ[illegible]作し出しけむ[illegible]萬牛馬を始として天に所見たる種々の物共は皆出來つる事物無ければ、化種の本此にては有らざるなり、「說義は其保食神の殺され給へる其の物種の出來つる即ちれりし者と見えたり」又比此に作出以下の物の殺出でこりし各其頭所有れば、直に保食神の體の化れると思ひ誤へたりしより此に來する者に成したるにも有るべし、何れにしても御本なるなり」の頭に、名産付に比る比と有り、日向方の國に至り[illegible]に
日本書紀田井比の[illegible]と有る、日向國は[illegible]と云はむ[illegible]可きを思合す可し、和名抄に[illegible]比比と見有れども、名義共に又[illegible]と云ふ二到有るが如く、古書にも多く稱字を書きて通用に用ふる事なり、垂仁天皇二年紀に頼有、倭人云々と見え、續[illegible]四十五卷には頼一[illegible]立て、[illegible]云ふと書きて頼と有と訓へたり、此を以ても頼は其にして[illegible]なる事を知るべきなり、「[illegible]十二に、[illegible]在云々、十六に、[illegible]之、頼[illegible]云々と見え、又名義抄に頼を比る比、[illegible]、又[illegible]と有り」其[illegible]と訓めるは訓誤の事にて、頭部にて[illegible]出て[illegible]る[illegible]、[illegible]四（三十二丁）に、[illegible]と云ふ言の有るも字の如く[illegible]きて[illegible]

を云ふなり、姓氏錄（左京神別天神）に額田部湯坐連云々、允恭天皇御世被レ遣二薩摩國一平二隼人一、復奏之日獻二御馬一疋一、額有二町形廻毛一、天皇嘉レ之賜二姓額田部一也と云ふ事有り、人名には天孫本紀に倭額東命と云ふ有るも其字の如くなる形容に依れるなる可し、又古事記（伊邪河宮段）に葛城之高額比賣と云ふは、和名抄郡名に大和國葛下郡高額と有る地名を以て負るなる可きが、土地にても小高くして人の額の如き所なるには然號る事も有りと所見たり、（又郡名にも備後國奴可奴加と有るも右の額なる可し、上にも已に注せる如く人の頂をも山の頂をも共に伊多太岐と云ふに各じ）（粟は、古事記には於二耳一生レ粟と有り、其より以前國生段に粟國謂二大宜都比賣一と有る粟國と云ふ名は、記傳五（七丁）に「粟の能く出來る國なる由の名なる可し」と云はれたる如くなる大宜都比賣と云ふは即保食神と同神なれば、其國名と成れるも其神の產土の國なるから、然云ふ事と成りけむ由已に傳四に注せるが如し、皇御孫命の御天降の時に天神より齋庭之穗を事依し授け奉り給へるより、此大八洲國の名をしも豐葦原千五百秋瑞穗國と名に負ふ事には有りけれども、其以前には粟を耳專と作りたる可ければ、國名にも粟國と云へるなどの事も有りしと見ゆ、伯耆風土記に相見郡郡家之西北有二粟嶋一、少日子命蒔二粟莠實離々一、即載二粟彈一渡二常世國一、故云二粟嶋一也と云ふ有るを以て考ふ可し、但此は寶劍出現章第六一書にも見えたる事ながら、風土記の方を引くは彼は少彥名命の常世國に渡坐し事を主とし、此は其粟嶋と云ふ名の所由を主と立つる所なるが故に、粟國の例に引ける者也、又伊賀風土記に阿拜郡（伊賀國）云、阿波座天照大神自二天上一下二天之阿波一、主二給在一枝、其座故名二阿波一、今阿閉者音訛也と見えたるは、和名抄郡名に阿拜（安倍）と有る其地に就きたる故事なりけるが、此く天照大神の天上より粟を天降し給ひし事にして五

穂の王と稱給へるを、其地に及びて長く遠くしれる故に阿波と云ふ名には喚れる由なるが、後に瑞穂國と成りぬる上は、稲に關りて傳へ物に闕くる非ざる事也、然るを粟を以て其王と稱給へるを思ふに、是は天孫人の粟もて進れる後に其の粟實を天降し遣して、然後に瑞穂は皇御孫尊に屬けて天降し奉らせ給はむとの御事なる可し、然れば御天降以前に粟稗の主たる者には此事なれ今の瑞穂の如くには有りけらし、神名式に阿拜都敢國神社（大）風土記に小彥名命也と有るを、右の粟島の故事に思合す可し、但し一古記には金山彥命と有り、然るを伊水遠前と云ふ物に小彥名命、神御山人の如し、南宮金山彥命云々、信濃南宮金山彥命は昔は南宮山に坐す今の小富士是也、貞觀二年十月神階有りて敢國神社に合す、神祇寶典卷一と有り、「其神社の事傳七卷に云へり、併天照太神の曰く天上より天之阿波を天降し給へる事は、出雲風土記に飯石郡多禰郷屬郡、造天下大穴持命與須久奈比古命巡行天下時、稻種墮此處、故云種と有るが如く、然る時に當りて天上より墮し降し給へりし事の彼々に有りける者なる可し、天孫降臨章第六一書、高皇産靈尊の天穉彥を偵に遣給へる所に、乃遣無名雉伺之、此雉降來、因見粟田豆田則留而不返云々と有るも、瑞穂國と成より以前は陸田耳多在りし状なる事此を以て知るべきなり、神武天皇御紀大御謠に、瀰都々々志、倶梅能苗運摩、介畏茂等耳、阿波赴耳簸云々と謠はせ給へりし阿波是を證に、謂粟邑と有れば中洲と雖も東征以前には粟を專と作れりしなりけり、斯れは其天皇畝傍橿原宮に天下所知食しより以來、次々に水田多く成以て行年も、皇化の遠く及ぶに隨ひて彼の如く瑞穂國とは成りたる可ければ、其頃迄も陸田多在りけむ事知るべきなり、（斯れは其瑞穂はしも天神御子に屬たる物なりけり、然るを皇國の内に作みて其皇大御民と有る者の中にも、皇御孫尊の事護しめ使

奉る心なる者も甚僅々には有りとも聞ゆるは、其從ひ居る主人を慕ひ追ひ奉る者に往成さむとての事にも有るべけれども、其主人よりにても何方よりにても大君と崇き奉り仰ぎ奉り頼び奉り恐み仕奉る可きは唯皇御孫命耳御在し坐す者を、其に依りて其主人を高く爲ると思ふは甚々畏こき誤ぞと云ふべし、其主たる人の天下の富と貴きと此二物を有てるも、皆皇大朝廷の御寧任しに依る事なるを惟みたる者にて、其主人たる人を神皇の罪人と爲る事は、臣子たる者の忘れても成す可き事かは、然れば天津日嗣の高御座を以て宗䟽とし、又其の瑞穗を食ひて世に生存らふる者の限りは、皇御孫命を尊しみ仕へ奉れらば、家亡び身亡びて竟には終に子孫の八十連屬に至る迄に其絶え傳ふる事を否より今に一人として得なさるなれ。彼天神の逆矢の御罰にも陥れりける）然るを國土經營の時に少彦名命の外國に渡り御在し坐して、其成れる國々へ弘め給へるが故に、外國にては其物を直接の其と爲す事にて、其は御天降坐前の皇國の風俗の違わりし者にはなお有りける、其同じに御四、五、淡洲の傳見る可し、和名抄に粟祖と云ふ有りて、其に粟和名阿波禾平也、禾穀名、被今譯に讀ひ粟也と見え、不字名義抄に阿波と有り、粱米一名粱、一名精米和名阿波乃字曾之禰、白粱米一名鴨米と有る、此みな草和名には粱米、又白粱粟、又、粱米と作り、其は大粟の事なり、又同書に白粱米和名之呂岐阿波、青粱米和名阿乎乃阿波乃毛知云々と有り其黍米同抄要用に円黍一名黍黍、一名黄黍、和名阿波木々美、粟黍、一名黒黍和名久呂木々美と有り、粟は粘粟也、稷米、名穄、和名木毛乃毛と見え、名義抄に依ては字注の外に粟の字は作り、又此の阿波の同有り、然れば粟と云ふの種類なる可きか、粟は大小に其實の小粒なる者にて、粟は眞實にて其色を異に稱けたる者と知れる所見たりける。粟は大きさに同じ便利と見え、其下

に五行を四時に配當して有るは漢籍の說にて、此方の古意には非ざるなり、（孝經援神契に五行異名を示し、四時に配當す、偃乃眞陰之精含陽之氣流澤之浦故有水之名と有るにて、漢籍の名にも義はさなるを見るべし、又五行大義に木者觸也陽氣觸動冒地而生也、三月陽生、八月而熟、得土之和、爲水之氣、季冬、木木也、木生而生、金生而水、八月木爍、非唯、凡木之爲有、水さるて、此には木は五行の首に在る由見えたり、又日本書紀通證也、八十神也八十、五十日日之前に有精也と云へり、古語拾遺に吉事此事以、先書之爲靈也、今以木作和佳牟と讀、後人乃有以梁之前有名稱と云へれば、彼にても其意の意義にかしたり）但熊は日當にて日に勞する前の詞なるべし、古事記に木由と讀みて有れども、古の意なる時は那と御上に云ふ神と見えて、仲哀天皇紀に朝日の直刺國夕日の日照國と有るは皆久々能智と讀み、古事記傳に云く、木神其根而、是謂是地上、是與可書、又萬葉六（二十九丁）に、一目見之、人之同引、十一（十七丁）に、朝に云ひ、喚介曾見などの句は畝由と讀めるも皆其連帶に依れるなり、其外卷四（二十六丁）に、目見、六（二十九丁）に、目根なども有るは畝由と讀れども右に準へて讀むべきなり、六（三十丁）に、但眉と有るは之字を以て受けたれば、古事に畝由と云の如くなむ讀むべき所なりける、（目根番と云ふ事は萬葉にては言ひたれども、然早は此と引通はしつ、目は之字に目上毛也と注し竟字や倭名抄注に竟目上毛也と云ひて眉を舊に讀まれ目と云ひ世代之、故謂之は古と言せ）頭は、古比古と讀み來る事には有れども、倭名抄の豆滑なる由これは稚由と讀む方なむ勝りたるべき、和名抄に眉和名萬由、頭支也、觀蕚和名比岐萬由と見え、萬葉久須美乃、萬葉卷十四（三丁）に、麻與比岐乃、倍比具波…

[illegible]十二（二十七丁）に、中中二、人跡不在者、桑子爾毛、成益物乎、玉之緒許などと有るが如く、蚕に桑を與へて養ふ者なりけり。又新古今に、（今年生の新桑繭の唐衣千代を係けてぞ祝ひ初めつる）永久百首に、御蚕飼の窓の糸に引かれて手も緩く傳へつる哉（など見ゆ、其で蚕繭と云へるは、其蚕繭の其蚕に籠れるを云ふ稱にて繭ての名には非ざるなり、萬葉十一（二十二丁）に、足常、母養子眉隠、隠在妹、見依鴨、十二（十六丁）に、垂乳根之、母我養蚕乃、眉隠、馬聲蜂音石花蜘蟵荒鹿、異母二不相而、十三（十一丁）に、垂乳根乃、母之養蚕之、眉隠在と有るなどは、人の傳づく女の事を蚕の繭中に隠れるに譬へたる者には有れども、蚕と繭と差別知らるゝ事なり、催馬楽走井に、淺之衣井乃、己加也加禰禰手左、女加介曾留禰己曾、末由川久良之、伊末比之左女加、又勢河名所百首に、（水上に如何なる眉か澄溜れて、ぬきさるらむ繭の白糸）とも有り（十四に出づ）繭と有るは右に云へる如く眉をも繭に用ると云ふに同じ、字書に繭與繭同、蚕衣也と見えたるにても繭に籠る義有るを知るべし、本に眉と作る、眉は繭の略字、繭は繭の俗字なるが、名義抄に繭字を繭字也と有るが如く、本様に襲構でする緒を云ふなり、又繭蚕と名くるを由と云ふ由にて自然生の義なる由なり、循此に牛馬を蚕と一に被擧でたるに就て古事記に云ふ有る者の云へらくは、古は蚕の始め蚕に與へて生出る物にて、其形をも出す事に於てか、既に牛と蚕と其事に殊る事を記しおかむと云へり、是は實に然り、此に就て捜神記中華古今注と云ふ物に、舊説、太古之時、有大人遠征、家無餘人、唯有一女、牡馬一匹、女親養之、窮居幽處、思念其父、乃戯馬曰、爾能爲我迎得父、吾將嫁汝、馬既承此言、乃絶韁而去、

以上並略之曰、蠶忠也、大化之事、白蠶、蠶神、何如、蠶影之、虚状無色記、或周行、只二字令、養大繭之圃四方生化之、蠶種法曰、正月上子、蠶吐絲之時也、悟今也人部所謂、食兒之事、蠶治之最物也と云ふ事の有るは、此の蠶又如ことさらは十二の書にのみ付けり、蠶吐上蠶之日、四方立蠶國言日を通ぜと云へれは此にも比時とは云ふて云ふ非ず、不言蠶種に、其蠶の法は元日朝子日、年年生ぞる女子が蠶と称して蠶室る蠶種拂ひ祝ふなる、更に正月子日朝すで蠶の室へ出して初甲に蠶めて三月午日初めて桑に付て四方月間引く時とす云々と有りて、年日を用ふる事なる事と見えたり、又東俚抄に、一種々の神事の今日の蠶事、子に取るからに蠶く其の時に是は間合に蠶する者は正月初子日に蠶と云ふ事を蠶に行て蠶室の掃くなり、然して行ふ事なれば此を称へて玉箒とは云ふなり、と云ふ事も有るなり、又同比古と訓めるは、卑二一書に即軻遇突智娶埴山姫生稚産靈、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と有る、其は其保食神の蠶の故事なるを、稚子の御冊に混れ傳はりし事己に前にも註せるが如し、此は必ずしも其日く眉上生蠶與桑と有るべきを、繭(マユ)にて初めて成出でたりし事を明さむとて生蠶と作られたる者にて、其繭に蠶を桑以て飼育てゝ成れる者なれば其養に於て少かも異なる可からず、和名抄に蠶和名加比古、一訓古加比頭吐絲虫也と見え、名義抄にも其二訓有る事なるが、其加比は蠶(カフ)の意にて、蠶と云ふぞ打任せたる名には有りける、古に斯ける萬葉の歌共に蠶子(カフコ)とも蠶兒(カフコ)とも見え、又同抄に蠶沙和名古久管、蠶矢名也と云ひ、姓氏錄（左京皇別）少子部連云々、大泊瀬幼武天皇御世、令諸國收蠶兒、誤小兒貢之云々と有るが如く、蠶(コ)と兒と取誤へたるなども當昔蠶を古と呼びたる故なりけらし、古は雄略天皇六年御紀に出でたる故事なるぞ、簡易にて聞え易き故に引

出でたり、先には加比古は古事記日代宮段倭健命御子の中に建貝兒王と有るを、御紀には武卵王と有り、和名抄に卵和名加比古、鳥蛤也、鵝俗云ニ加倍流一卵化也と見えたれは、加比古は貝兒にて、其卵を以て生る〻由なるらむと思ひしかども猶龜齡にて有りけり）古事記高津宮段に於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美三人議而令レ奏ニ天皇ニ云、大后幸行所以者、奴理能美之所レ養虫、一度爲ニ匐虫ニ、一度爲レ殼、一度爲ニ飛鳥一、有レ變ニ三色一之奇虫、看ニ行此虫ニ而入坐耳、更無ニ異心一、如レ此奏時、天皇詔、然者吾思ニ奇異ニ故欲レ見レ行、自ニ大宮一上幸行入ニ坐奴理能美之家ニ時、其奴理能美己所レ養之三種虫獻ニ於大后ニ云々と有るは、蠶の事を事々しく令レ奏て天皇の幸行を促がし奉りて、大后との御間を善にしく成し奉らむと謀り奉れりし者にて、一度爲ニ匐虫ニは其始卵を出て匐虫と成れるにて、和名抄に蚑和名與レ蟻同蠶初生也と有る是なり、一度爲レ殼は其蚑の桑葉を食りて繭を作るに至りて其に隱れるにて、同抄に蠶云々虫吐レ絲也と有る時を云ふなり、一度爲ニ飛鳥ニは其事を甚しく云はむとて　其飛虫と成れるを殊更に然云へるにて、同抄に蛾和名比ゝ流、蠶作ニ飛虫ニ也と云ひ、又蠶和名比々流、蠶内老蠶也と云へる是なり、此は蠶の繭を作るより老蠶に至る迄の間中蠶の狀にて何の奇珍らしき事にても非ざりけれども、悉く大仰しく言立てたる者になむ有りける、（凡て物を甚しく云はむとては下津石根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知て、又は君が代は千世に八千代に云々など云ふが如く、其度に超過たる事を云へる者なりければ、飛虫を飛鳥と云へるに滑稽しき有りて甚々興有る御事にこそは有りけめ）〇眼中生稗には、古事記には於ニ二目ニ生ニ稻種ニと有り、然れども此の方宜しかる可し、然るは稗の實々しき形狀から實に眼の狀に似たればなり、和名抄穀類に稗、又作、和名衣、野王案云、粟類而卑、其實黑者曰レ䅟、䅟音ニ草云

和名乃良衣、一云奴加衣云々、楊氏漢語抄云、香草和名以沼衣と有りて、其次に薷和名比衣、草之似稷者也と有り、古事記序に時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八云々と有るを、記傳二(十二丁)に大和國添上郡稗田村有り、其地上の稗れる稗なる可き由に云はれたるを、神名式なる賣太神社其地に在り、比咩と比衣と通へるなり、然れば有の其衣と云へる其に稗の意なる可き事、上に云へる眉と顴との如くなる可きなり、萬葉十一(十一丁)に、打田、稗數多雖有、擇爲我、夜一人宿と有るは稻の中に交れるを擇て拔捨つる事を譬にして詠める者なり、躬恒集に「比叡山苗ならし草取離し植し田に稗の生ふと生にける哉」とも有るなり、(通證に有の佐文類文香柔などを引いて據し此則比衣食稗也と云へるは然る言にて、比は實に稗の事なるなり、日訣に稗類一家間地一故云二眼中一と有るは強言なり)○眼中に、波豆紀と訓むべし、神功皇后紀歌に于池能阿曾彌、波邏濃知波と有り、第二一書に稚產靈神の頭中生二蠶桑一と有るは其傳の混れたるなる可き事、已に傳七に云へり、併上なる顱と眉とには上と見え、此の眼と右の腹とには正しく中と見えたれば、實に保食神の御腹の中なる者なり、中字輕く見過す可からず、又此に就て妙なる事なも有りける、然るは大同類聚方に於保奈牟知命乃美己止仁、古傳美波、阿萬乃保乃計、都知味豆阿治乎、奈伽和太仁、伊連都伊太須古登乃、太要都流乎都倭止之底云々、と見えたる、其味と云ふは、土は食物、水は飲物にて其相交れるを云ふ事なるを知る可し、(其第二章に保乃解波云々、美豆阿治手訶母反云々、第三章に美豆波能民區比乃安治萬計奈利、久曾與利奈可和太仁伊利萬自隣、保乃解仁訶羅世夫云々と有りて、安治の事を熟列に宣へる是なり)其第八章に禰訶波羅仁都玖類濃と有る其一に布玖囉、和名抄に肺和名布久不久之と有る是也、二に費久曝は第十一章に而唄曝波無禰知

武佐乃奈伽須仁阿利と有れば心藏の事なり、名義抄に那加梯とも那加比陀とも云へり、三に肝は和名抄に肝和名岐毛と見え、四に膽は同抄に膽和名伊爲二中精之府一と云ひ、五に與臾新は同抄に脾和名與古之と有り、六には伊飛婦俱なり此下に云べし、七に牟良登、同抄に腎和名無良止と有り、八に久楚和太は同抄胃和名久曾和太布久呂、爲二五穀之府一と見え、名義抄には久曾布久呂と有り、偖其第六伊飛婦呗は飯袋と云ふことなるが、其を第十四章に伊日婦其者、餘吉志濃旨修反、奈可仁阿利天、詞太攻裳太比乃曳登九、倚路旨呂支天、有知闔濃美久日乃毛乃袁、手奄訶毛反夫、志毛久祖和多闍聞多婦云々と有れば大腸小腸の事なるなり、（和名抄に大腸和名波良和太爲二傳送之府一、小腸和名保曾和太爲二受盛之府一と見え、名義抄に大腸を意富和多と見え、腸を波良和多とも久曾和多とも有り）右の如く胃腸を飯袋と云へるは其食物を納め醸す所の名なりければ、其保食神の御腹より飯に炊く可き米の成れ出む事は實に相叶へる古傳なる者なり、若し其飯は氣菌なる由にし上に註せるが如く、又稻は飯根なる事次に云へる如くなれば、彼此等合せたらむには其意知らる可し、（口訣に稻殖二腐熟地一故云二腹中一と云へるは淺ましき說にて、神代の古傳を後人の推當てたる者と爲るにや、甚々味氣無き事になむ有りける。然れば此は古事記よりも正しき眞の傳になむ有りける）○稻は、通證に飯根なる由云へり、此は皇大御國の地に良へる嘉穀にして、皇御孫の天津高御座の大御食る天津日嗣と稱奉り、又此皇大御國を瑞穗國と稱へ云ふも、皆此稻穗に因れる事上件條々に云へるが如し、偖天孫降臨章第二一書に天照大神又勅曰、以二吾高天原所御齋庭之穗一亦當二御於吾兒一と有るは右の事の起原には有れども、押並ての事には非ずなりけるぞ、已く稻は素戔鳴尊の御時より有初てなむ有りける、其は寶劍出現章に其后神の御名を奇稻

田神と見え、其父母二神に稲田宮主神と云ふ號を賜へるなど見えたり、又出雲風土記に飯石郡須佐郷神須佐能袁命云、大須佐田小須佐田定給故云二須佐一と云ふ事も見えたり、然るは此保食神に事有りしより以来種々の悪しき御意共有りしかど、其御心の荒々しく成らせ御在し坐しゝ後に、其以前の御過失共を償はせ御在し坐して、其保食神の御靈を鎮し奉らせ給ひて、食物衣服住居の事を起して天下蒼生に御恩頼を蒙らせ御在し坐しゝ事此より下に次々述ぶるが如く成のければ其の故古事記に又娶二大山津見神之女名神大市比賣一生子大年神、次宇迦之御魂神と有るは、殊更に其農作の神を今生給へる者なり、年は田穀の義御魂は糧穀の義にて共に其保食神の御功用を資け奉らせ給へる神等に御在し坐す御事を思ふ可し、古語拾遺に昔在神代大地主神營レ田之日云々、于時御歳神之子至二於其田一唾レ饗而還、以レ状告レ父、御歳神發レ怒云々、依レ教奉レ謝、御歳神答曰、實吾意也云々、仍從二其教一、苗葉復茂、年穀豐稔云々と見えたる、御歳神は其大年神の御子に御在し坐すが、當昔已に其農作の事を守護る神にて御在し坐しける由、後に云へるなど合はす可し、（但し此は其遠昔已に皇御孫尊天津日嗣として其齋庭之穂を持ちて天降り御在し坐さむ事を豫て思ほす御故に然る神を生め賜せ御在し坐しゝ事、下に云ふが如し）出雲風土記に、飯石郡多禰郷所レ造二天下一大神大穴持命與二須久奈比古命一巡二行天下一時、稲種墮二此處一、故云レ種（神龜三年改二字多禰一）と有る稲種は何處よりか墮來られ、必ず天神の御許より天降し給ひける事、古事記なる神産巣日御祖命の御言に少名毘古那神の御事を故與二汝葦原色許男命一爲二兄弟一而作二堅其國一と宣へるを以て曉る可し、其所謂に依ると見えて、楯縫郡玖潭郷所レ造二天下一大神命、天御飯田之御倉將レ造給、覓巡行給云々と有るは、天より墮降れる御稲なるが故に、天御飯田と崇め宣へる

者と所見たり、又出雲郡美談郷所、造天下大神御子和加布都努志命、天地初判之後天御領田之長供奉坐之云々と有る、天御領田(アメノミシロダ)は其稲種を作りて天神に奉り給ふ料なりし故に、殊に其長(ヲサ)を定めさせ給へりと聞ゆ、又神門郡に稲積山と見えて、下に大神之稲積也と有り、又稲山と有りて、下に大神之御稲と見えたり、斯れば天神御子の未だ天降り御在し坐さざりし以前に已に稲の事有り、然れども瑞穂國と名にも稱ふる許に、國の退々山の隈々遺る所無く足滿る事は、全く天津日嗣の定まらせ御在し坐しより次々に弘り行きたり、書上にも粗云へるが如し、猶又仁多郡三處郷大穴持命詔、此地田好、故吾御地田詔、故云三處と有るを始として、田と云ふ事の多在るは、皆御天降より以前の事なるなり）和名抄稲類に稲、今按、稲熟有早晩、取其名、和名早稲和勢、晩稲於久天云々、芒和名乃木、禾穗、芒也、穂和名保禾穀末也と有り、其早稲は萬葉七（三十四丁）に、石上振之早田乎、八（五十一丁）に、吾之蒔有早田之穂立、又秋田早穂乃蘰、十（四十七丁）に、早田雖不刈、霜雖零等、又（五十一丁）、門田早稲、苅時過去など有りて、和勢は速稲の義なり、晩稲は後稲の義なり、又中稲と云ふ稱有る、何れも既に稲の略には有るべからず、芒は名義抄に能岐と云ふ訓の外に衣我流と有れば、然なる思ふに以と同じかる可し、穂は下なる書紀の下に云ふべし、（右の中稲と云ふ事は名義抄にも見えざれども、今も早稲稲晩稲と並べ云ふ事なり、時珍云に早稲種稲六七月收者、（下）稲糯稲八九月收者、晩稲糯稲十月收者と云へるも是なり、芒は字書に草端也と注せり、名義抄に又ソに作いて草端也衣岐と有り）祝詞には其稲の事を奥津御年と云へり、御年祭祝詞に皇神等能依志奉牟奥津御年乎、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏、取作牟奥津御年乎八束穂能伊加志穂爾、皇神等能依志奉者云々、水分神祠に、皇神等能寄志奉牟

皇神御年ヲ八束穗ノ伊加志穗ニ寄ニ年者云々と有る奧津御年は即此稻の事なるなり、其奧津と云へるは大の意にて古言に瀛津鏡邊津鏡など云へるは大小の義なり、海などに奧と云ひ邊と云へるは遠近の義なり、若て其遠近も大小に異ならざるが故に、御紀には大字を於保加久と訓ませたり、祝詞考に「五穀の中に稻は最末に熟る故に奧と云へり、譬へは同じ稻にても晩く成るを晩稻と云へるも同じ」と云はれたる、晩き意に見られたる故に違き義なれども、五穀の中に最晩れたる所以を以てなれば大の意に成りて、奧津御年は大年と云ふに相異ならざる者なり、（古歌に淤志都禰と訓めるは晩稻禰の義なるが、其は晩稻の事にては有れども、早稻中稻は其稻の當には非ず、晩稻ぞ神聰なる者にし有りければ、奧津御年の奧も亦有に同じかる可し）〇陰は、保食神は古事記に大氣都比賣神と有るが如く女神に御在し坐せば其御陰門なり、陰の事は傳七に云へり、俗此には麥大豆小豆を御陰一處より成出でたる趣なるを、後記には於レ鼻生ニ小豆一於レ陰生レ麥於レ尻生ニ大豆一と見え、舊事紀には於ニ臍尻一生ニ麥豆一於ニ陰下一生ニ小豆麥一と有りて此と同じからず、然れども何れにも必竟の差有りて合はざれば、此御紀に據より外無きに就て考ふるに、陰と有るは其總てを云へるにて陰と尻とにて有るべきが、其陰には大豆小豆、尻には麥の成れるかと思ふ由有りて其下に云ふが如し、（小豆は豆類なれば異には成出づべからず、此を一に收む可し、又舊事紀に麥の生れる事を二所に云へるは、いづれか一は衍れるなる可し）〇麥は、通證に緊芒也と云へり、又は身向にて其身の二向合ひて形を成せる由なる可し、又なる豆は齒曾なるを考ふ可し、萬葉十二（二十九丁）に、柜楉越齒麥咋駒乃、十四（三十丁）に、久敝胡之齒、武藝波武古宇馬能、又宇麻勢胡之、牟伎波武古麻能など有り、俗和名抄麥類に大麥一名青科麥、和名布止無岐一云加知加

太小麦和名古牟岐、一云末牟岐と有り、右の大字を此には布止と訓みては有れども、今並て世には意富と云ふなり、加知加太と云ふ訓義詳ならず、又蕎麦和名曾波牟岐、一云久呂無木と見えたれば、其も麦の一種にて有るなり、猶大麦小麦共に身を合せたる状して女陰の形に似たれば、實に御陰より成出でたりけらし、（又思ふに已、甚功徳なりし時に本生の國にて常に人の云ふ諺を聞き居たるを今思出でたり、其は大麦は國より日本には無き物なりしを、大師様が天竺より尻穴に三粒入れて歸りし故に一名大師麦とも云ふと云へるは、此の故事を弘法と云へる僧の事に混へたる者なる可し、其稚保食神の御尻より僅に三粒許成出でたるが種と成りて天下に弘ごれるにも有るべし、斯る古書の諺も無下に捨つべからざれば、麦は御尻よりや成出でけむと今試に云ふなり）○大豆は、貝原篤信說に圓實也と云へり、又は眞實なる可し、其は萬葉に左右をも兩をも二をも共に麻と訓みたる意にて、豆はし女陰の形して其身の行合ひたる狀なればなり、上なる麦の身向なる可きに思合す可し、和名抄に豆類と有りて大豆一名菽和名萬米と見えたり、こゝも女陰を陰米と云ふも、此保食神の御陰より大豆小豆などの出来れりし古言の傳はれるにぞ有るべき、又此大豆小豆を始めとして凡て豆類の其形女陰の如くなるも證すに足れり）○小豆は、名義考ふる所無し、通雅に赤荳也、色赤而煮之能腐熟と有るは迂遠なる說なり、若くは赤粒食（アカツブケ）などにや、應神天皇御紀に阿豆枳辭摩と訓ませ御作し坐し事見えたるに、萬葉十一（二十一丁）に、阿遲候男久を小豆鴨と作れば、然も云へりしにか、然れども和名抄にも小豆和名阿加安豆木と有り、此は豆類にし有りければ、其大豆に屬る物なれども、古事記に尻生小豆[illegible]亦名[illegible]大豆子比賣など云ふ事も有りて世に名高かりしかば、此にも別に出でたる者なる可し、然れども今思ふには、猶と云へ

ば稻粱、麥と云へば麥類にて、其種類なる者は皆其に屬て共に生出でたらむと思しければ、此に小豆を云へるは古事紀に黍粟と二並出せる用にて、重複れる者ならむとぞ所思ゆるはや、〔然るは此にも古事記にも粟を載せて黍を擧げざるは其同種の物なるが故にこそ、舊事紀は委しきに似て却りて其意狹く成れゝば、此大豆の上に小豆を云ふも有と同じ事なるにや、同紀には九穀の名有りて、註に稷黍稻粱麥大豆小豆小麥と有りの限りを云へるも、中々に五穀と云ふよりは狹きが如し〕○悉取は、悉久爾取斑と訓むべし、取持と續け讀む時は取字に力無ければ、取と受けて持字も讀つ可きなり、古事記玉垣宮段に、又天皇以二三宅連等之祖名多遲摩毛理一遣二常世國一、令レ求二登岐士玖能迦玖能木實一、故云々、遂到二其國一採二其木實一云々、將來之間云々と有ると同じ意味なる所なればなり、又悉字は上なる悉備の字に照し應へたる所なれば、盡と訓べし、皆とは訓むべからず○持去而は、去字由久と訓めり、萬葉三〔二十丁〕に、海若之、奧爾持行而と云ふ例も有りて、尤に字に就て當れる訓にては有れども、天神の大御使として天降り着きて其覆奏の時の文には除りに無禮なる語にて、如何に爲ても此に落著かず、故右に引ける玉垣宮段の多遲摩毛理の言に、自二常世國一持二登岐士玖能木實一持參上侍と有る語に依りて、字に拘はらず持參上而（モチマヰノボリテ）と訓み見るに相叶へる心ちす、故然訓つ、然るは八洲起元章第一一書に、故還復上二詣於天一具奏二其狀一と見え、瑞珠盟約章に素戔嗚尊の高天原に向ひ給ふ事を昇（ノボリマホル）二詣之於天一と有り、古事記天降段に故建御雷神返參上復二奏言向一和平葦原中國一之狀など、天に昇るには然云ふ例なればなり、〔記傳七に、參は貴所へ向行くを云ふ、此は出る方を卑しめて趣く所を尊む時に云ふなり〕と有るが如し、況て高天原へなれば上（ノボル）とは必ず云ひつ可き者なり、又玉垣宮段に取二其島一而持上獻と有るも此の

例なり）○奉進之は、瑞珠盟約章第二ノ一書に進以瑞八坂瓊之曲玉、寶鏡開始章第三ノ一書に日吾以清心所レ生兒等亦奉於姉、寶鏡出現章に素戔嗚尊曰天神覩也吾何敢以安乎、乃上睡於天神也、其第四ノ一書に其同じ事を乃遣五世孫天之葺根神上奉於天、天孫降臨章第二ノ一書に乃使二女持百机飲食奉進、海宮遊行章に復授潮滿瓊及潮涸瓊、其第七ノ一書には復進潮滿瓊潮涸瓊二種寶物など有りて、皆物を貴人に進らするに云へり、古事記には貢進をも獻をも奉をも然訓ませたるに、御天降段に思金神者取持前事爲政、此國者立奉天神之御子云々、我之女二並立奉由者云々、歌には須世理毘賣命の御に登與美岐多弖麻都良世、又萬葉十八（二十丁）に、多底麻都流、御調寶波、二十（三十五丁）に、多弖麻都流、美都奇能都者など有り、借此多氐麻都流に立奉と作るは言義を知るに便有り、皇太神宮儀式帳六月月次祭直會歌に、佐古久志呂、伊須々乃宮爾、御氣立止云々と有るは、御饌立にて立とは御前に捧げ置くを云ふなり、（其元は其御前に幣帛の品を立並べたるより出でたる言なる可し、今も上方の方言に食物を人に饗する事をタテとも、タテルとも云ふは、此古言の遺れるにこそ）奉る麻都流と云ふは專聯にて、我より從行て列なり合ふ意にて、其即ち麻都利とは虔れるなる可し、其に祭祀を然云ふも、其神の御許に往て親しく仕奉るに連れる稱なる可く、皇國の麻都呂布と云ふも、其國々しろしめし人の往て從ふ稱なるなど、皆其本は一なる言なり、萬葉一（十九丁）に、山神乃、奉御調等、十一（二十丁）に、情左倍、奉有君、又（二十一丁）、心乎之、君爾奉跡、十五（三十六丁）に、麻都里欲流、可之其乃奉宮乎、十八（三十二丁）に、萬調麻都流都可佐等と有るなどは、奉の字を麻都流と訓む證なり、然れば古書中に往々奉仕とも仕奉とも有るも奉は多く麻都流とは訓むべからざる事記傳の言の如し、（中古の物語などに仕奉の奉

に當て都知字麻都流と音便に云へるを以ても、上古には其牟字を保麻都流と訓みたりし事を知る可し〔門部之伝〕、上に天照大神誥（イタクイカリマシテ）之と有るに對へて、伊多久牟許婆志氏と訓むべし、古事記に三貴子を得給へる時に、此時伊邪那岐命大歡喜詔云々と有りて、又に須佐之男命の泣伎し賜へりし國を所知看さゞる所には、爾伊邪那岐大御神大忿怒詔云云々と有るが如く、怒りの甚しき事には其音ひも亦甚しき者なれば如此訓までは叶はず、六調定元記第二十一書に爲之イカリ口と有り、傳五に云ひ、此第二十一書に先發音詩と云ふ事有り、傳七に云へり、〇顯見蒼生は、下に此云宇都志枳阿烏比等久佐と註されたり、寶鏡出現章第五一書に、素戔嗚尊曰云々、被可以爲顯見蒼生奧津棄戸將臥之具、第六一書に夫大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜産則定其療病之方云々、其故百姓至今咸蒙恩頼、天孫降臨章第二一書に磐長姫恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如木華之俄遷轉當衰去矣など見え、古事記には爾伊邪那岐命告桃子、汝如助吾、於葦原中國所有宇都志伎青人草之落苦瀬而患惱時、可助告、問ひ賜ひ意富加牟豆美命と見え、又伊邪志許賣に我御世之事能許曾神習、又宇都志伎青人草習事と云ふ古語を載せたり、右等は何れも神等の御上より活とし生ける人種の事を宣ふ御言に限りたる御事にて、記傳六（二十五丁）に、目に見えず、顯はれたる世人と云ふ意ぞ、と云はれたるが如く、縱ひ顯人神には御在し坐すとも同じく現身どもにては云はぬ詞なり、（顯人神の御上より天下の人民を指しては大御寶と詔給へり、若て其仕奉る人民の上にては御民と云ひて、天皇の大御民なる由なるが如く、同じ人民の稱ながら神より云ふと、天皇より云ふと我等より云ふと、如此くに三の差別有る事なり）寶鏡出現章第六一書に見えたる大國主神の亦名其の中に亦曰顯國玉神と見えたる下に顯此

云二于都斯一と見え、又古事記なる須佐之男命の御言に爲二大國主神一亦爲二宇都志國玉神一と有るは此御名の起なり、又綿津見神の御子に宇都志日金拆命と申すも有り、天孫降臨章第二ノ一書に高皇産靈尊勅二大己貴命一曰、夫汝所レ治顯露之事宜二是吾孫治一レ之、汝則可三以治二神事一云々、大己貴命報曰、吾所レ治顯露事者皇孫當レ治、吾將二退治幽事一と有る、其顯露事に對へたる幽事は神事と一なるにて、隱身の神と顯身の人との差見えたり、顯露之事を出雲神賀詞に現事顯事と有り、又中臣壽詞に皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁天都水乎加倍奉止申世止事教給云々と有りて、此には顯國と天とを對へたり、神武天皇御紀に今以二高皇産靈尊一朕親作二顯齋一と有るは、天神の御靈を眼前に令二坐奉りて齋かせ御在し坐す由なるが、顯齋此云二于圖詩怡破毗一と記され、古事記朝倉宮段に葛城之一言主之大神の御形を顯はして見え奉らせ給へるを、天皇於是惶畏而白、恐我大神有二宇都志意美一者不レ覺白而云々と有るも、神は顯はに御形を現はし御在し坐さざる者なればなり、續紀第四詔に和銅の出でたる事を、此物者天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉、福波倍奉事爾依而、顯久出多留寶爾在羅之云々、第六詔に大瑞の出でたる事を、于都斯久母皇朕政乃所致物爾在米也、云々、此大瑞物者天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉、福奉事爾依而顯奉留貴瑞云々など見えたる、此等は何れも宇都志と云ふ語の據なる者なり、(右の神賀詞なる現事を、名義抄に阿良比登基と有るは顯人事の謂なり、顯事を同抄に阿作良米基登と有るは顯見事の謂なり、又今本の訓に阿伎米基登と有るは明見事の謂なり、其は宇都志は阿良波須と其意同じければなるにて、寶鏡開始章第一ノ一書に圖二造彼神之象一と有る、圖造は寫造の由なるを阿良波志都久流と訓めるを考合せて心得べし)故神の隱身なるに對へて人を顯身と云へり、其を宇都世美とも宇都曾美とも云

へるは右の通へはなり、高書二十一丁、三山御書に神代紀、如此雖有良之、古昔嫁、然雖有奇智、虎頭毛、猶乎相侍其思者と、神代に到へて顯身の罪を詠ませ給ひ、二二十三丁、天皇勝時緒人往昔に、容貌端、雖固不勝者と詠ふらり、顯身は神に得果へれば罰觸し由を云ふなり、弘記に顯見蒼見在之義也、人民有是顯無時、在故云宇都之支一と有れども籟事を盡さず、故思ふに宇都は表出の義にて、此事一ノ書に吾欲生御寓之珍子一と有る下に、珍此云于圖一と見え、其を古事記には吾者生々子一而於生終一得三貴子一と見え、大殿祭詞には皇我宇都御子皇御孫之命と有りて、珍とも貴とも書かれたれば、敬詞なるは然る物から、其本の表出の義たるが崇むる言には成れるにて、右に舉くるの中より抽出でたる表出なり、顯身の時より顯身を今生給へるは、其圖なる裡より顯はに出し給へるなれば、宇都は表出にて、志とは志使とも活くは其狀を云ふ辭なる言なりけり、然れば宇豆の幣帛と云ふも、上に出表はるゝ許なるを云ひ、宇豆高きなど云ふも、上に出表はれて高きを云ふなり、故宇都志を表出の義と見る時に、右の類の語共悉に通得らる可くなむ有りける、偖又韓を圖して顯見蒼生有り、天を圖して顯國有り、斯れは神尊の顯見蒼生と宣へるに我が如き人種と云ふ意なる可し、(然るは宇都と云ふは表出の義なるに、志又志使と云ふは其形容の辭なればなり先には師說に從ひて宇都志根は愛くしき義ならむと思ひしかども其は別なる語なる事、傳八卷に云へるが如し、又珍子の事は傳七卷に云へり、偖此は表出の意の語なれば、宇都は清みて訓むべきが珍子宇豆乃幣帛などは濁りて訓み來れども、其義は異なる可からず)○蒼生を古事記に青人草と作れたり、青は活々として物の生茂り榮ゆる義を以て云ふ稱なり、偖此は草の蕃益々に生蔓こるに譬へさせ給へる事、記傳の說の如し、寶鏡出現章第四一書に姉五十猛

神天降之時、多將ニ樹種一而下云々、遂始レ自ニ筑紫一凡大八洲國之内莫レ不ニ播殖而成ニ青山一焉と見え、神武天皇御紀に抑又聞ニ於鹽土老翁一曰、東有ニ美地一青山四周云々、景行天皇十七年御紀思ニ邦一御歌に、夜摩苔波、區珥能摩保邏摩、多々那豆久、阿烏伽枳夜摩、許莽例屢、夜摩苔之于漏破試などゝ有りて、青山の麗はしきを愛で給ひ、出雲神賀詞に、出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立弖、高天原爾千木高知坐弖云々と有るも、然る青垣山内を撰びて宮柱定御在し坐す由なり、其風土記に、意宇郡母理郷云々所レ造ニ天下一大神大穴持命云々、但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而云々と有るを以て、神の御心を簡らめ奉る可し、（其は大原郡來次郷所レ造ニ天下一大神命詔、八十神者不レ置ニ青垣山裏一詔而追廢云々と有るも、然る麗はしき青山の内に置き給はざるを合せて考ふ可し）萬葉一（十九丁）に、疊有、青垣山、山神乃、奉御調等云々と有るも、然る青山には神氣の盛に在る者なればなり、又藤原宮御井歌に、日本乃、青香具山者、日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有云々、耳爲之、青菅山者、背友乃、大御門爾、宜名倍、神佐備立有と有りて、畝火乃此美豆山者と云ふに並べて、瑞の對に青と云ふを以て美たる稱なるを知るべきなり、二（十八丁）に、香青生・玉藻沖津藻と有るも、玉藻の青きを愛でたるなり、七（二十八丁）に、青角髮依羅原は青葛蔓にて鬘の事なるを、其を天青葛と云ふ故に空に云係けたるなり、十三（十九丁）に、三芳野之、眞木立山爾、青生山菅之根之と有るなど、如此く殊更に青としも云へるは、其青々として生榮ゆる義に由れるを知るべきなり、十七卷に遊覽の歌に青山延茂山邊馬客者と詠めるも、青山の木葉はしも茂く榮えたる者なればなり、草にも亦右の如くなる可き事云ふも更なり、此等久佐は既正書に國内人民、第二一書第六一書に國民と見えたるを、古事記には並國之人草

たどる作り、偖寶鏡開始章第三一書に日神の頭者人雖二多言一云々と詔給へるは、其時に侍らふ諸神の事にて、即ち八十萬神是なり、若ては神と人との差別無きが如しと雖も、熟思ふに其神には御在し坐すとも、顯身なる間は現世の人に然しき價の無ければ、人と云ふ事と聞え、顯身なる人と雖も世を経へたるは神と云ふ事と見えて、萬葉二（三十六丁）に、弓削皇子の薨坐せるを、久方乃、天宮爾、神隨、神等座者と有る是なり、又顯身には御在し坐せれども、皇御孫尊の御上などは其目に見え顯はれ給はぬ神にも勝りて甚々貴く御在し坐せば、現御神とも遠津神とも稱奉りて、其神に異ならざる御所行には、惟神又は神佐備なども申す常なり、然れば神と人とは隱身なると顯身なるとの差有る耳なる事、此顯見蒼生の義を以て知らるゝなり、（神と申す事の由は傳一卷に委しく說けるが如し、又瑞珠盟約章なる答天報命の所は、神と人との差別の眞清明に見え別るゝ件なる故に其下に云ふべし）偖人と云ふは身是と云ふ事なる可し、其身を成す所以は傳八、十一に委しく註せれば今云ふ限には非ざれども、猶祈年祭詞に出でたる八神の中に、生魂神は氣、足魂神は形、玉留魂神は神と此三神の取具はし足はし給へる故に、人身は不足ぬ所無く成整へる者なる事、已に其語義に云へるが如し、人を計ふるに一人二人と云ふも、一足二足の義なるを合せ考へても知らる可き事なりかし、又美を比と云ふ例は御謂を日謂と云へるが如し、偖此を青人草と云ふは、記傳六（二十五丁）に「事戸の時の文に千人死千五百人生也と有る意にて、草の彌益々に生茂り滋蔓るに譬へたる稱なり、青としも云へるに心を着くべし、私記に古以二貴人一喩二於木一云々、以二賤人一喩二於草一、故謂二天下人民一爲二青人草一也と云ふ說は僻事なり」と有るが如く、嘉稱なるを知るべし、（蒼生の字は晉書に謨二天下蒼生一と有り、纂疏に蒼生黔首也と有るを、記傳に漢土

に蒼生黔首など云ふ意とは甚く異なり、努力此文字に迷ひて意を取誤る事勿れ、書紀に蒼生と作れたるは稍々似たる稱の文字を取られたる耳なり」と云はれたるは、實に然る言なから、孝經注に謂天下黔首蒼々然衆多之貌」と有るは、又我が青人草と云ふ趣に似たる事になむ有りける」○可食而活之也は、食而活久可使物也登詔給比氐と訓むべし、倍此保食神の御身より成出たる物共を悉くに天熊人の持參上りて奉れるより、御佃の事と養蠶の事とを始め給へる由は下に見えたり、其宮材共の此神の御身より成出でたりし事を此に云はざれども、寶鏡開始章に新宮の事見えたれば、其も亦此時に成れるならずは何れの時にか家を造る材屋を葺く草はしも成出初めたりとは爲む、且大殿祭詞に其木草を以て造り奉れる大殿を稱へて屋船命と申せるを、後には其木と草との功用を別けて屋船久々遲命（是木靈也）屋船豐宇氣姫命（是稻靈也）と有るは、二柱共に此保食神の別御靈なる由、傳六に云へるが如し、（其新宮の事耳ならず寶鏡出現章第四一書に、初五十猛神天降之時多將樹種而下云々と見えたるを以ても、顯國に立る木共の大凡は天より降れるを知るべし）然れば此時はしも食物蠶物住宅等と成る可き物實の全く出來り成具はれりし時なりければ、其主に係けて悉くに詔別させ給ひつ可き御事なるを、右の大御命はしも唯食物の事をしも詔給へるは、人の命の死活に係はる事は唯食物に耳預かる事にし有りければ、其有るが中に最重き食物の事に詔給へる此一事を以て其餘の事共にも廣く及ぼせる大御言にし有りければ、尊しとも高しとも云知らぬ御靈の含れる大御命になむ有りける、故天照皇太神の大御光を放たせ御在し坐して天下を御照し給ひ、其葦原中國に坐す保食神の御功用を守護り御在し坐しけるが、此に素戔嗚尊の參上り來坐せるに就て、其御誓に天忍穗耳尊の生出御在し坐しゝかば、其御子を以て天下を所知

し合坐奉るを給ふ可き御職ぞの有るを以て其所知食す顯國の人民を養はせ給ふ可き食物の御事に、實に此は深く大御心に係けさせ給ひて天津日嗣を定めさせ御座し坐し、なりけり然れば此世中に生とし活ける者何れか天照皇大神の御恩賴に洩るゝ事のなきなりける、古の顯ぞ言葉は天下の人民にて天上の神等には非ず、神宮雜事記に記れる皇大神の託宣を以て知給へる大御言に、天下四方乃人民皆是皇言乃御寶也と有るを思ふ可し、又此時には保食神の御爲に行す御行ひ御座し坐し、かども、其大神の御徳を見はし奉らせ給へるは、專素戔嗚尊の御功績とも申奉る可き程の事にて、專の樣みの甚此しも廢業ひ行くなむ然は云へ天地を領壽造らせりける皇祖大神の御靈なる事、古事記の傳に故是神產巢日御祖命、令レ取レ茲成レ種と見えたるにて辨ふ可かりける、（此は甚々妙なる所にて、云へどもゝゝ猶云ひ足らぬ心ちして止まざるなり、此正書に二神の共議曰吾已生二大八洲國及山河草木一、何不レ生二天下之主者一歟と宣ひて生成し奉らせ給へる御子等に御在し坐せば皇大神は日神に御在し坐せども、此國土を統御せさせ御在し坐すべき由にて、素戔嗚尊と共に成奉らせ給へる天忍穗耳尊の所知食す御國とは成れる者なり、又月夜見尊は素戔嗚尊同神に御在し坐す事も已に論せるが如し）（陸田種子は、波多都毛能と訓めり、新六帖に光俊、一根や入りぬ外山の春の畠つ物、菜にのみ出でて人に知るゝ、と有りて、後まで云ふ言なり、纂疏に不レ用レ水而耕種曰二陸田一と見ゆ、陸田の字は續後紀十二十二丁）に書かれたり、天武天皇五年御紀には菌を波多介と訓ませたり、或説に陸田（ハタ）は乾田（ヒタ）也と云へるは然も有るべし、和名抄に火田漢語鈔云、也以八太と有るを、名義抄に畠を波多とも夜使波太とも有れば、以は使の音便にて有りけり、和名抄に墾漢語鈔云也以八太。今按野老傳云、墾レ山作レ畠、謂二之墾畠（キリハタ）一、其竟荒後謂二之荒畠（ヤキハタ）一と有り、

其は萬葉二（三十四丁）に、冬木成、春去來者、野毎著而有火之、（一云冬木成、春野燒火之）風之共、靡如久、又（四十四丁）、立向、高圓山爾、春野燒、野火登見左右、七（三十二丁）に、冬隱、春乃大野乎、燒人者、燒不足香文、吾情燒と有るなどは、右の燒畑に當る可し、（今も山里人などは然稱ふるよしにて、春の中に成りて山野の枯草を燒盡し、備其地を平して畠と成し物を播殖る是なり）拾遺雜春に「金鐵打侍ける時、畠燒き侍りけるを見て云々、片山に畠燒く男彼見ゆる、深山櫻は心して燒け」と詠める、又和名抄に畠、續搜神記云、江南畠種豆、畠一曰陸田、和名八太介と有るを、名義抄にも陸田を然訓めり、然れども其に陸田種子を波多都都物能と訓める、都は衍れるが如くして、聞苦し、其萬葉十八（三十二丁）に、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛、安佐其登爾、之保美可禮由苦と見え、新六帖に「芹を、徒に荒るゝ園生の畠芹、佗しげにても有る世なりけり」又「藍を、播磨なる飾磨に作る藍畠、何時迄らの濃き色か見む」宇治拾遺十三（二丁）に「畠にも作らるまじ、家も得建つまじ云々」など有る波多をば乾田なり、畠は土毛にて其に生れる物を云ふ稱なればなり、又仁賢天皇六年御紀に韓白水郎暵と云ふ人名の下に、暵此云波陀該、暵耕炙之田也と有る、詠は計を誤れるなる可し、其は和名抄に暵耕炙地也、暵耕田燒、日本紀暵讀八太介と有れば、なり、「通證に右の詠は計の誤なるを得知らずして、今按詠謂田也と云へり、然も有らまほしき事にては有れども、稱は字典の假字なればは合はず、萬葉二に、八多籠良我、夜晝登不云、行路乎、吾者皆悉、宮道叙爲と有るは、畠子等が推伎と云はず往來ふ野徑を、吾は宮參の道に爲るとなり、後の世に田を耕る民を田子と云へれば、畠を耕る者を畠子とも云ひしなりけり、散木集に「畠生に麥食む志を米遣めきて買しき世をぞ恨むる」と詠めり、陸田の字、漢文

貨志に出でたりと云へり〔晉書傅玄傳に「白田收至十餘斛水田收數十斛」と有りて、白田と水田と對へり〕〇水田種子は、上卷に以稻爲水田種子と有るが如し、本にも名義抄にも多那都毋能と有る、其も舊事には非ざれども、舊の古此段文に其多那都毋能と訓まれたる方陸田に對へる名なれば正しかる可し、然れど其は陸田水田と並べ云ふ時の事にこそ有りけれ、打任せては唯田と耳云ふぞ主張りたる名稱には有りけらし、和名抄に土左國有□田、和名太、漢語抄云、水田古奈太田爾也と有り、名義抄の訓も此に同じ、借水田を美多と云ふは字の如く唯水の有る田と云ふ事なるを古奈太と云ふは熟田の義なり、今も田に水を引かせて鋤返すを古奈須と云へり、借仲哀天皇八年御紀に穴門直踐立所獻之水田名大田と有るを始として、推古天皇御紀舒明天皇御紀等に水田と云ふ事五所許出でたるは、右の古奈太と云ふ方なる可し、〔然れども田と云へば水田の事なれば殊更に然云ふは、此なるは陸田に對へる故にても有るべきが、其外は後漢馬援傳に水田と云ふ字の有るを用ひさせ給へるなる可し、予が淡路國にては水を引かせて熟すを唯田と耳云ひ、土地の凹き處などにて自然に出づる水にて熟さるゝ田の事を水田と云へり〕故其田と云を打任せたる稱なりと云ふは、寶鏡開始章に日神以天狭田長田爲御田、其第二一書に日神尊以天垣田爲御田、其第三一書に日神之田有三處、云々、其素戔嗚尊之田亦有三處、云々など有る如く、唯田と云時は水田の事と成りて古より然なるは、固より稻を種る田に限れる稱なりければ、其水を引かずして耕るを陸田とは殊更に乾と云ふ言を設け添へたるを以て知るべし、種子は田根と云ふ事にて稻種に起りたる稱なる可き事、上に引ける出雲風土記の文を引合せ讀みて知るべし、穀物みな多那都毋能と云ふも田根津物の謂にて、稻を主と立てたる稱なるをも思ふ可し、故生島神詞又太神宮詞に穀物者廣

久陵國者平々と有るが如く、國土の狹きを陵しきを平に成すも田地を多く爲る事にし有れば、田は平坦なる處に
てこそは有るべかりけれ、（神功皇后御紀に御心廣田國と云ふ事見え、寶鏡開始章第三一書に天平田なども云へるを
合せ考ふ可し、縱ひ高田と雖も平坦に成さゞれば物を殖る地には成るべからざるを思ふ可し、水田は殊に土地を平坦
に爲さざれば水を湛へて耕る可くも非ざる者をや）○種子を持能と訓めるは五穀物の物是なり、此目已に在りて此の
第二一書に稚產靈神の御名を擧げて其上に此神頭上生二蠶與一桑、臍中生二五穀一と見えたるは此に引合ふ事にて、稻粟
稗麥豆を云ふなり、風神祭詞は崇神天皇御世に出來成れる物なるに、皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食
五穀物乎始天天下乃公民乃作物乎云々五百個乎備辭竟奉者、天下乃公民乃作々物者五穀乎始天草乃片葉爾至萬氐成幸閇奉牟
止悟奉二と有りて、百穀の中より五穀物を摘出でて云ふ事は甚々上古よりの事にて、其始は此に天照大神の陸
田種子水田種子を合せて五穀と爲給へりける事、右の第二一書と照し應せて曉る可き者なり、偖其稻粟稗麥豆に其種
類を合せて云ふなり、和名抄にも稻類麥類豆類黍稷類と有りて稗は其黍類の一種なり、然れば此にも大豆と小豆と
出でたれども、共に豆類に收む可ければ、右の五種の目は猶幾許有りて皇國に傳はれるも、外國に通はひ在りて通
ひて本津國に復り渡來れるも、共に人民の食て活くべき限の物はしも、此保食神の御身より成れる其五種の穀物を
祖として品々に成變れる者にし有りければ、萬國の全に在りと有らゆる穀物はしも皆其始此に在りける者なり、○稻
此外にも國々に萌生す菜蔬の類と雖も、皆此神の御身より成初めて出來れる事已に上に委しく論し誌せるを見て知る可
し、斯ふは五穀を云ふ目も天照大神の高天原に事始め定めさせ給へる事にして其中にも稻を以て最上なる物に立て給

へる故に、下に謂以其稲種始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也と有るが如く、殊更に其御食を物得るに御在しまして、四帯に不穀間に有る物と云ひ、貴禾皆穀也と云へるなどは大に相違へる者なり、故にも在穀と云ふ者の傳はりて其穀の名有は、倭名抄田稼類に六一等に見えたるが如く、亦倉稲魂命の後に穀食の御在しまして其古名淡州にありし時に弘まりし給へる故なるが、上に伊賀風土記を引きて云へるが如く、此の御天降以前の風俗の穀をる者にり、然れども之に五穀と云ふ物の食を種々に在りて定まらざるが、禮記月令注に稷粟豆麥禾と見えたれば、稲は其目となるは此の御種にして、後々賜ひ御在し坐し、三皇五帝と聞ゆる王者等の派せる國々は甚く北僻たる地にして、稲の種を在しが故に、其種名を示と云ふ計りに在りしかば、稲は甚々希なる物なる故に、五穀と云ふ此の古稱は用ひながら、其中に收られざりしにて、其は斎庭之穗を以て天津日嗣と天下萬國を照臨し給ふ皇御孫命の大御食の料となる可き物なる所思し召すが故に、忌部り奉らせ給へる者になむ有りける、已にも論ひけるが如く彼が吉言に漢聞と云ふも寅の良へる故にて、此瑞穂國に對へたる由を思はゞ、其事の意は知られてむかし、黍稷稲粱麥と云ふ物に、貴賤江北分、稲、故貴賤常食黍稷之雑食、又貧賤之以彫菰豈莢之類而給食之不足也、江南常食稲米、貴賤共不食黍粟也、古者江南爲中國之外、而中國之人賤者不得食稲米、唯官有稲人稲田使者、掌供於祭祀賓客之膳、所云食夫稲衣夫錦、於汝安乎、以稲對錦、且三年不食者、則作品珍膳而非常食也云々、故古者五穀品目不收稲米、至稱六谷則稍收之、而江南及我邦以稲爲常食、後儒以今律古、以我推彼、而云中華則聖賢所出、彼爲神聖之邦也、其豈審出我邦之上、敢欲滑□乘指而背之、是以反疑古書、欲求其説以定之、持乃鑿乎、可

爲ニ指數一矣」と云へるに然る說にて、憐む可き者ならずや、（其三皇五帝の本紀は師の三字本國等に云はれたる語ふ可し、又其赤縣度制等にも右の書を引きて、）江南江北と云ふは其西嶺雍州より南嶺の二州を經て東海に注ぐ大江有り、其大江を界として雍南揚の半國より南方を江南と云ひ、其半國より北方預青兗冀幷幽などの州を江北と云ふ、三皇以來歷代の都せる所は皆北方の地にて此を中國と稱し、江南の地をば外蕃と爲たり」と云はれたるが如し、然れども其江南の宿と雖も皇國の瑞穗とは日を同じうして云ふべからざる程の遠き來なる事人は知りてむかし」○大邑君は、似記に天者是何文美大之辭也、昔此時初定ニ居邑之君一也云々、是官職初置也と云ひ又字鏡に「邑人之長」と有る御說の如し、寶典開宗章第三一書に天邑井田と云ふ名有れば、此に於て農作の民出來、又其に就て邑里も出來れるが故に其百姓を治むる邑長も出來れる者なり、出雲風土記に所ㇾ造ニ天下一大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之と有るも、右の大邑君の如し、邑字神武天皇御紀に此云ニ務羅一と有り、君は宰（ツカサ）の意なる可し、垂仁天皇二年御紀に邑公を牟良岐美と訓める是なり、和名抄に漁子和名伊乎止利と有るに對へて、漁父一云ニ漁翁一無良岐美と有るは、漁村の中にて其首長を立て漁子を宰どる者と爲るが故に、當昔邑里には其名亡びて却て漁村に邑君の古稱を傳へたりし者と所見たり、已に神武天皇御紀に、遼邈之地猶未ㇾ霑ニ於王澤一、遂使ニ邑有ㇾ君村有ㇾ長、各自分ㇾ疆用相凌躒一と有れば、既に立て邑長たりしにて、猶邑君とは云ひしなり、右の村字を阿禮と訓めるは在處の意なりと云へり、景行天皇二十八年御紀神功皇后御紀に村を布禮と有るは、阿と布と片假字の誤りたる故に誤れるにて、其なるも右の訓に同じかる可し、然れども名義抄に邑に牟良とも作登とも云ふ訓有りて、村字にも右の二訓の外無ければ、上の邑

は牟良と訓み、下なる村は佐伎と訓むべきが如しと雖も、所々に村を阿禮と訓むからは容易く改む可からざるなり、故思ふに景行天皇十八年御紀に、天皇問ニ其火光處一曰何謂邑也、國人對曰、是八代縣豐村と云ひし事有り、天皇の何謂邑ぞと問はせ給へるは、其土地を指して宣へる故に邑なり、國人の豐村と對へ奉れるは、其在處を以て申せるが故に村とは云ふなり、其村を佐伎と訓めるは、邑と村とは一なる者にて、出雲風土記に仁多郡三津郷云々、今依ニ前件村稻不ニ實云々と有るが如し、其郷は戸令に凡戸以ニ五十戸一爲レ里、毎レ里置ニ長一人一と見えたれば、土地の實狀には拘はらず戸數を以て定むる法なれば、佐伎は佐迦の義にて村を阿禮と云ふに異ならず、字書に人所ニ聚居一謂ニ之村落一と見え、野外村也又田舍也とも見えたれば土地には邑と云ひ人戸には村と云ふ者の稱と見えたり、又景行天皇二十八年御紀に、其東夷也識性暴強凌犯爲レ宗、村之無レ長邑之無レ首、各貪ニ封堺一並相盜略と有るは、右の邑有レ君村有レ長の反なるを、其君に當て首と有り、又成務天皇四年御紀に、自レ今以後國郡立レ長、縣邑置レ首、即取ニ當國之幹了者一任ニ其國郡之首長一云々と有るも、長と首と相對べるを見るべし、さて五年秋九月、令ニ諸國一以ニ國郡一立ニ造長一、縣邑置ニ稻置一云々、因以ニ山河一而分レ國、隨ニ阡陌一以定ニ邑里一云々と有るは、去年の御制の此時に被レ行たりし者なり、國郡は縣邑を管たれば其任重き故に造長を立てられ、縣邑は唯阡陌を以て定むる程に、區分たる地なるに依りて、其長として稻置を置せさせ給へるなるが稻置は稻君なる可し、其邑里の首として其田租を貢進る司と通ゆれば、右の邑君に同じきを曉る可し、（首は大人なり、其稻置を釋に、公望私記曰、案、今郡長也と有る親字心得ず、一本に税と有り、職員令に主税寮云々掌ニ倉廩出納諸國田租春米碾磑事一と見えたれば、諸國郡にて田租を國衙に納むる人を税長

と云ひしにや、久安百首の、「降積る白雪の峯は稲長の、如此の毛乾と見えけり」と有る、此稲長は農民の長なりと聞ゆれば、古の稲長此に近し、大嘗祭式に齋郡に至りて抜穂の事を主るを稲實卜部と云ふなど思合す可し、通證には村長也と有れども、私に改めたる者と見ゆれば從ひ難し）○稲種は、伊那陀禰と訓べし、天孫本紀に建稲種命と云ふ名の例も有り、又出雲風土記に飯石郡多禰郷所レ造二天下一大神大穴持命與二須久奈比古命一巡二行天下一時、稲種墮二此處一、故云レ種と有る、其種は田根にて田に蒔殖て生し立つる謂なる事上に註せるが如し、此の水田種子を名義抄にも多那都母能と云へるも、殖る田に殖るが本なるに依て打任せて然も云習へりし者なり、（然れば和名抄にも稲類に穀を收めて和名毛美、日本紀私記云、五穀以都々乃太奈豆毛乃と有るも、五字を除けて太奈豆毛乃と成りて、五穀と云ふも稲耳を宗と立てたるが故なるなり）○殖二天狭田及長田一は、寶鏡開始章に天照太神以二天狭田長田一爲二御田一と有るなり、其を古事記には天照大御神之營田と有り、纂疏に狭田長田謂二田畝織積之長短一是天照太神之公田也と見ゆ、即古の屯田、後の官田の類にて、天下を悉くに所知看す天皇の御上にては、世中の事萬に御心に任せさせ御在し坐す御事にては有れども、猶其大宮近き處にて日々に供御す稲田を定めさせ給ひて、太切じき物に成させ御在し坐す事の趣り此に在り、（又日々の菜蔬も古には大和國に六縣を定めさせ御在し坐して令作給ひ、今京に成りては所々に御園を置せさせ給ひしこと已に前に云へり）屯田と云ふこと、垂仁天皇二十七年御紀に、是歳興二屯倉于來目邑一（屯倉此云二彌夜氣一）と有るを始めとして仲哀天皇二年御紀に定二淡路屯倉一と所見たれば、其より以前に已に畿内にて有りつる事灼然し、其は仁徳天皇前御紀に、額田大仲彦皇子將レ掌二倭屯田及屯倉一、而謂二其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰一曰云

々、爰遣淤宇宿禰于韓國、喚吾子籠而來之、因問倭屯田、對曰傳聞之、於纏向玉城宮御宇天皇之世、科太子大足彦尊、定倭屯田也、是時勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也、其雖帝皇之子、非御宇者、不得掌矣と見えたる等にて、其由來の甚久しき事知るべし、孝德天皇大化二年詔に罷有りて、宜罷官司處々屯田及云々貸稻、以其屯田班賜群臣及伴造と有りて、此よりは官田を置かれたりと見ゆ、職員令なる宮內省の義解に、謂供御稻田令園令曰、畿內置官田也と見え、又田令に凡畿內置官田、大和攝津各三十町、河內山背各二十町、毎二町配牛一頭、其牛令一戶養一頭と記されたるを、宮內省式に凡省營田四十町、大和國九町、山城河內二國各八町、攝津國十四町云々と有りて、凡省營田稻穀年之後不供御云々、凡營田收穫云々凡營官田者云々と有るも、營屯田の名殘なる者なり、其屯田司は後の宮內省の如くして供奉れりけらし、（儀式に十一月丑日奏御宅田稻數、其日宮內省云々、奏云御宅田稻數事申賜牟止、宮內省官姓名云々奏曰、四畿內國乃今年供奉禮留御宅田合若干町、獲稻若干束云々、供奉禮留御宅田稻數乎申賜波久止申云々と有りて、御宅田の古名形の如く遺存れる者なり）○（大與田稱穂詞に阿波那佐那陀と有れども、長田に對へたる狹なれば阿米能佐那陀と讀むべし、天孫降臨章第一一書に伊勢之狹長田五十鈴川上と云ふ事見えたれども、其は天狹田長田に同じく、其地にも狹田長田の有るに依りて、其を纂ね重ねて狹長田と云ふなる可ければ此とは異なり、今眞田紐と云ふ物有るも、細く長き物なれば、狹長組と云ふ事と聞ゆれば、此狹田をも然讀む時は狹長田と云ふに成りて狹と此と差別無きに至る可し、又縣言に文永三年七月廿八日戊午、天晴、今曉卯時依有先師夢想之子細所加點名字也と有れば、其時迄も佐陀と訓み來れる、那を加へて佐那陀と訓改めたりし故に所加點名

字也と云へるなり、（然るを通證に、下卷曰伊勢之狹長田五十鈴川上、由此言之則其倭姫之狹長田謂伊勢國五十鈴川上可以知矣と云へるは何の據も無き說なり、其なるも寶鏡開始等なるを、天狹田及長田は正しく皇太神の大坐々す高天原なるが故にこそ天某とは云へるなれ、如何にして然る事は云ひけむ、但し五十鈴川上に狹長田と云ふを此に及ぼして考ふるに、其は決めて天安河の河上なる山田なるにて、定に狹田長田と云ふ處は有なりけむ、和名抄に野を倍日、横枝山作高嶺之笠峠と有るが如く、然る山傍の地を以て田と爲するは、或は短く或は横に長くなど爲來る昔にし有れば水清き其河上なる地と御田と成し給ひけむから、然る狹田長田の稱に有るにぞ有るべき、（出雲風土記に引の文に自多久乃打絶面狹田之國是也と見えたるを、秋鹿郡に佐太御子社、又佐太川、又佐太水海有り、神名には佐太大神とも見えたれば、狹田は佐太なるを、偏以て皆明き者なり）〇長田は、那賀をなり、播磨風土記に賀古郡長田里昔大帝日子命、行調賦之時、造宮於長田里、故日長田里と有る是前例なり、然長田と云ふ例は、神功皇后攝政元年紀に事代主神心長田國、と見えたるは御心の其く閑やかに鎭座しましませる處の長田に依て名づけたるなり、古事記遠飛鳥宮段に、長田大郎女と申すも有り、新古今集大嘗會和歌に、「神代より今日の例と長田に」よ田中晴の秋や稲らむ」と有るも、此を思ひて詠めるなり、（通證に狹田長田、本之作狹田長田之地也、田寸廣三十丈地之義、而後漸有三之義也と云へるは非として思えず、古事其田の狹ければ狹田と云ひ長ければ長田と云へるにて、別に意有りひたるには有るべからず、和名抄鄕名に攝津國八部郡、伊賀國伊賀郡、伊勢國飯野、遠江國長下、上野國甘樂郡、近江國高島郡、播磨國賀古郡に各長田鄕有り、神名式には、近江國高島郡、美作國大庭郡に長田神社と申す有

いふ、生たり、尚出雲風土記に仁多郡横田郷、古老傳云郷中有二田四段許一、形聊長、遂依二田而故云二横田一など有るをもおもひ、宮崎宣言國式に、二柱皇神乃御横田乎田乃稱賢詞、朝御氣土乎介久と有るも思ひ合す可し）（尚續紀に、倉作の事下を此に引ての論あれや、其は下に云ふべし、尚は宇惠とも宇々とも活く、寶劍出現章第四一書には多將二營二而下、然經二糖肥一云々、凡大八洲國之内莫レ不二播殖一而成二青山一焉と有て、一は宇惠と訓み、一は多布志と訓ませたれ、下に云ふが見るべし、又仁賢天皇八年御紀には宇惠波流と訓り、其其の義なり、古事記日代宮段歌に、實宿迦我具讀宇惠其佳と有るは大河原之殖草なり、萬葉十四（十三丁）に、宇惠古奈宜可久吉非乎等夜多禰物得米豪武、又二十二丁、宇惠多氣能毛登左倍登與美、十五（三十三丁）に比登能宇々流田者宇惠麻佐受、十七（十丁）に、珠問奴久、安布知乎宅爾、宇惠多良婆、十八（三十二丁）に、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛、二十（五十五丁）に、安之比奇能、夜都乎乃都婆吉、都良々々爾、美流毋安加米也、宇惠氏家流伎美、又（五十九丁）、宇其比須波、宇惠木之樹間乎、奈伎和多良奈牟など有り、（名義抄には植字を宇々とも多禰とも多布とも訓めるは、植と種と蒔との義を兼ねたる字なるなり、倍宇惠は移居る義なるにや）倍此時に始まりて農作の事始り世に貴き業には非ざりけり、故是を那理と云ひ那理波比とは云へり、崇神天皇六十二年御紀に詔曰、農天下之大本也、民所レ恃以生一也、今河内狹山埴田水少、是以其國百姓怠二於農事一、其多開二池溝一以寬二民業一と有る此大御詔は此に天照大御神喜之曰、是物者則顯見蒼生可レ食而活レ之也乃云々と有る大御政を承繼き奉らせ給へる者にして、尊しとも尊しとも云知られぬ事になむ有りける、農をも業をも那理波比と云ふに、上古は貴賤共に田を佃るを以て常の產業と爲つるが故に、天皇を除きては皇子等と雖

も公民（オホミタカラ）と申す事、古事記玉垣宮段に所見たり、其は大御田族（オホミタカラ）の謂なり、又御民（ミタミ）と云ふも御田持（ミタモチ）にて、共に天皇の大御田を賜りて耕れる者なるが故なり、出雲風土記に、出雲郡美談郷家西北九里二百四十歩、所レ造二天下一大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、卽彼神坐二郷中一、故云二三太三一（神龜元年改二字美談一）卽有二正倉一と有るも、田の長たるを以て御民とは云へるなり、又姓氏錄（和泉國神別天孫）に民直天穗日命十七世孫若桑足之後也と有るを、神名式に、其大鳥郡に美多彌神社有るなども右に同じく田長なる謂にて、卽ち田持の義なるなり、猶尾張風土記に中嶋郡鹿瀨山有レ神號二敢田見社一所レ祭二少彦名命一也と有るは、敢は其神の坐せる伊賀國の地名なり、田見は右の如くにて此神の耕種爲給へる謂なり、此事委しくは寶劔出現章第六ノ一書百姓の傳に註してむ、一又右の大御詔に依るに、特（タノム）と云ふも田祈（タノム）と云ふ事にて、田穀（ヨクミノ）の豐登るを乞希ふより出でたる可く、寶を多加良と云ふも人民を田族（タカラ）と爲て大切（イミ）じき物に爲させ給へるより轉れる者なり）景行天皇四十年御紀にも、或伺二農業（ウカヾフナリハヒドキ）一と見え、孝德天皇御紀に農月と云ひ又農作月（ナリハヒノツキ）と云ふ事見え、萬葉五（七丁）に、伊弊弖可弊利提、奈利乎斯麻佐爾、十六（二十五丁）に、荒雄良者、妻子之産業乎婆、不念呂云々、十八（三十二丁）に、萬調麻都流、都可佐等、都久里多流、會能奈里波比乎、安米布良受、日能可佐奈禮波、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛云々と有る、此歌にては殊に農作の事を奈里波比と云ふ意知られたり、又靈異記にも不レ能レ營二農令一レ懈二産業一と有る、産業を奈利波比と訓み、又收レ家營産産業一とも所見たり、又遊仙窟に家業を那利波比と訓めり、源語（夕顔卷）に「阿波禮莪寒しや、今年こそ那利波比にも恃む所少く、田舍の往來も思係ねばいと心細けれ」と有るを、河海抄に民業、孟津抄に稔農の字を當てられて、其

存の間に農事を云へるなり、俗都理は都流にて稻を作りて其實生るを一年の時行と爲る詞なるべし、萬葉二十二十六丁」に、伊佐布理間、多々布伊可佐間、伊可禰伊弖何、余流奈牟都倶伊弖美牟、伊沒須倶由受可多母と有るも、同じく莫の意を云へるなり、一然れに對行は俗理と云ふて、許明すては都流とも異奈牟とも云ふべし、其を都流波比と云ふは延にて、寄住不齊に從ひ移す意にて、波比は伊波比、其波比云ぞの意にて言を居ゑて云ふにて、此には清かず、常陸國風土記に夫常陸國堺是廣大、地亦緬邈、土壤沃墳、原野肥衍、墾發之處、山海之利、人人自得、家々足饒、作身勞耕耘、力竭紡蠶者、立即可取富豐云々と有る、此都理波比を詰めるを思合すべし、仁德天皇十一年御紀に、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠而田圃少乏、且河水横逝、以流末不駃、云々、故群臣共視之、決横源而通海、塞逆流以全田宅と有るは其業を爲る人の住む所なる故に依る稱にて産所の謂なり、繼體天皇御紀に天皇父聞振媛顔容姝妙甚有媺色、自近江國高嶋郡三尾之別業遣使聘于三國坂中井、納以爲妃、遂産天皇と有る、別業をも都理杼許呂と訓み、又多都富と讀めるは、別業と田宅とは唯字の換れる耳にして、其に農作を爲なむ爲に設けたる宅の由なり、又其を多都富と云ふは、田作處と云ふ事にて、其業を爲る地を云ふ稱なるが、其都理と云ふも稻の生る意なるに同じければ即ち此も種類の義を兼ねたるにて即ち其田宅に在りて耕る物の稱なり、安閑天皇二年御紀に元々黎庶生業於農穡と有る、其二字共に都理波比と訓むに宿の事なるを、名義抄に稼を多都波比志と有るは稼穡なり、稿を阿伎奈作米とも加利奈作米とも有るは、其秋收穫の事にて、專ら稻に依れる事を知るべし、○又稼を禾苗と記されて、道都波比、又都久理、又久奈、又宇惠と有るに、稼なり、作なり、種なり、殖なり、神祇令義解に

は苗稼とも有りて、稼穡（ナリハヒ）と云ふは其生長（オヒタチ）と收穫（カリヲサメ）とを云ふに心を得べし、〔匡時生長稲に誕生稼穡と有り、那利波比と訓みたり、萬葉[illegible]可ㇾ牧ㇾ田稲と有る是なり〕已に海宮遊行章第七一書に、見作ㇾ高田ㇾ者汝可ㇾ作ㇾ洿田ㇾ、見作ㇾ洿田ㇾ者汝可ㇾ作ㇾ高田ㇾと見えて、天神御子と雖も未だ皇子等に御在し坐しゝ程には農（ナリハヒ）を營ませさせ御在し坐しゝなり、其で、天津高御座を受繼坐し後は、天津日嗣として天下公民の獻上る田税を聞食す御職には渡らせ給へども、猶官田を置きさせ御在し坐して、供御の料に充て給へりし事、右に註せるが如し、龍田風神祭詞に五穀物乎始ㇾ天下乃公民ノ作物乎云々と有りて、下に王卿等百官能人等、倭國六縣能刀禰男女爾至万氐爾云々と有るを、上に照應させて見るに、其王卿以下は公民（オホミタカラ）にて、謂ゆる大御田族なる者なり、其は大忌祭詞に親王等王等臣等天下公民能取作奥都御歳者云々と有るを以て知るべし、但し此には親王等王等臣等と天下公民とを別ち記されたれども、其は臣等の其祭事に參來るに就ては、唯人に混らすまじき用意なりと雖も、等しく公民たる事、風神祭詞に考合せて曉る可し、但し後には臣民と分ちて公民を良と云ひ、其公民を分ちて奴婢を賤と云ふ事に成りにたるより、愈古に違く成りぬる者なり、然もある稱首抄に倭賤類と有りて日本紀云人民和名比古久佐、一云於保美太加良と有る其訓こそは有りけれ、其を賤種に充たるは甚く古義を失ひたりし者なり、孝德天皇大化元年御紀に、凡國家所ㇾ有公民大小所領人衆と有るは、官位を賜はる程の人々も猶然云へり、其年明な法を立て給ひて、良を公民、賤を奴婢と差別たる事見ゆ、其は良と賤との上にこそ然る差別は有りけれ、天皇の御上よりは押並て大御田族とも田得とも云ふ者なり、故貴き上なる間には貴賤の等は民族と品位との別は有りて、其に等しく親耕稲を把りて田地を耕し操りして、田作の事を富の[illegible]と爲て、其國は[illegible]

大部日の□調物を儲建りて、こ□□延に仕奉れりし皆に、共に公民と云へりし者にて、是は又一民耳なりしなり、其中に神服連、忌部首、鏡作首、□作連、□□連などと家に職たる前等有りて、殊に云ふ四品の□く倫事記に顯れたる者にては有りけれども、其家は上に云へる如く□作を以て其事の業を成したる者なり、然れば□の中より其事の宗出き者は士と成りて□□と仕奉り、又□□巧に□たる者は手伎として仕奉る、所謂る工匠なり、又物を市に□出でて易る事業を為る者は商買なりと雖ども、食財の如く□作の本業を棄て、士工商の□耳を以て其家に□る事は無くして、何方達□□を耳力めて家業と為つるは、是に天照す神の御世より天下の道と□□に立て給ひ定給ふ道の道なる事を明らめ奉る可く、又□五によ引きて註せる皇産天神の二柱御祖神に事依し奉り給へる大御令に、修□理□固□成此多陀用幣流之國」と宣給へる御旨をも合せて考へ奉る可き者になむ有りける、（但し右に云へるは其々上古の制度にて、今以後の事の状とは異なりと雖も、天下萬世に推度して道と云ふ者なれば、世々に循革れる制度の規矩として道の大本を推知する事有れ）○秋は、熟にて稲の熟れむ時を云ふなり、□是開卻室に秋則云々、秋則云々と並べ出てたれば、其時に云ふ方□□から□可し、○□顆は、或書に穀實爾手□穗也と云へるが如し、其□に萬葉十（七丁）に、□神者、□見不知□、又（十三丁）、□□□十□、又（十四丁）、四□□□□、又（十六丁）、四□□之、□□□垂穗と云るは下垂穗なり、其□と同じく稲穗の重垂る時は、其末の前傾し垂るゝ者なればなり、天智天皇三年御紀に、「一宿之間稲生而穗其日垂頴而熟」と見えたる、其垂頴は天孫降臨章第一一書に前傾也、此云□□と同じ調なるを以て、□□ふるに、海宮遊行章第六一書に、「□を宇□陀□」と訓めるは頸垂なるを、古事記大國主神御段に、夜□□

能、比登母登須々岐、宇那加夫斯と有るは、倭之一本薄頸傾にて、薄の穗の靡き垂るゝ事に比べて、女神の低れ給ふ事を宣へる者なり、此を以て垂と傾とは同じ意なる由を知るべきなり、（名義抄に低字を加多夫久とも多流とも訓めるを併せ考ふ可し、此は通證にも引ける西都賦に、五穀垂穎と有るを以て文を成されたる者なり、又字書に穎實禾頭而垂也とも有るをも合せ考ふ可し、播磨國風土記に、難波長柄豐前天皇之世、是里中有二百便之野一、生二百枝之稻一、即阿曇連百足仍取二其稻一獻レ之と有るは、右の書紀の意なるべし、又三代實錄に貞觀元年十月廿八日、上野國獻二嘉禾一莖三十穗、兩岐稻一莖九穗一、穎は穗なり、穗は秀なり、天孫降臨章第六一書に秀起浪穗と有るを、神武天皇紀には浪秀と有り、又磯輪上秀眞國と有るは、國號考の言の如く礒上にて、浪の穗にて穗と係れる發語なり、又古事記石屋戸段に上枝中枝下枝と有るを、朝倉宮段歌に、上枝を本都延と有るを、萬葉九（三十丁）に、最末枝、十三（六丁又廿四丁）に末枝と有り、倭姫命世記に在稻一基生本末一基在穗末千穗茂也、又本末一基稻末八百穗茂也と有りて本に對へて末を穗と云ふ事にて、和名抄に穗和名保禾穀末也と有るに合へり、萬葉八（四十丁）に、秋田之穗立、穗之所思、又（五十一丁）、吾之蒔有早田之穗立と有るは立穗を云ふなり、二（八丁）に、秋之田穗上爾霧相朝霞、十（五十丁）に、秋田之、穗上置白露之、曉穗の出でたる田の状なり、二（十四丁）に、秋田之、穗向乃所縁、十（五十一丁）に、秋田之、穗向之所依、十七（十七丁）に、秋田乃、穗牟伎見我底利と有る穗向は、其穗實る時は一方に向かひ傾くを云ふなり、四（十七丁）に、秋田之、穗田乃刈婆加、八（三十六丁）に、秋田乃、穗田乎雁之鳴、十（四十三丁）に、白雲乃、過穗田無跡とも有る、穗田は刈るべき時に當れる田を云ふなり、故名義抄に穎を此

ひと訓べし、寄る花實と訓めるは、秀と寄と同言にて、物の上に秀出る義たるを知るべし、一拾の秀頭輔又は國秀など云ふ秀も、物の上に秀出る意にして、必ず高きを云ふにはあらねども其義は等しかる可し、又今の言に浪頭と云ふも浪の立上る上の頭なることを思ふにも云ふにしたり、頭に住きと云事も有り、萬葉十に、朝露の實の開きて出で、夜者開のす、繼嗣開不出、十一に、今花之穗未瑰宗ぞと云へる是なり、又木の末を穗と云ふ事有り、十八に、安之比奇能夜麻能許奴禮能波、保與等理天、可射之都良久波、知等世保久等曾と有り、然れば實にも花にも梢にも其最上に出でたるを穗とは云ふなり、○頭をも此にては穗と訓めれども、此を如此と云ふなほ正しき本語には有りける、然るは記傳十九に云く、「拔穗と頭とは同物なれども、實とは穗に出でたる貌、如此は其穗を云ふ名なり」と云はれたる如く、實には、穗は今に云へるが如く稻の最末に秀出る由の名にて、實く共穗でに云はれるが、頭は傾實にて專其實を云ふ稱なり、(祈年神祠に初穗を千穎八百穎に奉置て、是閒前出頭蓋漫て、汁にも穎にも稱辭竟奉ると先づ初めて穗名なる初穗の事を云ひて、次には其甕に盛りたる千頴八百頴を云ひ、其盛る用意を明らめ申し、次には其を以て酒に醸りたる事の後たるなる事を云ひ、終には其酒と切穗との事を汁にも穎にもと云へるは、中臣壽詞に汁にも實にもと云ふに同じ、是穎には實の意有るを考ふ可き所なるに非ずや、又祈年祭詞にも其穗をば八束穗の伊加志穗に寄さし奉らば、皇神に初穗を穎に、汁にも云々と有りて右の說に異ならず、然れば穗は其稻の穗先の低なるを云ひ、穎は其穗先の實入りたるを云ひて其稲中の實有る事なる者なり、穎と頭と亦同じきは、神世七代章第二一書なる豐國主尊の亦の名の豐香節野尊とも、浮經野豐買尊とも申し奉りて、香節と買と一たるに異ならず、又上たる垂穎の下に云へる事共をも考合す可し、（江

次第に本穎苅本謂之稲、切穂謂此穎と有るは、其神に献るに就ての詞にて、稲ながら奉るにも其穎を貢し奉るは即ち穎なる者なり、又水分神詞に朝御食夕御食能加牟加比爾云々、又出雲風土記に朝御餼勘養夕御餼勘養など有るは、大倭本紀に朝夕之食向と有るに同じ、又神穎と云ふ称も必ず在りぬ可き事本よりの事なり、神稲を久萬志円と云へるをも思合す可し爾雅に禾穂謂之穎と見えたり）○八握は、纂疏に謂稲穂之長と読かせ給へるが如し、八は彌かとも思へども、顕宗天皇御紀室寿御詞に、出雲者新墾、新墾之十握稲之穂と見えたれば、猶八握剣十握剣の例なりけり、然れども彼は四指を並搏むを一握として、八握は八搏なり、十握は十搏なり、正しく其身の長さを量り云ふにも有るべけれども、稲に云ふ八握十握は唯其垂穎の長き事を美称へて甚しく云へる耳にて、有の儘の例とは異なる可し、御年神詞に奥津御年乎八束穂能伊加志穂爾皇神等能依さし奉者、水分神詞にも奥津御年乎八束穂能伊加志穂爾寄さ奉者、大嘗祭詞に奥都御歳乎八束穂爾皇神能成幸賜者など見え、大倭神社註進状に御歳神者守護不食神也、是以八束莫稲謂之神穂とも有れば、唯穂の長きが八束穂なるにて、此の八握も有の例なり、古事記天御食長に、天之香山之蘿蘭之八拳垂哉を焼挙と有るも、大方に長きを云ふなり、上に引ける新古今集に、「神代より今日の為とや八束穂に、長田の稲の莫々初らむ」と有るも、長と云ふに係けて八握穂を云へる者にして、古意を失はざる者なり（其八束穂に並べて伊加志穂と云ふは、八束は八握にて穂の末の長き事を云ふなるを、伊加志は其穂首が、いかいかしと云ふ状に其穂茂く太くして實大なる事を云ふ称なるなり、新年祭詞に皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾斎ひ奉り、茂御世爾幸閉奉るも有るも、手長は足長き事、茂は繁り栄ゆる事にて、有の八束穂と伊加志穂と相並べると同意なり、稲日等

詔に是御世乃茂御世爾奉利云々、天皇乃朝廷爾伊加志夜久波叡乃如久仕奉利佐加叡志米賜止云々と有は、鈴屋大人
意に茂御木衆と云はれたるが如し、平野祭文久度古開詞にも伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志夜具波江の如く立榮えて云々と
有るを、彌高と云ひ彌廣と云ひて茂云々と連ひ云へるなり、大殿祭詞に五十橿御世乃足良志御世爾田永の御世と奉
言依り云々と、此は茂と足と長とを合せ云へり、猶有れども然しも異りたる事無ければ引出でず、此等の例共を合せ
考へて、八束穂と伊加志穂とは縦緯にて長と大なるとを云ふ事を思ひわかつ可き者になむ有りける（上に引ける倭姫命
世記に本は一茎にして末千穂茂也とも末八百穂茂也とも云へる類は、謂ゆる茂穂と云ふ物の状なるを知る可し）（莫
々然は、志奈毘と訓める下靡にて、稲穂の實に滿つる時は傾し靡けるなり、其外花にも葉にも然る貌なるには常に云
ふ事にて、萬葉三（二十一丁）に、眞木葉乃、之奈布勢能山、之奴波受而、十三（五丁）に、春山之、四名比盛而など
有る是なり、又十一（三十八丁）に靡合歡木、吾者隱不得、間無念者と有る、靡を今本に那毘久と訓めれども、下に
隱と云はむ料なれば志那夫たる可き事、右の三卷の例に推准らへて曉る可きなり、催馬樂に柳の枝垂る事を志奈比と
云ひ、大和物語に「柳のしなひ物よりも異に長きなむ此家に在りける」とも云ひ、伊勢物語に藤花の志那比三尺六寸
許有りけむ云々」などもよへるを考合す可し、（通證に茂密而靡然之訓義、文選扶疎又垂字、菅家訓志奈布云々、
詩周南維葉莫々、註莫々茂密之貌と云へり、又萬葉十卷に秋穂乎、之努爾押靡、置露と有る之努も志那夫に異ならず
か、其は露の置重りて垂ぶ義なればなり、然れば草名の篠も其葉の廣ごり出でゝ垂ぶを以て云ふなる可し、又和名抄
に垣衣和名之乃布久佐と有るも、此苔の上よりして這度り下るが物の垂ぶに能く似たれば、然る稱とは成れる者なる

可し）又萬葉二（十九丁）に、夏草之、念之奈要而、志努布良武、妹之門將見、靡此山と有るは、夏草の日に萎み靡垂るゝを女の嫋纏ぶ狀に比べ云へるにて、下に靡の語を以て應へ用ゐさせたる者なり、十九（十五丁）に、宇知嘆、之奈要宇良夫禮、之努比都々云々、二十（四十四丁）に、多知之奈布、伎美我須我多乎と有りて、志那由とも志那布とも夜行和行に亙りて活ける語なり、文選に嫋纏を志那夜加とも志那夫とも訓み、源語（明石卷）にも右の十九卷の語を取りて之奈要宇良夫禮と有り、又（夢浮橋卷）「志那夜加なる童」と云ふ志那夜加は、遊仙窟に婀娜と有る註に行動節度柔弱貌と有るにて右の例共に同じ、（但し此に云ふ志那由志那夫は人の貌にて、右の莫々然の註に云ふべき事ならねども、語も同語なり意も同意なり、其起りも異ならざりければ序に云ふなり、字鏡集に嘯も閑をも嘗をも志那其流と有るは垂靡なる可し、又吟をも怜をも欲をも志那宜流と有るは垂流にて、此等の志那も右の志那たと其本は一なり」口伝に、奇々昌與久阿理伎と訓むべし、思ふ事の叶ひて心の如く成れるを云ふ語なり此は天狹田長田に始めて殖ゑさせ給へるが、其秋の垂穎の八握に莫々然たる田面を見度し給へる時の御心なり、上に天照大神喜之曰云々と有りし其御言の的然して違はざる事を御心に宜く所思食しゝなり、萬葉一（十八丁）に、山川之、清河内跡、御心乎、吉野國之と有るも、山の麗しく水の清きを行はして御心を宜く慰め御在し坐しゝにて、此の快の例なり、此字名義抄に心與斯と訓みて、鎮火祭詞に心惡と云ふ事の有る其反なる者なり、此文記傳にも引かれたるに其快也と訓まれたるに依りて、古史成文に其快實突と書かれたれども共に僻事なり、此は源氏物語などに木立の賑にしきを愛で草花の賑はしきを賞づる時々の詞に心の宜けに云ふなどを多く云へるが如く、其唯に立てる形狀を賞へ云ふ辭なり、且其吹垂

質八握莫々然と有るは、其の茂熟く齊りたるを云ふ事、上に章を遂ひて具に註せるが如くなれば、然は云ふまじき所なりける者をや、（思ふ事の心に任せて相應へるを快と云へる反を不快と云へり、八洲起元章に已以淡路洲爲胞所不快云々と有る是なり、景行天皇四年御紀弟媛が言に、妾性不欲交接之道、今不勝皇命之威、暫納帷幕之中、然意所不快と有るも右に同じ、但し此二の快字與呂許夫と訓めり、名義抄にも快字に與呂許夫と有れば當然の訓なる者なり、故、快は喜の義に異ならざるを曉る可し）〇口裏は、口中なり、名義抄に裏字の訓に宇良又宇知と有り、（含は、龍由袁布々美良と訓むべし、本に加比古と訓みたれども非なり、其は蠶の繭を作れるを口中に含み、温め濡ほして絲口を取り抽出さむ爲なり、今しは世中に此道大に開けて、繭を釜中に煮て其絲を縿車に絡び取る事には有れども、此は事の始にし有りければ、口に含みたる絲を手に絡び取る許の事にて、甚々簡易なりし當昔の狀見えたり、風神祭詞に瑞當御世に出來れる物なるに、比賣神に御服備金能麻笥、金能攝金能椯と見えたれば、已に其頃然る具に至る迄も備はれりし者なりけり、（或說に上古質朴口裏含繭抽之、今猶與開有盆水漬繭縲之者と云へり、然れども上古とて徒に質朴に物爲るにては有るべからず、其自然成る可き道に任せ給へる者なり）〇絲は、彌帶にて、繭より抽けば尋常に別れ出て、一に寄聚り續きて絲と成れる其本に就て云ふ稱なる可し、和訓栞に絲は立の義なる可し、說文註に一蠶所吐爲忽絲五忽也と云へるは予が說と似たるながら、神代に然る後世に云へる漢人の說を思ひて稱く可くも非ざれば如何有らむ、和名抄に絲和名伊度、蠶所吐也、絲訓伊度須知、蠶縷也、類伊度乃布之、絲節也と有り、（名義抄に絲を伊度、又與流、又美知、又莫、又久美と有りて、絲に縒とも綵とも緒とも組とも云ふ

意を兼ねたり又無字に都具、又都具奴とも有り）〇抽は、比久と訓むべし、名義抄に抽を奴久とも奴伎伊豆とも訓み、て引出也と註されたり、皇太神宮儀式帳に、生絲の事を岡曳絲と有るも、請く抽出でたる詞なり、和名抄に[illegible]和名比岐萬由と有るも、繭を引て絲を取る由なり、又中昔の歌詞に手引絲と詠めるなど是なり、古史徴に引かれたるには抽を都牟具と訓まれたり、抽と紬と同義の字なれば其も悪しくは非ざれども、猶比久の方此には勝る可し、和名抄に紡豆無久續也と有り、名義抄に紬を都牟岐、又意富伊登、又都具、又奴伎豆と有り、今も絲を引くをば都牟具と云ふ事常なり、（子華子に凡物之有レ所レ由事之所二以相因一也、與之所二以相然一也、輪之轉車、由レ是以相運也、紬之紬絲、由レ是以相屬ツヅク也、蛛網之由、旋由レ是以有レ分也、衢術之由、味由レ是則有レ別也、宇宙之宙、理由レ是以有レ據也、禾之油々、穀由レ是以登也、雲之油々、雨由レ是以降也、憂心有レ紬、心由レ是以動也、左旋右抽、軍由レ是以止也、萬物之有レ所レ由者、莫之所二以相因一也、莫之所二以相然一者也と有りて、紬と抽とは原同じ義ある相有つ可き字にて有るなり）〇蠶は、上に論せるが如く、加比古と云ふ時は其間はるゝ、重の字なるを、此に古賀比と打返し訓むは其意の同じきに云ふ轉なり、古語拾遺蠶の時の御祝びを云ふ所に、蠶織之源起二於神代一と所見たり、神名式に陸奥國宮津那蠶コガヒノ日神社有り、又古事記應神天皇段に武蠶コガヒ蠶命と云ふも見えたり、共に此の蠶の事に就たる神名なり、人名なり、高天原より傳へて已に古に此事の盛に被行けむ事を知るべし、（右の神社は若くは此保食神に御在しますべし、雄略紀に志に在南有二田口一蠶猶澤、養蠶社在二其下一、市店侍盧蠶市臣其、今、蘭蔭二政功一以蠶レ神と有り、如何にも此社と見ゆ）雄略天皇六年紀に天皇欲レ使二后妃親桑以勸二蠶事一、爰命二蜾蠃一聚二國內蠶一云々と有るが如く、上古には后妃も桑

猶此事を物爲させ給へりしなり、况て天下に此事の盛なりし事は此に國内の蠶を令レ聚給へるにても灼然き者なり、(蠶桑
仁賢天皇八年御紀に、是歳五穀登衍、蠶麥善收、遠近淸平、戸口滋殖焉と有るにも農と蠶とを並べさせ給へり、(蠶桑
と云ふ事景行天皇四十年御紀に出でたり、右の雄略天皇御紀なるは、禮月令に季春之月后妃齊戒親東向躬桑以勸ニ蠶事一
と云ふ事に倣はせ給へるにや)(道は、物へ行くに其道路を傳ひて行至るが如く、何の業にも各其物爲べき方有る此
を道と云ふなり、即ち蠶を養はむとしては先づ桑を殖ゑ其葉を扱垂れ、蠶に養ひて繭を作らするに至りて、其麁きを
は綿に造り精しきをば絲に抽きて、其より絍織り衣服と成す其次第有るを云ふなり、如此く保食神の御德の始めて見
はれさせ御在し坐す時に當りて、天照大神の然しも其道を定めさせ給ひて天下に恩賴を蒙ぶらせ給ふ御事なるを麁略
に思成し奉る可き事かは、倭姫養蠶之道を始め給へる事の委しき狀は、神名祕抄に引ける蠶殿儀式に、舊記云、皇太神
御ニ座高天原一之昔、人面等之運ニ天八千々姫、殖ニ桑蠶於天香山一、以ニ所レ蠶之御絲一織ニ衣服一進ニ於太神一と見えたる是也、此
にて桑蠶を先づ天香山に令レ殖給へりし事明らかなり、此の第二一書に此保食神の事を稚產靈神の事にして傳へたる
は、親子の御間にて錯れる者なるが、其に此神頭上、生ニ蠶與一桑と有りて、一時に其物の成出でたる趣なるは寔に美
たき傳なる事、上に已に委しく註せるが如し、(然るを舊事紀の作者は、此保食神と申すは稚產靈神の御子に御在し
坐す御事を得しも知らずや有りけむ、右の第二一書の文を擧げて蓋保食神歟と註せるは麁漏なる事共なり)桑葉は蠶
養なる可し、蠶の事を萬葉十二(二十七丁)に、桑子と云へる是なり、和名抄蠶絲具に桑柘、和名上久波、下都美、
蠶所レ食也と見えたる其柘は桑の種類にして、葉を採りて蠶に養ふ所由に依れる稱なる可し、皇太神宮儀式帳御遷幸

の所に阿閇乃柘植宮に令坐奉れる由なるは、和名抄郷名に伊賀國阿拜郡柘植と有る地名なるが、若くは其行宮に當時にても貢奉る程に、柘を植ゑて養蠶など爲つるに因れるなる可し、（萬葉三卷に柘枝仙媛と云ふも見え、歌にも此暮柘之左枝乃、流來者云々、又此間毛有谷、柘之枝羽裳又十に明來者、柘之枝蘭云々なども詠めり）天香山は高天原のなり、大和國なるには非ず、此山未だ降來らずして天上に在りし程の事なり、此山の出來始の事傳八に云へり、事の狀を思ふに天宮の御垣の廻ほしとも云ふ計り近き邊に在る山なるが故に、其便理に隨ひて令殖給へるにて有るべし、天石窟隱の御時なども、此山に生出づる所の種々の物を以て獻物に充てたるが、此は軻遇突智神の御骸の天上に上りて成れる山にて、保食神には殊に親しく御在し坐す所由しも有りければ、此桑柘には限らず其神の成し給へる限の樹草共に先づ其山に就て播殖させ給へりけむ事申すも更なり、（然るは寶鏡出現章第四一書に、五十猛命の初めて天降り坐す時に樹種を將下らせ給へるは、天香山に殖生し給へる木共なりけむ事を思ふ可きなり）偖此一書は上にも往々云へるが如く、寶鏡開始章に相應る可き古傳なるが故に此に、以其稻種一始殖于天狹田及長田一と有れば、其に因て天狹田長田一爲御田一と有り、又此に始有養蠶之道一と有れば、彼に織神衣一と見えて符合へるに、寶鏡三一書に天日鷲命作木綿と有るを、此に其文無く、又古語拾遺に伐大峡小峡之材一而造瑞殿一と有る事は右の天香山なるならめども、此に其文無きは唯大凡に語傳へたりしが故なり、然れども右の瑞殿儀式に殖て養蠶於天香山一と有るは、實に其て云傳へたりし者なれば、自餘の木草を其山に令殖給へりけむ事推して知るべし、然れば拾遺の意も同じく保食神の御身より成出で始て天香山に出來初めたりし者なるが明らかなる可し、（如此く文を互ひて照し徵せ相叶はずては

見え難き事なるを、古書に心の行渡らざるにて、保食神の實に衣食住の神に渡らせ給へる御事を能くしも得さとらざる人ぞ多かりし。(古事記に此文を見せたるには、始有二養蠶之道一焉、起二紡績之業一者也と有るは、養蠶と紡績とを相對へたる文にして、語をも少く違ひあるは、古事記にも云はれたるが如く、當時然る本の有るを取れる者なる可し。此紡績之業に寳鏡開始章に天照大神方二織一神衣一居二齋服殿一と見えたる是なり。其一書には稚日女尊坐二于齋服殿一織二神之御衣一と有る。其織は上に引ける延喜儀式なる天八千々姫命に創作し坐す事其下に註せるが如し。是ぞ世中に紡績の大しも有る其道に天照大神の事始め定めさせ給ひ坐す事を明らめ奉る可き證文なり。(此に究めて曰此く無くては得有るまじき所なる者なり、又道と業とを對へたる事、寳鏡出現章第六一書に方と術とを對へたるに合へる者なり)紡績は節の渡多渡單と訓まれたる宜し、天孫降臨章第六一書に手玉玲瓏織紝之少女と云ふ事も見え、雉の眼用ひも渡多渡單の切れる事古語の如く、又神名式に箕前國宗像郡織幡神社(名神大)と出で、萬葉十(二十七丁)、七夕歌共に織機之、五百機立而、織布之、又(三十丁)、古衣打棄之人者、又、足玉母、手珠毛由良爾、織旗乎、公之御衣爾、縫將堪可聞などと有り。其委しき事は寳鏡開始章に就きて説くべし。(其齋服殿の下見る可し。紡績は常に織紝と書く字なり。左傳に婦人の織紝組紃と有る注に織紝織二繒布一と云ふ字を取れるながら、此にては何にも云ふなり)業は上なる道の用なり。此を和邪と訓める其は職者を云ふ等なり。其何天忍穂耳尊は稻穀を主らせ給ひ、保食神は衣食住の事を所知食て、天皇の天下を統御す道の大本此に在り。故是を以て崇神天皇十二年御紀に、教化流行衆庶樂レ業と有りて、下に始校二人民一更科二調役一此謂二男之弭調女之手末調一也と見え、仁賢天皇八年御紀に、海内歸レ仁民安二其業一と有り

て、次に五穀眷衍、蠶麥善收と、産(ナリハヒ)と蠶(コガヒ)とを兼ねて此を業(ワザ)と云ふなり、又古語拾遺に二太玉命率二諸部神一作二和幣一其職一仰二天上儀一と見え、又其以群神奉二勅陪二從天孫一、歷世相承、各供二其職一と云ひ、又是以中臣齋部二氏俱掌二祠祀之職一、猿女君氏供二神樂之事一、自餘諸氏各有二其職一也など有る、職は固より都加佐と訓み來る事なるが、又和邪と訓みても其義に於て少かも異なる所無き者なり、然れば此を經緯之職と書くとも亦違はざる可し、（此は舊事紀の文を拾ひて餘事を說ける所なるが故に、和邪と云ふ事の解に迄は及ばざるなり、其は寶鏡開始章所の下に云へり）○此の一書はしも衣食住の始にして人民に功業有る基なる事、已に追ひ次ひて說き註せるが如し、借此物の如此しも成定まれる次第を云はむに、其は八洲起元章第一ノ一書に二神降二居彼島一化二作八尋之殿一、又化二竪天柱一と有り、此時未だ土木の功を營するに非ずして已く宮殿の成れり、又正書に因問二陰神一曰、汝身有二何成一耶、對曰云々と有るは、此時始めて男女の形體を具へ給ふ初には有りけれども、已く大御身を裝束ひ隱させ給ふ御衣は御在し坐しゝなり、其は裸體にて存在し坐さむには、然る御闘時の御事に迄には及ばせ給ふまじきを思ふ可し、次に此第六ノ一書に又飢時生レ兒、號二倉稻魂命一と有るに、此保食神を二神の御子と稱るにて其は異なれども、飢坐し御時などには食物の成來て其を御食し、にて有るべし、斯れば二大神の國生の始に已に衣食住の御事は形の如く成竟へりし者なり、然れども此時草木を採りて宮殿を造られ蠶絲の事有りて御衣と爲し、農作の事を初め成して御饌に奉られたるには非ずる事固よりなり、然れば如何に有ても其物は成れると云ふに其たむ神と人との界なるにて、如何に有ても奇異なる御所爲共有りて、數と作に出來成れりし事なりけらし。（其は神代は姑く置きて、人世と成りても猶神の御上にては常に有りて珍らしからぬ

事なるが其一事を擧げて證し申さば、續後紀に承和七年九月癸巳、伊豆國言、賀茂郡有造作島、本名上津島、此島坐阿波神是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命、即前社御子神也、新作神宮四院石室二間屋二間闘室十三基云々、其島東北角有新造神院、其中有壟、高五百許丈、基周八百許丈其形如伏鉢、東方片岸有階四重、青黄赤白黑渉色交彩飾之、其上有二角室、高四許丈、在南海邊有二石室、各長十許丈、廣四許丈高三許丈、其裹五色稜石屛風立之、其傍壟、山川寮之、其形像難名、其前建夾屋數十基、即有五色沙以五色沙成像、次南傍有一礎、如立屛風、其色三分之二悉金色矣、眩曜之狀不可敢吐、亦東南角有新造院、周垣二重、以聖麥固、各高一許丈、廣一許丈、南面有二門、其中央有一壟、周六百許丈、高五百許丈、其南片岸有十一間室八室、南面四基西面四基、周各廿許丈、高十二許丈、其上嵳東有屋一基、造玉瓦形葺造之、〔長十許丈、廣四許丈、高六許丈、其壁以石立固、則南面有一戸、西方有一屋、以黑瓦葺造之、其壁塗赤土、東面有一戸、院裏礫砂皆悉金色、又西北角有新作院、周垣未究作、其中有一壟、基周八百許丈、高六百許丈、其體如伏盆、南片岸有階一重、以白沙敷之、其頂平麗也、從北角至于未申角、長十二許里、廣五許里、皆悉成沙濱、從戌亥角至于丑寅角、長八許里、廣五許里、同成沙濱、此二院之外是大海、又山頂有一院一門、其頂如有人坐形石、高十許丈、右手把劔、左手持桙、其後有侍者、跪膝貴主、其邊狩巖不可通達、自餘雜物燎欲未止、不能具註と有るが如く、稀々には凡人の目にも見ゆる事有るを以ても、神の御上には幾許も斯る事共の御在し坐すべきをも想像ひ奉る可し）若て火神土神の成生御在し坐して、其御子に稚産靈神、又其御子に保食神と、次々然る御功の神達成出で御在し坐しては、人民も出來るに隨ひ衣食

作の事は稍に出來始めて有りしかども、全く遍く行亘る事にも非ざりけらし、是を以て天照大神の御命以て素戔嗚尊を大御使として天降し遣はして、保食神の消息を令看給へりけるに、此一書に見えたる如く返ごとて報命し給へりしかば、皇太神甚怒坐して御許を隔離けて令レ住給ひ、天熊人をしも再天降し給ひけるに、先に素戔嗚尊の事有りし時に成出でたりし物共を悉く取りて持参上りて獻れる、其時に保食神をも率奉りて天上に致し奉らしけむ事、上に委しく註せるが如し、是卽ち天石窟の事の起り、又御天降の事の始めに係る所にして、甚此事無き傳になむ有りける、然るは正書に二神の共に議り給ひて、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟と宣給ひて、二柱珍子を生成し奉らせ給へるが、其中に日神は自然に天地に照徹らせ御在し坐す大御德坐々せば、天上に送擧奉らせ給へば、唯素戔嗚尊ぞ此天下は所知食し御在し坐すべきを、二柱御祖神の共に御在し坐しゝ間には、宇宙に君臨す御行は御在し坐さざるが上に、伊弉諾大神の根國に罷坐しゝ後は、一向に妣國に罷らむと申させ給へる故に、伊弉諾大神の甚怒り坐しながら勅許させ御在し坐しゝ故に、日神に相見奉らむとして天上に參昇らせ給ひて、御誓の御中に天忍穗耳尊は成出で御在し坐しゝ後にも、素戔嗚尊に天下を所知看す可き御心の御在し坐さざりしかば、保食神にさへ其類稍く御在し坐しゝ者なりけり、（此事を熟辨へずては此一書の趣意備さに得しも知るまじかりければ能々思ふ可し、又已にも註せるが如く、月夜見尊と別神と見ては猶更に神典の義理を貫通く可きに非ざるかし）書紀開卷章に、以二天狹田長田一爲二御田一と有り、新嘗聞すに新宮の事有り、神衣を令織給ふに方りて齋服殿に居す御事有り、其卽此の一書本の事ゐ出で、其に全く始まれるを云ふなれば、今の世に衣食住の事の全く整へるは、天宮にて其時の事なり。然るに素

是以其田の畔放溝埋樋放頻蒔串刺爲給ひ、新嘗殿にては生剝逆剝爲給ひ、齋宮にては屎戸を爲給ひて、大祓詞に謂ゆる天津罪の事を犯し給へるなり、此にも所以有るべし、先に保食神の御許に御使として天降らせ御在し坐しゝ時、其口より吐出でたる物を以て穢汚りて御饗奉らしゝかば、其無禮げなるを罰め坐し、御心にて其如く復命し給へるに、却りて汝は惡神なりと宣ひて皇太神の御許を退去らせ御在し合坐め置乍ら、其神の身より成れる物を以て是物者則顯見蒼生可食而活之也なども甚く賞賜はせ御在し坐して、農作の事を起し給ひ養蠶の業を始めなど爲給へるが御心行かぬ所思しゝから、然る御荒び共は御在し坐しゝなり、然るに天照大神は天忍穗耳尊を太子と成し奉りて天下を所知し合坐奉らむと所思食すが故に、顯見蒼生を御むる道を物爲さず御在し坐すとての結構には有れども、素戔嗚尊にも同じく御子ながら細よの宇宙に君臨す可き御心ならねば、其無禮かりし保食神を忌惡み給ふ一向の事に依りて、先に甚く嫌ひ給へりし事に寄せて然荒びさせ給へりし者なり、（然るは其時の御心は日神とは同隙に御在し坐して甚睦しき御中なり、然るに其同隙の中を隔け乍らも、顯見蒼生の爲とは云ひながら保食神をしも殊に重みし奉らせ給へる事を妬ましみ思ほしゝなる可し、偖大祓詞なる右の天津罪は人の産業を損ねて衣食住の事を妨ぐるを以て罪と爲る事、已に其講義にも說けるを、此にては寶鏡開始章に就て更に註す可きなり）故其荒びを發憤り坐して、日神は天石窟に入り給ひ、磐戸を閉ぢて幽居り御在し坐しゝかば、諸神等其所に集會ひて其祈禱奉れる時の事は、紀記拾遺に所見て人の知れるが如し、然れども其實を知りて更に意に幽深き故有る事を人は知らずて有りけり、其は顯見蒼生の爲に衣食住の事を然しも厚かせ御在し坐すに、素戔嗚尊の物毎に妨げ奉らせ給へるに依りて石窟に入御し給事なれば、其御心を思

あ出し奉らむには、有半途にして事止たりし衣食住の事を成し整備へ奉るに如かじと豊神の心思ひつる事と所見て、天香山の眞坂樹を掘じて上枝と中枝には瓊と鏡とを取懸けたるに下枝には青和幣白和幣を取垂たり、其和幣卽ち衣なり、又古語拾遺に令下手置帆負彥狭知二神以二天御量一伐二大峡小峡之材一而造二瑞殿一兼作ニ御笠及矛盾上と有る瑞殿卽ち宮なり、此二は先に損はれし新宮及齋服殿の事に當りて其を償ひ奉れるに異ならず、然るに其主と有る可き御食の事無きは、右の三書共に傳へ漏されたりと雖も、已に兩宮儀式帳を引て述たる如くなれば、此にては其保食神の奉らせ給へるにぞ有りける、然れば其廢れたりし衣食住の道を起して、顯見蒼生の世に生存る可くを整し備へて、皇大神の大御心を取奉れるから出御しと云ふに心を寄けて見る時は、實に事の状相符合ひ開りるをも亦思ふ可き者なりかし、但し此は其古傳の條顚を設ける者にして殊更なる事の如くには有れども、古傳の趣を見渡して彼より此此より彼と攷る時は、此に至りて必ず其實は如此しも非では得有るまじく其處の約れる者なり、若て素戔嗚尊は其罪に依りて高天原にして千座置戸の解除を負られ給ひ、終に神逐に逐はれ御在し坐して此顯國に天降らせ御在し坐しけるに、其解除の實にや實觀出現章に吾心淸々之と言擧し給ひ、又出雲風土記に吾御心者安平成詔と云ふ事見えたり、斷れば實に御心の淸く平らかに成らせさせ御在し坐しなりけり、其後の事なる可し、寶鏡開始章第三一書に於是素戔嗚尊白ニ日神一曰、吾所ニ以更昇來一者、衆神處ニ我以根國一、今當ニ就去一、若不ニ與ニ姉相見一、終不ニ能ニ忍離一故實以ニ淸心一復上來耳云々、吾以ニ淸心一所ニ生兒等、亦奉ニ於姉一已而還降矣と有るは、先に其生坐しゝ時に誓言を以て閒別給ひし者なるが、此國て功績を尊む事を天津日嗣と定めて天降し奉らせ給はむ事を約束り申させ給へるにて、此より國土の事に御功を立て給ふ

させ給ふ御事とは成りにたり、當昌謀聖約章第二一章に、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中、奉助天孫而爲天孫所祭也と有るは、其に對ふ可き文なるか、天孫を助け奉りて、天孫の御爲に所祭と詔給へりし神は即ち保食神にして、豐受大神の御事なるを思ふ可き者なり、（此は師の古史徴に委しき考有りて註されたるを、予も亦大に得る所有り、其は其等に云ふべし。如此く素戔嗚大神の御女にして其豐受大神を今號奉給へるも、已に御心の清々しく成らせ御在し坐しゝ上にては其も亦此顯見蒼生の爲に物し給へり）其より以來の御事者前傳廿一に註せるが如く、出雲神賀詞に此大神の御事を櫛御氣野命と申し奉りて、即上天より天降らせ御在し坐より始て主張たる大御名に稱奉る事は、專土毛を以て衣食住の資と成して國土人民に幸ひ給ふ義にて、此素戔嗚大神はしも專ら此天下を經營らせ御在し坐て、顯見蒼生に御恩頼を蒙ふらせ給ふ御事耳御心なるが故に隨衣食住の事を國土人民に豐饒に在らせむと勞がせ御在し坐しゝと見えて、其后神を奇稻田姫命と申し奉り、其父母神を稻田宮主神と稱へさせ給へるも皆御營田の事に依れるなり、又出雲風土記に飯石郡須佐鄕神須佐能袁命詔、此國者雖小國々處在故我御名者非著木石詔而、即己命之御魂鎭置給之矣、然即大須佐田小須佐田定給故云須佐、即有正倉と有が如く、其御田に濃けさせ給へるを以て、稻營を重みし農作を主と爲させ御在し坐しゝ、御行を見奉る可し、又其御子に大年神坐して御年神若年神の御徂に坐せり、年は田穀にて農作の事に何れも功坐す神等なる事、上に註せるが如し、然るに保食神の御身より稻穀は成れりしかども、未だ此國にては其の培養の事をしも委しく知らざりしかば、此神をして其保食神の御業物を殖し給はむと謀量らせ御在し坐しゝ者になむ有りける、（是即ち食物の件なり、天上にては謂ゆ

る畔放溝埋等の惡しき御業爲有る神に御在し坐しけるを、其反さまに此韓國にては其農作の事に益無く尊き功神に御在し坐す御事を明らめ奉る可きなり）又寶劒出現章第四ノ一書に、是時素戔嗚尊帥二其子五十猛神一降二到於新羅國一云々、初五十猛神天降之時多將二樹種一而下、然不レ殖二韓地一盡以持歸、遂始レ自二筑紫一凡大八洲國之内莫レ不二播殖而成一青山一焉、所以稱二五十猛命一爲二有功之神一、即紀伊國所坐大神也と有るを屋材の始なり、次なる第五ノ一書に素戔嗚尊曰、韓郷之嶋是有二金銀一、若使二吾兒所レ御之國不レ有二浮寶一者未二是佳一也、乃拔二鬚髯一散之即成レ杉、又拔二散胸毛一是成レ檜、尻毛是成レ柀、眉毛是成二櫲樟一、已而定二其當用一乃稱之曰、杉及櫲樟此兩樹者可三以爲二浮寶一、檜可二以爲一瑞宮之材一、柀可下以爲中顯見蒼生奥津棄戸將臥之具上、夫須レ噉八十木種一皆能播生、于時素戔嗚尊之子號曰二五十猛命一、妹大屋津姫命、次枛津姫命、凡此三神亦能分二布木種一、即奉レ渡二於紀伊國一也と有りて、其同じ傳の委しきと略きとなるが、此に吾兒と有るは其天忍穗耳尊に授らせ給ひ、瑞宮は其天皇尊の大宮の御事なり、此は天上にて其新宮を穢し奉り給ひしとは反樣なる御事にて、同じく保食神の御功を天下に遍く弘め給へりし者なるなり、（其大神の御殿神に在らせ給ふ事は、大殿祭詞には一神に總て屋船命と申し、木と草とに御功を分けて屋船久々遲命是木靈也、屋船豐宇氣姫命是稻靈也と見え、奥義抄に「古歌に、壯丹草屋に纏れる花の香を家除きて穢き保食神」と有る詞に「保食神は家神なり」と有るをも思合す可し）其中に須噉八十木種の見えたれば、其播殖して青山成せる中には必ず稻種も有りて其穀の道拆體の事をも必ず傳へ給ふなるべし。其枛津姫命の枛は文字にて通へるか、和名抄郡名に紀伊國伊都と有る、日本るも可きか、其選名に桑原と云ふ有るをも思合す可く、萬葉七（十九丁）に、足代過而、絲鹿乃山と有るも共に紀伊國

の地名なれば打合ふ事共少からざるを、寶鏡開始章第二一書に以ニ唾觸ニ自御衛ニ、以ニ瓊響ニ爲ニ瓊響ニと有る、觸に化す
の意にて唾涌を棄て和衣と化して此其に投入給たるなれば、寶鏡の殿々ふ共八十木種の中に於て降下り御在し坐しゝ
事知るべし、出雲國風土記に大原郡高麻山、古老傳云、神須佐能袁命御子青幡佐草日古命、是山上麻蒔給云、高麻山ニ
即此山峰坐其御魂也と有るを引合せて心得べし、又神名式に筑前國宗像郡宗像神社三座（並名神大）織幡神社（一云）
と有る織幡神社は其別社と聞えたるが、此國にして機織に事ぞ始めさせ給へる由を以て稱奉れるをも思ふ可し、一其
は對馬島上縣郡宗像神社式外にて三根郷佐賀村に御在し坐すが、其社傳に「神功皇后御韓韓の時八流の幡を織し進ぎ
て異國を降伏し寶祚を祈給ひ、武内大臣異賊を取りて放生し、異國の法を行はる、其八流の內幡に其紫高宗明神の御
り給へる幡なる故に宗像明神と號し、又織幡宗像明神と號し、又は宗像八幡とも號す」と云へる中には如何なる事も
無きには非ざれども、宗像大神の幡を織らせ給へる事の實を以て此に引けるなり、又八幡大神と申すも其に依れる御
名にて、元は宗像大神に稱奉れる御名なる事、瑠珠盟約章第三一書に就て云ふべし）如此く衣食住の事に就て御心の
殘る所無く盡め捷てさせ給ひ、國引の神功共畢りて後に、其御子大國主神に天下を經營らせ給ふ御事を依し奉らせ給
はむが爲に、樣々に以試め艱苦め奉らせ給ひけるに、御女須勢理毘賣命の嫡相奉り給ふとは云ひながら、悉くに其事
に幸易き給はず奉動ひ給へりしかば、此神こそと所思し許させ御在し坐しけむ、於ニ心思ニ愛而坐と有る、其間に遂け
出させ御在し坐しけるに逃出坐して、遙望呼謂ニ大穴牟遲神ニ曰、其汝所ニ持之生大刀生弓矢ニ以而云々、意禮爲ニ大國主
神、亦爲ニ宇都志國玉神ニ而其我之女須世理毘賣爲ニ嫡妻ニ云々と云ふ事古事記に見えたる如し、寶鏡出現章に已而素

戔鳴尊遂就於根國矣と有るは、此御譲の御事有りて後なるにて此時なる可し、若て根國に入御在し坐しゝかども、其國には和魂速佐須良比咩神を留めて、終に御卒行く月國に往坐して、其大神と定まの大坐々すが故に、此一書などにも保食神の許に御使し給へる御名を月夜見尊とは傳へたりし者なり、（此月國へ渡らせ御在し坐して、日神と共に此國土の晝夜を持分て守らせ給ふ事は、此大神の御徳の極みなるにて、日神と此神と二柱の珍子と坐して、皇御孫尊の此天下國土を持たせ御在し坐して、天地と日月と共に永く遠く傳へ給ふ天津日嗣の所由に係れる者なり、輙尊に思ひ廣し奉る可き事に非ず）右の如く此國土にては、天上にて顯はし御在し坐しゝ衣食住の事を大に起させ給ひて、其保食神の御徳を彌高に彌廣に顯はらせ奉り給へるが故に、神名式に伊勢國度會郡度會宮四座（相殿坐神三座並大、月夜見尊）御在し坐すを、太神宮式度會宮所攝十六座の第一に月夜見社有りて、後に宮號宣下有りて月讀宮と申す是なる事、傳八に委しく註せるが如し、又出羽國飽海郡大物忌神社（名神大）は、一宮記に倉稻魂命と見えて保食神と同神に座らせ御在し坐すを、月山神社（名神大）も竝び給ひて共に其稻倉岳の麓に鎮坐する右に同じき事、上にも已に註せるを合す可し、若て此月夜見大神には可以治滄海原潮之八百重也と事依さし奉り給へるに、其幸魂は海神に御在し坐す由傳八に云へるが、此に就て妙に奇しきは、世中に在とし有らゆる萬の食物の味を調ふる鹽は、皆其海潮を以て物製るに非ざれば出來ざる事、此れ全く此大神の御使爲させ御在し坐して、其時は甚惡かりし御所行にては有りしかども、保食神の御徳は其爲に顯はれさせ御在し坐しゝ事に思へば、思合する程奇しくめでたき御事なり、又海潮を満て時は草木共に海邊りに茂る、其草木の葉葉の中には海潮を含める物なるが故に、西洋などにては草燒として草を燒きならして鹽を取

るゝと云ふ事の有るも、保食神と御力を合せ御在し坐すに依る可く、又諸の水族草木共に月の盈虚に依りて氣の增減有るも、月夜見尊其保食神をしも殊に親しみ奉らせ御在し坐すに緣れる者なり、世人穀物草木の類は唯日神の御照し坐すに依りて出來る物と耳思ふに、眼前に然る事には有れども、又月神も如此く御靈を幸はへ御在し坐す御事を知らざるに、唯夜を照す計の用有る耳の事と、狹く小さく心得て其實に然る所以を知らざればなり、(或書に凡水族之物、月望氣盈、晦即氣縮、故月虛而魚腦減、月滿而蚌蛤實也、又不二獨水族一矣、草木百昌、苟資二濕潤一以爲二生氣一、莫レ不レ應二月虧盈一、月滿氣滋、月虛氣燥、故上弦以後下弦以前、不レ宜下伐二竹與一レ木以爲中材用上、是皆易レ蠹生レ氣在レ中也、下弦以後上弦以前、伐而爲レ材、卽不レ作レ蠹、爲二少貯一潤二容質一而已、亦猶二春夏氣濕、秋冬氣斂、斧以レ時入一之意也と云へる如きは、今も世に傳へて其驗有る事なるを、此を神代の本に及ぼして按索ねざるは、甚々麁漏なる事になむ有りける)

右安政三年二月二十三日始、三月二十三日成。

日本書紀傳 十三之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十三 瑞珠盟約章

於是素戔嗚尊請曰。吾今奉教將就根國。故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣。勅許之。乃昇詣之於天也。是後伊弉諾尊神功既畢靈運當遷。是以構幽宮於淡路之洲。寂然長隱者矣。亦曰伊弉諾尊功既至矣。德亦大矣。於是登天報命。仍留宅於日之少宮矣。　少宮。此云倭柯美野。

此は八洲起元章の結にして四神出生章より承けたる所なり、借此に於是より、仍留宅於日之少宮矣と云ふ迄の文は上章の終に置くべき所なれども、此間に黄泉國の事又御身滌の事の條々有るが故に、其章には書置かりければ此章首には有るなり、然れども素戔嗚尊の天上に昇詣ませ御在し坐ます事を御父大神に請奉らせ給へるに、其御許有りける事を書き示させ給へれば、素より上章に抱る事ならざれば、此瑞珠盟約章の初に複擧たるなるが其をしたる事なりける、

〔然れど是にては從ふ彼の事を専要と作られたる所なる事云ふも更なれば、其は唯此中間に在りし事と心得べし、〕稽古の御記を讀む際など、正書此を能く取りて一書をば異傳として暦とも傍きぬれども、此に至りては正書一書を合せ承けて斯は作たり、此にて撰者の思ふ御心用ゐ何とも伺得られて、御紀一部を一聯の古傳と見成し奉る可き心持ぞ定むべき所になむ有りける、然るは先づ降臨の神勅天降のことはしも、八洲起元章の正書には無く、却りて其第一一書に天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往脩之、廼賜天瓊戈云々と有り、次に號子淡洲を生坐しゝ所には、故通後上請奏天、具奏其状、時天神以太占而卜合之、乃教曰、云々と有りて、如此く共天降坐しゝ例にて、其神功を建て給ふ間にも、皇祖天神の言命を請奉らせ給ふ事、古事記も此と同じ趣に傳へたり。然れば必ずしも其皇祖天神の御許に歸命し給へる事次きぞ、此に伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有りて、是にて帝趣相貫きて意明らかなり、然りと雖ども其文脈りて一書には散ずて此に列ねられたるなれば撰者の心用ひにて、強て此の差別を立てず、正書一書共に参伍錯綜して讀通る可き事を欲されたりつる者なりけらし、〔是乃ち此章耳ならず總て御紀の文を讀へ奉る人の知らでは得有るまじき事ぞよ、世の儒人共の説に、正書は朝廷の御撰なり、一書は家々の古記なりなど、事も無げに云ふめれども、假令一書は家々の古傳なりとも、如此く正事無き大體正史に載せられたる上は、同じく朝廷の正記たるに非ずや、且其違へ載せらるゝには同事の重複れるには暗きなどゝ譏る可ければ、御紀の全部に係て論ふより外有るべからず、〕又四神出生章に對せて稽ふるに、故其父母二神勅素戔嗚尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠適之根國矣、遂逐之と有て、其には父母二神と

有り、然るに此の文に於是素戔嗚尊請曰、吾今奉レ教將レ就二根國一、故欲下暫向二高天原一與レ姉相見而後永退上矣、勅許之、乃昇二詣之於天一也と有るは、上章より承續きたる文なる事云ふも更なるを、此には父母二神とも何とも載せられざりければ、今知るべからざるに似たりと雖も、此は必ず伊弉諾尊一柱の御計らひにてぞ有りける、其は上文に於て是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷云々、亦曰伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣云々と見えて、伊弉冉尊の御事を一所だに被レ記ざるは、上章第六ノ一書第九ノ一書第十ノ一書等に已に黄泉國に幸行しゝ御事有りて、其神の結は其處々に委しきが故に、正書は其に任ねたりし者なり、故上章には父母二神と有りながら此には伊弉諾尊一柱の御言耳を被レ載たるなりけり、（若て此末に素戔嗚尊の天照大神に對へ奉り給へる御言に、但父母已有二嚴勅一、將二永就二乎根國一云々と申し給へるは、上章に父母二神云々と有るを指して言へるなり、然れども實には上章なるも此神逐の事を父母二神に係て云へる傳共は誤にて、伊弉冉尊の黄泉國に入御在し坐して後、伊弉諾尊追幸行し、其より還坐し御身滌の事有りける其程の事なる由、已に傳六卷に論へるが如し。此は上章と此章との文脈に就て、說を成せる者なりかし、）然れば上章第六ノ一書に、天照太神素戔嗚尊等を伊弉冉尊の生成し奉らせ給ふとは爲ずして、伊弉諾尊の御身滌に因て御生坐さる趣に傳へたるは、古事記も共に誤なる由、傳六に說を起して次に傳八、傳十二に註せるが如し、然れども素戔嗚尊神逐の御事は、其ノ書に是時素戔嗚尊年已長矣、復生二八握鬚髯一、雖然不レ治二天下一、常以啼泣恚恨、故伊弉諾尊問之曰、汝何故恒啼如此耶、對曰吾欲レ從二母於根國一、只爲泣耳、伊弉諾尊惡之曰、可二以任レ情行一矣、乃逐之と有る是正說なるを、此にも伊弉諾尊一柱の御計らひなる上は彼と此と其趣全く一に歸あり、然れば上章正書より直に此に續

ける文の如くには有れども、伊弉諾尊の御言は一書共に結びて、此は伊弉諾尊一神に拘はりたる文なる事を明らめ曉る可くなむ有りける、（古事記も右に引ける第六ノ一書に異ならざるなり、其は傳八卷より以下其文を註す內に引けるを、此にも再引きて次々に論ふ可し、）○於是素戔嗚尊は上文の終に故其父母二神勅ニ素戔嗚尊ニ云々、遂逐之と有るより受けて下に言を起す辭なる事を知れる所如し、然れども右に云へる如く、其より後に黄泉段、身滌段の條々有れば、此の所は其正書一書を綜綴めて於是と承けたるなれば、御身滌の事竟て後を云へり、（然るは彼四神出生章の標略にしも、一には海川山野を生坐る也、二には風神の生坐るなり、三には珍御子等の御生坐せるなり、又其御子等に勅任しの事は此內に在るへし、四には火神の生坐せるに就て種々の事共有り、五には其事に就て伊弉諾尊黄泉國に入坐せるなり、六には伊弉諾尊還坐て其國に入坐せるなり、七には其國より還らせ御在し坐して絶妻之誓の御事有り、八には御身滌の御事有りて大凡八段に分れて有るなり、故第六ノ一書と古事記とを對せ考へて此章に及ぶ時は、於是と承けたる所有の如く無くては合はざる者なり）○請目を海宮遊行章に看比庭袁佐久と有ると同じ意なれども、本の任に此には麻袁須を麻波久と訓むへし、古事記にも以ニ爲請將ニ罷往ニ之狀ニ參上耳と有る請をも、記傳に麻袁佐牟と訓まれ、寶鏡開始章第三ノ一書に、頃者人雖ニ多請ニと有るをも麻袁世梓臣と訓附けたるに倣へり、偖此字を彼レ用たるは、後宮職員令內侍司なる尙侍の下に、奏請と有る義解に謂ニ奏面請ニ其服ニと有る意と同じかる可し、此は昇天の勅許を請ひ奉らせ給ふ所なればなり、此下に對日請與ニ姉共誓、第二ノ一書に吾與ニ姉共立ニ誓約ニ、寶鏡開始章第三ノ一書に請ニ姉照ニ臨天國ニ自可ニ平安ニなど有る請を許布と訓み來れる其とは別なり、其は下に云ふべし、（名義抄に請に許布とも宇久とも[illegible]

貫布と云ふ須々伎と云ふ宇氣多麻波都とも訓ふて底是須とは無けれども、其意に從ひ訓なべきなり、雄略天皇御紀に請以讀罪と有る讀は宇氣多麻波都と訓めり。）（吾を夜都加禮と訓めり、上章第六一書吾欲從母於根國と有る吾をも共に然訓附けたれども良はしからず、阿禮と訓むべし、古事記にも此の御事を僕者欲罷妣國根之堅洲國と見え、又問賜伊佐知流之事故白都良久、僕欲往妣國以哭と有る此三の僕字を古く夜都加禮と訓み來れるを、記傳七（二十四丁）に師云、此をも和禮と訓むべし、皇朝の古人は直き故に虚言爲ねば、貴人の自夜都加禮など云ふが如きは無し、然るを僕と書けるは漢籍に傚へるなり、彼國人は卑下を甚しく書れど皆虚言ぞと云はれき、信に然る言なり、此の僕も書紀には吾と有り、其宜しと云はれたれども、此の吾をも然訓來れるを思へば、已く紀記を被撰し當昔にも然る事違は有來つらむ、其は儀制令に凡皇后皇太子以下奉上之内於天皇太上天皇上表同稱臣妾云々と云ふ事の見えたれば、此令の御定の盛に以行はるゝ時势に牽れば僕字などを用ひ又吾字をも其意に被用たるなる可けれども、甚々異しかる御事なり、其は素戔嗚尊はしも天照太神と共に竝坐して、二柱御祖神すら玲子と稱奉らせ給ふ計の貴き大神に御在し坐す御事は申すも更にて、此の瑞珠盟約の御事に因りては、日神と共々に措よくも甚も可畏き皇御孫尊の大御祖と御在し坐す神に坐せれば、日神に亞ぎて甚々貴く高き大神なり、大寶令なる御定を古に泝して僕（ヤツガレ）など訓み奉らむ事甚可畏し。此に吾字を被用たる任に正しく阿禮と訓み奉る可き者なり、名義抄に吾を和禮、又伎美、又於能禮と云ふ訓有れども、夜都加禮とは無しと雖も、其訓も無きには非ず、海宮遊行章第五一書に吾子（ヤツガレガ）孫八十連屬恆當爲汝俳人、其第八一書に若活我者吾生兒云々と有るなど、火闌降命の時の言なれば

然も申さる可きを、豐玉毘賣の言にも不レ得二吾言一と有るは對二云々と多く用ひたるも同じく、其は天孫に對ひて申し給へるなれば格別なる事なりかし、〔和名抄職員類に奴僕、唐令云奴、和名夜都古、人之下也、和名夜豆加比從人一也と有りて卑しき稱なり、婢、和名夜豆古、女之卑稱也と有りて名義抄此に同じ、孝德天皇二年紀には奴婢夜都古と訓めり、名義抄にも奴を夜都古と有るは從見と云ふ意にて小人と云ふ事にや、又夜都古とも夜都加利とも都加比也とも有り、又同抄に臣字に夜都加利と云ふ訓有るは、右に引ける儀制令の唱ふる所是なり、字鏡抄にも同名にも臣字に夜都加利、又夜都古、又和加、又都加布、又都久、又夜都布など云ふ訓有り、又遊仙窟に僕をも余をも下官をも夜都加利と訓めり、是は右に言ゆる卑の稱なり、然れども甚く侮しき稱にし有れば、君臣主從の上には云ふべしなす見ゆの間に云ふべき事ならざれば、今の御文を以て神代を論ふ可からずなむ、況て素戔嗚尊の御上に於てをや、因に云ふ、中世に及びて後の物語、聖德太子などの御上には似てもしく著からぬ言葉を用ひて、異に通ふを給へるを、鎌倉の右大臣家より以來は人臣として僭りたる詞を用ひて天皇を損みたる事多かり、正大中臣なる上津代の風こそ戀ほしき事なりけれ、〕此の本義は上卷第十一一書に受、動と有ると同じく訓み來れり、今も其に從ひて教字を美許等能里と訓むべし、寶鑑出現章第二一書にも鹽土老翁乃教之曰云々、二神遂教云々と有るも此に同じ、倘此教は上卷に其父母二神勅二素戔嗚尊一云々、固當レ遠二適之根國一矣、遂逐之と有りて、此下に又伊奘諾尊勅二任素戔嗚尊一汝可以治二根國一と有る是なり、但し此を父母二神共に關係はせ給へる狀に記せるは異なる事、上に已に言へるが如し、書には其卑六一書に伊奘諾尊勅之曰、可二以任レ情行一矣、乃逐レ之と有り、古事記も右と同じく故伊邪那岐大御神詔二速須佐之

男命、何由以汝不治所寄國、而哭伊佐知流、爾答白僕者欲罷妣國根之堅洲國、故哭、爾伊邪那岐大御神大忿怒詔、然者汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也と見えたる、此神逐の御命なり其本に給へる義には有りける、（名義抄に教字を能理とも、意斯布とも、世志奈とも、多知志とも訓みて有り、上に詔旨と書されたるに合せて教字は假に用たるにぞ有ける、）〇奉は宇氣多麻波理と訓むべし、儀制令に奉勅の字有り、公式令詔書式に宣奉行と云ふ事有り、宣は詔書を受けて宣なり、奉は其を奉りて人に付るなり、行は其を施行ふ謂なり、此と同じく御父大神の宣給へる神逐の教を奉りて根國に就給ふは即て其事を行給ふ御事なり、故奉字は其意を以て書き給へりけむ、（凡て主君の命令を奉りて施行ふ人を奉行と云ふも右と同じ意なり、傳十一卷に云へる受の下考合す可し、）〇傳に就は紀に永退去と有り、又天にての御言にも父母已有嚴勅、將永就乎根國、如不與姉相見、吾何以敢去と申し給へる、共に同じく御母神の坐す處には有れども、根國は大地の根底に在りて卑しき國なるが故に云ふにて、高天原の方には、向とも昇詣とも云へる其反なり、寶鏡開始章に第三一書なる御言に、諸神逐我、我今當永去とも、棄神處吾以根國、今當就去とも有り、偖此の事をば古事記にも此を欲罷妣國根之堅洲國と有て合へり、〇傳七（二十六丁）に凡て麻加流とは貴所より退去るを云ふ、故に去る所を尊み退く方を卑しむる時に云ふ言也、參は貴所へ向行を云ふと反對也云々、と云はれたるが如し、大殿祭詞に、參入罷出人名乎問所知志、御門祭詞に、參入罷出人名乎問所知、大祓詞に大川道爾持退出弖、續紀第五十一詔に、明日者參出來仕牟止、待之昵閣、休息安母參出來事毋無之、天皇朝乎置而罷退止聞食云々、太政官之政乎者誰任之加、罷伊麻世止云々、天皇朝乎置而罷出而休

息長足姫尊云々、句麗國子學面羅嶋之宮云々、美濃之大國ゥ罷通往之宮に心少き太比古合面作ヘ幸く罷止宮良須備之云々と有るなど、何れも多く罷とある國へなり、（但し此語にては永手大臣の薨られしをも罷と云へるなり、其は常に連る事なる罷通と云へばなり、萬葉十八卷に、能登内國見の遠平し、由々、賦手置其罷通之叔此則負思云々、罷通往年返良年夕久都々年非乃久云々と有るなども見えなり、其は萬十一卷に云へり、萬葉二、吉備津釆女死時の歌に、樂浪之、志我津子等何、罷道之、川瀬道、見者不怜毛と詠めるなども見えなり、）狭岑嶋歌と云ふ所は萬葉三（十六丁）に百磯城之、大宮人乃、退出而、遊船爾波、又（十七丁）「去出講寄若、又（三十一丁）懷良等者、今者將罷、六（二十五丁）に食國、遠御朝廷爾、汝等之、如是退去者、又（三十六丁）天雲乃遠隔邊退、七（三丁）に百磯木之、大宮人之、退出而、九（三十二丁）に今谷實、國爾退而、十一（十九丁）に知是許、吾御門乎、退出米也母、十八（三十丁）に許登乎波須里、可敝利末可利天、十九（二十二丁）に青柳乃、細眉根乎、咲曲我理、朝影見都追、二十（十七丁）に須布能由夜、伊由可麻可良武などと見え、中古の物語等に罷出給ふにと云ふ等の言多有るも皆右の義に同じ、俗此の詞をね上卷第十一書には毘備之と訓みて有り、（由久は參と罷との間にて、彼と此と然耳勝ちの無きに云ふ語なり、名義抄に毘ゑ罷流とも罷伊長とも罷伊麻布とも呂衣流とも罷比面とも須明波留とも訓みて、由久とも由加流とも見えたされども然云ふべき時等也、其所に依りて訓み異わ可し、）（書に未定時等の表し給ふは上卷第六一書に吾欲從汝於根國と宣へる如く、其國に永ゐに止住給はむ御心なりければ、高天原へは唯姉尊に參覲る爲に暇請に昇來り給ふ耳こそ有りけれ其所に住著せ給ふ御心ならざるが故に暫とは申し給へるなり、第一一書に唯欲與姉相見、只爲暫來耳と

有るを見合す可く、又此下なる永甚変と有るに合せて思徴す可し、但此字を志麻とも志麻良久とも訓むて言中に
此は党の方然る可し、古事記(海神宮段)に我押流其船者、並の詩往時(有味御路)、伊豫風土記に大穴持命云々、宿
奈毘古那命而清溶者、覽開有活居然詠曰眞暫寶哉などと有る共に志麻斯と訓めり、萬葉四(四十二丁)に須臾羽蟻傳、
又(五十三丁)相見者、須臾戀者奈木六香登、六(二十四丁)に須臾、去而見牡鹿、十(五十七丁)に云暫須臾不見
者など有る、此等は何れも志麻斯と訓むべき所なるなり、又十三(十丁)に暫文吾者、忘使沼帰と暫字をも然訓ませ
たり、假字にては十五(三十一丁)に之末思久毛、伊母我目可禮氏、十八(六丁)に奈呉乃宇美閇、布禰之麻志可敷、
十九(四十五丁)に之麻之久母、別等伊倍婆など有り、言義志麻は少間と云ふ事にて、斯とも斯久とも活きて其形状
を云へるなり、(予出羽國に年頃通ひて其土人の言を聞くに、江戸などに唯今又は暫など言ふ所を會麻と云へるに少
間と云ふ意なるにや、邊鄙には斯る古言共多在り。)又志麻良久とも云ふべし、續紀第五十一詔に、暫之間毛忘得
而、第五十六詔に、暫久乃間毛忘得末之云々と有ればなり、萬葉二(十五丁)に、須臾毛、不通事無、又(二十
丁)、須臾者、勿散亂曾、五(四十丁)に、須臾毛、余家久波奈之、九(十八丁)に、須臾者、家歸而、又
(二十丁)須臾者、落莫亂、十一(六丁)暫不見者、又(七丁)暫、君目不見、又(八丁)人事暫吾妹、十二(八丁)
に、暫毛、心安目六、十四(二十一丁)に思麻良久波、禰都追母安良牟乎など猶有るべし、其志麻良久の志麻は上
に云へる如く、良久は流を延べたるにて有るの意にて少か其間の有るを云ふなり、(萬葉の今訓に志麻良久良久
と訓めれども、右の如く假字にて書ける何れも志麻なれば其れに從ふ可し、色葉抄に暫を志麻良久、又加理介米、又

阿知具佐[illegible]などあり。」○向は本に[illegible]と有れども、同じくは[illegible]傳氐と讀むべし、記傳七（二十六丁）に參は貴所へ向行を云ふ、此は出る方を申しめて[illegible]時に言ふなり」と有る如く、[illegible]の[illegible]べること已に上に註せるが如し、此下に乃[illegible]也と書され、古事記にも、然在[illegible]天照大御神[illegible]乃命上云」と有ると同じ所なれば、必[illegible]傳氐と讀むべき所なるなり。其れは其高天原はしも世に比無く尊き御國なるは然る物にて、其を所知看す日大御神はしも、八百萬千萬神の上と御在し坐して、天地の間に二無く貴く高く御在し坐せば、然しも崇まへ奉らせ給ふ可き御事になむ有りける、（[illegible]第三二）に[illegible]鳴尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姉相見、而擅自徑去歟、[illegible]上[illegible]下て」と有り、此にて日神を崇重へし奉らせ給ふ御心を知られ可し」古事記（神天降段）に、故後[illegible]參出向、又（海神宮段）、於是海神之女豐玉毘賣命自參出白之云々、故參出向也、又（朝倉宮段）、[illegible]參出[illegible]などあり、萬葉六（二十五丁）に、山多頭能迎參出六、十八（二十七丁）に、[illegible]、[illegible]可之[illegible]、二十（三十二丁）に、以[illegible]比[illegible]、[illegible]之乎と有るなど右に同じ、（向を[illegible]流に用ひたる例は外に見當らざれども、參向とも熟する字なれば然るべし、古事記（神天降段）に故仕奉御前面參向之侍と見え、（白[illegible]原宮段）に故參向面[illegible]など有り、[illegible]傳と云ふは中昔の言に[illegible]など云ふ如く參に出向ふを云ふになり、）○姉を[illegible]と讀べ、下に[illegible]と有るも同じことにて、父なる[illegible]弟に對へられたり、[illegible]天皇元年御紀に[illegible]生三女、長[illegible]、[illegible]、少[illegible]一と有る、其を[illegible]と[illegible]と[illegible]と有りて、其[illegible]に[illegible]の[illegible]たる由なり、然れは[illegible]と云ふ言の如

く見えたるに、古事記（白檮原宮段）に、神沼河耳命曰二其兄神八井耳命一、那泥汝命云々と有れば兄にも云ふ語なり
ければ、汝姉の略には非ざりけり、故思ふに那泥は汝根にて、其兄をも姉をも通はして此を根とし本とし目は其枝と
なり末となる由を以て、汝と親しみ作らも尊み崇まへたる稱なるなり、記傳二十（四十四丁）に、「那泥は人を親し
み尊みて云ふ稱なり云々」と云はれたるは、委しからずと雖も、粗相近し、又其所に引かれたる萬葉四（五十丁）に、
己が女子を指して名姉と云へるは、今も田舍にては己が子の事を兄とも姉とも呼ぶ事は、親しみて云ふ中にも其庶子
に分て云ふなれば尊む意味有るに同じ、九（三十二丁）に、過二足柄坂一見二死人一作歌に、小垣内之、麻矣引干、妹名
根之、作服異六と詠めるは、父姚毛、妻矣毛將見跡、思乍、往郡牟君者と有る其妹に對へて妹と云へるにて、名根は
其作者の方より云へるなれば上の格に異ならず、（又記傳に伊呂泥も女に限る如くなれども、安寧天皇の御子に師木
津日子伊呂泥命と申す有れば、此も男女に渡る稱なりと云はれたる實に然る言なり、然れば右の二の泥共に根の謂
にて其義異ならず。）○相見は相顯見延奈理氐と訓めり、下にも如下不二與レ姉相見一吾何能敢去と見え、第一一書に、
唯欲二與レ姉相見一、只爲二暫來一耳、第二一書に吾所二以來一者實欲下與レ姉相見上、亦欲レ獻二珍寶一云々耳、又寶鏡開始章第二
一書にも如何不二與二我姉一相見一而擅自徑去歟云々、若不レ與レ姉相見、終不レ能レ忍焉云々など有るにて、俗に貴人
の目通に出て見知らるゝ事を目見と云ふ状に同じ、（鹿美由の鹿美は目見にて目に見え障るを云ふ也い、萬葉七卷
二十五丁に吾見之見等之、目見者有之持と見え、源氏桐壺卷にも「目見などの其縁に似て」と有り。）又照大神とは
是時未ほしも共に伊弉諾尊の御眞よりの生出まさ御在し坐して、親しき御見為にはず、さてき、又照大神ましも已に高

天原に殘奉らせ給ひにしかば、素戔嗚尊の甚泣哭く御在し坐しゝ間に別れ奉らせ給ひけるに依りて、今御心の欲爲る任に御妣國に根國に罷坐す事には定まりて御在し坐しゝかども、其大神に相見え奉らせ給はずしては得しも[illegible]りて罷往坐し難きは然る事にて、古事記に然有請二天照大御神一將レ罷と有る如く、御父大神の御許は奉はらせ給ひ乍も、猶日大神の御許をも請奉らせ給ひ、受賜りて根國を所知食し御在し坐さむと所思し成せら給へるにて、實に篤しとも何とも言に絶えたる貴く尊き御心なるぞかし、（上に引ける如不三與レ姉相見一吾何能敢去とも、如何不下與二我姉一相見上而擅自徑去歟と有る御言共に、露計りも私の御心御在し坐さゞるを考ふ可き者なり、委しくは後に云ふべし、）然れども此は天地を領坐遣給ふ皇祖天神の成し給ふ者なる可し、其は四神出生章に所見たるが如く、有り二神はしも伊奘諾尊伊奘冊尊の共議らせ給ひて、何不レ生二天下之主者一歟と詔給ひて生成し奉らせ給へる珍御子には御在し坐せども、天照太神は自然に六合を照臨ませ給ふ可き御德坐すが故に、已く高天原に送奉らせ給へれば、素戔嗚尊なむ天下之主者と申す任には當らせ御在し坐しけれども、其始有の如き由にて生奉らせ給へる御子等なりければ、其神一柱にて所知食べきならねば、天下を事依されさせ給ひても猶御心に落居させ給はざる事こそは有けらし、御妣神の根國に入坐しゝ後は、頻に其國に從ひ罷給はむ事を強に乞給へりければ、御父大神も御怒の餘に遂に逐はせ給ひければ、素戔嗚尊の願ひ給ふ如く成れりと雖も、其にても猶御心清の爲させ給はざるけにて、終に天上に參升らせ給はむとは所思し定まれるにて、此に依りて日神と御誓の間に、皇太子天忍穗耳尊を生奉らせ給ひて、天下萬國を天地と共に所知食べき天津日繼に定まらせ給ふ御事成りて、前に二柱御祖神の何不レ生二天下之主者一歟と詔給へりし御言の徵信は立てりけ

る者とぞ推量り奉られける、（此は予が此御紀に傳し奉るに就て第一に主として受張り云ふ説にて、古來の學者と同じからざる所にて、其論甚長ければ、傳六卷より以來次々云へるが如し、斯れは此神と日神との御間に於て樣々御手違ひの事共有りしかども、事の道の神隨にして其所に移行て終に御哥の事に及べるなれば、其に皇祖天神の御心なりとは思定むるに至れる者なりかし。）○或は之の對なり、此にては先向ニ高天原ニ與ニ姉相見面後永退ニ根國ニ矣と云はむが如し、神世七代章に天先成而地後定、八洲起元章第一一書に陽神先唱曰云々、陰神後和之曰云々など有る類を以て明らむ可し、然れば先は今出にて其事の今成出づるを云ひ、後は去竟にて其末の行極まる所を云ふ言にぞ有りける。（此は當に誰しも用ひ馴れたる事なるに、註を下さむ事は殊更めきて所思れども、却りて目易き言には心の留り難なるを以て云ふ也。）○永を比多布流闇と訓めり、此は終に往留り御在し坐すべき根國に就て云ふなり、先に高天原の方には暫と宣へる其反なる者なり、脩下にも、將永就乎根國と有り、又寶鏡開始章第三一書には我今當永去ニ云々、自此永歸ニ根國一矣と有る此二の永は比多須良爾と訓めり、其に比多を本として成れる語共なり、其は萬葉十(三十丁)に、直土面、菅麻敷而、十二(十四丁)に、赤帛之純裏衣、十三(二十丁)に、常土是遂可、十八(二十八丁)に、多知渡奈牒、底流其昔者、比太照而、伊夜見我保之久と有るなど、物を交へずして只事ニ向なるを云へり、源氏帚木卷に比多美知に云々とあるも、側をも見ずして一筋に思ひ込むを云ひ、須磨卷に比多奈伊毛伎と有るは、一方を指して滿に趣く氣勢の止まらざるを云ふと聞え、御幸卷に比多圖云々と有るは、本より一向なるを云ふなり、(又帚木卷に「艶なる歌も詠まず、氣しきばめる消息も爲で、甚比多夜倍尓情無かりしかば云々」、又常卷に「

ふの間をさすると訓無けれど、夜への界は比多夜希接見にや云々」と有るも、唯一向に並び居るを云ふなり、又遂に間壙(ヒタオモムキ)と有るを注に精心專一貌と有るをも、右に引ける須磨巻に合せ思ふ可し、右の直土(ヒタツチ)の直も名義抄に多陀留又多陀留と訓み、純は専と同くなるを同じくし、當は當の義と云ふ註も有れども、直佐志、又直加須とも訓みて専當とも通ね云ふ字なれば、何れも專一なる義は離る可からず、然思ふに水に漬るを比多習と云ふも、水と專一に成る言にて、右の同語なあり」然れば比多布流は一網と云ふに同じくして、一道を的當にして行ける前にて、此に永退矣と有るは、古事記(訶志比宮段)に向二一道一と云ふ言の有るに然しも異ならざるなり、萬葉十一(二十七丁)に云々、物者不念、斐太人乃、打墨縄之、直一道二と有る、一道を直向二と云換へても其義同じきを以て知るべし、伊勢物語に「眞芳野の田面の鴈も一向に君が方にぞ寄ると鳴くなる」と見えたるは、源氏桐壺巻に甚一向なる云々と有るに同じく、前後を顧みず唯一道に倚(カタヨ)る意なり、又葵卷蓬生巻などに盗人など云ふ一向る意云々、玉葛卷に、今日は甚一向に頼て侍ひつる云々、海賊の一向ならむ云々なども有る、皆其意を轉ろはし用ひたりし者なり、履仲天皇五年御紀に頼紀、又比多須具ゐ一道の意にて其も異ならず、春秋に太字を訓ませたり、又一夫又平夫の字をも世に然訓み来れるを思ふ可し、又太平記には只皆とも作り、此も物の專一に行迫りて他を顧みざる由を以て用ひたる者なり、又混峯をも然訓む事當なり」(退矣の二字を合せて麻加理那牟を中給間者と訓ませれば勅云之への續き宜からず、退を麻加流と云ふ例は、大祓詞に大川道爾持退出弖と有るは更なり、上に引ける萬葉の歌其に多在り、(名義抄に退字を志摩叔久とも麻可流とも加閉流とも夜牟とも伊曾久とも於曾須とも訓み、退給を麻都多麻布と訓みて有れば、正しく麻

加流に當る字なるなり）〇勅許之は、許須傳勅給比使と訓むべし、海宮遊行章高穴穗宮に、必許白因母之、又安閑天皇元年御紀に詔曰可矣など有る許諾をも可をも由流須と訓まれたる是なり、許とは其請奉らせ給ふ事を許諾はせ給へるなり、此は御父大神の然神逐はせ給ひしかども、其高天原の天上に參向ひて日神に請して聽くなと申し給へる事、信に其所謂有るが上に、其神の天上に昇る給はゞ、日神の御計らひとして、彼天下之主者を定め御座し坐すに宜らむ事を御心に思ほし知らして許させ給へり、當然なる神事の御在し坐して許させ給へりと云む何ひ奉りける、古事記には然有ども、天照大御神に將罷乃參上云々と耳有りて此勅許の御事は無きを、唯此御記の傳へぞ事實に合ひて甚委く有りける、（上なる相見の下に註せる事共を考合せて其趣を探り知るべし、但勅許と云ふ字は中古よりも多く用ふ字なるに依りて彼に用たるなり、通證に南史諸羽傳勅許焉と有る由書せり、）但此の許字は上に言曰に同義にて聞しめし許さる意にて、神功皇后五年御紀に、皇太后則聽之と有ると同じ格なり、凡て他より請ふ所を許諾て其請に随ふを由流須と云ふ事古言なり、武烈天皇御紀歌に、倉屢世登那須謨古、萬葉四（三十四丁）に由流士思、若爾情乎、親手師、又（三十八丁）に氣之緒爾、念師君乎、縱左思者、又（四十三丁）に須十難、齊師公手、緩者、七（十七丁）に縁龍由而、直向妹之由、手結尾毛、打橋渡、八（五十三丁）に宮岡毛、縦而有、今之耳、清渡酒毛、七（二十二丁）に明神毛、許閑、女神毛、千羽日給而、十一（四十二丁）に人之言羅、今夜許物、十二（三十八丁）に無亂而、數師竟なども有る何れも同じ、續紀歌卷に、（罷出なむと申給ひて）、暇更に許させ給はずと有り、凡て古しの間の亡る事を變へて、其心の縦に從はしむる事を縱許とは云ふなりけり、（萬葉十二に縱り、

淡路洲胞、とせし也、方面不愛なり、事と頼と與へ云ふを思ふ可し。事の國ぐを廣くる事なと云ふは、應神天皇九年四月紀に淡路嶋に伊奘諾尊の幽宮を營みて天皇勅之令と有る此に同じ、猶右の如く種々の字共を用ひたる中に、古は幽宮に由流伎、又古事記には淡、又阿多布、又由豆流、又波都良布など訓へ、總ても幾多も付たる共に同じく由流伎と訓めり。）猶此下に已に註せるが如く、古事記に故其伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也と見えたれば、其御宮は未だ淡路なる幽宮の本宮に坐らせ御在し坐さゞりし間の御事なるべし、此には其事を後に載すと云々、本文に先後と異ひて、其より以下は淡路之洲にての御事なるを以て、殊に然述えてなむ有りける、若て此に其を明らかにして日神に御奉らせ給はむ爲に、御て大神に申し訓ひて其勅許を受け給ふ事は文に所見たるが如くなり、然れども猶深く此を思ふに、此國土に在りと有らゆる八百萬千萬神と雖も、縦く高天原に坐給る事は必ずしも出來ざりし御定の有りて、其は下に所見たる幽宮に長隱れ坐りて御在し在す伊奘諾大神の御勅許を承りまでは得なきじき事、此の幽宮の上を以て隱れ坐るゝ事なりかし、猶下に云ふを考合す可く、又傳十五に云へるが如く、其日天の御事を勅許させ給へる御表には、日日高神をして八坂瓊之曲玉を合賜給へる御事の有るをも思合す可し、（全くは信ならぬ書には有れども、東方朔が十州記に、方丈洲在東海中心、西南東北岸正等云々、上有上帝所、數有三天王遊治之宮、三天司命所治之處、群仙不欲昇天者、皆往來此洲、受太上玄生籙云々と有るにも少しか思寄る事有るを以て云ふなり、猶下に其々云ふを待つべきなり。）〇乃は勅許を奉りて其間を置かずして直に乃の義なり、（卑は舊之隨天一は八洲觀元章第三十二章に、故遂復上詣於天一其義一其状一と有り、此神の御事には實類開始章第三十二章に屬

天國國上詣于天」と有り。然れども昇詣又は上詣る字の任に訓みたらむには、直に漢文訓に讀りて此方の古言の状に非ざれば、古事記に有の八洲起元章なるをも即共參上と有り、又此なるをも於是速須佐之男命言、云々乃參上天」と有るに依りて、昇詣は反して臣等願見使と訓むべし、又其記（御天降段）に高木神御子神進參上云々、又（水垣宮段）に故大毘古命、更還參上請於天皇」云々、如此亦從參上覆奏云々、又（玉垣宮段）に因拜大神大御子物語故參上來云々。又（朝倉宮段）散已直參上而仕奉など有り、萬葉六（三十六丁）に參昇、八十氏人乃、手向爲、恐乃坂爾など傳多く、又源氏物語にも參上らせ給ふ云々と云ふ事多く有り、（同じ事なから、上參東京など云ふ時は此方の古言の語なれども、上參來使とは云ふべからざる、此等異を熟思ふ可し、詣は文選注に至也と見え、參出の音便にて意に叶ふ字を訓む字なれども、此は唯參の意に用ひたる者なり」）○是後は日本紀に素戔嗚尊昇於天之後也と有る如し、備本の一書よりは以下五十九字は、八洲起元章に在りて其結文なる事、已に卷首に云へるが如し。若て其素戔嗚尊に勅せ給ひし時は、淡海の多賀に御在し坐し、間の御故にして、其後と云ふより以下の事は、日の少宮に還り御在し坐せる其間の御事と見る可し、彼記には淡海に在し、其宮處を彼記に記されども、此幽宮の御事と、日少宮の御事と、甚々大切なる二件を脫せるを、御紀には其多賀宮に坐しゝ御事を記し漏らされたる耳こそ有けれ、右の二件共詳明に傳はりて、前後に通りて不足ぬ事無く、彷彿しき事無きなむ、然すがに大御正史の證にこそ有りける、一說有り淡海の多賀は不詳、二柱御祖神共に國々にて住み給へりし宮處と思しきを、其處等得たるも有れども、其は傳へ來より各々事の因々に云へるを、凡ての大義に拘はらざるは御紀にも漏れたるを思ふ可し。備ふ後と有る其云々の

事は未だ誓約の事無く、天上に參上坐し〻よりは後にて、保食神の許に降坐し〻よりは先なる事知らる、然れば其以前に天上にて天照大神と素戔嗚尊と天安河を中に隔て誓約の御事有り、其に因て其二柱の御子の間に男御子に生坐せるを、天照大神の自是し給ひて天下を所知看す可き日太子と定め奉らせ給へりし其時を以て、神功既畢とは宣はせたりけらし、然らずては只皇天神の詔命の任に國土邦村は影の如く生成し給ひしかども、其國土を統御す可き大君主（オホキミ）を御在し坐さゞるに、國土を空虛にして神功既畢と詔ふ可き理無く、又長隱れ給ふ可き謂れ無きを思ふに、其御子の事に就て、先に何不レ生二天下之主者一歟と宣給へりし御事を竟し給へるに因りて、登天報命の御時には然は宣はせ給ひけむを思ふ可くなむ。（此は予が思寄る任に說を設けて云出つるには非ず、上章第十一ノ一書に亦御名月夜見尊と申して天より保食神の許に降坐し〻時には、已に伊弉諾尊は國土に御在し坐さゞる趣に聞えたるは、已く幽宮より日之少宮に參升り坐しし故なり。又日神の磐戶隱の時にも、其事にかゝら拘つらはせ給はざるは、日之少宮は天日なれば然る由なるなど、其此深く遠く思慮りて云ふ言なるなり。）　神功の功は事にて其備し有す御業を申すなり、事とは八洲起元章第一ノ一書に、天神謂二伊弉諾尊伊弉冊尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往脩一レ之、廼賜二天瓊戈一と有るを、古事記には其を巨細に分別けて、於是天神諸命以、詔二伊邪那岐命伊邪那美命二柱神一、修二理固二成是多陀用幣流之國一、賜二天沼矛一而言依賜也と記されて、其修理固成の四を總括て此には備と約言へる、其由は傳五卷に已に註せるが如し、備有の言依賜也は其修理固成の御業を寄せ奉り給へるなれば、言は借字にて事なるが、其事即ち此に謂ゆる神功の功なる事申すも更也、其例に四神出生章に生二日神一云々授以二天上之事一と有るを、其第六ノ一書に可三以治二高天原一也と有て、事と

治と相違し給へるを以て知るべき者なり、天孫降臨章第二一書に所見たる顕露之事幽事などの事も有れど同例なるな
り、然れば許登は此頭の義にて、物と共に相離れず身と共に相離れず、事と事と共に相離るまじき詞の言なりけり、
（傳十一巻に於ける事解之男神、又大事忍男神などの名義を考へ、大物主神を大物代主神と申す其對に事代主神御在
し坐す由縁をも思ひ合すべし、其思半に過ぎなむかし）若て其事を業なりとしも云へるは、續紀第一詔に高天原に事
始而云々、此天津日嗣高御座之業止云々と有るは、高御座の御事は、高天原に始めし御業なりと聞く可き文にて、此
御天降以来の古語なるなり、傳二に引けりし高橋氏文景行天皇の詔に、大倭國者以行事負名國也と有る行事は即
領知邪と訓むべき所にて、事とは各自の職業をも云へるなれば、此の神功も共に引合せ見る可き所なり、然れば知邪は
各に得賜ひし職業にて、其皇祖天神より賜命りし業の書には、人にも傳ふべからず語も襲ぐべからずして、世の臣の爲
しと成し坐す可き由の言なりけり、（名義抄に事字を訓と有るは本よりにて知邪とも訓み、常にも多く知邪とも用
ひ、又古語には事を云ふ言にて相近きを思ふ可し、）然れば此は皇祖天神の大御命以て二柱神祖神に事依し授
け奉りし給へりし御言を事さし給へるを申すなり、借其始二神に依され奉り給へりし御事なるを、本紀には高天原
に御同座し、其天瓊矛は天下を所知看すと御座し坐せば、中々に神功旣畢と申す可き所には非ざるが如しと雖へ、陰
陽二神の下津國と上津國とに總其之者を建て撫受り御在し坐す御事ぼしき、恐き有の如くなるでは天下國土の相右つ
たびる所を有る事にて、其赤二神の世と共に立て給ふ神功にし有りければ、何かは遺漏る事の有るべき、又此時はし
ま未た御子天に參上り御在し坐して、日神と相共に御存の事を爲させ給ひて、天下國土を所領食す皇太子之御耳事

を相成し奉らせ給へる頃ほひなりしかば、先に何不レ生二天下之主一者一歟と宣給へりし御言の信も立ちければ、御心の悶を晴る時無く御心是ひに、此ぞ神功を既に畢へさせ給へる時と思ほし定て、幽宮は構なせと其御心をば遺させ御在し坐しけるなむ、實に畏き御事には有りける、（伊弉諾尊の御事に於ては、古來諸家の云ふ所と、予が見る所とは甘を同じうして論ふ可からざるの由有りて、已に傳八卷十卷十一卷に委しく説き置けるを今茲に合せ讀みて曉る可し、又此の時を指して伊弉諾尊の後云りと云ふことは、其後の傳に已に云へることなり、）○既畢は次に功既至矣德亦大矣、と有るを對せ考へて其の意を曉る可し、至り極まり盡し竟る由なり、日談に神功既畢者、國土成矣、諸神出現、萬物具建也と云へるは然る言なり、既畢の例、寶鏡開始章第三一書にも今則奉レ覩已畢と有り、古事記には既生レ國竟更生レ神とも有り、既は番の義なる由傳十一卷に云へり、畢字名義抄に都久とも都比爾とも波流とも許等揖へ久とも有り、其を畢と云ふは尾經にて、凡て物の終る尾と云へるを、籍其尾より行過し經たる義なる可し、萬葉五（三十一丁）に事了、續日本紀十八（三十一丁）に許登乎波理、古今和利末乎利天、二十（十九丁）に安里米具里、事之乎波良波など畢の例にて言は異なれども、三（四十九丁）に事畢而行、事者不果、四（四十一丁）に愛寸、事盡手四、長當思者、十六（十丁）に人子之、事藻不盡、十八（四十九丁）に伎美爾可多良武、已等都奇米也母など有る、果も盡も相近き言共なり、（然れば此にて神功を既に果し給ふとも、盡し給ふとも相換へて見て、其事の至り極まらせ給へる御事を伺ひ奉る可し、又此幽閉の委しき事は、また後に云ふ可し、）○靈運當遷は字に拘はらず、阿都志嗣給布と訓來れるは、信に叶はざる言葉なるにて、次に德亦大矣と有るに並べて推量し、然るに崇峻天皇二十三

年御紀に、遣宗備部を夜末比志阿部志韓と訓ふ、其傍に四字を引合せて阿部毛と云ふ訓を添へ、又顯宗天皇元年御紀に、韓帒を亦阿部志韓と訓ひたるを、釋の訓には夜都韓と有り、又持統天皇元年御紀に、韓帒を阿部韓と訓めるなどに依りて、此なるをも熟韓の義にして差頃設ける人共の有るは、甚々事に暗き故とは云ひながら、餘りなりける妄言なる者なり、同書には有れども、其意別なるをも得弁へ知らざる僻事なる者ぞ、一度阿部志韓と云ふも篤厚篤にて、誰が見ても危篤く見え知らるゝを云ふなり、阿部毛は篤厚の切れるなり、然るを通證に單に熟韓又熟因の義として、彼四神出生章竊聞一書なる圖異形の所に引付けたるは其心なき事なり、漢氏國字等に其言漸しく通ふき、とも、年頃の阿部しさに聞れ給へれば、など有るも唯の有の篤き状を云ひ、播磨風土記に頼もしけ無くの心阿部仲給ふと有るも、唯精の篤き耳にして熟の義には非ざりける者をや、）故阿部志韓給布と云ふは德亦大変の大に富りて、阿部は精紀等一語に貴き高き厚きと云ふ是なる云へるが如く、伊弉諾尊の太く厚く尊亡へ盡ませ給へる神功を申せるにて、又に徳と云へる是なり、志韓は阿部にて、其神功を次々建てさせ給へは建てさせ給ふが任に、其神徳の普明く天地の内に充満りて、其事依りし給へりし皇祖天神の御許にても、其神功の成整る事共を委曲に所聞食して、其品物を進めさせ給ふにも有るべく、況て他神などの何程か御ぞ作られたりけむ、其一事を以て申さば、古事記を見るに其成坐しゝ初には唯伊邪那岐神と有り、御身滌段には伊邪那岐大神と有り、其末には伊邪那岐大御神と有りて、其末に至ては打任せて唯大御神と耳申さす給へるなり、此即ち徳の大に成らせ御在し坐せる事故なり、是を以て阿部志韓給布とは申せるにて、千名の五百名に世に知られまさず御在し坐せる事を、萬神の事に云ふを持込みて稱ふ事りて可かなむ

れ、其御身は崩りし身をも隠れてぞ所思るかし、（其上奉通留連の字はしも戻幣に係へる由無き字なりける者なるから、然れば此るは御体の隠く所知れさせ御在し坐すを云ふなり、尖稍に云ふは人に知らえ所知るなり、）奉通留連に文例に神上坐坐奉降須と云ふ調も有り、其は其所に此四字を加奉都神葛宗余丰止須と有るが取れるなり、又に尓文と有るに同じく、崩御し給はむとて天に参上りて御在し坐さむと為るを云ふなり、此は伊奘諾大神の崩ずる後壇に坐り給ひて、其大御霊を留めさせ給ひ、正身は天上に還上り御在し坐す御事なり、天孫降臨章海宮遊行章神皇承運章を始めて、紀中に此字を神上坐坐須と訓めるは、此大神の御霊を留め顕身ながらにして神上り御在し坐しゝとは別にて、顕身は国土に留り坐して御霊の天上に神上らせ給ふ事にして、謂ゆる死を云ふなれども、其事からの同じきが故に古も亦一なる者なり、然るは此大神の天降坐しゝ始は世人の生るゝが如く、又此に神上り坐すに至りては世人の死ると些か如くして、死生の理を定め示す事此一段にて至れりと云ふべし、萬葉二（二十七丁）なる日並皇子尊殯宮之時歌に、天之乎、八重雲別而、神下座奉之、高照日之皇子波、と云ひて、皇御孫尊の天降坐しゝ始と、日並皇子尊の薨坐しゝ事とを兼ねて云ひ、下に天原、石門乎開、神上、上座奴と云ひて、其崩御し御事を云ひ遂げたるにて、右の此の古歌に未讃て詠めりし者なり、（右の神上上座奴を一云神登座爾之可婆と有り、阿貫流を訛傾流と云換へたる耳なり、）俗に此の奉通留連に云へる如く崩御の事には非ざりけれど、其を移して死る事にも云ふは、伊奘冉尊の御事に、火神を生給ひて美保止焼かれて石隠坐と云ふと有るに、顕身ながら石隠れ御在し坐せるにて崩御し謂には非ざりけれども、後には死る事にも借用ひて石隠と云ふが如し、此を以て努々崩御たとの御

事を思誤る事勿れ、然るに幽（カムアガル）と云ふ事は天孫降臨章に就て説くべし、實疏に幽宮者留靈魂悼也と見れども、此字に混ひ給へる御義にて然しからず、通証に古道衡老子碑、至道凝遠、神功自然、往迹靈符傳、功濟遠道、列仙傳、尸解神遷と有るも字の出所を證せる耳にて、更に此に由有るに非ず、）日幽宮は加久理能美夜と訓むべし、顯宗天皇二年御紀に蒲野萬我俱利底、擧曳隅磨阿羅羅、推古天皇二十年御紀に阿何理摩須、阿摩能椰蘇訶礙、萬葉五（十六丁）に淺流佐曾婆、許紀麻我久利弖、十四（九丁）に宇麻具多能、禰呂爾可久里爲、十五（十二丁）に由布佐禮婆、久毛爲可久里奴など、古言に加久理と云ふ例なり、（幽は幽深の義なり、名義抄に幽をカクレ、又波留加奈里、又宮登里、又加須加奈利、又宮能加奈里、又加久須、又許須須、又登良布など訓めり、）諾二柱御祖神の高天原より天降り御在し著きて、始めて顯國に御立給ひて同宮に其住給へりしは、彼天柱國柱と見立て給へる八尋殿にて、卽ち顯宮處也なり、黃泉國より還り御在し坐して、御身潔の爲に先づ粟門を指して乍坐せるを思ふに、女神の崩坐の御在したる後も、猶其宮を本宮として住み給へりし事知らる、古事記（神道寶）に謂其伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也と有れば、其頃は近淡海に在しゝを、神功既畢させ給ひて、皇祖天神の御許に復命したる神上り坐さむとして此本宮に還り坐給ひ、夫より天浮橋に乘らして出立し御在し坐さむと爲給ひて、先に其御靈を留めおき給はむ爲宮に鎭らせ給ひ、るにて、天下に神の御靈を鎭むる神社を修造る本據此に在り、其宮乃神名式に淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社（名神大）と有る是にて、此文の如く大神の御自始めて鎭坐らせ給へる宮處なる者なり、（然るを書紀に、幽宮には天上なる日之少宮に留り坐して、淡路とも國とは其御靈の鎭坐す御社なり」と云はれたるは本居説なれど、其大に違

るを、其上に宮室と有るは、後に彼天上の日之少宮に參上りて、後消に御住を徙てたるを、此は其を混へたるなり、と云ふは
たるは何の事ぞや、此文に大神の日隱り坐給ふと有るを、曲げて後の事に取成すには及ぶまじき事なり、所謂の謂る
取違へる大人には非ずれども、此は御天降の事に續く文なるを思ひ過らされたるより出來たりし物誤ひにてぞ有るべ
き。」此御事を隱り坐給へる處の例猶有り、寶鏡出現章の第三一書に、然後素戔嗚尊居熊成峯而遂入於根國矣と有る
が、其より以前に正書に遂到出雲之清地云々於彼處建宮と有る須賀宮はしも、其后神と相與遘合（クミドニミトノマグハヒ）し給ひし特
たるにて、二神の八尋殿に同じきを風土記に熊野大神と見え、神名式に意宇郡熊野坐神社（名神大）と有るを思ふに、
其地の形勢の隱々しき謂などには有るべからず、其所に御靈を留めて隱坐し、所謂に依りて熊野とは云ふなる可し、
久麻と許母理とは近き音なるに、寶鏡開始章に隱居字を許母理麻須と訓めるを合せて、熊野神社と申せるも、隱宮と
申すに然しも異ならざるを思ふ可くなむ、（其は風土記意宇郡須佐郷の下に、故我御名者非著木石と詔而即己命之御
魂鎮置給之處と有るを以て、幽に入らせ給ふには必ず其御靈の鎮坐す社を自定め置せ給ふ上代の風なるを曉る可し、）
又天孫降臨章第二一書に高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰云々、夫汝所治顯露之事宜是吾孫治之、汝則可
以治神事、又汝應住天日隅宮者今當供造云々、於是大己貴神報曰云々、吾將自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而
長隱者矣と有る、大己貴神の神身は、正書に今我當於百不足之八十隈將隱去矣と申し給へる如く、幽冥界（トコヨノクニ）に隱坐
す爲に其御靈を留給ふ宮處の事を、天神の聽許し給へる文にて、日隅は隱りの隅なる由にて、天日隅宮と云ふも隱宮
と云ふに佐備（サビニ）たり、自隱らせ給へるも他ならぬ造立て給へるも、幽世に入らせ御在し坐す其際に當りて、御靈を留給ふ

皇に於ては少かも異る事無くなむ有りける、（右の當世著に隱幸すと云ふは、大倭神社注進狀に引ける舊記に依れり、其は海宮を云ふにも非ず、外國を云ふにも非ず、謂ゆる神仙の境界にして八十隈是なり、委しくは其書に記して並明らむ可くなむ）右の如く伊弉諾大神の幽宮に坐まして素戔嗚尊の熊野宮は更なり、大己貴神の天日隅宮共に天上に在れ根國に在れ八十隈に在れ、顯國の神功既竟給ひて各其志し給ふ方を指して出坐さむと爲る時に、必ず其御靈を留めて、天下國土に其御恩頼を幸はへ給ふ可き御爲なり、此乃ち古の道なり、然れば顯身の世の人皆の行ふ所も、既に此道に依りて命の全けむ涯りは皇御孫尊の大御民なれば、其大御恩に從ひ奉り功を建て績を積みて德を大きく成し、其餘慶を子孫の八十連屬に傳ふ可き基を定め置きて、年老い身衰ふれば得去らぬ道に赴く者にして、其魂は直に日之少宮に參上る事には有れども、其家の靈屋には其子孫を守護る靈を留め幸はふ心構を能く爲し置く可き事になむ有りける、但し此は吾輩の上の定めにこそ有りけれ、掛まくも畏き可畏き天神御子などの所獲き御上には、御一柱に二所の幽宮を據らせ給ふとも何許の御事かは御在し坐さむ、爭で右の道を辨習ひに習はせ御在しませむ御事に立復らせ御在し坐まさむ、大御世も欲得と觸甚服れてなむ、中古よりの人臣にても勢有る家々にては、各其祖先の功在りし人をの爲に社を建て、世の嚴え甚目さましき迄に持崇き傳つく世中なるに、近頃の風として天皇の御は只御寺と云ふに舉り奉り、般舟院と云ふにて佛樣の御祭共を仕奉られ年も、其異しと爲さる耳かは、又其時も有りつる公の御爲に思ひ奉るる臣等の爲には、皇子等をさへに僧法師の状に變し給ひて其甚きには令旅奉るなむ、時勢とは云ひながら嘆きに耐しまたふ御事なりける、其徒は常に淺好にて神に仕ふる事けすと云ふに非ずや、然れば其盛なる時誇ふ時は甚に功有る

忠直の人等なれば、如何は心苦しく思ひ給ふらむ、但し此は千載の後の人に驚かし置く言なり、倩霊屋と云ふ事の物に見えたるは、栄花鳥辺野巻、一条天皇の皇后宮の崩れさせ給へる所に、鳥辺野の南方に二町許去りて霊屋と云ふ物を作りて、築地など築きて此に御在し坐さむと為させ給ふと有り、）併し此霊屋の御事の物に所見たるは、履中天皇五年御紀に、秋九月乙酉朔壬寅、天皇狩于淡路嶋、是日河内飼部等従駕執轡、先是飼部之黥未差、時居嶋伊弉諾神託祝曰、不堪血臭矣、因以卜之、兆云悪飼部等黥之気、故自是後頓絶以不黥飼部而止之と有り、此は天皇の大御狩場に大神の御霊も幸行て共に遊び御在し坐しけるからに、斯る御託に有りけるなる可きが、彼御言に君則當に命を日暮子五百頭と思ひ給へりし御心には、黥く事なども穢らはしく其気は宜からずとも思ほし嫌はせさせ給ふ可き御事なりかし、又允恭天皇十四年御紀に秋九月癸丑朔甲子、天皇猟于淡路嶋云々、然終日以不獲一獣、於是猟止以更卜矣、島神祟之曰、不得獣者是我之心也、赤石海底有真珠、其珠祠於我則悉当得獣、爰更集処々之白水郎、以令探赤石海底云々、於是海底有大蝮、其腹光也、乃入而得之云々、則割蝮実真珠在腹中、其大如桃子、乃祠嶋神而猟之、多獲獣也と有るを、釋日本紀に引ける天書に十四年行幸淡路嶋、祠伊弉諾大神と有るは信べ難くも有れども、右に謂し島神を大神と有るを合せ見るに、此の島神に正しく其大神になむ御在し坐しける、神威の甚々可畏く御在し坐す御事、此等を以て知らめ奉る可し、（信に此大神はしも、国土万物の御祖神に御在し坐せば、斯る事の有るも宜なり、其大神の御心に依る事にぞ有りけらし、然れば殊更に其御心を取りて崇敬ひ奉る可き宮なるぞかし、猶此の二度共に同じ九月なるが、先なるは十八日なり、後なるは十二日なり、今此宮の御祭

は何として九月九日なるは、右の時々より其月に參來るにこそ。」清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申に、京畿七道諸神の進階總て二百六十七社なりし其員列に、「奉授淡路國无品勳八等伊佐奈伎命一品」と有るも、諸社にも例無き御崇敬なり、然れども上古には無き事なれども、當時世に廣く行たりし官職を奉らせ給はざりしこそは遺憾き事なりけれ、舊事紀に伊弉諾尊亦坐淡路之多賀一也と有れば、此にても右より多賀社とは申ざりしなりけり、大同類聚方に伊邪那岐弘云淡路多賀社祝等所傳と有り、又淡路乘道宿禰之後主波多朝臣咸足之方也と有るを、神祇方には多賀社祝人等乃方余里と見え、今も現に郡家郷多賀村と云ふに御在し坐すを證と爲べし、凡て此大神の宮を多賀と申す事は、傳八卷に云へるが如く式に載れる所、獨近江國犬上郡多何神社二座と有る耳ならず、遠江國蓁原郡多賀神社、陸奧國名取郡多賀神社、宮城郡多賀神社、行方郡多到神社名神大とあるなど、少の字の異は有れども皆同神なり、然るに元來には右の舊事紀の文を疑はれたれども、已に大同に出來りし書にすら然記せる耳ならず、今も多賀村と云ふなど申さに後人の取換へたる事とも思ほかしからぬ者なるをや。」又津名神社とも申しけるにや、大同類聚方に淡路と有りて其下に、弘注云此方傳淡路國津名神社云々、按、津名者伊弉諾尊之宮址也云々、津名神司中臣好根之傳文義之名と有り、又民安藥、淡路國津名神社□□□六津奈之□□□所傳也とも有りて、津名神社の正しく伊弉諾尊之宮址也と有るからは、右の淡路伊佐奈伎神社より外に引合ふ所無きを思ふ可し、和名抄郡名に津名郡津名（都奈）郡家一久宇奈」と有りて別なりと雖も、今多賀村を郡家郷と云ひて、津名郷と云ふは廢れたると思ふに、古來郡は津名なりしに、廢れたる後に郡家の郷邑とは成りぬるにこそ有りけめ、故ならるに郡家は元津名の郡家の在りし所なれば云

に見えけるを、津名郡と云ひ割きて別に一郡に置かれつるなり、其本とせし一を帝名郡に合する事と伝へけん
し、然れば古は十余郷の名村なりしを削ひて分けたるなり、猶其を今の東南に見ゆるは浜中なり、即ち名なに之師
ましと云ふは猶東の如にて、其の後南官に宜然官也と云ふ由有る者と聞えたれば、津名と云ふにも故ある事なら
めども、其の名義は更に詳ならず、（但し郡名の名に之彼の条に記めたる、鵜島の考名字は旧嶋にと疑はれたるを、今晴
ふるに国に依り一札云ふも其名けれは必ず改めて引けり、其も手村と云ふに鮮名式なる志筑神社立たせ給へるを、若一
王子と云ひて熊野神祖と云伝ふるも、名義神社には由有る神に祖在するなり、猶主人伊弉諾命を祭れる志筑
ふ村に、右の津名郡の事か今角田村と云ふも其ならむと云へれども、多賀村ふたは二里許も隔れるが上に、右の大同
類聚方などにも合はされは御ひ難し因に云ふ、伯家部類に引ける神祇官永萬記に淡路一宮と有るを、今も国人は然唱ふ
る事なり、）其神宮の御事に就て異なる説有り、前の条に天照大神を伝へる御使内宮の主神の外に、古史之章には東方朔十洲記に古史
照命之号と云ふ事有り、其大宮氏と申すは伊弉諾命の御事なるを、同国人の説にはまつれたり、古史之章には東方朔十洲記に
州を東海中心と云ひ、上古有るを王瑞之言、三云所治之處、昔伯来欲弄天一者、昔往北州、
又云上古来真、伸元帝子南云々と見えて、東海中心と有るは淡く淡路洲なりと云はれたるは信に然る事なり、（其
に四面なれ北南と云ふは東未の事なるに、淡路洲の東北に大日本豊秋津洲廻り、西南に伊予二名洲と筑紫洲と
を経れれば、信に国の中心とも云ふべき国は此の島を指せる事決くなむ有ける、）東海之章は同書に十洲記に有る金
王瑞瑞言、三天司命所治之處と有る文なるが、東命と司命と同義にて人の生命を司り給ふ神宮の名にて、古事記

伊邪那美命の一日絞殺千頭と申し給へるに、伊邪那岐命宣ひ勝て、汝爲然者吾一日立千五百産屋、是以一日必千人死、一日必千五百人生也と有るに得合へり、然れば其命之寄坐玉留魂宮は、今西宮なる事著明き由に云はれたる如其宮らに然る事也、（但し神祇官坐八神の中なる生産日神足産日神と申すも此大神なる由に云はれたれども、姓氏録にま予ましき事有り、已に此可謂證に云へり、又和名抄に津名郡育波郷以久波と有るを以て思寄られたれども、姓氏録に的臣武内宿禰男若子宿禰比古命之後也と有る其氏人に由緒有るなる可し、今も育波村に八幡大神の舊社有りと云へるを思ふに、必ず生産日神に思ひ合す可き所無きが如し。）又群仙本紀欲昇天者皆往此州受太上玄生籙と有るは、神仙の昇天するは本より日之少宮に上る事なれば、必ず此大神の勅許を請奉る事なる御定なるが故に、其昇天す可き者の昇天を欲せざるは、又此土に留る可き生籙を賜りて長生久視する由と通えたり、右には群仙などとこそ云へれ、實には皇國の凡人なれども、古は殊に壽長かりければ然云へるなり、猶上に云へる事共を考合す可し、此一條はなく師説と同じからざる所なり、（凡て西蕃より仙と指して云ふ者何れも皇國の古人を云へり、今亦云はゞ、史記の始皇本紀に徐市等上書、海中有三神山、名曰蓬萊方丈瀛州、仙人居之云々と見え、後漢倭傳に會稽海外、秦始皇遣方士徐福、將童男女數千人、入海求蓬萊神仙云々、徐福遂止此州云々、十洲記に云々、有白珠青玉、其山有州、氣温暖冬夏生菜茹云々、人性嗜酒多壽考、至百餘歲者甚衆、世之相傳有三萬歲云々、又曰萬歲之人、壽皆千歲以下、食百千歲、異方云者也云々、遺蹟存焉、仲尼懷憤以爲九夷可居、或雖其國、子曰君子居之何陋之有、亦徒有其以云々と有るなど、全く皇國の状にて壽老なる者を仙とは云へるなり、（續東六に日本國

云々、秦時徐福將二五百童男五百童女一止二此國一云々、有二富士山一亦名二蓬萊一云々、至レ今子孫皆稱二秦氏一云々、有二金峯山一有二徐福墳墓一云々と見えたり、然るを取りて神仙の靈境に住めなれ、餘に此所有と思ひて、皇國の事に附會して求むる事の有るは遙なりし事なりや、其中にても心有るは化此に實靜浮浪と云ひ、鈴木[?]が但馬東海などゝ云へるに思ひまがし、此圖書の說の流れる頃ほひ、漢學重より云ひ聞せけらく、傳聞蓬萊島の說に彼土に昆侖と云ふは此言ふ漢籍に見えれるなる可しと說かれ、又天柱と云は其東極の天柱を表示たる者なれば此の四柱にも此名を及ほして云へるならむと云はれたる、實に然もと思しきに就て考ふるに、太古史繹古紀に引かれたる河圖括地象河圖始開圖などに崑崙山爲二天柱一、氣上通二天地之中一也、上爲二天一、[?]云々、其山中應二天之最中一、八十帝之下都、群仙之所レ集、神物之所レ生云々と有るは中國の事にて、山海經淮南子等に崑崙虛中有二增城九重一云々、登之乃神是謂二太帝之居一、衆帝所二自上下一立而無レ景呼而無レ響、蓋天地之中也と所見たるは、此極直下なる崑崙山の事にては有れども、其も我が國にて我が國昆侖の淤能碁呂島よりして帝之下都は移せるなる可ければ、眞の帝之下都は淡路の幽宮なる事論を待たず、然れば西都と云ひ帝都など云ふ同じ所なる事云ふ迄なければ、此帝と云は天皇太帝にて、即我伊邪那岐大神を申し奉れるなり、と云るは此に符合へる說也、然れば西南北の天柱にも然る玄都は有べきが此幽宮に本著たる者也けり、此に稱に、右の文は繹古紀に有ては叶はず、三皇紀に收む可き所なりけり、其書古氏と云へるは高皇產靈尊神皇產靈尊の漢名なる由、篤の考得られたるが如し、然るも、其神は天上に坐々て國土に降坐しゝ神に御在し坐さゞれば、然る下都の有るべくも非ざれば、右等の帝之下都西都帝都を天皇氏に符合るを以て淡路の幽宮と定む

る事、必ずしも幽遠とは云ふべからずなむ）○構は都久理氐と訓むべし、古語拾遺に以₂齋斧齋鉏₁而採₂山材₁構₂立正殿₁と見え、萬葉十六（十五丁）に夕附日、指哉河邊爾、構屋之と有り、例は古事記に速須佐之男命宮可₂造作₁之地求₂出雲國₁云々、其地作₂宮坐₁云々と見え、大殿祭詞に皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕禮留瑞之御殿、萬葉一（十二丁）に吾勢子波、借廬作良須、又（二十二丁）吾作、日之御門爾、又（二十九丁）通年、作家爾、七（十三丁）に雨者零杼、借廬者作、又（三十四丁）借廬之宿跡、造計米八方、八（五十四丁）に黒木用、造有室戸者など見えたり（和名義抄に構廬布と有り、萬葉九にも搆構作家矣と有りて、都久流と云ふ訓は右に引ける二の外物に見當らざれども然讀むべき所なり）○寂然は今迄顯身に御在し坐して神功を顯國に立てさせ給ひけるに、大神の大御身は日之少宮に神上らせ御在し坐して幽宮には唯御靈を止留めさせ給へるが故に云ふ也、此大神に限らず總ての神の御靈を祭ひ奉る事を彼方に閉て鎮坐と云ひ、此方に属て鎮奉と云ふは此に同じ、萬葉三（四十丁）に安倍而榜出牟、阿波母之頭氣師、六（二十七丁）に真澳、邊波安美、七（二十二丁）に静母、岸者、波者縁家留香、又（二十五丁）此山上之、木末之於者、未靜之、十一（八丁）に鳴河、後瀬靜、十二（十八丁）に佐保河之、河瀬不立、靜雲など有り、俗に志豆加は下沈にて物事の上に表はれざるを云ひて、鎮石又靜宥など水底に在りて表はれぬ物に云ふも常にて、沈も靜も本同言なり、此云り靜りて物の動き騒ぐに對へて、安きも平きも皆きて共に靜と同じく訓む事なり、（名義抄に寂字を志豆加、閑寂星とも有り、老子に有物混成先天地生、寂兮寥兮と有るが、註に寂無音也、寥虚也と有りて、名義抄に寥を志豆加、又寂寂志、又此者志と訓みたり、又寂寞を韻會に無聲也と云ひ、文選註に靜貌と云ひて寂寞も亦此に同じ

易繋辭に寂然此字を假り用たる義也なり、（○長隱者矣は長久隱坐使と訓むべし。其國宮に長くしづまり坐して、再復世に顯身を現はし出て給ふ事無きを云ふなり、天孫降臨章に大己貴神の事を今我當於百不足之八十隈將隱去矣、（是此隱と見え、其外三ヶ書に各將自此避去、即躬披二瑞之八坂瓊而長隱者矣と有ると、事状も言勢も共に相似たる事なれば、隱し合せて事の趣を曉り明らむ可くなむ有りける、又其を出雲國造神賀詞には八百丹杵築宮に靜坐まと有り。是を以て長隱とは其宮に鎭坐す御事なるをも曉りぬかし、（然れば其宮を作らせ給ひて其內に御靈の鎭り御在し坐す事を然云へるなるに、上に寂然と書きたる故に此は必ずしも長隱者矣と有るべき所なり、）長隱に書紀（綏靖段）に至レ今鎭坐也と云ふ事の有るに等しく、此長は世と共にの義なり、又同記（御天降段）に故其以至于今天皇命等之御命不レ長也のすレ今も此の長に同じ、續紀第三詔に天地與共長與日月遠云々、萬葉三（二十六丁）に天地與長久、萬代爾、不改將有、四（三十三丁）に年深長四云者、又從元、長司者不念得者、六（二十六丁）に無言乎、長欲爲流、又（四十一丁）係之代、結情者、長事曾念など將來を係けて云ふ詞なり、（名義抄に長を和餘志とも奈賀志とも云ふ訓有り、又御紀中には比多布留爾とも登許志奈倍爾とも訓みて、一向又は常住の義とも爲たり、）隱に宅合に住む事を云ふ義有り、推古天皇二十年御紀に夜須彌志志斯、和餓於朋耆彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙と有るも、宮殿の內に御在し坐すを云ふなり、祈年祭詞に天御蔭日御蔭と隱坐て、大殿祭詞に皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉て天之御蔭日之御蔭と隱坐てと有るは何れも皇御孫尊の瑞御殿の內に住ませ給ふを申すなり、春日祭平野祭等詞に、下津石根に宮柱廣知立、高天原に千木高知て、天乃御蔭日乃御蔭と定奉てと有る、此は神を社に鎭奉る事を云へるなる

ず、右には隱坐ユとは云はざれども、此稱を以て見れば、神社に鎭坐す御事をも然申せる事悉同じかたる者なり、然れば此に長隱者矣と有るに長鎭坐者矣と云ふに然しも異ならざるぞかし、（此に帳同義に已に說きたる事にては有れども、此に亦少か云はましては其義通え難き故に採出でて云へるを、猶本書を見るべし、）○亦日は先には幽宮を構らせ給ひて長隱り坐す御事を云終めたるを、此には其神上り坐す御行方の事を記奉る其界に置けるにこそ有りけれ、更に異說の謂には非ず、此事を口訣に已く亦日者始言遷化之地、次明功與昇天之第也と云へるは甚寵しき言にて、已にも云へるが如く此は八洲起元章より係りて其結と成る文にて、神代上下卷の中に於て大なる段落と成る所なる者なり、容易く思悍しむる事勿れ、人の生死と功の始終とを知るの大段なり、故此一段を上下係合せ力を極めて說得る時は、此を區分て何の章々に合すとも、更に澁滯る所無かる可き者なるなり、（此大段落の事をば昔より心得たる人無しと見えて、何れの說も一齣けに連ね云ふ故に、神代の事實を詳に知り盡し難く、此を以て天下國家の用を成し行ふ可き神道を明らめたる說を未だ聞かざるぞかし、）○功既至矣は上に神功既畢の事を重複て綜到に申顯はし奉れるなり、但し功字は此にては美伊佐袁と訓むべし、次に德と竝べ云ふ所なればなり、書紀出現章第四一書に所以稱五十猛命爲有功之神、顯宗天皇三年御紀に我祖高皇産靈尊有預鎔造天地之功などと有る功是なり、言義は勇進事にて、物を誇成して事畢る迄其氣勢の折挫けざるを云ふなり、又此を轉して伊佐袁斯、又伊奴斯と云へば其狀を云ふ言となる事常の例の如し、類史弘仁十四年十一月詔に、務求志理伊佐乎志と有り、三代實錄三十一卷詔にも務志萬利伊佐乎志と有れば、其の假字にて意は上に出でたる既畢の畢字の意なる者なり、（又伊奴斯と云ふは伊佐乎の切

れるにて、伊蘇志は伊佐宜志に同じと鈴屋翁説かれたり、功字は論文に以レ勞定レ國曰レ功と見ゆ、）○至は萬葉十九（四十一丁）に由伎多良波之氏と云ふ語有り、其と同じ言にて往足なる由傳へに已に云へり、天孫降臨章第二ノ一書に陳其苗裔之至一と有る至是なり、但し此一耳にては不足ざる如くにては有れども、此に云ふ至は世に至り深き、又は至り無き、或は至らぬ人など其徳を稱云ふ時の至是なるを用語に云へるなり、口訣に功既至矣者成ニ洲國一備ニ萬物一也と云へるは、今茲に云ふ至の義を盡せる者と謂ひつ可し、然れば寶鏡出現章第六ノ一書に由ニ吾在一故汝得レ建ニ其大造之績一也と見え、敏達天皇十五年御紀にも功字を伊多波理と訓めるは此の至より重りて至張の義にて、其至りの張弘ごれる謂なりと聞えたり、源氏葵巻に伊多波理望み」と云ふ語の有るも、其勤功を申立て官位の昇進を求め望むを云へれば、此績の義に協へる者なり、（勞字に當て伊多豆使と云ふも至竭の意なり、徒を伊多豆良と云ふも至列にて、一向に至の達る所無きを云ふなり、又伊多波志と云ふは至端にて危ぶむ意なり、然れば伊多某と云ふ語は其往足を本にして云ふ語なりけり、又其に種々の差別は本より有らぬ可き筈なり）○徳亦大矣は有に靈運當遷と有りて厚レ所知給ふの義なるが、其事を殊更に反復さひ申し顯はし奉れるにて、此も御紀の地より云ふ語なり、徳を伊伎富比と云ふは息覆の義にて、神氣の盛りにして他の上に迄も覆ひ至及ぶを云ふなり、天孫降臨章第五ノ一書に亦欲ド明汝有ニ靈異之威一子等復有中超倫之氣上と有るを以て、其言の氣に因れる語なるを知るべし、此字猶樣々に在り、海宮遊行章第八ノ一書に、故見知ニ弟徳一欲ニ自伏辜一、神武天皇御紀に韓ニ祭神祇一背負ニ日神之威一云々、望ニ見皇師之威一、崇神天皇六年御紀に畏ニ其神勢一共住不レ安、景行天皇二十八年御紀に、今亦頼ニ神祇之靈一、借ニ天皇之威一、雄略天皇四年御紀に、是時百

雄成吉、有徳天皇也、皇極天皇元年御紀に、於是天下百姓俱稱萬歳、曰至徳天皇など猶多かり、（古語拾遺には
權字をも然訓ませたり、功の大なるも稜威の可畏きも權勢の盛なるも共に伊伎富比にて、其氣充の盈ち饗ひ至及ぶを
云ふ言なる者なり、）俗此徳と云ふ語はしも、海宮遊行章に見云々自有海幸、（幸此云佐知、）弟云々自有山幸、と
云ふ事の有る其幸に近き語なる可く所思ゆ、佐知は狭道にて神にも人にも自然に稟賦たる徳にて、此は父にも受くべ
からず、子にも傳ふ可からず神隨にして其事に任て能成し得る一の業有るを云ふなり、右の如く此は吾一己に限る事
なるを以て、其限有るを以て字には幸とも徳とも書くべけれども、其意は狭道なる可く所思えたり、又此に因りて其
身を立て道を行ひて其利用を得る事なるが故に幸の意と成り、又其功至り徳大に成る時は、天下國土の廣きにも其氣
勢の行貫きて遍く遺る所無きを徳とは云ふなりけり、）猶佐知の事には深き道理有る事なれば、此には盡しつ可くも
非ざれども、少か云はずしては此の徳の事を徹す由無き故に假利に云ふのみ、猶立復りて傳五巻の首に云へる事共を
見て此の義理を明らめ知らば、神習ひ奉る其奥所は極め盡す可くなむ、）（大奕は大伎爾坐世理と訓むべし、神武天
皇御紀に自叶議發一大、哉赫奕、と有るが如し、此大と云ふ語を多くは言の上に置て大篤葉々と云ふ寄の事にて、
如此く語の下に置く事は古書には、長々見當らぬ事にし有れば、漢風めかしく思ふ者も有りなむかなれども、其も彼
富伊夥流伽那など云はばこそ有らめ、此にも然云ふべき語勢も何ぞかは劣らざらむ、今も俗語には下に置て云ふ事も
多在るは、古言の猶遺れる者とこそ所思えたれ、一世の古學者共、良も篤れば己が不容易なる事は措きて、少にても
漢文の勢に似たる所有れば、心任に削り改めて駒走を訓み成すを以て見識と思ふ樣なれども、中々に心違ひ思ひ有り

ぬ者なり、故る神代の至矣は易に至哉坤元萬物資生と有るを取られ、此の大矣は大哉乾元萬物資始と云ふを取りて書かれたる所にては有れども、言葉の然云ふべき事に至及びては此事を得ざる者なるに非ずや、文字を離れて謂ふ計り世に成し坐す事は無き者なり。）德亦大矣は上にも云へるが如く漸々に其御功の立行くに隨ひて神階の進み登りて貴く高く成らせ御在し坐して御德の大に遂に成らせ御在し坐すを申し奉れるなり、傳十一に古事記より引出で註し奉れる大事忍男神と申す神も、大事は大功なり、忍男は大事にて、其云ふ稱なる御德に就て稱奉たる名なるをも思合せて曉りつ可き者なりかし、（口訣に德亦大矣者、清化廣行、四界晴然也と云へるは何の事ぞや、何ぞ容易く人間の上に云ふ清德を此大神に當て稱奉る可き、又纂疏にも德者得也得於心而無失之と說き給へれども、更に此の義を盡させ給はざる者になむ。）（於此は御功既に至坐し御德も亦大に成らせ御在し坐して遺る隈無く政ごち給へる其度を此と外さず思ほし立たし給へるなり、（登天は八洲起元章又其第一一書に磤馭慮島を探得給へる所に降居彼島と有るを古事記には痛く美しく於其島天降坐而と云ふ文有る、其降に對へたる登なり、纂疏に報成功於天神也と宣へるは實に然るにてなり、猶傳四に註せる事共を見るべし、紀中登天とも昇天とも作れ、仁德天皇四十年御紀に阿梅珥能朋利と有り、（但し天孫降臨章の紀注に經津主神武甕槌神の天降坐條に、二神於是降到出雲國五十田狹之小汀と有りて、下に二神登天也と有りて、其餘は昇天と有るを以て見るに、天より降坐し神の返らせ給へるには登と作き、何と無きには昇と書く格かと思ふに、必ずしも非ざりけり、其第二一書に二神降到出雲云々、乃昇天復命と有り、通證に黃帝得之以登天と莊子を引き、又素問に成而登天、張注謂治功成而天年盡と見ゆ。）偖此天に登り坐しゝ事の狀

を思ふに、先づ幽宮を構り給ひて御靈を留め置きせ給ひ、其大御身は其天浮橋に乘りて初て天降り御在し坐し著きたる磤馭盧島の天柱よりこそ還上らせ御在し坐しけめ、其は四神出生章日神を天に送奉らせ給へる所にも、故以二天柱一擧二於天上一也と有る天柱は磤馭盧島なる事已に傳六に說明らめたる如くなればなり、二書次しくは淺四卷を見る可し、倩淮南子地形訓に昆侖の事を云へるは、北極直下なる中樞の事にては有れども、我磤馭盧島を誤して其名を負せたるを、漢籍に昆侖と訛れる由已に興事が云へる說の如し、其文に登二之乃神一是謂二太帝之居一衆帝所二自上下一云々と云へるは、我眞昆侖なる天柱はしも有に云へる如く、皇神等の登降し給へる所なれば、此磤馭盧島の眞說なるや、有の同じきから彼擧二天柱一の事には混入りぬる事と見えたり、○報命は加倍理許登申給比氐と訓むべし、八洲起元章第一一書に、天神謂二伊弉諾尊伊弉冉尊一曰云々、宜二汝往循一之云々、二神降二居彼島一云々と有り、又古事記に於是天神諸命以詔云々二柱神修二理固一成是多陀用幣流之國一賜二天沼矛一而言依賜也と所見たる、皇祖天神の詔命に還答へ奉らせ給へるが故に報命とは云ふなり、○天孫降臨章第一一書に昇レ天復命と云ふ所見ゆ、猶例は傳十三卷に云へり、其彼猶南曰、還答之命曰二報命一と有る由通證に見ゆ、○倍此登レ天報命の御事にし、天神の御命の如く國土萬物の生其の是非へりし有狀を聞え上奉らせ給ふ御典なりければ、如何は甚しき御事共なりけむ、又其大御裝などの美たく嚴なる事何計り尊き御事にて有りけむ、天孫降臨章第二一書大己貴神國讓傳に、大物主神及事代主神乃合二八十萬神於天高市一、帥以昇レ天陳二其誠款之至一、時高皇產靈尊勅二大物主神一云々、宜下領二八十萬神一永爲二皇孫一奉上レ護、乃使二還降一之と有る、此は報命には非ざれども其事がらの彷彿たる所なれば、此を合せて又想像り奉る可き御事になむ有りける、○此

事に限らず神代の御事迹にしも、活眼を一部の書の中に活かして、此より彼を思ひ彼より此を思得るに非ざれば、其正旨を見る事能はざるなり。）故思ふに、此は其より遙に以前に大なる曾線の異り目にてぞ有りけらし、其は風火金水土神等より始めて其餘に在りと有らゆる二柱御祖神の御子神等は、八百萬千萬神と許多に御在せるも、此には唯御靈を具有ち合て顯見結ひて、其正身は悉に率て天上に昇着らせ御在し坐しけむと思ひ、若て此國土は後に素戔嗚尊の御子孫にて主宰き給ふ事と成りけらし、然るは其神の降坐しゝ頃は更にも云はず、大己貴神の國土經營の時などにも、二柱御祖神の御子神等は一柱と雖も出來り御在し坐ざるが故に、御心の隨々に打棄て給ひけるに先づ心を著くべき所なり、（其は素戔嗚尊の奇稻田姫命を娶給へる時、其父母神の申せるには、僕者國神大山津見神之子焉と云ふ事古事記に見えて、其大山津見神は出で坐さず、又天孫降臨章第二ノ一書木花開耶姫命を皇御孫尊の娶給ふ所にて、其時限に留まり出で給へる状に見え、又素戔嗚尊五十猛命を樹種殖給ふに、句々廼馳神の係付ひ給はざるなどを見るべし）。偖て、十一にも云へる如く、風火の神等は御父神に隨坐せる神等は本より天上に坐すべき事論無しと雖も、御母神の御あ給ふ金水土の神の如きも、正身は天上に坐すと思しくて、古事記（天石屋戸段）に取二天金山之鐵一と有るは金山彦神の御名の據なり、又中臣壽詞大同本記などに、水取の事を天上に請に上れるは罔象女神天に在すが爲なる可く、又天香山は本より天上に在りし山なり、伊豫風土記に載るに、此顯國に在るは天より零降れる山なり、然るに神武天皇御紀に、取二天香山社中土一と有りて、故號二取土之處一曰二埴安一と有るは、天上の事に擬へ給へるなれば、埴山姫神即て天に在す證と成る者なり、又寶鏡開始章に所見たる山雷神野槌神は大山祇神草野姫神の亦名なり、皆顯

國にて生坐せる神等なるに、石窟隱の事に預り給へり、但し此は天上天下共に常闇の世と成りにしかば、神申しに此顯國より上坐りとも云はゞ云はる可けれども、伊邪那岐の劒遇突智神を斬り給へりしは此顯國にての御事なり、古事記に故所ν斬之刀名謂二天之尾羽張一、亦名謂二伊都之尾羽張一と有る其神を、天孫降臨章には天石窟所ν住神稜威雄走神と有りて、已く天に住着きたる神に御在し坐しける御事の狀など合せて思ふに、右等の神等の皆がらに天上に上り坐すを指して何れの時とかは爲む、(又御身滌の時に成坐せる枉津日神なは、御門祭詞には天能麻我都比止云神と有り、伊豆能賣神を神名式に神魂伊豆乃賣神と有るなどは、天に由有る事ならぬに然在らせ奉る可からざるを思ふ可く、又姓氏錄を見るに、天神の部に被ν收たるは、多くは二柱御祖神の御子に御在し坐せるなどを思ひ有し考ふるに、何神の正身も天に留り坐せる御事となむ偁ひ奉られける、)然れば、鎭火祭詞に妹妹二柱嫁繼給ヒ國能八十國島能八十島乎生給ヒ八百萬神等乎生給と有る限の八百萬神等は、何神も特別に掌り給ふ御功の任に國土に棲び給ふ御處を擇占し御在し坐して、顯身に伊邪那岐大神と共に天上に神登り御在し坐し皆さて、皇祖大神の御許に參給へりしか、大神はしき日之少宮に留宅給ふ其頃の事なりけらし、天照皇太神の天石窟隱の御時に招奉らむとして神集ひ坐給へりしか、其より以來其八百萬千萬神共に永ぶるに皇太神に仕奉らして、天日の大御國に常しへに住ん給へる者なり、祝詞に高天原爾神留坐ス と云ふは斯る時より申し傳へたる事にてぞ有りけむ、又今此顯國を見顯はし出でたるに就ては、天照皇太神はしも天地の底際の内に在りと有らゆる八百萬千萬神の上と在して、天地の間に二無く尊く高き御事も諸に何で來り知られて、情しとも嫌はしとも云へは得に云ふ可らず愛たく僊しくなむ、(古事記に石屋戶閉て、高天原皆暗

倭之汝命ニ而曾神坐故讃者敗喪と有るも、其集ひ給へる八百萬神の中には皇大神に勝りて尊き神の外より來給へる由に申處せるなり、此に倭之汝命ニ而云々と申すは、實は皇大神より貴き神の御在し坐さゞるを反語に云へるをも思ふ可く、又其八百萬神の天日の御國に始めて來會給へるを知るべく、又其參神共に皇太神に歸順ひ仕奉られし事の始めなるをも聞らむ可し、此は年頃心には然らむと思ひつる事にては有りけれども、今此傳を書取るに當ひて如此なむ此念は約まかりける、此卷此十月の六日に始めて今茲に至れるは十二日朝の事なり、去年安政二年十月二日の地震には家倒れ潰れてければ膝を容るゝ計なる藁葺の怪しき小屋の中に隱れ住ひけるを、今年庄内に往ける間に、八月廿五日の大風暴雨の爲に又しも甚く荒れ果てたれども、物など未だ豐かにも非ざれば、人並に家をも構り難くして、家内三人の者共に僅に身一の置所だに無き身なれども、神の御幸の甚如此しも厚く有りて、神典の眞所をしも然しも手に取て見るが如く容易く伺ひ出づるぞ、我は古にも今にも又比類ふ方無き幸福を保つ者なりける。）右は伊弉諾大神の報命に就き神等の事實の上を以て論め云ふ事なるが、顯世の有狀も亦正に如此なる可し、天孫降臨章に于時高皇産靈尊以ニ眞床追衾ニ覆ニ於皇孫天津彦々火瓊々杵尊ニ使レ降レ之と有るを、古事記に科ニ詔日子番能邇々藝命ニ、此豐葦原水穗國者汝將ニ知國ニ言依賜、故隨ニ命可ニ天降ニと見えて、天神の御命を負持たして御天降坐せる事。二柱御祖神の御に少しも異ならず、惟此天孫降臨章の末に久之天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬ニ筑紫日向可愛之山陵ニと見えたる久之は、此食國天下を所ニ知看ニす御世の間を申すなり、而て此に功既至矣德亦大矣と云ふ時運に當りては崩御し給ふ、此は他より云へば唯に死坐せるなれども、其自の上にては登ニ天報命給へるなり、此は既に顯世の事にし有りければ、高天原よ

も天降坐す初は顯身にて御在し坐しけれども、根命しには御靈にて天に登らせ給へるにて、伊弉諾大神の御事とは其反なる者なり、（上なる靈運當遷の下に引ける萬葉二卷日並皇子尊殯宮之時歌に、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重搔別而、神下、座奉之、高照、日之皇子波云々は、此の御天降の御事を申せるなり、天皇之、敷坐國等、天原、石門乎開、神上、上座奴と有るは、其崩坐せる御事にて、此の御天降の御事を以て日並皇子尊の御事に云へるを思合す可し。）又古事記（白檮原宮段）に然而阿禮坐之御子名云々、又（詞志比宮段）に渡筑紫國其御子者阿禮坐、祝詞に阿禮坐皇子等毛乎惠給止など有るは、御子の生れ給ふを阿禮坐とは申せるにて、言意は天神の御方より顯出し給ふ由なり、續紀第一詔に高天原爾事始而遠天皇祖御世中今至麻弖天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾大八島國所知次止天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨云々と有りて、天皇尊等の御世嗣の御事を阿禮坐牟彌繼々爾大八島國所知々と云下して、天神の御許より次々に代して御子と生坐して、天神の事依し奉り給へる天下を持たせ御在し坐すと云ふ事の古語なり、然れば此顯身の生來る本は天より顯はるゝにて、其生活く由は天神の御命の隨に功を立て德を積む事にて、人も我も然は身に思えぬ事ながら、右件云へる伊弉諾大神の教を幸魂寄魂の御違になしも違ふ所無き者なり、此事傳たに已に云へり、然れば天雲の八重掻別けて天降り御在し坐せるも、人皆より生出づるも、其事の出起る所は一なるが故に、伊弉諾大神の如く御靈を留めて顯身ながら登り天根命し給へるも、身を作りより以來人世と成りては、顯身は死坐して其御靈の登り天根命し給へるも相等しきが故に、古より崩御の御事をも神上り坐すとは云傳へたる者にて、此亦人間より云出でたる事には有るべからず、顯世とは裏りたれども、御

天降の昔語には多くの神等の各降し給ふ事なりければ、其有る狀を見たり知りたりける神等の然しも神語に語り傳へられたる古言となむ思しかりける（通傳五卷に云へる死生の論に接合せ、又十二卷に記されたる顯見蒼生の事をも思ふ可き者なり、殊に此卷、天稚彦命の事に至りては人の心の安りを知る甚々太切じき事なるなり。）然れば人の死れるも其靈は天宮に昇登り復命して神と成る事なりけり、政事要略に載する高橋氏文六鴈命の薨給へる時の宣命に、王子六鴈命不思寄以今月十日上聞食と有る等上も、天に率りて御靈の上り坐すを云ひ、下に是以六鴈命乃御魂乎膳職爾伊波比奉弖、春秋乃永世乃神財止仕奉之米と共を神にして祀り奉らせ給へる事を述べたる是なり、又古事記に倭建命の崩坐るを云ひて、於是化八尋白智鳥翔天而向濱飛行と有るを御紀には逢高翔上天と有りて御靈の天に上坐するが人眼には白鳥と化りて去らせ給へるが如く見えさせ給へるなり、又稱德天皇天平神護二年十月に、元正天皇の遺詔を今語給へる詔に、如是在牟人乎朕必天翔給天、見行之退給比捨給比云々止勅給比於保世給牟御命乎云々と有るは是なり、古今集物名に、翔りても何をか魂の來ても見む云々、洞倭藤卷にも天翔りても如何に阿比なく見給ふらむ云々、源氏明石（八丁）に故院御陵在しまいし時ながら立給ひて云々、我御此悲しみを究め合せなむと傳るを助けに助け給へりと哀れに思すに淨標卷に降亂る隙無き空を亡き人の、天翔るらむ宿ぞ悲しき、若菜下（七十一丁）に中宮の御事にても甚嬉しく尊しくとなむ、天翔りても見奉れと道異に成りぬれば、子の上までも深く思さぬにや有らむ、總角（八十一丁）宮の夢に見え給ひけむ狀思ひ給ひけむ狀思し合するに、靜し心苦しき御有狀共を、天翔りても如何に見給ふらむと推量られて常生（十丁）には惜し悼しき節にて此世には殘りぬ可きと宣ひし者を、天翔りても

斯やうなるに就ては云々などと見え、又右の長文の結に[illegible]と有るなど、皆其靈の上天に参昇るを以てなり、又其天や何方なると云ふに、傳六にも已に引きたる萬葉二（三十六丁）なる弓削皇子薨時歌、安見知之、吾王、高光、日之皇子、久堅乃、天宮爾、神隨、神等座者云々と詠める是なり、又（二十七丁）日並皇子尊殯宮時歌に、天原、石門乎開、神上、上座奴、（一云神登座爾之可婆）と有るも、其御靈の天に参上給へるを云へり、又（三十三丁）高市皇子尊殯宮時歌の短歌に、久堅之、天所知流、君故爾とも、我王者、高日所知奴とも有るは、天日の御國に御靈の参上坐せるを云ふなり、三（五十七丁）に安積皇子薨時歌に、和豆香山、御輿立之而、久堅乃、天所知奴禮とも、吾王、天所知牟登、不思者と有り、又五（四十丁）に布施於吉里、吾波許比奈武、阿射無加受、多太爾率去弖、阿麻治思良之米と見え、又傳十七に引ける鎮魂歌に御靈上り、雲上の靈坐し神は今ぞ來坐せる阿賀陀々陀々御靈上り、去坐し神は今ぞ來坐せる、魂筥持て去たる御魂々返し成すや、と見えたるなど皆右に同じく、其罷れる靈の天に上る謂なる證共なり、近くは百練抄にも壽永二年六月十二日條に、近衛院主觀使ニ法皇ニ云、夢想云參神宮、平依遂上、父親定并親宣卿（兩人過去者）在堂上、以親定傳仰云、於我者今向天宮給畢云々と有りて、過去りし人の靈の神宮に仕へ奉り、天宮に参向ふ事なも聞ゆる曉る可し、（又此に就て思ふに、萬葉二卷天武天皇崩御の後に、夜夢裏習賜御歌に、明日香能、淨御原乃宮爾、云々、神風乃、伊勢能國者云々、味凝、文爾乏寸、高照、日之御子、と有る御歌は、天皇の崩御し大御靈の皇太神の大御許に侍らひ給ひて、神宮にも天宮にも御在し坐すを所知し坐さずて、世の例々に御供養と云ふ佛事を行ひ給へるを不足ぬ事に思ほして、顯る御夢に有ける

なる可し。）斯れば神にも御在し生る人にも有れ、此顯國に生來る事はしも、傳五巻の首に委しく說成せるが如く、天神の御命を負ひ持て此漂在る國を修り理め固め成す事にし有りければ、此世を終へて後には必ず上天に報命しに參上り生も、其生涯立てたりし功を以て德と爲して、世に靈幸ふ神と成る可き皇祖天神の神隨なる神道なる者なり、然れども其は正しき神と有し人の上に在る事にこそは有りけれ、縱や天神の御事持て生出でたりとて、其功も無く亦世の爲も何らざらむ人はしも、身死りたりとも豈天神の御許に報命し奉りに參上らる可しやは、淡路の幽宮より勅許を賜はるまじき事なれば、然る徒こそは傳八に說きたりし如く、終に[illegible]禍神の國に落ちて疎び荒ぶる小鬼(マガ)と成り沈む事なりければ、返々も皇祖天神の神道を神習に習ひ奉るより外無き事なりけれ、（俗此に云ふ神道と云ふ者は、經世濟國の大道にして古今萬國に在りと有らゆる人と有る者の、生の始より死の終に至る迄に須臾も離る可からざる神隨の道なりければ知らず知らずも其道の中に居て通る可からざる神道なる者なり、傳五巻に具に說明らめ云へる事共を考合せて味ふ可し。）〇日之少宮は傳一、一に已に註せるが如く、日は天日を云ひ、少宮此云二倭柯美野一と有るに則宮と云ふ事にて、天日の外に異なる天宮の有る是なり、俗伊弉諾大神の此顯國に鎭り坐す宮の主々しきは、淡路なるも近江なるも亦其他に在るをも多賀宮と申すは、天上なる日之少宮の大神と天神に復命し給ひて後は、其に宮宅給ふが故にして、多賀は高にて天の其上なる處に御在し坐す由の名なり、此は神典に天隅と云ひ、西蕃に天極と云ふ所にして、謂ゆる別天の中に在る幽宮の稱なる者なり、（天隅は北極にて天室に紫微宮と云ふなり、其に天皇太帝星と云ふも有るは、即ち其神伊弉諾大神に御在し坐せれば、和漢の古傳に亦相符へる有と謂ひつ可きなり、）然るは此日之

少宮はしも日宮ならざる論は、天石窟隠の時に已に天に登り坐して後の事なれども、其事に預り給はず、古語拾遺には却りて其時の事をば高皇産霊神會二八十萬神於天八湍河原一議奉レ謝之方一と有り、又御天降の御事に至りては、天忍穗耳尊の御傳には大御祖父と御在し坐せば、共に其事に預らせ給ふ可きに、御紀は更なり他の古書中に一度だに加はり給へりし御事迹の非ざるは、日宮には素より御在し坐さゞるが故なる可し、如此く此より後より其合ひを約る時は、日之少宮はしも天上の最上なりける高き域を指し云ふ事決き者なかりし、然るを神宮の御鎮座次第記に日神留宅於日之少宮一と云へるなど天地の消息をも何も知ざる人の言を設作れる者なり、日神は日宮に坐して六合を照臨坐するを、何ぞ殊更に少宮には住ませ御在し坐すべき、又外宮儀式帳に所見たる雄略天皇へ御夢に誨へ奉り給ひし事を、倭姫命の事に取拵へて、皇太神宮如二天之小宮一坐置天下仁志天毛一所耳坐云々と云へるなどは、殊に拙し、天之小宮と云ふ事何れの古書にかは有る、皇太神は上天の主宰に御在し坐さずや、天之大宮になど偽らば似寄しくも有るべきに、徐に義理を取り失ひたる妄言なり、御鎮座傳記上代本紀なるも右に同じ、御鎮座本紀丹波與佐宮條に、天照太神復、向於丹波國一比、止由氣大神復、母於天上一其、日之少宮座矣と有るは、此御紀の文を據り作れる妄言にして取るに足らず、倭姫命世記に承二古老之侯命一、移二日少宮之寶基一造二伊勢兩宮一と云ひ、又皇太神御鎮坐の所に、猿田彦神の現れて從二天上一投降せし天之逆太刀逆鉾金鈴在二十日日之少宮之圖形文形皆是也とて作れる下に、言猿日之少宮也と有るも妄なり、日之少宮は右に說ける如く伊邪那岐の宮所にこそ有りけれ、日神の宮殿を其れ擬せると云ふも且て無き事なり、又上代本紀に外宮御鎮座の事を云へるに、進二幸山田原之新宮一、奉二御間代御饌代之内一、以二天[illegible]一御饌之

日之少宮但也と云ひ、舊事に神代本紀天小宮日隅宮也と云へるも得有るまじき僞なり、凡て神宮の御事に日之少宮を引附けたる者は、何の據も無き妄作なりかし。）故思ふに登天報命し給ひて留宅り御在し坐す日之少宮にしも、實に皇祖天神の宮殿にし有りければ、八百萬千萬神と申せども容易く至り給ふ可き界には非ざりけれども、伊弉諾大神の御德殊に大に御在し坐すが故に、無上き至尊き御位を得て其宮の大神と成らせ給へりける古傳となむ何で奉るゝ事なりける、然れば日大神の所知看す高天原は顯世の如く、御父大神の御積り坐す日之少宮は幽世の如くなる可き事、能々此の御事實に照して明らめ奉る可し、（然るは其御天神の御命持て天降坐しゝ時は、顯身にて御在し坐しゝかば、其に復らせ給へるなる可し、倍此日之少宮の事を■■日洩宮■などを始め其餘の書等に云へる事共悉に當らず、故記傳七卷に■記に日之少宮是東北方之地少陽之宮、■近江國犬上郡多賀之宮、■■東北方■則是近江之宮也と云へるは、此記と■て引合せたる者にて非なり、東北方少陽など云へるも古意に非ず、日少宮は天上に在る僞習の二字にて著き者なやにと辨へられたるが如し、猶云はゞ淡路と近江とは同じ國土の内なり、然るを天に登るとは爭でか云はむ、又近江には何れの神の御在し坐して其に報命し給ふとか僞む、中古の人も斯る漫言を吐きて人を欺く事は■■僞たりけり。）留宅は皇祖天神の御許に參到り坐して報命し訖りて然後に、日之少宮を常宮として留まり住ませ給ふを云ひて、此にて一段の落著く所なり、倍留宅の宅字は須美多■比佐と訓むべし、天孫降臨章に因留住之日云々、其第四一書に彥火火出見尊留住海宮遊行章に仍留住海宮已經三年、第三一書に留住海宮已經三歲、其第七一書に其中■事之本末因留息焉（トヾマリスミタマフ）などと有り例なり、（宅字神武天皇即紀に宅と有る下に、美阿■理と有りて、此と同じ義な

り、名義抄に伊閇とも伊閇世理とも須牟とも豈理とも富志伊麻々とも訓あれば、須美多麻比佐と訓みて難無き所なる者なり、（此留宅のこと、下の條に云へり考へ合す可し、）○伊弉諾大神の鎮坐す御社の物に所見たるは、神名式に大和國添下郡伊射奈岐神社（大、月次新嘗）清和天皇實錄に貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下伊弉奈岐神從五位上」と有る是也、葛下郡伊射奈岐神社、城上郡伊射奈岐神社合せて同一國の中に三所御在し坐すは、必す所由有りぬ可き御事なり、（或云葛下郡なるは下牧村と云ふに在りて今五社と申す、其古き宮趾忍山と云ふ山の東に在りと云へり、又城上郡なるは卿木村に在りて今三輪社と云ふと云へり、然るに添下郡なるは大社の列なるに今詳ならぬが遺憾しき、何れにか八幡宮とか天神社とか申す中には必す在りぬ可きなり、）若くは大神の住坐りし宮所などの趾なるには非じか、傳八にも已に説ける如く、四神出生章第六一書に至於火神軻遇突智之生也、伊弉冉尊見焦而化去、于時伊弉諾尊云々、哭泣流涕焉、其淚墮而爲神、是即畝丘樹下所居之神、號泣澤女神矣と有るは、神名式に十市郡畝尾都多本神社（鍬靫）と見えたる是なるが、此文を以て考ふるに、大神の哭泣給へる御淚墮ちて直に其處にて神と成れる趣なり、此を以て其は大和にての御事明らかなる者なり、（或人萬葉六卷悲寧樂故鄕歌に、八隅知之、吾大王乃、高敷爲、日本國者、皇祖乃、神之御代自、敷座流、國爾之有者と有るを取出て、伊弉諾大神の宮處は大和なりし證にして、皇祖宮都考と云ふを作たれども當らぬ事なり、其は一卷近江荒都を詠める歌に、玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從、阿禮座師、神之盡、樛木乃、彌繼嗣爾、天下、所知食之乎と有るに等しく、神武天皇より以來、大和に大宮敷坐せし事を云へるなれば、伊弉諾大神の宮都の方人には成るまじき者なるをや、）又神武天皇三十一

年紀に、非伴布美伊北國ニ在、日本後世有異國、無文千足國、後輔上彌氣國と云ふ事有り、此日給へるも伴より見行しまして、譽給へるには有るべからず北境内に住まひ坐まし坐しまして後に無き由を知りて我が給へる由とぞ思ひぬるに、故此に日本と称給へるは大八洲の總號なるに非ず、一國の號なるにも非ず、和名抄に城下郡大和（於保夜末止）と見えたる是にて、昔は此の名廣かりしならむ、凡て其上古なる伊勢奈良神社をや、然れば此郷なる大神の官に坐し、鎮座なるには有るべき。但し今の大和郷は和名抄にては城下郡に入れては有れども、神名式には山邊郡大和坐大國魂神社三座、並名神大、月次相嘗新嘗と有れば、古へは山邊郡の内なりしにこそ。）〇神名式に若狹國大飯郡伊射奈伎神社有り、此を祭る所由は詳ならず、但し思ふに淡路國より勧請れるにも有るべし、然思ひ寄れる故は、高橋氏文に、六鴈命乎御食都職乃伴造止定、云々、子孫等乎長世乃遠世乃膳職乃長止上總國乃長止、淡路國乃長止定、云々、和加佐國波六鴈命爾永子孫等可遠世乃國家止爲止定天授賜天と有りて、淡路と若狹と共に縁て由有るぞ、津名郡志筑郷に上内膳村下内膳村と云ふも有るを思ふに、膳臣にしも若狹國に住みて淡路國の長をも兼ねたりし故に、其國の一宮に坐す神なれば、本國にても齋奉りけむとぞ所思えたる、（續紀に高野天皇神護景雲二年二月癸巳勅、准令以高橋安曇二氏任内膳司者為奉膳、其以他氏任之者宜名為正と有り、職員令に内膳司奉膳二人と有れば、古より二氏にて仕奉りしなり、然れば右の内膳村正しく高橋氏に由有り、又淡路國津名郡に膳臣志和者之と有るぞ、若狹國大飯郡膳志神社式に見えたるも故有る事にや。）又神名式に出雲國出雲郡阿須伎神社と有る並びに、同社坐伊佐我神社と有りて同社須佐袁神社とも見えたり、其阿須伎神社は

味耜高彦根神に讓らせ給へば、其御舍は父神に御在し坐すを以て、神代よりの祭典を爲らせ玉ひけむ、但し同じく宗廟の祭はしき伊弉諾大神に屬奉り給へる由緒有れば、式文の表にては何座とは無けれども、若くは陰陽二神共に崇び奉り坐すには御在じか、（風土記に阿夜根社と見えて、其在る神祇官にと有る同社共に十一社有れども、何れを其と今辨ふ可き由無ければ、今神名式の次第を以て推當つるより外無し、此社は今□□村に在りて阿式大明神と申して一社に合せ祭れりと云へり。）○伊弉諾尊伊弉冊尊二柱を並べ奉れるに、神名式に近江國犬上郡多何神社二座と有るは近きなり、其由已に傳八に云へり、猶又式に攝津國島下郡伊射奈岐神社二座〈並大、月次新嘗〉と有るは、必ず陰陽二神を祭り奉れるなり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授攝津國從五位下伊射奈岐神從五位上と有り、其由來を傳へざれど、神名帳に攝上郡高上等有るは由有るには非じ、攝津志に一座在山田庄小川邑、今稱春日、一座在佐井寺村、稱春日と云へれば、二座とは申さども、同處には並御在し坐さざるにこそ、）○同式伊勢國度會郡伊佐奈岐宮二座〈伊佐奈彌命一座、並大、月次新嘗〉見ゆ、太神宮式に伊佐奈岐宮二座〈在太神宮北三里〉伊弉諾尊一座伊弉冊尊一座と有りて、同別宮の第二に在り、又同別宮所年月禰宜祭條に、其宮別各内人二人、其一人用八位以上子孫に物忌父各一人と有りて、太神宮に亞ぎて崇め奉らせ給へる神に坐せり、此は皇大神の父神母神に坐し奉れば、皇大神宮儀式に然有るべき御事なり、然るに延喜式に皇大神宮月讀宮如此等と有りて、此宮の御事見えず、皇太神宮儀式帳にも、月讀宮正殿四區之中、並一伊弉諾尊、次伊弉冊尊、以上四柱同殿之、文德月讀宮と云ふ、太神宮に□と有る如く、共に月讀宮に祭れ奉りしなり、□□□□□□□□□に、嘉祥□□□□□

八月甲寅、是日異常風雨拔レ樹發レ屋、卜レ之伊勢月讀神爲レ祟、於是每年九月准二荒祭神一奉レ馬、又荒御玉命伊佐奈岐命伊佐奈彌命入二於官社一と有る是なり、斯れに月讀尊の荒御玉命と共に月讀宮の相殿に御在し坐しけるを、其時に官社には被レ准たりけむか、猶其境内に御在し坐せりしかば、別に一宮とは立てざりける者なる可し、（因云、兎まれ神の御祟の甚しき時には斯る事も必ず有る者と見えたり、此近き年頃は天災打續きて、年々の大地震なども古にも例無き程の事にて、關東の國々の破損何計と云も盡されざる計なり、然るに今年八月廿五日夜の事なりしが、東南の風激しく吹出でたるに暴雨さへ打添ひたるに、神鳴り轟めきて亥時計より彌強く、殿舍を傾け、家居を仆し、大樹を打折り、草木を吹拔き、海潮溯りて市中を浸し、潮水雨と降て諸物を損ね、人畜鳥獸の死する事其數幾許とも知るべからず、南は伊豆駿河を限り、北に下野常陸に亘るを、世の痴者は唯風雨の爲と耳思ひて、天譴なる事とは心も著かざりけるこそ痛ましけれ、年々の天災に馴れては、其起る本を知りて始よりも殊に神祇を敬ひ奉り、朝廷を仰き奉り、女々しく儚けたりし我心を改めたらむには其禍も止ぬ可きを、天下の財貨は靡消と成りて雲中に消え、山野の巨材は大海と成りて水中に朽つる世中なりければ、終に曉る世勿らむかと、此頃武士の容儀の胡俗に成變れるを見れば、見るも聞くも汚穢はしく我さへ思ゆるを、況て神祇の御心には如何は醜めく思ほし腐し給ふらむ、）清和天皇實錄に、貞觀九年八月丁亥詔勅、伊勢國伊弉奈岐伊弉那彌神社、改レ社稱レ宮、月次祭並置二内人員一と所見たる、此時より改りて伊佐奈岐宮月讀宮と次序奉る事とは成れるなる可し、倭姬命世記には靈御形鏡坐と所見たり、然れば一柱御靈神を齋ひ奉れる宮の、天下に從尊きに此宮に勝れるは非ざるぞかし、（猶此御宮の御事に就ては申顯にし奉ら將欲しき事多在れ

ども、先に視同寺義を暫違はしゝ時に已が心の限り云述べたれば、今其に任せ置くになむ、」○神名式に淡路國津名郡石屋神社、傳四、磤馭慮島條に粗云へる如く、本國の西北隅に來馬鄕岩屋浦と云ふ有り、其地に御在し坐す天地大神宮と申す御社決く是也、但し今俗に石屋神社と云ふは、磤馭慮島に向ひて陸の方五十歩許に大なる石窟有り、其前に拜殿を建たり、此を石楠大明神と申せる、是に岩屋浦と云ふ地名も其に據りて起れゝは、石屋神社と心得むも一應りは然る事の如く聞成さるれども、強に然は定むまじき由無きには非ず、其は右の磤馭慮島には、二柱御祖神の國生坐しゝ始に見立て給へりける天柱國柱にし有りければ、其島には祭らずとも必ず近傍に其大神等の宮居は無くして、其巖窟の樣を官社にして祭らるまじき理なるを思ふに、其石楠大明神と申すは其窟に鎭たる神の小祠たる者也、（石楠に御綱の錯樽樽措を思寄せて、蛭兒を觀れる由に云へるは除に據無し、蛭兒は磤馭慮島の事にして神に非ざる事、傳四、五、六の卷々に辯へたるが如し、故思ふに其石窟と成れるは若くは楠の化石たどなりしに依りて然も云傳へたるにや、此所の石に名高き事は神功皇后御紀に、乃詐爲天皇作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船絙于淡路島、運其島石而造之と有り、其赤石の山陵と云ふは明石郡垂水村と云ふ所にして、岩屋浦よりは纔を隔てつゝ向ひ合へり近き渡にして其間半里餘と見ゆるを、名に負ふ赤石の迫門にて潮行の疾速が爲に、船の寄る事も有るを以て、其岩を一里に近つる事と云へり、岩屋の地石の本皆く所在の巖窟に依れりと聞え、實に石其から壊なり、然れば石屋神社と申すは、其石窟に坐す神社と云ふには非ず、石屋と云ふ地に祠り奉る神社と申す意なる可し、其石楠大明神は上播今も同多賀村の本實なりと云傳ふる耳ならず、近江の多何神社にも然る傳も有りと見えて、石楠社など云作れるも有

り、今世は世にも聞えたる大社なるを、然計なる社を崇め奉れる事、必ず然る傳共の有るに非ずれば思企つまじき事なるをも思ふ可し。皆大神宮道ノ篠咋雁島日記に、其祭神を國常立尊伊弉諾尊伊弉冊尊三座なる由を述べたるが詳しくて、予も彼社に詣て能く訪問（トヒタヾ）しけりしかども、唯天地大明神にて御本殿の本殿と云ふ事にて、何の事も分明しからざりき。一其社地は石浦と云ふ地は、又數丸千軒計も有りて、隨分に賑はへる所には有れども、多くは漁者と商人等にして然る事などを辨へたるは非ず、其の天地大明神も大社にては有れども、所の產土神は八幡宮にて別に在り、神主社僧なども無く、在巫の家有りて世々其大神に仕奉る耳なれば、其事に求めても知らずと云ひてき。」然れば貴道が雁島かと思ふに然らず、天地と云ふは陰陽の義より云出でたる社名なる可く思ゆれば、古に二柱神靈を齋奉れる御社也。然れども所祭は三座に遠び無ければ、其國常立尊と申すは八州起元章に「便以二礒馭廬島一爲二國中之柱一」と有れば、其國中之柱の靈を祭れるにて、當段に發されたる如く、記に「卽以二其子一爲立此島一爲二國柱一也」と云ふ文も有れば、其子を宮立て國柱と爲給へる事より國常立尊とは申傳へたるにも有りけむが、其の神を中にして左右に二柱御靈神の御在し坐す事。古に引ける爲二國中之柱一と有る文に續きて、「陽神左旋、陰神右旋、分巡國柱、同會二一面一」と有るに符ひて、確しき證とも思ふ可し。「上に引ける遺家に謂ゆる貝吹山の古傳に、「天帝之下浮雲留之所」」と有るをも思合す可し、其貝吹は我が祖國雁島なる事は已に傳四卷に云へりき、「然計り此に所祭の三神の御事。御記の古傳に嫌ふ違ふ處無く相叶へる耳ならず、其祖國雁島に相傳て斯る宮所の御在し坐す御事、信に正に然有べき上は、在りし有様社なむ此天地大神宮と申すに充されけむ、古は甚く御座え盛なりけらし。海を隔てゝ播磨國明石浦に宿縁

大明神と申す御社立たせ御在し坐せり、所祭六座なるが、石屋神社より移し奉れる由にて、例祭六月九月十三日なるが、昔は其の祭には海を渡りて淡路の本宮に神幸有りけるを、大なる鱶と云ふ魚の人を噉など爲ける事の有りしかば、今は海濱に神幸成奉る事と成れりと云へり、然れば古榮え給へる程に、其遙宮として明石には祀り奉りけるなる可し、又其六座の御名を國常立尊、國狹槌尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊と云へるも、右の天地大神宮によ倍したる事にて、其社を岩屋大明神と申すからは、此にても石屋神社と申せるなるを、天地大神宮なる事決めて違ひ有るまじく思ひ定められける、又天地を夫婦の神に取る説は、天御柱命國御柱命など申す例も有れば、決等に天地大神宮と申し奉る事も其所謂無きには非ず、（赤縣太古傳三皇紀に、三皇とは天地人の三皇を云ひて、謂ゆる天皇氏地皇氏人皇氏の事なるが、其天地の二皇は兄妹の神にして人皇氏は其子なり、偖天皇氏を天宗と云ひ地皇氏を地宗と云へる、其は決く我が伊弉諾尊伊弉冊尊と申し奉るなる可く、其に就て人皇氏は素戔嗚尊に御在し坐すべき由に云はれたるは、實に然る言なり、此に石屋神社を天地大神宮と今申し奉れるは、然る事までには誰かは思寄せて稱へ奉らむ、然は有れども終に其實に相符合へるは、然すがに神の御験物なるぞかし、此に就ても師の書紀の非説ぞしも妙にして、世人の意表に出づる説有るを思ひて、旁々其元宮なるかと思ゆるなり、但し其昔に石屋神社の説にも見えれたるが、其は實に傳ふ可き事共なり、予も此神を今暫く迄は、世説に同じく聞かりつるを、如此覺得て今申ふれば、神助有るかと思ゆるかし、）

始素戔嗚尊昇天之時、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴呴、此則神性雄健使之然也、天照大神素知其神暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、吾弟之來、豈以善意乎、謂當有奪國之志歟、夫父母既任諸子、各有其境、如何棄置當就之國、而敢窺窬此處乎。乃結髮爲髻、縛裳爲袴、便以八坂瓊之五百箇御統〔御統、此云美須磨屢〕纏其髻鬘及腕、又背負千箭之靫〔千箭、此云知能梨〕與五百箭之靫、臂著稜威之高鞆。〔稜威、此云伊都。〕振起弓彇、急握劍柄、蹈堅庭而陷股、若沫雪以蹴散〔蹴散、此云倶穢簸邏邏箇須〕奮稜威之雄誥〔雄誥、此云烏多稽眉〕發稜威之嘖讓〔嘖讓、此云舉廬毘〕而俓詰問焉。

始に上に素戔嗚尊の御事を記されたるに、乃昇詣之於天也と書捨て、此以後に在りつる伊奘諾尊の御事を外に記す可き所無きが故に、此間に云挿めて又端を改起して上より承續く所なるが故に、其以前に立復りて始とは云へるにて、前後に先後と有るに對へたる所なり、口訣にも始者諸尊上天以前也と云へるが如し、此文法多く有る事にて、書

御出現章第四一書に素戔嗚尊帥其子五十猛神降到於新羅國と有りて、其より縫に他事を云終めて、初五十猛神云云と縫に承けたると同じ格なる所なり、（然れば俗に以前にとも以往とも其前とも最初とも云ふ程の事にて、今事の起りを徊面など云ふとは同じからざる者なり。）○昇天之時は上に乃昇詣于天也と有るに其時の御事を申せるなり、第二一書に此事を将昇天時云々、寶鏡開始章第三一書に昇天、同上詣于天時云々と所見たる是に同じ、備地神本紀には此の第二一書の文を此に加へて、素戔嗚尊将昇天時有三一神奉迎羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉矣、素戔嗚尊持其瓊玉而昇天之時、溟渤以之黄盪、山岳爲之鳴呴と有るは尤なる事にて、此文下の趣てに應く所なれば、其意して讀むべし、○溟渤は和名抄に和名於保岐宇三見日本紀也と有り、古訓なり。名義抄にも然訓めり、萬葉二十（五十七丁）に於保吉宇美能、美奈曾己布可久と詠めるなど考ふるに、唯に大海と云ふよりは決めて甚だしくおほじき意なると所見たり、萬葉六（十七丁）に稲見野能、大海乃原矣、七（五丁）に大海間、島毛不在間、海原、綿津濱間、又（十七丁）大海間、荒莫吹、又（十八丁）大海之、水底豐三、立浪之、又（二十一丁）大海之、渡者畏、又（二十二丁）大海之、磯本由須理、立浪之、又（三十丁）大海、舳水門、事有従、下（十六丁）に大海方往濱之、千重積、十一（三十七丁）に大海二、立良武浪者、又（四十三丁）大海之、奥津浪、十二（二十丁）に大海之、由手濱日前、十七（八丁）に大海乃、於久可母之良受など有り、（此中には於保宇美の心には大を於保と訓まず可く書きたるも有るべけれども、今此を舉へ盡しと雖も、其義に隨ひて訓まずば有るべからず、又名義抄に溟に於保宇美と云ふ訓も有り、心得べし、通證に博物志東海謂之渤海、文選詩等、池潤等溟湖とも有り。）○以之爲

を兼任に讀みては漢風なり。以之爲此を由慧闍と讀むべく、爲之を倍賴我多矣闍と訓みて、其と其とを對は爲む可し、釋紀訓に或說以之爲之一向不讀云々、先師說云、引合如此讀之可爲是云々と有りて、古人も讀めかしては決かねてける事と見えたり、（但し引合せて以之爲之の訓を捨つる時は、其語の調宜しく有りて古語の業に非ざれば、一向に除きて讀まざるを是とは云ひ難かり。）由慧は從來の義にて其從來る事の行末を此として云ふ事にて、其語の常由の義なるに對へり、雄略天皇十三年御紀に而言莫能詞思慮不由慧闍と有り、萬葉十四（十四丁）に由慧波奈美什據、兒良爾與里區倶曾と有るに從ひて其の假字を知るべし、古事記に我那勢命之上來由者必不善心と有るを、第三一書に吾所以來者云云、又寶鏡開始章第三一書には吾爲所以上來非復好意と書かれたるが如く、漢籍の所以を由縁と訓み、又以字をも由慧と云ふ意にして苟らしからざるが合せて讀る可し、（然れば今以之を苟能由慧闍と讀むを定めたる事、古人に對ひて少か後れたりとは思はざる所なるぞかし、）〇騒響は佐和伎登用比と訓めり、佐和具は物の騒ぎ響く事なるが、登余牟久は其騒ぎ響く音の有るを云ひて、此の佐和伎登余比にて、共にては大海に高浪の立騒ぐを云ふなり、古事記に於天之石屋戸伏汙氣而蹈登杼呂許志と有り、又天詔琴拂樹而地動鳴と有る、動鳴を記傳に登杼呂伎と訓まれたるは實に當れる正訓なり、神功皇后御紀に引溝及于迹驚岡、大磐塞之不得穿溝云々、當時雷電霹靂蹴裂其磐令通水と有る地名も、古今集に、天の原踏轟かし鳴神も思ふ中をば裂る物かは」と有るが如く、雷の轟くに因れる地名なり、天武天皇八年御紀に幸於泊瀬以宴于迹驚淵上と有るも其轟に因れる地名と聞えたり、出雲風土記楯縫郡?埼條に、今人此處過行時必聲響磯而行、若喧行者と、之に對へ云へり、

萬葉四（三十二丁）に伊勢海之、礒毛動爾、因流浪、六（二十丁）に佐保乃内爾、遊事乎、宮動々爾、又（四十三丁）秋去者、山裳動響爾、左男鹿者、妻呼令響、又（四十六丁）白鶴乃、妻呼音者、宮毛動響二、十一（四十八丁）に三名之綿叶、瀧毛動響二、十八（二十七丁）に須受可氣奴、波由麻久太禮利、佐刀毛等騰呂爾と有るなど是なり、十四（二十一丁）に於久夜麻能、眞木乃伊多度乎、等杼登之氏と有る等杼も右に同じ、此言の事又後釋に云ふべし、（今も戸を叩くを登呂々々叩くなど云ふは是なり、右の速驚の字を以て考ふるに、驚く、又驚々し、又威すなど云ふ言も此と同義の言なる者なり、借鼓字は本より都豆美と云ふ字なるが、名義抄に宇都とも多加久とも都豆美とも訓める字なり、上に云へる漢潮の潮に於保奈美宇都と云ふ訓有るを考合せて其趣を知るべき者なり、盪の字は易繫辭に剛柔相摩、八卦相盪、鼓之以雷霆と有るを取られたり）盪を多陀用布と云ふは、神世七代章に洲壤浮漂、其第二一書に開闢之初、浮漂猶浮膏而漂蕩。古事記にも久羅下那州多陀用幣流とも有て、其古義傳一に云へり、景行天皇二十八年御紀に暴風忽起、王船漂蕩、萬葉十（二十八丁）に秋風、吹漂蕩、白雲者、大同類聚方にも有加倍流知須知地登云、有者々讀有る與邇登我加志と有り、名義抄に宇流布とも曾々久とも於保久とも登良加須とも宇加須とも訓みたる。其余那久は動くを云ふなる可し、然れば漢潮以之鼓盪と云ふは、暴風を起し飾潮（ハヤナミ）を立て漢潮を涌返る時に盪かし當へるを云ふなり、寶鏡出現章第三一書に扇天扇國と見え、古事記に山川悉動、國土皆震と有り、又神功皇后御紀に御船出立の時に、船師滿海、旌旗耀日、鼓吹起聲、山川悉振と云ふ事も有るなどを合せ考へて其状を知る可き事なりかし、（口訣に盪搖也、漢潮鼓盪者四海鳴動也と云へり、盪又蕩に同じ、通證に相如上林賦日。山陵爲之震動、川谷爲之

蕩漾と有り）〇山岳は神功皇后五十一年御紀に、今臣在レ下國如二山岳一とも有りて、字の如くにては山と岳との事なりながら、右に漢潮を云ひて其に並べたるは國土の皆を云ふ事なれども、其國土の中にても主と鳴響るは山岳なるが故に、國土と云はずして山岳とは云へれども、意は古事記に國土皆震と有ると同じ所なる者なり、此即ち後に言ゆる地震などの甚しく山嶺り地動けるを云ふなり、同記（神逐段）にも青山如二枯山一泣枯、河海者悉泣乾と有るが如く、御稜威の一速く健き大神に御在し坐せば、天に参上給へるにも斯る甚じき御事の御在し坐せるにぞ有りぬ可き、（但し其も御心の汚く御在し坐せるなどの謂には非ず、高天原にて日神の御疑有りし時に、誓給はむと御自より乞申出給へるにて、其明き御心は顯れたり）但し此は神性の雄健く御在し坐すが爲に然るにて、其とは異なりける事なれども、人世と成りても神等の御心の一速き時には有る事にて、天武天皇白鳳十三年御紀に、冬十月云々、大地震、擧レ國男女叫唱、不レ知二東西一、則山崩河涌、諸國郡官舍及百姓倉屋寺塔神社等破壞之類不レ可二勝數一云々、是夕有二鳴聲一如レ鼓聞二于東方一、有レ人曰、伊豆國西北二面自然增益三百餘丈、更作二一島一云々と有る、此は一島を作らせ給はむとての御事と同じ通たるに、大地を震動かし給ひて、其に遇へる諸國の人畜の死傷などの如きは顧させ給はざる如き事有り、又聖武天皇天平十四年御紀に、十一月壬子大隅國司言云々、空中有レ聲、野雉相驚、地大震動、丙寅遣二使於大隅國一、檢二問鼓聲一問二神命一と有りて、斯る地震などの有る時には神命を請問しめ給へるは、其一速び坐す神の御心を問奉りて、其御心の如く治め奉らせ給はむとなり、此を以て山岳鳴响國土震動くなど神の御健びに依る事を知りて、其元の元を原ねて和鎮め奉らずは有るべからず、（但右の二件は人世に常も有る地震の事なるを、此に引きて其

趣を同じ状に云ふは如何と思ふ人も有なむかなれども、山岳鳴動と云ふは國土皆震と云ふに同じけれど、異なる者としては何なる状とも知る可き由無きを如何にとかは爲む」〇爲之は右の以之に對へて令聞我多米國と謂べき事、前の儀に云へるが如し、多米は手繋にて向なる事我が手前に引附けて云ふ言なる可し、君が爲と云ふ時は我が爲す事を君の方に附くるなり、我が爲と云ふ時は人の爲す所を我が身に繋むるなり、是其義なり、古事記傳に素戔鳴神云爲日神一行甚状無と有る此一例を以て示さば、素戔鳴尊の状無き事を行給ふが日神の御上に状無く成るが故に爲とは云へるなり、是にて心得べし、（此も然り神性の雄健く御在し坐すは、素戔鳴尊の神性なり、其が來りて山岳が鳴响に至れるにて多米は手繋にて克合へり、）〇鳴响は國土の震動く音の怒るが如く響き聞ゆるなり、鳴は音有るにて、動けば自然に聲有るを云ひ、响は心動にて獸などの怒りて聲を立つるを云ふ言なり、古今集長歌に雲に吠けむ獸の云云、五代帝王物語に主上惡しくして御顚倒の有りけるを、御犬の立廻々り如法に吠へ參らせたり云々など有り、和名抄（毛詩傳）に曰虎狼聲也、吼牛鳴也、吠犬聲也、訓皆保由と有り、然れば假字は保由なり、（名義抄を見るに响と吼とは同字にて伊毘伎とも與婆布とも保由とも奈久とも見え、又傍に久知佐止布とも有り、通雅に焦詳孤鳴鶴鳴々と有り、然れば此字を取りて書かれたる者なり、）借此鳴响は右に引ける天武天皇御紀に鳴聲如鼓と見え、桓武天皇御紀に空中有聲と有り、又續紀に天平寳字八年十二月西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之堺、烟雲晦冥奔雷去來云々、沙石自聚化成三島云々、又天平神護二年六月己丑、大隅國神造新島震動不息、以故民多流亡と有るなどは、神の新島を作り給ふ震動なれども、其聲有るは即ち鳴响と云ひても同じ事なるなり、續後紀に承和四年三

日七日吐粟時六、日蓋吉澤美作神部穀夫、日置米屯生云々、題ニ昨年ニ右衛門非違使ニ新書ニ、逢國ニ雷云々、尚卯ニ竟ニ雪ニ黒ニ流穀ニ見タ、同十年四月己卯、南河陸守時高、去月十八日食時由陵地ニ震、其薬雨如麗、白木山ニ雷ニ雲ニ、皆雷聲大、卯時亦暗、其聲時得、作ニ地震ニ有るなどは、神の御業に因れる夫れども、其事間る寧ニなり、在事の同を得ずて思ふに、鳴動ると云ふ事はし、物の鳴る如くして甚々凌驚しかりつる例事にてこそは在りつらめ、〈然るに東國の夫は遂に依りて其からたりし者ニれば、思に明ると云ふ事に混ぬ係つらふ可きには非ず、其當の如くして鳴るが如く雷の聲とは云ふなり、〉○此間はない由彼の鳴動けりし其の故由を是に云々と云へるなり、○瑞作は神宇佐貫と訓あり、四時鴻生宜第二十卷に□作好ニ改モ、第二十卷に此神社ニ帝好ニ完志ニと有る作字は、皆□□□作貫と訓むべき字にして、〈傳七に註せるが如く、其は人の生くを云ふなれば、其作貫とは等しかれ〉、〈傳四、七にも引云へる云、今此に云はくせつ皇祖天神の御命を持ちて顯身と作出來る其物實にして、〉傳八に註せるが如く、天津御靈を以て人身と結べる事にし有れば、既く我身の上に取りて魂と云ふ物にて〈然る〉なり、〈但し多靈は皇祖天神より賜はる美御にて聖でを云ふ稱なりければ、自然に人の□□を云ふなる如くは反りよくる□□□に從ふなり、〉若て其靈に天神の御にて其方より來れる者なり、我身中に凝固りて其心とある事、譬へば父母に我身を生せる者には有れども、此身は出ごす身にて父母の身なる□と同じ事なり、然れば心は非と云ふ本にて皇□天神より來れる者の所なり、用心□合人は普□主田心なきなど心を言理と訓べ、古事記〈高津宮段〉に彼も不知所を帝陀通遠と此には心ぞ許々と訓み、遠諸葉を心太と云へるなど、許々呂は許讀と同じく、其許讀は凝り来りて固る意なる者なり、〈心を唯に許と云ふは凡當

思兼神と天兒屋命とは一神なるを、兒屋に眞へにて八意を倒反にせると云ふ論も有り、又中心を常細攣と云へるなど思合す可し、其委しき事は下なる同心同言と實統開明なる天兒屋命の傳に云ふべし、〕性とは其心の有の任に生れ附たる所を云ひて眞心の義なり、此は皇産靈天神の御靈に依て善はしく生れ着く物なるが、各其氣質に異なる所有りて幾千萬人と雖も人の面の如く同じからざる者にて、各其一人限に相異るが故に其類き物なりければ、其眞心の意より通ひて眞心なる可く思えたり、此事猶下に述ぶべし、（譬へば花を愛で月を賞ぶが如きは人々の心の等る所大凡一なる者なり、然りと雖も其愛づる上に種々の不同有り、賞ぶ上に品々の差等有りて終に一向には定る事能はざるが如し）然れば其性と云ふ者は人の眞心にして、直に靈隨なる者なり、猶紀同段第三一書に曰、然日神不慍、恒以平恕相容焉と見えたる、恒以平恕と云ふは即ち日神の神性に御在し坐す事、其に恒と有るを以て明らめ來る可し、然れば同じ同母兄弟にて同じ時に成出でませる御在し坐す神等の御上にても、天照大神は平恕なる神性に渡らせ給ひ、素戔嗚尊は、猛暴なる神性にて御在し坐せるなど、自然の御事にてかしも偶り餝らせ給ふ所無き御事なり、然れども有の二神の御本性を此を善と云ひ惡と云はゞ違ふ可し、此に溟渤鼓盪なり山岳鳴呴るなど有るを見よかし、神性暴惡と有るも惡く惡しき事の如くも伺はるれども、下に吾所生之兒何可以知有濁心、若所生是男者予以爲有清心と有るを誓せ給へるに、的當して男御子を得させ給ひて、其清明き御心を明らめ申すに至らせ給へり、是を以て神性の暴惡なるも性の惡には非ざる事を曉る可し、古事記に其後の事を因此言自我勝云而於勝佐備云々と有るなど、神性暴惡と云ふ所なる者なり、然は有れども御母神の御許に根國に罷むとは所思し乍ら、天照大神に請さむ事を啼

大神に申して其刺許を賜はらせ奉り給へるなど、其御崇敬の御有状見えたれば、其雄健なる御行の中に清く善はしき御本性は著明ければ、此を善と云はでは叶ふ可からむかし、（古人も譬へたる事には有れども、性は實に水の如し、雄健は河の如く、平穏は澤の如くなる可くや、河は水行きの激しき故に觸る者は必ず流して止めざるを、澤は然らず、其流來るを容れて餘さゞる是なり、又情は風の如く思は浪の如くなる可し、情は微なる思ひに情に導かれて顯はるゝ所の者なり、然れば性の雄健も平穏も欲とは異なれば、惡とは云ふべからず、善とも云ふべからず。）此大神の神性の雄健く御在し坐す御事は、猶古事記の大穴牟遲命の參到坐し所に即喚入而令寢其蛇室云々、亦來日夜者入吳公與蜂室云々、亦鳴鏑射入大野之中令採其矢、故入其野時、即以火燒廻其野云々、其父大神者思已死訖、出立其野、爾持其矢以奉之時、率入家而喚入八田間大室而令取其頭之虱云々、其大神以爲咋破吳公唾出而於心思愛而寢と有るが如き、其御子の到坐しゝ時の事なりければ、如何にも愛ほしく物爲させ給ふ可きに、却りて甚く害め徵し給ひ、其振抑させ給はざるを見行して御心に愛しく思ほし落著て御寢坐せるなり、然れば實に愛しくは思ほしつらめども、其御心を押隱し給ひて然は物爲させ給へるが、中々に愛の極みにて御在し坐すが故なり、所以に遂に大穴牟遲神を呼び給ひて意禮爲大國主神亦爲宇都志國玉神云々と宣ひて、終に其御本心は顯はし給へれども、神性の雄健さに任せて少かも顯させ給はざりしが如く、凡て此大神の御行ひ共は如此く雄健には御在し坐しつれども、下には得も云知らぬ愛たき御心坐せるぞかし、然れば此雄健を以て性の善惡を云ふ爲などは一向に云ふにも足らざる者なりけり、（此に又一譬を思附たり、天下を治むるに文を以て爲ると武を以て爲るとの二有るが如

し、文を以てするは仁義を以て教を垂れ民を導き治むるなり、武を以てするは兵權を以て威を示し民をして背かざらしむるなり、是即ち平忽と雄健と其道は水火の違有るが如しと雖も、其本性の善はしきに於ては異ならざるに似たり、德を以て懐くるも威を以て伏するも民を治め國を安くすと云ふ極意の同じと其實一なるなり、）然れば性と云ふは皇祖天神より授け給へる靈を吾には心と云ひて其心人の心と同じからず、平忽にも雄健にも、其身限りにて種々の氣質有る者を云ふなり。賢を佐加志と云ふも情の義にて、人みなに性の同き事其人限りに備有るを云ふなる可く、僻事を佐加志良と云ふは性癖にて、性は神隨なるを好む者なり、正しきを愛で直きに進む事を欲する者なるを、卽の て事を曲げ僻なる事は性有る人の爲べき事なれば、性の痴れる行ひと云ふ事なめり、傳四に不肖を佐賀那志と訓む事をも性無と說けるなど、右等の意其は皆人皆の性に本著きて云へるを思ふ可くなむ、〔性字說文に人之陽氣也性善者也從レ心生聲と有り、陽氣とは左氏傳に人生始化曰レ魄、既生レ魄陽曰レ魂、用レ物精多則魂魄强、是以有二精爽一至二於神明一、疏に魂魄神靈之名、附レ形之靈爲レ魄、附レ氣之神爲レ魂也と有る、氣に附る陽魂の由なる可し、又禮記に魂者神也陽也氣也魄者精也陰也形也と有るをも思ふ可し、然れば予が神に受くるを以て靈と云ひ吾が有と爲るを以て心とも云ひ、其心に生れ著く所に從ひて、差別有る者を性と云へるも此義に合へるを知るべし、然れども說文以下に陽魂と性とを一として云へる說無きは、孟軻が性善と荀卿が性惡との說に闇まされて未だ一定の說無きが故にて、又諸書に性の說には暗き者なりけり、論語に性相近也と云ひ董仲舒も性者生之質也質樸之謂など有り、〕○雄健は多鄒久志豆と訓むべし、此は傳六に註せるが如く、古事記に建速須佐之男命、書紀出現章に武素戔嗚尊とも申し奉れる御名に因みし事

す、其建速及武と同じ義の辭なる者なり、第一ノ一書に日神本知二素戔嗚尊有二武健陵レ物之意一と有る、武健なる多鄰久志以と訓みたり、綏靖天皇御紀に今汝特挺二神武一自誅二元惡一と見え萬葉六（三十四丁）に多鶴頰存仁、來有今夜四、秦所念、九（三十六丁）に牙喫建怒而、如己男爾負而者不有跡、十九（四十一丁）に麻須良多家手爾、美伎多豆流、二十（五十丁）に於保久米能、麻須良多家乎手乎など有る多鄰某も皆此に同じ、（口訣に雄健者武也、不レ爲レ之而然也と見えたり、此多鄰久の多鄰も高皇産靈尊など申す高も、共に氣勢の進み行くを云ふなり、傳一卷に云ふを見よ。）

偖此大神の神性を云へる件々を論ふ可し、四神出生章に此神有二勇悍以安忍一、且常以二哭泣一爲レ行、故令二國内人民多以夭折一、復使二青山變枯一と有る、勇悍以安忍は此の雄健と同じ事にて惡からぬを、其第一ノ一書に此性好二殘害一と云ふは心得ず、神性の雄健く御在し坐すが爲に物を殘害（ソコナヒヤブ）らせ給ふと雖も、好みて然爲させ給ふには非ず、觸るゝ所の物自然に殘害らるゝなれば其も良はしからず、又第二ノ一書に此神性惡常好二哭恚一と有るも如何なり、其は其哭給へるは其第六ノ一書に吾欲レ從二母於根國一、唯爲レ泣耳と有るが如く御母國を慕泣せ給へるなり、其を指して性惡と云ひて可からむや、其神性の雄健く御在すが故に然哭給へるに就ても、人にも國にも害とは成れりしにて、皆御自の御心より然思はして害ひ給ふには非ざれども、自然に然るなれば、右等を以て此大神の神性を惡しとは容易く申し難ければ、此傳を以て余は將はしく思へるなり、（但し其云ひ様の漢めかしきは文に引かるゝが故なれども、實に克相叶へる上には何ぞ此を取らざる可けむや、予は古より人の此大神を一途ひ荒振る惡しき神の如く申成し奉れるが心苦しく悒ろしくて、斯る事に至りては力を極めて論ふ事にて、記者は本よりの事にて世々の識者に對ひても此大神の御爲に許さゞる所

なり。」〇使ニ之然ー也は志加良志米給布也と訓むべし、此は天に昇坐す素戔嗚尊に固より然る御心は御在し坐さゞりけれども、神性の雄健く御在し坐すが故に其出立しの御有状なむ甚凌兢しかりつれば、自然にして然有りけりとて、此大神の暴惡なる御行に依て然るには非りける事を見はせる文なる者なり、下に「跋ニ渉雲霧ー」と申給へる事を見ても、彼神の上下には雲霧に乘て往來し給へるを、此神の神性雄健く御在し坐すが故に其雲霧にも任せ竟させ給はずして其上を蹈渡らせ給へるなり、（八洲起元章第二一書に「二神立ニ于天霧之中ー」云々と見え、常陸風土記に普都大神の復命し給ふ事を云へるに、「即乘ニ白雲ー還ニ昇蒼天ー」と有る如く雲霧には乘て立て給ふ物なるを、其上を蹈歩行かせ給へるなり。）借其は神性の武く又速く御在し坐すに依りて然有りけるなれども、其御行ひの上を他より見奉る時は、暴く惡しき神の如くも見えける故に國を奪ふならむかの御疑も有りつれども、天上に至り著かして天照大神に申し給へる御言に、「右の如く跋ニ渉雲霧ー遠自來參」と申し給ひて、御自は此事に因りて然る御疑などを請奉らむと迄には御心の著かせ給はざりしも、神性の武く速きに依りて然る餘響の有りて國土の震動くも、何も其惡しき事と迄は思ほし係給はざりし者なり、（極めて正しく直き人は、已に惡しき心も持たざれば、人の爲に疑を受くる程の事有りても、己が本心の正直なるに任ねて其を罪とも何とも思ひたらぬが如し。）〇素（モトヨリ）は第二一書に「日神本知ニ素戔嗚尊有ニ武健陵物之意ー」、神武天皇御紀に「饒速日命本（モトヨリ）知ニ天神慇懃ー」云々、「天皇素（モトヨリ）聞ニ饒速日命是自レ天降者ー」云々など紀中に多く、猶自レ本とも從來とも固（モトヨリ）とも書かれたり、天孫降臨章第五一書に「我知ニ本是吾兒ー」と有る本を渡自米余理と訓みたり、此にて自レ本は自レ何に同じき事を知るべし、持位は基（モト）歟の義なり、（歌詞には長々見えぬ事なれども、□□集に本よりも樣

に因りてなる神なれば云々、と有るも同じ、この事下に又云へり）○暴悪の字、阿良久阿志伎と訓めり、こゝなる字も訓る実に皆ふす、天孫降臨章第二一書に残賊強暴横悪之神と見えたる、其は古事記に道速振荒振神と有ると其意は一なる事にて、有は邪神荒鬼を云へる事なるに、其残賊横悪の字を助めて此に暴悪と書かれたる意を知難き事なり、又此暴悪の字を用ひるに、天武天皇六年紀に、詔曰、朕聞之、近日暴悪者多在巷里、是則王卿等之過也、或聞暴悪者也、頗之、忍不治、忽見悪人也、從之、從以不正、其遠見聞以不糾、豈有暴悪乎、是以自今以後、無言頼依、而上見下過、下察上暴、乃国家治焉と有り、借此は上より漸に出来れる方等ぬ神性の雄健しく勇健くこそは猶在し坐しけれ、何を以て暴く悪しとは申し奉らむ、餘りに可畏くて云はむ言さへ絶ゆる許になむ有りける、此は後記に乃参上天之時、山川悉動国土皆震、因天照太神明驚而詔云々と有るが如くに、天を轟もし國を轟もし雲霧を暁らの雲せる嵐の凌乾しかりつる故に驚かせ給へるにこそ有りけれ、未だ此時には善とも悪しとも所思し分れざる時なりければ、争でか暴く悪しと定めて詔ふ事の有らむ、（此も天照太神驚曰、吾弟之来豈以善意乎と云ふに直に續け見るに、古事記と同じ文の様なり、然れば上に此則神性雄健使之然也と有るも、其本傳に就て他より云ふ詞なれば、此も然らむかし、漢文の種に物習ひるとて其様には加へたるにか、）故思ふに暴悪を唯阿良毘米流事と訓むべきなる可し、後記（日代宮段）に倭健命の御事に就て於是天皇惟二其御子之建荒之情一と云ふ事有る、其に引合せ讀まむかとも思ひしかども、健には有に建猛健と已に有れば、暴悪の二字を阿良毘と訓みて叶ふ可くや有らむ、後有二勇悍以安忍一などは御荒びと申さむ、須事には非ざればなり、又大賊阿後紀に更に荒振神と云へるは書紀に同じ

る荒賊強暴横惡之神の類のみには非ず、凡て大神に觸穢ひ依來まして祟をなしき神を廣く云へるなるを、皆依來まして祟をなしきを荒ぶると云へる例は萬葉二（二十八丁）に故乃荒備勿行、又（二十九丁）住吉乃、荒備勿行、四（三十五丁）に貧業者、神毛不來者、濱、荒其公乎、見之悲左、十一（四十六丁）に楊領巾乃、白濱浪乃、不肯緣、荒振妹爾、戀乍曾居など此外にも猶多し、古へ人にも、故郷に在ら此物から我が傍に人の心の荒て見ゆらむと有る是なり。然れは此時大神の御許にも依來坐す祟をなしく御在し坐しける時なるから、自然に其御心の如くならぬ行も御在し坐しけるを云ふなめり、大殿祭詞に神等の伊須呂許比阿禮比坐、遷却祟神詞に天御舍之内に坐、皇神等は荒比給比健比給比事無志氏とも見えて、此等は正しき神の上にも云ふ事なれは此を以て當れる詞と爲べき者なり、〔但し荒振神と云ふは右に云へる如く邪神姦鬼を云ふ稱なれは、荒を流と申すだに可畏き心あれは憚れども、荒振神と云ふ時は常に荒振るを以て行と爲る神の稱と定まるを、荒毘坐と云ふは其事に當りて荒び坐す事に依りて全體の稱はざる者なり〕○來は伊帝久流と訓めり、下なる來參を麻韋企帝と訓むべき事故此に依りて定む可し、第二十一行に、は唯侍來具と有るをも、此と同じく訓み、第二十一行に在國以來者、實録開始爲第三十一行に復上來字と有るも右に同じ、古事記（高津宮段）に有山代國多須多多波延那須伊由久比賣久と有るは正しき事なり、又（崇神宮段）に天神之御子不可生海原、故參出到也、又（白檮原宮段）故自夕日之邊天神御子、又（日代宮段）明之大御食不參出來と有れど、皆同じく參と來とを重ねたる語なる者なり、（萬葉十六に、參將來哉、令參來侍、十九に參來之、同毛有音と有は參入來の意なれども一なり、又十八に、在保世毛之、國之二十に、

匿之事と有などは、巻末の册に出の言有なり。）〇狀は渙渤鼓濤および山岳鳴响ゆる有狀を云へり、口訣に來言之趣者山海鳴濤也と有る如くなり、此も天孫降臨章第一ノ一書に其陳ニ不レ降之狀ーと有る狀をも加多知と訓は惡かり、佐麻に訓むべし、續紀第一詔に故如此之狀乎聞食悟而、款將仕奉人者、其仕奉良牟狀隨品々、讃賜上賜治賜云々、第二詔に汝藤原朝臣乃仕奉狀者、第七詔に劉雲乃狀言賜倍良、第十四詔に此狀悟而人乃見可咎事和射奈世、第二十七詔に隱行年加久爾狀云々と有り、桐壺卷に狀異なる御魂成しに依てこそ云々とも見ゆ、言義其質と云ふ事なる可し、古事記に八拳須至ニ于心前ー啼伊佐知伎也と云ひて、次に其泣狀者云々と事質を細しく述べたるを以て、狀は其眞實の其と指す者を明せる由を合せ考ふ可し、又有狀と云ふは有其質なる可く樣々と云ふも其通の事質の幾許も有るを云ふなる可し、（若て佐を其と云ふは其眞質なる物を其と指定めたる義なるが故なり、加多知と云ふ事は神世七代章第一ノ一書に見えたるを已に傳二ノ卷に云へり。）〇至聞は二字を引合せて伎許志賣志氏と訓みて至字は訓むべからざるなり、然訓む時は皇國の古言の狀には非ず、借此を古事記には山川悉動國土皆震、爾天照大御神聞驚而と有りて、御直に聞食し驚かせ給へる趣なるを此は然らず、素戔嗚尊の神性雄健く御在し坐すが爲に殊更に荒びたる御給はむの御心は坐さゞれども、其物騒がしきに怒れて其來ます狀を矢聞せる神の言を此にて先づ聞食して驚かせ給へるなり、〇寶鏡開始章第三ノ一書に遁復扇ニ天扇閉上ニ磐戸ー時天鈿女見之而告言於日神ー也と有るを合せて曉る可し、〔但し其に遁復と有て再上り坐せる趣に傳へたるに異なり、此時の御事の然ハ續ひたる者なれば、其心得無くては有るべからず、）〇勃然は佐姫理聞と訓めり、靈異記に勃然二合忽也と有るに依りて多知麻知閑と訓むべく思ゆ、但し勃然は支

通證に怒也と有るに泥みて、纂疏などにも怒多也と註させ給へれども然らず、此時は御疑の御心こそは御在し坐しけれ未だ御怒を發し給ふ可き所に非ざれば、強く驚かせ給ふを云ふなり、總て物の甚しきを盛と云ふは、續紀第廿二詔に愛盛自二十人等爾冠位上賜、萬葉五（三十一丁）に神奈我良、愛能盛爾と有るなども、愛づる事の強く甚しきを云ふなり、花の咲く時の甚しきを咲の盛と云ひ、人（ヒト）となり世に時めきて甚じく傷らるゝ頃を盛年と云ふなども同じ義なる者なり、然れば此に勃然而驚曰と有るに、上章第六一書に大驚之曰と有るも意は然耳異らざりける者なるをや、（然れば斯る所など字に泥む時は甚く義を取誤る事多在り、孟子に勃然變乎色と有るに合せ說く可からず、名義抄に美陀流、又伊作牟、又麻加流、又閉波加閉など云ふ訓の有るも考合す可し、）○驚曰は古事記にも爾天照大御神驚而詔云々と有り、此古語傳八に云へり、次なる寶鏡開始章に驚動（オドロカシ）とも書かれたれば、音驚（オトドロキ）にて物の音を聞て恐れ騒ぐに出でたる言なる可し、上に云へる鼓（トドロ）の詁をも合せ考ふ可き者なり、威權の字などを於杼須と訓み、源氏物語などに於杼呂々々々志字と云ふ語の有るも皆此類なり（又物語などに何事ぞ出來れ、此事を言出して驚かし苦しめむと言へる語の於杼志具佐と云ふ事も見ゆ、）○吾弟（アガナセノミコト）は古事記に此を我那勢命之上來由者云々と有るに依て訓ませたり、（第一、一書第二一書及寶鏡開始章第三一書などにも往々見えたるも同じ、上章第六一書に吾夫君（アガナセノミコト）尊又吾妹など有るは御夫婦の御間に云ふ事なるを、此には御兄弟の御上にも申せるなり、仁賢天皇六年御紀に古者不レ言二兄弟長幼一、女以レ男稱レ兄、男以レ女稱レ妹と有るが如く、此神は日神の御爲には御弟に坐せども吾那勢命と宣給ひ、又古事記には須佐之男命の御言にも吾者天照大御神之伊呂勢者也と佗に對ひて宣給へる事有るも是なり、（古今集序にも此神の御事を天照大神の[illegible]

の謂なり」と云へり、弟字をば兄人にて此の兄弟と云ふに同じ、）〇來は第一、一書に爲昇來」音、下第六三一書者爲所以上來」と有り、古事記にも上來由者と有るに依て來字を能煩理伎世流と訓むべし、然るに上に引ける如く來字をも麻韋久流と訓める例も有ればなり、又上に乃昇詣之於天」也と有り、此に至詣來之旨」と有るからは必す右の如くならでは辭の調も悪しく又上下の照應も宜しからざるが爲なり、（本に佐多流許登と有れども無下に謬しく俗びたる言なり、何方までも古意を求め古語を原ねて麗はしく訓附くべきことなり、）〇豈以善意」乎は豈宇流波斯伎意■作米夜母と訓むべし、第一、一書に非有善意」、下第六三一書に非有好意」と見え、古事記にも必不有善心」と有り、記傳七（三十三丁）に善心は師の宇流波斯伎心と訓まれたるに從ふ可し、此記には書紀神代下卷に友善と有るを此記には愛友と有り、善字の意にて漢籍にも如此狀の善字は古より宇流波斯と訓めり、人の交らひの睦まかにて異しき心無きを云へり」と有るが實に然る言なる、「此事傳八卷に云へるをも見合す可し、又記傳に此六に汝心之清明と有るを合せて此も阿加伎心と訓むべくも思はれしかども、猶思へば書紀には彼所を汝何之赤心汝心同意などは書きて、此の善心をば善意又好意と書けれは、本より赤とは別言と聞えたり」と云はれたるも實に然ることなり、）〇詣は於母布留と訓めり、其來詣る狀の甚く荒きに就て所思し違ひ坐給ふなり、此字の例は神武天皇御紀に聞於鹽土老翁」曰、東方有美地」、青山四周、亦有乘天磐船」而飛降者」、余謂彼地云々、厥飛降者謂是云々」賊と有ると同じ格なり、「如此く人の狀態に依り其の所言に依りて其の心を推量るを謂とは云へるなり、其字盡本岡にも註せり、）此を雖に漢文の格と思ひ棄つべからず、他人の狀態を見又其所言を聞きては何れの人か其來由を思はざらむ、此に其考へて

如此ちやと思ひ取る事なりかし）○當レ有ニ奪レ國之志一歟は阿良宇婆波牟吾須留志生流加毛と訓むべし、第二一書に必
當レ奪ニ我天原一と有るが如く國と云ふは即ち天原を云ふなり、下章第三一書に必欲レ奪ニ我之國一者歟と有るを古事記に
も右に同じく欲レ奪ニ我國一耳と有り、續紀第十九詔に天日嗣高御座乎加蘇毛將盜止爲而、惡逆在奴久奈多を夫能
麼比云々、第廿八詔に逆在穢奴仲末呂伊、詐姦心乎以天兵乎發朝庭乎傾動武止之天鈴印乎奪、復皇位乎掠天云々とも有り
て、奪は掠むるに近き詞なり、此は七（三十四丁）に萬葉九（十九丁）に由吉難伴佐道、有婆比作奈須、有不
前婆奈てふ言見えたり、借此何我國者奪奴年吾須持高須國年代と訓むべし、例に引くは長けれど、神武天皇紀に長髓
彥聞之曰、夫天神子等所ニ以來一者、必將レ奪ニ我國一云々と有る此の狀况似たり」と云はれき、猶其下にも何更奪ニ天神
子一以奪ニ人地一乎と有り、又古事記（上卷高宮段）に蘭天皇悔恨而悪ニ作ニ人奪ニ其地一、故詳曰、不レ得レ地作也と有
りて、得と奪とを照し應ぜしめ書かれたり、故思ふに宇婆布は得延にて我がものとして人の得たるを得しめ有と
の謂にぞ有りぬ可き、（又與奪と云ふ事有り、此は授くるなり受くるなり、奪の本は其なれども奪と云ふ時は奪ニ國
など同じ、白虎通と云ふ物に奪者取也、取也、日庶奪ニ嫡嫡奪一不レ引奪取ニ其位一也と云へる事も有るなり」）○志は字
の如く訓むべし、心の指趣く所を志とは云ふなり、上に以ニ惡意一乎は古凡の御心を云ひ、此は天原に奪はむと思ひて升來
坐せる其の御心の指趣く所は奪ニ國一歟と疑ひ給へるなり、古今集に心ざし深く染めてし折りければ消えあへぬ雪の花と見
ゆらむ」拾遺集物名に佐須賀を隠して心佐須賀なる忍べとぞ思ふ」と詠めるなれど、此の志を云ふなり、古文に其志也八心[illegible]
レ心且亜赤事と見えたり、然れば志は意に同じきなり、古文に其志也八心有言面[illegible]と有り、意は心主に

て來る心の走て行く所を云ふ也、拾遺集物名に芭蕉を小婆世貴婆」と有り、漢籍に多く讀意と有るも自然に當れり、」〇數ま柱の御靜なり、第二一書に天照大神疑ニ爲有ニ惡心ニと有が如く、天照大神は素より素戔嗚尊の猛く荒び給ふ御事は知有つれども、天上に昇詣坐す御事に就ても疑はせさせ御在し坐さゞりしを、此度の御有状の餘りに甚しき御有實なりしかば、此に至りて始めて御疑の大御心出來させ御在し坐しゝ者也、然れば此數と下章第三一書なる必欲ニ奪ニ我之國ニ歟とは其意味を得て知るべき所なる者なり、但素戔嗚尊には然る御心は御在し坐さゞりつれども、然疑はれ奉り給へりし故に、御誓の御事出來りて實に清く明らかに御在し坐せりし御心を明らめ申すに至りて、高照る日靈の御子を相共に成し出で奉らせ給へりしかば、此御疑の起れるも其を明らめ申すも共に得去らぬ道有りて然は成行し者にて、共に此ぞ皇祖天神の相須坐す御績に因れる事にぞ有るべき、」然れば此數の御靜は此章に有らゆる御事の始なり見えたり、容易く見過し奉る可き所には非ざりける者なり、」〇夫父母既任ニ諸子ニ各有ニ其境ニは四神出生章に所見たる珍子等に御事任しの有りつる御事なり、父母を加伊呂波と云ふ事傳六に云へり、此に對へて此事を下に但父母已有ニ所生ニ云々と有り、〇任ニ諸子ニは上章第六一書又第十一一書に伊弉諾尊勅ニ任三子ニ曰云々と有るに、諸子は皇太神には御同胞の神には御在し坐せども、此は其御父母の御事に對へて然宣へる者なり、任は許舍與世氐と訓めり、古事記に汝命者所ニ知ニ高天原ニ矣事依而賜也、又汝命者所レ知ニ夜之食國ニ矣事依也、又汝命者所レ知ニ海原ニ矣事依也と有る諸子の御事依しを云ふなり、（傳八卷に勅任の事を委しく註せれば其を合せ讀むべし、與世は與佐斯を約たる由人も知れるが如し、）〇各は已母已母にて天照大神素戔嗚尊二柱の御事なり、此珍子を三と爲て別に月夜見尊の加はり

たるは其赤名なるが二神の如く傳はれるにて其誤なる事、傳六より始めて委々説明らめたるが如し、古事記には此を故各隨ニ依ニ賜之命ニ所ニ知看ニ之中、速須佐之男命不レ知ニ所ニ命之國ニと有るを、此には天照大神の御言と爲されども、皆から古語の状にも非ざれば意を得て加へたりし文にもや有らむ、（夫父母云々より敢寬ニ縣此處ニ乎に至る二十六字は殊更に耳立ちて聞悪き心ちして全く古傳とも思はれず。）○其境は日神は天上素戔嗚尊には顯國と各依され奉り給ひて、其所知看す界限を佐加比とは云ふなり、神武天皇御紀に邑有レ君、村有レ長、各自分レ疆、用相凌躒と有る、疆を佐加比に訓疆理と訓みたるも此と一なり、萬葉六（二十丁）に大王之、界賜跡、山守居、守云山爾、不入者不止と有るも、其所さへて我領居る限を以て界(サカヒ)とは云へるなり、五（三十一丁）に唐能、遠境爾、都加播佐禮、麻都利伊麻斯、七（二三十三丁）に遠津國、黄泉乃界丹、蔓都多乃、各々向々、天雲乃、別石往者など有るは其往去る限を然云へるなり、倍境と云ふ事は成務天皇五年御紀に、隔(サカヒ)ニ山河ニ而分ニ國縣ニ、隨ニ阡陌ニ以定ニ邑里ニと有りて、令ニ諸國ニ以國郡立ニ造長ニ、縣邑置ニ稻置ニと有るは、各有ニ其境ニと云ふに似たる事なり、又天武天皇十二年御紀に巡ニ行天下ニ限ニ分諸國之境堺ニとも有り、有の隔をも限分をも境堺をも共に佐加比と訓めり、倍姓氏錄（攝津國皇別）に坂合部連大彥命之後也、允恭天皇御世造ニ立國境之標ニ、因賜ニ姓坂合部連ニと有る如く、國境は坂と坂と合ふ所に定めたるに因りて、其界を坂合と云ふ事と聞えたるが上代より地界を定むる古法なる可し、（但し然る顯國にて遙に後に出來りし事を以て皇太神の宣命はむ事如何なれ、然れば各有ニ其境ニは各有ニ其國ニと輕々見て有りぬ可からし。）○有をも母都と訓めり、手持の意なれり、各其境を分て所知食す令給へる御事なり、○如何は古事記に何故上來と問ひ給へるが如くかの給へる意味有

り、斯る偶類多し、同記に何由以汝不レ治二事依之國一而哭伊佐知流、又は何由以天宇受賣者爲レ樂、亦八百萬神諸咲と
も何至二于八年一不二復奏一、或は何處奈津日高之詳患所由と有るなど、物を問係る中に必むる方を主として云ふ稱なる
所なり、（作二上に、此伊知爾昔と云ふ事を奈爾叙と云ひ奈爾叙後と云ひて人をせむる詞、今も俗に用ふる即此如何に
同じ、）○當競は惠具須倍岐と訓むべし、謂者の御心は上に吾今奉レ教將レ就二根國一と有るを承けて有せたる言なれど
も、其にては合はぬ事有り、下に日神の問ひ給へりし時に父母已有二嚴勅一、將三永就二乎根國一云々と見え、古事記には妣
に奉しくして僕欲レ罷二妣國根之堅州國一、故哭と有るなど、僕者無二邪心一、唯大御神之命以問二賜僕之哭伊佐知流之事一故白都具久、僕欲レ往二
妣國一以哭、爾大御神詔、汝者不レ可レ在二此國一而神夜良比爾夜良比賜、故以爲下請二將レ罷往之狀一參上上耳云々と有る所も如
く、此より後に素戔嗚尊と申さず給へるに依て所知し食ける御事にて、此時の日神の御心には此天原を所知食す神な
り、素戔嗚尊は天下を所知食す神なるに、其治す可き國を除て此に上來坐るは云々と思食して如此宣へる所なれば、
當競之國を根國としては上下の文と調々に遠覚る者なるをや、（又此に父母既任二諸子一は然る事なれども、下なる根
國に入坐す事を父母已有二嚴勅一と云へるも後々正實の旨に合はざるなり、又口訣に當競之國根國也と云へるも誤なる
事右に云へる如くなる者なり、）○爰適は上章第六ノ書に素戔嗚尊者可三以治二天下一也と有る天下を所知食し御在し坐
さずして天に参上らせ給ふが故に、其天下を爰適か世給ふなり物を棄て置くが如くに其事を忘れ給へるを云へり、
萬葉五（三十八丁）に宇都毛々爾、花淀不有、十二（二十五丁）に吉良、打棄人哉、又（二十八丁）爾喜淀有、妹
毛吾者打棄乙と有るに依りて字都毛氏就々と訓むべきなり、○東は下にも吾何故事去と見え、舊事紀には吾何

敢弘以安乎など有り、日本紀に敢果也と注せるが如し、續紀第廿五詔に奈何久不自奈支事、敢毛白人者不在、第廿六詔に乾政官大臣在牟敢天仕奉倍伎人無時波空久置氐在官爾在利云々、多爾遍重不勅止毛敢倍之家牟止毛所念、第三十六詔に太政大臣乃官乎授末都流仁敢多比奉布倍伎人那岐念、第四十一詔に其貴支臨大天地乃御心乎念氐畏支物念、第四十四詔に進毛敢倍之天朕爾奉給氐獨人爾不奉仕毛など見えたり、第五詔に進奈牟倒爾何事毛不堪止毛敢流力弱之不堪負、荷と有る堪に同じ意なり、此を歌詞には用ひて萬葉三（四十丁）に安倍而持出来、輪流有之頭氣師、九（八丁）に自神之、礒浦箕乎、敢而持勤、十七（二十丁）に布奈太所宇知奥、安倍良可婆麻美支米なり有るは、螺のなる意なり、又十一（二十八丁）に人心者、間守不敢物、又（四十六丁）白滑、浪乃不肯登、十五（二十六丁）に安使佐禮婆、於久都由之毛爾、安倍之之室、十八（十七丁）に宇麻爾古非許婆、母奈比安倍牟可婆、十九（三十丁）に可久吉米婆、貴伊須久安我未、夜太志安倍牟可林と有るは物に堪ふるを云ふなり、名義抄に敢を阿倍且とも逢とも須須牟とも於加須とも加志古麻流とも訓めり此にて其義を明らむ可し、（新撰字鏡に云は）く、敢は堪と通へり、不レ惧と譯す、進爲也と註せり、敢告二天地之神一など云ふは轉じて作レ肯の意なり、不レ敢は敢て何せずと訓み、敢不は敢て何爲ざらむやと訓むの例なり、又肯を訓めり納得する意なりと云へり、可也と註せり、又不レ敢は不レ果なり、不レ果は十分ならぬを云へり、又阿倍那志は物の飽き事に云へり、河海に無限の義と云へり、一日此屋は有に奈國と有る國にて即ち天原を云ふ、然れば天國と訓むべきなり、〇寬紫は宇加豆布なり字彙ふるの義なる可し、日本紀に寬小見霊等也と云ひ、要疏に私毘慮也と注させ給へる如く私に其間を使ふを云ふなり、萬葉八

（四十二丁）に此居爾、小牡鹿履起、宇加濃良比、十（六十三丁）に竊良布、蹐見由宇之など有る宇加蘆良布に竊狙ふを云へり、此も其本一なる言なる可し、（通證に漢書敍傳曰闚両隗囂有二窺観之志一、劉琨勸進表狡猾窺窬、文選註窬與レ観同と見ゆ。）然れども此は甚々味氣無き言なる者なり、此神御父大神より御許を得て天に參上り給ひ使間に罷なむと爲給ふ狀を申させ給ひに出坐し〻事には有れども、其神性の雄健が爲に溟渤鼓盪より山岳鳴响へて甚驚々しかりつるに依りて、我天原を奪はむと思ほすにかと日神の御疑は受奉らせ給ひしか共、私に竊ひて日神を狙ひ奉るなど云ふ狀なる御事はしも御在し坐さゞるに、中世の如何なる人か然る僻事は書入れて日神の御上にも素戔嗚尊の御爲にも有るべくも非ざる謂なき事は交へたりけむ、夫父母云々より此句に至る迄の二十六字は古事記及其餘の一書の趣にも合はず、決めて古傳には非ざる者なる可し、（名義抄に竊を宇加賀布とも能絞久とも比曾加とも波伽理許登とも有り、又窬は穿也とも盜也とも註して宇加賀布と訓めり、何にしても此件に似著しからざる者なり。）○乃云々は第一一書に乃設二丈夫武備一云々と有り、下章第三一書に吾雖二婦女一何當レ避乎、乃躬裝二武備一云々と見えたるを、此と古事記は其武き備を大御身に著裝はし給へる御有狀を委曲に傳へたりし者なり。○結レ髮爲レ髻は第一一書に設二丈夫武備一と有るが如く大御身の萬事を丈夫（マスラヲ）の裝に成させ給へる初なり、此は神功皇后御紀に吾婦女之加以二不肖一、然暫假二男貌一強起二雄略一と有りて、其先に皇后還二詣橿日浦一解レ髮臨レ海曰云々、是以令頭滌二海水一、若有レ驗者髮自分爲レ兩、卽入レ海洗レ之髮自分也、皇后便結レ分髮一而爲レ髻と有と同じ御狀なる者なり、此の御事古事記には卽解二御髮一纏二御美豆羅一と有り、（古事記日代宮段に倭建命の熊曾を取に出坐せる所に、當二此之時一其御髮結レ額也と有るは御髮の御事なり、其

下に如童女之髪一椎ニ垂其結餘髪一と有るは、此にては女の状に物し給へるにて此の反なり。」記傳七（三十四丁）に今此に解と有を書紀には結髪と有る、解と結と大違へるに似たり、故猶考ふるに、先づ凡て女は年長て髪結ふは上代よりの義なるに、飛鳥淨御原宮御宇天皇十一年紀に、自今以後男女悉結レ髪と有るを思ふに、上代に結アゲと云ひしは末を一に集め擧げて結て其末は後へ垂れたりけむを、彼紀に結と有るは頭上に結び縮ねて髻と成すを云ふなる可し、髻とは一に縮ねたるを云ふなり、彼男の二に分けたる美豆良とは異なり、借同十三年には女年四十以上髪之結不結任レ意也と有りて、又朱鳥元年紀に婦女垂髪于背猶如レ故と有るは、彼上代よりの風の如く爲よと也、此十五年の紀以後の萬葉の歌にも髪結る事を多く詠めるは、其末を結ぶ事にて末は垂るなれば彼紀に違ふ事無し、借此に解と有るは其本を結たる所を解くなり、神功皇后の解髪と有るも是なり、書紀に結髪と有るは末の垂れたるを擧げてなり、然れば言は異れども實は同事にて違へるに非ず、此事能くせずは人の思惑ふ可き者ぞ」と云はれたるに、彼紀の解御髪一と此の結髪とに因りて甚明らかなる證なる者なり、（此に就て御紀を再讀見るに、右の十三年紀の後に別勅覡之類不レ在二結髪之例一と云ふ文有り、其は巫覡は神に奉仕る者なる故に、右の十一年紀の時にも結髪る例には入ざりしかば、神代よりの任に垂髪于背に令結給ひて其意には任する事を許させざりしなり）然るに文武天皇御紀に慶雲二年十二月乙丑、令天下婦女自レ非神部齋宮宮人及老嫗一皆髻髪（語在前紀）と有るは、右の十一年の制に立復れるなり、語在前紀とは其を指したるなり、然れども此も被行れずして猶前の垂髪にてこそ有りけらし、猶扨人の髪の様は本居翁の說も有れども、今按云はむには先づ髫髪少なる時髪毛を額に束ねる頃を目刺と云ふ、古今集に

日向を、小隠鏤の殯立くならし髪長比賣の日向國より大神に祈え渡し」と見えたるは、古事記に皆を未滿十と見え髪をも然言るにあらず、未だに其より垂れて其髪の頭に在る事を結髪と云ふ、萬葉十六（八丁）に云云之時、竹取翁歌に緑子之若子蚊見一髪綏す少女、蝶の命屋處見、打綸、宇誌時流見に有て、取束て總角と爲し、結上して結髪とも成して、其後は又わらはに委なり垂しきに任せたる髪にて、和名抄に髫髪和名宇奈爲以佐、俗云奈比之是也とあり、一然ては若の若髪の頭には髪束ねて總角にも結しく有なりけり。和名抄に總角和名阿介萬伎とあり。然れば又總角兒は結ふ爲たりしにこそ）若て其若髪の頭は髪を二に分け別けて垂れたりけらし、萬葉十一（十七丁）に振別之、髪乎短彌、青草、髪爾多久濫、妹乎師念於持布とも有るを、若髪は二に分て垂るる事なる故に男子の如く總角にも結たるならあり、伊勢物語に競べ來し振別髪も肩過ぎぬ君ならずして、誰か擧ぐべき」と有るは、頭より離れて肩に及ぶ頃なりければ、大人の如く束ぬる事にて有りけるなり、此を放髪と云ふ、萬葉二（十六丁）に多氣婆奴禮、多香根者長寸、妹之髪と、長くなれて束ぬれば長しと云ふ事を詠みたるには更なり、又七（二十三丁）に未通女等之、放髪乎、木綿山と有るなり、九（三十五丁）に髪髻之、髪咲負着之、八年兒之、片生乃時從、小放髪、髪多久麻庭爾と有るは、七八歳許の頃は髪も未だ結はざる者なる由にて、謂ゆる若髪なるを、小放に頭を小放れて在るを云ひ、髪多久は髪結にて即束ぬる事なり、十三（二十四丁）は都追蘇花、爾太遠遠貴、作髪花、左可遠遠貴云々、夏八年子、而髪具、和子乎過と有る、和子は我身と云ふ事にて、此も八年兒の時は放たりしも、終に立延て我身を續けむと云へば放髪を云ふなり、十六（十六丁）に童女波奈理髪、髪上都具武可と有るに、童女と放髪と二人の事に聞ゆるに依いて、改いて宇奈

爲放髮曁部良武香と、童女より放髮に移りて髮を結ぶ頃ほひにも重れるかと、其年比より云々を云へるを考合す可し、又其所に若冠女曰二放髮丱一矣と有り、（但し其結ぶに二有り、右に云へる如く髻髮の程に髮を結ぶは頭上に結て總角の如く爲る事なるが、放髮の時は已に長て大人の如く束ねて後に垂るゝなり、其差別の辨へ無くては有るべからず、假令思ふに目刺は四五歳より七八歳の間なる可く、九卷に八年兒之片生之時從と有れば、髻髮は八九歳より十二三歳の間なる可く、放髮は十四五歳より二十歳位迄の其間なる可し、右に若冠女曰二放髮丱一矣と有る、若は尚書に二十曰レ弱と有るを、韻會に今人謂レ弱爲レ若と云へるを考ふ可し、其よりは大人の例なり、丱字毛詩注に幼稚兩角貌と云へり、又字書に束レ髮貌と有るなり）假令又常の女の髮結ふ事を萬葉七（二十一丁）に、直櫛用、掻上栲島と係て云へるは、櫛を以て髮を褰げ結る由にて、此栲は右に髮多久と有ると同じ語なり、十一（二十八丁）に妹之髮上二竹葉野之と有るを、冠辭考に髮を結ると係れり（中略）八年兒迄は未短く剪て有るを、其過ても未を結はでで下へ掻別けて置けば、放髮とも振分髮とも云ふを、能程に生ては額を上へ掻上げて中を結て末をば垂しぬるとも見ゆ、其を髮を上ぐとも結たぐとも掻入ともも云ふなる可し」と云はれたり、然れば上に云へるが如く、古に髮を結と云ひしは本を束ねて後へ垂るゝを云ふなり、狹衣に、御髮(オホンクシ)は行方も知らず艶々(ツヤく)と委(タワ)はり」と見え、今も須陪良加志と云ふ有にぞ有りけらし、然れば慶雲の度に詔有りしかども猶行はれざりけるにこそ、（北史倭傳に、男子皆レ髮於兩耳上、婦人束二髮於後一と云ひ、或曲漫筆に、倭國婦人髮長散披在レ後と見え、全浙兵制日本風土記に女子富貴者披レ髮綰折、貧常以レ髮束縛以便二二用一と有り、通鑑に後漢曰、古俗婦人束二髮於額上一垂二餘於背後一以插レ梳也、今宮人謂二之堕一者是其遺也と

云へり、苟合すべし）の髻の時は古事記には「解御髪、纏御美豆良」而乃於左右御美豆良」と有るを、此には結髪爲髻と有るは、結束ねて垂し給へる御髪を解して御髻に上げ給へる由、右に云へるが如し、御髻の左右に在ることは、此第三十四葉以下第三十一葉に明らかなるを、猶古事記の黄泉國段、御宇氣比段共に所見たるが如し、武紀六十一丁に御美豆良は上代に男の御装にて髪を左右へ分けて結絡ねたる者なり、書紀に息長足姫尊の橿日浦にして御髪を解して海に入り洗ひ給ひて出給ふに御髪自分れたるを、即ち其分れたる任に結て髻と爲給ふ事有るも、假に男貌と爲給ふなり」と見えたるが如し、（箋疏に國俗婦人垂髪男子綰髪、故綰垂之髪而假男子之相也と有るが如く、大丈夫の武く雄々しき御貌に作り給ふなり）景行天皇御紀に束髪於額と有るを比佐基波那志と訓みて、其本註に古俗年少兒年十五六間束髪於額、十七八間分爲角子、今亦然之と有り、此に景行天皇二十七年御紀に遣日本武尊令撃熊襲、時年十六と有るを、古事記に當其此之時其御髪結額也と有るは、此には御年を云はざるが故に御髪の結様を以て御年を知らせたる者にして、右に十五六間束髪於額と云へるに合へるなり、然れども十五六間と有るに幼稚き時より其間に至る迄と云ふ事、又十七八間と有るも壯年より老に至る間と云ふ事にて、此にて髪の結様の異なる事を云へるにて、古俗年少兒は束髪於額と云ふ迄に係れる耳なるを曉るべし、允恭天皇御紀に天皇自啟之云、於總角仁惠儉下、及壯篤特と見えたる、彼總は若髪にて童形の御時を申し、總角は右の束髪於額の御時を申し、壯は男盛と謂ふて廿歳以後の御事を申せるなり、髪にて年齢を定むる古法を知るに足れりと云ふべし、然れば萬葉十一（十二丁）に肥人、額髪結在、染木綿染心、我忘哉と有るも、額に髪を束ぬるは年少の事にて、長じては角子に結

ふ事なるを、塵人の何時も同じさまを賞へるなり、下に我忘貴と有るを以て聞く可き歌なり、然れば古と雖も年少なる時は額上に一方に結束ねて瓠花の如く物飾たる事にて、其を分て旁に結るは壯年より後の事なる者なり、（上に引ける萬葉十六卷竹取翁歌に、信櫛持（マグシモテ）、於是蚊寸垂（コヽニカキタレ）、取束（トリツガネ）、擧而裳纏見（アゲテモマキミ）、解亂（トキミダリ）、童兒丹成見（ウナヰコニナシミ）と詠めるが如く、其分髮の頃の女子の髮は却りて總角に結たる事なるに考合す可き者なり）右の角子即美豆良なる由記傳に云はれたるが如し、萬葉七（二十八丁）に青角髮、依網原と有るを或解者に、神代紀に天吉葛此云二阿摩能與佐圖羅一と有りて、此眞作圖羅は瓠の實にて莖も葉も世に青ければ然云係けたり」と云はれたれども委しからず、青角髮は青瓠實と云ふ事にて其實は即瓠の事なり、若て十五六間束髮於額は年少の時には瓠花の如くに結び、十七八間分爲二角子一と云ふは壯年よりは瓠實の狀に結へるにて、花より實に移るを云ふなる可し、若て推古天皇十一年御紀に始行二冠位一云々并十二階並以二當色絁一縫之、頂撮總如レ囊而著レ縁焉と有るも、囊の如くして覆へる耳と通りれば、角子の狀は異らざりけらし萬葉二十（二十九丁）に阿母刀自母、多麻爾母賀母夜、伊多太伎弖、美都良乃奈可爾、阿敝麻可麻久母と有る、其に天平勝寶七年の歌なるに、冠を著ざる輩は晩年にても有りし趣なり、（通證にも右の御紀を引きて北史倭國傳曰、男子髮於兩耳上一、至レ隋其王制レ冠、此也云々、天武天皇御紀曰、男女始結レ髮、仍著二漆紗冠一、又云此男子結髮女亦束と云へり」倭記傳に右の萬葉七の角髮を引きて、左右に在るが角の如くなる故に斯る稱は有るなり」と云はれたり、右の角子又は總角（アゲマキ）などにも角字は書ける事其意なり、日本紀に傳舊唐書結髮左右也と有る是なり、和名抄に舊唐書云此々利髮也、髻首名美豆良、一云同上同屈髮也と見ゆ、源氏物語桐壺（三十丁）に取にて指すで髮すで結で云々、前

裝束卷（二十六丁）に傳の美豆良に額許の寫しさを見せて云々など見えたり、然れば榊笙（十九丁）に圖かれたる御額髮云々、又同卷（二十二丁）に、御額髮の滑圓かれたる云々と云ふも有と異には非ざる可し、（右に引ける肥人の額髮の如くには非されども、何れ美豆良は頂よりは額に寄せて結ふ物なる故に、美豆良に額許の云々と云ひ、又其所在を以て御額髮と耳も云ふなる可し、名義抄には、鬢を毛止々利と有りて美豆良と云ふ訓無し、下に云ふべし」江次第に、幼主之時直ニ鬟鬌ニと有る鬟鬌は、美豆良を訛れる事已に古說の如くなるが、時珍も耳前毛と云ひて俗に耳の邊の鬢と云へば、卷に鬢の連と云ふ物の如くに成れるなり、釋進義に美豆良用ニ組束ニ髮也と見ゆ、倚台記天永四年四月日主上御元服條に、主上取ニ左方髮ニ沙汰并總角事ニ入ニ第三睽ニ云々、又山槐記に治承四年四月廿二日甲辰、今上皇帝御ニ紫宸殿ニ御位、御冠臨念者、御式時侍ニ取ニ之ニ御髮上所ニ也、有ニ付髮束形總角ニ云々と有り、又雜宮裝束抄童殿上條に、髻の結様有り、一寸許櫛にて兒の髮を解廻して平管にて我目の前より項を分下して、先づ右の髮を髮根にして結ひ、左の髮を髮根よりて油綿結などして本取の取るやうに後り寄せて云々、又年中行事裝束抄に鬟鬌事（總角事也）先づ髮を二に分けて耳の前に一耳前へに縮寄す可し）耳より一寸を開て下結を爲べし、（髮の端手より前に出す可し）其上を紫の絲にても、組糸にても、太さは箸の程なるを長さ三尺許有るにて、結目の小結びに爲たれば、此は主上の御總角の結び様なり、曲の方を前に當てたれば曲の長さ一寸許にて（童女のは唯米乃吉結にて曲有るまじ）少し前へ筋違ひたる樣にて兩方角の樣にて有るなり、借曲ならぬ方は後へ向て六寸懸りにて二筋に下りて有るべし」と有り、又主上御總角事、地帶は此定に結たるを御髮の端を三に分て一をば組合せて上へ繋ぐ可し、借今一にて擧げたる本を纏ふ可

し」と有りて、美豆良は髻頬にて即ち總角の事なる者なり、此髻を毋登特理と云ふも同じ、其は下に云へり、(此にて上代の髻の狀を知るべし、此の書本名助無智祕抄と云ひて作者詳ならずと雖も、四五百年以上に出來れるものと所見たり、美豆良の結樣を委しく記せる書此に勝れるは有るべからず)倭和名抄に、總角和名阿介萬岐、結レ髮也と有り、倭古に云ふ美豆良は髮を二に分て結ふ事なるから、其兩方に分れたる狀角に似たり、其組緒又は繞糸の結ね餘垂たるが總に似たる故に總角の字を用ひたるなるが、古事記に解ニ御髮ニ纒ニ御美豆良ニと有るが如く結て纒くを云へり、然れば束髮於額は瓠花の如く結ふ事なり、爲ニ角子ニは瓠實の圓在たるが頭に乘れる如きを云ひて其は形容を以て號るなり、訛れるながら髻頬は髮の側に結る由にて、其所在の稱なり、總角は髮を上げて纒く由にて、其所爲に因れる名にて皆各別なる義有りて稱ふる所なる者なり、宇治拾遺に總角と云ふ卷名有りて其に、總角に永き契を結び籠る同じ所に寄も逢はなむ、と有るは、總角は角の如く兩方に在る物なる故に一に結合せむと云ふ仕立なり、中古にはなる童形なりし間は總角なりしかば、長に隨ひて其を一にして垂ニ髮ニに爲る事に係けたるを味ふ可し、(文選註に總角を童子之髮也と有り、倭書き節用集に挑能麻伎と云ふに、丱とも丫角とも總角とも書けり、丱は毛詩註に總角兩角貌と有れば、總角を角髻とも云ふなりけり、此に就て考ふるに齋宮式なる外忌詞七言の中に優婆塞稱ニ角筈ニと有るも彼の角筈の名を借用ひられたるには有れども、此世の事に思寄せられたりけらし」(髮は宜毛と訓むべし、古事記ニ神代卷下)に天照大御神投ニ棄御髮ニ云々、又(日代宮段)給ニ其姨倭比賣命之御衣御裳ニ云々、服ニ其姨之御衣御裳ニと見え、皇太神宮儀式帳に荒祭宮神社大水御祖命形有坐、又同御玉御裳乃須蘇比女命形有坐と、如此く御裳を以て御名に負坐せる神名も

御座し坐すなり、（但し此は倭姫命世記に御船仁乘奉利弖五十鈴之河上仁遷幸、于レ時河際仁大倭姫命御裳裾長計加禮侍介留乎弘洗給留利、從レ其以降號二御裳須曾河一也と有れば、其地名に因りて然稱へたる神名と聞ゆ）和名抄に上曰レ褶下曰レ裳和名毛と有り、太神宮式御裝束の中に帛裳四腰（長五尺帶二緑色裏一）紫羅裳（長廣裏色同レ上）と見え、度會宮の御は生裳一腰帛裳一腰紺裳一腰絹裳一腰（各長五尺齊長五丈腰一丈三尺）纐纈裳一腰小綾紫裳一腰紺裳一腰倭文裳一腰（各高三尺五寸齊長二丈五尺腰長七尺）など有り、猶諸別宮の御には錦裳紫紗裳藏青裳など有り、右等は古に天皇朝廷にて貴人の用ゐさせ給へる御裝束の如く調へて進らせ給へるなり、右の如くに長は五尺許なれども腰長は一丈三尺も有れば、二重にも腰を廻る可く製れりけらし、猶庭にて製れるを庭裳と云ひ稱ては玉裳とも云へり、萬葉一（二十四丁）に阿毛吉木、人乎毛、二十（三十五丁）に朝毛吉木上宮、と有るなどは何の事とも知られざるが如しと雖も、四（二十三丁）に麻裳吉木、道問入立、七（十九丁）に麻毛吉木、川邊之、九（九丁）に朝裳吉木、方往君我、十三（二十八丁）に朝裳吉城、於道從など有りて此等は正字なるが、麻裳吉より著と續けぬ辭にて、吉は歎息の辭なる也、又玉裳の例は、一（二十丁）に裳裾潤之、珠裳乃須十二、四寶三都良武香、二（三十一丁）に日國、玉藻者還打、夕霧間、衣者沾耐、九（八丁）に紅玉、裙須蘇延と有るは古は裳にも珠を飾れる事有りしより云へるにて、珠衣玉裳珠座など云に同じ、此に就て思ふに、二（四十一丁）に玉藻吉、讃岐國者と有るも、右に引ける玉藻者還打と同じく藻は借字にて玉裳吉なりけり、若て讃岐へ續けたるは指貫と云ふへ係て玉裳を著たる貌を云ふなり、和名抄に奴袴を佐師奴吉乃波賀萬と元は唯足を指貫く耳に起れる名なりけむに考合す可き者なり、（古儀考に朝毛吉に謨態て

ふ也の事なるぞ、上に袴よと云ひて意と續けしならむか」と云はれ、上裳者は上裳よと云ひて奴と續けたり」と説かれたれども迂遠なる説なれば論ひ辞し、皆褌八巻に御裳の事を云ひ、又御褌の事を説ける條に云へる如く、裳加馬と云ふも襄襪と云ふことにて、衣の下の裳と云ふ大名なりし故に、婦人ならでも男子の褌をも裳須賀と云へるを思ひ合す可し、然れども打ち任せて裳としも云ふは女の服に限れるものなりこの事は、比佐鬼部比賣と有り、引裙はし給ふ後なり、御裳の裙は一日なりければ引き絞りて二日に流し給ひ御褌に取成して御さす給ふなり、此處分、其引裙を二十八年御紀に由茂間比と訓み、神功皇后紀上に由護比賣奈と訓みて俗にも袴紀はへると云ふに同じ、〇〇褌は御裳を引き纏りて直に御褌に取成させ給へるなり、稽古事記（御身禊段）伊邪那岐命の御禊の事に、又於投棄御裳と有る、又に於投棄御褌と有り、御褌は然る事なれども御裳は女服なり、疑はしき事なから當時然計の事に時々世代なりさふを以て思ふに、其は重複れるに混ぜる事なれども、古に男なるも裳と云ひし證には立つべきなり、上云第六一書に御裳の事無くして投棄其褌と有るは、甚正しくは有れども男女の服の自然に分れたる後の状なる者ならむか、然思ふ由は此に因より袴てふ物の有りたりには、御裳を脱してこそ御褌には召せさせ給ふ可き事ならし、然るに此に假初に御裳を褌にはせ給ひて物爲させ給へらむにも、其は袴の如くなる物にて直の褌とは聞えぬままに、其褌は道に袴と成れりと而茫て云へる日氣を以て思ふに、久代伊弉諾大神の頃より有來れるは固より御裳の表にて有りければ、其頭太神の武き構を取り給ふ爲に引纏り裳にせ給へりしより袴と云ふ物は出來れるを、本より略しす御有様に裳にせ給へりしかば、其より裳は女に袴は男に着くき物と世の常様な任に何時と無く定まりける物なる可し、斯様に下と云

ふ事と通りれは其を上と云ふ事なり、袍に對へて袴を唯下と云ふなどを思ふに、袴は兩足を入れて穢く賤にして褌裳と云ふ事なれなと、已に傳八に云へるをも合せ考ふ可き事なり、（然れは此一條は丈夫の相を擬はせ給へるには有るべからず、大御身の取纏しの穢く捷からむ爲に御裳を褰げさせ給へるが、其卽ち御袴と云ふ物に始めて成れるならむとぞ所思えたる、備頓御齋戸祭詞に奉御衣上下備奉と見えたるも衣と袴との事なり、古事記伊豆志神段）に汝有得此孃子者避上下衣服云々と有りて、其下に卽其母取布遲葛而一宿之間織縫衣褌及襪沓、亦作弓矢令服其衣褌等云々と云ひて正しく衣と褌を上下と云へれは、右に云へる如く裳と云ふも下と云ふも同じくて其卽ち褌なれば上古には相通はして裳と云へりけむ事を知るべきなり、倭太神宮式伊奘諾宮月夜見宮等の如き男神の宮に奉らせ給ふ御裝束には帛錦袴と云ふ見えたり、〇八坂瓊之五百箇御統は、古事記には八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠と有り、此には第一一書第三一書下章第三一書に五百箇御統之瓊と有りて八坂を省かれ、第二一書には瑞八坂瓊之曲玉とも唯に八坂瓊之曲玉と耳も有り、此とは別なれども寶鏡開始章にも上枝懸八坂瓊之五百箇御統と見え、其三一書には天明玉所作八坂瓊之曲玉と有り、天孫降臨章第二一書に見えたる三種寶物の一なる八坂瓊曲玉是なり、其第二一書に大己貴神の御躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣と見え、垂仁天皇八十七年御紀に甕襲有八尺瓊勾玉因以獻之と云ひ景行天皇十二年御紀に拔磯津山賢木云々、下枝掛八尺瓊と見え、仲哀天皇八年御紀にも右の如き事有りて上枝掛八尺瓊と有り、右は何れも物は同じきを精しくも又粗くも云へるにて、其義に於て異なる所有るに非ず、（古事記も石屋戸段には此と同じく其名を細さに記されたるを、御天降段に至りては唯に八尺勾璁と耳有り、其片方に委

しきが故に切め云へるなる可し、秘府器錄巻第三に太古以二八坂瓊五十箇之御統玉一爲レ寶、所三以速須佐能神將二上天
之時、奉レ迎神名櫛明玉、奉レ捧二彼玉一、後亦須佐能神進二之天照大神一、即所謂神璽也、少名彦那神栽二棠判當世之
國一之時、於二海邊國神一賜二八坂瓊勾玉一捐二奉神一と有り、此は參議左大辨從四位上兼行武藏守藤原朝臣在衡奉レ勅撰と有
りて古き書なるが、奥書に寛元元年三月二十九日以二前中書王御本一書二寫之一と有りて金澤文庫の本なるが、僅に此巻
のみ世に傳はれるは甚美たき事なり）倭紀記を合せて右に引けるに、八坂と八尺との中に義を求むるに、八坂は借字
にして八尺なむ正字には有りける、然して其尺は天御量以て度る一丈を十に割て幾尺と云ふ尺なり、借此を佐加と云
ふは、割の義なるが、邂逅に字音と訓を同じく爲るなり、借此の八は彌の意にして瓊緒も甚極に貫連ねたる其長を以
て八尺瓊とは云ふなりけり、物の尺の長きを八尺と云ふ例は、先づ高橋氏文に得二八尺白蛤一貝一と見え、常陸風土記
多訶郡條に海有二鯨魚一大如二八尺一と有るなどは彌尺の義なる事云ふも更なり、神名帳に武藏國賀美郡今城青八坂稲實
神社と有る、青八坂は稲實の發語にして、謂ゆる八束穗など云はむが如く其穗の長の延たるを云ふなり、萬葉十三
（十六丁）に吾嘆、八尺之嘆、玉桙乃、道來人之、立留、何常問者と有るは、歎きの息の長きを八尺と云へり、道來
る人の立留り何にと怪しみ問ふと有るにて考ふべし、又（三十四丁）に息衝乃、見繼面、嘆不足、八尺乃嘆、嘆友、記
乎無見跡と有るも右に同じく、枝不足は百不足五十又は百不足八十と云ふが如く、一枝に不足る八尺と云ふ意なり、
十四（二十九丁）に也左可杼里、伊伎豆久伊毛乎と有るは、二十（四十九丁）に爾保杼里乃、於吉奈我河泊半と在り
たるが如く、鳰鳥は水より浮み出て長く息衝く物なる故に八尺鳥とは云ふなる可し、此等を以て今八尺は彌尺なる事

を見る可くなむ有りける、（又十四卷上野國歌に、伊香保呂能、夜左可能爲提爾云々と有る夜左可爲提は八尺の堰手と云ふ事には非ずる可く、若くは其れ地名の夜左可なるにや、和名抄郷名に山城國愛宕郡八坂也佐加と有るは、今京の東山に當れる地なるを思ふに、此八坂は地名なる可く時思ひ、又崇峻天皇御紀に八坂造大其過と云ふ人名の八坂は地名に非ず、或は又た云はむ崇禧にて、久方之は遠方之と云ふが如く彌放縫の意なれば、此の例にには非ざるなり）備後風土記に八坂丹玉名讀云色青故云青八坂丹玉也と云ふ文を見るに、八坂丹と云ふは唯玉名なるを、其色青き故に青八坂丹玉と云ふとなり、然れば連珠を云ふには非で一の玉を云ふ如くにて、予が八尺の說は立たざるに似たりと雖も、熟思ふに右は只にも坂にも意有りて云ふならず、唯其色に就て名くる所なれば、更に予が說の妨とは成らざるなり、且右に引ける景行天皇十二年御紀に拔二磯津山賢木一以上枝挂二八握劔一、中枝挂二八咫鏡一、下枝挂二八尺瓊一と有りて、劔に八握と云ふは其長を云ひ、鏡に八咫と云ふは其度を云ふに准らへて、瓊に八尺と云ふも其緒に連ねたる大凡の長さを以て云へる所由を知らむ可き者なり、其上皇太神宮儀式帳には此の八坂瓊之曲玉の事を八尺瓊乃曲玉と書き、一本にには瓊を緒に作るを以ても、玉を瓊の如く許多に貫垂れて御髻にも御鬘にも御頸にも御手にも纏くる物なる故に八尺瓊とも云ふなり、此れを以て八坂瓊の形狀をも思合す可き者にこなむ有りける、（然るを私記に古事記云、八尺今此云八坂、八坂言尺長、其其緒相連、故其字又異也、然則此云八坂者是地名也、此地出美玉、採之以作御統也、故遠学本地云八坂瓊也、非謂八尺之勾玉也と有るは不審しき事なり、其は八坂を地名と云ふ事なれども、此は天上にての事なり、何ぞ顯國に玉を求めさせ給はむや、其八坂の地名は山城なるか何に在るか、唯口に任せて云紛

らしたる者にて更に由無し、又日﨔に八坂者彌榮之言と云ふも、玉に榮ゆると云ふ義無ければ此も如何なり、古人の說々右の如く當らざるが故に、記傳七卷にも八尺と云ふ義種々思巡らせども未だ思得ず、猶能考ふ可し」と云置かれつるを、出雲神賀詞後釋に、賀茂翁の八尺勾瓊とは彌十量の長き緒に多くの玉を貫て輪に成せるを云へり」と云はれたるを尤めて、八尺勾瓊とは多くの名を總べたる上の名には非ず、一玉の上の名なり、垂仁天皇御紀に狢の腹に八尺瓊曲玉の有りし事見えたり、緒に貫て輪に爲たる玉は獸の腹内に在るべき由無し、此にても一玉を云ふ事著明し云々、八尺八坂など書けるは皆借字にて八は彌の意、尺は佐明なり、先づ玉に明と云ふ事は云ふも更なれど、打明玉曝明玉など云ふ神名も玉に依れる事神代紀を見て知るべし、佐は佐彌の略にて眞と云ふと同じ云々」と云はれたれども彌言なり、右の狢腹には一玉にも在れ連珠にも在れ爭でか然る物の生る事の有む人の玉を呑込居たるが殺されたるより出たるなる可ければ、此を以て八尺瓊を一玉と云ふ據には立て難かる可し、又八尺を彌眞明と說かれたる且には然も云は噂欲き事にては有れども、右に說ける如く彌尺ならでは古記の文に相叶はざるを何とか爲む（○瓊は其例を舉むるに、八洲起元章天之瓊矛の下に瓊玉也此日ㇾ努と註されたり、私記に今或本努字爲ㇾ武也、是古者用ㇾ玉爲ㇾ努其爲ㇾ武兩音通、唯以ㇾ武爲ㇾ異本ㇾと有り、下章第三ノ一書に瓊響瑲々此云ㇾ奴儺等母々由羅爾ㇾと有り、天武天皇御紀に大定瓊、皆寶紀に天瓊栓など有る其に努なる事傳四に云るが如し、又古事記の沼河日賣、此御紀綏靖天皇の大御名を神渟名川耳と申し奉る如きは、萬葉十三（九丁）に沼名河之、底奈流玉、求而得之、玉可毛、拾而得之、玉可毛と有るに依るに瓊之河の義なるなり、又此第一ノ一書なる天渟名井も其玉を濯がせ給ふに由る名なる可ければ、其は天瓊

之井の義なる可き事推準らへて曉る可し、然れは瓊を努とも云ひけるなり、（然れば神功皇后御紀に所見たる大津渟中倉之長峡と云へる地名も瓊之倉と云ふに因れるなる可し、大津は船の泊る處なるが故に、貨財の倉庫を建列ぬる由と聞ゆ、敏達天皇の大御名を渟中倉太珠敷尊と申し奉るなどを考合す可し、又天武天皇を天渟中原瀛眞人天皇と稱奉れる渟も必す瓊なる可し）然れども玉名と定め居て云ふ時は、此八坂瓊又古事記の美須麻流邇などの如く瓊と云ふべく、其余は手に瓊を附け河に玉の有るなど俗事に係れるには略して努と云ひて體用を分ち輕重を定むる格と通えたり、斯れは何方迄も瓊は瓊と云ひむ其本語には有りける、聖武天皇御紀に神龜五年夏四月（丁丑）陸奥國請改丹取軍團爲玉作團許之と有るを、此より以前に和銅六年十二月辛卯、新建陸奥國丹取郡と有りて初めて置かれたるが和名抄郡名に玉造太萬豆久里と有る是なるが、右の丹取に瓊取と云ふ事なるを、其同義なるに依りて玉造には被レ改たるなり、是亦多邇を略に瓊と云ふ證なり、偖其言は傳門に云へる如く人の妍きを八洲起元章に憙哉と見え、其第二一書に妍哉此云阿那而恵夜と註され、第五一書には美哉と作れたり、神武天皇御紀に國狀の秀麗しさを讃て妍哉と詔給へりしも、何も妍と云ふ義に於ては少かも異り有るべからず、出雲風土記に此國非レ大非レ小云々、是者國多志積小國在詔故云二國多一と云ふ事の有るも、國は妍なり、多志は借なり、積は其形狀を云へるにて右に同じ、又古事記（明宮段）に麗美き孃子を得させ給ひける時の大御詠に、伊知比韋能、和邇佐能邇袁、波都邇波、波陀阿可良氣美、志波邇波邇、具漏岐由惠、美都具理能、曾能那迦都爾袁、加夫都久、麻比邇波阿弖受、麻用賀岐許邇、加岐多禮と有りて、丹を邇と云ふも美しく褒として書くが故なり、又萬葉に狹丹頬相と云ふ發語の有るも、丹は右の妍に同じきを

活機かせて、邇保布と云ふは妍の延へて表はるゝ事なり、萬葉一（十四丁）に紫草能、爾保敞流妹乎、三（五十一丁）に茵花、香君之など云ふ類多く、十六（七丁）竹取翁歌に、丹因子等何とも羅丹、津蚊經色丹名著來とも、丹穗之爲衣丹など有るも邇を本にして云へるなり、（源氏物語などに邇保比と云ふ事殊に多し、桐壺卷に源氏君の生れ給ふ事を「世に清らなる玉の男御子さへ生れ給ひぬ、珍らかなる兒の御形なり」と云ひて、下に「此御邇保比には並び給ふ可くも非ざりければ云々」と有り、玉と邇保比とを相照して書取れる意味の妙なる事を知るべし、又祝詞に赤丹穗と有るを、酒食を食て面貌の麗美しく成れるを云へるなり）然れば右等の邇てふ言はしも、何れも玉を本として成れる語共なる可し、中に尊き神等の御威儀はしも猶玉にも勝りて美好く麗細しく御在し坐が故に、海宮遊行章第七一書に所見たる豐玉毘賣命の玉依毘賣命に寄せて皇御孫尊に奉らせ給へる御歌に、阿軻娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧播伊幣耐企弭我譽贈比志、多輔妬勾阿利計利と詠ませたる御心を想像奉る可し、然れば瓊の貳も妍の邇も共に同じく甚麗しい美好しとも麗細しとも云ひ知らず妙に奇しく貴き由の言なる者なり、私記に瓊者赤玉也と云はれ、名義抄に瓊を訓ふて赤玉と註されたるは、字に依れる說なりながら、押並べては赤玉なりしなる可し、右の御歌の上三句を古事記には阿加陀麻波、袁佐閇比迦禮杼、斯良多麻能と有るは、赤玉は其緒さへ光れども君が裝給へる白珠は尊しと云ふ意と見ゆ、偖此八坂瓊は如何なる御狀とも知り奉る可に非ずと雖も、右に引ける越後風土記に、玉色青故云青八坂丹玉と、青と云ふ言を殊更に冠らせ云るを思へば赤玉ならぬも知る可からず、（其は出雲神賀詞に赤玉能御阿加良毘坐と有るは、他祝詞に赤丹穗爾聞食氏、豐明爾明坐牟云々と云ふに同じ狀なる語なるに、當に赤字を丹と云へる事も有れ

ば然も有らむかと思ゆればなり」(五百箇は古事記には五百津と有り、此には上文第六一書第七一書等に五百箇竹林と云ふ事の有りて、其傳六に云へる如く五百は八百と同じく數の五にても八にても非ず、其に彌百の意にて物の多きを然云へる五の簡は一二ての津なり、出雲風土記に五百津鉏鉏猶、萬葉十九(四十四丁)に天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都都奈波布など其例なり、集に十(二十六丁)に水良玉、五百都集乎、解毛不見、吾者干可太奴相日待南と有るなどは、此五百箇御統の事に思寄せたる者なり、(古事記朝倉宮段大御歌に、加那須岐母、伊本知母賀母と詠ませ給へる伊本知は五百津かとも思ゆれども、猶知は千の義にもや有らむ、但し此五百箇を[illegible]には、八坂瓊五十箇之御統玉と有り、五百と云ふも五十と云ふも共に數の多きを唯大抵に云へりと知るべし」○御統此云美須麻屢」に古事記には美須麻流と有り、記傳七(三十七丁)に「集藏に以緒貫爲一總括之也と有る意にて、即須麻流と言通へり、記中の高比賣命の歌に、多麻能美須麻流美須麻流邇と有り、玉の御統瓊なり、萬葉十(二十六丁)に水良玉、五百都集乎、十八(二十四丁)に思良多麻能、伊保都都比乎、手爾牟須毗など賦るも同じ物なり、集と云ふも御統の意なり」と云はれたる如く、右の本須夫も身統の義にて此に充合へり、日本紀竟宴歌に、天照日神の御頸は八尺瓊の五百つ須麻流のまとこそ聞け」と有り、(然れば統は縛と通ひ總の義と成りて、集も結ぶも同義に約まれり、記傳に又古清談に和名抄星宿類に昴星和名須八流と見え、草類に天門冬和名須末布久佐と云ふも東の綱に集れるが似たればかと」云はれたり、然れども予が心には其草の根はしも丸く少し長き物なるが、一莖の下より許多く成出で實に玉を貫縛ねたる如くなれば、統としも成れるに根に依るなり」釋日本紀に私記曰、問御統何物哉、答玉纏也

貫美玉而爲也、其玉穿レ穴貫レ緒而爲之也、以之爲レ纒ニ其頭一以爲ニ美飾一、故古事記云ニ美須麻流之珠一也、古語云ニ阿奈太萬波也一、是則穴玉耳云、其玉有ニ穿穴一連レ緒也と見え、又下に髪飾云、云ニ古語總也、古事記曰ニ五百箇之玉一、以總ニ纒其頭一之義也、神代之風以レ玉爲ニ身飾一、豐受太神宮式調度東内蔵玉手玉足玉等有レ之、是神世之古風遺也と有り、但し此は唯大御身の美飾のみには有るべからず、またの甲冑の裝飾からざりし古の事なれば、此を以て直ぐ御飾の一に充て給へるには非じか、其は此條の事典は皆其御飾たるに、此一事耳をば如何にしても御美飾とは見ゆるまじき文なり、熟な上下の文を考合す可くなむ有ける、俗行の如く穴を穿ちて貫ぬきたる其形状曲れるが如くなるを故に曲玉と云ふ、其は第二一書端八坂瓊之曲玉の下に引くべければ下を見る可し、予對馬國下縣郡住吉神社に傳はれる曲玉圖を觀めたるに、東京人吉田令世と云ふ人の著せる勾璁圖考と云ふ物に載せたるも同圖なり、此は青玉にて管玉二百十一有るを、珠數と云ふ物の如く赤絲を以て能く括りて、其曲れる長さ三尺許有り、六尺と云ひ五百箇と云ひ御統と云ひ曲玉と云ふ皆なれ古書の讖に露も違はざりける、予が本に精研究の書かれたるを、丹後國久美濱稲葉好と云ふ人の写てるを、其頃大阪に写させたるなり、其頃小泉殿見て云ひけらく、此は先年初めて京に來りし時、某相王殿に携へ来て給ひて、内侍所の曲玉の安などして人の手に渡れるが、其寫の傍に説はるには非じかと、其これ曲玉は寫して内侍所の御を改め見奉られしかども其等に給はざりければ、始めて對馬のなりとは曉らして御心に慊らず思しけむと語れり、無給ふ有に似たるを以て、予も始めて神代の御は斯る物にこそと悟りたりき、右の勾璁圖考には曲玉數と有り、又曰ニ一串一と云ふ人の書に曲玉圖考一と云ふ文を載せたり、右對馬國住吉神社曰

所謂、土佐人珂谷真澂東遊之次、携以示我友高野子隱云々、嫌圖甚有青色、貫以赤縷、其狀頗如念珠、玉之如瓊者皆爲雙手相連而在左右、兩門大小相稱、其長三尺、又有横相通者凡三四處、其管長比在左者小、皆瑩以勾玉、勾玉凡八、如鉤而有穴、可以相連、其上可以繋頭、其中可以當胸、其下可以當腹云々、既而見奇製出一大勾玉以相示、其質粗、其色玄、日是出琉球云々、亞次匹神器其頭以爲飾、又聞毛人亦有此物、謂之美須麻流、其製與周漢佩玉近似、蓋亦瑱珥と云へり、但如鉤而有穴と云ふを曲玉と云ふに、世の云ふ所に從へる者にて非なり、其は第二一書に就て委しく辨へてむかし）〇髻鬘を釋紀訓に師說弘仁私記有兩説、一說髻鬘連讀伊奈太之、一說爲美川良、然則兩說可兼用也と有りて其訓云なり、萬葉三（四十四丁）に伊奈太吉爾、伎須賣流玉者、無二、此方彼方毛、君之隨意と有るは、頂に結べる髻は角の如くして二有り、著べき玉は一のみなり、右に著とも左に著とも君が任意と云ふ義なるにも叶ひ、又二十（二十九丁）に阿母刀自母、玉にもが毛、伊多太伎弖、美都良乃奈可尓、阿敝麻可麻久母と有るに、母刀自も玉にも欲得や頂きて髻々の中に合ひ纏むと云ふ事にて、此二歌には叶ふと雖も、髻と鬘とを別けて書かれたるものと聞ゆれば打合はざるなり、下にも云へり考合す可し、新撰字鏡にも髻を伊奈太伎と訓めり、（其右に結ふ是爲髻と有る條にて書れたる所なるを、鬘をも一に訓と云ふ理に且て有るまじき事なるを思ふ可し、又此に字を伊奈太吉と訓みたるも心得ず、髻鬘は頭上に在る物なれば然云はむも僻事には非ずと雖も、其は歌などの上にこそ有りけれ、事實を正しく記さるゝ上にては塵きに過ぎたりと云ふべし）所以に又私記に又問、案古事記云、乃於左右御美豆羅、又於御鬘、亦於左右之御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠云

云、然則髪與ㇾ毫自是別物也、何得ㇾ兩字連讀一哉、宜ㇾ讀ㇾ爲美豆良伊奈太支一也と古人も疑はれしは然る事なり、但し此にも髪を伊奈太伎と讀めるは迂遠し、美々豆羅と訓みて何の害かは有らむ、其答に今如ㇾ此連ㇾ書則疑當ㇾ相別ㇾ但先師相傳唯讀ㇾ伊奈太支、錯ㇾ之讀、又讀ㇾ美豆良一錯ㇾ後讀、古說之意皆不ㇾ用耳、案此謂美奈太支美豆良、案美豆良ㇾ音語相近也と有りて終に允當の訓を得ざりし者なり、（右の御美奈太伎の御字衍れるが如し、美伊奈太支の美伊を約めて美と成れれば、若くは御美の間に誤字などの有るにや、此伊奈太支の事は傳十二卷に云へりき）◎舊は上に云へり、但此は古事記に於ㇾ左右御美豆羅一云々と有りて、其下に所ㇾ纏ㇾ左御美豆良一云々、所ㇾ纏ㇾ右御美豆良一云々と有る是を云ふなり、此御紀には第三ノ一書にのみ左髻とも右髻とも並有りて此には然る委しき事は見えざれども、此下にも取ㇾ天照太神髻鬘及腕所ㇾ纏八坂瓊之五百箇御統一と有れば、此も同じ狀なる事申すも更なれば、此は美々豆良と訓むべきなり、（然れば右に引る秘訓の讀の如く美伊奈太支とは訓むべからず、又法華に和名抄に髻和名毛止々利と有るを引きて然訓めれども、文の上下に相應ひても聞えざれば、然は訓み難し、字彙に髻は綰ㇾ髪也と有りて髪の本を綰ね束ねる其を毛止々利と云ひて本より此字の訓にて有るなり）（鬘は美加豆良と訓むべし、古事記に亦於ㇾ御鬘一と有りて、其下に亦乞ㇾ度所ㇾ纏ㇾ御鬘一之珠ㇾ而佐賀美邇迦美而と見え、此も下に髻と並出でたる事にても其も異ならざる者なり、此には第三ノ一書に此を髪ㇾ頭之瓊と有るに當れり、第二ノ一書にも以ㇾ其頭所ㇾ著五百箇御統之瓊一と有りて此は相對へたる所無く打任せて云ふなり、猶此物の事上第六ノ一書に黒鬘も出でたる所傳八、及び下に云へり、○鬘を名義抄に古傳とも多夫佐とも訓めり、然れども和名抄に多夫佐とは無くして、鬘和名加都良、一云字

美手纏也と有り、又古事記沼河日賣の歌に、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、須勢理毘賣命の御歌にも、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐と詠ませ給ひ、高津宮天皇の大御歌に、許久波持知宇知斯淤富泥々士漏斯漏多陀牟岐とも有るに依りて、此は多陀牟岐と云れ例も有べき、然下見紐に臂什當作肘、今俗云ふ手ノ肩と有る如く、掌の方に當る肘を合すれば共に肘を向合ふ所なり、然れば手々向の義なる可し、又宇太は上手と云ふ意にて肩より肘に至る所を主と云ふなる可し、又腕を加比那と云ふは肘を條けたる名にて、臑の如く折屈む所なればなる可し、日代宮段に多和夜賀比那袁麻迦牟登波と有るを以て知るべし、又多夫佐と云ふ詞には手纏と云ふ意にて、下にては掌と間さ指と交るゝを、此に總ねたる所の詞なる可し、一神樂歌に、瑞垣の神の御代より篠葉を多布佐に採て遊び鶴らしも、と有るは、若くは手草の譌にては非じか、又譌にて無くば俗に人の頭髪を多夫佐と云ひ、其を摘むを多夫佐流と云ふ類にて、手にて總ねたるを云ふには非ざるにや、下の雀持ふ可し、又拾遺集に折りつれば多夫佐に穢る立ちながら三世の佛に花奉る、と詠めるは全く腕を多夫佐と云へるなめり、一備前云一書に復合嬰頭之瓊著於左臂中、云々、又自右臂中、云々と有る臂は此の腕と一事なれば論無きを、古事記には亦於左右御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而云云と有りて、下に乞度所纏左御手之珠而云々、亦乞度所纏右御手之珠而云々と有りて、御腕と御手とは違へるが如し、然れども熟思ふに古事記に御手と書されたるは唯廣く云はれたる者なるを、此には其御手の中にて瓊を纏せ賜ひ作し生しける其所は、此と正しく指して云傳へたるが故に腕とは有るなりけり、然れば彼記と此紀とは其旨の打合てなかゝら違はざれども、或は精く又は委しくも有りて其記紀の一ならざるを以て、係放れたる事の如くも見

ゆゐる者なりかし、（但し第三ノ一書に、左右の御足よりも神の成出坐しゝ事を記せるは甚く異なる傳なり、又下章第三ノ一書に左右の掌の事有りと雖も共に甚く異なる事共なりければ、各其所に就て辨ふ可くなむ）備右にも云へる如く此瓊を装はし給へりしは武備なる可きに就て猶考ふるに、古事記に所ㇾ纏ニ左御手ニ之珠又所ㇾ纏ニ右御手ニ之珠と有る文を約れば手纏と云ふ事となる可し、然れば伊邪那岐大神の黄泉軍と相戰はせ給ひ還り坐して後に投棄て給へる物の中に、左御手之手纏右御手之手纏と有るも武備の具と思ほしく、又萬葉十五（十三丁）に和多都美能、多麻伎能多麻乎と有る、是にて玉を纏る事著きを、猶傳八に此傳を引て擧げたる仁德天皇五十五年紀に田道墓の堀られし時に、時有ニ從者一取ニ得田道之手纏一與ニ其妻一乃抱ニ手纏一而縊死と有り、又三代實錄に貞觀十二年正月十三日紀、令ニ壹岐島造射手纏各二百具一と見え、和名抄射藝具に……和名多末岐、一云小手也と有れば愈以て武備の具なる事著明きを、其に文に御頸御腕又弓弭の御事見えたれば殊に手纏たる事著明き者たるをや、天孫本紀には手貫と有り、古事記に於ニ左右御手ニ各纏ニ持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠一と有るからは、穴玉を貫通して其緒ながら幸々と御腕の間に纏隙迄に纏持させ御在し坐しゝ御事なる可し、（然れば右の古事記の如くは手纏を纏る支度を云へるなるを又手纏と唱に云ふ時は其物の名と成れるなり、云様の異なるに因りて別なる物の如く人皆思ふ事なめり）○纏は麻岐都と訓めり、本には麻都比呂と訓みたれども、上なる纏字の訓に似て如何なり、其上古事記に纏持と有るに據りに近く成るを以て然訓めりき、下に云ふべし、○背は古事記に、曾比良と有るに據りて訓むべし、第一ノ一書に背上をも訓めり、記傳に背平なり、今背中と云ふは少異なり、和名抄に背を訓めるが當れりと云はれき、大同類聚方には背備と有り、

なほ傳十に註せり、○千箭此云二知能梨一は古事記には千入と書かれたり、其下に訓レ入云二能理一と註されき、和名抄に箭箭竹名也和名乃と見え、大神宮式神寶料に箆二千二百五十株と有るは、其神寶に征箭一千四百九十隻又箭七百六十隻と有る合せて二千二百五十隻の箭を造る料なり、然れば箆は箭に非ずして箭を製る材なり、然るに同抄箭の下に叉箆字有りて和名夜と有るを、神名式淡路國三原郡委原神社の委を能と訓み、同抄郷名に讃岐國香川郡箆原（乃波良）と有ると、此に箭を能梨と有るは箭入なる義なることを合せ見れば、箭をも笶をも共に能とも訓む字なりけり、然ればは能は元來竹名には有れども箭に作たるをも然云ふは、夜と云ふは其鏃を主としたる名にて、其束ねたと又盛など箭るには箭竹名を以て能とも云へるなりけり、記傳七（三十七丁）に千入は千箭入の意なり、五百入も准らへて知るべし、千と云ひ五百と云ふは其量なり、必ず千と五百と入るべきに非ず、唯多く入る由なりと所見たり、（私記に凡入二千入千箭一者指レ其二靫一而入二千枚之箭一也、若只謂二之千入一者不レ知二入者指何物一、故今此紀重言二千箭一、則明二入箭之者、師說云千箭一謂二是靫二千枚之箭一矣云々と有れども、能梨は箭入の義にこそ有りけれ、積には非ず、又乃理之訓者積之心叉入之訓也、言二一靫入二千箭一、入二五百箭一也とも云へり）（靫は矢箭と云ふ事なり、天孫降臨章第四一書に天忍日命の背負二天磐靫一と有る、此を古事記に取二負天之石靫一と作れたり、神武天皇御紀の天羽々矢一隻及步靫と見え、景行天皇御紀には大伴健日連帶二金靫一立二於瑞左一、犬上建部君帶二金靫一立二於瑞右一と有るなど、如此く古にても靫の彼に用たるなり、推古天皇十一年御紀に靫此云二由岐一と註され、萬葉二十卷には由伎と出でたれば、靫は由岐なる事論ひ無しと雖も、若古に由宜とも云ひしには非ざるか、其は姓氏錄（河内國神別天神）にも剣宿禰天高御

連乃命孫天晩和志可美濃宜命之後也と有る、字にては弓を削る義なれども其出自には天日鷲翔矢命に坐して此は矢に因れる神名なるを思ふに、其矢を造る時そも作れりし雉なる如く所思れば云ふなり、（弓には矢は更なり靱も亦其に属したる者なりければ共に作れりけらし、備又弓削に弓部宜利と見ても由緒とは切り離ければ、由緒には甚近きを以て今云ふなり）備前紀に靫負建大伴之靫也と見え、字書に靫箭室と有り、右に云へる矢箭の靱なるを思ふ可し、中古に胡籙と云ひ後には靫に靫と云ひ又後には空穂とも云ひしなりけり、故末其物名義を使能夜を成る、三谷山楼建て作む長は谷を靡むとも称むじとぞ思ふ　と有り、なほでふ古の有るを知るべし、倭記傳七（三十六丁）に引きれたるた神宮式神寶中に征靫三十四枚（長各二尺四寸上廣六寸下廣四寸五分矢刺口方二寸五分、以漆作之、以錦縫表、以緋帛一尺裏、皆縫因處、並用緋組、長各二尺直一寸三分）箭四百八十隻（以鳥羽作之）蒲靫二十枚（長各二尺上廣四寸五分下廣四寸、以蒲作之、縫以錦帯表、以鹿皮一尺裏、以丹赤裏、並縫緋因處、並用紫革、長各二尺闊一寸）箭一千隻（以鳥羽作之）革靫二十四枚（長各二尺八寸上廣四寸五分下廣三寸八分、以鳥鵙擬之、黒漆、並縫緋因處、並用紫革、長各二尺闊一寸）箭七百六十八隻（以鳥羽作之）と有る、此にて其製作は知らるるなり、皆で有靫は字の如く、草を以て作れるなる可く、革靫は皆くは皮は籠の義にて本にて製れるに對へ云ふなる可し、然れば此も右と同物なるにや、今靫は今鍋を以て張れるなる可く、靫の形に皮被箭を含などの器にて製しも器を謂ひ是は編みを以て結る名なるべく、蒲靫革靫と有る者の製を以て云ふ稱なる可し、倍可其然（本注南河内國）に靫負首、神人靫負の首ふ後なりと見え、舊年紀に佐靫負靱編長造之と見え、豐後風土記に日田郡靫編郷、言云昔

御宇天國排開廣庭天皇之世、日下部君等祖邑阿自仕二奉靱部一、其邑阿自就二於此村一造レ宅居之、因レ斯名曰二靱負村一、後人改曰二靱編村一など云ふ事も有れば、靱を作るを編むと云へるなり、其は竹の以テ編作レ之と云ふ如き事も、古は其に異る事は無くして籠などを編みて物盛たりけむ古名の傳はれるにぞ有るべき、（矢作を夜波岐と云ふも矢は其箭を矧て作れる物なるを、其部も矢を作る者に成れるなど、古の古語の大らかなりし事を思合すべし、又紀傳に字鏡に靱は也奈久比と有り、和名抄には別に胡簶を夜奈久比と註せり、と見ゆ、夜奈久比は矢之箆にて其を梳として矢を盛立つる關なるにや、又通證に東鑑有二打靱一、即容箭義、蓋是造制也と云へり）○負は第二一書にも又背上負レ靱と見え、古事記には負二千入之靱一附二五百入之靱一と有るを、記傳七（三十六丁）に負は主と負ふなり、附は脇に添負くる意なり、と云はれたり、背靱を負ふ事は右に引ける負二天磐靱一とも取二負天之石靱一とも帯二金靱一とも有るは更なり、萬葉三（五十九丁）に大夫之、心振起、釼刀、腰爾取佩、梓弓、靱取負而、又大伴之、名負靱帯而、九（三十五丁）に白檀弓、靱取負而、二十（十九丁）に麻須良男能、由伎登里於比弖、又（五十丁）に於保久米能、麻須良多祁乎々、佐吉爾多弖、由伎登利於保世など有り、七（四丁）には靱懸流、伴雄廣伎、大伴爾とも見ゆ、文徳紀に靱負伴男、即伴男と有は、大伴物部兩氏の仕奉れりし職掌に就れる事、已に其傳義に委しく註せり、姓氏録大伴宿禰條に、以二大來目部一爲二靱負部一と有るも、弓箭を取持ちて御門を衛る職を云へり、後には此を停止られて六衛府の官を被レ置たれども、和名抄に近衛府、衛門府、兵衛府、を由介比乃豆加佐と有るは、古の大伴の職を襲へる故に猶古き名を殘し用たる者なり、（然れば靱を負と云ふは唯に負ふのみを云ふには非ず、弓箭を手挟へて武き備を為る時の形貌なる者

なり、倭名の物部伴男と云ふは物部氏の兵士を率て仕奉られし職なるが、後世僅に東宮坊の帶刀などの官名に遺れるなり、其は已に大殿祭詞に云へり）（○宮は美比波と訓むべし、和名抄に宮門之戟、肘和名比加都波也と有るが如く肘節を云ふなり、古には合離にて相連れる詞なる可し、戟字は祈年祭詞大殿祭詞などに[illegible]など用ひたり、和名抄居宅具に桁承レ衡也、漢語抄云比知岐、功程式云肱木と有るも肱の如く曲める詞なり、又倭名抄調度具に比木は肘木の下階、千木は肘木の上階と云ふも肱たる故の名なり、名義抄には肘をも太牟佐又比知と有り、肘の字にも肱の肘謂有ると雖も、戟は左肘より懸くる物なれば、此にては比知と訓むなむ宜しかる可き、（○稜威此云伊都の伊都は氣突にて神の物を鋭く突く由なり、此に奮稜威之雄誥、發稜威之嘖讓と有るなど是なり、古事記に伊都之竹鞆[illegible]所御佩之十拳劔、斬其子迦具土神之頸と有りて、其下に故所斬之刀名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張と所見たるも、其御子を斬らむと思ほし凝し給へる由にて稱たるなる可し、此の天孫降臨章には稜威道別道別と有る、此道と申すに一道を稜有るを合せて思ふ可し、又天照大神の岩石窟を稜威[illegible]と申し奉るも、大御心の一途に立り進ませ給ふ由と聞ゆれば、此事も稜威の例なり、（但し同じ稜の字にても神武天皇御紀[illegible]の所なる稜は[illegible]同様なるなどは清浄なる意なれば其は伊豆と訓むべし、此清濁に依りて右の如く義に異なる所有り、能く見るべし）天孫降臨章に排分天八重雲、稜威之道別道別て降と有るは、天雲は八重に立隔へる物なれば、神の御威を以て排分け道別け速降らせ給へる義にて、伊都は氣突の意にて合へり、又鎮火祭詞に御心一速比給ひて[illegible]と有るに、火神を火之夜藝速男神とも申せる其意にて、此一も稜威と同じく有りて氣突なり、知波夜夫流も右に同じき由有ると聞かれたる

は然る事にて、脊共に鋒鋩の尖利く嶮き峯の並む山の言なり、（其言にも云はれたる如く古事記の伊登志和氣王を垂仁天皇御紀に稚武彦と書かれたるも稜威と云ふ事にて、其國六合の嚴儀き意なるを合せて曉るべき者なり）然れば右の稜威之高鞆文は古事記に伊都之竹鞆、伊都之男建踏建而などは、此威勢を取持ち雄々しき意に係れるを、此の稜威之高鞆など物名の上に冠らせて云ふ例は、常陸國風土記に倭武天皇の巡に御車十輛を云へるに、御時國の字（借日伊川乃川惠）甲矣衍契云々、又書紀雄略紀云賜、四本、白言ス と有る、此義模々稜威之楓と云ふ事なるが、猶下へも係れるにて稜威之早稜威之雄稜威之宮稜威之道と讀くて云はむが如し、斯る物名に稜威の言を上に冠らせ賜ければ、右の何共と同じく其物に因りて鋒鋩の尖利く衝きる威勢を示す義なる者なり、今日の上にでも威勢の盛なる人に向ふ時は其氣に壓れて我其の肯ふる事能はざるを以て、稜威は嚴也なる事を明らむ可し、私記に稜威者可畏之義也、釋古語謂之伊之句、伊都も也と見えたる如く、實に稜威は可畏き事には有れども、可畏は此方より他の事を恐懼るゝなる、稜威は彼方の威勢を以て他を恐懼ましむるにて有れば、可畏きを稜威と云ふも皆其正しき所を得ざる者とこそ所思ゆれ、○其風の字の事は述讃に讀む可き高鞆也、言云、鞆之高鞆也、稜威の高鞆夫音鞆と見えたり、名義考に鞆の竹蓋、又竹柄、又竹手蓋と見え、或は竹柄竹とも云ひ、久とも伊何米志とも云ふ訓有るなり）○高鞆、古事記には竹鞆と有り、竹は借字にて（三十丁）に竹に管有りたるにて、竹鞆は高鞆物の義なり、物の鞆を省くは作物所を高久作所と云ふ例なり、稜此は何の料に著る物ぞと云ふに、古歌などにも鞆には音を云へるを思へば、此に弓弦の觸れて鳴る音を高から令む爲ない、

音を以て威す事は鳴鏑などゝ同じ、然るを師は其を押へ乃ち其の響くる物なり、故に其の音も昔有るなりと云はれつる、己も先には然る事と思ひしを、後に熟思へば然には非ず、近き頃伴信友も昔の鞆なりと云へり、其考に或以鞆所以遮弦之具也、又云不在手和名抄箋注「鞆者而非也、夫鞆、鞆者捍射之一器也、何有[illegible]其具ℓ手と云へり、昔に然る音なり」（取意）と有るが如し、「通考に倭名抄曰、蒋魴切韻云、鞆在臂避弦具也、和名止毛、楊氏漢語抄日本紀等用[illegible]鞆字、俗亦用之、本文未詳、説文云、射臂者也、和名多末岐、一云不手也、鞆與小手別物可以見云々、字書鞆未詳、見呂氏春秋、釋名毛鞆本朝之所制也、字書拾云、射臂以皮、皮鞆、然則鞆亦臂手也、源氏物語也毛」音鞆惡と有るは云はれたり、今古畫作を見るに鞆を鞆毛と訓みたれば、和名抄よりも以前に已に然る音なりし文記傳に引かれたる太神宮式神寶中に鞆二十四枚と有る、細書に以鹿皮縫之、胡粉塗以、墨畫之、納[illegible]袋長三寸、徑一尺六寸五分、深一尺四寸五分、著緒一具、用紫革、長各一尺七寸、幅一分と見えたるに、右に寸尺を云へるは鞆袋の事にして鞆の寸法には非ざるを、長暦大神宮式に胡鞆口長四寸五分七徑四寸厚二寸並着漆[illegible]畫平文附[illegible]具帯紐、有金銅金物」と有り、兵庫寮式に「鹿革一張（鞆料（長九寸廣五寸）牛革一張[illegible]手料（長五寸廣二寸）」と見ゆ、然れば鹿皮は雑皮を以て作る物なりけり、右の胡粉塗以墨畫之は江家第に謂ゆる鞆絵の事にて、巴絵を云ふなり、出雲風土記秋鹿郡恵曇郷條に、須佐能乎命御子都留支日子命国巡行坐時、至坐此處而詔、吾敷坐地者国形宜、故云恵曇、梓之宮有垂蟲繪畫」故云恵伴」（神亀三年改字恵曇）と有るも、其よりは已に鞆に畫く事の有りけるなり、通證に一書曰、今俗[illegible]鞆作其形如巴、漆以[illegible]鞆[illegible]黒巴紋、其鞆命也と云へり、古代の形は圖に示す處に

右の如くなり、〔巴〕は何に取ると云ふ事を知らず、天野信景が鹽尻に、二巴は雲の古字なり、三巴は雷の古字なりと云へれども、神代に然る文字有るべくもあらざれば如何なる説なり、平田翁の赤県太古傳に、鞆を巴と云ふは其形巴に似たる故の名にて来たり、然るに巴字を等毛恵と訓みて鞆を書る圖に似たりと思ふは違へり、巴字は説文に蟲也又曰食象蛇也と云ひ、後世に彼博物志巴蛇呑象と云へれども、水流曲折三回如二巴字一と云へる義に依りて等毛恵とは訓むならむ」と云はれつれども心得ず、古より本の渦まくが如く書来れるが定まりたる事なる故に鞆の畫と云ふ意にて呼ばれたるにこそと思ひしかども、其は此の鞆名并に起れる事なりけり、下の巻に云ふべし」〔備〕上に云へる如く天照大神の御装束はしも、左右の御手には彼八坂瓊を御手の手纏に纏給ひて、形の如く大御身を固めさせ給ひて、武備を厚く物備させ給ひ、然して其は刀矛を防ぎ給ふ料なり、此に稜威之高鞆を著させ給へるは御弓を放たせ給ふに稜威の高き音を取らせ給はむ料たる可き事申すも更なり、第一ノ一書に著ニ稜威高鞆一、手捉ニ弓箭一、親迎防禦と有るも同じ、又天孫降臨の時、大伴連遠祖天忍日命の出立に背負ニ天磐靫一、臂著ニ稜威高鞆一、手捉ニ天梔弓天羽々矢一、及副ニ持八目鳴鏑一と有りて、靫鞆を著るは今矢を放たむ備なるを見るべし、持統天皇七年十月紀に、自ニ今年一始ニ於親王一下至ニ進位一、觀ニ所レ儲兵一と有る兵器の中に甲大刀弓矢を云ひて、次に鞆一枚と有り、又西宮記に天皇欲ニ御射一、時侍臣一人徒ニ御座南方一、進ニ御鞆一張ニ御弓一、又持ニ御矢一と有り、天平勝寶四年紀に、京畿諸國鐵工銅工金作甲作弓削矢作鞍作鞆張等之雜戸と有るに依りて鞆を造る者を鞆張と云へりと記傳に云はれたり、神名式に近江國高島郡鞆結神社、和名抄郷名に鞆結（土毛由比）と有る是なり、然らば鞆張は革を張る工人を云ひ、鞆結は組を以て縫ふ使者を云へるに

こそ、又備後國世羅郡鞆張鄕有り、（然るに備後國深津郡に鞆浦有り、神名式なる須佐能袁能神社其處に御在し坐して委陽社と云ふ、其事傳九卷に云へり、其地主神とて傍に鞆神社坐せり、貝原氏の八幡本紀に所祭者息長足姫神功皇后西海に赴かせ給ふ時、舟楫を備へ兵食を蓄へて其地の渡と云ふ所にして、鞆を以て神靈として祭り給ふ云々と云へり、此は世羅郡とは程隔れる所にし有れば、鞆張鄕の由には非ずと雖も、若くは其鞆張より遷れるを祭らせ給へるを納めて祭らせ給へるより神社の名にも地名にも成れるにか、萬葉三に鞆浦二首有りて二首共に室木を詠み、七に鞆之浦回と詠みたるも二首有りて古き地名なり）備鞆に因れる故事は皇太神宮儀式帳に大宮處の事を稱へて、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國、弓矢鞆音不聞國、大御意鎭坐國止悅給弖大宮定奉きと宣ひて、弓鞆の音きこゆる其一節と成し給へり、萬葉一（二十八丁）和銅元年戊申天皇御製歌に、丈夫之、鞆乃音爲奈利、物部乃、大臣、楯立良思母と有るは、武事を調練へるに就て其音を聞食しゝ由にて、其程東夷の征伐共の事有る云爲に大御心安く御在し坐さゞる由なり、故御名部皇女應へ奉りて、吾大王、物莫御念、須賣神乃、嗣而賜流、吾莫勿久爾とは申し和られしなり、又七（十六丁）に大夫乃、手二卷持在、鞆之浦回乎と有るを、鞆を著る事に云係けたるなり、又通證に源俊頼朝臣の詠る賭弓の歌に、引鳴らす手束の弓の矢を速み鞆音に的の鳴交すなり」と云ふ歌を引きて、園暦云用鞆着弓一隠鞆、倭名抄唐韻鞆云、細射弓鞆和名萬々岐由美、江家次第作鞆巻弓矢、年中行事賭弓圖可見鞆、鞆之類也と云へり、（備後の高鞆を古來多加登母と訓める事實に誤れたる事なり、又譽田天皇紀に上古時俗號鞆謂褒武多焉と有るも當有る事なり、今此に云はむも煩らはしければ、其御卷の傳に就て云ふべし、先は傳の說と心得べからむこそ

日易かりぬ可かりけむ）の言は都久と訓むべき所なり、然るに此は更なり、第二一書に又臂著稜威高鞆と有るも、右に引ける天孫降臨章第四一書なるを、背字を言ふからに波久と訓み、□□天皇紀に衛二皇太后宮一常負之箭一禽と有る負字をも、波佐多麻布と訓みて、字は背と負と異なりと雖も、其訓の同じきは、必ず古より受くる所有りての事と通れば、波岐斯須と訓むべき所なれども、上よりの言勢を考ふるに猶是はされば、古事記に所レ取二伊都之竹鞆一而と有るに倣ひて伊都能多加登母と訓むべし。其所取佩を記傳に佐斯加久流と訓むべき由に註されたれども、右の如く佩も多かるが上に、佩字其記に所二御佩一十拳劒と有り、大殿祭詞に、御佩伴男とも有るなど波久と訓む字なるに依りて今改むるなり、鞆は丸く縫ひて背を指入るゝ物なれば、背を取く、草鞋を著くの波久是なり、（大刀を佩と云ふも同じかる可し、大刀は帶に指す物にて有れば、然は云ふにも無しと雖も、帶に在れ何處に在れ其指す可き所に取く意にて、其も亦同じからむとぞ所思ゆる、然れば波久と云ふは穴の有る所に物を指入るゝ名なり、箭を波古と云ふも亦其波久に異ならず）○弓弭は由波受と訓り、神武天皇紀に有二金色靈鵄一來止二于皇弓弭一と見え、崇神天皇十二年紀に有る男之弭調を古事記には男弓端之調と有り、萬葉二（三十四丁）に取持流弓波受乃騒と有り、又延喜式三節祭等御古の祓に、阿須利矢□波須□萬宇作奴と有るも、弓弭の例にて右に同じ、弭字名義抄に由美波受と有るは本書の任なる可し、和名抄に弓所三以通二絃之器也、和名由美、弓末曰レ弭、和名由美波受、中央曰レ弣、和名由美都加と有り、字書に弭弓梢末也と註し弣弭頭也とも有るを、此には弭も弣も共に由波受に被レ用たるが、言義は波受は端末の略言なる可し、備又古節用集に弣を弓良波受と訓めるは未穩なる可く、弭を加登波受と有るは本弭の義なる可し、此に就て思

ふに萬葉一（八丁）中皇女命の御歌に、御執乃、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利と二所有る、奈加弭は中弭にて弓腹の係れる間を云ふなる可き事、右の末弭本弭に對へても中弭とも云ふべきを知るべし、（又十六卷に作明爲乃、末宜波久云々、吾爪者、御弓之弓波受と有るは筈の事と通ゆ、和名抄に筈箭末受弦處也夜波受と有り、此も矢の端末なればば然云へるを、夜を由に轉しても云ふ事にて、上にも云へる如く鞆は矢筈なるを由波と云ふに同じ、然れば弓の由波受と矢に云ふ由波受と同音には有れども來る處別なり）偖此弓彇は古事記には弓腹振立と有り、其腹は萬葉に梓弓より俯と續け、又は白眞弓張而懸有などに云へる腹に同じくして弓を張りたる中程を見事て云へるにて、眼前に裏上高知、眞弓滿變など云ふ腹此に同じ、弭の上なるに對へて弭の邊の張積りたるを云ふ稱なり、弓は常に伏せて置く物なるを事有る時は引起し用ふるが故に振立とは云へるなり、記傳に引かれたる萬葉十三（二十三丁）に梓弓、弓腹振起、志之岐羽矣、二手挾、十一（二十六丁）に梓弓、末之腹野爾、鷹狩爲、君之弓食之、將絶跡念甕と有る梓弓は末と係けるが、本より腹と云ふ事も有る故に原野之末と云ふ事を錯綜して用ひたりし者なり、又三（三十四丁）に丈夫之、弓上振起、射都流矢乎、七（三丁）に丈夫之、弓上振起、借高之など有る弓上は由受惠と訓みて、此に有る弓頭とは同じからず、此の弓彇を云へる事上に云へる事共に合せ考ふ可き者なり、（古の弓頭の字は此には然しも云ふべき事ならざれども、記傳に右の十一卷の歌を弓末に腹と稱へる處の有りし故に末之腹とは連けたるなり」と說かれたるより、其說尤當を得ざる事の惜しくして如此は說直せるなり、然れば甚毀くは有れども他の爲には此事を辨ずる爲なり）（振起は古事記に振立と有に同じ、右に引ける萬葉の振起を何れも布理多弖と訓み、此なるをも然訓みて

立と起とは意も然のみ異らざれども、此傳に引かれたる萬葉十九(十四丁)に梓弓、須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之と詠める的證も有れば、此は其に因りて訓を定めたり、此は唯御弓を御手に執り給へりし御事なるを、振起とも振立とも云ふは今も引放ち給ふ可く勇み進ませ御在し坐せる所なるが故に振とは云へるにて、總て振とは物の搖き動くを云ふ事に云ふを合せ考ふ可し、(然れば唯弓を起すとも立つるとも云ひては放つ可き勢無きを、振の言を以て其形狀見るが如く通えたり、萬葉一卷に朝庭、取撫賜、夕庭、伊縁立之　御執乃、梓弓之云々と有る立は用ひずして伴ふ間を云ふなれば、唯に伊縁立之とは詠み坐せるなり、立の言は同じきながら其意は因りて異なる事なる者なり)振は傳八にも云へるが如く上卷第六一書に拔ㇾ劒揮ㇾ背と有る揮なども此例なり、下に「濯ㇾ於天眞名井ㇾ」と有る濯を古事記に振ㇾ滌天之眞名井ㇾと有るも動搖し濯ぐ由なり、又中卷天之日矛が持渡れる寶の中に振浪比禮振風比禮と云ふ物の有るも、萬葉二(十八丁)に朝羽振、風社依米、夕羽振流、浪社來緣と見えたる如く、浪風を動搖かす器の名なり、又天原、振放見者なども多く有るも、直向ひて見る由ならず、天原は極めて遠き故に左見右見振仰ぎ見る謂なるなり、然れば振業と云ふ語は右の如き義有りて振ひ動かす意なるを合せ知るべし、然れば此の振起なども御弓を起し立て直にも射させ給ふ可く振り動かせ給ふ義なる事著明き者なりかし、(名義抄に振字を布流布とも宇奈加須とも志多賀布とも與作牟とも須久布とも底流とも比良久とも須都とも又登々能布とも爾使波布とも有り)(○御稜威、此一條は古事記には見えざるを、此に在りて甚美たし、第一一書にも乃背ㇾ丈夫武備ㇾ射帶ㇾ十握劍九握劍八握劍ㇾと有るが如く此は武備を裝ひて待たせ御在し坐す所にし有れば、必ず御稜威を取振せ御在し坐す事無くては得有るまじき所なる

者なり、然るに釼は近き仇を討つ物なり、弓は遠き敵を射る具なるが故に、相共に備ふる事ぞと有り、常に然る事なり此に弓釼の具有るのみならず、第一ノ一書にも然有るを以て、共に謂へる其たき傳とは所思るなり、天孫降臨章第四一書なる天忍日命の武き備もたと釼との二に過ぎざるなり、纂疏に弓者左手執二其弭一釼者右手握二其柄一と有る御記の如くならざれば武備とは申す可からざるを思ふに、古事記は末に乞二度建速須佐之男命所ㇾ佩十拳釼一云々、乞ㇾ度天照太御神所ㇾ纏云々之珠一と有りて、太神の御方に御釼御在し坐す、素戔嗚尊に勾璁の御在し坐さゞる因應には有れども、此は第二ノ一書に天照太神謂二素戔嗚尊一曰、以二吾所ㇾ帶之釼一今當ㇾ奉ㇾ汝、汝以二所ㇾ持八坂瓊之曲玉一可二以授予一矣と云ふ傳も有りて、此物根の正説なるが、如此く御釼を渡し給へるに就ても、日神は本より釼を佩せ御在し坐しゝ事を知るべし、其上此に急ニ握釼柄一と有りて下に天照太神乃索二取素戔嗚尊十握釼一と有れば、假令物根を相交易させ給はざるにも有れ、素戔嗚尊も本より帶させ給へる者なるをや、然れば彼記本傳にも弓腹振立と而堅庭者云々との間に取ニ握御刀之手上一而と云ふ八字の有りけむも知るべからず、（然るを何故に脱たりけむと云ふに、右に云へる如く下に天照太御神の須佐之男命の御佩せる十握釼を乞度し給ふ事の有るが故に、則りて此に在るを無益なりとして削られたるにも有るべし、古史成文に此を弓腹振立、劒之手上取撫而と書かれたるは、然すがに其意を得られたり、但其記には上章第六一書に見えたる勝間にして、古事記に御刀之手上と有る是なり、其章傳八に云へるを、猶云はにも通ひは通たの音の通へるなり、釋注義に日向風土記に宮崎郡高日村昔者自ㇾ天降神以二御劒柄一置二於此地一、因曰二劒柄村一、後人改曰二高日村一也と云ふを引きて、神世之昔以二劒之柄一稱二多加比一、以ㇾ之可ㇾ知也と有るは然る事なり、高劒比三十五

丁）に稜威大刀乃、手頭都面利、白檀弓、靫取負而とも見ゆ、（和名抄に檀和名末由美乃宜如此何也。考工記云弓檀人所レ擇以上也、今按檀也と有り、名義抄にも檀を多知能都加とも都加とも見えたり、當昔已く多加比とは世には云はざりしにこそ）〇急握は神武天皇御紀に乃撫レ劔而雄誥之曰、慨哉大丈夫云々と見えたる所に、撫劔此云二都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢一と註されたり、古事記同段にも即握(トリシバリテ)二横刀之手上一矛由氣矢刺而追入之と有る、其を御紀には案レ劔と記されたり、何れも甚く憤慨み坐して劔柄を固く握り給ふ事を云ふなり。此に急握と有るは其神に對ひて劔柄(ツルギノツカ)を握持へ給ふにて、甚く事の迫れる所なる故に急ぎ握らせ給へる御事を知らせたる字なる者なり。（名義抄に握を固岐流とも云流とも淋都とも都加伞とも見え、撫は左傳に撫レ劔從レ之と有るを取られたるなゝめれども、此にはかなへるにや）〇堅庭は庭地の堅きを云ふ、然堅き庭は蹈めども凹まぬ者なるを、此は猛き御勢を示させ給ふとして此云々の事には及はせ給ふなり、此事古事記にも有り。素戔嗚尊を待迎へて防禦ぎ給はむ爲に、平坦なる地所を強て蹈跳し置かせ給へるを以て然堅庭とは云ふなる可し、此に其事有りて次に故爾各中二置天安河一而宇氣布と古事記に所見たる有狀、譬へば崇神天皇十年御紀大彦命を遣して武埴安彦を令撃給ふ所に、則率二精兵一進登二那羅山一而軍之時、官軍屯聚而蹢二跙草木一、因以號二其山一曰二那羅山一と有るは、此に蹈二堅庭一云々と有るに同じく、又其時の事を古事記に其建波邇安王興レ軍待遮、各中二挾河一而對立相挑、故號二其地一謂二伊杼美一と有るは、右の御宇氣比の時の御狀に似たる事なり。此を以て其趣を想像奉る便宜とは爲べき事なり、（日神は未だ素戔嗚尊の黑心を所知看ざりし御時なれば、凡ての御事御軍の裝ひに御在し坐しける事申すも更なり、然れども通證にも引ける天書に此時の御事を結レ髮爲レ髻、引レ裳爲レ袴、

以千栗之御原一箇、亦云などと云へるは皆なり、未開有而日本國之御原之言日之、時大伊予國與也と言れば、朝天降前後に始めて其足片に招来れるなり、其上日神の事実を奉給ふなどゝ云ふ事は其々信られぬ事なりけるし、今は門屋の内を庭と云ふ事なれども、古は然のみには非ずて、其にも外にも廣く平坦なる土地を云ふを本として、海にても波風の平穏にて水面の平坦なるを庭と云ふ事常なり、雄略天皇六年御紀に天皇幸于泊瀬小野上面歌之曰と有る大御歌に、隠暴能個豆蔭瑞帰何曹、茂々甫保麿、佐耶波枚罹縻、區耶能朋母端喩と有るは語悉く富むゆ、何于雅之曰は其なり、伽豆祭は葛野にて山城の地名なり、今の京の辺を云ふ、茂々甫保麿は百千足なり、以上皆意同じ、但百千足は百不足の反にて端と云はむ發語なり、其は百不足は八十又は五十などの發語に置きて、此は八十五十の百の数に充たざるを云ふ事なるが、百千足より夜と続くは端の意にて、百千足を続幾倍も重ぬる義なり、倍夜耶波は端庭にて平坦なる地の甚廣きを云ひて、然る處は國の最秀たる物なるが故に區耶能朋母端喩とは謳ひ納めさせ給へる者なり、（此夜耳波を通證に矢塲見也兵士多也と注き、記傳には家庭として人家の多在る由に説かれたる共に違へり、）又區耶能朋は國之秀なるを、釋に國府見也、國は不在音通など云へるは殊に拙き説なり、府は國衙の所在を云ふは然る物にて此の事なるを、未だ漢字の全く行はれざりし以前に府の字音を詠ませ給ふ可くも非ざる者をや、已に景行天皇十七年御紀の大御歌にも、夜摩苫波區爾能摩倍羅摩と誌はせ給ひ、猶神代に葦原上帝尊田と云ふ與有る其事を何とか書かむとは有る、猶國名の丹波も昔丹後と一なりし時よりの名にて、和名抄に丹後國丹波郡有り、其郡に丹波郷有り、共に庭なる地名なる事國號考に云はれたるが如し、借此丹波の多は發語にて物を甚しく云ふ辭にて、字音なれども太又多り

義に違ふからず、通渡は何の庭なる可くや、今地理を委しく見て考ふるに、兩國共に大方は山國なるに、右の丹波等の邊の八山も打開けて平坦たる地たるが故に、丹波道主命なども其地に御在し坐して國府の如き處なりしなどを思ふに、必ず是も庭の義なる可く所思ゆ、又和名抄郡名に尾張國丹羽(邇波)も庭なる可く、下總國印幡も五十庭なる可く、石見國邇摩も庭の轉には非ざるか、美作國大庭(於保無波)は字の如くなる可く、此等の外にも庭某と云ひ、何庭と云ふ地名有るは、何れも平坦なる義に本着けるなる可き事を合せ考ふ可し、又海上の平和なるに云へるは、萬葉三(十六丁)に飼飯海乃、庭好有之、又武庫乃海、船爾波有之、十五(八丁)に武庫能宇美能、爾波余久安良之など有るに何れも陸に庭と云ふに異ならざりける者にて、其本一なりと知るべし、(如此く陸にも海にも庭と云ふ事の多在るを以て、皆平坦なる義に云ふ語なるを知るべきなり、門牆の内に限りて庭と云ふ事に限れる如くなりぬるは、庭字に泥める說と云ふべし、又此に就て思ふに、和名抄國名に出羽以天波と見えたるは出羽郡に起れる國號なるが、姓氏錄山城國皇別に出庭臣見えたり、此も庭なる地の餘り出でたる狀より號けたる所にして、出庭と書るぞ正字には有るべき)若て天孫降臨章第二一書に齋庭之穗と云ふ事有る、其齋庭は後に謂ゆる大嘗の齋場の事にて、俗に場所と云ふ事には有れども其も齋殿を建て又其事を行ふ舍宅を稱ふるを本として云へれば、此も上に云へる庭の例なり、又神武天皇四年御紀に立靈畤於鳥見山中と有る、靈畤は齋場と云ふ事にて、其山中を平坦して立て給へる謂にて、此等上に同じ、又萬葉四(十八丁)に庭立麻手刈干、八(五十二丁)に且者庭爾出立、十(六十丁)に夜乎寒三、朝戶乎開、出見者、庭毛薄太良爾、十二(二十二丁)に待君常、庭耳居者、十四(三十丁)に爾波爾多知、惠麻須我可良爾、十七

（二十一丁）に安佐自婆爾、伊底多知奈良之、慕庭爾、敷美多比良氣受、佐保藝宇知乃、里手行道、二十（二十二丁）に爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之など有るは、皆門屋の内を云へるにて常に云ふ庭なり、然れども居宅を構るには先づ其地を平坦にして作る事なれば、此も本一にて右に異ならず、俗言義を思ふに庭は平廣の切れるなる可し、右の十七卷なるに朝庭に出立平し夕庭に踏平げずと云へるは更なり、事は違へれども上に引ける踊ニ跏草木一と云ふより平山と云ふ地名の起れるなどを思ふに、必ず然る義に因れる事決き者なり、古事記八千矛神の御歌に、爾波都登理、迦祁婆那久と有り、朝倉宮段大后の御歌に、爾波須受米、宇受須麻理韋弖と詠ませ給へるは、人家の庭に親しき物なる故に庭某と云ふなる可く、又神名の座津日神は庭火神と申す事なるなどを思へば、打任せては家の庭は平坦なる者なるに依りて云ふ事には有れども、其のみにも限らず廣く平坦なる處又は平和なる海をも共に爾波と云ふ事にて、平廣の義より其言の成れりけるとなむ見えたりける、（庭字切韻には屋前也と注し、字彙には門屋之内日庭と有り、場字は師古云掃ㇾ地平坦爲ㇾ場と云ひ、韻瑞に收ㇾ不圃也と有りて、庭と場と字は異なれども言に何れも通波にて一なる者也、記傳七卷齋庭の下に、斎場と云ふ時に場を婆と訓むも爾波の轉れる言なり、大庭をも鼓言葉と云へり、然れば今此の齋庭も俗言に其場所と云ふに同じきなりと有り）（踏は布美とも布美奴使豆とも兩訓有る、今は後の方に從ふ可し、私記に問如ㇾ或説ㇾ其意易、今云ㇾ奴岐ㇾ者其意如何、答云ㇾ奴岐ㇾ者脚貫之名也、言踏ㇾ貫齋庭ㇾ言手ㇾ跂ㇾ也、讀ㇾ貫少略、故云ㇾ奴岐ㇾ其意又同と有れども、布美は唯踏なり、布美奴使は踏貫にて其義異なる言なり、其踏貫は太神宮祈年祭詞に磐根木根履佐久彌ㇾ與と有る踏凹と似たる言にて、以て地を踏凹める事にて、猛威を示し給

ふ爲に然る事は得させ給へりし者なり、靈異記に童子の力強きが人と力を爭ふ所に、小子立處有石之處、小子之踵深三寸踐入と有るなどは正しく此に當る事なる者なり、偖又景行天皇十二年紀に、天皇祈之曰云々、蹶ニ茲石ニ如ニ柏而擧焉、因蹶之則如柏上於大虚、故號其石曰蹈石也とも有るが如く、堅庭を踏貫せ給へりし御威勢は如何に可畏く御在しけむ、其建御雄の昇天に須彌山岳を鳴轟して參向はせ給へるに對へて、威嚴き御勢を見せ示し給へる御所爲なる御事をなお想像り奉る可かりける、（今も捔力の時などには各相共に足を擧げて地を踏みて其力を身中に充滿しめ然後に立合ふなど、實に堅庭を踏貫と云ふべき事なり）○股は古事記に向股と有るを此は共に依りて牟加毛々と訓み來れり、祈年祭詞大嘗祭詞等に手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄てと有り、私記に向股者謂ニ兩股ニ也、兩股是正相向、故云ニ向股ニ耳と有るに邪し、和名抄に股毛々と有り、俗毛々は或は諸胯なるに同じく、諸身の約れるにて、兩股打相向合るを云ふなる可し、名義抄に股を毛々、又宇知毛々、又宇知阿波世と見え、腿をも毛々、又宇都毛々、又宇知阿波世、又都夫志と有る、宇知毛々は私記に或説向股者是内股也、兩股正相向當之方故云ニ向股ニと有るを、此説非也と見えたれども、毛々は内股の相向合るに出でたる言なれば、向股即内股なり、又宇知阿波世と云ふも股の打合たる意、又都夫志は粒肉にて股の肉の打相て粒る由なり、偖私記の内股の義を是めて、蹈ニ堅庭ニ陷ニ股者言ニ是内外共陷ニ、何得ニ内股既陷外股不ニ陷、故乃非と有る、一通は然る事の如くにも聞ゆれども然らず、内股は陰所の邊なればは然る所までは陷るまじき事なるを、其猛威の進ませ給ふ任に其所迄も蹈込ませ給はず、蹈陷れさせ給へるが甚じき事なる故に、其内股を以て言は庶せれども、其實は内外共にの意にて、此に向股と云ふ事、古事記に天宇受賣命の爲ニ

皆悉ニ面來ニ出向乳、然情怒ニ衝於首ニ也など有る状に等しく、物に甚く驚ける時は我を忘れたる如くに斷る事に至れるにて、大に深味有る所なる者なり、祝詞なるも豊作を力むる事の甚しき由を知らせたる者にて、臍脰と云ふべき所を向股と云ふには然る義有りて云へるなり、（又上にも云へる如く臆は手手向なる向も南手を合せて内方に向くなり、記傳七巻向股條に、字鏡に臍脛腫也、古奈良、又牟加波支、拾遺集物名にも行騰を隠して向脛と詠めり、鍵嚢抄に牟加波岐は几人の向ひ脛と云ふ事を詠めるにやと見ゆ、何れも古言なり、と有り、但向股と云ふは向ふ内方を以て稱へたる者なる事有の如し）〇踏は於登斯伊豆牟と訓むべし、本には布美於登斯と訓み、記には古事記の蹈那豆美と同じく訓みたる意は然る事なれども、書紀に蹈ニ空槽地ニ陷入南膝ニ也と有る御意なれば目易くて宜しかりければ從ひ訓みつ、萬葉十九（三十三丁）に大宮乎、富比可布美安多之、鳴動毛云々と有るは、天宮を轟に踏響しと云ふ事にて、其の蹴散し給ふ状に似たる云様なれば、於登蹈と云ふべき所なり、伊都は御股迄踏入れさせ給ふ御事なるを、記傳七（四十一丁）に此の踏ニ堅庭ニ而陷レ股と云ふ文を引かれて其上に、踏那豆美に日代宮段倭建命の大御坐せる時の歌に、阿佐士怒良、許斯那豆牟、又宇美賀由氣婆、許斯那豆牟、又仁徳天皇三十年御紀大后御歌に、夜麻許瑠若、須儒嶋宇泥許、許那豆麼須、宮能延泥許、於明都延泥許、萬葉十三（二十丁）に那豆牟、阿知多須那ど、此等の古言那豆牟は泥又は海水又草などに足をとられて沒むを云ふ、然れば御足を堅地に踏入れて御股まで泥に入るを云ひて、甚も御力強く勇健く坐す状なり、（拾遺）と云はれたる如く、此の踏入は右の那豆美の意に近き語なるべし、麻に十九（三十二丁）に蹈乎、履爾奈里美長、奉米之と有るは、事は別なるにて有れども、此に堅庭を沫雪の如く

蹶散し給ふ状なるも思合す可き歌なるぞかし、（然るに此記に右の蹈を蹈貫と訓む事に就て、冊子私記云、於二閑庭一蹈都豆美、今按二此文一曰二兼蹈都豆美一也何其可レ用、昔今此欲レ言二國蹈之二一矣、故云二蹈二堅庭一如二沫雪一、更云二都豆美一於レ言可也、故不レ依二古記一、是定隔之字也、今亦依レ之と云ひて、上の蹈には然訓まざるが故に、此蹈字に至りて蹈豆美と訓みたる義に於ては然る事なれども、布美波佐氐と布美豆美氐と布美てふ言の重なれゝば如何なり、蹈字は若蓮拔に於都、又於伊流、又於知流、又於豆年、又久保年、又布年、又伊流なども有れば、於登須とも於都伊流とも、などかは活轉かし云はれざらむ、故於登須伊輕氐とは訓を定めたるなり）（若二沫雪一は萬葉五（三十八丁）に水沫奈須微命母と有る如く、堅庭を蹈貫き給ひて御向股を蹈入れて蹶散らかし給へば、堅き庭石などの蹶け散る事の譬なりし事を雪に譬へたる者なり、佛足石歌に、伊可奈留夜、比止乃伊麻世可、伊波乃宇閇乎、都知止布美奈志阿止乃都乃留乎、多布刀久毛阿留可と有るも、此所に甚能似たりける事なり、猶上に引ける蹈行の御故事は更なり、古事記（明宮段）に所見たる以二御杖一打二大坂道中之石一者其石走避と有るが如く、石等は現人神の御所爲には有りけれども、古神祇の御盛りに御作し坐しゝ間には斯る例さへ多在り、況て天地の間に二無く甚も至尊き日太神の此の御事にしも、幾許か可畏き御事なりけむ、如此傳へたるだに甚じき御事なれど、猶千重の一重にも足らざるかとなむ想像り奉られける、記傳に引かれたる源氏行幸巻（二十八丁）に御心を靜めてこそ堅き巖をも沫雪に成し給ふ可き御氣しきなれば」と書けるも、實に此の故事に因れる者なり、（此文甚愛たし、紀記共に堅庭と有るは唯土地の堅き場所を云ふなるに、此には堅き巖を沫雪に成し散らし給ふ事に云へるは、紫刀自の當昔然る古傳を載せたる古書も有りけるなめり、然れ

ば作物語とて漫に捨つべからざる者なりけり、此一事は定に千古の賜物と云ふべし）萬葉に梅花の散るを雪に譬へて、五（十八丁）に伊母我陛邇、由岐可母布流等、彌流麻提爾、許々陀母麻我不、烏梅能波奈可毛、十七（九丁）に御苑布能、百木乃宇梅乃、落花之、安米爾登妣安我里、雪等敷里家牟など有るが如く、咲き盛其の揚け散るを雪に象りて傳へたる者なり、二（十二丁）に雪之梅之、彼阿同家武とも有れば、若し沫雪とは雪に其揚け散る事の譬に用たる者なり、若て記傳にも云はれつる如く沫雪とは唯雪の事なり、古くは古事記沼河日賣の歌又須勢理毘賣の御歌に、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠と詠まし給へるを始として、萬葉八（十四丁）に沫雪香、薄太禮爾零登、見左右荷、又（十七丁）今日、零四沫雪、二相而、又（五十四丁）沫雪、保杼呂保杼呂爾、零敷者、又（五十五丁）沫雪爾、所零開有、梅花、又（五十六丁）十二月爾者、沫雪零跡、不知可毛、又（五十七丁）沫雪乃、比日續而、如此落者、又（五十九丁）沫雪之、可消物乎、又沫雪乃、庭爾零敷、寒夜乎、十（七丁）に窩之、翼自姑兩、沫雪億著、又（五十九丁）于梅之末由、沫雪流、又、（六十丁）沫雪者、今日者莫零、又出見者、沫雪零有、庭毛保杼呂爾、又（六十一丁）雪之沫雪、寒雪良之、又沫雪、千里零敷、十六（十一丁）に沫雪之、零也來坐なども有りて、古書には白雪と云換へても何の妨も無き所なれば、何れも唯雪と云ふ事なり、若て沫と云ふ義は和名抄に日本紀云、阿和由岐、其弱如二水沫一と有り、此は紀に沫雪二字之隨曰者也、其弱如二水沫一、故云二沫雪一と有るを云へる者なるが此にて明らけし、然れば雪を白雪と云ふは色を以て云ひ、直雪と云ふは沫雪の反を云ふに近くして[illegible]なるが、沫雪とし も云ふは、若やるの質語とも傳ふる程の事なれば普に脆く速無き由にて、上に堅雪と云ふに對へて沫雪と云ひて、片

方は極めて聞く法ならば極めて隠すと云ふ相臨に立たる文になむ有りける、斯る例古語にも在り、（祝詞に[illegible]太多須支東場ゑ[illegible]云々の類是なり、向の神を[illegible]て降道に[illegible]退りて絶有と云ひて文を抑へ、其より神事に従事る事の[illegible]到てる云を見[illegible]て、太神と云ひて文を[illegible]する言なるが、是に依て其に云可ぬる事の二つながらに治き立て其心を深く厚く明りるが如し）〇以字下へ闕て此にては訓むべからず、〇[illegible]に御是以て道に踏上ぎ給ひ、堅鹿をも字の如く放し給へるを云ふ、下に[illegible]故此云[illegible]と註されたり、古事記の[illegible]散も記伝には其に因りて訓まれたり、纂疏に[illegible]故在[illegible]踏[illegible]前[illegible]也、此一句形[illegible]容雄壮之[illegible]耳と有るが如し、此言の例は古事記（天若日子段）に切[illegible]伏其喪屋[illegible]以[illegible]足[illegible]蹶[illegible]遣也と有り、垂仁天皇七年御紀に[illegible]蹶速と云ふ人有りて、則[illegible]蹶速[illegible]野見宿禰[illegible]令[illegible]捔カ[illegible]二人相対立、各[illegible]足相蹶、則[illegible]蹶[illegible]蹶速之脇骨[illegible]亦踏[illegible]折其腰[illegible]而殺[illegible]之と見え、上にも引ける景行天皇十二年御紀に、[illegible]踏[illegible]在[illegible]加[illegible]椿[illegible]而[illegible]、因[illegible]（クヘタマヘバ）之云々、故[illegible]其有[illegible]日[illegible]踏（ホムシ）石[illegible]也などの類は必ず久恵又は蹶めて[illegible]と訓むべき言なり、[illegible]義抄に蹶の久恵流と訓めるを以て合せ考ふるに、久恵久字と相行には活く可からずして久恵利久恵津久[illegible]中[illegible]流[illegible]と其行の四段言と云ふに准して用く言なりけり、然るに[illegible]天皇三年[illegible]紀に打毱之侶と有る打毬を久由[illegible]と訓み又倍に久恵[illegible]と[illegible]たる、何れも片仮名なれば恵と由と似たるより混ひたらむと所思しきを、和名抄に蹶[illegible]以足逆蹋也、世間云[illegible]利[illegible]と見え其より以前に出来れる名義抄にも、[illegible]に[illegible]文[illegible]流と有るは本よりにて、久由とも古由とも有るは其頃已に久恵を夜行に活かする事も有りしなり、然れども其は俗言ならざる故に和名抄にも世間云とは云へるにて、当時の俗言なれば右の打毱も正しくは[illegible]久恵となむ読むべかりける、（記伝七

巻にも此事に心着かれて其辨有れども言足らざれば、今右の如く説を成せるなり、同書に云はく字音の耶をも久恵と云へる事多し、法華經を保久惠經、脩爲を久惠奈叙久、源氏を具惠牟日と云へる類なり」と云はれたり、又名義抄に躓に阿志登爲比久、又如美登爲比久と云ふ訓有るは足と手を引き曳と手とを曳きて人を倒す事と聞えたり）或は記傳七（四十二丁）に字鏡に竜波良介志又知流と見え、書禹貢に厥土は墳の墳を波良々都貝と訓み、萬葉廿（二十五丁）に安良手夫禮、波良々爾牟伎布など此等物に別なれど言の意は同じ、凡て波良波良、又本呂本呂など云ふ言も皆同言なるべし、（採要）と云はれたる實に然る言なり、此に就て思ふに、李花の散れる事を萬葉十九（九丁）に庭爾落、波太禮能未、遺有可毛と有る波太禮は散垂の義なる可し、三（十七丁）に落亂雪驟と有る驟は其の義なるを、十（五十五丁）に庭毛薄太良爾、三雪落有と有るを、庭實保杼呂爾雪零而有と見えて、波太良と保杼呂と同言なり、此波太良を俗に波良利と降ると云へるにても、波太良も保杼呂も波良々々本呂々々より出でゝ、此の散る意運を音頭と註されたる意に合へる者なり、（萬葉十九に大雪亭、當呂雨布天安多之、鳴神毛と有る當呂も、右の波良と同言なるが、物の續ふびたるを俗に頓呂と云ふも散の意なり、猶此波良も原野の波良も同じくして、廣と云ふも右に等しき由など、傳二巻高天原の下に註せりき）（神語を此云多布布居」と註されたり、古事記に、伴而之門○○而と有りて閣迦云を都夫」と有り、日本紀に伴日命賜神也と書きたれども、多布居に伴夫流と付くにても無く、一種別にて蛇呼の句れる者にて有らむか、呼は萬葉九（十九丁）に當世過、爾引去者、立走、叫袖振など有るが如く、甚だる喚の呼上ぐるに云ふ呼の義なれば、此の論などとは異なり、然れば右の古事記なるも上なる男建は雄叫の義にて、其は記傳に葉

脊給此鳴鏑給ニ禁禦奸宄と有る健びとは同じ言なから、異なる所此に在りて、雄々しく猛々しかなる御陵る霊有し給ふ意なる者なり、思混ふ可からず。(通證に古事云物部之矢多介心、蓋此矢詰也、與ニ矢叫一同と云へれども、彼菊池武重主の、「物部の矢多部心の一筋に思ひ切るとは神は知らずや」と詠まれたる、猛健き心と云ふ事にて此の雄詰にも非ず又矢叫の例にも非ざるなり、其引けるも未考に、「道遥き物部の御伴の矢叫びに進れぬ言の葉ぞまうる」と有るも、矢を以て放評ふ義なり、下に進れぬと云ふも其呼ばれたるに依りて進る、道無しと云ふ事も異なる物にして詠めるを考ふ可し) 神武天皇紀に先ノ長髄彦と戦ひ給へるに利有らざりしかば、乃引軍還、勝亦不敢進、却至草香津一植盾而爲雄誥一焉と有るは、勝に向ひて此方の兵威を示したる御音を慷慨み宣給ひて勝を得た甘給へるなり、此には雄詰を男多鳩健と訓めるは、其打呼び給ふ声のには兵卒の勇み健ぶ事の甚しかりしからなり、次には五瀬命の乃撫矢而雄誥之曰、慨哉丈夫被ニ傷於虜手一将不報而死耶と有る、慨哉以下は雄詰の御詞にして甚く慷慨き給ふ御志を雄々しく健く宣給へりしなり、次に引く萬葉歌に、牙喫建怒而と有る牙喫は、俗に歯噛と云ふ事にて甚く怒る時に在る事なるを辨ふ可し、又景行天皇四十年御紀に、日本武尊雄誥之曰、熊襲既平、未經幾年、今更東夷叛之、何日建于太平一矣、臣雖ニ労之頓平一其亂一と有るも、其大命を持てし御在し坐すむには如何ぞ静まらさる事の有るべきと甚く慷慨み給へるにて、此御詞即ち雄詰なり、又此東征の御間相模海にても小海耳可ニ立跳渡一と宣ひして渡り給ひ、膽吹山にては既得レ殺ニ主神一、其使者豈足レ求乎と宣給ひて蛇を跨給へるなど、一々に雄詰之曰とは書されざりつれども皆右に同じ。萬葉九(三十六丁)に跟伦(アシズリシ)、牙喫建怒而(キガミタケビテ)、如己男爾(モコロヲニ)、負而者不有跡(マケテハアラジト)と有るも、其負けては非じ

と慷慨み云ふが即ち雄誥の例なるなり、然れば此の稜威之雄誥も下文第三一書に吾弟所來、何當善意乎、乃明裝武備と有る御言の如く、甚く慷慨み宣給へるが即ち雄誥にて有るなり、古事記には男建蹈建而待問曰、何故上來と見えたれば、何故上來の御言共に當るが如くなれども、上に擧げたる例凡て其威を示して、先づ我が强き志を激しく述べつつ健りと云ふ詞ならでは其に叶はざる者なり、雄略天皇九年御紀に、津麻呂聞之蹈叱曰、主既已陷、何用獨全、因復赴敵、同時殞命と云ふ事も有り、其十八年に於是物部目連自執大刀、使筑紫聞物部大斧手執楯叱於軍中俱進とも見ゆ、近昔までも軍の時に敵を見て勝負に取懸らむと爲る以前に、先づ本系を名乘の次に我姓名を名乘るに其威を示して、音にも聞つらむ日本一の剛の者云々、我と思はむ者は出會へなど云ひて我が勇武を示し呼はる類は、皆此稜威之雄誥の名殘なる者なり、（然るを口訣に因此東三度揚鬨聲と云へるに因りて、卜部兼倶など鬨陣發時聲起于此、惠伊惠伊阿布三聲也と云ひて、其鬨聲(トキノコヱ)を此雄誥の事と爲るは甚謂れ無き事なり、出雲風土記に所以號意宇者云々、今者國引訖詔而意宇社爾御杖衝立而意惠登詔、故云意宇と有る意惠は右の時聲と同じ物なりと雖も、其を指して雄誥と云ふ事とも云ひ難きを如何とか爲む）（舊は布流波斯氏と訓めり、奮威などの義と同じく、稜威之雄誥を決めて强く甚しく物爲させ給へるを布流布とは云ふなり、（此誥字を字書に唯也詣也慎也動也振也舒也揚也發語也と有り、名義抄には唯布流布とのみ有りて他の訓無し、又誥を鳥聲羽也と有りて其義も見えず）偖古事記には此詞に當る所を蹈健面と有り、上より云下せる状を考ふるに、堅庭を蹈貫き沫雪の如く蹶上げ散し給ひ乍ら猶强く足蹈し給ひて男建の御言を出し給へるなり、天孫降臨章第五一書に、其火明時踉誥出見云々、丈夫蹈誥出見

云々、皮夾之主時望謂詞見云々、大連大炊時聞語謂見亦百萬上天韓之子云々と有りて、此は新羅某里子者開喜而生之職と謂給へるが故に、歸詣び出て御自親く慷慨みて御言擧げさせ給へる所なり、又雄略天皇九年御紀に津□日朗之饋叱日、主既已暗、何用偶命と有るなどの様も皆上なる雄誥に相ひ異らざりける者なり、（萬葉十一にも丈夫乃、思多鶏備裝と有るは、未世に供男之、今偏而、眼在云々と云ふを云換へたるなれば、此の多都備の例には非ず、唯健く勇すと云ふ由なり）○嘖讓は嘖と有るを以て見るに大音を擧げて呵り嘖ひ給ふ由と聞ゆ、下に此云二擧嘖比一と註されたり、神武天皇御紀に天皇卽遣二道臣命一審二其逆狀、時道臣命審知レ有二賊害之心一而大怒、誥嘖之曰、虜爾所レ造屋爾自居之、因案レ劒彎レ弓逼令二催入一と有る、誥を多祁毘、嘖を嘖呂比と訓めり、其は此の誥二建風之雄誥一集二後嘖之嘖讓一と有る二を合せ云へる者なるが、其趣を以て亦此の御有狀を思ふ便宜とは成るぞかし、又應神天皇三年御紀に是歲百濟辰斯王立之失二禮於貴國天皇一、天皇云々嘖二讓其無禮狀一と有る、嘖讓を世米志米と訓めり、次に雄略天皇十三年御紀に齒田根命竊に采女を姧せりければ、天皇聞以二齒田根命一收二付於物部目大連一而使二嘖讓一、又本文猪名部眞根が云有る所に、天皇因嘖讓曰、何恆欺レ朕、用二不レ貞心一妄輙答、仍付二物部一など有る、此二の嘖讓を世米且と有る事なれども、此に此云二擧嘖比一と有るからには同じ字に訓を異ふべきに非ざるなり、清寧天皇御紀に天皇卽遣二使嘖讓於上道臣等一而奪二其所領山部一と有るも亦上の例なり、顯宗天皇御紀に兄弟相讓久而不レ起、小楯嘖之曰、何爲太遲、遄起儛之と有るは、起つ事の遲きに依りて嘖讓べりしなり、故下に天皇誥之曰、石上振之神椙伐二本截一末於二市邊宮一治二天下一天萬國萬姓命御裔僕是也と有るは、先に嘖讓しめ嘖讓はれたるに憤怒ひて宜ふ所なる故に、誥びて然宣ひ顯は

し給へりし御事なり、（此の嘖讓之を世米氐と例の訓みたる、其は淨富の時こそは有らめ、始に其御見を二柱の大神御子とは且ても知り奉らざりし程の事にし有りければ、人々は天神の任に立傳へるを、二柱の相讓らせ御在し坐すに、時の更行くを心に縣りて、國司の勢に任せて嘖讓奉れりしかば、二柱の御上にても然傳つらはしく待られ給へるを猶憤らせ給ひて雜詰び坐せるなり、此は嘖と誥とは別人其の事なれども、又此の嘖讓又雜詰に意は少かも異ならざる者なり）萬葉十一（十五丁）に誰此乃、吾屋戸來喚、足千根、母爾所嘖、物思吾乎と有る所嘖を伊波佐禮と訓める、其も今俗に用ふる言には有れども、第十四（二十九丁）に乎佐乎左毛、禰奈敝古由惠爾、波伴爾許呂波要と有ると同じ義にて、母より呵り嘖めらるゝを云ふなれば、許呂婆要と本より訓むべき所なるなり、俗此は甚しく伏せる意て其罪を亂彈し責問ふが本にて、其より轉りては人を責呵り罵言するをも然云ふ事とは成れりし者なり、然れば嘖讓は嘖倒なる可し、萬葉十三（十八丁）に嘖根之、根毛一伏三向凝呂爾と有りて、一伏三向を嘖讓に當て書けるなども甚思合するに、大聲に呼ばり責めて人の所云を令立ざるに依りて嘖讓の言は起れるにも有らむか、然れば言は轉倒なる可し、說文に嘖喧也嘖責也爭言也と云ひ、韻鏡に嘖大呼聲、又爭言貌或嘖嘖其賢者也と宣へる御意にて可ならけさ者なり、（白井宗因も雖を嘖すを許呂夫と云ふも責問の義なり、是まで上來り給ふ御心を責問ひ給ふなるを云ひ」と云へり、通證に後漢書作責讓、廣韻嘖音責、大呼聲、小爾雅嘖責以辭謂之嘖と有り、名義抄に嘖を世米、又呵夜嘖滅、又佐伎那牟と訓めり、其佐伎那牟は今も嘖叉呵字を佐伎那牟と云ひて齕嘴の義なる可し、俗なの萬葉なる所以に當て佐伎言佐嘖と訓めるは、俗に辛き目に逢ふ事を伊波佐禮と云ふ是なり、又嘖は由宜流とも世米とも有り（一の嘖は雜誥に嘖と

云ふに就て嘖譲に發と對へ云ひ、又其言を並べて稜威と字を示せて、此の御稜威の雄び發れりし御言の様あて甚しかりつる事を明らめたる者なり、此卽ち予が常に對語を見る法則なり、若て此發を於許暮氐と訓める然る言にて此は發し音又發言の發と同じ言にて多都流と云ふにも異ならず、借有に云ふ如く嘖譲は大聲を發け給ふ事なるが故に此に發とは云へるにて、立と云ふにも異なる事無し、於久と多都と通ふ例は、古事記に天地初發と云ふは天地初立と云ふに同じく同記の久美度邇興而を舊事紀現章第一一書には爲ㇾ起と云ひ、此の振ㇾ起弓彇ㇾを古事記には弓腹振立と云へるなど常にも多き事なり、又發字をも多都に用ひたる例萬葉七（三十六丁）に、發渡、雲雨零在哉、十一（九丁）に春楊、葛山、發雲、立座、妹念など彼此有るも共に相通ふ言なればなり、借雄詰と嘖譲とは大凡同じ状なる事を相重ね云へる如くなれども、雄詰は憤慨の御心を奮ひ發けさせ給へるにて、其は我が事を宣ふなり、嘖譲は御怒の御言を聲高に立て給へるにて、此の他に係れる事を宣ふなり、次に稜威雄誥と有るに係けて考ふべし、（然るを彼神武天皇御紀に大鯨詰嘖之曰などの如きは、此二を兼ねて共に爲させ給ふ時のことなり、克々考合せ曉りてよ）○徑は下に云へり、手立にて其手を措かず直に立る義を以て語を成せるものなるが、此にては御直に御言を係けさせ給へるを申せるなり、古事記に伊都之男建踏建而、待問ニ何故上來ト と有るが如く、踏建を爲給ひながら其神の參來坐すを待害て、直に御糺しを物爲させ給ふが故に徑とは云へる者なり、傳十四紀の下見合す可し、○詰問は那自理問給比伎と訓めり、第二一書には天照太神疑ニ弟有ニ惡心一起ㇾ兵詰問と見え、古事記には待問何故上來と有るも共に詰問はせ給ふなり、借詰は汝退の義にて、其退は俾易を多自呂久と訓みて立退の意なるを、自呂久と云ふも此に同じ、借事の樣は

しきを問糺すに、先より種々に陳謝するを、其にても然には非じ此にても然は非じと其責を得ざる限りは其云ふ所を遂げて容れざるを云ふなり、今も江戸邊の詞に、佗の云ふ事を可ず我が言を立て慾るを自嗣流と云へるは遂有の義と聞ゆるなど、共に古言の傳はり遺れる者なり、此を以て其義を明らむ可し、偖此の詰字を本共に詰に作れるは誤なり、寛疏の御本に從ひて今詰に改む、（然るは詰は去利反にて有の雄詰又は嘖詰の詰字なり、詰は去質反にて名義抄に訓自流、又伊作牟、又世牟、又登賀、又加古都、又奈布、又都具とも訓める字なるが上に、通證に前王篇傳、史記國策、史記註、詰責讓也とも有る如くなれば、實に詰なる可き所なり）偖此の御有狀はしも、直に御問答の御在し坐し御事は次の上に著き事なれば、今云ふ限に非ずと雖も、此は素戔嗚尊唯一柱のみにて天上に參上らせ給ふには非ざる可し、右に引ける起レ兵詰問と有るにても天照國の日宮に仕奉る神等は悉に仕奉られし狀なる事も知らるゝを、其次の先に素戔嗚尊將レ昇レ天時、有二一神一號二羽明玉一、此神奉レ迎而進以二瑞八坂瓊之曲玉一と有り、又下章第三一書にも種復昌二天鳥一、因上二詣于天一時、天鈿女見之而告二言於日神一也と有るなど、何れも天照大神に仕奉る神等の名なり、又此に至二聞二來詣之狀一と有るも、其神の上坐せる事を告ぐる神の有りて奏せるを聞食したまふ御事なり、然は無くても素より高天原は天照大神に從ひ奉りて八百萬千萬神の神留坐す所にし有りければ、其起兵と云ふは然る神等をも從へての御事なるは申すも更なり、此に素戔嗚尊はしも根國に罷坐さむ事を告さむ爲に參上り坐せるにて、始より戰ひ奉らせ給ふ御心などは露も御在し坐さゞりければ、然る御伴神などを數多に從へて參上らせ給ふ可くも非ざるが如しと見ゆ、假令や然る御心は御在し坐さゞらむからに、伊弉諾伊弉冊二大神の貴御子神に坐すは、御伴神など

形の如く何どかは從へ給はざらむ、其上古書の御方にても起し來と云ふには必ず其神の御作立などを見給はずは無窮給ふまじき理なるを思ふ可し、（若て寶劔出現章第四一書に、素戔嗚尊帥＝其子五十猛神一降＝到於新羅國一と有り、又第五一書に素戔嗚尊子號曰＝五十猛命一、妹大屋津姫命、次抓津姫命凡三神と有りて、天より逐はれて降坐しゝ時に斯る御子神等有り、但し此は異説文に依るに、天上にて神皇産靈尊の御女大夜女命に御娶坐して生坐せる神と聞ゆれば、此は其の昇天の時に從ひ給へる御伴神の例には立たざる者なり）昔て素戔嗚尊は實に清明き御心に坐すから、日大神を恐み奉らせ給ひて参上らせ給ふ御事にては有りしかども、神性の難く御在し坐しゝが故に山川悉く動み國土皆震りけるが故のみにて疑はれ奉り給ふには有るべからず、一には御父母二神の事依して賜へりし國を所知さずて人民を夭折に爲し給ひ、二には御母神の根國に入坐しゝ後には御父神も絶妻之誓を建て給へる國なるを棄行かせ給はむと請給へる、三には御父大神より根國に罷れと神逐ひ給へるは竟坐すべきに、却て上天に昇來坐せるのみならず、其に就ては天地を震動し給へるなど、一連び荒振る神の状にも其を異らざるが如くなりければ、若くは我天原を奪はむの御心にやと思ほし疑ひ給へるが故に、今如此詰り問賞し給へる者なり、此故に其事共を一々に推給ふに就ては其消息を左右に陳べさせ給ひけめども、此言を反して其は如何此は如何と詰り給へりし御事是なり、（然るに日眞に徑詰問者責問也、問＝此言三度揚＝責噬＝素戔嗚動而昇天、故日神疑而責問也と云ふなどは、字書に噬責＝罪也と有るにのみ泥める者にして、詰の正義を知らざる說共なり）又素戔嗚尊の御方に取りても得去まじき御道理なお御在し坐しける、一には御父母二神より此天下を事依され奉り給ふとは雖も、何不＝生＝天下之主者＝歟と云給へる事に因りて日

神と共に生出させ給へれば、主張て己尊の御国とも所思し坐さゞるなり、二には日神は御父神に事奉らせ給へれば、己尊は母国として根国に従ひ奉らむと所思し坐せるなり、三には根国に入り給ふに就ては辭にこそ参上り給へれ、親え奉らでは如何でか罷る可きと、此三事の有るに依りて参上らせ給へるにて、天照大神の疑ひ給ふ御事は素戔嗚尊にも理と所思し食す程の事なるが故に、変に相定め難くさせ給ひけらし、此に因りて終には御誓の事に至る可き運びとは成りにける者なり、（凡て疑と云ふ事は是とも非とも事の決め難きに在る事なり、若し黒とか白とか其事の判然に見え知らるゝ上には疑と云ふ事は無き筈の事なり、此に因りては又其疑はるゝ方にても其疑ふ心の晴れりとも否らずとも又定め難き故に、終に事の起る可き種はひとは成行く勢なる者なり）其は此末に至りて其清き明き御心を明らめ奉らせ給ふ可き御爲とのみならば、素戔嗚尊一柱こそ御誓をも何事をも物爲させ給ふ可き事なりけれ、然るを天照大神の一速く御誓の御事に及ばせ給へるは何なる御爲なるぞや、其は素戔嗚尊の御所爲に於ては大御心に所思し看し分させ給ひ難き御事共の多きに就て、其可否しきを所知し看し分けさせ給はむとてぞ先づ御誓は成らせ御在し坐しけらし、先に素戔嗚尊の御誓と成りては、先に吾所ゝ生者是男者則可ゝ以ゝ爲有ゝ清心ゝと申させ給へる如く、的して男御子を得させ給へるが故に、正哉吾勝と誓勝たせ御在し坐しゝが故に、初より日神の疑ひ給へりし大御心も開け休らせ給ふに至りける者なり、素より素戔嗚尊を疑ひ給ひながらに、却りて日神の先に御誓の御事に及ばせ給へる御事に就て、古より以來此事實に在るまで一人として其所由を明らめ云ふ人無きを以て見る時は、又一人だに天意の因りて起る根本を伺ひ奉れる人無しと見えたり、豈未だ此を能く爲りと云はむやは、此は此段のみに係れる事ならず、二柱

御産靈の御生の御靈より起りて、天壤と共に無窮く現御神と天下所知看す皇御孫尊の天津日嗣の御上に係りて、其を尊嚴と有る大事此に過ぎたるは無き故に、日を定めて誓往く事なり、後世予が志を繼ぐ者有らば、神と皇との大道に忠臣たらむかし。此と事に異なれども、如此く其事の兩人に互りて是非の決め難き時には、相與共に誓ひて其事の眞否を明らかなるなり。應神天皇九年御紀に天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰。於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰共出于磯城川湄、爲探湯、武内宿禰勝之と有る類是なり、其を此の例に引くは異なることにては有れども、此は獨素戔嗚尊のみならず、日太神の御方にても其疑しく所思食さ坐せ御在し坐す事の當否を定めさせ給はむ御爲に、先づ大御自此事には及はせ給へる者ぞかし、如此く上下左右に活かせて其意を探らずば有るべからず。)

素戔嗚尊對曰。吾元無黑心。但父母已有嚴勅。將永就乎根國。如不與姉相見、吾何能敢去。是以跋渉雲霧遠自來參。不意、阿姉翻起嚴顏。于時。天照太神復問曰。若然者何以明爾之赤心也。對曰。請與姉共誓。夫誓約之中。誓約之中。此云宇氣譬能美難箇。必當生子。如吾所生是女者則可以爲有濁心。若是男者則可以爲有清心。

此は上に云へる如く素戔嗚尊の天に參上り坐しゝ狀の甚く淩就しく御在し坐すが上に、其所依し給ひし國を知らさず、剩へに根國に入り給ふ御心なる由を御父大神に聞えしさせ置きたから歸りて天に向はせ給へるなど、異しき御行なども御在し坐すにやと天照太神の御心行かず所思し看し御在し坐して、武き御備共有りて待賜へるを御在し坐す所へ既に至り着かせ給へる故に、様々に詰り問はさせ御在し坐しゝかば御答申し奉らせ給ふ所なるなり、然るに古事記には此所を上に待問何故上來と有りて、爾速須佐之男命答白、僕者無二邪心一、唯大御神之命以問二賜僕之哭伊佐知流之事一故白都良久、僕欲レ往二妣國一以哭、爾大御神詔、汝者不レ可レ在二此國一而神夜良比夜良比賜、故以爲二請將罷往一之狀參上耳、無二異心一爾天照太御神詔、然者汝心之清明何以知、於是速須佐之男命答白、各宇氣比而生レ子と有りて、次に御誓の件なり、御紀の趣と大旨違ふ所無しと雖も、玆に得たる所得ぬ所又意を加へて聞く可き所なお有りぬ可き事なりける、（然りと雖も此に一書までの全文を舉けて合らはねは徐に煩はしければ、其は件々に割入云ひて、此は在昔を立て委しく云ふのみ、其は此の件々に引て云ふ事なればなり）偖此に素戔嗚尊對曰、吾元無二黑心一と云ふ文は、古事記に僕者無二邪心一と有りて其は異らされども、但之は持已有二嚴勅一と有るは違ふ可し、此は上件の故其父母二神勅二素戔嗚尊一、汝甚無道、不レ可レ以君二臨宇宙一、固當遠適二之於根國一矣、遂逐之より承けたる詞には有れども、其は素より尊の罪なる事此卷首に出だせるが如し、其は此章首に伊弉諾尊のみの結有りて伊弉冉尊の結無きは上件に根國に入坐しゝ御事を云へるに任ねたるを、不意く此に至りて然出でたるは文章の上の違へるにて、其正實は素戔嗚尊に天下を依し奉らせ給へるは父持二神に係り、此神逹の御事は伊弉冉尊の崩坐しゝ後に其事依し奉らせ給へるに違ひるな

れば、必ず伊弉諾尊の御計畫にて有るなれば、此一書に於ては右に引ける古事記の說なむ良ほしかりける、（然れども其記には天照大神素戔嗚尊の御生坐せる御事を御誓約に依りて生出坐せる由に傳へたるは、上章第六一書にも有る事なれども、此は誤にて、何方迄も二柱御祖神の珍子等に坐せり）右の已有二善勅一より以下は古事記は唯古言の任に傳はりて文の狀も何も其變なくて宜しきを、此は總ぶて漢風に混まれたりつる故に、其意は然しも異らざりけれども、此を言ひ時は語は古言にて有れども、續けがらは漢字を譯せるが如き所のみ多くて聞苦くも侍らぬにや、若然者將ニ何以明ニ爾之赤心ニ也より以下は古事記と共に異る事無し、然れども其記には各宇氣比而生ム子と見有りて、此御誓に殊に專要と有る大事を漏らしたり、其は如吾所ニ生是女者則可ニ以爲ニ有ニ濁心一、若是男者則可ニ以爲ニ有ニ清心一の文なり、此無くは何を以てか御誓の詞を顯はさまし、此事第二一書より始て下章第三一書に至るまで皆同じ事にて正實なる古傳なる者なり、此第三一書に其素戔嗚尊所ㇾ生之兒皆已男矣、故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ赤心一と有りて此の結末甚明らけく、妙に奇く靈しきまで相合へりけるなむ此御紀の殊物にに有りける、（古事記には專に此事を言はずして、末に至りて速須佐之男命白ニ于天照大御神一、我心清明、故我所ㇾ生之子得ニ手弱女一、因ㇾ此言者自我勝云而と有るは何の傳ぞや、先に各宇氣比而生ム子と云ふ所に、其勝負を男とか女とか何れか立つる所に就て云はずしては、女を得て勝つとも男を得て勝つとも何ぞかは云ふ事を得む、徒事なり）（素戔嗚尊對日の上に於是と云ふ語を補ふ可し、古事記に待問何故上來の下に速須佐之男命答白と有ると同じ樣の文なる所なればなり、○對日、六洲起元章第二一書に已に在りき、此にては美許多閇中志給波久と訓むべし、紀中答をも對をも被ㇾ用たる事常の如くなるに、此字の

相向合る所に遣はれたるなり、萬葉六（二十四丁）に山彦乃將應標、十（六丁）に不答南、勿應與曾、又（十八丁）山彦乃、答響萬田、十七（十七丁）に鳴夜登、間者毛等、十三（十五丁）に立響、何當間者、答爲、目付等不知など有りて、此は然しも奇診しからざる事には非されども、右の答響の字を以て考ふるに、布流布爾の布流に振字は本よりの事にして、響などの義も有る事と見ゆ、此は萬に通る事なり、（思ふる忍ふるなど云なり、）借此對字、名義抄に登久とも許多布とも牟加布とも多具比とも加佐奴とも畑多使とも阿多流とも於母布とも阿布とも見ゆ）〇含は阿禮と訓むべし、本に夜都加禮と訓みたれども良はしからざる由上に云へり、下皆此に倣ふ可し、〇元は第二一書に元無惡心一と有るに依りて抄登與禮と訓むべし、上に云へる素に同じ、借此元をば淺白米と訓附けたれども第二書にも於是日神方知二素戔嗚尊固無惡意一と見え、又第三一書に故日神方知三素戔嗚尊元有二赤心一など有る此をも抄登と訓みたるを例として、元をも本をも相通はし書ける中に神武天皇御紀に饒速日命本知二天神慇懃一云々、天皇素聞二饒速日命是自レ天降者一云々など有る類は共に抄登と云ふべき所なり、本の字にては有りけれども、天孫降臨章第五一書に從如二本才吾兒一、但一夜而有娠、疑ー有二疑者一云々と有るが如く、其事の起初る時よりの意なるには抄登須禮と訓むべし、此所の如くに其事の起初に擔きて其本來よりの條けて云ふには抄登與禮と訓むべし、其他書紀に「名義抄に元を抄登とも波自米とも意富伎使國とも使渡牟とも訓み、元々を淺白米夏淺白米の意とも訓みて大凡同じ意なれども、漢籍子華子列子淮南子などにも本來本初と分けて云へる内に生本起夜にても有る事なり」〇黒心は使多許使心と訓むり、此に有元無三黒心一と有るを云ひて、但三素戔嗚尊元有二赤心一と有り、又下に濁心と淸心とを相對へて云ふを

も有へ合すべし、前前二一世にも有元無ニ邪心ニと見え、古事記にも使者無ニ邪心ニと見え、又云、孫降臨章に清心と有るなる古事記に邪心と書かれたり、其の文は續神武御紀に太子疑ニ弟王之心ニ而不レ喚、時弟王謂曰、使無ニ黒心ニ、唯然ニ太子不レ在而參赴耳と有るに似たり、若て此に大殿祭詞には已乖々不レ令レ在、邪意穢心（アシキコヽロキタナキコヽロ）無くと有るなど、其は唯清きに對へ云ふなれども、此の黒心を惡心とも書かれたる字面は、律に謂ゆる八虐の名目に依て書かれたりと見ゆ、其は上章に汝甚無道と有は律の謀反不道と云に當られ、此惡心は第四惡逆と云に象りて書かれたる者なり、其は下に引く文を以て曉る可し。（使多那使には有の如く黒をも惡をも濁をも穢をも書きて其言は同じき物から、所に依りて字を以て其義をも知らせたる者なり。纂疏に陽清陰濁、故赤爲レ清黒爲レ濁也、蓋以ニ佛者善爲ニ白業ニ惡業爲ニ黒業ニ也と有るが如し、通證に右文を引きて今按伊萬葉集云、花漆吾耶奴流人乃奈可利介留阿和礙許乃看黒心也、借草紙亦云、腹黒之事者謂ニ黒心ニ也と云へる如く、中昔に多く心の僞けたるを腹黒しと云ひ、又源氏螢卷に、腹穢きと云々と云ふ言有りて此は常にも云ふ言なり）續紀第十九詔に天日嗣高御座次乎加蘇比奉牟掠盜止爲而逆在奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等伊云々、此逆在惡奴等者顯出而云々、二十八詔に逆仁穢岐奴仲末呂伊詐姧心乎以兵乎發、朝庭乎傾動武止之弖云々、此乎見仁仲末呂可心乃逆仁醜狀方知奴云々、三十三詔に逆惡伎仲末呂止同心之弖、朝廷乎動之傾止之弖、在人仁在、三十四詔に逆心乎以天朝廷乎動傾之止之弖兵乎備流時仁、三十五詔に此奴等毛知見乍逆穢心乎發弖在何方、既門仁知奴、四十三詔に岐多奈久惡奴止毛止相結止謀家良久、傾ニ朝庭ニ亂ニ國家ニ止云々、其惡我穢久謀止爲留事者悉發覺奴云々、四十四詔に心中惡久垢久濁弖在人波、必天地現之示給弖物乎云々、復請

嚴呂等奉侍奴所念姓を賜ひ治賜ぞ、今ぇ穢奴退給ふ使云々、其者種々給ふ云々、四十五詔に、宿乃奴等宜侍ぞ望求、人仕奉ぇ無穢心以て、諸侍ぞ起など有る、何れも律に謂ゆる八虐の謀に當りて使を賜使とは云へる者なり、天武天皇御紀に近臣群臣元有謀心必害天下と有る謀なるも使を賜使と謂來れるを以て曉る可し、右等に一曰謀反（又曰大逆付縁坐）律に謂謀危國家と有り、二曰謀大逆、律に謂謀毀山陵及宮闕と有り、三曰謀叛、律に謂謀背國從僞と有り、四曰惡逆、律に謂毆及謀殺祖父母父母殺伯叔父姑兄姉外祖父母夫婦之父母と有りて、何れにも謀字有は右の御紀に合へるを思ふ可き者なり、備此には日神の言へる惡し看す御方に取りては、右に謂ゆる惡逆と云ふにも近きが故に、此には黑字、次には惡字を書かれて其意を合へ給へる事には有れども、皆律に依れる文法にて、甚々味氣無き御事なる者なり、（上章なる無道は五曰不道と云ふ字を取られたり、故令國内人民多以夭折、復使青山變枯と有るを、律に謂殺一家非死罪三人支解人造畜蠱毒、厭魅若及告云々と有るに當りて、阿泥伎那伎と云ふ古言に無道の字は書かれたる者にて、此は律令の御定有りて後の文法なるを思合す可き者なり）○父母は加𛀁伊呂波能意と訓めるに從ふ可し、其は傳六に云へる、國學院に凡父母兄弟正相面對則皆加命辭、一部之例皆同と見えたる私記の說の如し、備此に父母と姑く擧げる事由を云へる義にて傳六にも且く說けるが如く、其是時尊に天下を事依し授け賜へりしに、室に父母二柱の勅任に因れる事由とも見なり、若く此大神の御幼稚に渡らせ給ふ御間に伊弉冉尊は火神を生み給ひて後直に黃泉國に入坐せりしかば、一向に戀泣せさせ給ひけるに、追て幸行し、伊弉諾尊の還り御在し坐着きて後に神逐はせ給へるなれば、上章第六一書古事記

の德々たむ在しかわけるか、此在も然る事にて、旣く伊奘諾尊の隱入坐し、御事は一書に任えて伊奘諾尊一柱の據拆なるをも思ふ可くなむ有ける、○號泣とは上に天父神旣任ニ諸子ニ各有ニ其境ニと宣へるを違して甲給へる也、上章第六ノ一書に吾欲ニ從ニ母於根國ニ遂哭ニ泣耳、伊奘諾尊惡之曰、可ニ以任ニ情行ニ矣、乃逐之と有る其を承けて此章有にも今兼ニ號泣耳、此根國ノ欲從ニ母向ニ高天原ニ與ニ姉相見而後永退矣、勅ニ許之ニと有る、此の謂はゆる已吾啼動ニと云へる者なり、但右の文は上章の終より本章とを續けたる所にては有れども、文意の趣何なる傳に有の如く目易く文を合せたる者なり、（其は北畠遣の御事を交ニ神ニ神に係けたるに如何なる傳の有りても皆然にて、伊奘諾尊一神の御所置たる事件々云へるが如し）哭、伊佐知久志伎は號泣なる義にて、潤りて清淨なる事に云ふ伊佐とは異なり思混ふ可からず、此伊佐は上に註する佐は國に同じくして氣伊吹の義なり、同じ言ながら物を愛惜づく狀なるを伊佐久志伎と云へるは、字鏡久ふ牟の轉にて心衝染（ウラツキシム）の義なれば、心に染徹りて愛（イト）ほしきを云ふなれば其も別なり、思混ふ可からず、然れば號泣は其命と云ふに同じかる可し、古語拾遺にも素戔嗚大之伊佐知命ニと有て、其語も此言勅に異ならず、萬葉に（三十一丁）に啼伊佐知、伊佐久吉川と有り、神の號等の甚重なる由なり、靈異記に偃然を伊佐久に讀み、中古の物語書などに伊佐久…と有るなど何れも號泣の意に通ひ、（通證に今按讀ニ言ニ依姑之、見ニ齊明天皇紀ニ云ニ據ニ是讀也と云へるは何の事ぞや、鍜神之有と云ふこと有りて、其は下に註するが如く、出雲大神の甚可畏き神に御在しますに就て然稱し奉れるにこそ有りけれ、忌樓には更に由無し、又此文に、號猶奇也と云へり、其義を取て用たり）○將ニ永適ニ子根國ニは上に吾今奉ニ教將ニ就ニ根國ニと、次に與ニ姉相見而後永退矣、と云ふ其二を合

せて此に如此申給へる者なり、○如を得斯と訓む、次なる若守などゝ然り、古事は亦其なる可くして、此事を打置て其外を危ぶむ意なり、萬葉十九（三十四丁）に君之往、若久爾有婆云々、○不ㇾ與ㇾ姉相見ㇾは上に伊奘諾大神の勅許を請奉らせ給へる御言に、皆向ㇾ高天原ㇾ與ㇾ姉相見面後永退矣と申給へりし御言を申違へさせ給へるなり、故第一一書には唯欲ㇾ與ㇾ姉相見ㇾ唯爲ㇾ暫來ㇾ耳と有り、第二一書には吾所ㇾ以來ㇾ者實欲ㇾ與ㇾ姉相見ㇾ云々、不ㇾ敢別有ㇾ意也と見え、下章第三一書には天に參上給へる事の二度見えたる其初なるに、如何不ㇾ與ㇾ我姉ㇾ相見ㇾ而擅自徑去歟とも有るが如く、此は實に日神を仰ぎ敬ひ奉らせ給ふ御心の至を申し奉らせ給へる所なるなり、（如此く御崇敬の御事は申し奉るにも及ばず、御兄弟の御親しみさへ深く御在し坐しての御事には有れども、神徳の雄健く一速く坐すが故に、御心よりの外なる事にて日神の驚かせ給ふには及べる者なりかし）吾何云々は右に引ける下章第三一書に如何云々歟と有るに同じく、甚く其言に力を入れ慨みて云ふ言に常に在る事なり、續紀第三十三詔に何有ㇾ此人乎復在ㇾ企など有りて古言にも多き格なり、○乾坤は乾坤畑良牟と訓めり、○雲霧に謂ゆる天浮橋の事なり、其は八洲起元章の天浮橋を、其第二一書には二神立ㇾ于天霧之中ㇾと見え、第三一書には二神坐ㇾ于高天原ㇾと有りて一は天霧一は虚天なり、又因神出生章には日神を天上に舉奉らせ給へる其には天柱と有りて風氣なる事、各件々の傳に就て考へし、註せるが如し、若て天孫降臨章には排ㇾ分天八重雲ㇾ、稜威之道別道別而天降云々と有りて、次には則自ㇾ槵日二上ㇾ天浮橋ㇾ立ㇾ於浮渚在平處ㇾと見えたる、此なる則は天八重雲より承けたる者にして、其則天浮橋と云ふ物なる事を知らせたる文なり、如此く神等の各降し給ふ物なるが、其器と成して云ふ時は天浮橋又天柱又は天梯立とも云ふ事には有れども、其物實を以ては云

とも霧とも又合せて雖の如くに雲霧とも云ふ事にこそ有りけらし、（其委しき事は傳四巻下巻に所も挟き逆註せる事には有れども、共に雲霧と云ふが甚く異なる物の如くも聞ゆるが故に、又此所にてもかく云ふなり）○跋渉の渉は陟字の義に見て跋は蹉頓理斑と訓むべし、雲霧に布韋と云ふ事は萬葉十九（三十三丁）に、天雲乎、富呂爾布美安多之、鳴神毛と見え、仁明天皇紀嘉祥二年四十賀長歌に、青刺、天照國乃、日宮乃、聖乃御子曾、雲居布乃、天乃浮雲立、跋歩弖、天降坐有る天乃と橋立は右に引ける天孫降臨章に謂ゆる天浮橋にて、共雲天八重雲たる事を知るべし、又渉字は、詩鄘風に大夫跋渉と有るを取りて書かれたるには有れども、渉にては和多流にて叶はず、名義抄に渉に多加斯と云ふ訓有れども、能頓流とは訓むべきに非ず、此を以て姑く陟字の義を以て訓むべしとは云ふなり、上に乃昇二論之於天一也と有り、次に循素戔嗚時昇レ天之時と有り、第二一書に攻二其上至一と見え下章第三一書に昇二天國上一論于天一なども所見たれば、必ずしも能頓流と云はでは甚く事實に乖ける者なり、加以萬葉二（二十七丁）長歌一云に天雲之、八重雲別而、神下座奉之と有りて、下に天原、石門乎開、神登座而之可婆と有り、常にも天居に昇るなど云ふが如く、雲霧には能頓流と云ふ方似合にしかりつれば、今和多流とは讀まざるなり、陟は毛詩に陟彼崔之左右一と有りて、名義抄に能頓流とも加斯とも訓める字なり、（通證に右の詩を引きて傳草行曰跋水行曰渉と書し、文選註に自レ低以上曰レ渉水也と云ふ事も有れども、此には渉にては叶はざる事有に云へるが如し、且和多流は横に行くをこそ云へれ上方へ進む事に然云へる例且ても見當る所無りける者をや、且跋に跋歷行貌渉徒レ水也など云へる、共に雲霧を踏越えて昇天し給ふ御事に少も縁無くして、唯其字を註せるのみにて此に更に要無し）○遂自に天

地の相放れる事の遐なるを以て宣へるなり、四神出生章に天地相去未遠と有るが如く、天地は相離れる者には有れども漸々に放りて遐かに成れるを以て云ふなり、萬葉四（二十五丁）に天雲乃、遠隔乃極、遠鷄跡裳と有るなど此例なり、倩逢日來參と申給へる意は、古事記八千矛神の御歌に登富々々斯と宣ひて逢に沼河比賣が實に御在し坐ける御心の深さを知らせ給へると等しく、此も其赤心を以て參向はせ給へる意味を述べさせ給へるなり、然は今世の俗言の上にては却りて強ち有る事なり、下に云ふべし、若くて此遠と云ふことは、經にも緯にも古昔にも後代にも通て云ふ語にて、經とは右の天地相去未遠又は國常立遠道之常立國と有る類なり、緯とは近淡海に對へて遠淡海又近江國に對へて遠江國と云へる類是なり、古昔とは遠津神代又は遠天皇祖又は遠津神祖など是なり、後代とは萬葉二（二十九丁）に遐代爾、神左備將往、行幸處、九（三十五丁）に永代爾、標將爲跡、遐代爾、語將繼跡など有る類は後世後代と云はむが如し、又經緯と古今とを合せて萬葉二（三十三丁）に、天地之、彌遠長久、六（十五丁）に天地之、遠我如、日月之、長我如などの遠は天地の常在なると世代の久しきとを兼ねて云へる者なり、故遠は經緯にて其居地（ヲルトコロ）と當今（タダイマ）とを本立にして其至り經る彼方を云ふ語なる者なり、又其に對へる近は隣近の義なる可き事なるも倶に思ふ可き者なり、（名義抄に遠を登富斯とも佐流とも加佐流とも見え、遐も右に同じく登富斯とも佐加流とも[illegible]とも阿佐夫とも有り、倭誠說に遠者自淡路國參二向大和國一也と云へるなどは實に僻々しき妄說にて、神代の古に疎くして言ひ立てたる轉言なる者なり）○來參は麻韋傳都と訓むべし、上に至二開來者之族一と所見たる來者に同じき事其下に云へるが如し、本には唯に傳都とのみ訓みれども古言是は非ず、○阿姉は上に與姉相見面後永遐と有りし姉と同じく其

に牟混能美許登を副むべし、同字に混へてはネ立つべからず、（通證に左古倍佐、阿羅佐魔倍、左ハ字古倍古の意付、其倍佐
人者以ニ阿字一居ニ首時一爲ニ勝一也と有り、然れども此の詞には全く用無し、江家次第を見るに上卿の公事に就て人を呼ぶ
に阿某と云へる阿此に似たりと雖も、其は今も俗言に何々何某と稱呼共に云ふ事にて其は人を指て何と云ふ義なる
たれば右とは同じからず）（副に阿倍𡚱氏と訓むべし、八洲起元章に如何婦人反先言乎と有り、續紀第四十三詔に
然ニ物乎反ニ逆心乎抱藏ミ己等ニ首テ云ど云有る反に同じく、我と人と意用ひの違ひたる時に云ふる言たるなり、其は素
戔嗚尊は元より黒き心も何ニ御在し坐さゞりけるを、天照大神の嚴稜に逆ひ奉らせ給ひける事の御意より外たりけれ
ば然く申させ給へるたり、（名義抄に翻ア翻也とも有りて如倍須とも比宜伎倍流とも有り、倍此ニ漢文にはゞく反
語に用ひたれども古言には少か耳有り）（起直穢に引合せて共伊加共集々牟登渡と訓むべし、集疏に反顧色也と託
かせ給へるが如し、此言義上章第十一一書忿然作色の下に云へり、傳十二見る可し、此字文選に顧相向悵惶と有
るを取られたるが、古語拾遺に天照大神 赫 怒 云々と有りて、下に如下今世内侍善二言美詞和一看悵惶ニ御心ニ悵惶也
と云ふ事有りて、信に嚴穢と悵惶とは反對なる言なり、故此にては素戔嗚尊の御心には遠くより参來つる事を悦び
所思し看べきに、反りて嚴穢に逆ひ奉らせ給ふ事の嚴有る由を怪し嘲えさせ給へる御言なり、併たがら己尊の神性の雄
健く御在し坐すに依りて、天に昇給へる事の辨捷しきに依りて、然る嚴穢を起さず在し坐すとは御心宥せ御在し坐さ
ざりけるなあり、（書證に素戔嗚尊欲ニ與ニ阿姉ニ相見而後永退ト、其辭云也古事、汝ト日、昇ニ天上ニ面見ニ之長辭ト、其意見夏
獲ニ使凌ニ之情ニ此以レ無レ所ニ畏敬ニ也、濁ニ日神之風氣ニ積ニ之所レ化其心洋藏、即言曰吾元無ニ黒心ニ責書言乎と云へるに何

事ぞ、謂昇天の事を御父大神に言し給へるは姉尊にも、御許を得て罷らむとの御心にて、亦此書に此御心替らせ給はざるなり、然るに見に父之長隱、其意怨雙と云へれども、此書首に於是と有りて其物言を語給ふ所なり、又に是後伊奘諾尊云々と有るは素戔嗚尊の天に升り坐せる後の事なり、故立復りて姉素戔嗚尊昇天之時云々と有りて此給は先是と云ふ義なる事熟々上文を讀度して知るべし、何ぞ御父大神の長隱を待って其後の情を發し給ふには、此に予が素戔嗚尊の御爲に許さざる所なり、上古より以來此一章に於ては一人だに其趣を探りて說き得たる人は非じとぞ思ふ）○不レ意は於母波邪理都理登自給布と訓讀く可し、不レ意は上章第六ノ一書に不意を由久理那久と訓める、其は不用意にして不レ覺に其所に至れるを云ふ由傳へに註せるが如し、此の不レ意は然に思懸けさせ給はざりける由にて少し情給ふ意も有るにや、萬葉四（三十二丁）に從情毛、吾者不念寸、山河毛、隔莫國、如是戀常者、又從情毛、我者不念寸、又返、吾故郷、丙將還來者、十一（二十二丁）に現毛、夢毛吾者、不思寸、振有公爾、此間將會十羽、などを詠倍賀邪理夜と訓める、何れも此の不レ意と同じ用格なり、○古事記には此近の事を向邊須佐之男命白、僕者無邪心、唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之事、故白都良久、僕欲往妣國以哭、爾大御神詔、汝者不可在此國而、神夜良比夜良比賜、故以爲請將罷往之狀參上耳、無異心と見えたる、僕者無邪心は此に吾元無黒心と有るをにて、此言は第一ノ一書より始めて、其々此事の出でたる所々共に悉く然る意味見えたれば更に混ふ可き無し、唯大御神之命以は此に但父母已有嚴勅と云ふと同じ事なれども、父母と有るは其なる事上に辨へたる如くなれば古記を以て宜しとす、又古事記に問賜僕之哭伊佐知流之事と云々は上章第六ノ一書に故伊奘諾尊勅問之曰、汝何故恒啼如此耶、對曰吾欲

レ袪、持於根國一只待レ波耳、併並諸神等之日可以貽任情行矣、乃遂之と有るに同じきを、此には其事無きは此書造の御貽ゑは父神二柱の御事と爲るゆゑ略かれたりし者なり、（此一條に於ては、古事記と有り一書とは實に直言の傳をゑ傳へたりし者にて、此正書には甚略かる所有る者になむ有りける）借此章首に於て素戔嗚尊自言吾今奉レ教將レ就二根國一、故欲三暫向二高天原一與レ姉相見而後永退矣、勅レ許之一と有るは古事記には勝りて甚實たき傳たる事上に已に云へるが如し、彼記には有樣に述たしゝ所に、故於是速須佐之男命言、然者請二天照大御神一將レ罷、乃參二上天一と有りて此にては私の御出立なるに、此にては御父大神の勅許を奉らせ給へれば公行たる者なり、此は必ず此の如く無くては叶はざる所たる事、上に已に條々述へたるが如し、又古事記に、以レ待二請將レ罷往一之由、參上耳と有るを、此には將三永就二乎根國一云々と有りて文の罰もに遺憾しければ、此は後世さかしら心深かりなむ、（但其委しきに就ては、又大に其意を云ふる便宜と成りて一向に棄つべからず、取べき者なれども唯其時の一途たらざるを不是的事に思ふのみなり、）無二黑心一は第二一書に不三敢別有二意也と白給へるに同じく、倶に素戔嗚尊の御本意たり、此時の事は古語拾遺にも於是素戔嗚神欲レ奉レ辭二日神一昇レ天之時とも有りて御陣見に參上に坐にこそ有りけれ、別なる御意坐せるならざりければ、的には吾元無二黑心一と宣ひ、此にても其意を復して無二異心一と深く其御言に力を入れて然申させ給ふ可き御事にこそ有りける、記傳七（十四丁）に異心は氣志使心と訓むべし、萬葉十四（二十三丁）に家思吉已許呂乎、安我毛波奈久爾、十五（五丁）に之可能許呂毛・異情乎、安我毛波奈久爾、又（三十七丁）家之伎許已呂乎、安我毛波奈久爾と有り、此異心の訓も相照して知るべし、倍時に無二邪心一と白して又此に無二異心一と申給ふは、全言しつる事

の由の外に別意趣は無しとなり」と所見たるをも相照して考合す可し、（異字を邪と訓むは猶十一に心異（ケニ）抱不念と有るも有の例にて、心毛邪爾波と訓むべき所なるなり、十六に寒水之、心毛計夜爾、所念音之砂寸と有るも心毛異夜爾にて右に同じ、十に鳥音、異鳴秋過良之、十三に情有鬼富從異鳴など何れも異を邪と訓む所なれば、異を邪志使とは必ず云ふべき所なり）○復問曰は先に請問はせさせ給へるに素戔鳴尊様々にして御對へ申し給ひけるに依りて疑ひ所思看す大御心は晴れさせ御在し坐しつれども、猶其虚實を定めさせ給はむ謂かなる證據の事を仰せ給ふとして復再問はせさせ給へるにて、先なると後なると其問ひ給へる状の別異なるを明されたる所なり、第二ノ書に此の如く起兵請問と有りて、次に天照太神復問曰汝言虚實將何以爲験と有るを以て曉りねかし、傳十五卷に其事云へり考合す可し、○然者は古事記にも然者汝心之清明何以知と有り、然者は其白給へる御言を承けて其事を正し給へるなり、○將は當なるも方なるも適なるも正なるも共に麻佐爾と訓む事にて、麻佐は眞其（マサ）なり其指す所の事物を樋に其と極むる辭なるなり、萬葉二（十三丁）に吾爲爾知而、我二人宿之、十一（十三丁）に吾正君妹相依、十三（九丁）に正日君乎、相見丈吾社など有る類是なり、又此所を淵にして麻佐加と云ふ語多し、正適（マサカ）の義なる可し、十二（十六丁）に梓弓末者師不知、雖然、眞坂者君爾、緣西物乎、又（十七丁）何時之、眞坂毛常、不所忘、十四（十一丁）に安我古非波、麻左香毛可奈思、又（二十四丁）麻左可許曾、比等目乎於保美、奈乎波思爾於家禮、十八（十八丁）に伊末能麻左可母可禮、宇流波之支須麻など有るなり、此麻佐も亦右の例にて、常に語の上に或は眞或は實と云ふを正の一語に成せるを置ける者なり、（源氏繪合卷に、甚かう正無きまで書の墨書の上手も跡を闇う成しつ可かめるは云々と有るも、非常なら益寄し

く目覺しきを云へり、又下には異しからぬ業とも云へり、蘆作の反に蘆作部志と云ふを合せ考ふ可し）○何以は正しき何の義據を以て問ひ給はむとなり、然れば古事記に何以知を記傳に伊加爾斯氐と訓まれたる、其も然る事には有れども、其は書紀の何以を伊加爾斯氐と訓む方勝れるなる可し、（○爾は上卷第十一一書にも有りて伊麻斯と訓めり、第一一書に若汝心明淨云々、古事記にも汝心之清明云々と有つて爾も汝も一なり、○赤心は異なるも第二一書第三一書なるも共に赤き伎具佐と訓める、成ほど上に黑心と有る對には實に然訓むべき所なりと雖も、第一一書に汝心明淨と有るは阿加伎伎具佐と訓むべく、下章第三一書に清心と有るは素より伎具佐と訓む所なれば、赤なるも然訓みては其差別無きが如し、仲哀天皇八年御紀に朕聞汝熊襲有明心以參來、敏達天皇十年御紀に子々孫々用清明心事奉天闕など見え、續紀第一詔に明淨直誠之心以而、第二詔に以明淨心而、第五詔に汝等清明正直心以、第七詔に淨明心持、第十七詔に以明清心直朝廷助仕奉、第二十詔に以清明心仕奉云々以同直心仕奉朝廷止詔、第二十八詔に明淨心以、第三十一詔に明貞心以、第四十四詔に己何心明清貞謹など猶多在るが、清きと明きを別に云へるを以て打亂る可からざるを曉る可し、記傳に引かれたる萬葉十五（十二丁）に安我己許呂安可志能宇良爾と續け、又二十（五十一丁）に加久佐波奴、安加吉己許呂乎など有る如く、心の隱々しき所無きを云ふなり、右に引ける古事記に無異心と申させ給へる故に、然らば其隱無き心を如何にと問ひ給へるなれば赤心にて甚克く合へる者なり、（通證に赤心猶言丹誠也、所謂質赤贊爾亦取義于赤心也、當時對言黑心者、後漢光武紀推赤心置人腹中と云へるは實に然る事共なり）○明は阿伎良米麗志登語給比伎と訓むべし、明は古事記

に然者汝心之清明何以知と見えたる旨に同じ、其は遷却祟神詞に見明物止鏡と有るを、萬に顧み尋し見て知る故に然云ふなり、又萬葉十八（二十丁）に余有等、麻宇之多麻敝婆、御心乎、安吉良米多麻比、十九（二十丁）に許能久礼、繁思乎、見明良米、情也良牟等、又（三十九丁）秋花之、我色々尒、見賜、明米多麻比、又色別尒、見之明良牟流、今日之貴左、二十（二十五丁）に持讃其等尒、佐可由流等伎、賣之多麻比、安伎良米多麻比、又（五十六丁）可久之許曾、賣之安伎良米晩など目に見て心に識す事を然云へるを以て、明と知と異ならざる意味有るを暁る可し、齊明天皇四年御紀に齶田蝦夷恩荷が誓言に若爲二官軍一儲二弓矢一齶田浦神知矣と有り、又天武天皇八年紀に吉野宮に天神地祇及天皇證也と有る證を阿伎良米多麻閇と有りて、此も知と證と同じ用様なるを知る可し、（審明を志流と云ふも明かに爲る事なり、物に記すと云ふも事を明かに成すに在り、又證據を阿加志とも志流志など云ふを思ふ可し）〇請は上章第六一書に請レ勿レ疑レ之と有るなどは上の請日と共に麻袁須と訓むべき所なり、然れども此なる文第二一書に對日請吾與レ姉共立二誓約一と有るなどは、麻袁須と訓みては對日の日に申マヲス復りて如何なり、又徒に捨てて訓まざるも遺憾ありつれば許比麻都良久波と訓みつ、其は希望をも庶幾をも冀をも幾をも懇願をも共に許比麻都良久婆と訓みて、詔の義に置きて物を請ふる義なると同じ例なるを以てなり、顯宗天皇三年御紀に若依レ請獻二我者一云々、依二神乞一獻二田十四町一と有るなどの請文乞是なり〇與レ姉は常混淆天吾等と訓むべき事上に注せるが如し、然れども其も尊長を云ふ稱にて有りければ、姉字に正しく當れる訓には非ざるなり、然れば此は古言に多く汝命と云ふ語の有る其に依りて與レ汝の意に訓むべくぞ所思えたる、其は右に開く國之赤心也と有る國に對へ申給へる御言に在れば

なり、古語拾遺又古事記に諸神の日神に啓日(マヲスコトハ)に汝命と申奉れるなど敬語なる故なり、同記に貴御子等御事依の所に汝命者所知云々矣事依也と云有るも、御子ながら取別けて崇め奉らせ給へる者なり、記傳七(五十丁)に汝命は那賀美許登と訓むべし、賀は之なり、續紀第十四詔に伊佐奈賀御命聞看止勅、又武内宿禰歌に大御命を指し奉りて那賀美許登と詠める此等に依れり、後世には汝と云ふは卑しめたる稱なれども、上代には尊む人をも云へり、故命とも云へるなり、白檮原宮段に神沼河耳命御兄を指して那泥汝命とも詔ひ、大后歌に山口坐神を汝命と詔給へる事見ゆ」と有るが如し、(然れども姉字に強て拘る可からず、那泥と云ふも尊長の義なれども字に依て人皆姉の事と心得あれども、右の那泥汝命の如きは兄を云ふなれば那泥は姉には非ざるなり、然れば汝命と訓めりとて誤とは云ふべからず)〇其誓は其間誓約乎と訓むべし、古事記に各宇氣比而と有ると同じ事なり、第一一書に日神共素戔嗚尊相對而立誓、第二一書に吾與姉共立誓約、第三一書に日神與素戔嗚尊云々相對乃立誓約、古語拾遺にも仍共約誓と有りて共誓と云ふ事に於て異ならず、皆共誓と云ふ事此章の眼目なる可し、其は上にも粗云へるが如く、此時の御誓に素戔嗚尊こそは日神に疑はれさせ奉り給へれば、御一方にて如何なる御誓をも立てさせ御在し坐して黒心異心の无より御在し坐さゞりし御事を何方迄も證し奉らせ給ふ可き御事なるに、其疑はれ奉り給へる御方より却て共誓し給はむ事を聞奉らせ給ひ、然のみならず日神も其を許諾し容れ給ひて最前に御誓の御事に及ばせ御在し坐し、御消息に就ては殊に心を深めて考ふ可き所有るなめり、(記傳七卷に或人此誓は唯須佐之男命の御心の清明を顯はさむ爲なるに大御神も諸共に誓ひ給ふは如何と問ふに答へけらく、此事後世の心を以て見れば疑はしけれど、上代には如是る舊の誓

は凡て其疑ふ人も疑はるゝ人と共に誓ふは定まれる事なりけむかし」と云はれたるも今少し精審ならざる説なり、又通證の一説に其字當レ具レ眼、誓約之所レ主在二皇闕一、若唯爲レ無二異意一之誓、則何故日神與レ之共立レ誓乎、又何以生レ子爲二清濁之證一乎と云へるは猶以て心得ず、此時素戔嗚尊の上天し給へるに元より皇闕の事を以て誓を立て給はむや、又日神の御上にても皇闕の事に然計り御心の御在し坐なむには、右の如く事々しく驗がせ給ふにも及ぶまじく、又清明などの御事にも及び給ふまじき者なるをや、云ふにも足らざるの僻説なり）然共に誓給はむ事を請奉らせ給へるは、元より黒心異心の御在し坐さゞるが爲に其疑はせ給ふ日神の御方にて其大御心に必ず善心ならじと思し召し給ふ御事の然るや否やを定めさせ給はらむ爲に其御誓の事を請奉らせ給へるなり、然して後に己が黒心異心の御在し坐さゞる程をも誓ひ顯はし申さむとなり、斯在れば此は二神相共に各其御誓の御事に至らせ給はずしては、宜しき物作がひと云ふ事に成りて終に畫る世有るまじければなり、此にて素戔嗚尊の赤心に御在し坐しゝ御事をも知るべく、又其請と請奉らせ給へる實情（アルカタチ）をも想像奉る可くなむ有りける、（但其疑はれ奉るに依りて其赤心を明さむ爲に請奉る事は、天孫降臨章に鹿葦津姫の一夜にして娠給へる事を、皇孫尊の信し給はず疑ひ給ふに因りて、故鹿葦津姫乃作二無戸室一入二居其内一而誓之曰、妾所レ娠若非二天孫之胤一必當二焦滅一、如實天孫之胤火不レ能レ害、即放レ火燒レ室と有る、此に疑ひ給ふ皇孫尊も共誓給ふ御事無きは、第五ノ一書なる御答我知二本是吾兒一云々と有るが如く、御心中定まりての事なれば此の例に非ず）但然赤心には御在し乍も其神性の雄健く御在し坐しつるが故に其御疑に逢ひ奉らせ給へるも、言以て付けば此に共誓給ふ御事に至れる運にて、其事の極に及びては日神と此神と二柱の御中に天津日嗣所知看すべき皇太子を

生み奉らせ給ふ御事に成りて、先に伊弉諾伊弉冉二大神の何不生天下之主者歟と宣給ひて生み坐せる二御子の中に日神は天上を所知食し此神は地下に入御在し坐す御事に成りても、此顯國は無主の空國とに成らずして二柱御祖神の所思し看しゝ御心の如く成り榮へる事、全く天地を創造給ふ皇祖大神の御靈に資れる者なり、其二柱神共に此に誓給へる共誓を成し顯はし出で給へるも、皇祖大神に御在し坐さずして何れに神在て然爲給はむ、吉に斷えたる奇しく妙しき御事なりかし、吉誓の委しき例は傳十一に云ひ、又此の共誓の事起は上に註せる事共を合せ讀みて曉る可き者なり、〔日本紀に天照大神以直心而不疑、其正直清明之神也と云へれども、其にては天然に見はるゝが如くして古意に非ず、又鳴前之事に此章所誓之神則天御中主尊也と云へる説に其理無きには非ざるなり、凡て太兆は更なり誓約共に立てる神在りて其に就て爲る事なり〕〇誓約之中此云宇氣譬能美難箇は第二一書にも誓約之間と有りて其にも間を美那箇と訓めり、其誓給ふ中間を云ふなり、美那箇の例には天御中主尊又古語拾遺に天中と有るを、天武天皇十一年御紀に天中央、十三年御紀に中央とも所見たり、然るを又同顯宗方には其を倒反て奈伽杼とも有り、皆最中の意なり、中臣本系帳には皇神之御中皇御孫之御中、萬葉三（二十七丁）に已皆其實乃、同之三中從、十四（二十丁）に左刀乃美奈伽岡など所見たり、〇必は彼ならず是と物を指決めて云ふ辭なり、名義抄に當を知鄙良と訓み必を知鄙良日と有るを以て是は不の意にて自とも活く事を知るべし、第二一書第三一書なる日神の御言に汝所生兒必當男矣と有るも、汝が心實に清く有らば其所生む兒は女ならず當に男子ならむと宣給へる意なり、此女ならずと云所必ずに當る言なるを知るべし、餘皆然り、萬葉十三（十九丁）に乾地乃、神乎壽而、吾戀、公以必不相在目八方と有

り又後世の歌にも菅吉々集に必嬌て萩の上風」と有り、又相聞良式に汝心の亦にも非ず皆々も然有る事なき、
字書に必斷定決定不易之意と有る、如し」○當生子は富阿御子生座可斯と訓むべし、必當に誓約の信を顯し奉
らむ爲に御子生み奉らせ給はむとなり、古事記には各宇氣比而生子と有る、其を記傳に御子宇牟那と訓むべき由に
云はれつれども、此は上に必當の語有りて言重ければ然は云難かり、○所生は宇牟良武と訓めり、第三一書化生を此
に同じく宇牟と訓めり、第一一書には所作武と有れば、同じ所生なるも其所に依りて訓むべし、備此は二神共に誓合し
て女神の御實より出でさせ給へるならざれば、宇牟よりは那須の方勝れるが如しと雖も、二柱御神の誓合に依りて
生坐せるをも、陰神の石隱坐して後に生坐せるをも、陽神の御身滌の時に成出坐せるをも共に通はして言へれば、宇
牟は其稱たる言なり、那須は其形體を成すなり、又阿禮坐と云ふは顯坐の義なり、然のみ拘る可からず、○女を如
夜賣と訓めるに古事記に我心清明故我所生之子得手弱女と有るに取れる者なる可し、此書傳四にも云へるを猶云は
ば、下章第三一書日神の御言に吾雖婦女何當避乎、又神功皇后御紀に吾婦女之加以不肖など有に女の自稱る言
なり、古事記上御天降段に詔天宇受賣神汝者雖有手弱女人與伊牟迦布神面勝神と見え、又倭建命御言に其比
波煩曾多和夜賀比那は怯弱細の手弱腕と云ふ事にて女の形容を宜へるなれば、實に手弱女の字の意なり、萬葉
一(二十三丁)に嫋女乃、袖吹反、三(三十七丁)に手弱女之、押日取懸、四(二十二丁)に手弱女之有者、又(二
十九丁)丈夫毛、如此戀家流乎、幼婦之云々、又(三十四丁)幼婦常、言雲知久(イハクモシルク)、手小童之(タワラハノ)、哭耳泣管(ネノミナキツヽ)、六(十六丁)
に手弱女乃、念多和美手、又(三十六丁)弱女乃、赤面萬面、十(二十三丁)に手弱女我有者、不堪、十三(二十二丁)

に手弱女側、昔者有女と有るなど今本に多袁夜賣と訓みたれども、十五（三十四丁）に多和也女能、時毛比良多々眞盛と假字なるも有れば、古は多和夜賣なりしなり、然るを和名抄に婦人日本紀云手弱女人（和名太乎夜米）上同と有るは其頃の訛なり、男子を益荒良夫と云ふ對なるが、物の聞きゑ手振など云ふ反にて多和美又多和々など同音にて手の撓に因れる語なる者なり、源氏椎本（三十一丁）に若功うたて此人の多袁夜加ならましかばと見ゆ、又（四十一丁）人がらの多袁夜岐たるに猶き心を具て加へたれば、幼竹の心ちして流石に折るべくも非ず、末摘花（二十四丁）に昔も少し多袁夜岐たる氣はひ以付給へり、花宴（六丁）に女も若う多袁夜岐て強き心も知らぬなる可し、常夏（十四丁）に甚大どかに美くして多袁夜岐給へる物から松風（十四丁）に嬌寵いて由有り、多袁夜岐たる氣はひ王樣と云はむにも足りぬ可し、玉蔓（二十八丁）に和らとぞ多袁夜岐給へりし、若菜下（三十五丁）に嬌響ゑ打出たて唯氣しきばかり彈かけて多袁夜加に用ひ成したる、椎本（四十二丁）に鷗び姿甚々う多袁夜岐けるをやと云々、竹川（十五丁）に今一所は薄紅梅に御髮色にて柳の絲のやうに多袁々々と見ゆ、總角（九十二丁）に眞に人の心も多袁夜岐ぬ可き御状を、一方にも得疎み果まじかりけりと云々と有るなど考合す可し、（但右の手弱女人は神紀に見えず、案ふらくは私記に古事記より引かれたるを和名抄には取られたるなる可し、毛詩に窈窕をも侍僊をも多袁夜加と訓めるも右に同じかる可し、遊仙窟に綽娜と作りて註に行動節度柔弱貌と有り、荀子に柔從、史記に柔和、文選に孅弱と有るなど皆女の貌に云ふ所なり、借右に引ける萬葉一に、嫁女と有る嫁字は字書に柔色也與嫋同と有り、因に手弱女と有る嫋は、又長弱貌嫋弱貌とも有りて、字は種々なれども古本は女兒の驕楨にして手弱き由り出でたる者なり）（濁心には上たる

黑心に同じ言なれども下なる清心に對へて殊更に如此は書ける者なり。故遵葉流とは素より訓むべきに非ざるなり、○男を麻須良黄と訓めり、第一一書に日神の御言に設五八夫武備一と見えたるも男の御裝飾給へるを云ふなり、下の綠見るべし、天孫降臨章武甕槌神の申給へるに豈唯經津主神獨爲丈夫一而吾非丈夫一者哉、其辭氣慷慨と有り又神武天皇御紀五瀨命の雄誥に慨哉大丈夫云々と有るが如く男子の自稱なり、出雲風土記に男神子の事を麻須良神御子と見え、古事記伊邪宮段に丹波之河上之麻須良と云ふ人名も見えたれば、黄を略きて唯麻須良とのみ云ひても男稱と爲れるなる可し、萬葉十七(二十六)に麻須良和雄須良と訓めり、右等は傳門に已に註せる事なるが、猶云はゞ開記自■原宮段歌に阿米都々知杼理麻斯登々那杼佐都流斗米と有るは、天地千人強人と何故黥る利目と云ふ事にて、大久米命は當時世に比無き丈夫にて御在しつれば、其事を甚しく美稱ながら又其黥る如く目の大く炎利なりしを戲笑ひたる歌なり、此は此歌に用無けれども千人に強すと云ふが麻須良黄なる詞を明さむとて引けるなり、記傳に此歌を誤れたる狀此とは異なり、此は予が己く思寄て改めたる說なるを、委しき事は同天皇元年御紀に引出でゝ云ふべし、佛足石歌に麻須良乎と云へるは釋迦を尊みて云へり、萬葉には丈夫とも益荒夫とも益荒丁子とも麻須良多部乎とも有りて數知らず多き事なるが、益進荒雄なりと通ゆるを益進の略り切りて麻須と成れるに荒雄と云ふ事の重複れるなり。萬葉十六(二十五丁)に荒雄良乎、將來可、不來可爲、又荒雄良我、去西之日從、又荒雄良者、妻子之產業乎婆、不念呂乎ど有り、然れば下を略きて麻須良とも云ひ上を略きて荒雄とのみも云ふ言なるなり、右の委しき由は續四卷男子の下に云へるを見て知るべきなり、丈夫の字は公羊傳に出でたり、毛詩に武夫と有るなど共に麻須良黄と云ふ所なり、又

八尋劒持には健勇と書きて然訓ませたり）、○清心は下章第三一書にも如有清心者、必當生男矣と見え、又下に貴賓以清心復上來耳とも有り、此には第一一書に若汝心明淨云々と有るを、後記には汝心之清明何以知と有るに對へて、我心清明故云々とも有り、續紀には有に引ける外にも第二十九詔に直く淨く心を以て、第三十三詔に直に能く淨き心を以て、第五十九詔に清直心を毛知など有りて、實に清心は黑心又は濁心の對なる者なり、萬葉十三（十九丁）に有情、清陽之池之と有るも清心を倒反して云ふなり、○有に與姉共誓と所見たるに此に如吾所生是女者則可以爲有濁心、若是男者則可以爲有清心、第二一書に若約之間生女爲黑心、生男爲赤心、下章第三一書に於是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷不善而復上來者、吾今嚙玉生兒必當爲女矣云々、如有清心者必當生男矣云々と有りて共誓ひ給ふ誰も素戔嗚尊の御方よりのみ申させ給ひ、又第一一書には於是日神共素戔嗚尊相對而立誓曰、若汝心明淨不有陵奪之意者、汝所生兒必當男矣と有り、第三一書にも有に同じく汝若不有奸賊之心者、汝所生子必男矣と有りて、此にては若に誓給ふ日神の御方より共誓の事には無くして素戔嗚尊より申給へる任に共定めるを云と詔給ひけり、此に就て設有り、後の像に云へれども此文の任にては、素戔嗚尊のみの御誓にて、此に共と云ひ古事記に各と有りて共與に誓させ給ふ義信る見ゆる所無きに似たり、（古事記には其に然日間めさせ御在し坐し、御事の見えずして、下に至りて再速須佐之男命白于天照大御神、我心清明故我所生之子得手弱女と有るは甚く異なる傳なれば此に取り難し）故有の二を合せて思ふに、素戔嗚尊若清心の御在し坐さゞらむには女御子を産出給ふ可ければ、日神には男御子を産出で御在し坐しつ可く云聞めさせ給ひ、若濁心御在し坐さゞらむには必ず男御子生出御在し坐すべけ

れば、日神には女御子を成出で給ふ可しとこそ豫て約束らせ給ひけめ、然れば此に眞前に日神の女御子等を成出給ひける時、已に素戔嗚尊の赤心に顯はれさせ給ひけるに、引續きて素戔嗚尊の男御子を生奉らせ給へる故に、第三一書に則稱之曰ニ正哉吾勝一、故名之云々と宣ひ、其終に其素戔嗚尊所レ生之兒皆已男矣、故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ赤心一と有るが如く、かかる事過たず誓ひ勝せ給へる者なり、（但右の正哉吾勝は天照太神に勝ち奉らせ給へりとには非ず、男女の御子を以て御心の清濁を證し見はし奉らむと誓給ひけるに男御子を得させ給ひつれば、濁心の元より御在し坐さゞりし事の昔に顯れたるを云ひて、此勝負は御誓の上に係けて云ふなり）然れども日神の御上にて女御子を生出させ給へる時に、素戔嗚尊の元より濁心御在し坐さゞる事を所知食す上は、今迄疑ひ給へりし限々を晴らかに晴らせ御在しけむを然るにても下に是時天照太神勅曰、原ニ其物根一則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授ニ之素戔嗚尊一と有りて、此にては素戔嗚尊の御言も立ち難きに似たりと雖も、猶熟思ふに、此に如吾所レ生是女者則可レ以爲ニ有ニ濁心一、若是男者則可レ以ニ爲有ニ清心一と有る、此は右にも云へる如く素戔嗚尊御一己の事には有れども、如此く男女を以て清濁を分たせ給ふ所なれば、日神の御方に女御子の生出でさせ御在し坐すでは即りて黑心の御在し坐すにも通ふ可き理等にて有りければ、其生給ふ方に就ては正哉吾勝と宣へる如く素戔嗚尊必ず誓勝たせ給へれども、其物根に因る時は日神も亦誓勝たせ給へるなれば、此は相共に異しき御心の御在し坐さゞる由の徵見るゝ所にして、其事の趣云ふ許なひに平準なる御事とこそ申す可き事なるゝ事なりけれ、（然れば其判こそ方々に分れて疑ひも世には有らる侍奉らせ給ふ時の御事には有

りしかども、已に誓ふと云ふは素戔嗚尊に元より黒心などは且ても御在し坐さゞるが故に過ちたる事なる事云ふも更なるが、素戔嗚尊には然る清き御心なるから日神にも共に誓し給はらむ事を請奉らせ給ふには有りけれども、日神には本より然る御疑も何も御在しまさゞりしかども、其天上に参上らせ給ふ御所業の餘りに競凌しかりつれば、疑しき御心も御在し坐すらむと思ひ坐らせ給ふのみこそ有りけれ、然りとて此も亦誓ひ負けさせ給ふ可き謂れ無き御事なり）

於是天照太神。乃索取素戔嗚尊十握劍。打折爲三段。濯於天眞名井。䶢然咀嚼（䶢然咀嚼。此云佐我彌爾加武。）而。吹棄氣噴之狹霧（吹棄氣噴之狹霧。此云浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理。）所生神號曰。田心姫。次湍津姫。次市杵嶋姫。凡三女矣。

此は謂ゆる三女神の成出坐の件なり、此には右の本文の如く天照太神乃索取素戔嗚尊十握劍打折爲三段と云々と有るを本として、三女神の御劍より成出坐しゝ趣に於ては異ならざれども、少かは其傳々に依りて同じからざる所なむ有りける、古事記には故爾各中置天安河而宇氣布時、天照大御神先乞度建速須佐之男命所佩十拳劍、打折三段而奴那登母母由良爾振滌天之眞名井而云々と有りて此の趣に同じ、神宮雜例集に出でたる皇太神の御教書にも吾高天原に在時、素戔嗚尊乃帶十握劍を索取三段打折て爲所生三女神を云々と有りて、此も亦異說には非ざるなり、（但文の狀を見るに此正書を取られたり、文字遣を見るに全く然なり、其は古き然る傳の神宮に在りつるならめども

御紀の御握有りて後には此を本立と稱るは凡ての事なればなり、偕有の古事記の文に以下曾母々由良爾と有るは十拳劍に似着はしからざる詞なるに就て予別に考ふる所有り、其は次に第一ノ一書を引て論ふを見るべきなり）次に第一ノ一書に日神乃設ニ大夫武備一、躬帶ニ十握劍九握劍八握劍一云々、先食ニ所レ帶十握劍一生兒號ニ瀛津島姫一、又食ニ九握劍一生兒號ニ湍津姫一、又食ニ八握劍一生兒號ニ田心姫一、凡三女神矣と有りて、次に已而素戔嗚尊以ニ其頸所レ嬰五百箇御統之瓊一濯ニ于天渟名井亦名去來之眞名井一而食之乃生兒云々、凡五男神矣と見えて、此にては日神も素戔嗚尊も御自其の御身に佩かせ給ふ物實を以て物爲給へる狀なれば甚く異なる傳なりと雖も、此も其說を切る時は其物根を相換させ給へる事を傳へ漏らせるなれば、今其を反して見るに其も三女神は瓊に在男神は劍に成坐せると云ふ第二ノ一書の趣に合へる味ひ有りて、次の傳に云はむ、此任にては此に是時天照大神勅曰原ニ其物根一則云々、故五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰云々、故此三女神悉是爾兒と詔別け給ふ御事の御在し坐すに合はざれば、此一書の任にては取難し、（其は日神の所レ生るは三女神なり、素戔嗚尊の所レ成るは五男神なりと雖も、其物根に因て五男神は日神の御子なり、三女神は素戔嗚尊の御子と坐す所由に在ればなり）第三ノ一書も右と同じ事にて、於是日神先食ニ其十握劍一云々、又食ニ九握劍一云々、又食ニ八握劍一云々、已而素戔嗚尊含ニ其左髻所レ纏五百箇統之瓊一、便化ニ生男一矣云々と有りて、其處出生し、神名にも異說も有れども、各其物根は御自の御物なれば此正書の趣に合はず、下章第三ノ一書なるも然り、於是日神先嚙ニ十握劍一云々、素戔嗚尊乃含ニ轆轤然解ニ其左髻所レ纏五百箇統之瓊綸一云々と有りて、此も右と同じ事にて其物根の事に於ては正書又古事記の趣とは甚く異なる者なり、（此に先嚙ニ十握劍一云々と有るは、次に九握劍又に八握劍を食給へる

書なるの文字を以て知るべきなり。然れば第一ノ一書、第三ノ一書と下章第三ノ一書と共に右の三種の事有りて此に素戔嗚尊云々十握劒打折爲三段と有るに打合はざる書（なり）有の傳には何れも三女神は劍より、五男神は玉より成出で坐せる意にて此には異説無きを、唯第二ノ一書のみ其とは顛反なりければ、其別なる傳には有れども亦强に案つべからざる所由なむ有りける、其は天照大神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劒令奉汝。汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣、如此約束共相換取、已而天照大神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天眞名井、囓斷瓊端而吹出氣噴之中化生神號市杵嶋姫命、云々、又囓斷瓊中而吹出氣噴之中化生神號田心姫命、云々、又囓斷瓊尾而吹出氣噴之中化生神號湍津姫命、云々、凡三女神と有りて、次に於是素戔嗚尊以所持劒浮寄於天眞名井、囓斷劒末而吹出氣噴之中化生神云云、凡五男神云爾と見えて、此一傳のみ他に類無けれども、其物根の事も物こそは上なるとは異なりければ、相換へて御子を成し給へる事に就ての例に諧はざるを、猶三女神の玉より成坐せる傳などは殊に愛たきに就て此を考ふるに、古事記に三女神は例の十拳劒より成坐せる傳なるに、奴那登母母由良爾と云ふ語有るは劒には更に由無き語なるに、然計の書に關からざる當時此八字以音下效之と細書をさへに物有し書さる可くも非ざるに、然る語の交れるには若くは此一書と同じ傳なりけむを他傳には三女神は劍より成坐せれば已く其多きに牽かれて改革たりけむを、如何してか此語のみ遺れるを唯有の任に書されたる故に斯る似氣なき事も交れるにこそ有りけめ、（然れば此第二ノ一書に方人たる者唯古事記のみ有り、但此にては上に引きたる書同集なる皇太神の御言にも、素戔嗚尊乃帶十握劒乎乘取三段打折其所生三女神乎と有るを正しく傳りたるが誤りるに似たれども、此外にも古より傳へ來れる事の紀記の文に似著

はしきは共に猿りて女を生す例もなければ、其正哉に依りて改書したりと云はむも強ち云はれなからずさらば、先五男神の生坐せる物根は尊と爲むも共詔ぞ有り。第一二書に日神云々乃裝丈夫武備一所帶十握劍八握劍一と有りて、丈夫の狀に大御身を裝ひ給ひて、武備を設け給ふに技利に先て劍の事を主と爲給へるを以ても此物根に因りて男御子の生坐さむ事信に正に然る可し、又其五男神の中にて劍に由有るは、古氏錄に天都比古禰命子天麻比止都禰命と見えたるに、古語拾遺に令三天目一箇神作二雜刀斧及鐵鐸一と有る是なり、然る時の此御子孫に成御坐し坐すと云ふも各其由來る所有りと見る時は如何は明らかならむ、（又寶鏡開始章第一二書に即以二石凝姥一爲二冶工一採二天香山之金一以作二日矛一、又全二剝眞名鹿之皮一以作二天羽鞴一と有る、石凝姥命は亦名天香山命と申して忍穗耳尊の御子天火明命の子なり、鏡と劍と物は別なれども共に天羽鞴を用ひて鍛ふ物なれば其由無しとは云ふべからず）若て右の三女神の玉に由有るは下に引く筑前風土記に、以二青蕤玉一置二奧津宮之表一、以二八坂瓊曲玉一置二中津宮之表一、と見え、釋にも胸肩神體爲レ玉之由見二風土記一と云ひ、又第三一書に以二日神所レ生三女神一者使レ降二居于葦原中國之宇佐島一矣と有るは、神名式に豐前國宇佐郡比賣神社（名神大）と見えたる是即八幡三所の一にて神代よりの舊座たるが、此三女神を一座として玉依姫命と申奉る所由、後世に委しく註すが如し、又神名式なる山城國愛宕郡賀茂御祖神社二座（並名神大、月次、相嘗新嘗）と有るは大己貴命玉依姫命に御坐し坐す、其も宗像姫神也と傳ふる慥なる說有りて已に出雲神賀詞講義に註し又此下にも云へるが如し、如此く御名にさへ負し御坐し坐すを以ても、此三女神に玉に因て成坐せるから玉依姫命とは稱奉れる者なり、猶由其比賣神と申す御名有り御坐すも、實は胸形神體由其国と云ふ事の

辨有りて、如何に考へ見ても予が心には五男神は劔に依て生出で給ひ、三女神は玉に因て成出で給ひける事疑無くなむ有りける、故餘の傳々よりは甚勝れる變たき傳ならむとは云ふなりけり、此は其條々に就て云ふ事には有れども、予が心の定まれる所以を少か云はでは、聞え難き故に此に先づ驚かし置く事なりかし、（但八幡の比賣神を海神の御女の玉依姫命と古くより云ふ說も有り、賀茂の御祖神を建角身命の御女なる建玉依日賣なりと云ふ說も有れども、皆共らに其一を知りて二を知らざる說なれば、古人と雖も甚疎漏なりし者なりけり）○於是は古事記には故爾各中置天安河二而宇氣布時と有るを此にては其事無しと雖も、第三ノ一書にも日神與二素戔嗚尊一隔二天安河一而相對乃立誓約一曰と有るが如く、天安河を挾みて相對立たせ御在し坐せるなり、其は日太神丈夫の裝束し武備を設けさせ御在し坐すと申すも、己尊一柱のみには御在し坐さずして八百萬千萬神を相率がへ御在し坐すべく、素戔嗚尊はた御伴神等を引きて神登り御在し坐しけむ事に語せるが如くなれば、此を近く申さば河を隔てゝ對陣し給へるなり、崇神天皇十年御紀に共二河屯之各相挑焉と有ると同じ意味なるを思ふ可し、（但第ノ一書に乃設二丈夫武備一と有り、下章第三ノ一書に乃明裝二武備一と有るを見れば日神一柱の如くには有れども、第二ノ一書に起レ兵詰問と見えたれば必ず衆神を從ひ給へる事知るべし、此は且ても人の心着かずして有る事なり）天安河は傳八に云へり、中置は同記（黄泉國段）に開千引石引二塞其黄泉比良坂一其石置レ中云々と有るも磐を其中間に挾み隔つる事なり、第三ノ一書に隔二天安河一而相對而立と有る此故事を取りて萬葉十八（三十五丁）七夕歌に、安麻泥良須、可未能御代欲里、夜洲能河波、奈加爾敝太弖々、牟可比太知と詠めり、又萬葉十一（二十八丁）に紅之、裙引道乎、（一云須蘇衝河乎）中置而と有るも、道に在る河

に在れ中に挾み隔つるを云ふなり、翁隔の事は下の條に云ふべし、（又右に引ける崇神天皇御紀なる挾河云々の事を各中挾河而對立相挑と古事記には云へり、中挾は中置と云ふに異ならざる者也）〇十握劒、傳八に云へり、〇乞取は次にも乞取と作り、古事記には乞度と有を、記傳七（四十九丁）に度とは今は人に讀るをのみ云へど、古には此方へ取るをも云ひしなり」と有り、今按ふに乞度は與給など云ふが如く授くると受くると一に合せたる言にて、乞は天照太神のなり、度(ワタス)は素戔嗚尊のなり、斯れは此の如く受取り給ふ一向に就て、索取と云ふとは同じからざる可し、同じ乞受の語にても萬葉七（十八丁）に欲得妹登乞者令取と有るは、授與ふる方より乞はゞ令取むとなり、索字名義抄に母登牟又許布又登流などの訓有り。〇打折爲三段、古事記に打折三段と有るは古語の任にして此は漢文の格なり、舊事紀には十握劒爲三段と有りて打折の語無し、偖此は唯に折(ヲル)とのみ云ひても有りぬ可き所なるを、斯云へるに其時の御有狀なむ甚々烈しく武き御事なりけらし、木などを折るも打折ると云へば甚く力を入れて強く折るを云ふなるを准らへ知るべし、〇三段の事は傳八に云へり、此には劒鋒と劒刃と劒頭(ツカガシラ)と三段に打折り給へるなる可し、事は異なれども第二一書に八坂瓊之曲玉より三女神の生坐せる傳の有るに、瓊端・瓊中・瓊尾に上中下三神と云へるをも合せ考ふ可し、此に因りて成坐せる神名も共に由ると見えて、劒鋒又瓊端は其物の進み極まれる尖鋒なり、田心姫命を古事記にも紀理毘賣命と有るに由有り、劒刃又瓊中は中ず進も無く、市杵島姫命は舊事紀に中津島姫命と有り、其は本系帳に胸形中都大神と有れば灼然き事なり、劒頭は御手に握らせ給ふ處、瓊尾は瓊緒にて御手に纏きて御在しを手時にし有れば共に手上とも謂ひつ可し、湍津姫命を舊事紀に高津姫命と有るも大に由縁有る事になむ有りける、

（但玉と玉と物根の事に就て考有りて、已に右にも少か云へるを委しくは後の條に云ふべし、但其一書に瀛津島より市杵島姫命、亦中より田心姫命と有るに差へる事、如此く三段の有無に就て定むる時は容易く知らるゝ在り、又此に瀛津姫命の次に市杵島姫命と有るも前後相違へる事又明らかなり）〔又天眞名井は記傳七（五十丁）に書紀一書に天渟名井と有るを合せて思ふに、眞渟名井を約めたる名にて眞は美稱、渟は凡て水の壅へたる所を云ふ、名は借字にて之なり、又第三一書に掘天眞名井三處ともも有れば、此井は即天安河の瀬の中にて井と云ふべき所を指して云へるにて別に尋常云ふ井有りしには非ず（以上取意）と有るが如し、此に就て猶其事を委しく云はむには眞渟の渟は水の溜れる所を云ふなり、第三一書に掘天眞名井三處と云ふは、大同本記に天忍石乃長井之水と云ふ語の有る其は萬葉十一（三十三丁）に、泊瀬川、速見早湍乎結上而と有るに並びて青山之、有垣沼間乃、水隱爾とも有るが如く、大石の垣の如く湛へて水を汲用ふる處と爲るを云ひて、其は天安河の川岸に掘湛へて井と成し給へるを云ふなり、出雲神賀詞に彼方乃古川岸此方乃古川岸爾生立若水沼間能彌若叡爾御若叡坐と有る席は岸の誤なる事後釋の説の如し、生立は成立るにて有る樣に湛成して沼間と成すに依りて若とは云へるなり、風土記仁多郡三津郷の下に國造神吉事奏參向朝廷時、其水活出而用初也と有るを以て若水沼間と云ふ所由をも曉る可し、此に例して此も天安河の川岸を掘りて若水沼間と爲ご坐給ひしを天眞名井とは云ふなりけり、常陸風土記に鹿島郡沼尾社有り、次に其社南郡家北沼尾池、古老曰神世自天流來水沼云々とも見り、神武天皇の大御子等二柱坐せる其片方を神八井耳命と申し奉り、其片方を神渟名川耳尊と申奉れるも、八井は彌井、渟名川は川渟の義に依りて、稱へ奉られけむをも思ふ可きになむ有りける、然れ

は川岸を掘りて水の溜れる處を瀦と云ひ、其瀦と成れる間を沼田とは云ふなりけり、常陸風土記茨城郡條に高東十里桑原岳、昔倭武天皇停留岳上進奉御膳時、令水部新掘清水出泉淨香飲喫尤好、勅曰能渟水哉（俗曰與久多麻禮留彌都可奈）由是里名今謂田餘と有り、渟るを麻留と訓める是なり、（渟字名義抄に含停潴とも又渉流とも都々夫とも多麻流とも志豆麻流とも有るにて其義明らけし、又沼字を奴麻又古伊都又伊都と有るなり、字書に沼池之別名、又圓曰池曲曰沼と有るが如く川岸を掘曲たる是なり）井は記傳の右に引ける續きに古は泉に在れ川に在れ用ふる水を汲む所を云ふなりしと云はれたるが如し、其は神名式に座摩巫祭神五座と有る中なる生井福井綱長井阿須波波比支五柱は御井神を稱別けたる御名なるが、生井は行井にて流水を云ひ、福井は裂井水にて岩間などより涌出る醴泉を云ひ、綱長井は津長井にて其津は水際を云ふなれば、此は和名抄に井鑿地取水也和名爲と有る常の堀井と云ふ由祈年祭祝詞義に委く云へるが如し、又外宮儀式帳に蔀野井庭神社清野井庭神社、など有るも井庭は井と成りたる場所を云へるにて、此も唯水を汲用ふるに就て云ふのみにて別義有るに非ざれど、清を神名式には志度美と有り、然れば清水の義にて清水を唯井など云ふに同じかる可し、又溝を字名提と云ふも萬葉に井堤と云ふに等しく用ふ水の行く道を云へり、又和名抄に溝塘以土遏水也和名井世木と有るも、溝又河を塞て水を堰する者に當るにて何れなるも井と云ふ事同じきなり、斯れば掘井のみ井と云ふに非ざる事右の例共にて明らか也、其云はゞ記傳に書紀に天眞名井を云ふ傳には天安河を云はず、河を云へる傳には此井を云はず、皆に中に置天安河と云ひ置きて今此に物此云ふに天安河天眞名井共に別異に非ざる事明らけし（取意）と有が如く、天安河の川岸に水沼を掘りて井に用ひ給ふが故

に天眞名井とは云ふにぞ有りける、（口訣に天眞名井夫上之井水者清心之源也と有るも心得ず、此時何ぞ水者清心之源に設け給はむ、此は曙明る誓約をせ給ふのみこそ有りけれ、外に意有るには非ず、又纂疏には此天有二清水一非レ謂二江河之水一、故曰二天眞名井一と云へるも心得ず、眞水とは潮水などに對へて尋常の水を眞水と云ふなり、擬ふ天眞名井は天安河と別なるにも有れ、某より眞水たる上は何でか眞水の井とは殊更に云ふ可き、又通證に後漢東夷傳曰、海中有二女國一無二男人一、或傳其國有二神井一、闚レ之輙生レ子云、參同契纂解曰、女人之國無二男子一、若欲レ孕則必擇二日一日三時俯觀二井底一、亦得二眞水之氣一、見二井中之象一以爲二交感一、方能懷姙、所レ謂陰陽施化之精、天地自然相感之道如レ此と云ふ事も有るは此の謂得なりとは聞ゆるが、共に眞水と有りたりとて此の謂には立たぬ事なり）神名式に丹後國丹波郡比沼ノ麻奈爲神社と有るは、大同本紀水取文に天忍石ヲ長井之水ヲ下賜はれる下に從二日向高千穗宮一移二丹波國魚井原一と有る水なり、備比沼は大沼にて有の天安河の水を高千穗宮に移せるに起れり、備傳十一に引ける丹後國風土記に比遲眞名井乃眞名井の有る比治山より退き給ふ所に有事不レ可レ得、已遷二到丹波國比治乃眞奈井一、（略考）と有るに依りて知に及はせる地名なるが此比遲に比沼麻奈爲よりは以前の地名なり、此地を今に丹波郡と云ひ比治山と云ふも有りて比沼とは紛らはしき故に互に誤れる事多し、備又此に要なる因縁有りけり、神名帳考證同國與謝郡籠神社の下に引ける大同本紀に、至二葛時一吾所レ生三女神奉レ助二天孫一而爲二天孫所祭一、皇之神丹波國與佐郡比沼眞名井坐二須る尊是即御饌都神也と有るが如く、御にて三女神は豐受大神を與吾に御在し坐すに、其處坐せる神も共住奉り給ふ大神も共に天眞名井の由緒の御在し坐せるも奇異に妙なる御事なり、下の歌に云ふを合せ考ふ可し、又此の常

三ノ一書に此三女神を此筑紫水沼君等が祭神是也と有り、水沼に有に云へる如く、天眞名井に天眞淳名井に由緒有り、借此は和名抄郡名に筑後國三潴(美無萬)と有りて、本国神名帳に正六位上宗像神宗形若草神宗形御井大社、三井郡從五位下宗形命已呂神宗形神、三潴郡從五位下宗像神、山門郡正六位上宗形本神、上妻郡正六位上宗形神など有る中に三潴郡なるぞ其には當らせ給ふ可きを、後の條に云ふ事なれども少か其水沼と云ふに由有るを驚かし置くになむ、(但此は甚く隱れたる事の如くには有れども、此水沼と云ふは天安河にも天眞名井と云ふにも係りて由有る事有に訛せる如くなれば、なり見む人深く此を思ふ可し)又神名式に出雲國意宇郡眞名井神社と申す有り、當郡熊野坐神社(名神大)と申すは御父大神に坐らせ給へば由有るにや、又志保美神社と申すは五男神の中なる熊野忍踏命と聞ゆるを以て思へば、此は五女五男神共に由有るなる可し、或書に此社由代ゞ伊井奈根同神東濃命の下に在り、と云へれば、此眞名井も掘井を云ふには非で瀧下の川に就て云ふ名なり、又伊勢神宮にて有の丹後の比沼眞奈爲神社より移せる天忍石ノ長井を忍穗井と云ふは忍石井と云ふ事ならめども、此の御井に依て成坐せる天忍穗耳命に由緒有りけなる事をも思ひ合す可し、(借有の如く天安河と天眞名井とは一に在れども、打任せて其名を云ふ時は天安河なり、此を設用ふる其用に就て云ふには天眞名井と云へるにて、天安河の内に在る名稱にて廣からざるなり)○濯は古事記に振滌と有るに依りて訓み來れり、此を第二ノ一書に浮寄と有り、下章第三ノ一書には濯浮と有り、此等を合せ思ふに、振滌は出雲神賀詞に須須伎振遠止美乃水乃と有るは、後釋にも振滌は振滌と云ふに同じく遠止美は淀みにて水の滌けり溜れる所を云ふなれば、此も天安河の内にて天眞名井と云ひつ可き水の淀みにて振滌させ給へるなり、若し浮寄又濯浮と有るは、水

上に浮べて棄賜ひし泉澤を給へるにて衣などを洗濯ふが如く物潔くさせ御在し坐しゝなり、眞に在れまにあれ水上に浮ぶ
まじき物を浮べ給ひ、又其二柱に寄る障りも穢えじき物なるを咀嚼せ給ひ御在し坐しゝなど奇異なる御所爲共多在る
を、實中の小筒を以て左右に申し怪しむ可きに非ず、（書紀に濯ぎ給へる時以て眞水に洗濯ぎ給へる眞水の事は右に
辯へたる如し、然れども此に洗濯滌汲と有るは然る意に非ず、唯口に含み給ふとして洗濯ぎ給へるなり）〔口嚼然
口嚼此云、佐我彌爾加武二と有り、古事記にも佐賀美邇迦美而と有り、此を第二ノ一書には食と有り、第三ノ一書には嚼に
は食と云ひ、還には含と云へり、第二ノ一書には其をも嚼を噛みと有り、下章第三ノ一書には二柱に嚼と見えたり、俗佐
賀美は例の音轉なる可し、萬葉八（五十四丁）に大口能、眞神之原、十三（十四丁）に大口乃、眞神之原と有るは狼
の事なるが、眞神に口嚼を云ひ係けたりし者なり、此にて佐賀美と眞賀美と等しき事を曉る可し、釋迦義に口嚼然齒堅
之嚼也、咀嚼を也と見え、名義抄に咀嚼を音嚙と註され、上篇に咀嚼を堅嚙とも註せる如く俗に咀嚼々々と言ふを云ふ
なり、齒に觸るゝ喰やゝ咀嚼かせさせ給へりし、音の高く響き聞え渡りけむ事想像る可くなむ有りける、（記傳
七巻に嚼齒を約めて佐賀美とは云ふなり、志加ム切れは佐なり、美を略く、堅物を齧めば口の鎖むる音なり」と云はれ
たれども、其は生薑などを食へば喉の鎖む事も有れども、其は味の辛酸き物こそ有りけれ、資喰にて口中の鎖と云ふ
事は且ても有るまじき事なり、俗名義抄に齧を波口斯又志賀牟と有れば嚼の事に云へるなり、然れば佐賀美と志賀牟
とは同じからず）○吹棄は浮棘干部屢と訓ぬ註されたり、第二ノ一書に吹出と有るが如く嚼碎き給へる御霧を御口裏に
含ませ御在し坐して御氣噴を吹出して棄てさせ給へるなり、上章第六ノ一書に吹棄之氣化爲神と有るなどは口中に物

無くして吐出づるなれば此は頭なるを、竝に胸有りて吐出づるなれば、實と云ひて此は大に力有りて聞ゆる也」伊弉諾大神の御身に著給へる物を投棄て給へるに依りて諸の神等成り、又其御身を滌ぎ給ふとして海中に潜入して神等を吹生坐せるなど此と同じ例なり」（氣噴之は伊弉諾の訓を注されたるが如し、古事記には氣吹と書れたり、倍此は素戔嗚尊善心に坐さば其御方に男御子生坐すべくして、其御對には此方にて女御子生出させ御在し坐せと誓ひて已にの疑所思せりし御心のトをも定めさせ給はれ、又其反對にて若日神の疑所思看すが如く實に惡心御在し坐さば忽に其身を消させ給はむと、水を尚にして相共に誓約を立て給へる亦此事に因れりと所見て、氣噴をして物を成遂る事今も常に爲る事なり、已に海宮遊行章第八一書に火折尊歸來其逢神裏一至乃見釣之日汝居於海而嘯之、時迅風忽起、見聞海莽云々、於是弟嘯已停而風亦還息、故見知弟德欲自伏辜と有るなどは、嘯には非されども氣噴に物に匪勝給へる事の一證なり、又立復りて上章第十一書御濯除の所に吹生大地海原之諸神矣と有るも、膂膂に呼嘯て止しき神を生得給へる事此の例に異ならず、又大祓詞に速開都比咩止云神持可々吞豆氣吹戸坐氣吹戸主止云神根國底之國尓氣吹放豆牟と有るも右の古傳に本書きたる者なり、其以に六月晦日御贖祭に入氣如世に吹息を懸けさせ給へるなども、皆神世の遺風なる者にて、此等の事皆古の實方にて其隨意にこる事を斷神事の一し、二篇疏に氣用云日氣噴謂鼻氣と有れども、何の事も無く氣を吹出すを氣噴とは云へるなり、此事は通證に引ける文選吳都賦に氣噴勃以布濩と有るを取られたる者なり」○良番は上章第六一書に所見たる明番に同じ、傳六に云へり、倍氣息を番と云事れる例は景行天皇四十年御紀に□野也嘆息甚多、氣如朝霧と見え、常陸風土記多珂郡飽田村、古

是日倭武天皇、登臨直隷箇谷之上野一有八矣臼、野上群鹿無數甚多、其聳角如蘆枯之原、比其吹氣似朝霧之立」と有り、又雄略紀七（五十一丁）に引かれたる雄略天皇御紀に「今於近江來田綿蚊屋野、猪鹿多有云々、呼吸氣息似於朝霧」と見え、萬葉五（六丁）に大野山紀利多知和多流、和何那宜久、於伎蘇乃可是尒、紀利多知和多流と有る、其使爲は息嘯にて嘯にも詩書に嘘日而出噫也と有るが如し、十五（四丁）に君我由久、海邊乃夜杼尒、奇里多々婆、安我多知奈氣久、伊伎等之理麻勢と有る、奈氣久は長息なるを霧に擬へたるなり、又（十丁）に和我由惠仁、妹奈氣久良之、風早能、宇良能於伎敞尒、奇里多奈妣家利、又於伎都加是、伊多久布伎勢波、和伎毛故我、奈氣伎能奇里尒、安可麻之母能乎などの類此なり、（此奈氣伎能奇里と云ふは、長息の霧と云ふ事なり、長息の事を八尺の嘆と云ふ事萬葉に多在るも息を長く引く時は數尺に及ぶが如きを云へり）〇田心姫命第三一書には田霧姫命と作り古事記にも多紀理毘賣命亦御名謂奧津嶋比賣命と有るも同じ事なり、御名義者の田霧の字に依る時は右の𪗾然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神と云ふ言に本著きて然る意に見るべく、又次なる湍津姫命の御名に合せ又上に濯於天眞名井一と有り、第三一書に日神與素戔嗚尊隔天安河一而相對乃立誓約一と有るなどを思ひ合すれば、其水に依りて激る意かとも見ゆめれども此二說共に良はしとも思へらず、（記傳にも紀理も多岐都も河の早瀨の狀を云ふなれば、天安河に依れる御名にや」と云はれたれども然は有るべからず、又通證に田心姫心之本猶也など云へる說を載せたれども、素より云ふにも足らざる者なり）偖此は日大神の奮二稜威之雄誥一、發二稜威之嘖讓一と有る如く、丈夫の武備を設けさせ御在し坐し大御心の進み猛ぶれる時に吹給ひて成坐せる神等に御在し坐せば、女神にこそは御在し坐しけれ御心の進みかに雄々しく御在

し生せる可なる可し、大同本記に此三女神を合せて瀬織理姫命と有るを思ふに、田心は惟心なる可し、姓氏録に大彦命孫彦屋主田心命と有るも、彼四道将軍の一なる大彦命の孫にし有りければ、其健々しく健やかなる謂なりと聞ゆ、又孝元天皇七年御紀の分注に彦号心命を古事記には少名日子建猪心命と有るも健猪心の由なり、又姓氏録に後百済国造なる建許呂命を尾張造の下に建許呂命と作るも、健心の義なる可し、其は和名抄に、土佐国高岡郡、常用ゐ心太二字、云々古呂布止と有るが如く、許流と許を呂とは同義同言なる事上にも已に辨せしなり、（書紀二十四に二十二丁）には味之心を以佐加布々里波とも有りて、心を志々里と云ふも許呂と通ふを同じ意になれるなり、（又古事記伊邪那岐命段に旦波之大縣主名由碁理と云ふ人名出でたるは田と由と訛れるにて、此の田心と同じきならむも知るべからず又は由碁理は八意なるにか、又今俗に物事に深く心を寄せて功したる事を作流と云へるも右の意味を離れざる者なり）俗言事記に多紀理毘賣命と有るは田心と音の通へる状に思ふは委しからず、其も亦一の御名にて右に云へる波夏之言に依りて請りつゝ、成出で御在しまし由なり、其例は天孫降臨章第五一書に、以吾田鹿葦津姫作無戸室入居其内誓之曰、妾所娠若非天神之胤者必亡、是若天神之胤者無所害、則放火焚室、其火初明時躡誥出児云々、次火盛時躡誥出児云々、次火炎衰時躡誥出児云々、次避火熱時躡誥出児云々と有りて、其生生せる御子等の躡誥して出で坐せりしを以て此の御有状をも思ふ可し、神武天皇御紀に雄誥此云烏多鶏縻と訓まれたるに就て考ふるに、多紀理と多卽流と同言にて雄健（タケソカ）なる義なり、又右の時に成生せる火進命を古書に火闌降命と作るも其下に火闌降此云褒能須素里と注されたるに、古事記には火須勢理命と有り、此に就ても此三女神を合せて瀬織理毘賣命と申せるな

ど、宜に符合る者なり、（又三代實錄貞觀十二年宗像大神告文に、我朝大神と掛畏支大帶日姫乃彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加力倍賜天、我朝乎救賜比守賜奈利、然今如此之禍亂、推排賜比、護賜不可有物奈利と見え、又神名帳に宗像社は清水宮ぞ乃ち女神と見えたるを、此三女神はしも然る由縁を持有る神等に御在し坐すをも思ひ合す可くなむ）備此大神はしも三女神の長女に御在し坐せば此と古事記とは共に正しきを得たり、第一書に瀛津島姫と有るは宜しけれども、其終に田心姫と出でたるは亦名より紛ひて別神と傳るにて誤なり、又第二書に嚼斷瀛端云々化生神號市杵島姫命、是居于遠瀛者也、又嚼斷瀛中云々化生神號田心姫命、是居于中瀛者也と有るは、田心姫命と市杵島姫命と共に相換れる傳にて誤なり、第三書に瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有りて、終に田霧姫命の御名の出でたるは共に誤れる傳なる者なり、古事記に故其先所生之神、多紀理毘賣命者坐胸形之奥津宮と見え又舊事紀の神祇本紀に十握劔化生之神號田心姫命（亦名田心姫亦曰田霧姫）と有りて、其終に瀛津島姫命者是所居于遠瀛者也、亦名田心姫也と見え、（又地神本紀に田心姫命の御名を擧けたる其下に亦名瀛津島姫命亦名奥津島姫命坐宗像奥津宮、是所居于遠瀛者也と有るなど、中古に集めたるにも有るべけれども甚々正しく聞えたりける、（此事は記傳にも已に誤られて、後記の多紀理毘賣命亦御名奥津島比賣命と有るを古き書へて市寸島比賣命亦御名謂奥津島比賣命と傳る時は此の古傳と符合ふなりと爲て合されたるは宜しからざる説なり）○湍津姫命古事記に多岐都比賣命と見え、神祇本紀に湍津島姫命と記し、地神本紀には田寸津姫神と作り、然れども湍津姫命を湍津島姫命と有るは何に過へり、然るは瀛津島姫命中津島姫命邊津島姫命と申すなどに、第二一書に所見たる遠瀛中瀛海濱

と其御在し坐す地の海島なるに因って稱奉れるにて、譬へば日神之伊勢國に宮柱るに依りて伊勢大神と申奉るが如し、又次なる市杵島姫命も本御名は別に在りて此は道中の島に御在し坐して天孫の御爲に奉坐せる御名なる事下に云へれば其も此の例には非ず、斯て此は多岐理と申すも狭依と申すも湍津と申すも右に註せるが如く其生坐る所由に就て稱奉れる御名には非ざれば、其天上なる何處を指して湍津島と云はむ、此は必ず情進に島字をば加へたりし者なり、（又湍津島とは海濱の名かとも所思ゆれども、若然も有りなむには天より降來坐せる逆此神に限りて御名坐さるが如くして叶はず、出雲風土記にも多岐都比古命と云ふ神名もあり）湍津は大祓詞などに落多岐都速川と云ふ事も有りて、字書に湍は急瀬也と有るが如くなれば水に由有る事と所見あれども、右に引ける舊事紀に高津姫神とも有れば、多岐都とも多迦都とも云ふ事なるが共に高出の義なる可し、其高の言は上に高皇産靈尊の高を物の伸進む義なる由委しく云へりき、然れば右の田心姫命を多紀理と申せるに甚々異なる所無き中に、少か意味に違ひ有りて多紀理は唯伸る義多岐都は高出の意なる可し、萬葉七（三十八丁）に名毛伎世婆人可知見、山川之、瀧情乎、塞敢而有哉、十一（八丁）に言出云忌々、山川之、當都心、塞耐在と、水の激に係けて多岐都心と云ふは高く進り出づるを云ふに合せて思ふ可し、然も人の上の才智の長たる事をも僕童の勝れたる事をも共に多岐理或は湍など云へるも意は同じ、（但湍津は予が說の如く高出ならむには多岐知比賣とこそ云ふべけれ、然湍津と有るからに津は之に通ふ言ないと云はむも一通りは然る事なれども、大倭根子日子國玖琉命又は若國耶命などは玖理又布伎と云ふべきを然云へる例も有れば此の津は出の意なる者なり）偖此神の生坐せる次序は古事記又此の第二一書共に三女神の末に在るは甚々正しき

を此正書又第二一書第三一書共に其中に在るは傳の誤なり、古事記には次市寸島比賣命者坐二胸形之中津宮一、次田寸津比賣命者坐二胸形之邊津宮一と有る次序、又第三一書に又曰二瀛津嶋姫一而坐二中瀛之中一作二湍津姫命一、其居二于遠瀛一者也と有るに合へり、舊事本紀に遠津嶋姫命者、居二于遠瀛一者、湍津姫命也と見え、又地神本紀にも市杵島姫命の亦の名湍津姫命と有りて下に亦名を故に奥津嶋姫命亦名遠瀛者也と見えたる、允に惑れる事共になむ有りける。（然れば三女神の奥は田心姫命に坐し中は市杵島姫命に坐し邊は湍津姫命に坐すを誤り給へる事有に正せるを以て知るべし、師翁の古史成文第三十三段にも、已に古事記に據りて右の誤共を糺されたりき）〇市杵島姫命は古事記に市寸島比賣命亦御名は狭依毘賣命と有り、僭右の市杵島姫命は右にも已に云へるが如く田心姫命湍津姫命の側とも違へれば、古史徴にも云はれたるが如く右の狭依毘賣命と申すなむ相違はなき御名には御在し坐しける。僭同記に市寸島と有る下に上字を書けるは島字を上聲に訓むべき事を註されたる者なり、斯れば市寸島とは訓まず如く市寸にて切りて島比賣命と續け云へば上聲に成るなり、其に又所以有るべし、其は島字平聲に呼ぶ時は神名式に、安藝國佐伯郡伊都伎島神社（名神大）と有る其と同じ神なれども、其社と混ふが故に明分てるなりけり、其は市寸と申すは御號の名なり、島比賣命と申奉るは唯に宗像の島に御在し坐す比賣命と申す義なり、豐前國宇佐郡比賣神社（名神大）と有るも三女神を唯に然申せる事後の後に云ふも見ゆべし、（右の如く上聲に云ふと平聲に云ふとにて其義に異有る事なるが故に、古人の音註を然なむ物爲られたりけると所思しければ、容易く思ひ見過す可きには非ず）故此市杵を以て御號の名と申す事に第三一書に汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭（イツキマツル）也と有るが後

世の斎内親王又春日大原野等の斎女などの如く、天孫を崇作奉りて其御許に神を斎祭と仰せ給へる言也、其所云神は神宮雑例集なる皇太神の大御託宣に、三女神ヲ葦原中國宇佐島ニ降居道中ニ奉助天孫而爲天孫所祭謂之道主貴媛乃宗像宮神云々、御饌都神止由居ル神ヲ云々と宣給へる豊受大神に御在し坐すを、其御饌を我島にて所祭らせ給へるを以て然稱奉れる御饌の名なりとは云ふ也、此に就て又思ふに、右に引ける安貴の伊都伎島神社は、筑紫三女神を宗像より勧請れる社なるが、其本殿に並びて客人宮と申して、長く後れさせ御在し坐さゞる大社有るは、元来宗像にして豊受大神を始め奉りて、諸神を持所祭らせ御在し坐しける遺制なる可くなむ何けゝる、(但其客人宮に豊受大神の御事の聞えざるは、其大宮六座の中に國常立尊と申す有り、其にも有るべし、其攝社大元社なる國常立尊と有れども共に由無し、其只已く伊勢外宮にて其大神の古傳を混らして、國常立尊を以て御饌都神と爲る説を受けたる者と思しく、中々に面白く聞成さるゝ者になむ)偕右の狭依毘賣命を記傳七(五十二丁)に狭依は眞直なりと記れたるは、前後二神の例に違へれば予は信ならず、故思ふに狭依は借字にて正しく進勤の義なる可し、依と勤と相通ふ言は此三女神を合せて玉依姫命と申奉れるは、第二ノ一書に所見たるが如く、八坂瓊之曲玉より成出で給へる言なるが、下章第三ノ一書に瓊響瑲々此云奴儺等母々由羅爾と有る如くにて、玉由良姫命と申す義なり、神名式に陸奥國信夫郡由良比女神社(名神大)有るを、頭註又一宮記等に、大己貴命嫡后須勢理姫命と有るを以て、玉由良の玉を省けるを知るべし、又周吉郡玉若酢神社隠地郡水若酢命神社(名神大)と有る玉は其成坐せりし、出自にて有の玉なり、水は瑞にて賞しき由なり、若酢命は出雲風土記神門郡滑狭郷の下に、和加須世理比賣命と有る須世理を約し亦と成なり、既

を以て此瑞珠の集ひ逢の義なる事、上に云へる事共を合せ考へて曉る可し、此く見る時は田心姫命亦名田霧姫命の田心、又何有より此市杵島姫命に通ふ、次の湍津姫命の湍出など、其等宜く打合ひて甚々美好たかる可し、此を以て右の如く説き奉りて吾天照大神の御印可を得たり奉るのみ、（猶此例に依らば、市杵島姫命の市杵も嚴守の意に見て伊都久志と心得てもありぬる類には有れども、右に云へる如く市寸は然る嚴威の事には非ず、天孫の御為に齋祭給ふ御事の名なれば、此の例には立つべからず）故此大神の御名、古事記には多紀理毘賣命の下、多岐都比賣命の上に在りて三女神の中に在り、又其次にも市寸島比賣命坐ㇾ胸形之中都宮と有り、又本朝月令に秦氏本系帳云正一位勲一等松尾大神御社者筑紫胸形坐中部大神、戊辰年三月三日天ニ下坐松埼日尾（又云ニ日埼岑ニ）と有るは松尾神社の御事なるが、神名式に大山咋神一座胸形中部大神（市杵島姫也素戔嗚御子）と云ふ説も有りて甚慥なる事にし有るを、此にも良はざる事共有り、其は第一一書には此御名見えず、第二一書には奉ㇾ置瀛津島一面吹出ㇾ之中化生神號ニ市杵島姫命、是居ニ于遠瀛一者也と有るは、田心姫命と相換れりし事上に註せるが如し、瀛津を瀛中に遠瀛を中瀛に易へてぞ叶ふ可からむ、第三一書に瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有るは、誤なる事上下に照し見せて曉る可し、然れば此三書共に正しき傳を得ざる者なり、神祇本紀には中津島姫命者是所ㇾ居于中島一者此市杵島姫命也と見え、地神本紀にも市杵島姫命と有りて、下に亦名佐依姫命亦云中津島姫命一坐宗像中津宮一是所ㇾ居于中島一也と見えて此も良旨に相符合る者なり、（此に就て思ふに、第一一書に此御名無くして瀛津島姫命の御名出でたるは、第三一書に亦名市杵島姫命と有るを以て見れば、撰者の心には瀛津島姫命を此神と心得られたる可けれども、他の古書に違へれば論ひ無し、）○凡三女英

は、凡て三柱共に此等神坐領と訓めり、古事記物實の所に「先所生之三柱女子者」云々と有るは、其生坐せる御神等の語ふなれば然云ふべきを、此は其三柱女子を此方より數へ合せ奉るなれば右の如くなる可し、此下に「此三女神」云々と有ると同じ所なればなり、併此女神等はしも右の如く初中後と、別々に成出でさせ御在し坐しつれども、如何にしてか御靈を合せ給ひて一神にて御在し坐せると思ふ由なむ有りける、其は清和天皇實錄に「貞觀元年二月三十日丙辰、筑前國從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授正二位、太政大臣東京一條第從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授正二位、此六社雖異實是同神也」と見えたる、此は此兩社に所祭を同神と云ふには非ず、三神を各々別けて云ふ神とは爲る物の實は是同一神なりと云ふ事なる可し、同じ實ながら年中行事秘抄宗像祭條に、「寛平五年十月二十九日格云、彼社氏人左少辨兼大學頭高階眞人忠臣等解狀偁、件神坐大和國城上郡登美山、筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也」と有るとは異なり、思混ふ可からず、(因云、右の太政大臣東一條第は今花山院殿の第と成れり、予此神社には由緒有りて、深く御恩賴を蒙り奉るが故に、弘化の初なりけらし、古事記に依て宗像三前大神と申す御名を、内大臣家の御手して書させ賜はむ事を乞ひ奉りけるに、當家にては所祭は一座にし有れば、然は書し奉り難しとて宗像大神とのみ書きて令賜たりき、其頃の予が心には、吾が仕へ奉れる皇學(オホキミマナビ)はしも、民の草葉の末に在りて風吉の靡す雲上にては未だ開けざりければこそ、然る拙き御事共の有りつるにこそと、獨心笑(ヲカ)止しく思ひて有りつるを、今日此事を書き奉るに就て、予が數年の愚かさを惜り悔いる事なり、其は其御家にては三女神とは申せども、實は一神にて御在し坐す由の傳の有りて其を固執せず御在し坐す御事と、右に引ける此六社雖異實是同神也と有る文とにて知らるゝ者な

り、安政三年十一月十日、前非を知りて之を改むる者なり）　事そ其誰を云はむとす、古事記に大國主神娶坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命亦名下光比賣命と有るを、地神本紀には大己貴神之娶坐宗像奥都島神田心姫命生一男一女、兒味鉏高彦根神、妹下照姫命と有りて此に合へり、又古事記に大國主神、亦娶神屋楯比賣命生子事代主神と見えたるに、地神本紀には又娶坐邊津宮高津姫神生一男一女兒都味齒八重事代主神、妹高照光姫大神命と有りて、此には高照光姫大神命なるを、右の古事記の高比賣命を此に持來る時は相合りと謂ふ、傳八に已に註せるが如く味鉏高彦根神と事代主神とは別神にて御在し坐さ、れば、果其に生出で給ふ可くも非ず、又高比賣命亦名下照比賣命と有て同神なるを思ふに、其御祖神も何れか一柱に御在し坐さずは得有るべからざる御事なり、然して傳十にも云へる神名式なる山城國愛宕郡賀茂別雷神社、亦名若雷、右神大、月次相嘗新嘗）は大秦上記等の書に據るに、味耜高彦根神亦名事代主神に御在し坐すを、一宮記に大山咋神也と有り、同郡賀茂御祖神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）と有るは其御祖神に御在せるが、二十二社註式に鴨（號下社）御祖神（玉依日賣別雷御母大己貴神別雷御父）と有り、又神佛實録に其玉依日賣を宗像邊津神也と云ひ、鴨氏人記には賣大神と有るも、八幡にて此三女神を一柱として玉依姫命とも賣大神とも申するも相符ひたるに、同式の葛野郡松尾神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）を註式に一座（大山咋神云々）大山咋神（本社也）一座胸形中部大神（市杵島姫也素戔嗚御子）と有り、下に云へる如く東寺元久元年の古文書に、當社者鴨御祖社之御同體同家第四之乗社也と有るなど思ひ合す可し、此にては味耜高彦根神の御母は地神本紀に謂ゆる、坐宗像中津宮市杵島姫命と見えたる也、一柱の大國主神に三女神共に娶

給ふと云ふ事は無しとは云ふべからざるも、味耜高彦根神事代主神同神なるに、御神神の三柱御在し坐すと云ふ說
に有るまじき事なるを以て思ふに、三女神共に同一神にて幾ら名給へども、大國主神とは御夫婦に御在し坐せば、奥津宮にても中津宮にても邊津宮にても、其分身を以て婆給へる事も有りし故に、如此様々には猶の事別れたるなり。御子神等の本名も別神と傳はりて、異様兄弟の如くに成れる者となむ所見たりける。（但此く說の約る事は、實に保留の事に非ざるを、已に神賀詞言義に說きてより以來物に多く記したるを、今特此傳を詳くに說き、此後より初めて大々人も我も心行く程に委しく說言せむを、其等々に就て熟讀味ふ可し。）古事記には大國主神の嫡后須勢理毘賣と有りて一神の趣なるも、大同本記文神宮雜例集の趣に合へり、同記に其神之嫡后須勢理毘賣命云々、如此嫡后須勢理毘由比二面宇迦賀東國至レ今鎮座也、此國之神宮也と有るに續きて、故此大國主神娶下坐二胸形奥津宮一神多紀理毘賣命生子云々と有るも、右の嫡后は胸形女神に御在し坐すを知らせたる物から、奥津宮神一柱に係けたるは如何なる事なれども、右に舉へたるが如く、已くより奥津宮神にも中津宮神にも邊津宮神にも各娶給へたるが如く、其傳の別々に分れたりし者なり、雜例集に三女神天宇佐島降居道中奉レ助天孫一而爲天孫所祭、號曰道主貴と有るからに、三女神を合せて須勢理毘賣命に御在し坐すと云ふ、古史徵（六十四段）の說に當れる事、右に考說を頑問ぬる說の如し、（又海主、書に今在ニ海北道中ニ號ニ道主貴ニと云へるも一柱に合せたる御名なり、其重今昔に云はむも猶なほしかりければ其傳に就て云ふべし、如何に見ても此の三女は一女に約まり、次の五男は三男に約り間もなるなり。）

既而素戔嗚尊、乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、齧然咀嚼而、吹棄氣噴之狹霧所生神、號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。次天穗日命〔是出雲臣、土師連等祖也〕次天津彥根命〔是凡川內直、山代直等祖也〕次活津彥根命　次熊野櫲樟日命　凡五男矣。

此は五男神の成出で坐せりし本傳なり、大旨古事記に同じきを、彼は精しく此は粗しと雖も、其意に於て違ふ事無し、古事記に云はく、速須佐之男命乞度天照大御神所レ纏左御美豆良八尺勾璁之五百津之美須麻流珠而、奴那登母母由良爾、振滌天之眞名井而、佐賀美爾迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所レ成神御名正勝吾勝々速日天之忍穗耳命、亦乞度所レ纏右御美豆良之珠而、佐賀美爾迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所レ成神御名天之菩卑能命、亦乞度所レ纏御鬘之珠而、佐賀美爾迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所レ成神御名天津日子根命、又乞度所レ纏左御手之珠而、佐賀美爾迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所レ成神御名活津日子根命、亦乞度所レ纏右御手之珠而、佐賀美爾迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所レ成神御名熊野久須毘命（并五柱）と在りて此に合へり、（右の如く左右の御美豆良又御鬘又左右の御手に纏かせる珠の事を委しく書きたれども、此に乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統と約め記されたるも共にかかる異の無き者なり。）第二ノ一書に素戔嗚尊以其頸所レ嬰五百箇御統之瓊云々、第三ノ一書に素戔嗚尊含其左髻所レ纏五百箇統之瓊云々、下

章第三ノ一書に素戔嗚尊乃含其左髻所纏五百箇統之瓊綸而瓊響瑲々云々と有るなど、其物根を互に相換へ給へる傳ならざるは皆共に誤なる事已に上に註せるが如し、唯第二ノ一書に天照大神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之瓊今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣、如此約束共相換取と有るなお此と古事記の旨にも相合ひて甚愛たき著なり、古語拾遺に於ては素戔嗚神欲奉辭日神昇天之時、櫛明玉命奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉、素戔嗚神受之轉奉日神、仍共約誓、即感其玉生天祖吾勝尊と有る傳の狀は此の第二ノ一書に似たれども、其玉を日神に奉り給ふ上は其約誓は日神の成し給ふ事に成りて其御子を生み給ふも日神の御所為と成れゝば餘りに事略たるに過ぎて眞旨を失へる者なり、（故信思ふに然計の事を心得ざる廣成主には非ず、日神に奉れるからは其玉は日神の物根なり、約誓に及びて其を乞取て吾勝尊を生坐せりと為むか甚々混らはしき書き狀なり）但此五男神の御生坐せるにも異說有り、第一ノ一書に素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊濯于天渟名井亦名去來之眞名井而食之乃生兒と有りて、此は唯嬰がせる瓊よりも五男神の生坐せる由にて異なる傳なり、第三ノ一書には素戔嗚尊含其左髻所纏五百箇統之瓊著於左手掌中便化生男矣、則稱之曰正哉吾勝、故因名之曰勝速日天忍穂耳尊、復含右髻之瓊著於右手掌中化生天穂日命、復含嬰頸之瓊著於左臂中化生天津彦根命、又自右臂中化生活津彦根命、又自左足中化生熯之速日命、又自右足中化生熊野忍蹈命云々、便取其六男以為日神之子と見えて、玉を含給へるのみにて左右の掌中に著け左右の臂に著け又左右の足中より御子の成坐せると云ふは又別に異なる傳なり、又下章第三一書も右と同じく、素戔嗚尊乃含其左髻所纏五百箇統之瓊綸而瓊響瑲々濯浮於天渟名井、齧其瓊端置之

之左手一而生見正哉吾勝々速日天忍穗根尊、復嚙二右瓊一置二之右手一而生見天穗日命云々、凡六男矣と有りて此二の傳には六男と爲る事文心得ぬ事共なり、（舊事本紀にも右の二傳を取合せて六男と爲る事本より誤なり、予が見る所は其五男と申すも亦右の重複りて其數にこそ有れ、其實は三男にてぞ御在し坐しける、其は次々下に云ふを以て曉る可し）唯書傳の中に第二一書のみこそ其實正を得たりけらし、其文に右に引ける如く日神と素戔嗚尊と相共に劔と玉とを相換へ給ふ事有りて、次に於レ是素戔嗚尊以二其頸瓊一濯二於天眞名井一、嚙二斷瓊端一置二之左掌一而吹出氣噴之中化生神云々凡五男神云爾と有り、然れども其最前に天穗日命の成出で坐せるは誤なり、其にては素戔嗚尊の初めて男御子を得て正哉吾勝と言擧きせ給へる此の專要と有る趣を失へる者なり、備佗傳々には此五男神の成坐せる物根を何れも瓊と爲るを、此傳のみ瓊より生坐せる趣なるを甚愛たく所思るは如何と云ふに、其は上にも粗云へるが如く此五男神の御子孫には多く嚴浴又は鍛作などの神等の御在し坐すも必然る幽契に依れりと所思しければなり、（其は此時に生坐せる三女神に玉依姫命とも由良比女命とも玉若酢命とも申す御名有るは、何れも玉に因て成生せる所以なるをも思合す可き事なりかし）○既而に天照大神の御事竟て此より素戔嗚尊の御誓に移る所なり、○髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統は、上に謂ゆる武備し給ふ所に便以二八坂瓊之五百箇御統一纏二其髻鬘及腕一と有る御物を云ふなり、○正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊は古事記に正勝吾勝々速日天之忍穗耳命と有りて、正哉を正勝と作れども其訓は共に麻佐加なる事次に云ふが如し、此には第一一書第二一書には正哉吾勝々速日天忍骨尊と有り、其を下章第三一書には正哉吾勝々速日天忍穗根尊と作り、第三一書に便化二生男一矣則稱之曰二正哉吾勝一、故因名之曰二勝速日天忍穗耳尊一と有るは御名の起れ

る由縁なり、斯れば正哉吾勝々速日とは其御誓の驗有りて、男御子の正しく成出給へるに就て、其素戔嗚尊の言擧させ給へりし御事を証らせ申せるにて、天忍穂耳尊と申奉るぞ天津日繼を受け奉らせ給へりし由にて、實に主宰(ウケハリ)たる大御名には御在し坐しける、（然れば古語拾遺に、天祖吾勝尊と有るは已に正哉吾勝々速日と續きて御名と成りたるを、略きたるにも有るべけれども、餘りに省略たる事なり、神祇本紀には正哉吾勝々速日天忍穂別尊と有り、神名式に土佐國香美郡天忍穂別神社有れば然も申しつ可き御事なり、）正哉記傳七（五十三丁）に麻佐加と訓むべし、哉を加と訓むは固より論無し、勝を加と訓む由は此記の正鹿山津見神を書紀に正勝山祇と書きて、正勝此云二麻佐柯一と有るも此例なり、言意は正しき哉と云はむが如し（採要）と有り、右に書紀、與レ姉共誓、夫誓約之中必當レ生レ子、如吾所レ生是女者則可三以爲二有二濁心一、若是男者則可三以爲二有二清心一と言立給へる如く男御子を生成し給へるが故に、正しく勝驗を得たる哉と日神に對ひて申奉らせ給へる御言なり、第二ノ一書に故素戔嗚尊既得二勝驗一、於是日神方知二素戔嗚尊固無二惡意一と有るを以て其正哉と言擧給へる意を曉る可くなむ有りける、（予先に思ひけるは萬葉十二、十四、十八の卷々に麻佐可と云ふ語有る、其は當字の傳に引ける、右の條に麻佐加能時など云ふに同じく其時を此と指して云ふ語なれば、素戔嗚尊の條には疑はれ奉りしかども麻佐加の時は吾勝と云ふ御心にて然宣へりしかども、其は甲々に物言ひなる訛にて有りけれは、後世然る僻言の出來ましき爲に我過てる事を云置くになむ）吾勝は右に引ける第三ノ一書に則稱之曰二正哉吾勝一、故因名之云々と見え、又古事記に須佐之男命白二于天照大御神一、我心淸明故我所レ生之子得二手弱女一、因レ此言者自我勝云而と見えたる是なり、但得二手弱女一は此に合はで、古史傳一巻三十三丁に此文を引て

有つらへる如く、此の所言に具りて有の御誓言に有るのみならず第一ノ一書に日神與ニ素戔嗚尊一相對而立誓曰、若汝心明淨不レ有ニ陵奪之意一者汝所レ生兒必當ニ男矣云々、故素戔嗚尊既得ニ勝驗一、於レ是日神方知ニ素戔嗚尊固無ニ惡意一、第三ノ一書に日神云々立ニ誓約一曰、汝若不レ有ニ姧賊之心一者汝所レ生子必男矣云々、其素戔嗚尊所レ生之兒皆已男矣、故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ赤心一と有る、此は日神の御方より誓の驗を見むと言給ひて誓給へるなり、第二ノ一書に請與ニ姉共立ニ誓約、夫誓約之間生レ女爲ニ黑心一生レ男爲ニ赤心一、下章第三ノ一書に吾若懷ニ不善一而復上來者云々、生兒必當レ爲ニ女矣云々、如有ニ清心一者必當レ生ニ男矣と有る、此は素戔嗚尊の御自ら言を立て給へるなり、此傳々共に男御子を以て清明き御心の證と爲給へるなれば、女御子を得て勝給ふ可くも非ざれば、決めて古事記の得ニ手弱女一は得ニ男御子一にて我勝とは詔給ふ可き御事なり、(故思ふに此は記者の誤なる可し、其は後記も此と同じく日神は三女神を生坐し素戔嗚尊は五男神を生坐せる傳にて共に異説は非ざる物から、其稱に於是天照大御神告ニ速須佐之男命一、是後所レ生五柱男子者物實因ニ我物一所レ成故自吾子也、先所レ生之三柱女子者物實因ニ汝物一所レ成故乃汝子也、如此詔別也と有りて、女御子の生坐せる物實は汝命の物なるを以て其に相應へて元本には得ニ弱御子一と有りけむを、得ニ手弱女一とは云ひ誤へたる者と所見たり)勝速日は記傳に伽那波夜備と讀むべし下文に因ニ此言一日ニ我勝一云而於ニ勝佐備一云々と有ると同意にて、速は表く烈しく猛き意、日は夫流とも活きて速日は卽ち嚴速日樋速日又熯速日など皆同じ」と云はれたるが如し、但嚴速日、樋速日は甕速日なる由傳八に云へれば此とは異なり、稜威の猛く烈しきを嚴火氣同に御心一速ぐと有る如く此は勝て誇る事の甚く利(スルド)く甚しきが故に勝速日とは申せるにて、此は實に右の勝佐備に因れるにて元素戔嗚尊の御名て

るを如此く古傳の例に據て式に大穴持伊那西波伎神社又は神魂伊豆乃賣神社など有ると同じ例なるなり、古史成文に其勝佐備の事を記して下に亦名勝速日尊と有るは理に於て實に然も有りぬ可き事なり、其書は天孫降臨章第七一書に勝速日尊兒天大耳尊と有る上は書にさる事を得ざるなり、(但勝は負の對なる事人の知れるが如し、然れども其義に於ては未詳かに徹ざる所なり、故今試に負(マク)を姑く身賣(マクエ)と置きて其反を求むるに、勝は上立(カミタツ)の意に在るべし、然るは天孫降臨章に崇字を加を底と訓めるも上立にて、勝れて能爲給ふ言なり、又其第二一書に名く國主事勝國勝長狹と有るも國主なるが故に事に上立て國に上立つ義なり、然れば勝とは物の上と成るを云ふ言なり)忍穗耳は又天大耳尊とも申せれば忍は大なり第三一書の熊野忍隅命を下章第三一書には熊野大隅命と有るも忍と大と相通へるなり、此大に因でたる凡河内を安閑天皇御紀推古天皇御紀等には大河内と見え、續紀四十(五十一丁)には改大押字、仍注凡直と云ふ事も所見たるを合せて曉る可し(猶古事記の天之忍許呂別は天之大袁別の義なり、又大事忍男神は大事大壯神の義なる事已にも云へるが如し、猶下なる凡河内直の傳に云ふを思合す可きなり)忍穗は大穗なり、大耳尊と申す大は大穗を約めたるにて其義相等しきなり、若て大穗は瑞穗と云はむが如し、大と瑞と共に通ふ例は古語拾遺(天有瑞殿)に二神以天御量伐大峽小峽之材而造瑞殿と有りて、後に御大降の處にも猶其瑞如上件と有るなるに、神武天皇段に始採山材構立正殿所謂云々、皇孫命の美豆乃御殿造奉仕也と有りて、瑞殿と正殿とを一に云ひ、又大殿祭と云ふ名有りて其詞に天之御翳日之御翳と造奉仕れる瑞之御殿と有るなど是なり、(此美豆と云ふ言の中昔はしき事と耳思ふは不足る事なり、美豆々々斯と云ふ言も滿々然にて物の充滿たる状を云へり、但其滿と云ふは物の

大に成坐るを云ふなり、此事と彼事と言の續くに依りて清濁は異なれども同言なり）穗は天孫降臨章第二一書に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰云々と云ふ文に次で、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒と有る、此時の稻穗を以て稱奉れる大御名なり、然るは此詔命は顯國に天降し奉らせ給ふに就て如此詔を給へるには有れども、未其の此國土を統御す可き皇御孫尊と定奉らせ給へる貴御子に授らせ給ふが故に始より瑞穗を以て稱奉らせ給へるなり、其は古事記大國主神の御言に、唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而と有る、天之御巢は此忍穗耳尊の天上に御在し坐せる大宮の御事なるが、天津日繼と申奉るは天神の御依し奉らせ給へる御員を所聞看す御事なれば、未降坐さゞりし以前にも天上にて既に瑞穗を所知食し御在し坐しゝたりけり、又其下に爾天照大御神高木神之命詔太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命と有る、太子は日繼之御子と云ふ言なるを思合せて曉る可き者なり、（大殿祭詞に皇我宇都御子皇御孫之命此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比氐云々、中臣壽詞に皇御孫尊波豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食天、天都日嗣乃天津高御座仁御座天、天津御膳遠長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉弖天降坐之と有るも右に引ける御紀の御依しの御事を述べたる者にて、始は此尊の御事なるを天降り御在し坐さず成りて瓊々杵尊の御事に成れる事、已に大殿祭詞文中臣壽詞等の講義に云へるを思ひ、又並以下三御代の皇御孫尊の大御名も稻穗を以て稱奉れるを思ふ可し）耳は上なる美は御、下なる美は所知看す義なる事傳六に註るが如し、記傳に耳てふ尊稱の意は美は比に通ひて彼[illegible]などの[illegible]なるを[illegible]々と重ねたる者なり、開化天皇の大御名若倭根

子日子大毘毘命と申す是なり、此を書紀には大日々尊と有り、垂仁天皇御紀に太耳と云ふ人名有るを以て日々と耳と同じきを知るべし、又同宮段なる前津見てふ人名を前津耳と有り、又水垣宮段に陶津耳と有るを書紀には大陶祇と有るを以て、耳と云ふは美を二重ねたるにて、見と云ふは其を一略ける者なる事を知るべし、(中略)又葉須美と云ふ名と葉須毘と云ふと通ふ事を考へ合せて耳の靈々なる事を曉る可し、と有り、其は甚悉しき說には有れども、大毘々をも大御膏と心得たらむ方なむ日易く有りぬ可き、(其上靈々を美須毘と謂ある其毘は谷と云ふに同じき事已に傳二卷に註せるが如し、又右の太耳と云ふは形に依りて號たらむも知るべからず、且前津耳陶津耳などの耳も此と同じくは有れども、御は眞に通へれば眞肴にて其も知る事を𢡟に云へり)又天忍穗根尊と稱奉る根は倭根子天皇など申奉る根にて、字の如く物の基本にて御在し坐す義なり、倭根子と申奉るは天下を所知看す天皇に坐せば此國土の根基にて渡らせ給ふ義なり、古事記(訶志比宮段)に難波根子武振熊命と云ふ人名有るも、武振熊命は名にて難波根子は其地を知れる由などにて負る者なる可し、然れば忍穗根と申奉るは右に註せる如く天津日嗣の瑞穗は此尊の授かり奉らせ給ふ御物なれば、其物の根と申す義にて、其御所知看にて有りければ上なる耳と然しも異ならざりける者なり、(此根子と云ふ事已に中臣壽詞壽義大倭根子天皇の下に云へるを見る可し、記傳に此に天忍骨尊とも作るに依て伊邪河宮段なる神大根王を書紀には神骨と有り、此例にて忍穗根は忍大根なる事を知るべし、と云はれたれども、其にては何の心と云ふ事とも通え難し)又天忍穗別尊と申奉るは天下蒼生の朝夕に賜る此瑞穗にしも皇太神より此尊を首途の御子として專依し授け奉らせ給へりし御物なり、別は字の如く頒ち別けさせ給ひて人皆に賜ふ義なれば、忍穗別と申し

て忍穗耳と申奉る如し、上の忍穗耳又は忍穗根と申奉るに合せて其御名義を曉る可し、（今も淡路國などの方言に食物の喰ひ餘しを人に令レ喰るを押穗と云ふ、和泉國も此例に同じ、總て其例と云ふ事は人に有其例なり）○神名式に山城國宇治郡宇治神社二座（並大月次新嘗）山城風土記に宇治の大神社（既云）名天忍穗根等と有其證據に出でたり、又一所に引けるには名二天忍穗長根等一と有れば然も申奉りしたる可し、今二座は詳ならずと雖も、天孫降臨章第七一書に高皇産靈兒玉依姫命此神爲二天忍骨命妃一と所見たれば、其天忍穗根尊に栲幡千々姫命と其御子玉依姫命と三神を合せ祭れるなどには非じか、同郡天穗日命神社有り、又日向神社と申す御在し坐すも、其御子瓊々杵尊の日向國に天降坐せる所謂に就て由有りけたる事共には有れども、今考ふ可き據無きは惜しき事になむ、清和天皇の紀に貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授二山城國從五位下許波多神從五位上一と有り抑天照太神素戔嗚尊の貴御子と大座坐して天津日嗣の天祖と御在し坐すなるに、此皇太神を齋祀れる御社三社の中に大社の列に入らせ給へるは北御社のみなるに、僅に從五位上の神階を奉らせ給ふ可なるは如何なりける事にか、其時世に身高き人の先祖などの、朝廷にも功無き人にだに名神大社に列なり高き神階をさへに授奉るに遂々不足き御待遇にてなむ有りける、（釋紀に大臣卿云木幡社可レ謂二宗廟一歟、惟宗可レ異二他歟、當時見在歟、先師申云木幡社者、宮主無二存知之人一歟、如二風土記一者宗廟之神條宗可レ異二他歟、弘長祈祭興行之時、當社有年月次祭幣帛幷王寺東之由載二本官見在帳一當時見在歟と有りて、宗廟など宣へることぞ當時の習俗にて味氣無き事なりけれ、此大問の趣を考ふるに、朝家の御崇敬も衰へて有るか無きかに成坐せるを下に歎かせ御在し坐しての御問と見ゆ、實に尤なる御事にこそ）又神名式に土左國香美郡大忍穗別神社

有り、谷重遠が式社考に山田野東西當有二六王子社一、近二物部川一此歟、物部川濱有二[illegible]一と云へり、舊事本紀に此御名を正哉吾勝々速日天忍穗別尊と出せれば、同神にて渡らせ給ふ可けれども其祭來る由緒今詳ならず、同國幡多郡は萬幡姫命に由有り、又吾川郡天石門別安國玉主天神社有るに手力雄命に坐して、其神と共に御戶開神に坐せば有の二神に由有りとも云はば云ふ可けれども、其も唯推量に云ふのみなり、一姓氏錄に火明命三世孫天忍男命と有る、此を天孫本紀に天照國照彥天火明櫛玉饒速日命三世孫天忍人命、次天忍男命、此命葛木土神劍根命女、賀奈良知姬爲ㇾ妻生二三男一女一と有るに依りて、式社考に劍雄社在二賀奈知社前一里一、劍根命葛城姓而葛木男葛木咩兩社在二劍雄西北一里一と云へるは、此國の式社に當て云へるにて然る事には有れども、天忍男命とは同神に非ず、故思ふに大同類聚方に土佐國香美郡人物部文連云々と云ふも所見たれば、右の饒速日命の子孫より右の天忍穗別神社は祀れるには非ざるか、和名抄郡名に香美を加々美と有るも鏡に因れるにて、大和國城下郡鏡作坐天照御魂神社大月次新嘗と有るは饒速日命に御在し坐し、尾張國中島郡眞墨田神社名神大、と有るも眞澄鏡に因れる神名にて、本國社祝問答に、天火明命と有るが如くなるを思ふに、決めて其由に因れる郡名にては有るべきなり、委しくは下に云ふべし、又神名式に豐前國田川郡忍骨命神社今彥山權現と申す是なり、長寬勘文に載れる熊野權現御垂跡縁起に[illegible]と有るも此山を云ふなり、實せに豐前國彥山前伊弉諾尊（稱二俗體權現一）中岳伊弉冊尊（稱二女體權現一）南岳天忍穗耳尊（稱二法體權現一）と有るが如く今祭る所三神なり、續後紀六、長四年十二月の下に香春社と見え比咩社の事を記して、稱此三社元來是石山而土木惣無、至二延曆年中一遣唐請益僧最澄躬到二此山一祈云、願緣二神力一平得二渡海一、即於二山下一

下ㇾ爲ㇾ神造ㇾ寺讀ㇾ經、而未草木繁茂神驗如ㇾ在、每ㇾ有ニ水旱疫疾之災一、郡司百姓就ㇾ之祈禱必蒙ニ感應一、年登人壽、異ニ於佗郡一、望預ニ官社一以表ニ崇興一、許ㇾ之と有り、是澄が法華に依れる狀なるは妖僧に欺かれさせ給へるなり、石山は素よ
り土木は無き宿なり、唯一度許經を讀たればとて何ぞ忽に草木の繁茂ると云ふ理有らむや、其は草木の生出づべき土
の有る處なるを何の奇らしき事とかは爲む、古然る峻峰などに登見る人の非ざりければ、麓より打見たる任に土木無
き山と云ふを耳に入れ置きて、密に人を登せて山の消息を見濟し置きて、其より樂紙を讀り始め人を導き登せて法會
有りし狀に云拵へて郡司以下百姓をも欺きたりし者なり、今も僧房多く有りて其法脈を續く座主等が住へ作れる社と
成りぬるを、如何は神の御心苦しく所思看すらむ、僧々惡き妖僧になむ有りける、(元亨釋書最澄傳に、弘仁五年春於ニ
賀春神宮寺ニ講ニ妙經一、是時豐前國田川郡吏等錄ニ瑞雲狀一寄ㇾ之、澄開封告ニ義眞一云、非ニ吾滅後一不ㇾ得ニ開讀一、寂後門
弟子等披ニ閱其文一云、今月十八日午時紫雲光耀起ニ賀春嶺一覆ニ法筵之庭一、村民悉見歎異、又最澄泛ㇾ海時、宿ニ田河郡
賀春山下一、夢覺僧來ㇾ前袒ㇾ衣露ㇾ身、左右似ㇾ人右肩如ㇾ石、言ㇾ之云、我是賀春明神也、和尙慈悲救ニ吾業道之苦一、我
當ㇾ加ㇾ助求法ニ晝夜守護、欲ㇾ知ニ我驗一、海中急難現ㇾ光爲ㇾ驗、澄明日睇ニ山右邊削崖一、草木不ㇾ生、宛如ニ夢中半身一、心
異焉、又海中風浪果有ニ光耀一、是以思ニ神之不ㇾ誕也、而建ニ法華院一自創ニ講席一、乃神宮院也、聞ㇾ講之後、其右髪之地
漸生ニ草木一、年々滋茂、郷邑嘆異と有る此事なる可し、文に固封じて義眞に授けて滅後に讀み聞かせたるは、白々し
き僞なる故に年立ちて後には其頃の人も此世の外の人と成るなれば其眞僞を云ふ者有るべからざるを計りて然る妄
說せし者なり、澄が海中にて急難に遇へる時に光を放ちて救ふよりは山に草木を生ずる方何程か易かりぬ可き、此讀

の覺杜法師は謂ゆる兩部神道を始めたる曲者なる故に、斯る僞事を多く出かして清き神道を穢し亂ひたる事枚擧すべからざる程の事なり）因に云ふ伊豆國賀茂郡に中古に名高かる伊豆權現と申す御社御在し坐す、又走湯權現と申す是なり、走湯山縁起と云ふ書に相摸國より日金嶺に遷奉れる由云へるは相摸國陶綾郡高麗寺村三社權現の御事なる由該社傳にも云へり、偖其日金嶺は右の彥山の如く彥嶺なりしを、好字を著て然は書けるなる可し、縁起の中に本名久地良山と云へるからは日金嶺は靈座以後の名なる事知らる、續後撰集に伊豆の御山と云へる是なり、又當社縁起と云ふ物有り、高天原より忍穗耳尊栲幡千々姫命瓊々杵尊三柱大神等、天兒屋根命天太玉命を補翼と爲し八十萬神を從ひ天降坐し、始めて此高嶺に行幸し給へるを以て伊豆の御神と崇奉る」と云へり、然れども忍穗耳尊は此下土に天降幸さざりしかば此例には取り難し、又伊豆と云ふ說も信む可からずと雖も、本宮大權現社天忍穗耳尊雷電大神天兒屋命白濱舞天太玉命」と有り、是走湯本社なり、又講堂大權現社を天忍穗耳尊にして伊豆權現なり」と云ひ、中堂大權現社天忍穗耳尊栲幡千々姫命なり」と有りて同處に三社に御在し坐せり。又女體權現を通照權現と申して權現の御后千々姫命なり」と有れども、天忍穗耳尊の后神は其御女玉依姫命に坐すを知らざる由なり、雷電童子社を本縁に東明走湯權君也と見え、瞬に伊豆大權現皇子瓊々杵尊を祀るなり、今新に荒御魂を祀る故に今宮と云ふ、東照宮に祀れる走當宮等なり」と有り、相摸の三社權現をも天忍穗耳尊千々姫命瓊々杵尊の三神なる由云へり、何れにしても彥山と日金嶺とは同名同體の御社と思しきなり、（又箱根も日子根なるにや、兩兒山など云ふ名も有れども其は箱の訛なる可し。）是二社は中古に伊豆箱根とも申し竝べて御崇え坐しゝ神等なり、但日金嶺の事に就て今一の說有り、下に云へり、○天忍

穂耳尊の鎮坐せるは右に引ける神名式に載る所三社有り、式外にて右の兩社の外構に所見すと雖も、猶山城國愛宕郡賀茂別雷神社は上に註せるが如く事代主神に御在し坐すれ、元暦年上記に賀茂別雷皇大神宮（上社）四座　中座ノ祭正哉吾勝々速日天忍穂耳尊、左高皇產靈尊、右武甕槌命、後事代主命也と有り、後とは其主神は事代主命に御在し坐す故に其前方に鎮坐して天忍穂耳尊等の三神は謂ゆる前社と申す者なり、官帳に載る所は別雷神社一座にて御在し坐すなれども其實は右の如く四柱にて渡らせ給へる者なり、同記に自二神代一所レ鎮上社事代主命、下社大己貴命而已云々、神武天皇東征之後以二高皇產靈尊一祭二上社一云々、欽明天皇二十八年四月中酉、自二大和葛木鴨逢日村社一本所ニ祭三座、兒神皇兒神以二味耜高彦根命陪一之地一依二神宣一遷二山代別雷山一、遷二味耜高彦根命一止二葛木國一、吾勝尊與二兒神一奉レ祭於山城一、以二吾兒神一（忍穂耳尊）祭二上社一以二兒神一（素戔嗚尊）祭二下社一と有り、右の逢日村社と云ふは神名式に大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社（並名神大月次相嘗新嘗）と有る此社の御事なるが、斯文の如くは此も其實は主神にて御在し坐せども、猶素戔嗚尊（兒神）と天忍穂耳尊（皇兒神）と二大神に陪從ひ奉らせ給へるを、山城國賀茂にも其和魂事代主神の御在し坐す地に移奉られて猶故の如く陪從ひ奉給へる者なり、但此兒神は若くは素戔嗚尊の兒神と申す事にて、實は三女神を申奉れるならむの考有りて下に云へるを見合す可き者なり、（又同記に雷御祖皇大神宮三座、中座ノ祭兒神素戔嗚尊、左神皇產靈尊、右大己貴命也と有り、賀茂下上書儀記下鴨大簿に中兒神、左大己貴命、右皇產靈尊と有りて左右共に違へるが如し、其一は或共に御祖社の御祖神を漏らせり、賀茂舊記に御祖皇太神宮中日女大神、左神日本磐余彦尊、右高皇產靈尊、奉御前大己貴命と有り、此日女大神は謂ゆる宗像三女神にして別雷神の御母に坐す事

已に上に云へり（き）然れども右の高鴨にも賀茂にも此天忍穂耳尊の如此く鎮り御在し坐す御事も御前なる故にも今謂る
べからずと雖も、此は少縁の事には非ざる可し、其此の天孫降臨は古事記の同段其に天神の御命以て大國主神事代主
神に神問しに令し問給へるは專此尊の天降し奉らせ給はむとての御事なるが、其尊又天神に思し此國は天神御子に立
奉給へとて先づ其初に時順ひ仕奉給へるは此事代主神に御在し坐して、此時に其問ざて神之御尾前と為て仕奉らむと
申給へるも此尊に對ひて令申給へる御事にて、瓊々杵尊の未生坐さゞりし間の事にし有りければ、右の事件に就て殊
に御親睨しく御在し坐す御所謂の有ればなる可し、然れば此事代主命の宮居に共に並御在し坐せる故由は右の高鴨社
に始まれる御事にて、出雲神賀詞に乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申弖己命和魂乎八咫鏡爾取託弖云々、
己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨乃神奈備爾坐云々、皇孫命能近守神止貢置弖八百丹杵築宮爾靜坐支
と有る皇御孫命も此尊を指して申させ給へるなれば、此御時などより此尊の大御魂をも共に齋ひて鎮め置き御在し坐
しけむかし、賀茂下上古儀記上社條に若宮（在二本宮東傍一）瓊々杵尊と若宮は何れの神に對へて然申させ給はむ、此
を以ても此賀茂別雷神社又其本と有りつる高鴨社共に此天忍穂耳尊も必ず鎮り御在し坐せる御事少しも疑ひ無かる可く
なむ所思えたる、然れば天下の社々の中にて此尊を祀奉れる大社は右の二社に限れる者と云わ所見たる、（然れど
も奏上記に以る日吉七社に伊勢一と云へるなどは俗なり、春日祭詞平野祭詞には皇孫ならぬ神々も皇大御神など申せるぞ
も思ふ可し、又世の古學者等の言に義座とも無きは一神の如くのみ思ふも同樣なり、其は神座と謂ても有し又何神をも
合せて一社と為る例數多有る事共になむ）〇又神名式に近江國滋賀郡日吉神社（名神大）此は世に山王七社と云ふ、

其中に大宮二宮聖眞子を注式に以上謂之三聖一と云ひて崇重する中に、其大宮二宮を三代實錄に大比叡神小比叡神と見えたるを、注式に引ける拾芥名月集に大比叡明神云々、大和國城上郡大三輪神天降と有れば大物主神に御在し坐せり、小比叡神は三宮分除に事代主神近江國日吉二宮號二小比叡大明神一と見え、日吉神道祕密記に、此を地主大明神と有りて此御山の地主之大主神たる由、神道雨部要義に註せるが如し、聖眞子は、同記に垂跡神二其也と見え、豐葦原卜定記にも聖眞子は宇佐八幡宮也と有と云々ともえへり、此を何故に然申すぞならば、仁明天皇御紀承和四十賀算一歌に西刺天照國乃日宮乃聖乃御子云々と詠める日宮は天日を云ひ、日知とは其天日を所知食す謂にて即天照大神を申奉り、御子とは天忍穗耳尊を申奉れるが、御を眞とも書く故に聖眞子と書來る事には成りぬる者なり、此も大物主神事代主神に相並ば並御在し坐す事有に云へる賀茂の例に異ならざれば、然る可き故有りてこそ祭られ御在し坐しけめ、（右の七社の第四八王子を五男三女神たりと云へれども、聖眞子は天忍穗耳尊十禪師は瓊々杵尊三宮は三女神に御在し坐す上は、同神を格別に又祭らる可くも非ざれは此は誤にて、實には御神を俗に八王子と申習ひつる事傳十卷に云へるが如く、日吉祇園にて八王子と申す是なり、五に客人宮菊理媛神なり、六に十禪師瓊々杵尊に坐し、七に三宮は謂ゆる三女神にて御在し坐せり、皆由有る神なり）（○女神名式に出雲國出雲郡御碕神社、風土記に美佐伎社と作り、又出雲御埼山云々西下所謂所レ造二天下一大神之社坐也と有る是なる可し、又不レ在二神祇官一と有る御前社同御前社と有る二社有るに、今此を日御碕社と申して上下二社有り、上社は八東水神相殿神三座日心崎命道津姫命市寸島姫命にて、其八東水神は名神記に八握莖尊者素戔鳴別稱也と有るが如し、下社は同記に大日靈貴尊相殿五座正哉吾勝尊以下五男神

等なり、（但同書に當國大日靈貴產生之地而今又有二日神垂跡一也、故名二日御崎一と云へるは妄說なり、日神の御生坐しゝは礒馭盧島なる事傳六卷に委しく云へり、猿橋氏なる羅浮子の鐘銘に天暦帝詔裳二此社一加二賜日字一號二日御崎一と有るが如くにて日字に異義無きなり、此御社の御事下に云ふべし）〇文神名式安藝國佐伯郡伊都伎島神社（名神大）一宮記に載る所、市杵島姫命なりと云ひ、今現に祭る所、大宮六座、中天照太神素戔嗚尊、左天滿天神大國主命、但此の天滿天神は菅神にては更に由無し、少彥名命に御在す可し、右三女神國常立尊、但此は三女神の所祭り御在し坐せる豐受大神の御事を、中古より以來國常立尊又は大元神なども申掠めたれば、必其御靈代大神に御在し坐すなる可し、又其第一攝神大元社と申すを國常立尊を祭ると云ふも右に同じ、上に云へる事共を考へ合す可し、偖大宮に並びて客人社有り、五男神を祭り奉ると云へれば此天忍穗耳尊を主として齋奉れる事申すも更なる御事なり、（偖此神社の御事は此に然しも云ふべき所ならざれども、天忍穗耳尊の國々に御在し坐せる宮所を顯はし奉ら將欲くて今共に註し奉れるなり、然れども五男三女を合せて八王子と云ふなどは本より謬なる事右に云へるが如くなれば何には立て難し）〇天穗日命古事記には天菩比命と作き、出雲風土記には天乃夫比命と有り、菩を夫と云ふ例は傳八紀津主神の下に註せるが如し、偖此神の生坐せる次第は天忍穗耳尊の下天津彥根命の上に在りて何れの傳も同じきを此第一一書にはた天穗日命次熊野忍蹈命と五男の第四に在り、第二一書には吹出氣噴之中化生神號天穗日命、次正哉吾勝々速日天忍骨尊と有りて此には其第一に在る共に異なる傳なり、（其外は何れの傳と違ひなかも異なる所無き者なり、偖右の第一一書なるは本名と亦名と重りて一に成れる者なり、其事下に云ふべし）穗日は稻穗なる可し、此は傳十二に

已に註せるが如く上卷第十一葉に引ける保食神の御事にしも此御考よりは後に稍思よりは以前の事なるに、且次し事有りし後に天照大神復遣天熊人往看之と所見たる、其時は天孫降臨に天穂日命有りて、次に其子天夷鳥命三熊之大人亦名武三熊之大人と見えたる、其件は出雲國造の神賀詞に天夷鳥命にて其に出せる御名なるに就て思ふに、天熊人と云ふは決く其神なり、故其御父天穂日命も共に事に與はり給へるなどの事有りて然御名には負ひ坐せるなる可し、（其子の功のなに及ぶ例は石凝姥命に亦名を天香山命とも申して鏡を作り給へる神なり、然るに其御父櫛石窓命には其に依りて天照御魂神と申し又鏡作社の神と祀へるに同じ、）尚此下なる熊野櫲樟日命の事に其然る由緒明らかなり合せ讀むべし）延喜六年日本紀竟宴得天穂日命、矢田部公望、阿毎能保比能彌古乃美古止美那毛宇度志那々辨志乎君命胡志香嶋と有れば天を阿毎と訓みしなりけり、然れども阿麻果と云ふとは異なりて之字有れば阿米能と訓むべきなり、偖此天穂日命と大なる熊野櫲樟日命とは同一神に御在し坐して、其櫲樟日は生坐ながらの御名にして、天穂日命と申すよりは早き時の御名なる委しき考有りて下に註せるを欽因々に云ふ事有るべし、心を留めて考ふ可き者なり、偖此天穂日命を祭れる社々は神名式に山城國宇治郡天穂日命神社有り、山城國風土記に宇治郡宮日山神社天穂日命也、天武天皇三年癸酉紀に上田神社と有るは是なる可し、清和天皇實錄に貞觀四年六月十五日壬子、山城國正六位上天穂日命神預官社、同十八日乙卯、授山城國天穂日命神從五位下と見えたる是なり、（當郡咩渡多神社三社並大川大舊宮と有るは風土記に天忍穂耳尊なる由見えて已に註せるが如し、如此く御兄弟共に御在し坐す事由有る事ならむ、又山城風土記に久世郡國々頭神坐天穂日命一座以神夏初亥日十人以上奉侍神供之料とも有り、亥日を以て此

神を祭る事となる馬見岡神社の下に思合す可し）因幡國高草郡天穗日命神社、三代實錄に貞觀七年十一月廿一日己未詔、以因幡國正三位天穗日命神、列于官社と見えたる是なり、天日名鳥命神社、阿太賀都健御熊命神社、大野見宿禰命神社有り、和名抄に郷名神戸有るは此天穗日命神社の神戸なる可し、又富美郷有り、大同類聚方に野見宿禰因幡國野見宿禰國造乃家爾云々、是者天穗日命之子也と所見たり、因幡志と云ふ物に大谷保昌井村氏神岩天日天穗日命六王神社と有りと云へり、六王とは其御末の神等を合せ祭る由にや、又下に引ける近江國馬見岡神社記に、馬見岡大宮同西宮横須賀如夜須比古神社必佐御前以上六社を往時は江州六社明神と云ふ」と云へれば然る由にても有りけるにや、（又天日名鳥命神社を大谷保大畠村一神社人曰、天滿宮、本社天日名鳥命別社二神天穗日命天日鷲命と云へり、天日鷲命は何の由か知らず、又阿太賀都健御熊神社を在二末當保御熊村山上一曰二柱大明神、寄石有り大き屋守柱礎を調成せるが如し、幾千萬と云ふ數を知らずと云へり、重胤今思ふに右の屋村の如きは平國に降坐し、時に有域などを作り給へりし料なるには非じか、甚深しき所なり、本傳下の條に委しく註す可し、大野見宿禰命神社は富美郷野見保德尾村に在り、大野見大明神と云ふ、社地を丸山と云ふと云へり）又出雲國能義郡天穗日命神社有り、高草に高草郡より支別れたるなれば、風土記とは合はざる者多在れども、神社などは地名の異こそ有れ、然も同き物に非ざる可きに、此を考ふるに神名式に意宇郡四十八座と有りて其中に野城神社同社坐大穴持神社同社坐大穴持御子神社と有りて三社なり、然るに風土記には野城社又野城社と二社有るに、式の野城神社同社坐大穴持神社には合ふべけれども、風土記には以上惣八所並在神祇官と見えたれば、今一神も決めて其中に在るべく思定めて式文に比較るに、天穗社

と云ふ一社有れるは必其同社なる大穴持御子神社に當る可ければ、右の能義郡天穂日命神社は風土記の比は不レ在二神祇官一と云へりし社にて、式に同のみ式外なりし者なり、故考ふるに風土記に意宇郡非所（在二神祇官一）と有るなるに、神門郡には百八十六社坐神等と有るに、同記に神門郡に以上廿五所並在二神祇官一と有るを、式に神門郡廿七座（大小）と見えたる故に依れるにて其過實なり、然るに出雲國一百八十七座（大二座、小百八十五座）と有るは、右の神門郡なる二座と此能義郡天穂日命一座とを合せたる者にて過不及の差有る事無し、然れば此神社は何より出でたるならむと考ふるに、意宇郡に以上一十九所並不レ在二神祇官一と有る中なる支布佐社を風土記抄に屋代郷吉佐村天津大明神天穂日命也式能義郡天穂日命社是也と云へる實に然る可し、文徳天皇實錄に仁壽元年九月乙酉、出雲國天穂日命神授二從五位下一と有り、又に天安元年六月丙寅朔甲申、在二出雲國一從五位下天穂日命神預二官社一と見えたれば官帳に載られたる者なる可し、（又一社支布佐社有り、同抄に屋代郷吉佐村客大明神今云二國造大明神一と、已實論也と云へり、此は今も式外なり、）猶風土記には意宇郡に母理屋代楯縫安來山國飯梨舍人大草山代拜志宍道の十一郷と外に餘戸里野城黒田宍道の驛家と出雲賀茂忌部の神戸と合せて十八なるを、和名抄に能義郡に舍人安來屋代山國飯梨野城賀茂神戸の十郷有り、意宇郡に出雲宍道來待拜志忌部山代大草筑陽の八郷と別れて右の如く二郡と成れるに、此實の僅に一社なるは心得ぬ事なり、然れば式文には意宇郡四十八座と有れども、其中には能義郡に屬るも有るべければ、未だ別たれずして其任に指置かれて、唯其時に加はれる天穂日命神社を能義郡に記されたるのみの事と所見たり）猶右の野城神社は天穂日命に御在して大穴持神大穴持御子神と共に祭れるなり、風土記に野城驛家正

東二十里八十歩依二野城大神坐一故云二野城一と有り、此事下にも云ふべし、其は意宇郡と云ふ郡名の紛れたるを以て思ふに、右に註せる天穂日命神社は本より式外にて有りしかば官帳に被し載ると聞ゆ、其別社にて本社は右に謂ゆる野城神社是なり、其を天穂日命と定め云ふ所由は、傳八に註せる倭建命世記に出雲神子出雲建子命一名伊勢都彦神一名櫛玉命と有るを、出雲臣譜に依りて考ふるに、武夷鳥命其子伊佐我命其子津狭命其子櫛瓊前命は右の櫛玉命にて伊勢国造を主領き居たりし故に伊勢津彦命とは云ひしなり、其住居たる多賀佐山は高倉山の事にて、即今北畠等に、伊勢国度會郡奴木と有るも出雲の地名を移せるなれども、伊勢津彦命を豈野城大神と云はむや、大神と申すは其遠祖天穂日命に御在し坐すが故なる事心を平かにして考ふ可し、(猶出雲国意宇郡野白神社有り、風土記に野代と作るを皇太神宮儀式帳に御遷幸の所に美名野代宮有り、又出雲郡伊佐波神社有り、志摩国答志郡粟島坐伊射波神社二座並大と有るは武夷鳥命の子伊佐我命などにやあらむ、右の如く出雲国と伊勢国と其名の相通へるなども天穂日命の子孫なる故て其本末を明らむ可き者なり)(又神名式に近江国蒲生郡馬見岡神社二座は、式文の御撰有し時は帝家の甚々衰賤へる時なりしが故に小社の列にて御在し坐せども、出雲より移りて甚々尊き御社にておはしける、其社記に載る四月御祭宣文に受伊神主祝部及禰宜男女等諸聞食と宣(以下祝詞)高天原に神留座皇親神魯岐神魯美命以て、出雲國意宇郡大倭国乎安国と所知食志天津神国津神乎給仕奉時に天穂日命和御魂乎八咫乃鏡に取託而出雲乃国司造神忍穂心命此国に到給て、川瀬田乃邑に国造乃祖乎遣奉三御宝乎、天乃小宮乎所領奉る八十余年乃間、日村人等ニ之を任て、其政乎令川守振司、天鞆尚日乃貢任奉礼、國乃政庶伴民乎崇宜を蒲生乃出雲四郷乃蒲山、

集侍ヲ祭ル實ニ任セ取リ物ニ其後ニ下ツ宮ト定メテ、其ニ鎮メ唯野ノ甘美ノ國ノ上ニ宮柱太敷立テ、高天原ニ千木高知リ、而目ノ賞ニ座天穗日命、西宮ニ座天忍穗命、櫛稻ニ坐神御熊大人命ニ三柱ノ神ノ御名ヲ稱ヘ、當時ニ賢君ニ言ヘ奏ス、吾皇御孫命ノ手長ノ御世ヲ伊加志御世ニ言壽奉リ、天下ノ公民ノ作リ作ル物ヲ、悪風洪水ニ遇セ給ハズ成幸ヘ奉ル故ニ、今年ノ四月ノ中ノ亥ノ日ノ朝日ノ豐榮登リニ、故事ヲ追ヒ慕ヒテ、川俣田ノ邑ノ倉岡ニ小野ニ伊提奉リ、三柱ノ神ニ滿生國ノ遠祖於保加夜都比古命ヲ相副ヘ、四柱ノ神ノ御前ニ竹玉貫垂レ、眞清鏡ニ共、種々ノ色物ヲ備奉リ、肉事物等折代ヘ、牛事物頭根高拔ヘ、神主外從五位下出雲宿禰眞道（祝詞ヲ稱ル時官位姓名ヲ）等ヲ忠ニ異ニ白セ言寄ノ由ヲ稱ヘ共ニ其社稷ノ御耳ヲ振立テ平ケク安ケク所聞食セト宣（祝詞稱白）と所見たる、此は祈年祭詞と聞えたるが此神社の大略如此き者なり、（此詞甚古くして中昔の人などの係けても企て及ばぬ妙處有るは、神主出雲宿禰の遠祖より以來世々に傳はれるなる可し、二月祈年祭に朝廷より賜たせ給ふ官幣を奉り、其詞を申すに右の如く人に宣ると神に申すとの差異を立て宣ふ申しを傳る事なり、其は已に祈年祭詞講義に云ひたりき）詞に皇御孫命ノ大倭國ヲ安國ト所知食ス、天津神國津神ヲ祭給ヘル時ニ云々は、社記に馬見岡神社は綿向山絶頂に立せ坐給ふ、古記には奇日嶺神社と有り、二十一年目に造替す、祭神一座天穗日命、當社は神武天皇四海を一統坐して神祇の恩に報へむとて即位四年皇天を祀り坐に山川を祭り給へる時、此所は天穗日命の遺跡なる由にて、神靈を出雲國より迎へ奉り此山に祀し祭れるとぞ、と云へり、其山を奇日嶺と云ふは此神名を以て呼ふ稱にて、天穗日命の亦名熊野櫛樟日命と申す縁なり、又天穗日命ノ和御魂ヲ八咫ノ鏡ニ取託ケ八重榊葉ニ取懸ケ、出雲ノ國ヨリ云々と有れば、出雲國の本宮より其分御魂を遷し奉られしなり、

其社は何れか有らむ上に云へる意宇郡野城神社に在るべき事由すら更に无き御事なり、（神賀詞に乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐と有る其古式を襲ひ用ゐたりし者と見ゆ）彦健忍雄心命に其神主出雲宿禰の遠祖と所見たり、其に同記に其社福明神社の事を記して一名復宗明神所祭三座彦健忍雄心命健郡宿禰從四位下出雲宿禰貞尙にて、中央神は綿向大明神を出雲國より供奉せられたる御神なり、左右は子孫にて綿向往古の大神主たりし由云へり、其時世を神武天皇の御代と云へば天穗日命を去る事遠からざる人なりけり、健郡宿禰を江州綿向舊記と云ふ物には郡宿禰と有り、名義抄に郡にト[illegible]脛と註されたるなれば郡は渡岐と訓むべき字にて有りけり、其奇日嶺を綿向嶽と云ふ事は、社記に別名奇日山綿面山牟底山と云ひ、又此山を大嵩と稱し彦神山を小嵩と稱せるを、安元年中舊記御寶壽の時綿面の字畫有るが爲に綿向と讀ませられ、綿山大神の號を賜はれるに就て勅號に准らひ綿向山と名を改む、又綿の御山など云ふこと有るが如し、（此事を又安元二年丙申三月十六日帝に御夢の事有りて綿山大神の勅額并雲母の袁の斗帳一張勅賜有り、此時神主出雲貞吉を召されて舊記御寶壽有りけるに、意有りて綿面山の字を綿向山と讀ませられ、綿山大神の四大字御宸筆を下されき云云、其後に後鳥羽天皇の御字吉野殿より神主出雲貞尙を大宮司に成され從四位下に叙せられたるを、其子孫掃部守貞參の時に將軍義滿より改易せられて家亡びぬる由云へるは、可惜神庭を後醍醐が手に失ひたる者にて、其所より馬熊く甚き妄々しき大僞事になむ）其氣行日ゝ眞日ゝ命ゝ生國、國ゝ直僕真ゝ崇生南ゝ之は、其類は事と係けて奇日と云はむ證書なり、木工權頭紀朝臣貞之主の誌されたる天慶八年造楯銘に、大嵩社者天穗日命昨推之古跡也云々と云はれたる

と、神賀詞に天穂比命乎国体見爾遣時爾、天能八重雲乎押別天天翔国翔天天下乎見廻天返事申給久と有るに由有りけなる事なり。此下に引ける欽明天皇六年の御紀にも、昔は此山の神天穂日命是なり、此国天上に侍りける時に其地は吾彼旦の地なり云々と宣へる中に、此国天上に侍りける時とは此近江国のなり、天上に天安河有り、然るに近江に安川と云ふ有り、神名に天津彦命御在し坐すを、近江に彦根と云ふ地名有るなどを思へば天香山の如くして降下れる地ならむも知るべからず、此を以て貫之主の大嘗社者天穂日命神社之古社也とは云はれつる者と所見たり、（猶在男三女神に由有りと所思しき事は、古事記に天津日子根命者蒲生稲寸之祖也と見え、又神名式に野洲郡御上神社名神大月次新嘗と有るは、近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神と見えて、其神は天津日子根命の御子なり、蒲生郡菅田神社有り、姓氏録山城国神別に菅田首天久斯麻比止都命之後也と有るも右に同じ、又通證に引ける斯下山門神系圖に活津彦根命者近江国彦根明神也と云ひ、又蒲生郡大島神社奥津島神社名神大も共に宗像三女神にて御在し坐すなど思ひ合せて其然る所以を暁る可し）若て其高日乃[illegible]と云ふは、上文に依るに實に神武天皇の大御世にも有るべし、然れども宮居などは作ざりけるにや、高日賛神社は延喜宣文に高日に御鎮坐奉る皇神乃前に白く、掛まくも畏き後乃志貴島に大八島国知しし天皇命乃大命乎如々夫利。皇神乃乞給乃随に、高日乃横乃荒木草乎伐除禰、下津岩根に踏凝之宮柱太敷立天、天乃御蔭日乃御蔭止定奉利、天乃[illegible]国乃[illegible]、故に奥に随に廿年に一太比大宮柱に指奉て、手置帆負萬日結而、高天原に千木高知天、伊都乃幣帛止荊取天乃小菅乎蓬存持而、御酒者甕乃閉高知甕乃腹満雙天、御贄者海山乃物採利供天、御服者財に[illegible]、賢木乃枝に取懸天、横山乃如久置足奉天、神

主神祇官兹苗出雲宿禰傍畯（祝詞將ニ時官位姓名ニ）等、蒙藏喜壽詞申世天津祝詞ノ太祝詞事云々宿禰宮頭食ス、吾皇御孫命ノ所知食ス國ノ坐セ國ニ皆悉國學者吉之隨ニ見霽之座ス、安國ト平ラケク處坐良比奉リ給ヘと宣。（以上祝詞）命ず神主祝部等ヨ聞食ヘ宣、右神祇官ニ、神部依テ前例ニ宜ク之と有り、又社傳に欽明天皇六年夏四月蒲生稲置三摩侶此山麓に到しけるに、時移るまで何某かりけるを不審り思ひける所に、天運に暴り東風凛々と起り白雪紛々と降來りては已に時路を失ふ、時に西大路の人山部連羽咋唯當時なら雪の自妙なるを奇しみ至りて三摩侶に逢ふ、三摩侶云くの山を語る、其時天清く晴れ猶更の霊有り、依て之を慕ひまゐに神人現形坐しまし告げて曰く、吾は此山の神天積日命是なり、此國天上に侍りける時此地は吾棲息の處なり、故に神日本磐余彦天皇御國の四年大山小山の肥を定め給ひ、吾御魂を八咫鏡に取託け榊枝に取懸けて出雲國より此處に迎奉り、此山に祝祭りて來るに國の鎮守と成にき、其後代々の天皇内竜をして王化に服せしめすと多く都を西備に移し有司の往來自然に疎略に成りにたるより幾星霜を經禮典已に廢びむとす、神等宜しく天朝に奏して舊儀に復さしめよと云ひ終りて光物と化し山上に飛去り給ふ、両人奇異の思を成し直ちに帝闕に奏し依て一山を封じて神地とし山上に神祠を造立し便宜に使を下すると云々と云へる此時の事になむ有りける、浸消者に欽明天皇御宇六年親ら端切に神祇奉謝ヿと有るは是なり、（此息ふに右の古風言合ふは良く欽明天皇御世に出來れるにも有るべし、祠も古く又難びて開け、祝詞に廿年仁一太比太宮替仕奉行ニ大に、是等大神宮司に告乃傍尚依式廿年冊一遍比太宮替仕奉式と有り、臨時祭式に攝津國住吉、下總國香取、常陸國鹿島等神社正殿廿年一度改作と有るが如く、決めて古き神社に限れる御事例なるなり）其山ゟ云井に注ゑ高山ゟ惟式ゟ依て宮に任事ゟ

物ㇾ止。其後在ト定メ、敷ニ瑞籬ヲ昨野邊乃甘美加岡ノ上ニ宮柱太敷立テ云々は、豊前路に天武天皇白鳳甲申仰ㇾ復旧作ㇾ時於後谷ニ而有る見えたり、社記に昔日後谷深く暴雨に流る時の祭記不傳に依りて、天武天皇白鳳十三年大嘗宮羽田公矢國奉祭にて日野の御表馬見が岡に上の地に勧請成したり、其後桓武天皇延暦十五年御遷座の沙汰有りければ、神慮を伺ひ奉れるに宮中より鶴の導くが如くなる一片の白雲東に向ひて飛び去り、同じ所猪部の杜の古檀樹に留りたまへるに就て社を建て遷奉る、今の社地是なり」と云へり、右の羽田公矢國と云ふは天武天皇御紀に十二年十二月甲寅朔丙寅遣ニ諸王五位伊勢王大錦下羽田公八國云々等ニ巡ニ行天下ニ限ニ分諸國之境堺ニ、然是年不ㇾ堪ニ限分ニと云へればは其度に在りし事なる可し、但鶴の導くと云ふ、雲の形容には有るべけれども強ひたる心です、雄略天皇御紀に近江来田綿蚊屋野と云ふ地名も有れば綿は地名なりけむも知るべからず、（右の親仁猪留昨野邊乃甘美加岡と續けたるは親に傾る昨の甘美と續くるなり、天智天皇九年御紀に天皇幸ニ蒲生郡匱迮野ニ而觀ニ宮地ニと有る匱迮野を比母奴と訓めるは今の日野町にて其社の所在を云ふなり、下の巻にも云ふべし、昨は殺業傳に宗岡杂肉生日ㇾ陵無日ㇾ勝と有る昨文腠に同じき者なり）苗日ヶ岡に座天穗日命、西宮に座天夷鳥命、椎殖に座健御熊野大人命三柱乃神乃御名を稱へ云々は、社記に祭神三座天穗日命天夷鳥命一座は式内、武三熊野大人命一座式外、但延喜式撰定の頃は昔の流の間にて天平神護の征小社に列し置けると有るが如くなる可し、西宮は社記に祭神一座天夷鳥命大穗日命充子勧請年紀未詳、天平十一己卯年四月十七日甲人乙部末絹未ニ社宣ニ社再興有り、延長六戊子年二月奉ㇾ授ニ馬見岡大嵩神正五位下同西宮神從五位下ニと有り、椎殖は社記に椎殖神社祭神一座武三熊大人命天穗日命次子此御座は馬見岡明神（彦任忍蓮心

命）出雲國より高向大明神を勧請し給ひ始て此住給へる時、其御祖神たる故に御祭有り、前記に依て欽明天皇六乙丑年御社勧請の由相傳ふ」と云へり、但大彦乃命武三熊大人命を兄子弟子と云ふ事如何有らむ、其實は天孫降臨時に兼て下の卷に云ふべし、又其下に蒲生直ゝ遠祖於保加夜都比古命と云ふは、其始に國造等に遣奉ル御宅云々と有る國造に御在して、彦伊忍雄心命の出雲國より遷到れるを、於保加夜都比古命は其蒲生國造にて有りしかば迎へ取りて共に祀祭られしなる可し、右に載る正遷宮宣文に礒隈蒲生ゝ國と有るを以て知るべく、又其名も延喜天皇御紀來目綿敷屋野に因れる事を明らむ可き者なり、天穂日命天津彦根命は御兄弟に在せば、右の彦伊忍雄心命於保加夜都比古命共に世は隔れゝども叔姪の御間に坐せば然も有りぬ可き御事と伺ひ奉るゝ者なり、（右の加夜都比古神社も右に云へる稲群神社と共に上野田村と云ふに御在し坐すと云へり、江州綿向社記と云ふに倉[illegible]小野日宮加夜都彦命と有れば日宮と申すにこそ、若て上に川櫃田乃邑仁志大國造乃祈仁遣奉留宿御宅仁云々と有るに、始めて出雲より到着給へる地にて、國造於保加夜都比古命の第宅の地と見ゆ、然て此に故事乎追比坐留大川櫃田乃邑乃倉[illegible]如小野仁伊樂庭作志米とは、四月中亥日に神幸成し奉るにも、始て御宅を建て斯奉りし故事に本づきて、其倉稲が小野に合奉り奉ると也、三柱乃神仁蒲生直乃遠祖於保加夜都比古命乎相副天四柱乃神乃御前仁云々と云へるは、右の倉稲が小野なる日宮に合せ奉りて神事を行ふ事は、其始めて出雲國より迎奉りて祭初めたりしは、其加夜都比古命に坐す故に其宮所に合坐奉れと云ふなり、此終に云ふ庭作御前の事をも合せ考ふ可し、共に同殿の神にて御在し坐す也、又淺間に大嶋社者天穂日命神世之古社也、欽明天皇御宇六年親請以倉稲魂於綿嶺、其後天武天皇白鳳甲申仰[illegible]作時

熒條谷一南、限依卅楽、西限然赤鳥井瑚分作両岸、北限大宅道通分秋篠河上、並寄所立也、故今復上件立、仍以今山作嗣、因以官明加顧因奉寄者、件朝廷十八箇奉寄、四時幣帛奉寄者也、十箇年以前行幣奉寄者、件会二神田一頃寄奉永寄、歳月、天慶八年乙巳六月二十日從四位下行大工權頭紀朝臣貫之謹記、神主正六位上出雲宿禰貞幸、工匠無位秦常有足と有り、由来く朝廷より宮居を作遷らせ給へるを以ても、大凡天下に天穂日命を崇奉れる神社は此に過ぎて高く貴きは御在し坐さゞるを式文の御撰に宿官注給ふの時とは云ひながら名神大社の列に加はらせ給はざるなむ惜はれしき事なりける、己く古語拾遺に云天平年中勘造神帳、中臣専擅權任意取捨有由者小祀皆列、無縁者大社猶廢、敷奏施行、當時獨歩諸社封税總入一門と有る如き事の爲にぞ有りぬ可き、偖大宮は天穂日命、西宮は天夷鳥命、稚宮は武三熊大人命、稚宮は天伊忍穂心命、健(?)、從四位下出雲宿禰貞衡主以上三神、日宮は加夜部比古命、必佐御前は延喜式の比賣佐神社にて社記に祭神三座天津彦根命山津照命日連何比咩命三神と有りて、右の六社を往時は江州六所明神と申せりと云へり、此にても其名高かりし御事は知らるゝなり、（右の必佐御前の本殿は一座別に小若宮と称し元は峯神山に有りしを、其後必佐高山に遷し奉れるに依りて今の峯神山を宮殿山とも云ひ、駒壽山を駒蔵の小若とも又御山とも云ふ、康永年中兵乱に焼失しければ牛子背山に移せるを、先度に依りて御形代を必佐郷十西師村に移し奉る、神主北西氏は秦原姓なりと云々と云へり、此事傳二十餘歳生稲寸の事に合せ注するを見るべし、偖其馬見岡神社は向大宮と称して日野村井町仁正寺境に在り、神社境内四町八畝十歩千九番、但六歩(?)五十二戸の氏後高五千九十石の田夜佐(?)、社之一と有り、西宮は在二西宮町一、除地九反歩、并大神社は上野田村領にて寺

谷村領の中に在り、除地廿四歩、靈峠神社は上野田村に在り除地一反三畝廿三歩、加夜奈比古神社は高市に在り除地廿四歩有りと云ひて甚しく衰え給へり、右の廿一年目に造替の事も今に闕怠せざる由なるは神徳の殊に著く御在し坐せる御靈なり、此御社の御事に斯までカを入れて記き奉る事は、此天穂日命はしも幸國の御時に限無く御功坐せる大神に御在し坐せるを、一社だに大社の列に入らせ御在し坐せる事無きが餘りに心苦しくて思はずも長說する事には成りたるぞかし）〇出雲臣は古事記には天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造无邪志國造上菟上國造下菟上國造伊自牟國造津島縣直遠江國造等之祖也と有り、此无邪志國造は下文第三一書に天穂日命是出雲臣武藏國造土師連等遠祖也と有る其內に彼記に出でたる限を註す可し、若て出雲臣を出雲國造と有るは、國造は職にして臣は姓なり、國造本紀に出雲國造瑞籬朝以二天穂日命十一世孫宇迦都久怒一定二賜國造一と見ゆ、此は崇神天皇六十年御紀に詔二群臣一日武日照命（一云武夷鳥又云天夷鳥）從レ天將來神寶藏二于出雲大神宮一是欲レ見焉、則遣二矢田部造遠祖武諸隅一（一書云一名大母隅也）而使レ獻、當二是時一出雲臣之遠祖出雲振根主二于神寶一是往二筑紫國一而不レ遇矣、其弟飯入根則被二皇命一以二神寶一付二弟甘美韓日狹與二子鸕濡渟一而貢上云々と有る、其頃國造には被レ任しなりけり、（右の國造本紀に就るに、此の鸕濡渟は天穂日命十一世孫なる上は其父飯入根も甘美韓日狹も十世孫なるに、姓氏錄に拠りて世數を合するに姓氏錄右京神別上なる出雲臣神門臣等の下に天穂日命十二世孫鸕濡渟命之後也と見え、河內國神別に出雲臣天穂日命十二世孫宇賀都久野命之後也と有りて一世違へるを、其父飯入根を攝津國神別に土師連天穂日命十二世孫飯入根命之後也と見え、其弟飯入根の弟甘美韓日狹は右京神別上出雲臣條に天穂日命十二世孫可美乾飯根命之後也と有り、父子叔姪にして世

黄泉の國じかある可き理無ければ何れにか其差ひ有る可き事なり、猶其なる土師連等にて定む可し）然れ其國造に任され奉れる事は右の瑞籬朝にこそ有りけれ、猶古より國造と云ひける状に古より彼國に往着きて有りける者也、其は天孫降臨章第二一書大己貴神の顯坐す件に當レ主ニ汝祭祀一者天穗日命是也と有るを以て見れは、天穗日命此國に留坐す如くなれども、出雲國造神賀詞に乃大穴持命乃申給久云々、八百丹杵築宮爾靜坐支、是爾親神魯伎神魯美命宣久、汝天穗比命波天皇命能手長大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉禮止仰賜志次乃隨爾供齋仕奉弖、朝日乃豐榮登爾神乃禮白臣能禮白止御禱乃神寶獻良久奉は、大己貴神の國造の時に奉り給へる禮奏に取副へて、天穗日命の復奏の禮賀を天神に奉り給へるを吉例として、天夷鳥命より以來其禮儀を爲て仕奉られしを云ふ由、予已に其講義に註せるが如くなれは、天穗日命は報命し給ひて、後に天に留住み給ひて此國に天降給へるは天夷鳥命に御在す事、右に引ける古事記に、出雲國造などの祖白を建比良鳥命に係け、又上なる崇神天皇御紀に、武日照命從天將來神寶云々と有るを以て、此國に降着きて出雲大神に仕奉られしは右に謂ける天夷鳥命なる證なり、（然るを記傳に此に天菩比命のみを擧げずして、此神をも舉けて其子孫を出たせるは此神功有りて御名高ければ也」とあれど父子二神の上にて其功の多きも御名の高きも天穗日命に在るなれは、然る事の由ならむには天穗日命をのみこそ擧ぐべかりけれ、其然ならねは別に子細有るが故なり）出雲臣と尊ふ事、崇神天皇六十年御紀に見えたれど、正しく姓に賜へるは若くは孝德天皇御世に國造を停められて國司を置き、其國造をして郡司領に補し度し時などや始めて賜へりけむか、又大寶二年御紀に九月乙丑朔乙酉從五位下出雲狛賜ニ臣姓一と有り、其等には非ざるか、其頃迄も猶國造を姓と爲すを、其賜姓として若

に臣姓を賜へるにや、神賀詞に出雲臣等遠祖天穂比命、國體見遣時、云々と有るは、其奏せる時の姓なるにや、新姓氏錄（左京神別上天孫）に出雲臣天穂日命五世孫久志和都命之後也、又（右京神別上天孫）出雲臣天穂日命十二世孫鵜濡渟命之後也、又（山城國神別天孫）出雲臣天穂日命子天日名鳥命之後也、又出雲臣天穂日命之後也、又（河内國神別天孫）出雲臣天穂日命十二世孫宇賀都久野命之後也と有りて何れも臣姓のみなりしなり、又（左京神別上天孫）出雲宿禰天穂日命子天夷鳥命之後也と唯一宿禰姓有るは其より後の事にて、桓武天皇御紀に延暦十年九月丁丑近衞將監出雲臣祖人言、臣等本系出自天穂日命、其天穂日命十四世孫曰野見宿禰、野見宿禰之後土師氏人等或爲宿禰或賜朝臣、臣等同爲一祖之後、獨漏均養之仁、伏望與彼宿禰之後同預改姓之例、於是賜姓宿禰と有る此一族なる可し、其後朝臣の姓を賜へりしにや續後紀承和五年正月六年正月の下に出雲朝臣と云ふ人名所見たり、右等は古國より上りて仕奉れる庶流の姓なるが、嫡本の出雲國造は臣姓なりしにや、右に引ける如く神賀詞に出雲臣と有るなり然るに今出雲國造の姓出雲宿禰なるは何れの御世に賜へりし姓なりけむ、（天武天皇十三年御紀八色の姓を定たる中に一曰眞人二曰朝臣三曰宿禰四曰忌寸五曰道師六曰臣七曰連八曰稻置と有れば、臣よりは宿禰に昇るるは大なる榮なるを、況て朝臣に迄奉れりしは京官にて朝廷に親しく仕奉ればなり、然ば其本と有る出雲國造の後まで臣姓なりしは甚不足ぬ事にて有りしなり）○土師連垂仁天皇三十二年御紀に秋七月甲戌朔己卯皇后日葉酢媛命薨、臨葬云々於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓埋立生人是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而奏之、則遣使者喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後以是土物

更ニ易生人ニ樹ニ於陵墓ニ、以為ニ後葉之法則ニ、天皇於ニ是大喜之、詔ニ野見宿禰ニ曰、汝之便議寔洽ニ朕心ニ、則其土物始立ニ于日葉酢媛命之墓ニ、仍号ニ是土物ニ、謂ニ埴輪ニ、亦名ニ立物ニ也云々、天皇厚賞ニ野見宿禰之功ニ、亦賜ニ鍛地ニ、即任ニ土部職ニ、因改ニ本姓ニ謂ニ土部臣ニ、是土部連等主ニ天皇之喪葬ニ之縁也、所レ謂野見宿禰是土部連等之始祖也と有る、此時に始めて起れりし氏なりけり。其鍛地は其本貫と成りぬる菅原伏見にて其天皇の御陵の地是なり、下に云ふを見るべし、其主ニ天皇之喪葬ニは推古天皇十一年御紀に來目皇子の薨られし所に乃遣ニ土師連猪手ニ令レ掌ニ喪事ニと見え、皇極天皇二年御紀に九月丁丑朔丁亥吉備島皇祖母命薨、癸巳詔ニ土師娑婆連猪手ニ視ニ皇祖母喪ニなど有る類是なり、猶下に引ける光仁天皇御紀に合せ考ふべし、職員令諸陵司に土師十人掌ニ贊ニ相凶禮ニと有りて、義解に即土師宿禰年位高造物爲ニ大連ニ、其次爲ニ小連ニ、並掌衣刀劍世執ニ凶儀ニと所見たり、續紀に土師宿禰千村土師宿禰御目土師宿禰牛勝など云ひける人等諸陵頭に拜されし事見り、然るを延暦十六年四月廿三日、太政官符に應レ停ニ土師宿禰等預ニ凶儀ニ事、右望永從ニ停止ニ儀有ニ吉凶ニ因ニ於諸氏ニ、其喪宮御贖等事人及年終奉ニ幣諸陵ニ、使者皆差ニ諸司及左右京人并色人等ニ充レ之、伏望ニ天裁ニ、謹以申聞者被ニ右大臣宣ニ、承知年終幣使者依ニ治部省移ニ差ニ藤子孫蔭位子孫等ニ充レ之、自レ今以後爲ニ永例ニと所見たり。（右の土部を波邇斯佐と有れども或なる書に雄略天皇御紀に贄土師部と有るに依りて波邇斯佐と訓むべし、今出雲國出雲郡土師村有りと云へれは其より出來れるなり、又土部臣土部連等の土部は波邇斯佐と訓むべからず波邇斯と訓むなる可し）倩天武天皇十三年御紀に十二月戊寅朔己卯土師連賜ニ姓曰ニ宿禰ニと有れば、御紀を撰ばれし當時は已に宿禰姓にて有りつるを、猶本の任に土師連とは書されたりつる者なる可し、姓氏錄ニ右京神別下天穗日命十二世

孫可美乾飯根命之後也・又(山城國神別天孫)土師宿禰天穂日命十四世孫野見宿禰之後也、又(大和國神別、天孫)土師宿禰天穂日命十二世孫可美乾飯根命之後也・又(攝津國神別天孫)土師連天穂日命十二世孫飯入根命之後也、又(和泉國神別天孫)土師宿禰天穂日命十四世孫野見宿禰之後也、又土師連(同上)と有り、倭野見宿禰は右に引ける續紀にも天穂日命十四世孫と有るが、其父は甘美韓日狭にて飯入根は其祖父に當る可ければ、右の攝津國土師連の下なる十二世孫にて合へれば、乾飯根命の世次十二世孫にては合はず、其土師連に並びて凡河内忌寸同神十三世孫可美乾飯根命之後也と有る是にて甚分明しき心ちす、又此に就て思ふに上に引ける崇神天皇御紀に其弟飯入根被皇命以神寶付弟甘美韓日狭與子鸕濡渟而貢上と有るは、若くは付子鸕濡渟與弟甘美韓日狭にては非じか、然らずば其野見宿禰を飯入根命韓日狭命と兄弟二人より出づると云ふ事に有るまじき事なれば、姓氏録を正して父飯入根命子甘美韓日狭命孫野見宿禰と見る事なり、(其は崇神天皇六十年御紀の右の内の文に出雲臣遠祖出雲振根主神寶、是往筑紫國而不遇矣、其弟飯入根則被皇命以神寶付弟甘美韓日狭與子鸕濡渟而貢上云・兄聞弟飯入根而後レ之云々、於レ是甘美韓日狭鸕濡渟參向朝廷而曲奏其狀、則遣吉備津彦與武渟河別以誅出雲振根・故出雲臣等畏是事不レ祭大神と有れば、其より兩人共に亂を避けて爰に止まれりしなる可し、又に引く崇神天皇御紀なる倭大國魂神の事にて必由有るべき事共有るが考ふるに、甘美韓日狭命に共に野見宿禰を國に出て此處に留住れしにこそ、抑又雄略天皇十七年御紀に春三月丁丑朔戊寅詔土師連等使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾笥仍進攝津國來狭々村山背國内村俯見村伊勢國藤形村及丹波但馬因幡私民部、名曰贄土師部と有るは、此時まで上に聞ける埴輪を作れりしを今供御を進る清器を作て今に進むるに依りて、以て更に其部を

分けて贄土師部は披置たる者なり、來狹々村は神名式に攝津國豐島郡久佐々神社有り、通證に今在宿野村一村民今箭遺三土盤一と云へり、元明天皇御紀に和銅六年九月己卯攝津職言河邊郡玖左佐村山川遼隔道路險難云々今豐島郡是也と見ゆ、内村は式に山城國宇治郡天穂日命神社有りて由有りげなれども、其宇治に菟道と書るゝ事なれば通證に倭名抄讃岐郡宇智式内神社在二内里村一と云へる如くなる可し、菅原村は同書に屬二紀伊郡一深草與二伏見一相隣、今深草土器師卽其遺也と云ひ、其地に出來る土偶人を今伏見人形と云ふも上古の立物の遺なる可きが、土師の本居は大和なれば菅原伏見の名を移せるなる可し、藤形村は倭姫命世記に安濃藤方片樋宮有り、神名式に安濃郡加良比乃神社今藤方村に在と云へり、右に引ける土師宿禰の出自を可美乾飯根命と有るに合ひ、又安閑天皇御紀に伊勢國來狹々登伊贄土師部と有るにも叶へり、通證に今屬二一志郡一土人言開闢由古曰器大田野一と云へるを合せ考ふ可き事なり、丹波は神名式に天田郡在佐神社見え、和名抄郷名に同郡土師郷も有り、雜姓錄(未定雜姓山城國)に在我天穂日命之後者と有るも由有り、但馬は同抄郷名に出石郡資野（波間乃）式に阿牟加神社有り、下にに云ふべし、因幡には八上郡土師、大江の兩郷有り、式に同郡大江神社三座有り、此事大なる大枝朝臣の下に云ふべし、又高草郡大野見宿禰命神社御在し坐すとなり、惜贄土師部は國々に在る民部（カキベ）の事にして其を京にて土師連の掌れりしなり、姓氏錄（大和國神別天孫）に贄土師連天穂日命十六世孫意富曾婆連之後也と有るに野見宿禰命の孫なり（右の土師連富曾と云ふに其意富曾婆連と云ふ人の子などにや、彼の記録を作られし垂仁天皇三十二年癸亥より、此雄略天皇十七年癸丑まで凡四百七十一年なれば、上世の人は壽永しと雖も其間に三四代は必立ちぬ可き事なり、又思ふに下の巻に引ける周防國佐波郡玉祖神社

傳に仲哀天皇因幡の御時北浦に御船を寄せられ、高田の土を以て土器を作らしめ神前に備へて寶の香圖を下し給ふと云
ふ事見え、又推古天皇十一年御紀に來目皇子薨給ひければ殯于周芳娑婆、乃遣土師連猪手令掌殯事、故猪手
連之孫曰娑婆連、其是之緣也と云ふ事有り、此に就て思ふに、當婆連は娑婆連の轉れるにて、右の猪手連の父など
にも有りて其娑婆連に對へて大娑婆連と云へるにや、若此考當れる時は十六世孫は廿六世孫なるを誤れるにこそ）此
土師連に由有る神社又地名は神名式に、山城國愛宕郡賀茂波爾神社有るは、今上賀茂村に土師尾社有る是なり、右に
引ける山城國神別土師宿禰に由有り、和名抄郷名に河内國志紀郡土師、丹比郡土師今道明寺村は古土師里と云ひて菅家
の御領なりつるに、今天神社有るは決く文徳天皇實錄に天安二年三月壬戌詔奉在河内國天夷鳥命神授從五位下、
と有るは是なる可し、又郷名和泉國大鳥郡土師（波爾之）右に引ける和泉國土師宿禰土師連有り、又中古に陶と云ふ
地を陶器莊と云ふも由有りけなる事なり、又攝津國島上郡濃味鄕有り、式に野身神社見えたり、右に引ける攝津國土
師連又久佐々神社思合す可し、（又右に引ける推古天皇御紀の土師連猪手を皇極天皇二年御紀に土師娑婆連猪手と有り
て、其は周防國佐波郡の事とあるが、其子孫彼國に住みて東鑑文治三年二月の下に權介大江朝臣在廳官人十三人の内に
散位土師宿禰安利同安弘同助道同國方同弘正など云ふ人名見え、又菅家左遷の時にも土師氏隨從有りし由
に見えすなど其土師連に由緖有るが爲なり、其家の妄しき事今此に云はむも煩はしければ、其事は其の條に云ふべきな
り）○土師氏より支別れて菅原氏有り、光仁天皇御紀に天應元年六月壬子遠江介從五位下土師宿禰古人、散位外從五
位下土師宿禰道長等一十五人言、土師之先出自天穗日命、其十四世孫名曰野見宿禰、昔者纒向珠城宮御宇垂仁天皇

世、古風尚存、葬禮無レ節、毎レ有二凶事一例多二殉埋一、于レ時皇后薨、梓宮在レ庭、帝顧二問群臣一曰、後宮葬禮爲二之奈何一、群臣對曰、一遵二倭彥王子故事一、時臣等遠祖野見宿禰進曰、如二臣愚意一、殉埋之禮殊乖二仁政一、非二益レ國利レ人之道一、仍率二土部三百餘人一、自領取レ埴造二諸物象一進レ之、帝覽甚悅、以代二殉人一、號曰二埴輪一、所レ謂立物是也、此卽往帝之仁德、先臣之遺愛、垂二祚後昆一生民賴矣、式觀二祖業一、吉凶相半、若其諱辰掌レ凶、祭日預レ吉、如レ此供奉允合二通途一、今則不レ然、專預二凶儀一、尋二念祖業一、意不レ在レ茲、望請因二居地名一改二土師一以爲二菅原姓一、勅依レ請許レ之と有りて菅原氏の起元なり、上に引ける垂仁天皇御紀に土部連等主二天皇喪葬一之緣也と見え、雄略天皇御紀に使三進二應レ盛二朝夕御膳一清器上者と有れば、實に吉凶相半、若其諱辰掌レ凶、祭日預レ吉、如レ此供奉と云ふ事の虚しからざる曉る可し、土師は副ゆる者にして賤職なれども、居地に因りて菅原姓を賜はらむ事を請奉れるは、其凶を掌る事を止めて清淨しき意味を下に含めて奏せりし者なり、桓武天皇御紀に延曆四年十二月甲申、故遠江介從五位下菅原宿禰古人男四人給二衣粮一令レ就二學業一、以二其父侍讀之勞一也と有り、當時已く儒流の家なりしと見ゆ、延曆九年十二月壬辰、詔二外從五位下菅原宿禰道長云々等一、並賜二姓朝臣一と有り、姓氏錄（右京神別下天孫）に菅原朝臣土師宿禰同祖乾飯根命七世孫大保度連之後也と見え、神名式に大和國添下郡菅原神社有りて野見宿禰以來本貫の地是なり、此社を大和志に今在二菅原村一、稱二菅原天神一と云へり、垂仁天皇九十九年御紀に天皇崩二於纒向宮一云々、葬二於菅原伏見陵一と有るを、古事記には御陵在二菅原之御立野中一也と所見たるが如く、古より菅原と云ひし地なりけり、（古今集に、「いざ此所に吾世は經なむ菅原や、伏見の里の荒まくも惜し」と詠めるも此地なり、猶右に引ける雄略天皇御紀に贄土師の住居りし傳見村は

山城のなるが、其民部の大和の伏見より移り住ひける故に、其名の移れるにて有りぬ可く所思はるゝ事也、上に云へるを合せて見る可し）〇秋篠も土師の同族なり、桓武天皇御紀に延暦元年五月癸卯、少内記正八位上土師宿禰安人等言、臣等遠祖野見宿禰造‐作物象‐以代‐殉人‐、垂‐裕後昆‐、生民頼之、而後其子孫動預‐凶儀‐、尋念祖業‐、意不‐在㆑茲、是以土師宿禰古人等、前年因‐居地名‐、改‐姓菅原‐、當時安人任在‐遠國‐、不‐及‐預例‐、望請、土師之字改爲‐秋篠‐、詔許之、於‐是安人兄弟男女六人賜‐姓秋篠‐と有るは、上なる天應元年の條に續ひて請奉れりし言なり、此の右に准らへて居地の名に因りて秋篠と云ふも請聞さむに係けて請ひ奉れるならむ事右の菅原に於けるが如し、又同四年八月癸亥、右京人土師宿禰淡海其姉諸主等改‐本姓‐賜‐秋篠宿禰‐と見え、又九年十二月辛酉、外從五位下菅原宿禰道長秋篠宿禰安人等並賜‐姓朝臣‐と有り、姓氏錄（右京皇別下大孫）に秋篠朝臣土師宿禰同祖乾飯根命七世孫大保度連之後也と有りて、菅原朝臣大枝朝臣など並出でたり、此は謂ゆる秋篠里にして菅原と相並べる地なり、（新古今集に秋篠や外山の里は時雨るらむ生駒が嶽に雲ぞ隱れる」と詠み、又歌に多く秋篠里と詠めるは此所なり）〇大枝は後に大江と改む、土師の同族なり、桓武天皇御紀に延暦九年十二月壬辰詔曰云々、宜朕外祖父高野朝臣外祖母土師宿禰並追‐贈正一位‐、其改‐土師氏‐爲‐大枝朝臣‐、夫先秩‐九族‐、事彰‐常典‐、自‐近及‐遠、義存‐曩籍‐、亦宜‐菅原眞仲土師菅麻呂等同爲‐大枝朝臣‐矣と有るは此より以前に同八年十二月乙未皇太后崩、壬子葬‐於大枝山陵‐、皇太后姓和氏、諱新笠、贈正一位乙繼之女也、母正一位大枝朝臣眞妹と有るが如く、皇太后を大枝山陵に葬り奉れるに因て、其外祖父土師宿禰を追賞ひて大枝朝臣の姓を賜へるを以て、其一族の姓と爲されし者なり、同九年十二月辛酉正六位

上三位中臣朝臣清麿、賜姓大中臣朝臣、其先出自天兒屋命、中臣清麿宜賜其姓也、故是以賜大中臣朝臣、自餘中臣並從本姓、敍大中臣朝臣一」と有て、右の中臣とは右に皇太后宮大夫正一位大中臣朝臣清麿の事を云ふなり、舊氏錄（右京神別下天孫）に大伴朝臣大中臣朝臣同祖乾飯根命七世孫大保度連之後也と有り、右の由緒の有る大社は、和名抄乙訓郡に山城國乙訓郡大江（於保江）と有る此地なり、故後に大伴を大江とは改められたり、諸神名式に葛野郡平野祭神四座（並名神大、月次新嘗）と有る御社にして、故有りて桓武天皇の外祖母の姓氏なる可き由已に祝詞考にも述ぶる所如し、四時祭式官職番に物具を氏云々和氏大江氏等云々と有るも此皇太后の御父母の氏をなり、本朝官職にも凡平野祭者桓武天皇之後王（改姓爲臣者亦同）及大江和等氏人並預見参」と所見たる是なり、其第五座神と申すは天本なる所二十一社神祇志記に四座の神一座天穂日命と見え、延式にも四座（天照大神子穂日命中原諸原菅原秋篠以上四姓氏神）と有れば大江氏にも氏神と申すは此社なりけり、又上にも云へる如く和名抄葛野名に因幡國八上郡土師大江と有るを、神名式に同郡大江神社三座と所見たるも故有る事になむ、（因幡國高草郡に天穂日命神社又日名鳥命神社同太日國神御館の神社大野見宿禰命神社有るなど必由有る事なる可し）、偖其大江神社を因幡志と云ふ物に中大己貴命、右天穂日命、左三穂津姫命、大江郷對原村對原大明神也と所見たるなり）の天津彦根命古事記には天津日子根命と作り、偖彥に明を云ひ根は尊稱と見れば記傳に名義異なる事無し」と云はれたるが如くなれども、其にては明子と申すのみの事なれば何と聞くとも同じ事なり、彼天八神布斗有事」名同也と云ふ古語の趣にも合はず、故其を以て考ふるに、其御子大國比主根命に對へる同名にぞ御在し坐しける故、此彥根と其一根と並びて言は眞の義なれば、

天孫降臨章第二一書に天目一箇神と有るも實に正字とは云ふべからざるなり、（然れば此の麻根は筑紫國麻根郡の麻根の如く語の下に添へて申す稱辭には非ずして、麻根と云ふが御神名なる者なり）但一根は古事記に生女島一亦名謂天一根一と有るに、其に因たる通路名門の形容にて、固ふの女陰の名にては有れども、敏達天皇十二年御紀に以汝之根入我根内一と云ふ語も有りて根に男女に亘る名なれば男神ならむからに一根とは云ふまじきに非ず其は傳四に云へり、若て其記（古事記傳）に来鍛人天津麻羅而科伊斯許理度賣命令作鏡と見えたるに、古語拾遺には令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸一と有るを合せ見れば、天津麻羅命と申す亦名有り、男莖を麻羅と云へる由なり、綏靖天皇御紀に倭鍛部天津眞浦と云ふ人名も所見たれば麻羅と號くるは鍛冶に限りたる事の如くなり、故思ふに金屬を鍛ふ業はしも男女の交合するが如く其等の處けて事成る者にし有りければ、其男莖などに有る由などの有りて然は御名に負ひ給へる者なり、然れば此天津麻羅命も其鍛冶の事に與給へる由物には所見ざれども、然る御子を持たせ給ふと云ふも實には第二一書に在る如く其物根は親より成生せりし神に御在し坐しければ、然る御功の生すに依りて麻根とは御名に負生せるなり、（凡て男を比古と云ひ女を比賣と云ふは、其男女の根に因りて號けたる物なる事、已に傳三卷に詳るが如し、如此く男莖を以て御名に負ひ給へるは如何なる事の如くなれども、然申奉りて鍛冶の由事てる義なり、怪しむ可きにはあらず）但出雲風土記に意宇郡屋代郷郷家正東卅九里一百二十歩、天乃夫比命御伴天降來伴部等之遠神天津日子命詔、吾静將坐社詔、故云社（神龜三年改字屋代）と有るは、雄良語（比之宣麻根神與同）天太麻根天津彦命後者と見えて何も有れば根を省きて天津日子命とも申奉るなりけり、此神の天降坐せる事此より外は物にも所見ざれ

ども、御兒天穗日命と伴ひて共に御力を合せ御作し坐して御功を立て給ひし事有にて知らる、伊支等之遠祖と云ふは壹岐島に其御裔の有るを云ふなり神名式に壹岐郡由良神社有り、壹岐島を伊岐島と云ふ事書紀にも見えたり。其本國に云へるを見て知るべき也、若て彼島に其所縁を求むるに石田郡見上神社見り、和名抄郷名に近江國野洲郡三上（美加美）と有りて是に御上神社（名神大、月次新嘗）見えたる、其を古事記（伊邪河宮段）に近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神と有るに、姓氏錄に天津彥根命子明立天御影命と有るを以て見れば、右の見上神社も同神にして天津彥根命の御子なれば、其御裔の人共の彼國に住むに就て祀祭れりし者なり。但伊支には直とも臣とも云ふ如き姓なきも非ざれば、唯壹岐島に住居る都と云ふのみにて主々しき族ならざりけむ事云ふも更なり、（此に其伊支の事は用無きに似たりと雖も、此等の說有りて明らかなるに就ては、天津彥根命の此國に降坐し、事の實定たる事なるが爲なり、神典を說く者其心無くては有るべからず）記傳七（五十六丁）に神名式伊勢國桑名郡多度神社（名神大）は此神なりとぞ、姓氏錄（右京神別下天孫）に桑名首天津彥根命男天久之比命之後也と有り（取意）と云はれたり、其は同式に同郡桑名神社二座と有る是なるべし、又和名抄郷名に同郡桑名（久波奈）額田（沼加多）と有るを、式に同郡額田神社有るも由有る事なり、古事記に天津日子根命者額田部湯坐連之祖也と見えたるを、右に引ける姓氏錄に依るに明立天御影命に坐すなるべし、猶此國にては朝明郡に、額田郷有り、神名式に同郡伊賀留我神社姓氏錄（左京神別下天孫）に額田部、天津彥根命孫意富伊我都命之後也と有るに合へり、河曲郡高市神社同錄（右京神別下天孫）に高市連天津彥根命三世孫彥伊賀都命之後也と有るに合へり、鈴鹿郡天一鍬（アメノマヒトツクハダノ）田神社、古語拾遺に天目一箇命筑紫伊勢兩國忌部祖

也と有るに叶へり、此くも多度神社には天津彦根命御座し坐して、其陪神に其御子孫の神等の御坐す事著に見ゆる事
共なり、又近江國にも由有る神等の御座し坐す事少からず、（其は神名式に野洲郡御上神社名神大、相當書は天之
御影神に坐す事有に云へるが如く、蒲生郡菅田神社は姓氏録に、菅田首天久斯麻比止都命之後也と有り、又蒲生郡有
るも古事記に、天津日子根命者蒲生稻寸等之祖也と有りて、上馬見岡神社の傳に云へる如く蒲生郡の[illegible]保加夜部
比古命と云ふ有りて、神武天皇御世に天穗日命の世られて倉賀か小野に賜り給ひ、又神名式に同郡比都佐神社有る、
其祭神天津彦根命山津照命目巣何比咩命なる由馬見岡神社記に見えたり、又犬上郡有り、姓氏録に犬上朝臣天津彦根
命之後と有るなど由一ゐ隔てゝ伊勢國なる故に由有る事多在り。）此多度神社の御事の所見たるは、桓武天皇御紀に
延暦元年冬十月庚戌朔、叙伊勢國桑名郡多度神從五位下、仁明天皇御紀に天長十年四月庚辰奉授伊勢國從五位下
多度大神正五位下、承和六年十二月己酉朔丁巳奉授伊勢國正五位下多度大神正五位上、同十一年六月癸丑、奉
授伊勢國正五位上多度神從四位下、文徳天皇實録に齊衡三年九月乙亥朔甲申詔以伊勢國多度大神列於官社と有
り、然るに同十月乙巳朔癸丑以伊勢國多度神列於官社と有るに同じ事の重複れるなり、清和天皇實録に貞觀元年
正月廿七日甲申奉授伊勢國從三位多度神正三位と有れば、齊衡より此年迄の間に從三位に叙し給ひし漏されたりし
者なり、同二月十七日癸卯奉授伊勢國正三位多度神從二位、同十九日乙巳遣正五位下守右中將[illegible]
官人向伊勢國多度神社、奉神位記幣財寳、同五年六月廿六日丁巳奉授伊勢國從二位多度神[illegible]階
加正二位と有り、又光孝天皇實録に仁和三年四月六日己酉遣使者奉幣伊勢國多度國神社と有り、[illegible]此時

時天神宮とも申奉る計に吾より乞え給へる御社なれば、其天津彦根命を齋奉れる御社は必ず多度神社ぞ本なりける、（三代實錄書に引ける延暦廿年多度神宮寺伽藍縁起并資財帳に、以去天平寶字七年歳次癸卯、十二月庚戌朔廿日丙辰、神社以東有井於道場、滿願禪師居住敬造阿彌陀丈六、于時在人託神云我多度神也云々、於是滿願禪師神坐山南邊伐掃造立小堂及神御像、號稱多度大菩薩云々、此文云る多度大神一切神宮寺云々と有りて此寺を神宮寺と書りと云へり、當時僧侶有りて然る偽事を企てたるを以ても並々の御社ならざりし事は知らるゝ、社傳は更なり今現に人の見たり聞たり知る事なるが、伊勢國の北方に洪水又は暴風の災有る時は此神の白龍現れ御在し坐して防がせ給へり、其神幸の時は山河鳴動など神鳴り電光して甚可畏き神威絶えずとなむ、神社啓蒙に此社の事を在多度村、此社傍小社俗稱ニ一目連社、多度大神之子天目比止都根命と有るは然る事なり、此社多度山の南端に在りて其北は美濃國なり、續紀養老元年九月の下に幸美濃國當耆郡多度山美泉と有るを以て南側に在れる山なる事を曉る可し、（萬葉六卷美濃國多藝行宮大伴宿禰東人作歌一首と有りて、田跡河之、瀧乎清美香、從古、宮仕兼、多藝乃野之上尓と有り、多度山に添ひて美濃國より流るゝを田跡川と云へりと聞ゆるなり）（凡川內直の凡川內は安閑天皇御紀に大倭國と云ひて下に大河內と並出せる如く、倭にも河內にも共に大字を冠て唱たりつる者なり、記傳七（七十三丁）に凡河內は即河內國なり、和名抄に河內（郡不知）と有り、安閑天皇元年御紀に、大河內直味張（更名黒梭）推古天皇十六年御紀に大河內直糠手など有りて凡に大の意なり、名義は倭京にて山代大河（所謂淀河）の此方に在る國なれば其內と云ふ意なり、本は大河內と云ひしを、諸國の名必二字に定められしより大をは除きて唱つらむ、凡（オフシ）としも書ける事は意富とは云は

で意布志と云ひへる故なる可し、凡の假字に和名抄郷名に丹後國加佐郡凡海を於布之安萬と有るに據るべし、又續紀四十に讃岐國寒川郡人正六位上凡直千繼等言、千繼等先星直云々、繼國造之業、管所部之堺、於是因官命氏賜紗拔大押直之姓、而庚午年之籍改大押字、仍注凡直云々と有れば、此に因て意富志と訓むも惡からじ（以上補意）と有るが如し、（又遠江國造傳に抑國郡郷名の字の事は、和銅六年詔に畿内七道諸國郡郷名著好字と見え、出雲風土記などに神龜三年に郡郷名の文字を多く改められし事見え、民部省式に凡諸國部内郡里等名並用二字必取嘉名と見ゆ」と云はれたる、此意を含みて意を成されたるなり）直は古事記には凡河内國造と有り、國造は職にて直は姓なる事、上に註せる出雲臣の例の如し、國造本紀に神武天皇功臣に、封し給ふ中に、以彥己曾根命為凡河内國造即凡河内忌寸祖と有りて、次に凡河内國造橿原朝御世以彥己曾保理命為凡河内國造と見えたり、彥己曾根命彥己曾保理命同じ人にして天津彥根命の孫にもや當る可からむ、又天神本紀に天御陰命凡河内直等祖と有るは、姓氏錄額田部湯坐連條に、天津彥根命子明立天御影命と有る同神なり、然るに額田部條に同命孫意富伊我都命と有れども、其命は額田部河田連條に同神三世孫と有り、高市連條に同命三世孫彥伊賀都命と有れば同じ人にて、三世孫とは子と孫とを除きて其次なるを云へれば、彥己曾保理命は天津彥根命の孫に當る可きにや、其彥伊賀都命と云ふは[illegible]の由にて[illegible]の意なる可し、下の菅田首條に云へる和名抄郷名に、越中國婦負郡菅田郷と有るに、神名式に[illegible]石勝神社有るは其同神と通ゆるを、國郡に布留[illegible]有り、共に[illegible]に依れる地名なるべく、同式に[illegible]神社有る[illegible]度塡に由有り、又立山と云ふ山名も由なる可き事は、同式[illegible]神社有るに[illegible]

有の立立の峰を御峰と云ひ、其處に氣比宮とて有るも思合さるゝを、夫木集に、山の端る國の峰に鎮し置て神佐賀にける氣比の古宮」と有るなども由有る事なり、又神武天皇二年御紀に有見國造遠祖入旗日部首祖と有るに、武に同郡中に有大旗命神社見えたる淡行は叉の事なる可きをも思ふ可くこそ、又右等の額田部と云ふ其額田も河內國河內郡に在る地名たるに思合す可き者なり、（猶其事は下章第三一書に天津彦根命云々、額田部連等之祖也と有る下に云はむを考合す可し、倍其彦巳曾保理命と申すは彦小添命と云ふ事にや、天孫降臨章第六一書に日向襲之高千穗添山と見えたる下に添山此云二曾褒里能耶麻一と注したるを以て考ふるに、神武天皇に仕へ奉りて日向國に住まれし本生の地名に因りて號けたる者なる可し、若て和名抄郡名に大和國添上曾不乃加美、添下曾不乃之毛と二郡に分れたれども古に六御縣たりし時は未だ分れざりし以前なる故に、祈年祭詞には曾布と云ひ、姓氏錄には添縣主と云ふも見え、神名式には添下郡添御縣坐神社など申すも有り、故思ふに神武天皇の橿原に都し給ひける給は此命其地に住居られし故に本居の地名を移して曾保理と云ひけむを、後に曾布と短く呼ぶ事には成れるならざるか、神名式に同郡菅田神社見え、姓氏錄に菅田首天久斯麻比止都命之後也と有るをも考合す可し）凡川內直は右に引ける御紀に大河內直と二所に出でたり、又記傳に天武天皇御紀に十二年九月乙酉朔丁未凡川內直賜二姓曰一連、十四年六月乙亥朔甲午凡川內連賜レ姓曰二忌寸一と有り、又此氏人の中に清內宿禰と云ふ姓を賜ひし事仁明天皇天長十年御紀に見ゆ、清內とは河內の縁なる可し」と云はれたり、姓氏錄（河內國神別天孫）に凡河內忌寸天津彦根命之後也と有る、神名式に同國河內郡有凡額田命神社一座と有るは右額田命と天目一箇命を祀れるにや、然して其天之御影命と同神なれば祖にて由有り、

此時は猶直にて未だ連なぞ同じ例なるなり、又同錄（攝津國神別天孫）に凡河内忌寸額田部湯坐連同祖と有るは舊事紀に天津彦根命十四世孫立天御影命之後也と有るを云ふ也、又文武天皇紀に慶雲三年冬十月壬午攝津國造從七位上凡河内忌寸石麿進位一階と有り、然るを後に攝津を省きて唯國造と云ふ氏と成れるは攝津國司を廢して攝津職を置かれたるよりの事なる可し、同錄右京の凡河内忌寸に次て國造天津彦根命男天戸間見命之後也と見え、又同式に凡直姓を取て郡下國造氏は七歲以上者一充ツ之と有る是なり、神名式に攝津國菟原郡河内國魂神社（鍬靫）と有るは此氏の神なる可し、和名抄郡名に同郡覺美（かゞみ）と有るは古事記（石屋戸段）に求ぎ鍛人天津麻羅一而令ミ伊斯許理度賣命ニ令ミ作ノ鏡と有るに據有り、又武枕に御影森と云ふも同郡に在りて其天御影命の御名に由有り、又同抄郡名に八部（也多倍）と有るは其所に降れるが、其も彼八咫鏡の御事に就たる地名と聞えなど、少からず偶然（イタヅラ）ならざるなむ奇しき事なりける、（猶又同錄同じ攝津國に、凡河内忌寸天穂日命十三世孫可美乾飯根命之後也とも有るは、記傳に這は御兄弟の間、事の混ひつるなる可し」と云はれたる信に然る事なり、又凡を省きて河内忌寸と云へるも有りけるにや、大同類聚方に三野美濃國本巣紀人之家方と有るに並びて、宇佐美濃國紀人之家方と見えたるに、一本には河内忌寸人足と見えたる是なり、然れども此人名、續紀養老五年正月御紀に正六位上河内忌寸人足と出でたる外には、見當らざる事なれば信任せたる稱には非ざるなり、但下の額田部湯坐連の下に引ける神護景雲二年御紀に、伊賀國造濃部人額田部蘇提等と云ふ人名有るに、神名式に同郡染羽天石勝命神社有るは天津彦根命三世孫意伎都久斯命と思はれば、元來其[illegible]の名を移して其濃郡と成れる者と見えたり、（山代直はたゞ國造の事なる處にて次に云ふべし、並は

大和國の東有美地青山四周と見え、又中洲之地と宣ひ、又大己貴大神目之曰玉牆内國と云ふ古語をも稱へられたれば、其内面に在るを以て記傳に、書紀に山背と書ける字の如くなる可しと云はれたるが如くなり、崇神天皇十年御紀に武埴安彦與妻吾田媛謀反逆、興師忽至、各分道而夫從山背婦從大坂共入と有る、大坂は大和國葛下郡にて河内國古市郡との境なるに山背と竝べ出だせるは、次に向山背擊埴安彦云々則率精兵進登那羅山而軍之と有れば、其山を境として内を大倭と云ひ外を山背と古く云ひ來れるなり、山城風土記に賀茂大神の遷幸の事を宿坐大倭葛木山之峯、自彼漸遷至山代國岡田之賀茂、隨山代河下、坐葛野河與賀茂河所會云々、自賀茂川上坐定坐久我國之北山基と有るを以ても、上古書紀に上古に山代國と云ひしに、今の相樂綴喜久世等の三郡の地なりと云へるに然る事にて、今の宇治川以北は有に依れば久我國などゝ云ひけるにや、（垂仁天皇十五年御紀に唯竹野媛者因形姿醜返於本土、則羞其見返、到葛野自墮輿而死之、故號其地謂墮國、今謂弟國訛也と有るは今の乙訓郡の故事なるなり）故古事記に山代之大筒木眞若王、又山代之大國之淵之女苅羽田刀辨など云ふ人名は和名抄郡名に綴喜と見え、郷名に宇治郡大國相樂郡相樂（加無波多）など有り、又山代之幣羅坂は轉りて郷名に久世郡那羅と有る是なるが、今綴喜郡に屬て奈良村と云ふと云へり、又山代之和訶羅河に當れる泉川なるが古より大名を山代河と云へり、又山代國之相樂は同郷名に相樂（佐加良加）と有り、又此にも欽明天皇三十一年御紀に山背高麗館見ゆ、同郷名に相樂郡大角又下角（之毛都古末）など人名にも地名にも、上に山代と冠らす事は宇治河より以南に限れる事と見えて、右に引ける垂仁天皇十五年御紀に到葛野自墮輿而死之と有るは葛野郡なり、應神天皇六年御紀に天皇

者近江國ニ至ル道近所也と有るは宇治郡なり、然りと雖ども河北は今しも上古には山背と云へる地方にて有
し故なり、猶其事を撿するに古事記なるは神功皇后御紀に武内宿禰ニ遣ニ精兵ニ從ニ山背ニ出之、至ニ菟道ニ以屯ニ河北ニと有る、
此時菟道は今の如く山背ならむには山背菟道と云ふべきを、然らぬは右の如き子細有が故なり、猶仁徳天皇三十年
紀に皇后不レ泊ニ于大津ニ更引之泝レ江自ニ山背ニ廻而向レ倭、明日天皇遣ニ舍人鳥山ニ令レ還ニ皇后ニ、乃歌之曰、夜莽之呂
珥、伊辭鷄苫利夜莽云々、皇后不レ還、猶行之至ニ山背河ニ而歌曰、毛誉泥赴、揶莽之呂餓波烏、箇破能朋利云々、興
遣ニ那羅山ニ望ニ葛城ニ歌之曰、菟藝泥赴、揶莽之呂餓波烏、瀰椰能朋利云々、更還ニ山背ニ興ニ宮室於筒城岡南ニ而居之、
冬十月甲申朔遣ニ的臣口持ニ喚ニ皇后ニ云々、歌曰揶莽辭呂能、菟々紀能瀰椰珥云々、十一月甲戌朔天皇浮レ江
幸ニ山背ニ云々、乘輿詣ニ于筒城宮ニ喚ニ皇后ニ、皇后不ニ參見ニ時天皇歌曰、菟藝泥赴、揶莽之呂咩能云々と有りて猶此上に
引ける傳共に異ならずありける者なり、（右の古樹記は伴信友が瀬見小河に引けるを再引きたるなり、彼人の著述に山
城國號考と云ふ物有りし由其書に云へるは甚床しき者なれども、予未得見知らざれども、古書を集めて今書く所有の
如くなれば彼人の云ふ所にも然のみ異たる事有るべからずぞ所思ゑたる）猶又神名式に久世郡水主神社十座と有る下
に山背大國魂命神一座と有るも其三郡に聯れゝば、古に山背と云ひけるは河を界として其南方久世郡綴喜郡相樂郡と
宇治郡の河南を合せて其山背の郡内なりし者となむ所見たりける、然れば今の乙訓葛野愛宕紀伊の四郡を合せ云ふは
良後の事になむ有りける、然るを其南北を共に併せて後ふ字は山背國と書かれて續紀延暦三
年十一月詔に此國山河襟帶自然作レ城、因ニ斯形勝ニ可レ制ニ新號ニ、宜ニ改ニ山背國ニ爲ニ山城國ニと有るは、字を改給ひしまで

のみなるに可レ制二着號一と有るは、上に云へる如く山背と云ふは大和國を中洲として其山の背面なる義なるを、今此國に大宮敷給へるに就ては此を中洲と立て給ふ意にて、群山の相圍みて自然に城郭の形勢有るに就て山城と字を易へさせ給ひて其唱は同じき物から、背と城と其義を實に得させ給ひて萬世に易る可からざる大宮所を定め給へる御事になむ有りける、（此も昔より能く心得たりける人は無かりけるにや、右の書紀の字に驚きて此山城に神武天皇御紀に茅渟山城水門と云ふ號有る其唱の如く夜麻岐と訓たるを、後に和名抄に山城、夜萬之呂と云ふ形に本の唱へに返せる者の如く心得たる人も有る由なるは甚愚なる說なり、又御紀の中にも綏靖天皇二十一年に山城國相樂郡と有るは例に違へれば誤なり、其次に山背高宮と有るを合せて知るべし、又國造本紀に山城國造と山背國造と二並べ出せるは、其國造の種々なるを分てるのみなれば議論に及ばず）（山代直、古事記に山代國造と有り、國造本紀の首に以二天目一命一爲二山代國造一、即山代直祖と有る、天目一命は天津彥根命の御子に御在し坐せれども此は神武天皇御世の事なれば叶はず、其天目一箇命の子又孫に在りけむを其名を漏らし脱せる者と所見たり、其次に山城國造橿原朝御世阿多根命爲二山代國造一と有るは必其人なる可し、然れば右の凡河内國造の祖彥己曾保理命と見ゆなどによりて有らむ、其曾保理は日向の地名に本着けむこと上に註せるが如くなれば、此の阿多根命の阿多も天孫降臨章に、吾田長屋笠狹之碕と、云ふ地名有れば其に因れる名なる可ければ、此も東征の供奉として功有りし人なる故に山代國造には封され奉り給ひし者となむ思えたる、（然るに天神本紀に天伊岐志邇保命山代國造等祖と有るは[illegible]の誤にして、天孫本紀に[illegible]山代根古命山代水主雀部連等祖と云へる一緒にして、國造本紀に山背國造[illegible]

倉臣大、命二之三賜國造一と有る是なり、其は姓氏錄未定雜姓山城國に、山代直火明命之後也と有るを同じと云ふべし、又山城國神別天孫に水主直火明命之後也とも有り、其と混らはする事なかれ）記傳七に天武天皇御紀に十二年九月乙酉丁未山背直賜レ姓曰レ連、十四年六月乙亥朔甲午山背連賜レ姓曰二忌寸一と有り、文武天皇御紀に慶雲三年冬十月壬午山背國造外從八位上山背忌寸品遲進二位一階一と見え、姓氏錄（山城國神別天孫）に山背忌寸天都比古禰命子天麻比止都命之後也と有り、續後紀に天長十年山代忌寸淨足同姓石川等八人改二忌寸一賜二宿禰一、淨足等天津彦根命之苗裔也と見ゆ（補意）と有り、猶同錄（攝津國神別天孫）に右に引ける凡河內忌寸又國造の二氏に次で、山代直天御影命十一世孫山代根子之後也と見えたる、其人は神功皇后御紀に、天照大神誨之曰云々、當居二御心廣田國一、即以二山背根子之女葉山媛一令レ祭、亦事代主尊誨之曰、祠二吾于御心長田國一、則以二葉山媛之弟長媛一令レ祭と有る是にて、其女二人を以て其二神を令レ祭給へるは、右凡川內直條に云へる如く、彼攝津國造として其國に在りしかば、國造にして其國內の神社を祭る例に依れる者なり、（然れば國造本紀に凡河內國造と山代國造とを二流に立てたれども其本一にて有りしを、神功皇后の當時も猶分れずてぞ有りけらし、然らずれば斯まで此彼打合ふ事は無き筈なるを思ふべきなり、）推古天皇に日原國高麗作人山背直と云ふ人名見えたり、同族の人なる可し、神名式に山城國久世郡水主神社十座（並大、月次新嘗）[illegible]山背大國魂命神[illegible]とも有る山背大國魂命神は右の山に依らば山代直の祖神なり、然るに姓氏錄（山城國神別天孫）に水主直火明命之後也と有り、其天照御魂神は天火明命に坐して謂ゆる饒速日命に御在せるが、天神本紀に天饒速日尊[illegible]山代國造[illegible]と有りて、天孫本紀に天火明命[illegible]

伴緒刀作積命と有るに合へり、然其本書に其紀に依りて云ふるに、右の天火明命（亦云天照國照彦）を一として二に天香語山命、三に天村雲命、四に天忍男命、五に建額赤命、六に建石敷命、七に建田背命、八に建諸隅命、九に倭得玉彦命、十に置戸山代根古命にて其異名へる云ふ事に依りて、尾張氏に天照國照彦天火明命山背大國魂命者長隣山代根古命子と有れども、同魂神と中ナは其同作の事に功有る神に祈る例なるべく、天孫本紀に其命を山代水主雀部連等祖と耳こそ有りけれ然称ふる由も所見さねども、姓氏録（左京神別下天孫）に褐雀部連火明命十七世孫云々、于時皇太子家在山背國久世郡水主村と有れば、世々其水主村に住まれしなり、然れ其他氏の事を索らる可くも非されば、上隣山代根古命と同とも違はざる可し、然は云へ右の山代根子命と、此命の山代根古も同じく又も山代直、此も同録〔未定雑姓山城國〕に山代直火明命之後者と有れど其定むる所も知らざる也、續後紀に承和十一年五月甲戌朔、奉授山城國水主神從五位下、三代實録に貞觀八年十一月廿日授山城國從五位下水主神從四位上、又延喜神名式に久世郡水主神社見ゆ、（其水主神社十座並に山城の事なれ其、右の山背大國魂命の事に就て書せる也、同名帳考日神社十座と有るを、或説に山背根子命水主氏祖神なる、因其水主山城祭伊勢考亦也同手、從是同時所出代主號と云へり、右の山代根子命と長隣山代根古命と同氏にして同名、同名にして同時の人の如く見ゆれば、何れにか傳の混れつる者ならむかと所思はれども、今其の定むる所を得知らず、傳十九卷水主神社の下、にも云ふを思ひ合す可し、

○活津彦根命の活は字の如し、活津は、天孫降臨章第四一書に、天槵津大來目と云ふ神名の槵津に同じく、天上の事に稱へ云ふ言にて、此國土にて彌事の盛に稱はへる事を歌業と云ふに同じかる可し、彦根は前の意にして其本書紀

啓くり、其は天皇御國はしも皇孫天神の皇産靈の御徳を食し給ふ所なるが、其天より國土に萬物の萌て生々として繁息れるも其元は圓のる天氣にして其氣は日光に在る事なり、此を以て稍其と申す神名の多く御在し坐す由傳六に註せるが如し、津は處の義にて其靈異を成す處を云へれば穂津は天を云ふ事本よりの事なり、又此活津も右に同じく活は氣にて天中の氣を云へる、其元は高皇産靈神の御徳に寄れる事なり、故活津と云ひて天の事なるが、其なる熊野櫲樟日命の奇びに生坐せる所謂と同じ義なる者なり、殊に此神等は吹棄氣噴之狭霧に成給へるが、其名活津の活なる也、傳二にも云へるが如く姓氏錄に高魂命兒伊久魂命と有るも、氣息を調へて萬物を活し給ふ神なる由なり、神世七代章に活杙等と有るも生活く物を組出し給ふ義なり、傳三に云へり、右等は此國土に物の成出て生活くを以て云ふ事なるが、其原はしも上天にし有りければ、天を活處と云ふ義を以て活津とも云へる由なるを思ふ可くなむ、（記傳にも右の神等をも引かれて、猶地名の生國出雲神賀詞に今日能生日能足日なども引て「是を以て思ふに活杙神より起りて、生活の字の意にて本賀言なるを以て美稱つるなる可し」と云はれつれ共、唯賀言を以て美稱ふる耳にては他御ならざる事共なり、）猶天津彦根命活津彦根命は別神には御在し坐さじ、然るは天忍穂耳尊はしも天津日嗣の大御神に在し坐せば此は格別なる御事にして、天穂日命天津彦根命には各御子孫有りて物にあく同見ゆるに、此活津彦根命熊野櫲樟日命には御子等は更なり、御裔の氏々の事絶えて見えず、又其を祭れる神社などの御事の絶えて聞えざるを、強て云はゞ右の二神は此國に天降坐さゞるに依りて、其跡無き者の事なりとも云はる可き物なれ、猶右に云へる如く天津と活津と其義異ならざるからは決く同神に御在す可き御事なり、猶證に神社啓蒙を引て野下山門神系圖曰、

活津彦根命者近江國彦根邑神也と有れども、彦根と云ふ言は兩神に亙る稱なれば天津彦根命と申しても通はる可し、何に在れ此は斉なる一説を以ては定め難き事共になむ有りける、且大同類聚方十六日布単保馬比藥の古本に、天津日子根命之神方和氣清麿傳之上藥方と有るを、其同異を正すには云ひづれども若くは東坂郡名上都之神社などに傳はれるならじか、且彼國に長谷と云ふ古くより刀工の住へる由有り、備史五十六卷作佗本に、允恭天津日子根命之神方也とも有り、若て第二一書に此神等の成出坐し物根を親に依る由なるに、佗傳には三女神の事に係るは何れも諸傳には有れども、打折鶴三段と有るからは、其縁に因て成坐せる男御子等も必五柱とは傳はれゝ共、必三柱に御在じ坐さずては其物根に相合はざるを思ふ可し、（此三女神を一柱として玉依姫命と申し、五男神の其言は三神に御在し坐し、物根の言には第二一書を正と見定めたるは天保十三寅年十一月にて今よりは十五年以前の事なり、其頃思ひしは其一書に曰「嚼一末一而吹出氣噴之中化生神號天穂日命、次正哉吾勝々速日天忍穂耳尊、次天津彦根命と有り、次活津彦根命熊野櫲樟日命二神は、天穂日命天津彦根命の名の重複れるなれば例の如くなり、其頭を此にも打折鶴三段と有るに、右の頭末より天穂日命の重坐せるは、玉鋒を穂と云へれば天穂日命は其に因れる名なり、出雲風土記の火守社を神名式に佐大刀火守大穂日子命神社と有る何ふ證と爲るに足れり、又其頭中より成坐する天忍穂耳尊の御名は、頭に由無けれ共正哉吾勝と申すを以て其縁有るべし、頭は玉の根とも云ふべし、天津彦根命の根是なり、神武天皇御紀に、彦根命とも申す例有れば此三神の御名は皆其物根に因れる御名なる可しと思ひしかども、其は猶疎略なる説なる故に今は廢たれ共、後世然る説など云ひ出む人の爲に今云ひ置く也）〇熊野櫲樟日命第

二ノ一書此に同じく、古事記には熊野久須毘命と作り、第一ノ一書には熊野忍蹈命、第三ノ一書には熊野忍隅命亦云熊野忍隅命と見え、下章第三ノ一書には熊野大隅命と有り、偖此命を天穂日命の亦名と坐ると云ふ由は、紀記共に天孫降臨章に見えたるが如く、其命はしも其御子武三熊之大人と共に、大国主神を媚和し賜ひ給ひて御功甚じく御在し坐す神なるに、出雲風土記に意宇郡屋代郷正東卅九里一百二十歩天乃夫比命御伴天降来社伊支等之遠神天津子命云云と有のみ、御名は出でたれども其の御事跡に就て云ふならず、天津日子命の御言に因みて云ふなれば正しく天穂日命の故事とは云ひ難かり、此を除て外に御名の出でざるは、其章に天穂日命比及三年尚不ニ報聞ニ云々、武三熊之大人此亦順ニ其父ニ遂不ニ報聞ニと有るが如く久しく此国に止住給へるに合せては甚似気無き事共なり、其事の不審しきに就て思ふに、正史には定漏りたる御名を以て天穂日命と傳はり、風土記には其御功を立て給ひし時々の御名を以て傳はれたなりけり、故思しき由は同記に飯石郡飯石郷伊毘志都幣命天降坐處故云ニ伊毘志ニ（神亀三年改ニ字飯石ニ）と有るが、出雲国造神賀詞に穂比命と申す事にて天穂日命なる由云へるは然る言なり、天孫降臨章經津主神武甕槌神二神の大己貴神に問給へる御言に汝意何如當ニ須避不、第二ノ一書にも汝将以ニ此国ニ奉ニ天神ニ耶不と云ふ事見え、又神賀詞に天穂比命ヲ国體見ニ遣時ニ云々、然ニ鎮平テ、皇御孫命ニ安国ト平久所知坐ト奉出申テ云々、荒ブル神等ヲ撥平ケ、国作シ大神ヲモ媚鎮テと有るに合せて其言の諭はるゝなり、又上にも云へる如く風土記意宇郡條に野城驛使野城大神坐之故云ニ野城ニと有るは此天穂日命に御在し坐すが、其地に社名を以て號くるを見れば野城大神と申すも其亦名に御在し坐しけり、其章第二ノ一書に勅ニ大己貴神ニ曰云々、又當レ主ニ汝祭祀ニ者天穂日命是也と見え、神賀詞に児[illegible]使神

鳥美命宮々、故在天押日命、天皇命乎手長大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志御世爾佐伎波閉奉、即鳴雷天隨侍奉仕奉止云々、此外、饒速日命御前神賀美能夜奉と有などに就て考ふるに、野義は能夜と同音にして出雲大神を齋奉り給ふ由の御名にぞ有りけらし、一神に仕へ奉る人を齋宮と云も右に同じ、又皇大神に仕奉り給ふ内親王を齋内親王と申奉り、又春日大原野等の神に仕奉る女を齋女と云ふが如く、天穂日命をして齋宮大神と申さむが如し、然れば野を古は奴と耳云ふ事なれど、後に能登郡と成れるを思へば右の野は能に用ひたるなめり、齋又國を齋宮と云へるも古事記朝倉宮段に其大后若日下部王云々、故獻能美之御歌と有りて、稱言を能美と云ふも同言なり、又寶鏡開始章の傳に就て其言靈を云ふべき也、右等の例を以て見れば其時々の御功に依りて負ひ坐せる御名を以て其國の古説に傳はりたるを、風土記には其云ふ所の任に記したる者なる故に、此と彼と別神の如く見ゆる物から、後世に引合ひて其言の渾同まる方有りて知らるゝ事有に誰すが如し、偖此熊野櫲樟日命の熊野は地名にて、其天穂日命の住み給へりし事のかゝかかる野城の地名たる事、天孫降臨章に就て傳ふ可し、櫲樟日は四神出生章に日神の御事を、吾息嘯今来有吉、此靈異之兒と御祖大神の詔給へる大御言見え、丹後風土記に天椅立の仆伏たる事を偽怪久志備坐故云久志備濱と有り、又天孫降臨章に槵日二上天浮橋と云ふ事有るなども、思測られざる事を異しみ云ふ言なり、古語拾遺に大宮賣神の御事を見太玉命久志備所生と有るは、此の如く異なる所由有りて思測らざる御子の生給ふを云ふと聞ゆれば、此は男御子一柱生坐して其御名は聞えざるを、續きて生坐せる事の奇靈なるを以て、此く御名に負ひ坐せるにて、穂日命と申よりは以前の事にて、生坐ながらの御名になむ御坐し坐しける、又上に引ける馬見岡神社與同

に天穂日命ゅ御刺ゅ云々、天剋奇日ゅ豊に奇日ゅ詫保良ゅ崇奉ゅ云々、奇日ゅ眞ゅ東天穂日命云々と見え、又奇日豊姫命止遷宮宮支に奇日に稲群竟作内姫ゅ前に白ス云々、皇姫ゅ乞者ゅ隨に奇日ゅ出ゅ黒木宮ゅ根刻神上下津岩根に宮柱太敷立ゅ云々と云へる山名も此神の顯坐に因て負るなれば、實に天穂日命の元名櫛樟日命に御在し坐しける事此を以て曉る可くなむ有りける、（其は上にも云へる如く、天津彦根命の亦名活津彦根命とも申せる其活津は天の事に在るが、又此奇びに生坐せる所由を以て然御名に稱されるをも思合す可し、斯れば活津彦根命と申すも天津彦根命の亦名なるが、其郎元名なりけむ事此の例の如くなる可し、記傳七に久須毘に久志須毘を約めたる也、其久志は奇靈なり、須毘に熊野大隅命とも有る隅に同じ」と右の二に合せ說かれたれども强言なり、下に云ふべし）倚傳八にも糾言ける如く、出雲風土記に出雲郡伊努郷郡家西北八里七十二歩、國引坐意美豆努命御子赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社郎坐之郷中、故云伊農ー（神龜三年改字伊努）と有る國引坐意美豆努命は、其卷首に所以號出雲ー者八束水臣津努命詔八雲立詔之故云八雲立出雲ーと有るに據るに、素戔嗚尊の國引坐し、時の御名なる由已に傳八に註せるが如し、赤衾は伊努と云ふ發語なるにて實に係れり、意保須美は大隅にて熊野大隅命と同名より續けるを、意は其地ならざる故に伊努大隅と續くるなり、比古佐倭氣は男直別にて件讀より男神の三柱に別坐せる稱なり、然るに古事記に故其大年神娶神活須毘神之女伊怒比賣ー生子云々、又白日神、次聖神と有る伊怒は伊努の謂り、白日は向日の謂なる由已に記傳に註されたる實に然る言にて、此伊努比賣の父神活須毘神と云へるは、其の熊野櫛樟日命の熊野と云ふ地名を省きて神活須毘神と申せるにて、活須毘は櫛須毘にて其意然しも異ならねを、右の赤衾伊努意保須美比

吉佐備男命に打合へる實に奇しき事なり、又古事記に大年神又娶香用比賣生子云々、大御年神と有るは同じ言の重複なるにて、山城國乙訓郡向日神社記に、向日神者須佐之男命子大歳神娶須須沼比賣命生子也と有るを以て正し考ふるに、右の伊努比賣香用比賣は一神なり、向日神と御年神は共に御年神にて、向日は向賀なる可く、聖上賀加たる可ければ、外祖父天穂日命の御功を受繼ぎて國土に興福を幸ひ給ふ由に通ひ、（此事の理を以ても天穂日命と熊野櫲樟日命は同一神と云ふ説も以て納れりと云ふべきなり、然れば大年神は天穂日命の別なる御弟に坐せるが其御姉に坐せるなりけり、大年神御年神の稻穀を豊作給ふ神と坐す由縁此に在りけり、）猶其天穂日命の女神にて坐す伊努比賣の御社を求むるに、倭八に云へる如く水門神速秋津日命にして古事記（御身滌段）に見えたる伊豆能賣神になむ御座しける、出雲風土記に秋鹿郡伊農郷郡家正西一十四里二百步、出雲郡伊農郷坐赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天甕津日女命國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜詔、故云伊努一（神龜三年改字伊農二）と見えたる天甕津日女命是なり、神名式に出雲郡伊努神社同社神魂伊豆乃賣神社同社神魂神社同社比古佐和氣神社と合せて四座有る、其伊努神社は赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命の御父意美豆努命に坐す事右に引る風土記の文に依て曉る可し、又に神魂伊豆乃賣神と神魂の言を冠て申せるは神魂命に屬奉らせ給へる由に稱へるなる可し、又に神魂神社の御在し坐す事は、上章第十一一書に保食神の状を見に天熊人を被遣たる事を天照大神の御名のみ出でたれども、古事記（大宜津比賣神段）には、故是神産巣日御祖命令レ取レ茲成レ種と有るが如く、此も神皇産靈神の抱へらせ給へる所由傳十二に詳せるが如し、天穂日命伊豆能賣神二柱御夫妹と成り給へるは此時に在りて、共も皇産靈神の御命に依りて

娶せ給へるに因りて然は神倭伊豆乃賣神と負ひ給へるなる可し、又同記大國主神の國讓せる件に云、於ニ出雲國之多藝志之小濱ニ造ニ天之御舍ニ而水戸神之孫櫛八玉神爲ニ膳夫ニ獻ニ天御饗ニと有る櫛八玉神は倭姫命世記に出雲神子出雲建子命一名伊勢都彦神一名櫛玉命と有ると同じ神なれば天穗日命の孫なるを、水戸神之孫と有るは其母方より傳へたる者なれば如此云ひても天穗日命の後裔は著明き者なるや、（如此く此より彼へと承りて其事の相結ばれるを以て、予が年頃考へ置たりし說の違ひざるを思ふ可し、此事に至りては記傳を始めて諸家に有来れる說とは一として合ふ可き者に非ざる事云ふも更なり、其諸註とは異なる所ぞ予が神に賜はれる奇說なる者なり）偖右の熊野久須毘命の忍は大なる事上に云ひ、此にも第三一書の熊野忍隅命を下章第三一書には熊野大隅命と有るにても著明き事なり、隅は隈なり、天孫降臨章第五一書に吾田鹿葦津姫奉懷作ニ無戸室ニ入ニ居其内ニ誓之曰、妾所ㇾ娠若非ニ天神之胤ニ者必亡、是若天神之胤者無ㇾ所ㇾ害、則放ㇾ火焚ㇾ室、其火明時踏誥出兒云々など蹈誥と云ふ事四所有る是なり、其は最初に男御子の生坐せる時に素戔嗚尊の正哉吾勝と宣給へる故に御名を勝速日と負奉れるが如く、其次に生坐せる此御子も蹈誥び言て出給ふ可かあれば忍蹈とは御名に負給ふ可き御事になむ有りける、又熊野大隅命と申す大隅は大進なる可し、上に註せるが如く三女神の中の田心姫は誥姫（タケリヒメ）の義なり、又三女神を合せて須勢理毘賣命と申すも蹈誥の意なるに准らへ思は、其大隅の大進なら如事然も有らなかし、神名式に出雲國意宇郡熊野坐神社（頁上言に住所祖神と有り）同郡眞名井神社も其御誓に就て由有る事上に云へり、又宮部熊野坐神社名神大は素戔嗚尊神に因て坐するか、舊事紀姓氏錄に同天神者云々出雲國造齋神等類是也、地祇者云々出雲大汝神等類是也と有る如くなれば、國造の主と齋奉れる

は熊野大社の方なりけらし、風土記は天平五年に勘造せる書なるに、國造帶意宇郡大領外正六位上勳十二等出雲臣廣島と有れば、其頃まで出雲臣が意宇郡に住て熊野大社に仕へ奉りて其處よりは杵築大社の祭をも爲したるなり、然れば天穗日命より代々其地に住來れる故に神名にも熊野とは負せ奉れる者ならむかし）○凡五男矣は凡此五柱の御子神等と申し來れるに從ふ可し、備此五男の御事にしも古事記にも其終に并五柱と有りて、下に此の如く天照大御神告ニ速須佐之男命ニ是後所ㇾ生五柱男子者物實因ニ我物ニ所ㇾ成故自吾子也と有り、又第二，一書の終には凡五男神矣と見え、第三，一書にも凡五男神云爾と有りて五柱の數相違にさるなり、然るに第三，一書には其外に熯之速日命一柱加はれる故に便取ニ其六男ニ以爲ニ日神之子ニと見え、下章第三，一書も其と同じく凡六男矣と有りて、五男と六男との異說古より有來れるを、予又上に言ける如く然定む可き證其の有るを論ひ究めて、實には凡並て三男のみ御在し坐すに定めたるなり、（神祇本紀には、吹棄氣噴狭霧之中化ニ生六男之神ニ云々と有りて其終に、天照太神勅曰云々、故化生六男神悉是吾兒乃取而子養と有るは此作者異見無かりし故に、實の多きを眞の古傳なる可しと思取れるなる可ければ更に云ふにも足らず、）然云ふ由は上に委しく註せるが如く、活津彥根命は天津彥根命の亦名なり、熊野櫲樟日命は天穗日命の亦名なるを別神の如く心得て、古人の已く五男六男とは成せる者なり、且其熯之速日命と申すは、上章第六，一書にも熯速日神と申す有りて、已に傳八に且々云へるを、其說は下に定め云ふべし、此をも除く時は此に五男六男の異說も有れども、其殘る所天忍穗耳尊天穗日命天津彥根命三柱御在し坐すのみなり、然云ふ時は此にも古事記にも天照大神の物根の事を宣ひける御言に、故稱五男神悉是吾兒と御給へりしも徒事の如く成れる狀にて、甚々容易き申し言にて可畏くは

有れども、日神の其時の大御言には三男神とか三男子とか宣へりけむを、後世に亦名の混ひて別に一神の如く成りて傳はれる故に其を合せて數ふれば現に五男神なり、又然五男と見ゆる上は、假令大御命には三男と傳はるとも、其實數に叶へて五男とは記さる可き筈なれば強て拘はる可きにも非ざるにや、第三ノ一書には故日神云々便取ニ其六男一以爲ニ日神之子一使レ治ニ天原一と有るなども、後より合せて六男とは云へる者なるをや、（備考より五男三女と傳はりて天下の人の異義も成さゞる事なるに、三女を一神とし五男を三神と定め云ふ如きは、甚々強ひたる事の如くには有れども、其混れを正して其事の詳明なる上は然云はざる事を得ざる也、其然謬てる事の見えて著明きを記さゞらむは、此紀に傳し有る我身に取りては、却に其罪去り所無き心も爲れば也、）第・上に註せる如く謂ゆる親王の國書にしも第二ノ一書實に正しき眞傳と見えて諸書にも合へるに、素戔嗚尊乃天照太神の御劔を賜りて三男神等を生成せると爲る時は、此に天照太神乃索ニ取素戔嗚尊十握劔一打ニ折爲ニ三段一云々と有り、古事記にも天照太御神先乞ニ度建速須佐之男命所レ佩十拳劔一打ニ折三段一而云々と有るなどは、此男御子等の物根なるを混れて三女神の御事とは成れりし者なり、此三段に打折給へる段毎に各一柱神成坐せりと爲る時に、必三男神なる可き事彼三女神の御事に於けるが如し、又第一ノ一書に日神云々、則以ニ所帶十握劔九握劔八握劔一云々、先食ニ所帶十握劔一生兒云々、又食ニ九握劔一生兒云々、又食ニ八握劔一生兒云々、凡三女神矣、又第三ノ一書にも於レ是日神先食ニ十握劔一化生兒云々、又食ニ九握劔一化生兒云々、又食ニ八握劔一化生兒云々と有るなどに異なる傳れども、十握劔九握劔八握劔の三劔より三女神の成坐せるを、其男神の御事に據りて見る時には、此も三男神の外に出でざる者なり、然れば第二ノ一書を本傳と立て置きて、其餘三女神の成坐せりし古傳を此

に取換へ見る時は、全以て三男神に御在し坐す御事甚々明らかなる者なり、（但此事此の男御子の御事のみにては心行きかねる人もありぬべけれど、右件の上なる三柱の神の本事を見以て行かば少かも疑ふ所無かるべき者ぞかし）

是時天照太神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也。故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉。又勅曰、其十握劒者、是素戔嗚尊物也。故此三女神、悉是爾兒。便授之素戔嗚尊。此則筑紫胸肩君等所祭神是也。

此は先に素戔嗚尊の與レ姉共誓、夫誓約之中必當レ生レ子、如吾所レ生是女者則可三以爲二有濁心一、若是男者則可三以爲二有清心一と申給へりし誓言驗有りて右の如く男御子を生み給へる故に、第三一書に便化二生男一矣、則稱之曰二正哉吾勝一、故因名レ之曰二勝速日天忍穗耳尊一云々と有る如く、吾勝給へりし由を申顯はし奉らせ給ひけるに依りて、故日神方知二素戔嗚尊元有二赤心一と云ふに至り、此迄の御疑速に晴させ御在し坐して、今は聞給ふ可き御事全に無きに至らせ給へるが如し、但其一書の始には日神云々乃立二誓約一曰、汝若不レ有二姧賊之心一者汝所レ生子必男矣と有りて、此にては日神より誓言を立て其驗を試み給へるなり、何れにても有りなむ）第一一書にも故素戔嗚尊既得二勝驗一、於レ是日神方知二素戔嗚尊固無二惡意一と有りて實に勝驗を得させ給ひけり、然れども始昇天の所に此則神性雄健使二之然一也と有り、古事記（石屋戸段）に因レ此言三自我勝一云而於二勝佐備一云々と見えたるを以て考ふるに、神性雄健く御在し坐すに

依りて勝佐備に猶進ませ給ふ可き下の御心をも見えさせ給へりけむ、此を以て正哉吾勝と宣給ひて勝さびする其御心を抑止めさせ給ひて、其男御子女御子の生出ませ給へりし物實を以て判賜し給ふ所なり、（日神の女御子を生坐するに合せて素戔嗚尊の男御子を生坐せる、是にて相持にて何れにも勝劣は非ざりけるなり、女御子を生坐すに因りて日神の御負と申すには且て非ざるなり、）故此御誓に依りて男御子の顯出させ給へるは、素戔嗚尊の固より清心の御在し坐せる驗の表はれたるなり、然れども其物實を以て成立を云ふ時は日神の大御子に坐す故に、誓には勝給へども御子は汝子には非ずと詔給へるなむ此一件の趣なりける、上に已に註せる如く、其始伊邪那岐伊邪那美二大神の何不生天下之主者一歟と詔給ひて、生坐せる御子神等に御在し坐しながら、素戔嗚尊に天下は事依し給へれども根國に罷坐す可き由見有りて、所知看さず成り、又其最前に成坐せりし日神はしも、高天原を所知看す大御神に御在し坐せば、此國土はしも無主國の如くなるを、今茲に誓約の御中に成坐せる御子に依して、此天下を相持たせ給ふ可き由見有りて、此二柱に在れる御子天忍穗耳尊なむ、天下の大君と定まり御在し坐す可き理の原はしも此時に在りて定まりたりけらし、天孫降臨章第一一書に天照大神曰、豐葦原中國是吾兒可王之地也と見え、寶鏡出現章第五一書に素戔嗚尊曰、韓郷之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不レ有浮寶者未是佳也とも有るが如く、相共に吾兒と宣はせ御在し坐す事の趣はた此時に在る事なり。（容易く思通す可からず、此と古事記とには此物根の事有りて條理甚を正しく聞ゆるを、一書共に此事を漏らせるは此に濫りたるとは云ひながら甚さゝる事多き書ぞかし）○物實は物種と訓來れり、古事記には其物實と有り、此實に佐泥と多泥とは其物も名も通へり、後世にも人の種を云ふには實を種と云ひ、人の

父を云ふには其種と云ふ、木草の種子も同じ、此も其意なり」と云はれたるが如く、此多泥と云ふ事にしも本草の種子と云ふが本にて、多とは田畑と云ふ多に同じく種子を蒔植うる地盤を云ひ、泥は根にて其氣息の出づる本根を云ふ言なり、倩人の生るゝや母腹より生出づと雖も、其本根は父に在る故に其末裔を云ふ時には父祖の胤種を稱ふ事當なり、天孫降臨章に妾所レ娠若非二天孫之胤一必當二焦滅一、如實天孫之胤火不レ能レ害、第五ノ一書にも妾所レ娠若非二天神之胤一者必亡、是若天神之胤者無レ所レ害、第六ノ一書に母誓已驗方知實是皇孫之胤など有り、又海宮遊行章第七ノ一書に豐玉姫謂二天孫一曰、妾已有レ娠、天孫之胤豈可レ産二於海中一乎、第九ノ一書に天孫之胤不レ宜レ置二此海中一と有る、胤ノ字を今本に美古と訓みたれども、父種より云ふ所なれば何れも多泥と訓むべき所なる者なり、（弘仁私記序に神胤皇裔指レ掌灼然、慕レ化古風異尚白と有り、姓氏錄序に萬方庶氏陳二高貴之枝葉一、三韓蕃賓稱二日本神胤一と有る胤なども有の多泥に同じ事なり、根子名義抄に泥とも加岐根とも波自米とも有るを、此に多禰と訓めるは謂ある義訓なり）倩古事記に物實と有る實に、物種を作泥と云へり、和名抄に核桃李之類皆有レ核、和名作禰核者子中之骨也と有り、此核より芽生る物なれば眞根と云ふ義なり、又陵裏和名作禰布止と有るは核太の謂なり、又李衙和名加無之乃作禰、柑子人名也、又桃奴桃人一名桃奴和名毛々乃作禰と有り、此を以て記傳に作泥と多泥とは其物も名も通へり」と云はれたる事の徴有るを曉る可し、名義抄に核に作泥又阿許登又阿伎良加爾と云ふ訓有るに、同抄に又識を阿許登又作泥と有り、又此實に阿佐とも阿許登とも美とも作泥とも云ふ訓有りて、其言も義も相等しきは字には異有れども、其言は一なるが故なり、（又萬葉九に立易、月重而、雖不過、核不所忘、面影思天と有るも實に通はして核字を用ひたり、此作泥は十四

〔二十丁〕に、安是登伊散可、佐宜留安波奈久留、十五〔三十四丁〕に、佐夫流波奈布良牟、比良波佐備美良は、二十〔十二丁〕に佐美乎安我毛布、登佐波佐佐留奈之など云ふ佐泥にて、俗に佐寐など云ふに同じければ此には用無き事なれども、右に云へる如く實なる核なる佐泥と訓む其例に引けるなり、又此傳に云はく崇神天皇御紀に倭国之物實云々、此云二望能志呂一と有るは別事なり、記詞に物代と云ひ、今言人の代物と云ふなどは此實なり、寶基本紀にも宮物代と見り」と云はれき、予が説は天孫降臨章第二一書大物主神事代主神の御名の並び出でたる所に云ふべきなり」○原は多豆努婆婆と訓むべし、其物根に原づきて言を成し給へるなり、垂仁天皇二十五年御紀に「倭姫命、探其淵根、以隠探・求枝葉」と有る類も多豆努にて此の例なり、萬葉九（二十丁）に手綱乃濱乃、尋来名益、十九（十二丁）に麻呂六麻可頭氣時、河瀬を頭禰牟、又二十一丁〕叔羅河、瀬手尋都追、二十〔五十一丁〕に夜麻加波乃、佐夜氣吉見都々、美知手尋豆禰奈など有り、〔名義抄に原を波良とも、由流須とも、毛登とも加久布とも、多豆奴とも訓り〕、又俗に毛登豆久とも訓来れる字なり、漢書註に原謂尋其本」と見えたるなり）○八坂瓊之五百箇御統は右に訓りる物根なり、但此物根の本意は上に往々辨へたるが如く、第二一書に男御子の物根は御にして、女御子の物根は玉なりける、此正說なれども、此を始として其後の傳々共に其を誤りける者なりかし、且右に五百箇御統を取て素戔嗚尊の瑞珠八坂瓊之五百箇御統」と有るを、古事記にも左右の御髻又御縵又左右の御手に纏せる珠を乞度して、吹棄給へる毎に各一柱の男御子生坐して凡て五男神と云ふ傳には有れども、上に已に論ひ云へるが如く、其時に生坐せる男御子は三柱にこそ御在し坐しけれ、其亦名の相重復れる爲に五柱と成れるなれば、其御頸珠の御髻に纏せる數の數に合

へれはとて强て信み難き事なり、其上其八坂瓊之五百箇御統はしも日神の武備に裝給へるなれば、其物根と成れるとは本より異なる物なり（何に在れ八坂瓊之五百箇御統より五男神の生坐せる傳は其正實の旨に合はざる者なり、然れば古事記などに各纒持せる所々より神の生坐せりと傳るは、其上なる武備の所に纒二御髪一纒二御美豆羅一而乃於二左右御美豆羅一亦於二御鬘一亦於二左右御手一各纒二持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠一而云々と有る數に合へるに依りて强て五男神の出自と傳せる中古人の杜撰なりめり）右の八坂瓊と彼三女神の物根と成れる八坂瓊とは本より別なりける瓊なるなり、其は第二一書に素戔嗚尊將レ昇レ天、時有二一神一號二羽明玉一、此神奉レ迎而進以二瑞八坂瓊之曲玉一、故素戔嗚尊持二其瓊玉一而到二之於天上一也、是時天照太神疑二弟有二惡心一、起レ兵詰問、素戔嗚尊對曰、吾所二以來一者、實欲下與レ姉相見上亦欲レ獻二珍寶八坂瓊之曲玉一耳、不三敢別有二意一也云々、時天照太神問二素戔嗚尊一曰、以二吾所レ帶之劒一今當レ奉レ汝、汝以二汝所レ持八坂瓊之曲玉一可三以授二予矣と有る瓊にて、日神の大御身の武備と成り給へるとは本より別なる瓊なり、故此傳を以て云はゞ五男神の物根はしも上に拏二擬劒柄一と所見たる劒にて瓊には非ざる事を曉る可し、古語拾遺にも於レ是素戔嗚神欲レ奉レ辭二日神一昇レ天之時、櫛明玉命奉レ迎、獻以二瑞八坂瓊之曲玉一、素戔嗚神受レ之、轉奉二日神一、仍共約誓、即感二其玉一、生二天祖吾勝尊一と有りて右と同じ傳なるが、轉奉二日神一と云ふ迄に宜しきを、感二其玉一生二天祖吾勝尊一と云ふに至りては誤なり、總ふに彼一書の傳を取られながら、劒より男御子の生坐せる傳は此一書を除きて外に見えざれば其多きに就て感二其玉一とは記されけむを、物根を相換へて男女の御子の別れ生坐せる本旨には符合はざる者なり、（神祇本紀にも剰に羽明玉神の素戔嗚尊に瑞八坂瓊之曲玉を進られし事を載せ、又素戔嗚尊の欲レ獻

珍寶八坂瓊之曲玉ニ耳、不ニ敢別有ニ意矣と云ふまでは彼此取替へて右と同じきを、其次に至りて物根を相換へ給ふ所の文を描く作直して、天照太神素戔嗚尊共誓約曰、吾以ニ所ㇾ纒之玉ニ可ニ以授ㇾ汝矣、汝以ニ所ㇾ帶之劒ニ可ニ以授ニ吾矣、如此約束相共換取と記して、劒より女神、玉より男神の生坐せる傳に合せたるは、此にも彼にも背かじと揃へたりし者にて中々に拙き意味見えたり、古語拾遺の作者も亦其多き方に誤へる者なり。」〇是吾物也は古事記に是後所ㇾ生五柱男子者物實因ニ我物ニ所ㇾ成と有り、此吾物は此にては右の八坂瓊之五百箇御統の事には有れども、傳の意にて即十握劒を云ふ由右に委しく辨へたるが如し、〇故彼五男神悉是吾兒は古事記に自吾子也と宣へる如く、其物實はしも天照太神の大御劒より化生させ御在し坐せば、自然吾御子なりとは定めさせ給へる也、谷川士清說に夫根系統脈在ㇾ父而不ㇾ在ㇾ母、如ニ左男ニ則日神猶ㇾ父也、素尊猶ㇾ母也、物根固出ニ于日神ニ、非ニ日種ニ而何耶と云へる實に然る事なり、日神より物根を授け給へば素戔嗚尊此を受賜りて御子を成し奉らせ給へば、日神は女神に御在し坐して大御父の如く素戔嗚尊は男神に坐せども大御母の如くなむ御在し坐しける、然れども夫婦相嫁娶て生める尋常の子には非ず、奇異なる所由御在し坐して成坐せる御子に坐す故に、御子の方より右の二柱大神を指して御父と申さず御母と申さずと謂ふ、日神も吾兒と詔ひ素戔嗚尊も吾兒と宣へる事有に已に註せるが如し、(次なる三女神も此に准らへて同じ事なり、其に下なる故此三女神悉是爾兒と有る所に委しく云ふべき者なり)故天照太神素戔嗚尊二柱大神の眞御子と大坐々すとも、右の物根の所由に縁りて天照太神の大御正統と立たせ御在し坐す御事なり、所以に第一二書に天孫と有を始として、天孫降臨章以下に天忍穗耳尊より次々皇御孫尊等を係けて天孫と有るは、古事記に天神之御子と有ると其意を同

じく稱ふべき所なるなり、其第一ノ一書に天照太神因勅ニ皇孫ニ曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地也と有るは、已に云へる如く四神出生章に二柱御祖神の吾已生ニ大八洲國及山川草木一、何不レ生ニ天下之主者一歟、於レ是共生ニ日神一云々と有る御言の旨を以て、其御子孫の國土萬物の大君と坐かれさせ御在し坐すべき御齎有るを以てなり、又彼御天降の時に天照太神之子と云へるを受けて天神之子と有り、此を以て天孫と申すは天照太神之御子と申奉るに同じきを曉る可し、故此天忍穗耳尊は大國主神にも御兒の如き状に御在し坐せども、其御言に天神御子と申し崇め奉らせ給へるを以ても、男御子等は天照太神の大御子と立たせ御在し坐すが故なる事を明らむ可し、（又此に就ても三女神等も右の二大神に亘る御子ながら、專素戔嗚尊の御子に渡らせ給へるに同じ事なり、）然れど其生成し奉り給へるは素戔嗚尊に御在し坐すが故に、此に物根を以て詔別け給へる御言有り、下章第三ノ一書に素戔嗚尊白ニ日神一曰云々、吾以ニ清心ニ所ニ生兒等奉ニ於姉一と有るは、此の詔別の御言の畏まりを申奉らせ給へる也、寶劍出現章第五ノ一書に韓鄕之島に對へて吾兒所ニ御之國と宣へるも皇國の事にて、右に引ける天照太神の御言に是吾子孫可レ王之地也と大御勅爲給へるに同じく、又天孫降臨章第七ノ一書に勝速日命兒天大耳尊、此神娶ニ丹舄姫ニ生兒火瓊々杵尊とも有るが如くなれば、天照太神と共に此素戔嗚尊も皇御孫尊の大御祖神に御在し坐す故に、同章第一ノ一書に故天照太神乃賜ニ天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物と有る八坂瓊曲玉は天業の御璽なり、八咫鏡と草薙劍とは天照太神と素戔嗚尊の御靈に御在し坐す由縁を曉る可し、若て日神は天上に素戔嗚尊は根國に隔放りて御在し坐せども、其御靈月神と成り給ひて日神と更々に晝夜を守り給ひ、又上章第十一ノ一書に日神の大御使として保食神の許に到らせ御在し坐

しゝ時も、例の神性雄健なる爲に事有りて日神の御怒に觸奉らせ給へども、亦其事に因りて、遂に顯國の功績出來れるなど、何れも其御功天照大神に相並ばして尊く高き大神に御在し坐すを、古今の人共に此大神の御事とし云へば甚く蔑著を降して然計り天統の御方に重き所由有る事を知らず、知りても悉く究め盡して云ふ事能はざるは甚淺ましき事共なり、然れば此大神を貶し輕しめ奉れるは即皇御孫尊の天統を貶し輕しめ蔑如し奉るに當りて其罪其所無き者ぞと よ、（已にも云へるが如く此大神を火甚く惡しき神と云ひ思ふも當らず、御名にすら素戔嗚尊と負ひ給ふ程の大神に御在し坐して其神性の雄健に因れる者なり。其御子に大國主神御在し坐して天下に御功高く御在し坐すなど、皆素戔嗚尊の餘光とも申奉る可き程の御事なる者なり）○取は御子とし給ふ事を云ふなり、俗に婿に爲る事を婿取と云ひ、養に爲る事を養取と云ひ人の子を養ふ事を取子と云ふ取此に同じ、第三一書に如生レ男者予以爲レ子而令レ治ニ天原一と云ひ、故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ赤心一、便取ニ其六男一以爲ニ日神之子一令レ治ニ天原一と有る取も此に同じ、○予養は比多志給比伎と訓むべし、例は寶鏡出現章第二一書に奇稻田媛を遷ニ置於出雲國簸川上一而長養焉と有る長養を比多志と訓り、天孫降臨章に故皇祖高皇產靈尊特鍾ニ憐愛一以崇養焉と有る崇養を加多氏と訓給有と有る、加ぞ此は上立の語にて貴御子と爲て傅かしき育て給ふを云ふなり、其第五一書に天神之子可ニ以私養一乎、海神豐玉有ニ第三一書に豐玉姫有海驚一、留ニ其女弟玉依姫一持ニ養兒一焉、其第七一書に亦云彥火火出見尊取ニ婦人一爲ニ乳母湯母及飯嚼湯坐一、凡諸部備行以奉レ養焉、于レ時權用ニ他婦一以ニ乳養ニ皇子一焉、此世取ニ乳母一養ニ兒之縁也、是後豐玉姫聞ニ其子端正一、心甚憐重、欲ニ復歸養一、於レ義不レ可、故遣ニ女弟玉依姫一以來養者也と有り、此事を古事記にも然後者雖レ恨ニ其伺情一、不レ忍ニ戀心一、因

治二養其御子一之縁上、附二其弟玉依毘賣一而獻レ歌之と有りて、唯養と有るも持養と有るも治養と有るも比多須と訓みて此に同じき者なり、又出雲風土記神門郡高岸郷條に所レ造二天下一大神御子阿遲須枳高日子命甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建二高梯一而登降養奉とも見えたり、言意は古事記（玉垣宮段）に又命詔何爲二日足奉一、答白取二御母一定二大湯坐若湯坐一宜二日足奉一、故隨二其后白一以日足奉也と有る日足是正字なり、萬葉十三（二十八丁）に何時可聞、日足座而、十五月之、多田渡思家武登、吾思、皇子命者とも有り、私記に比太須者猶如二日足一也、言凡人子初生之時、甘微甚少而漸々長養日豐稍足矣、故謂レ養レ長其子一爲二日足一耳と有るは實に然る言なり、（右は若子を長なすを比太須と云ふなり、倭姫命世記に大足彦忍代別天皇二十年庚寅歳、倭姫命年既老者不レ能レ仕、吾日足奴止宣夫と有るは御年の甚く老させ給へる事を日足奴と宣へるにて言は此に同じ、通證韓愈文子二養億兆一と有り、藻鹽卷廿四丁に漸々御齡足り御在し坐して云々）借此に谷川士淸說に所レ生在二素尊一、故日二取而子養一、非二後世養子之言一也と有るは然る言にて、物根は日神の御物なれども乞度して御子を生み給へるは素戔鳴尊に御在し坐す故に、其理を述べて此を取り給ひ日神の御手にて日足し奉らせ給ふ御事を云ふなり、若て古語拾遺には天以天照太神育二吾勝尊一、特甚鍾愛、常懷二腋下一稱曰二腋子一（今俗號二稚子一謂二和可古一是其轉語也）と有り、此は甚く御鍾愛の餘に常に御腋に懷かし御在し坐して子養奉らせ給へる故に腋子とも稱奉りけめども、此を以て稚子を若子と云ふ事の本に係けたるは自註の誤なり、貴和久と云ふ言然る事に出でむや、傳七稚産靈神の下に委しく云ふを見て知るべきなり、借懷二腋下一と云ふ事は萬葉二（三十九丁）に吾妹子之、形見爾置、若兒乃乞泣毎、取與、物之無者、烏穗自物、腋挾持、又（四十丁）吾妹子之、形見爾

置有、鎌見之、乞異別、取妻、物之無者、男自物、鎌挿持、三（六十丁）に鎌挿、見乃往惟、鎌自毛惟、自見悩見など有るに同じ、勝れて鍾愛しむ所爲にし有りければ、故厭子と稱奉れるは鍾愛しみ坐して御許嫌ため御子と申奉る意なり、（厭子は右の如く若き御子の謂に非ざれば、右の今俗に稱子と謂和可古と是其轉語也と云へるは誤なる事を知るべし、其稱子は舒明天皇御紀歌などに和區果とこそ有りけれ和伎果と云へる其例無き事なり）○又勅曰、其十握劒者是素戔嗚尊物也は、古事記には先所生之三柱女子者、物實因汝物所成と有り、此三女神の生出御在し坐し、物實も右に引けりし第二一書より外は何れも此の如く十握劒より成出で給へりし由に傳へたれども、悉誤たる事、上に始めて舞へつるより次々議め云へるが如く、必ず瓊に因て成出で給へるならでは悉相叶はざる者なり、故此文は原本其物根則八坂瓊之五百箇御統者是素戔嗚尊物也と有けむ十握劒者是素戔嗚尊物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其八坂瓊之五百箇御統者是素戔嗚尊物也と有るを漢字二一書に天照太神則以八坂瓊之曲玉、浮寄於天眞名井と有りて、其八坂瓊より三女神の成出で給へる傳有るのみならず、八幡賓茂にて此を玉依姫命と申奉る御名御在し坐し、又別に市杵嶋姫命とも申すなど何れも玉に因れる御名なる由已に上に云へるが如く、殊に古事記には劒に因て成坐せるとは記しながら、其語中に奴那登母々由良爾の言有りて此八字以音下效此とさへ註されたるは、其原本には玉なりしを世に劒と誤て方に誤りて何時しか玉を劒に換へたると云ふまでにて未清くも削去らざりつるを、本の任に遺すられたりと見ゆれば、却に其書を猶る手當と成れるなど發に取りて足りぬ可き者なり、（但三女神の御方にのみ瓊を以て合へるにては非ず、其五男神の御方にも物根を劒として悉く相合る所有る由已に其條に後し奉る如し、此を以て予が第二一書を

取立して書古傳なりと云ふ事の私意に非ざるを曉りねかし）○此三女神悉是爾兒に古事記に物實因汝物所成故乃汝子也、如此詔別也と有る是なり、今其に依りて案かふには物實因汝物所成とは右の五男神の例にて、此三女神は天照大神の生出で給へる御子とは申せども物根は素戔嗚尊の御物なりければ、素戔嗚尊はしも御父の如く天照大神は御母の如くして二方に亘る御子に御在し坐せれども、爾兒と詔給へる其由縁に因て專素戔嗚尊の御女と稱奉れる事にて、天忍穗耳尊を打任せて天照大神の御子と稱奉ると相同じき事申すも更なり、故古事記には須佐之男命の大國主神に詔給へる御言に、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而と宣ひ、又出雲風土記に神門郡滑狹鄕須佐能袁命御子和加須世理比賣命坐之、爾時所造天下大神命娶坐云々とも有りて素戔嗚尊の御女とも御子とも申奉る御事なり、（其須世理毘賣命と申奉れるは此三女神を一柱として稱奉れる御名なる事已に註せるが如し、又同郡八野鄕須佐能袁命御子八野若日女命坐之云々と有るも其若日女命と申す事にて神屋楯比賣命と同神に坐せる、其即此三女神に御在し坐すを須佐能袁命御子と申せるなり）又天照大神の御爲にも御女に坐すが故に、遂に素戔嗚尊に授けさせ給へるのみならず各其女神等に御事依の御事共有り、第一の一書に汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也など有る是なり、此事に就て已にも引ける神宮雜例集に載せたる皇太神の御託言に、吾高天原在時素戔嗚尊乃云々所生三女神乎宇佐爾降居道中奉助天孫而爲天孫所祭詔之須勢理姫爲畜奉云々と有るには、御子とも御女とも宣はざれども然る意味なる御言なり假令宣はずとも正しく日神の生成し給へる女御子に御在し坐す物を、何でかは御子には坐さざらむ、又御女には御在し坐さざらむ、類聚三代格寛平五年官符に舊記云是天照太神之子也と有るを思ふ可し（其は謂

ゆる五男神は物實を以て申す時は主張たる日神の御子に御在し坐すとは申せども、其實は素戔嗚尊に生せ
は其御子を免かれさせ給はざると同じ御事なり）詔別也とは謂ゆる其落著を別けて詔給へるなり、上件の如く皇太神
は三女神を生み給ひ、素戔嗚尊は五男神を生み給へれども、其物根に原く時は五男神は日神の御子にして三女神は素
戔嗚尊の御女たり、又男神を乃取而子養焉と有るは天津日嗣に定め奉らせ給へるなり、女神を便授之素戔嗚尊と有
るは降して天孫を助け奉らしめ給はむとなり、如此く依し別けさせ給へるを詔別とは云ふなり、然るを記傳七（六十
丁）に詔別とは五男三女渾一に太御神と須佐之男命との御子にて本は何れが何れの御子と云ふ別は無きを、今始て物
實の事を尋ねて如此宣ふなり、「是此記の旨にして書紀と異なり」と云はれたれども、爭でか異なる所の有らむ、其
は詔別と云ふ事に深く力を盡されざりしからに然る覺き説は出來りけるにこそ、（詔別と云ふ事は古事記の其中卷明
宮段にも天皇即詔別者大山守命爲山海之政、大雀命執食國之政以白賜、宇遲能和紀郎子所知天津日繼也と有る
が如く、其一人一人に各其事を別けて詔給ふを云ふ事にて、此に彼五男神悉吾兒と宣ひ、此三女神悉吾兒と詔給
へるは即詔別と云ふ者なるを、如何にしてか思ひ漏されけむ）〇授之素戔嗚尊とは右の三女神を賜ひて其兒とし奉らし
め給へるなり、下章第三一書に素戔嗚尊の日神に申給ふ御言に、且吾以清心所生兒等亦奉於姉、已而還降焉
と有るに反對へて心得べき所なるなり、偖此三女神は右の如く授賜ふと雖も其天降坐せるは此より遙に後の事なり、
本一書に乃以日神所生三女神令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭
也と有り、第三一書に即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐嶋矣、今在海北道中號曰道主貴と見

見えたるは一書の因に依て此に記されたるにこそ有りけれ、古史徴（第六十四段）に右に引ける下文第三一書を記し來へて次に右の文共を書續けて段を成されたるは甚々諧なる古事になむ有りける、（第一の因に其行末の成行を云ふ一に寛けるよは古書の文法にて、譬へば其神にも在れ人にも在れ其古實に富りたる時に名を擧け・其末の事に後なる子孫の事をも文の首に加ふると全同じ例なり、後の條に合せ考ふ可し）故其素戔嗚尊の御素性にしも此御誓の末には上卓常十一一書に所見たる保食神の許に到り坐せる故事なり、次には寶鏡開始章なる御荒びの事又其に因て神逐はれの御事なり、然りと雖も素神等の罪過を償て神逐に逐はるゝ時なりければ、如何に爲てかは三女神まで御手執へ坐して天降り坐さむ・然れば其第三一書に云、後素戔嗚尊曰、諸神逐レ我今當二永去一、如何不下與二我姉一相見上而擅自徑去歟、迺復扇レ天扇レ國上二詣于天一、時天鈿女見之而告二言於日神一也と有りて、此再參升り給へりし時の御事なり、然るに其文に御誓して御子を生み給へる由に記されたるは、未に其男御子を奉らせ給へる御事の有るに牽かれて其より以前なりし事の再復の出でたるにて誤なる事論を俟たず、其文を續て次に於是素戔嗚尊白二日神一曰、吾所三以更昇來一者、衆神處レ我以二根國一、今當二就去一、若不三與レ姉相見一、終不レ能二忍離一、故實以二清心一復上來耳、今則奉レ覲已訖、當レ隨二衆神之意一自レ此永歸二根國一矣、請姉照二臨天國一自可二平安一、且吾以二清心一所レ生兒等亦奉二於姉一、已而復還降焉と見えたる、其は此に是時天照大神勅曰、原二其物根一則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劒者是素戔嗚尊物也・故此三女神悉是爾兒、便授二之素戔嗚尊一と有る續の其に至りて成れるなれば、日神の三女神に御命を令せて天降し給へるも其時ならずは何れの時とかは爲む、（其一例を云はゞ鏡火矢耳に吾名可能

命湊上津國手所口眞倍志、吾湊下津國手所何準由中長行隱給氏云々と有るは、伊弉諾尊より生ます給へるのみにて其

伊弉諾尊の否とも諾とも詔給はざるなり、其より後に種々の事共有りて後に絶妻之誓を建て給ひて終に其如く治賜へるに同じ御事にてなむ有りける）○筑紫胸肩君は和名抄郡名に筑前國宗像（牟奈加多）と有る其他に因れる氏なり、文武天皇御紀に二年三月己巳詔、筑前國宗形出雲國意宇二郡司並聽連任三等已上親と有りて、類史に延暦十七年三月丁亥勅、國造郡領其職各殊、今出雲筑前兩國、慶雲三年以來令國造帶郡領、託言神事動廢公務、雖有其怠無由勘決、自今以後不得令國造帶郡任、又國造兼帶神主、新任之日、傷皆取百姓女子號爲神宮采女云々と見えたり、此事三代格に、禁出雲國造託神事多娶百姓女子爲妾事云々、筑前國宗像神主准此と見えたり、若此くして胸肩君は上古には國造の職にて專神事を主と爲て仕奉れりしかば、一郡共に神領なりし故に式部省式には筑前國宗形郡爲神郡と見えたり、又郷名に遠賀郡宗像と有るは、隣郡なれば宗像の地を割て屬けたる故に地名と殘りて遺れる者なる可し、記傳七（六十四丁）にも引かれたる姓氏録（右京神別下地祇）に宗形朝臣大神朝臣同祖吾田片隅命之後也と見え、又（河内國神別地祇）に宗形君大國主命六世孫吾田片隅命之後也と有り、其大神朝臣同祖と云ふ事は同録（大和國神別地祇）に素佐能雄命六世孫大國主命之後也云々と見り但大國主命は[illegible]賜尊の御子に坐ませば、六世孫と云ふは其第一一書及古事記の誤を承けたる者ながら、[illegible]る所依る此大神に由有る御事なり、其は上に委しく註せるが如く大國主神須[illegible]に御合坐して生ませる[illegible]事代主命生せり、（其須勢理毘賣命と申すは此の三女神を合せて一神と坐す御名なる事已に其所に委しく云へり、古

事記に大國主神娶神屋楯比賣命生子事代主神と有るも其亦御名なる者なり）地神本紀の世系を考ふるに、素戔嗚尊兒大己貴神娶高津姫神生都味齒八重事代主神三世孫天日方奇日方命（亦名阿田都久志尼命）四世孫健飯勝命五世孫健甕尻命（亦名健甕依命亦云健甕之尾命）六世孫豐御氣主命（亦名健甕依命）七世孫大御氣主命八世孫阿田賀田須命と有れは大己貴神七世孫なり。然るに姓氏錄に六世孫と云ふ事は其（左京神別下地祇）に石邊公大物主命男久斯比賀多命之後也又（山城國神別地祇）に石邊公大物主命子久斯比賀多命之後也、又狛人野同命兒櫛日方命之後也と有りて、其天日方奇日方命を大己貴神の子と爲る崇神天皇御紀又古事記同趣の異説に依れる者にて、然る時は六世孫にて合へる者なり。故右の由に依りて其御裔の人等大己貴神事代主神にも仕へ奉れるは右の所縁に由れる者なり、其は其七年御紀大物主神の御託に天皇勿復爲愁國之不治是吾意也。若以吾兒大田々根子令祭吾者則立平矣と有る、其人は地神本紀に九世孫大田々禰古命（亦名大直禰古命）と有りて右の阿田賀田須命の子なり、又姓氏錄（大和國神別地祇）に賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神之後也。大田々禰古命孫大賀茂都美命（一名大賀茂足尼）奉齋賀茂神社也と有るは、同紀に十世孫大御氣持命十一世孫大鴨積命、此命磯城瑞籬朝御世賜賀茂君姓と有る此人の事なり、其神社は神名式に大和國葛上郡鴨都味波八重事代主命神社二座（並名神大月次相嘗新嘗）と有る是なり又其並に次大友主命此命同朝御世賜大神君姓、次田々彦命此命同朝御世賜神部直大神部直姓と有りて此時に嫡家庶流相分れたりと見ゆ、（此は殘闕出現章第六一書にて註す可き事なれども、此に又少し云はずしては何者の其大神を拜齋く由緒も詳ならざるが故に註すなり、此にて盡せりと思ふ可からず、其御子孫にして遠御祖神を拜齋く由緣を知らずは有るべからず）偖右の

天日方奇日方命は橿原朝御世勅爲₂食國政申大夫₁供奉と見え、大田々禰古命は崇神帝御世にて其間九世有りて、阿田賀
田須命は其命の父なれば、孝靈天皇孝元天皇の御世頃の人なる可し、宗像縁起に孝靈天皇四年に出雲國簸河上より筑
前國宗像に御遷行」と記せるは若くは、京より降りて齋初めたる年暦の事を大神の御鎭座の事と誤傳へたる者には非
じか、然るには其御鎭座の始はしも神世の古に在りければ、人世の事に係けても云ふべきに非ざるを思ふ可し、又第三
一書に所見たる如く此三女神は父豐前國宇佐宮に御在し坐すを、類史に弘仁十二年以₂大神宇佐二氏₁爲₂八幡大菩薩
宮司₁と有るに本[illegible]き臨時祭式に凡八幡神宮司以₂大神宇佐二氏₁補ₗ之、不ₗ得ₗ雜₂補他氏₁と有るも右の所謂に同な
く、其三女神はしも大神氏人等の祖と坐すが故に京より下りて祀奉り來れるに同じかりぬ可くなむ所思えたる、(但
宇佐氏は宇佐國造にて他姓の人なれども、其に仕へる豪族なるが爲にて、宗像大神に水沼君等が胸肩氏に相並び仕へ
奉れるに等し)天武天皇二年御紀に納₂胸形君徳善女尼子娘₁生₂高市皇子命₁と有り、其外歳の段に依れると見えて同
十三年十一月戊申朔胸方君賜ₗ姓曰₂朝臣₁と有りて八色の姓の第二に登させ給へり、續紀に慶雲五年正月戊申朔甲戌
詔曰、文人武士國家所ₗ重、醫卜方術古今斯ₗ崇、宜ₗ擢₂於百僚之内₁優₂遊學業₁堪ₗ爲₂師範₁者、特加₂賞賜₁勸₂勵後
生₁と有る中に、賜₂醫術正七位下胸形朝臣赤麻呂絁十疋絲十絇布二十端鍬二十口₁と有りて、又に天平十二年正月
戊子朔庚子授₂正六位上宗形朝臣等麻呂外從五位下₁と見え、同年十一月甲申朔丁酉、[illegible]赤坂頓宮、甲[illegible]陪從
文官并騎兵及子弟等₁賜₂爵人一級₁と有る中に、授₂外從五位下宗形朝臣等杼外從五位上₁と有り、同十七年正月己
卯朔乙丑、天皇御₂大安殿₁宴₂五位已上₁、詔授₂外從五位上宗形朝臣赤麻呂外正五位上₁と有る、此人を郡昧て近く侍

らしめ給へるは左の徴證などに有りけるにや、大同類聚方廿四巻古比介病條に、宗像神主正七位下宗形朝臣秀直之家之方と有るは其人の事なり、其卅七巻末尸門病の下に宗形朝臣阿吉麻呂と云へる此も同人か別人か、神名式に大和國城上郡宗像神社三座（並名神大月次新嘗）と有る、御社に仕奉るに就て已く筑前より分れたりし者と所見たり、（其事は此下に其御社の御事を委しく傳する所に云ふべし、姓氏録左京皇別に高階眞人出自諡天武皇子淨廣壹太政大臣高市王一也と有る、其外戚は胸形君徳善なり、然るを陽成天皇實録に元慶五年十月十六日大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准筑前國本社置神主以高階眞人氏人爲之と有るを考ふべし）其筑前國なるは世々郡領に拜され奉れりしなり、續紀に和銅二年五月庚申筑前國宗形郡大領外從五位下宗形朝臣等杼授外從五位上と見えたり、此等の事にて同六月辛丑筑前國御笠郡大領正七位下宗形部堅牛賜益城連姓、同四年閏六月甲子宗形部加麻麻伎賜姓穴太連と有れば宗形部と云ふも有りしなりけり、又天平元年四月乙丑筑前國宗形郡大領外從七位上宗形朝臣鳥麻呂奏可供奉神齋之狀、授外從五位下賜物有差と有るを同十年二月丁巳筑紫宗形神主外從五位下宗形朝臣鳥麻呂授外從五位上と出て此には神主と有り、同十七年六月庚子筑前國宗形郡大領外從六位上宗形朝臣與呂志授外從五位下と見え、又神護景雲元年八月辛巳筑前國宗形郡大領外從六位下宗形朝臣深津授外從五位下、其妻無位竹生王從五位下、並以被僧壽應誘造金埼船瀨也と見え、寶龜九年四月庚寅授筑前國宗形郡大領外從六位上宗形朝臣大徳外從五位下なども有り、又延暦十九年十二月戊辰格に、應停筑前國宗像郡大領兼帶宗像神主事、右得大宰府解偁、當郡大領補任之日、例兼神主、即叙五位、而今准去延暦十七年三月十六日勅、譜第之選永從停廢、擇用才能具

符曰、大領兼神主外從五位下宗像朝臣池守、十七年二月廿四日卒去、自爾以來闕[illegible]未得其人一、又據神祇官去延暦七年二月二十七日符一偁、今以後簡下擇彼氏之中潔清廉貞堪レ祭事一者上、補任神主、限以六年一相替者、然則神主之任既有其限、假使有才堪レ理レ務、兼帶神主居終身之職一、兼六年之任一事不穩便、請官裁一者、右大臣宣、依請、勅、郡司神主職掌各別、莫レ令兼帶郡司兼帶社主」と見えたり、然れども此氏人の大神に仕へ奉れるは甚古來無き所由有る事なりければ、其より後も猶郡司をば兼ねずと雖も世々神主たりしなり、古昔の事を語み傳へて實に由有る古の家族なりし事、是等を以て知るべき者なり、(因に云、右の金崎は萬葉七卷羈旅作に、千磐破、金之三崎乎、過鞆、吾者不忘、牡鹿之、須賣神と詠める所にて宗像郡鐘崎浦なり、神名式に見ゆる織幡神社一座名神大と有るも、其地に立たせ給ひて其宗像大神の別社と通ゆるなり、武内宿禰命と傳ふるは異なる事下に云ふを以て知るべし、綿浦は萬葉六卷に名寸隅乃、船瀨從所見、又名寸隅乃、船瀨之濱爾などいふ船瀨にて、同じる船瀨の事なり、)宗形氏は然る著姓なりしかども、何時しか衰へたりけるにや、通證に宗因曰、延喜十四年甲戌賜宗像朝臣清氏宗像朝臣姓一、任筑前守一、兼大宮司一、以來子孫相襲爲其職也と云へり、近世に名高かりし宗像大宮司是なり、貝原氏の筑前續風土記にも其說を受けて此說大江匡房卿諸社日安に見え、又吉田兼煕注文にも載レ之と云へり、宗像社大家記に宗像神社に此より以前に屢勅使を下されけるが、清氏に祭祀を被レ命れしより以來、勅使の下向は隔らる、清氏宗像に下り給ひて宗像を以て稱號とし田島里片脇と云ふ所に住せらる、其後代々社務の職なり(中略)按るに宇多天皇の皇子に清氏と云ふ人無し、或は古記に偶漏せしにや、清氏在職二十六年にして第二世氏男天慶二年より任せらる、

宗像社人の舊記に是より以下近世の氏貞に至る迄歴世皆中納言に任ず、世官なりしと云ふ、是甚不審し、公卿補任に宗像大宮司中納言に任ぜし事見え侍らず、是唯後世衰亂の時世變に乘ひて鄙里に於て私に中納言と稱して其實を自尊貴に稱しにや、然れば朝廷よりの勅任には非ざる可し。朝野群載第六卷白河院天皇應德元年七月廿七日の太政官符に正六位上宗像氏通を以て筑前國宗像社大宮司に補任せらるゝ由見えたり、其文に太政官符、大宰府應[下]以[二]正六位上宗形朝臣氏通[一]補[中]任筑前國宗像社大宮司職[上]事。右得[二]氏通、去四月廿九日解狀[一]、偁謹檢[二]案內[一]、當社之例、大宮司職滿之後、氏中以[レ]得[二]長者之者[一]、被[レ]補[二]任件職[一]、累代之例也。今氏通已當[二]其仁[一]、望請官裁、因[二]准先例[一]、被[レ]補[二]任大宮司[一]者、正二位權中納言兼治部卿太皇太后宮大夫藤原朝臣伊房宣、依[レ]請者、府宜[二]承知依[一レ]宣行[レ]之、符到奉行。右小史大宅眞人と有り、然れば大宮司中納言に非ざる事明白なり、氏通は世譜に第十世とす、但朝野群載と年代違へり、（中略）社人傳に曰、「醍醐帝延喜十四年甲戌清氏勅を請て大宮司と成り宗像に下り給ひしより、天正十三年氏貞の卒するに至る迄大宮司七十九世年數凡六百七十三年にして宗像大宮司の家亡びぬ」と所見たり、循吉の宗形朝臣は右に依るに後延暦十九年十二月に宗形神主を兼任する事を停められたるより、衰へたるか、又は亡びぬるか、甚々可惜しき事なりけり、後續風土記に第五十四世氏俊は後醍醐天皇の御時に當れり、足利尊氏君上に叛逆し奉りて都を逃下り、本國筑前國多々良濱に著かれし時、小勢にて其兵等疲弊なりしかば、九州の諸士未附屬せず、然るに氏俊其初に尊氏に附屬し、使者を遣して我宅に請待し、諸國に檄文を遣らしむ、是に依て九州の諸士漸々尊氏に屬せしかば尊氏等盛にして南北に打勝て、遂に上方に攻上り帝都を傾け奉り天下を奪へり、氏俊其勳功の者として朝廷に背き利て國郡に顯

ひ祈る化主識者の義只何ぞや、此時何て兵革の事に其のしより後世の子孫も亦然り（下略）と云へるが如し、神に仕奉る身に在りながら由無き戰ある事として其家亡びぬるは神慮情に然る可くもなむ有りける、第二一書なる日神の詔言に汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也と仰給へる大御命を嚢持せる大神に御在し坐す者を何でか天孫に背き奉れる惡奴を助くる神靈が後裔を守らし御在し坐さむや、甚畏立しき任に此筆を以て誅する者なり、〈予宗像大神に深く恩頼を蒙り奉る事有りて、一昨年安政元年閏七月二日神鏡を邊津宮に納め奉れる時今の大宮司を始として數多の祝等に祈請申さしめけるに人々予を主とする心にて當社の神寶を見せ申さむと云ふに、何なる御物なりやと問ひけるに、足利將軍の甲冑兵器を始めとして種々の物有りと云ひて取出ける時、予は心の直び夜因寢を思ひ居る事なりければ、見まじと否むに、猶強て見せしと進めければ予又強て辭みけるに、何にして見給はざると云ふに、右の云々の事共を委く論ひて予が奉る神鏡も其と一に置かるゝならば取返して奉らじと云へるに、然も有りなむには本殿に納め奉らむは如何と云へるに予悅ながら諾ひたる事有り、大凡世に古物を貴べるに然る類少からず、然る穢賤の物にても年立ては尊く見ゆる物なり然れども其物根を原ぬれば甚々穢らはしく汚き者なるを、寶庫に納めて宜べくこそ嘗々心得ぬ事なりけり〉〇所祭神也に古事記に此三女神者胸形君等之以伊都久三前大神者也と所見えたる是なり、神名式に筑前國宗像郡宗像神社三座（名神大）と有り、倍此大神の天降坐する御事は、第三一書に即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在海北道中號曰道主貴、此筑紫水沼君等祭神是也と有るが如し、日本紀に三女神更等に宇佐島、後在筑前國、故曰今在海北道中と云けるが如く、其初めて天降坐し地は豐前國なり、其より胸形大神と共

に出雲國又紀伊國に御在し坐して終に此に止住給へるなる可し、縁起に孝靈天皇四年に出雲國簸河上より筑前國宗像に御遷行ニと有るに、御父大神と共に天降坐しゝ始は彼簸河上なりつる傳の遺れる者なる可きにや、又紀伊國に御在し坐しけるには古事記の大穴牟遲神八十神に窘められ給へる件に、乃違ニ遣於木國之大屋毘古神之御所一と有るに御見五十猛神の御許に遁レ遣たるない、故隨ニ詔命一而参ニ到須佐之男命之御所一者、其女出見爲ニ目合一而相婚と有るに御父大神の御許に御在し坐しゝ證なり、然るに其を根之堅洲國にての事と爲るは、彼神達はれの後なる故に其事と心得て文を成せる者にて、古人の誤なる事傳十四に云へる如き者なるなり、然して其大神と相携へて遂出給へる後は、即爲ニ宇伎由比一而宇都賀氣理而至レ今鎭坐也と有るが如く、大國主神と共に出雲國に御在坐せるを云ふなり、又上にも云へるが如く古事記に大國主神娶ニ坐ニ胸形奧津宮一神多紀理毘賣命上と見え、又地神本紀に大己貴神娶ニ坐ニ邊津宮一高津姫神上と有るなどは、此三島に出雲より渡り住給へるにて其よりは後の事なり、右に引ける今在ニ海北道中一の今在は遍留に韓鄕之嶋と云へる、實に其如くにて有るなり、（此に異說有り、實觀出現章第四一書に素戔嗚尊帥ニ其子五十猛神一降ニ到於新羅國一居ニ曾尸茂梨之處一、乃興言曰、此地吾不レ欲レ居、遂以ニ埴土一作レ舟乘レ之東渡到ニ出雲國簸川上所在鳥上之峯一と有れば、三女神も共に彼地に天降坐して宇佐島へは其時著かせ給へるなどにや、朝鮮國金富軾が三國史記に、新羅國の境に其初且て人非す、其山を漢拏と云ふ、最高秀の山なるが宛から雲海の渺茫たる上に神靈和氣を降し神人三人を漢拏山の北毛興穴に化生し三神人同時に涌出す、其神名を高乙那、良乙那、夫乙那と云ふ、于時日本國王に七人の女子有り、四人は丹狄國に遣はし・殘れる三女に命じて云はく、西南海に山在りて神人三人を孕秀せり、此三神人同

を建てむと有るに妣偶無し、汝等往て事ふ可し、後世必子孫蕃えらむとて、即ち木綿に乗りて五十鈴宮の時を留へ且其へ
神人を添へて三女を行りて三神人の國に遂らしむ」と云へり、此三女神の天降坐しゝ御事を記傳へたるにもや有ら
む、然れども此に宇佐島を指て天降給へる謂なる古傳の有る上は取るべきに非ず）備前風土記に宗像大神日、天降
居於崎門山之時、以青蕤玉置奥津宮之表、以八尺瓊紫玉置中津宮之表、以八咫鏡置邊津宮之表、以此三表
成神體之形、納置三宮即隱之、因日身形郡、後人改日宗像と有る、此時を何れの時とかは思ふ、人皆其意を得
ざるに甚怪しき事なり、右の居於崎門山とは彼三島に住ませ御在し坐して大己貴神の嫡后道主貴命と申奉り、共協二
柱共に相誘はして天下を主領き所知食しゝ間の御事なり、然るに其三宮に表物を置て視黷給ふ御事の有りたるや、此
は天孫降臨當大己貴神の神の天御使に令白奉給へる御言に、今我當於百不足之八十隈將隱去矣、吾是幾隱と有る
其時の事なり、此事を第二一書なる天神の詔命に、又汝應住天日隅宮者今當供造（中略）又當主汝祭祀者天穗日命
是也、於是大己貴神報日、天神勅教懃勤如此、敢不從命乎、吾所治顯露事者皇孫當治、吾將退治幽事（中略）吾將
自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と有ると同意の文なるなり、右の天日隅宮は其國土を避去り隱れ給ひ給
ふ宮と云ふ事なり、躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と云ふは右に以此三表成神體之形納置三宮即隱之と云ふに異
ならざるなり、其は出雲國にて其大神の神體の形を留めて天日隅宮に隱坐しゝ并に、此居の御方にても三宮共に神
形を留置して現御身は三宮に隱り賛り給へるが故に身形宮とは云習へりしを、何時しか地名と成り郡名とは成れるに
て、其天日隅宮に身を納む由、身形は隱身の形代を遺せる謂にて其趣一に合へるを思ふ可し、第二一書に道中と有り、第三

一書に海北道中と有り、又此神名を道主貴と申奉れるからは、初に宗像と云ふ地名には非ざりけるを、其祠り給へりし後に身形と云ひ出でたるが訛りて宗像と云へる事風土記の趣なるを曉る可き者なりかし、（右の身形之形を古史傳三十六段に引かれたるに遠呂智美々之形と訓まれたるに非ず、記傳七卷に遠呂能美々之形と訓まれたるは國日身形郡と有るに引合ひて大に宜し、然れども猶遠呂智美々之形と訓むべきなり、又右の一書共に隱之を伊波布と訓めるは宜からず、此は其神體の形代を留めて大己貴神と共に八十隈に隱給へるを云ふなれば、遠久理麻志使と訓みて右に引ける御紀の文に合せ心得べき所になむ有りける、又右の八坂瓊紫玉は延佳が書紀の頭書に在るを取れり、其を八坂紫瓊玉と作る本も有れども、其は青瓊玉の字より混れつる如く所思ければ、今は其を取らざる者なり）然れば此宗像宮はしも大神の御身自御形を留めて隱給へる宮にし有りければ、天下に在らゆる此大神の宮所は多に在れども此に勝れるは無くなむ御在し坐しける、然れば此三女神の現御身坐しゝ當時は右の風土記に擧るに御住處には唯奥宮中宮邊宮と申し、御名には奥津島姫命中津島姫命邊津島姫命と申し、佗より其三島を號けては海北道中とのみ云ひけるにて、宗像と申すは幽顯別れて分れたる程よりこそ申習ひけらし、但其も身形を美能加多と唱たりけむを、良後に牟那加多とは申訛れる者なりけらし、長秋詠藻に、「里人は大幣小幣立並て牟那加多結ぶ野邊に成けり」と詠めるは更級ぶ詠める歌ならむが、彼には蒭靈（クサヒトガタ）に罪穢を移し棄る物なるが、其を草以て結成すに依て身形結（ムナカタムス）ぶとは云ふなり、此は事に別なれども其形代を指して牟那加多と云ふが同じきに因りて引でたる者なり、一身を牟と云ふ例傳四卷に云へり、上章第八一書に身中を牟久佐と訓み、景行天皇御紀に身體をも然訓めるを以て知るべし、即は胸の之の轉なり、牟那加多と云ひて

ふ事之宜の義相同じ）宗像記追考に第一神は海賊を集めて島を侵さ、居を造海の中に求め給ふは、其書に在る近に異國を降伏し給ふ可き由御告有りて彼島に留給ふ（下略）と有るは實に古傳なる可し、其は清和天皇貞觀十二年宗像大神告文に、我皇太神波掛毛畏支大帶日姫乃彼新羅人乎降伏賜時爾相共加力倍賜比天我朝乎救賜比守賜奈利、而今如此此篇押佰氣色乎露出奈毛、最是皇大神乃開驚乃慰志爾賜倍久物奈利と見えたる、此事紀記共に目ても可見ざる事なれども思合す可き事なん有りける、其は對馬島上縣郡三根郷佐賀村に宗形神社と申す古社有り、社傳に所祭神功皇后と應神天皇なり、古昔神功皇后新羅國より御歸陣の時此地に三流の神幡を建し置て異國を降伏し賞罪の永く之を賞で給ひ、武内大臣螺蝶を取りて放生し、勝國の法を被行れしより、今に至て放生會の儀隣國の法事故實有り、此八流の神幡は箕業胸形明神自織給へる所の幡なる故に宗像明神とも號し、又織幡宗形明神とも號し、又は宗像八幡とも號す、直旦の港に新羅人の頭塚有り、と云へるは、此三神を合せて八幡三所の状なり、宗像大神の自織給へる幡心得ずと雖も新羅國を降伏給ふ際に此大神を祭り給へる御幡を直に軍陣の御旗に用ひ給へりしなる可し、神功皇后御紀に皇后還二于橿日宮一。詔二（中略）以二千鋒尚銘二置三髮頭尾一と有る、其時の御事に就て宗像大神の御名は出ださ（れ）ずと雖も、此御旗を主とは此大神に頼奉られ給ひけるにや、下に引ける雄略天皇九年御紀に天皇欲二親伐一新羅一、神戒二天皇一曰無二往也一、天皇由レ是不二果行一と有るは此大神の御事なるが、征韓の御事に此大神の指揮を仰奉らせ給ふ故實は右の神功皇后の御例に倣はせ給へるにぞ有るべき、二十二社註式に宇佐八幡宮三所一八幡、二比賣神、三大帶姫神と有る、其比賣神は此宗像大神初天より降坐し、所にて神代よりの舊址なる由第三一書に所見たるが如し、

如此て何れの國にても八幡三所と申せるに比比賣神も共に崇かれさせ御在し坐す御事なるが、神功皇后帶中天皇共に深く其恩頼を蒙奉らせ給へる由縁に因て親しく並び御在し坐す御事には成れる者なりけり、（諸社式に留記云、人皇三十代欽明天皇御宇豐前國宇佐郡馬峰菱潟山現示宣云、我是人皇十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂也と有り、然るに或書に筑前國上座郡三根郷木坂山なる式の和多都美御子神社名神大の地に、仁德天皇四十一年癸丑冬十一月に神功皇后の神鏡を合せ祀給ひ、同郡佐賀村に在る所の神像を移して神體と崇め奉り、和多都美神社と號け、神功皇后を以て一宮とし、豐玉姫命を以て二宮とす、後に繼體天皇御代に至て應神天皇の靈を此神功皇后の相殿に配祭れるを、神體即有り神體なるに因りて八幡宮と號け奉る、然るに欽明天皇三十二年辛卯に神託有りて豐前國宇佐郡菱形池小倉山の邊に住給ふ可き由告げ給ふに由りて、則神託に任せ宇佐宮に勸請し給ひ直に本坂山本社の號を取りて八幡大神と號け奉る、と云へるに然も有りぬ可し、然れば和多都美神社に神功皇后、和多都美御子神社に應神天皇は相殿にて御在し坐しけるを、宇佐宮に坐す比賣神の御許に移坐して此より八幡三所とは成れる者なり、又其下縣郡和多都美神社名神大は天武天皇白鳳六年の本坂山なるを與良驛國府に移し祭れる故に、其本宮八幡宮に對へて新宮八幡宮と申すと云へり、但其與良は和名抄には見えざる驛名なれども、上に云へる三女神を由良比女神と申すに由有りて聞ゆめり、併此に或書とて引けるは其土人仁位信精と云ふが著せる稲荷勸請と云て二冊有る本なり）又神功皇后御紀に夏四月壬寅朔甲辰、北到二火前國松浦縣一而進二食於玉島里小河之側一、於レ是皇后勾レ針爲レ鉤、取レ粒爲レ餌、抽二取裳糸一爲レ緡、登二河中石上一而投レ鉤祈(ウケヒ)之曰、朕西欲レ求二財國一、若有レ成レ事者河魚飮レ鉤、因以擧レ竿、乃獲二細鱗魚一、時皇后曰、希見物也（中

跨）既而皇后則識二神教有一レ験、更祭二祀神祇一と有り、又次に皇后還二詣橿日浦一、解レ髪臨レ海曰、吾被二神祇之教一、頼二皇祖之霊一、浮二渉滄海一、躬欲二西征一、是以令三頭滌二海水一、若有レ験者髪自分爲レ兩、即入レ海洗之、髪自分也、皇后便結二分髪一而爲レ髻と有り、此二の故事はしも昔此宗像大神に誓奉らせ給へる御事なりけり、八幡愚童記に神功皇后任二神託一針を入レ海、三尺鉤に食付て上る、御髪を洗レ河、水神龍神二人の童女參りて御髪を二つに分く、此龍神女は豊島大明神水神女は宗像大明神と顕れ給ひけり。と有るは妄説には非ざる可し、又或諏訪熱田三島宗像嚴島の神達取合せて三百七十五人鹿島より四十八艘の舟に乘り給ふ。なども云へるは御紀には無き事なるを、社傳などに然る事の傳はりける者と所見たり、右に引ける宗像大神書文に大帶日姫乃、彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加レ力氐護賜弖、我朝乎擁護賜弖、と有る御事の少縁ならざるを思擬る可くなむ有りける、（右の愚童記は奥に享德五年九月三日快元と有りて信用の程せる者には有れども、斯る事共は古き社傳などの有りけむを取記せる者にして中々愛たき事になむ有りける、然れども中に八九は取用ひ難き事共にて古書に斯く合へる者は甚希少なる事なり、右の水神龍神と云ふ事は更に由無き事には有れども、中昔より然心得つる者も有ればなる可し、漢籍義楚六帖に日本國古今無二他姓一、有二龍神國一と云へるは已に其の説を聞傳へたるなる可し、又右の鹿島より舟立し給へるなども妄説なれども、其神名に用有りて引出つる耳なり、）又應神天皇御紀に三十七年春二月戊午朔、遣二阿知使主都加使主於呉一、令レ求二縫工女一（中略）呉王於是與二工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女一と有て、四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩二于明宮一、是月阿知使主等自レ呉至二筑紫一、時胸形大神有レ乞二工女等一、故以二兄媛一奉二於胸形大神一、是則今在二筑紫國一御使君之祖也と見えたるは、神託などの有りし由にして名は

せさせ給へるなり、神名式に宗像郡織幡神社一座（名神大）と有るは宗像七社の其一なるに、上に云へる如く對馬國の宗形神社を織幡宗形明神とも宗形八幡とも申奉れるを以て思合すべき者なり、文德天皇實錄に齋衡三年八月甲辰、授筑前國織幡神從五位下、清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授筑前國從五位下織幡神從五位上と有りて宗像大神の別社なるなり、又下に云へる如く、亦名を瀛日女尊と申し又織機姫神とも申す由なるを、此に就て思寄れるは、肥前國風土記に、基肄郡姫社郷、此郷之中有川、名曰山道川、其源出郡北山、南流而會御井大川、昔者此川之西有荒神、行路之人多被殺害、半凌半殺、于時卜求崇由、兆云令筑前國宗像郡人珂是古祭吾社、若合願者不起荒心、覓珂是古、令祭神社、珂是古即捧幡祈禱云、誠有欲吾祀者此幡順風飛往墮願吾之神邊、便即擧幡順風放遣、于時其幡飛往墮於御原郡姫社之社、更還飛來落此山道川邊之田村、珂是古自知神之在處、其夜夢見臥機（謂久都毘枳）絡垜（謂多々利）儛遊出來壓驚珂是古、於是亦識女神卽立社祭之、自爾已降行路之人不被殺害、因曰姫社、今以爲郷名と有る織女神は決く宗像大神に御在し坐して織幡神と申すも同義の御名なる可し、若くて其珂是古は決く智有者の族にて在るべきなり、此に就いて思ひ得たる事有り、其第二ノ一書中なるに云ふべし、（但和名抄に織女和名太奈八太豆女と有るは古語拾遺に見えたる天棚機姫神の御名を取りて號けたる者にして其とは別なり、此三女神に然る御功坐せる事は神代の古記には見えざる事なれども、右に註せる八幡の神號の本なども此大神に出でたるを見れば、正しく機織の事に御功坐せる事申すも更なり其織幡神社を武內宿禰命と云ふは當らず、宗像社說に宗像三社に織幡許斐を加へて五社と云ひ、弘大寺を加へて六社と云ひ、稻遠上を加へて七社と云ふ、

宗像大島に市杵島姫命を祭る社に鎮座すと有るを以て其別社たる事を知るべし、又筑前國續風土記に宗像郡田島村に鎮座大門神有り、宗像神事帳にも見ゆ、里民云昔神功皇后新羅を征給ふ時の軋を鎮ひし神なりと云ふ、今其神名に就て思ふに是見據る祀れる社かた不審し、と云へるは然る古にたむ有りける）又履仲天皇御紀に五年三月戊午朔、於筑紫所居三神見于宮中言、何奪我民矣、吾今慚汝、於是禱而不祠、秋九月乙酉朔壬寅、天皇狩于淡路嶋、（中略）癸卯有如風之聲、呼於大虛曰、劍刀太子王也、亦呼之曰、鳥往來羽田之汝妹者羽狹丹葬立往也、（中略）俄而使者忽來曰皇妃薨、天皇大驚之、便命駕而歸焉、丙午自淡路至、冬十月甲寅朔甲子葬皇妃、既而天皇悔之不治神祟而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君行於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君以推問之、事既得實焉、因以數之曰、爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也、既分寄于神車持部、兼奪取之、罪二也、則負惡解除善解除、而出於長渚崎、令祓禊、既而詔之曰、自今以後不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之奉於三神、と有る、此筑紫所居三神を釋紀通證に此宗像神社の御事と爲るは實に然る事なり、其下に天皇崩八日、五年春三月戊午朔宮筑紫宗像神社、坐于國內、上謂不禮と所見たり、其禱而不祠と云ふに其御祟は有りけれども然る事とは御心着き給はざりしからに神祟を治め給はせ給ふ迄には至らせ給はざりしなりけり、と有るを以て知るべし、此に依りて皇妃の已に崩給ひ、翌年天皇も引續きて崩御り御在し坐しけるは、甚も畏くしく可畏き御事なり、然るは此宗像大神はしも大日孁大神の御神と御在し坐しければ、相並びて御子たる所知食し御在し坐す故に斯る可畏き御崇は有りけるぞかし、後古事記に即位三年使由比而宇賀良在坐而不令滅也と有るを以て其大神の御

政を所知看し御在し坐す御事をば聞らめ奉る可き者になむ有りける、（其著明き跡を一二採出て云はむには、大國主大神御父大神の御所に參向給ひし時出て目合ひし相婚給へりし後に、其夫神を蛇室に令寢給へば其后神蛇比禮を授けて救ひ給ひ、又呉公と蜂との室に入れ給へば呉公蜂之比禮を授けて助け給ひ、又八田間大室に喚入れて其頭の虱を令取給へば牟久木實と赤土とを授けて終に御父大神の御心に愛く所思して御心安く御寢坐せるに至る迄の御計は、皆其后神と坐して後夏を輔相給ふに因れる事なり、此二三の事を以ても大己貴神の御功の良御輔に成らせ給ふ御在し坐しゝは更なり、總て此主女神の頭り御在し坐すべき御事を明らめ奉る可くなむ有りける）又雄略天皇御紀に九年春二月甲子朔、遣凡河内直香賜與采女、祠胸方神、香賜與采女既至壇所[註六]、及將行事、奸其采女、天皇聞之曰、祠神祈福可不愼歟、乃遣難波日鷹吉士將誅之、時香賜退逃亡不在、天皇復遣弓削連豊穗、普求國內縣邑於三島郡藍原、執而斬焉、三月天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰無往也、天皇由是不果行、と有るは此紀の宗像大神を令祭給へるなるが、壇所を祠壇と訓めるは神武天皇四年御紀に立靈畤於鳥見山中、と有るに同じく、大神を勸請る祭場を構へて令祭給へるなり、下文に天皇欲親伐新羅と有れば其故に令祠給へるにて、上に注せる神功皇后の御政に倣はせ給へる者なり、然れども其時は皇后選吉日入齋宮親爲神主と有るが如くに萬に御自其政を執行はせ御在し坐しゝに依て神祇の御助も殊なりけるを、今度は其大事の御祈には其事省て輕々しき状なりければ然る闕りなる事こそ有りけらし、事已に不祥き故に御軍勝たせ給ふまじきが故に、神戒天皇曰無往也と云ふ如き御教は有りける者なる可し、[註七]壇所は必攝津國にて右の凡河内直が卜居りし地なるにや、安閑天皇元年御紀に等

勅使一而、擇良田、勅使宣、勅宣於大河内直味張一と有りて惜みて奉らざりしかば、十二月己卯朔壬午行幸於三嶋一（中略）於是大河内直味張恐畏求悔、伏地汗流、啓大連曰、愚蒙百姓、罪當萬死、伏願毎郡以钁丁、春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絶、藉此祈生、永爲鑒戒、別以狹井田六町、賂大伴大連、蓋三島竹村屯倉者以河内縣部曲爲田部之元、於是起と有るも、右の香賜が三島郡藍原にて斬はれたるなどを彼此思合するに必其境なる可く所思ゆるなり、（通證に或曰攝津國豐島郡平尾村有宗像神祠と云へるは、攝津志に云へるを取れるなめり、然時は唯一時其神を祠る爲のみなれば其趾に神社などの有るべきには非ざれども、昔其境所なりし事を傳へて後に小祠を營み祭りけむも亦知るべからざる者なり）聖武天皇御紀に天平九年四月乙巳朔、遣使於伊勢神宮大神社筑紫住吉八幡二社及香椎宮一奉幣、以告新羅不禮之状一と見えたる、此を日本紀略に載たるも同じ事には有れども、右の筑紫には上に云へる神功皇后の新羅を降伏給へる例と履仲天皇御紀に筑紫所居三神と有るを合せて稽ふるに、必宗像神社の御事なり、然れば二社は三社を誤れるにこそ、宗像住吉筥崎にて三社と成れるを、筑紫の住吉と續く故に連て二社と誤れる者ならむか、仁明天皇御紀に承和九年七月癸巳朔乙未、遣使奉幣筑前國宗像神竈門神[illegible]奉幣、并有祟也と有るは、下に引ける貞觀十二年宗像大神告文に依りて考ふるに、其以前に、新羅賊兵の事にて、然る事度々に在りしと見ゆ、○右の竈門神社は延喜式に筑前國御笠郡竈門神社名神大と有る是にて、[illegible]元年の緣起にも宗像神と共に顯ち給へる、此神社にては玉依姫命と申來りて宗像大神に[illegible]べし）此等の御事には仁明天皇御紀に承和七年四月丙午、[illegible]宗像神[illegible]從五位下一と有る、此を[illegible]

神の次に載せたりと雖も、筑前國なる事著明きは次なる嘉祥の神階に合ひ天安の勲位にも合へるを以て知らるゝなり、文德天皇實錄に嘉祥二年冬十月乙巳朔辛亥進筑前國宗像神階授從五位上、仁壽三年二月癸亥加筑前國宗像神正五位下、天安元年冬十月乙丑朔丙寅在筑前國正四位下勲八等宗像神授正三位と有り、然るに同二年閏二月癸巳朔戊午在筑前國正四位下勲八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授正三位と有るは、社名と神名との精粗有るのみこそ有れ事の體同じきは重出りる者なる可し、清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉授筑前國正三位勲八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並從二位と見え、同二月廿日丙辰筑前國從二位勲八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授正二位、太政大臣東京一條第從二位勲八等田心姫神湍津姫神市寸島姫神並授正二位、此六社雖異實之同神也と有る、此東京一條第なるは今花山院家に坐す宗像大神に坐せり、此事次に別條を立てゝ云べし、又陽成天皇實錄に元慶五年十月十六日太政官處分、依請大和國城上郡從一位勲八等宗像神社准筑前國本社置神主と見え、類聚三代格に太政官符應充行宗像神社修理料云々、件神坐大和國城上郡其坐筑前國宗像郡從一位勲八等宗像大神同神也、舊記云是天照太神之子也、太神勅云、汝三神降居道中奉助天孫為天孫所祭者、今國家録有奉請奉幣件神是本縁也、唯筑前社有封戸、大和社未預封例云々と見り、此より以前に從一位を授け給へる御事見えねど雖も是從一位なる證文なり、此に因るに筑前國本社大和國宗像神社東京一條亭宗像神社合せて三社共に等しく神階を進め奉らせ給へるなり、若て下に云へるが如く幾程も無く小一條第の三神に正一位の極位を進め奉らせ給へりと思しき證有れば、此も大和なるも共に正一位に進み御在し坐すなりけり（此例猶有り、大和國添上郡春日祭神社四座並名

神大月次新嘗と有るは鹿島香取枚岡の三神を此にて祭れる事予已に春日祭詞講義に云へるが如し、然るに其三神の神階をは各其本社には奉られずて何時も春日に奉らせ給へる毎に本社も共に准らへて進ませ給へるなる趣に依りて思ふに、右の宗像本社の神階も京なるも大和なるにも奉られたるが本社のに成れるは本より有るべく、又其本社に奉られたるが其二の別社の神階に成れるも有るべければ相通はし心得べき事になむ有りける）又其清和天皇貞観十二年二月十五日勅して従五位下行主殿権助大中臣朝臣国雄を遣して幣を宗像大神に奉らせ給ふ其告文に、天皇我詔旨止掛毛畏岐宗像大神乃広前爾申給倍止申久、去年六月以来大宰府度々言上多良久、新羅賊船二艘筑前国那珂郡乃荒津爾到来天豊前国乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利、又庁楼兵庫等上爾依天有大鳥之怪爾天卜求爾、隣国乃兵革之事可在止卜申世利、又肥後国爾地震風水乃災有天、舎宅悉仆顛利、人民多流亡多利、如此之災比古来未聞止、古老等毛申止言上多利、然間爾陸奥国又異常奈留地震之災言上多利、自余国々毛又頗有件災止言上多利、伝聞彼新羅人波我日本朝止久岐世時与利相敵美来多利、而今入来境内天、奪取調物利天無懼沮之気、量其意況爾兵寇之萌自此而生加、我朝久無軍旅、専忘警備多利、兵乱之事尤可慎恐、然我日本朝波所謂神明之国奈利、神明乃助護利賜波、何乃兵寇可近来岐、況我皇大神波掛毛畏岐大帯日姫乃彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加力賜天、我朝乎救賜比守賜奈利、而今仰此[illegible]乎護賜毛是皇太神乃開闢給志賜倍物奈利、故是以従五位下行主殿権助大中臣朝臣国雄乎差使天、礼代乃大幣帛乎令捧持天奉出給布、此状乎平介久聞食天、假令時世乃禍乱止之天、上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛毛畏岐大神国内乃諸神達乎如還唱導岐賜天、未発向之前爾沮拒排却賜倍、若賊謀已熟、兵船必来倍久在波、境内爾入賜須之天、逐還漂没賜天

ヲ澆多之失賜フナ、自レ此之外ニ假令トシテ時世ノ禍亂トシテ上件ノ寇賊之事在ルベキ物ナリトモ、掛モ畏キ皇大神國内ノ諸神達ヲモ唱導イ賜ヒテ、未レ發向之前ニ沮拒排卻賜ヘ、皆悉未然之外ニ、天下ヲ躁驚ク無ク、國内平安ニ鎭護リ救助賜ヒ、皇御孫ノ朝廷ヲ寶位无レ動常磐堅磐ニ夜守日守ニ護幸奉給ヘト恐ミ恐ミモ申賜ハクト申スと見えたる、此にて此大神の大宗なる事も助給へる其大功は知られたり、又陽成天皇實錄に元慶二年十二月廿四日乙酉、遣二從五位下行伊勢權介平朝臣季長一向二大宰府一、奉二幣橿日八幡及姫神住吉宗像等大神一、其橿日八幡姫神別奉二綾羅御衣各一襲、金銀裝寶劔各一一、以下彼府言レ有二託宣一云新羅凶賊欲レ窺二我隙一、肥後國有二大鳥一集二河水一變、卜筮言二之怪一也とも所見たり、右の託宣とは同月十一日の下に是日大宰大貳從五位下島田朝臣忠臣等言、橿日宮有二託宣一云、新羅賊船欲レ向二我國一、宜レ爲二之備一と見えたる是を云ふなり、（但右の五神は何れも筑前國の神等なるが香椎宮は本より式外なり、其八幡は神名式に那珂郡八幡大菩薩筥崎宮名神大と有に當る可し、然るに姫神と云ふは式内にも式外にも曾て所見無し、故思ふに右の八幡も姫神も共に豐前國なるにや、神名式に宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮名神大比賣神社名神大と所見たる是ならむか、此比賣神と申すなむ此三女神には御在し坐しける、然れども社の異なる爲に昔より別神の如く思來る事なり）偖右の如く朝廷より祭らせ給ふ所は唯一所なるが如しと雖も、三社各所を異にしても今も奥津宮中津宮邊津宮と三所に立せ御在し坐す事猶古の如し、神威の顯盛に御在し坐す御事はた今天下に比類無しと申す計なり、右等の事も此に記し續がむと思成しかども、猶熟思ふに第二一書に就いて註す方見易くして可かりぬ可ければ、其に委ねつ、下を見る可きなり、此に次て右の大和國なると、東京一條第なるとは筑前本社と同等に

合祭は斯奉り給へる御社に御在し坐せば、先づ右の二社の事を明し奉りて然後に國々に御在し坐すをも申し顯はし奉る可き者なり、（但宇佐宮に御在し坐す比賣神は本より三女神に坐す事第三ノ一書に見えたるが如し、然れども彼宮は謂ゆる八幡三所の中に合祭る事と成れゝば、此に註さむ事中々に紛らはしかりぬ可き事共なれば、其を一附として下に委しく註し奉る可ければ此末には除くものなり。）○神名式に、大和國城上郡宗像神社三座（並名神大月次新嘗）即在し坐せり、同郡大神大物主神社（名神大月次相嘗新嘗）が始め奉りて其御由緒の神等多く其邊に隣り御在し坐せば甚々久しき神代よりこそ御在し坐しけめ、下に引ける元慶五年の太政官符に件社坐ニ大和國城上郡登美山一と有るに就て考有り、其は神武天皇御紀に戊午年十有二月癸巳朔丙申、皇師遂撃ニ長髄彦一連戰不レ能ニ取勝一、時忽然天陰而雨レ氷、乃有ニ金色靈鵄一飛來止ニ于皇弓之弭一、其鵄光曄煜狀如ニ流電一、由レ是長髄彦軍卒皆迷眩不ニ復力戰一、長髄是邑之本號焉、因亦以爲ニ人名一、及ニ皇軍之得ニ鵄瑞一也、時人仍號ニ鵄邑一、今云ニ鳥見一是訛也と有る、此鵄瑞はしも何れの神の御所爲とも詳ならざる事なれども、吉く其登美山に此神の御在し坐す事跡と爲るに足れりと云ふべし、然るは皇軍の連に戰ふと雖も利非ずして却りて虜の爲に襲はれ御在し坐す所なれば、此ぞと神の助け奉らせ給へりしなる可し、此大神には奉助ニ天孫一と云ふ日神の神勅御在し坐し、其御子事代主神はしも爲ニ神之御尾前一仕奉と宣へる大國主神の御申し有れば、其謂れに依て此宗像大神の靈鵄と化らせ御在し坐して助け奉らせ給へるにや有らむ、神武天皇四年紀ニ立ニ靈畤於鳥見山中一と有るは天神を郊祀らせ給へる事には有れども、此鵄瑞を得させ給へりしより追ひて御報賽と爲り奉る上に皇祖天神を祭らせ給へるに就て其元の鳥見山に祀はせ給へりけむも知るべからず、又古事記に此天皇の段に

阿岐國之多祁理宮七年坐と有るに、式に安藝郡多家神社（名神大）と有る其處にて、其神社も宗像大神なる可き事下に云へるが如く、又周防國佐波郡勝間神社の傳に、景行天皇十二年御紀なる熊襲討の事にも此三女神を祀らせ給へりし事下に云へるが如し、又彼神功皇后雄略天皇の征韓の御政に就て齋宮祭所を立て此宗像を大神齋奉らせ給ひ、又後世の事なれども此三女神を主として齋奉る八幡宮を乃矢神として祭らるゝ例有るを以ても、神代を去りて未遠からざる當時何でかは然る古傳をば忘れさせ御在し坐すべき、（其は其より以前に天降れる八咫烏はしも建角身命の化坐せるなるが同一年の下に又頭八咫烏亦入賞例と有るを以ても靈鵄の御靈を治奉らせ給ふ可き御事なり、譬如此思寄れる本は、垂仁天皇二十三年御紀に天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鵠度大虛、皇子仰觀鵠曰是何物耶、天皇則知皇子見鵠得言而喜之と有りて其鳥を令捕給へるに、終に得于但馬國と有るは固より大神の御心なりし事神賀詞壽詞に委しく考記せるが如し、然るに神名式に但馬國城崎郡久々比神社有り、其社を今宗像明神と申すを以て考ふるに、然る鳥にも化て皇子に言語しめ給へるなる可ければ、此御軍の時に鵄瑞を見はし給へるも必其大神にて、地理と云ひ事柄と云ひ能く相叶へればなり）陽成天皇實錄に元慶四年三月廿七日庚辰以大和國城上郡宗像神預於官社、坐太政大臣東一條第、又坐筑前國宗像郡、皆是同神別社也と見え、同五年十月十六日辛卯太政官處分、依請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准筑前國本社置神主以高階眞人氏人爲之と有り、此太政官處分と云ふは類聚三代格に元慶五年十月十六日太政官符に應准筑前國本社置從一位勳八等和州宗像大神社神主事（坐大和國城上郡登美山）右得氏人內藏權助從五位下高階眞人忠岑等解狀、偁件社坐大和國城上郡登美山、依太政官去年三月

廿七日符旨一項ニ官社ニ記シ、從二淨御原天皇御世一至二于今一氏人奉レ所レ奉神封幷國司色數物等、高階眞人某代々氏人官社事一（下略）と所見たるが是なり、此淨御原御世と云ふは御紀に天皇納二胸形君德善女尼子娘一生二高市皇子命一と見えたる、其德善と云ひし其人女を奉るに就て、住例たりし頃より其氏神の事にし有りければ、公廷に請して私に其神社を營みて筑前本社の如く其祭祀の事を行ひ初めたりけむ事次に云ふを見て知るべし、（予先には胸形君の筑前より上りし時など其本社を此に移し仕奉り初たるなる可く思ひしかども、右に引ける神武天皇御世に瑞端の有りけるなど少緣の事とも所思えざれば、其御世頃より形計の神社は有りけむを此に至りて興し祀られしなりけり、其は其氏人其祭祀を主らずして高階眞人世々其氏人たるを以て知るなり）又寛平五年十月廿九日の太政官符に應レ令レ行宗像神社修理料物代二備中一事云々と有りて、同日高階眞人忠峯等の解狀の文中に唯筑前社有二封戸神田一、大和國社未レ預二封例一、因レ茲忠峯始祖太政大臣淨廣壹高市皇子命分二氏賤年輸物一令二修理一以爲二永例一（中略）須下依二貞觀十八年六月二十八日格一申二請祖神封物一以充中修理料上（下略）と有り、此事年中行事祕抄宗像祭條に官幣不レ立氏人祭レ之と有りて、寛平五年十月二十九日格に被社氏人左少辨兼大學頭高階眞人忠峯等解狀偁件神坐二大和國城上郡一、其坐二筑前國宗像郡一從一位勳八等宗像大神與二同神一也、舊記云天照太神之子也、太神勅云、汝三神降二居道中一奉レ助二天孫一爲二天孫一所レ祭者、今國家每レ有二祈請一奉二幣件神一是其本緣也、唯筑前社有二封戸神田一、大和社未レ預二封例一云々と見えたり、此解狀は上なる元慶五年の度には非ずと見ゆ、其高階眞人は新撰姓氏錄（左京皇別）に出レ自二諡天武皇子淨廣壹太政大臣高市王一と有りて、其御母は胸形德善女なるに依りて、其御外戚の氏神として祭らせ給へるが例と成りて高階

眞人の氏神と崇奉る事とは成れりし者になむ有りける、（其例猶有り、桓武天皇の大御母は高野氏にて御名は新笠と申奉りて、田村後宮に御在し坐しゝ時今木大神を崇奉らせ給ひて氏神の如く拝斎かせ給へりしを、後に平野に祭らせ給ひて、桓武天皇の後王女は姓を賜りて臣下と成れるも其に氏神として拝斎き仕奉れるに同じき者なり）公事根源抄に宗像祭十一月上卯日筑紫の駒形社の祭なり氏人此を取行ふ（下略）と有るは當社の祭を云ふなり、然るに筑紫と云ふは其本社の祭を此にて執行へるにて、鹿島香取枚岡等の祭を春日にて執行はるゝに同じ事なり、氏人の事を抄物に宗像朝臣又は宗像朝臣なる由云へるは誤にて、右に謂ゆる高階眞人即其氏人なる事云ふも更なり、此御社を大和志に在春山村「今稱春日」と有るを予も其事かと信じ居たりければ、去し嘉永三戌年六月同六丑年二月江戸より京に上りける度毎に昔の御趾床しくて詣奉りける事有りき、然るに其翌年安政元寅年十月筑前國本社に詣たりし歸さ、又道を曲げて詣たる道に人有りて云ひけるは、宗像神社は其には非ず、同村玉井氏と云ふ舊家有り、立寄りて問給ふ可しと云へるが嬉しくて、春日神祠より直に其家に至りて事由を問求めたるに、其翁云ひけらく舊社は何の御世に絶えたるけるにや更に知られず成覺たりしを、今よりは二百年許にも成りぬ可し翁が家に種々なる怪異の事共多在りけるに、誰云ふと無く中島大夫の神體埋れ在る由云へるに就て家數の内を廣く掘採り求むるに更に物無く、唯後園の方に古き大岩の有りければ是なむ、其と掘入るに、幾許りの人にて數日掘けれども終に其根基を見る事能はざりければ、其低地を御池と成しけるに實に中島と云ふ狀には成れるを、其後神託の如き事の有りつれば其に社を建て祀れるを、然るにても甚可畏かりける故に其岩頭を少し缺取りて神體と爲し、神体田一段を附けて春日の社地に移して中島大夫と

祀れるなむ宗像神社には坐せども、其本社は我筑國の小祠なりとて拜ませたる、甚辱く所思まければ又更に春日神祠に歸參りて見奉るに、鳥居は北方三輪山に向へり、一町許も奥まりて西向に瑞垣有り、其中に左方は春日神四座六か、右に在るは若宮なり、其垣外に一條の徑有り外山より多武峰に越ゆる道なり、其上方左に小池有り、水社前に流る、下方右に六社明神と有り、祭神詳ならずと云へり、此るは筑紫三神と大和三座とを合せて然申すかと心得て今迄予が拜み居たりし社なり、但其宗像神社の絶えたるを惜しみて後人の建てたるらむも知り難し、偖其玉井氏より移し奉れる中島辨天は道を隔てゝ六社明神の方に東向なる小祠にてぞ御在し坐しける、例祭九月八日にて其玉井氏より祭來れりと云へり、若くは高階眞人氏ならむかと復し問ひたれども、予が家は千年餘傳はりたるとのみ云ひて外の話は無くて止みたりき、此大神を俗に辨天と稱傳むる當なれば然る謬を以て託給へるにも有るべし、又中島と云ふは宗像の中津島思ゐかしければ、實に其翁が云へる宗像神社の舊地は鳥見山の麓方北面眞下に在れば、其玉井氏の宅地なる事疑無かる可くなむ所思えたる、（又筑紫の中津宮の祭日は九月十二日なるにも據有り、右の外山村と云ふは宗像神宮の在りし櫻井の支邑にて、其東方に竝びて此邊古に磐余と云ひし地なり、予此に在りの如く度々至る事には同國宇陀郡五條縣の縣令内藤忠俊と云ふは親しき族なりければ、此傳を普くに就て神地舊趾などの搜索の事などを聞えても遺る道にても有り、又常に朝夕に拜み奉る大神に坐せば畏奉れるを、大和志の説に欺かれて可惜實も神田なれはむと有しく惜ほしくて委曲に憶せるなり）〇三代實録に所見たる太政大臣東京一條第の三神宗像社は今花山院殿の邸内に同在し坐せり、御家の傳に延暦年中閑院左大臣冬嗣公依洛陽守護之神に此則爲第小一條第寄進也と有れば、抑太政大臣

平安宮を以て不易の都と定めさせ給へるに因りて、大神も筑紫より御在し坐して大宮所を守護らせ給へるにて、從本助て天拜ニと有る御坂の側と共に齋らせ御在し坐さゞるなむ甚々尊く畏き御事になむ御在し坐しける、當時の御事なども筑前國本宮及大和國社と三所共に奉しき御宿拜なる事上に述せるが如し、三代實錄に貞觀元年二月卅日丙辰筑前國從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授ニ正二位、太政大臣東京一條從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授ニ正二位、此六社居攝レ異質之同神也と見え、又元慶四年三月廿七日甲辰以ニ大和國城上郡宗像神ニ預ニ於官社ニ、坐ニ太政大臣東一條第ニ又坐ニ筑前國宗像郡ニ皆是同神別社也と有り、然るに同五年十月十六日辛卯太政官處分依ニ前大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准ニ筑前國本社ニ置ニ神主ニと有るを以て、此にも此時從一位勳八等に齋ひまし御在し坐しゝ御事を明らめ申る可くなむ有りける、（其は右の元慶四年の度に右の三社を合せて皆是同神別社也と有るを以て相通はし知るべし、但貞觀元年の度に此六社居攝レ異質之同神也と有るも右に同じと雖も、此には大に子細有る事なり、其は上に委しく云へるを以て知るべし）右の貞觀の太政大臣は冬嗣公の御子忠仁公なり、同錄に貞觀七年四月十七日丁卯內藏頭從五位上藤原朝臣安方向ニ太政大臣東京第ニ、坐奉ニ新鉾御鞍等ニ、告文同ニ石清水ニと有り、其文に準らへて此を見るに天皇我詔旨止掛畏支太政大臣東京第爾坐田心姫神湍津姫神市杵島姫神乃廣前爾申給倍止申久、新宮爾造ゝ新鉾及種々神財可ニ奉出ニ而神財波日奉出己止畢太利、新鉾并御鞍等乎奉止念行須、此乎令遣防、爾代乃大宮出乎令捧持、使云々差天奉出給布此狀乎平介久安介久聞食天、天皇朝廷乎寶位無動久堅石爾常石爾夜守日守爾護幸給比、天下國家無事久護助給倍止恐美恐美毛申賜波久止申と云ふ文に據るなり、偖此次なる元慶のは昭宣公に御在す可し、又其御子貞信公を

小一條太政大臣と申なり、大鏡に二太政大臣忠平公小一條太政大臣と申す、朱雀院村上の御時までに御在し坐す云云、常に此三人の大臣達の參らせ給ふ料に小一條の南勘解由小路には石疊をば得られたりしかばまだ侍るぞかし、宗像明神の御在し坐せば洞院の袴の圖子より下させ給ふ、雨などの降る日の料とぞ承りし、大凡其一町は人選り歩行ぎりき、今は怪しき者も馬車に乘りつゝ見じ見じと歩行き侍るは昔の名殘に忝くこそ見給ふれ、貞信公は實に物なと申給ひけり、我より御位高くて居させ給へるなむ苦しきと申給ひければ、甚不便なる御事なる哉とて御位を申させ給へる也、と有り、右の三人の大臣達とは小野宮左大臣實頼公、九條右大臣師輔公、小一條左大臣師尹公に御在し坐して何れも貞信公の御子等也、又其我より御位高くて居させ給へる云々は、首に引ける如く元慶に已に從一位に御在し坐せば貞信公の天下申給へる當時正一位の極位を申給へる事決し、然れは筑前なるも大和なるも共に朱雀天皇村上天皇の御世頃共に正一位に進奉らせ給へる事申すも更也、花山院家の記に元慶元年被立官幣、後宇多天皇御宇頃二四度官幣一と有れども元慶のは所見無し、後宇多天皇御世の事は諸神記に建治二年御文云、東一條宗像者社三座元亨二式外之神一、而去年建治元依文依二神祭子細一可レ預二四度官幣一之由宣下了と有る是なり、其頃明元の神威申して在し坐る頃ほひなりしかば、其事を勘奏して四度官幣の例に預らせ奉り給へるなりけり、上に云へる請功王后の四例を見るに並て曉る可し、(建治は後宇多天皇の天下聞召す元年なり、四度官幣と申すは祈年月次相嘗新嘗の四祭に預らす諸へるを申すなり) 拾芥抄に近衞南東洞院東一町本名東一條云々、式部卿貞保親王家、貞信公傳二領之一、佳、小一條之冊異二之領宮、九條殿外宗冷泉院此所立坊花山院傳二領之一と有り、又筑前續風土記に花山院家記云、此亭元貞保親王家

也一清和天皇御子）貞信公相傳住二西宗一（小一條今宗像神社是也）時人以二此亭一號二東宮一、貞信公嫡二九條右丞相一、給泉院（右丞相外孫）於二此亭一有二立太子事一、與二貞信御所一、東宮之號當世俗之間有二稱一云々、其後傳二花山院御所一依二東宮之號一不稱二花山院一と師見たり、右二書の如くは元貞保親王の家なりしを、其後に藤氏に傳領せる趣に聞ゆれども、其始閑院左大臣冬嗣公の家なりしを忠仁公に傳はりて、清和天皇の降誕も此太政大臣東京小一條亭にて有りし事なり、其外孫に御在し坐すを以て貞保親王に此を進らせらはたる者なる可し。（楳戸在翁云はく唯今の花山院家の地往昔東一條と云ひし所なり、今宗像神社の前に小溝の有るを此を界として其北に有りける小一條なり、然れば其第内半は東一條半は小一條に係れる者なり）此宗像神社の相殿東二座御在し坐せる、一は稻荷神一は大石門別神なり、家傳に稻荷神昭宣公勸請と有り、此に就て考ふるに、大鏡に小野宮の南面には御髻放ちて出させ給ふ事は無かりき、其故は稻荷の杉の顯はに見ゆれば明神御覽ずらむに何でか無禮ければと宣はせて甚じく愼ませ給ふに、自思し忘れぬる時には御袖を被かせ給ひて驚き騷がせ給へる云々と云ふ事有り、此は小野宮にての事には有れども、御父小一條太政大臣貞信公の御許にて長り給へれば其事を思し遣りて稻荷山の方を打見遣せ給ふ毎に、深く忌愼しみて敬はせ給へるなめれば、其元此住にて起れる事と見ゆ、（又其社に副たる末社に命婦社と云ふ有り、家傳に昭宣公之時勸二請之一と有れば、此も稻荷より勸請されしと見えて甚古き攝社なり）大石戸別神は清和天皇實錄に、貞觀七年三月廿七日壬寅授二太政大臣東京第無位大石戸別神從三位一と有りて古き社なるが、其由來今考ふる所無しと雖、予が思ふる事は下に云へり、末社三所有り、一社は伴の乘日大神なり、東照宮に左大臣忠好公殊に神祀しく御在し坐しゝ由緒に緣りて祭

らせ給ふ所なりと云へり、命婦社は稲荷大神の使神に御在し坐す事者に云へるが如し、稲荷宗像三女神の御社にしも、古より右の花山院家に御在し坐して世々の沿革にも其所を替へさせ給はず、又古より度々の回祿にも逢はせ給はざるが故に幾百年をや経たりけむ、椎の大樹扶疏して恰も天雲の向伏すが如く廣り覆ひて、幹ぞ連なる洛中にも稀なる景由も有れは有る者なりけりと怪しむ計になむ有りける、其神氣の盛にして神々しく可畏き事、都の内に又も非じかと思ほしめらるゝは所がらにや有らむ、花山院殿世々其祭祀を勤めさせ御在し坐せば、天下に神社も多く有れども斯る貴人の朝夕に持齋き御在し坐す神は非すなむ有りける、然れは資業の本社は更なり大和なる北遠なる同神の別社にして勝ず更に無くして甚々尊く高き御社になむ御在し坐しける、(已にも云へる如く予此御社を知りて初めて詣で奉りしは天保十四癸卯年正月六日なり、其日より妙に奇しき御恩頼を蒙奉り初て、親司書義が始めて何くれと世共を肯進はし仕奉れりけるに、進みて學の力身に著く事を思えて、終に此傳を書成し奉る事に就ては、推謝しがてら又祈禱を兼ねて去々年安政元年六月に思立て筑前國本社に詣奉る事に成れるも、其始は此御社に紀り初めたる事にし有りければ、是とは寝とは朝夕に忘るゝ事無く怠る事無く信み奉りて有りけるに、日に添ひ月に増し年に知はれる靈徳にしも人には云ひ難き事なれども、我身には餘りに奇異に奈貴く思へる事共にて、書典には乏しけれども讀る文書を坐下になから指せずといふ事無く、財禄には豐かならざれども日を欄する得に東西に走り巡る事無くして、神の御寶君の御為又世の爲國の為人の爲に心の限り功績も立行く事たるは我身の上に斯計り赤しとも嬉しとも愼にしとも思へる事は無ぞあるなり、[illegible]の大神等の御恩忘る可からず)○又峰名大に由苑國芳野村[illegible]峰

社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）二十二社註式に松尾神社一座大山咋神（本社也）一座市杵島姫大神（市杵島姫命也）

素戔嗚尊御子）と有る、茲にて神代よりの鎮座なる由來已に傳中に委しく述せるが如し、然るに本朝月令に秦氏本系帳云、正一位勲一等松尾大神御社者、筑紫胸形坐中部大神、戊辰年三月三日天下坐松埼日尾（又云日埼岑）大寶元年川邊腹男秦忌寸都理、自日埼岑更奉請松尾、又田口腹女秦忌寸知麻留女始立御阿禮乎、知麻留女之子秦忌寸都駕布、自戊午年爲祝、子孫相承、祭大神、自其以降至于元慶三年二百三十□年と有り、其戊辰年と云ふは天智天皇七年なる可し、其日尾一名日埼岑と云ふは式内の櫟谷神社式外の宗像神社相並ばして大井川の西岸にて、所謂る嵐山の麓山を云ふ者名なりしを、後に櫟谷と改たるなる可し、偖其天下坐松埼日尾とは鎮座なれども御在し坐して筑紫より勸請れるが事なる可し、大寶元年自日埼岑更奉請松尾と云ふは、其戊午年より三十年の間其地に御在し坐せるを、大寶元年丁酉に松尾大神大山咋命の御在し坐す神社に併祭れるを云ふなり、其は大山咋神は其御子に渡らせ給ふが故に御祖神も一所に御在し坐す御事とは成れる者ぞかし（然して此宗像櫟谷兩社の相並ばせ給へるに、櫟谷神社の式内に入れるは其所に移給はざるが故なり、宗像大神は松尾に併祭れるが故に式社には漏れ給へるにぞ有るべき）色葉字類抄に引ける本朝文集に、大寶元年秦都理始立神殿と云ふは、本社大山咋神に並べて宗像中部大神の神殿を建て祟祀るを云ふなり、玉葉建久二年十二月七日條に、松尾行幸神寶御覽寶殿二所（中略）一所金銀幣一具無御鏡、是男體之故也、又女體之御殿不付平緒と有る、男體は大山咋神女體は其御祖宗形中部大神に渡らせ給へり、又東寺藏古文書の中に元久元年三月左日左辨官下山城國松尾社（中略）當社者當御祖社之御同體別宮第四之靈社也（中略）大史小槻宿禰と有るは、當時賀茂御祖

神社は、此御形中都大神に御在し坐す古傳を未失はざりし者なり、（此事已に上にも云へるや、猶此大に其御氣神の傳を立て、其は御形中都大神に御在し坐す御事を明らめ奉る可きなり、朝家第四之靈社也と云ふは當時二十二社を以て定め申せるにて、伊勢、石清水、賀茂、松尾と云ふ次第なるを以て也、時世に依て曉りつ可き事なり、）惜其大山咋神と申すは紹運録又神系圖に大山咋神（別雷神山城國松尾大明神山王二宮）と見え、八百萬神系圖に大山咋神別雷神松尾神也と有り、其別雷神は神名式なる賀茂別雷神社にて謂ゆる上賀茂の御神なるを、元暦本上記に上社事代主命と有り、異本舊事紀に針間命神社味耜高彦根大神、山代鴨上宮同神と見え、出雲大社小縁起に山城國加茂大明神若宮社第一王子阿式大明神是也と有りて其本宮は大和國なるを、神名式に葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社四座（並名神大、月次相嘗新嘗）鴨都味波八重事代主命神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）と二所御在し坐し、又葛木坐一言主神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有る此をも高鴨社と申せるを、傳八に註せる如く味耜高彦根神と申すは本體の御名にて荒魂を一言主神と申し、和魂を事代主神と申せるに、四條隆御本神社本記松尾社條に、大山咋神事代主命と崇替して社家傳曰一座と云ひて事代主命を合祭する事秘なり」と有るも、其元一神に御在し坐すに觸れる言も同ければ、得此中都大神は其大山咋神の御軀に渡らせ給へば、賀茂御祖神も同神に御在し坐す御事尤も審明なる者なり、）惜れば此大山咋神の傳のみは古事記を信み難き事にて、此を大年神の御子の列に誤り加たるは古へる此時も此を稱へたる如し）諸神記に宗像社大和國城上郡宗像神社三座、筑前國宗像神社三座、左京東一條宗像神社三座、松尾同體之神と有り、又近き物なれど筑前國宗像社舊古文書に、山城國松尾社當時臨時事等及退轉子細由緒條見之者也、然者其前

同宗像社者[illegible]三神一體之事[illegible]、[illegible]同國[illegible]之志[illegible]勤例中[illegible]可レ令下[illegible]給上者、天氣如レ此、仍執達如件、天正五年十月廿四日右上伯中將殿、左中將（花押）と有りと云へり、右文に當社と云へるは松尾社を云ひ、本社と有るは其宗像社を云へるなり、今造津宮の前に松尾神社有るは右の古記に依りて大山咋神を併せて其地にても祭り來る事と所見たり、（但松尾にて智彬中都大神と申せしは中津宮にこそは有るべきに、此に在るは如何なる事なれども、三神一體の御事にし有れば何方にても有りなむ、偖右の天正五年は正宮司氏貞の時なれども、同十三年に其人沒て家絶えたりしかば、宗像より如何計らひ申けむ知らず）因云右に云へる櫟谷宗像兩社は共に松尾七社の其一なり、若て其櫟谷は舊名松埼日尾とも日埼岑とも云ひける地なりし事右に云へるが如し、三代實錄に貞觀十二年十月十七日近[illegible]葛野鑄錢所ニ宗像櫟谷清水等小社在神等[illegible]鑄錢所[illegible]と云ふ事見えて其告文有り、天皇我詔旨止宗像櫟谷[illegible]申久、依ニ年序漸積貨幣已賤ニ、改ニ鑄新錢ニ為ニ貞觀永寶ニ、當乃寶鑄司路諸坊多爾依天、加不久之依山城國葛野郡ニ、今ニ鑄作ニ、令神社作乃鑄錢所爾近天、坐須仍所鑄作之早穗廿文乎左馬助從五位下多治眞人藤吉乎差使天、令捧持天、奉出給布、此状乎聞食天、國家平安爾、貨幣豐足之奉賜倍止申と見り、其五社の中に櫟谷宗像は兩社共に相並ばし御在し坐す事にて、百練抄に仁治二年八月七日今夜丑刻、櫟谷宗像兩社燒亡、御體同燒亡了、是松尾末社也と有るが如し、若て其櫟谷宗像兩社は大山咋神の御父母には御在し坐さじか、賀茂御祖神社にても御父母二神を祀祭らると雖も、專とは御母玉依姫命即宗像大神を主と祭り給へる故に御祖神を以て社名と爲らるゝが如く、松尾にても御祖神を殊に親しみ奉らせ給ふ由緣有る爲に、其日埼岑の宗像大神を大寶元年に勸請奉れ

るが故に、櫟谷神社の合祭らせ給へるが故、此一社即別に立て官帳に載れるを、宗像神社も其任に並置かるゝ處ら、會昌社に併祭れるが故に式文には載られざりける者なめり、(右に松尾七社と云ふは本社に月讀社櫟谷社三宮宗像社衣手社四大神社等の末社共に合せて云ふなり、其鎮座所に近き五社の中なる清水社と云ふも松尾末社にて、葛野郡萬石村に在り、三代實錄に貞觀十二年四月三日授山城國正六位上澄水神從五位上と有る是なり、堰神は大堰川の北臨川寺の西に在りて此も松尾末社なり小社神は此も其末社の例なる可し、傳八巻に云へるが如く事代主神の后神溝咋姫命を然申して、式の愛宕郡鴨川合坐小社宅神社是なり、社地未詳なる可し、又其櫟谷神社の神階は、仁明天皇御紀に嘉祥元年十一月丁巳朔戊午奉レ授山城國無位櫟谷神從五位下、清和天皇實錄に貞觀十年閏十二月十日授山城國從五位上櫟谷神正五位下と見えたる是なり、此御社の神階までを此に云ふに大山咋神の御父大己貴神なる可しとてなり)拾芥略要抄有行幸并勅使起と有る條の諸社部に宗像本社筑前國と有るも、此の宗像神社の本社は筑前國に在りと云ふ意なり、右に引ける秦氏本系帳に、筑紫胸形中部大神戊辰年三月天下坐松埼日尾(又云日埼山)と有るをも思合す可し、百練抄に寛文二年松尾社司注進、去正月廿七日辰時近邊山頽落大井川、塞清瀧前末社宗像社并石垣等と有る、近邊山は其日尾にて後に謂ゆる櫟谷なる事上に云へるを以て知るべし、東寺長文和四年の牒文に上久世宗像宮田と見え、又康安元年十月俗別當某文書に宗像社と云へるも此宗像神社を申すなる可しと或書の云へるは然る言なり、一此は風土記の意式には見えざる事なれども、出雲國杵築大社の内陸に御向社に並びて天前社宗像社とて有るなるは、御向社は須世理毘賣命、天前社は[illegible]命、宗像社は宗像三女神を祀れる由に云へるに合叶ふ者なり、○又[illegible]

に山城國愛宕郡賀茂御祖神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）と見えたるは、傳十に註せるが如く同郡賀茂別雷神社（亦名若雷名神大、月次相嘗新嘗）は謂ゆる賀茂大神にして、所祭事代主命亦名大山咋神の御祖に御在し坐せば此宗像大神として所祭る御璽なり、元暦本上記に自ニ神代一所ゝ頭上社事代主命下社大己貴命而已と見えたれども、本社は御祖宗像大神を主として崇奉れる事即御祖神社と申奉るを以て論無くなむ有りける、大己貴命と御妹背の御間に渡らせ給へども、其は固より女神の御社たるに其男神をも合せ祭れる者なり、故鴨氏人記にも鴨神體記にも、客御前大己貴命と見えたる如く、別雷神の御祖命を以て本とし。主と爲る御社なるものなり、御祖の事は傳八、に云へり、（然るに上社の別雷神を、建角身命の御女建玉依日咩命の生む所と云ふ説の有るは、山城風土記を美く得讀み說かざる僻事にて、彼と此と別異なる者なり、思ひ混ふ可からず）故其御祖神社二座の内一座は御祖神社にして左方に御在し坐す是なり、一座は謂ゆる客御前にして右方に立たせ給へる御社なり、何を以て然定むると云ふに、二十二社註式に鴨（號下社）御祖神（玉依日咩別雷御母大己貴神別雷御父）と見えたる是なり、又二十二社神體秘記にも賀茂御祖神社二座玉依姫命大己貴命と有り、是亦東西に左右に並び御在し坐せる證なり、又元暦本上記に鴨御祖皇大神宮三座、中所祭兒神素戔嗚尊、左神皇產靈尊、右大己貴命也と有るも、大己貴命は右方に御在し坐せる事を明らむる文なり、但右の兒神素戔嗚尊と續けるは、疑ふらくは素戔嗚尊の四字は細註にて素戔嗚尊の兒神なる事を證せる文なる可し、其は下に忍穗耳尊の御事を皇兒神（スメミコガミ）と有るに對へ稱せるにぞ有るべき、然れば此兒神と申奉るはしも宗像大神に御在し坐す事決くなむ有りける、（賀茂下上書傳記下鴨次第に、中を兒神とし左を大己貴命とし右を皇產靈尊と爲るは、左右相換

れども兒神と云ふ事同じきを、其下に素戔嗚尊と相合せるゝ其御兒神に御在し坐せる故なめり、素戔嗚尊は別に出雲井於神社大月次相嘗新嘗と有る是なり、橋本經亮云に今祭社是なり、祭神素戔嗚尊に坐す、井於と申すは洛東祇園社尾張津島社も同神にて、共に井上に社を建てたるなり　と云へるが如し、傳十卷に祇園社の御事を云へるを考合す可し、儀式文には二座なれども、右の元暦奏上記吉懷記の趣にては三座なり、然るに鴨神傳記には御祖大神宮中日女大神、左神日本磐余彦尊、右高皇産靈神、各御前大己貴命と有りて神僕を從る事現に右の如く、又鴨氏人記にも本宮左神日本磐余彦天皇、中媛大神、右高皇産靈尊、各御前大己貴命と見えて、合せて四柱には坐せども、本宮は三神を併せて一座と見ひ給ひて、各御前を共に御前神坐一座なる者なり、右の日女大神とも媛大神とも作るに、上に言へる素戔嗚尊の兒神に御在し坐して玉依姫命なる、即ち別雷神の御祖にして宗像の三女神を合せ奉る御名なる由上に註せるが如し、八幡宮相殿にも比賣大神御在し坐せる、其元は神名式に豐前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮（名神大）比賣神社（名神大）大帶姫廟神社（名神大）と有る、其比賣神の神代より鎭坐す地に後に應神天皇神功皇后を合祭りて八幡三所と成し奉る事下に云ふが如し、註式に、石清水八幡宮三座（式外）三所内（男體一）女體二（神功皇后玉依姫）と有るを、神社本記に石清水中應神天皇東神功皇后西三女神云々、三女神御頭髮也、本地[illegible]文殊菩薩中西東（一書善法寺如此）又拜三中東西一（田中坊善法寺如此）是傳三東玉依姫一（三女神）傳故也と見え、又近江國式作八幡社傳に中央應神天皇、左息長帶姫尊、右田心姫命湍津島姫命市杵島姫命此三神號三玉依姫命と有り、又下に引ける筑前國宗像郡なる八幡別宮を三女神とし、又玉依八幡宮を八幡別宮同神と云ふ事の見えたる、此を以て右の日女大神を玉依

命とも申奉る趣等を司らむ可き者なり、（此三女神の御身を合せて一柱と成らせ御在しまして大國主神の嫡后と成り給へりし御事は、已に上に述べたるを以て曉る可し、又下に引ける周防國[illegible]神社に宗像三女神を祀れるを、建武年中の古文書に其をも濟宮御祖社と有るなど思合す可きなり、）併此御祖神にしも右に云へる如く別雷神の御母神に御在し坐す謂たる事混ふ方無くなむ有りけるを、皇祖の意に取成し云ふなどは甚に誤たる者なり、神名式の大前に別雷神社を擧け次に此御祖神社を被載たるは即其御祖神に御在し坐す事由すら更なり、然れば別雷神の御父大己貴命よりは御母玉依姫命を此には主と崇き奉れるにて、其夫神には坐せども大己貴命は客神に渡らせ給ふ事此社號を以て明らむ可くなむ有りける、右に云へる如く此御祖神をば玉依姫命とも賀茂大神とも申奉れるに、後の物ながら神祇[illegible]に中宮大己貴神、下宮宗像三神也と有るも、後人の更に思寄るまじき事なれば傳承る所有るなる可く、又右に註せる如く松尾神社は何彰中都大神大山咋神を祀奉れる御社なるに、元久元年三月五日左辨官下文に「松尾社」と有る古文等に、當社者鴨御祖社之御同體と有るなど正しき證と爲べき文なる者なり、然れば松尾神社二座は賀茂御祖神社賀茂別雷神社を一に合せ祭れる御社にて、其御祖神は何彰中都大神に渡らせ給ひ、別雷神は大山咋神に御在し坐して實代主神に渡らせ給ふ事、右に註せる事共を合せ讀みて曉る可くなむ有りける、但此御祖神社に玉依姫命大己貴命二座には御在し坐せども、高皇産靈尊神日本磐余彦天皇二柱をも合祭らるゝ事今現に然り、然れども御祖神と申すは皇祖神の詞には非ず、別雷神の御母に御在し坐す由なり、又山城風土記に御祖多々須玉依媛命と有るは、建角身命の御女にて片岡神の御祖にて同名異神なり、其委しきことは別に神武天皇二年御紀の下に云はむを待てねかし」の神名式に

山城國宇治郡宇治彼方神社〔鍬靫〕風土記に兎道郡宇治彼方神社宗像神也、崇峻天皇三年始奉レ祭山〔加鍬靫〕と有る是なり、此宇治彼方と云ふは大和國の京なりし時宇治川を界として宇治を内の心に取成し、川の南西を此方とし其東北を彼方とは云ふにて、今京より云ふ時は其遠近違へりと雖も舊稱を改められざるなり、川に然云ふ例は出雲神賀詞に彼方能古川岸此方能古川岸爾と見えたるが如し、或說に今宇治橋東なる離宮八幡なりと云へるは實に然る可し、上にも註せるが如く應神天皇を八幡大神と稱奉れるも、此宗像大神の靈威を崇め奉らせ給へるに因れる事由すら更なるが、上に其八幡の本宮と御在し坐す宇佐宮は、此三女神を本として祀奉れるに起れるは、實に此大神の鎭坐す彼方神社即八幡宮なる可き事、下に云へるを合せ見る可きなり、百練抄に、宇治離宮明神授二一階一、と有るは此御神の御事なり、山城名跡志に離宮八幡在二橋寺南二町許一、鳥居（西向木柱）拜殿（向二午未一）宮（同）所レ祭八幡三所（同二石清水一）と有れば、中應神天皇左神功皇后右三女神にて謂ゆる宗像神に御在し坐すなり、又同書に若宮在二同所東山下一、所レ祭應神天皇御子菟道稚郎子也と有り、又此地は上古菟道稚郎子の御所なり、故離宮と稱すと云へるは然も有りぬ可き事なり、（今此離宮の地を彼方町と云へり、拾遺愚草に彼方や遙けき道に雪積り待夜重なる宇治の橋姫、夫木集に彼方や都の辰巳誰住て眞木の炭竈烟立らむ、など詠めるは此地なり、又神社考評備に云、永平年中藤原忠文伐二平將門一、然賞不レ行、因怒死、其靈即宇治離宮神也と有る、其は今大宮と號けて別に一社有れば此彼方神社に非ず）

○山城國式外愛宕郡八坂鄕祇園社の攝社に美御前と申す御在し坐せり、神祇拾遺には美女御前三女神也と見え神社啓蒙にも社家流云、素戔嗚尊所レ生之三女神也と有り、社記に美御前三座田心姬命湍津姬命市寸島姬命也と有るは宜しけれ

ども、是本社金德の神たるに依て水德の三女神を以て相生せむが爲に祭るなり」と云へるに、例の五行家の妄說にして云ふにも足らざる事なり、本社素戔嗚尊に御在し坐す上は其長女に坐す此神を何でか此に祭かれ給はざらむ、但夫御前と云ふは三御前と申す事ならむを、三を美の字音に換へたるより再轉して宇都久志と訓む事に成り、又後に三轉りて美女の字をも用ふるには至れりけむかし、(攝社の中に相光天王と申すは五十猛命大屋津姫抓津姫命を祭り、後見殿と申すは大己貴命に御在し坐すなど、何れも素戔嗚尊の御子神に坐すを、殊に大己貴命とは御夫婦の御間に渡らせ給へれば並御在し坐すべき理なり、美御前社在二本殿東西向一と云ひ、相光天王社在二拜殿東傍西向一と見え、後見殿在二本殿艮間南向一と云へり、但後見殿は脚摩乳手摩乳神と云ふ說も有れば、大己貴命に其二神を合祭れるにも有るべし、寶劍出現章に吾兒宮首者卽脚摩乳手摩乳也と有るを思合す可し)○又市姬社と申す有り、古左京右京職に屬て東市司西市司と云ふ有りて貨財器用絹布の類を交易する所にて有りし也、次に引ける金光寺緣起に、閑院左大臣冬嗣公の思立に依りて東西市司に市姬神を崇め奉る由に云へるは、上に註せる小一條第宗像大神の起原に相同じき事なり、名跡志に市中山金光寺(中略)市姬社在二堂北西面一、當寺開基承平年中空也上人市姬の神勅を得て所レ開なり、以二藥師佛一爲二本尊一今の藥師是なり、地は彼社故に市中山と號す、又市屋道場と稱す、昔大内の在りし時諸品を商ふ所にして其方境大なり、市場在二洛城東西一、其司職を市正と云ふ、是卽百官の一員なり、此所は東市の地にて七條の北堀河の西なり、其市場に所レ祭なり、(下略)」と云へり、此言の如くならば已く市司にも寺を建てたりし者なり、但右の市姬の神託を得て藥師佛を本尊と爲る由に云へるに、其市杵島姬命の夫神は大己貴神に坐して卽藥師佛に渡らせ給へ

ば、相共に當かれ御在し坐さむ事を乞ひ給へるを、何の佛に取成し作りたるにぞ有るべき、又同書に「古老作傳稱云、四月酉日松尾神の旅所に向ひて再拜作法を成す、是郎松尾神客也上人の法德を稱美し給ひし由緒なり」と有れども、松尾大神何ぞ客也が法德に即可し給ふ事有らむ、思ふに四月上申は松尾神社の祭日なり、當社市姫神は其市杵島姫命同神に御在し坐せば、松尾大社の祭日に其旅所に向ひて拜祭せし古式の寺家に傳はれるに就て然る妄言をば設けたる者なる可し、（職員令に東市司正一人掌二財貨交易器物眞僞度量輕重賣買估價禁察非違一事と有れば、古には市正なりし人其祭祀をも併主れるが後に市司は廢れて亡たり、寺家は與りて隆えければ、主管など市正の職びを成して松尾神社の祭日に作法は行へりけむを、客也が事に係けて云傳ふるなり）山城志に市姫神祠在二六條高倉小路一、今光寺界内．舊在二七條北堀河西市町一、金光寺縁起文曰、東市屋市姫大明神三座、延暦十四年五月七日勅二相國冬嗣公一奉二宗像大神于東西市一、因號二市姫一、當時今晩在伺之後買二餅饅於祠前一例也、事見二山槐記一と有り、此にて宗像大神が市場に齋奉れるには市姫神と稱奉れるを知るべし、積家々集に、市姫の神の齋垣の如何なれば商ひ物に千代を積らむ」と有るを顯昭注に引て、市姫とは市場に祝ひたる神の事なりと見えたり、倩此市は物と物と相換ふる事なるを以て思ふに、第二一書に、天照大神と素戔鳴尊と物根を相換取らせ給ひて、其例に成奉らせ給へる神なるを以て市姫と稱へるなる可し、又下にも云ふが如く此大神はしも黄金を司どらせ御在し坐す所由の有れば、今世の如く貨財を主として用ふる事と成りては殊に齋く可き神に御在し坐すなり、其時世に隨ひて考へずは有るべからず、又安藝國佐伯郡伊都岐島神社（名神大）の六月十七日の祭禮にも、諸國より商賈の輩群湊ひて大に交易の市を成せる、其宮島市と云ひて人々

の利潤に拠りたる事なれども、其本所に神事の如く使はれたるも此大神を市杵島神と申奉る所由に謬る事を知るべし、然れは彼是を喚し左右を通に十四に於て更て古本あるべき神に唯宗像大神のみおはしまし坐しける、第二十一巻に其時大国太神詔素戔嗚尊曰、以吾所帯之剣、今奉汝、汝以吾所帯八坂瓊之曲玉可以授予矣、如此約束共相換取、と有るを下に云はむことも共考へ合すべし、紀伊国神名帳と云ふ物に、名草郡市杵大明神在桐見庄宮村、所祭厳島神と有るも、右に云へる事共に合ひ、又諸国に市神社と申す此彼有るも、右の市杵島神に御在し坐して宗像大神に渡らせ給ふ御事申すも更なる御事なり、○又紀伊国名草郡神名帳に宮に大市姫命、相殿二坐素戔嗚尊、大山祇命、摂津大和大明神社、大国御魂神と有る、本殿三座は稲荷神社の祀神宇賀稲魂命、左素戔嗚尊、右大市姫命なると同じけれども、此に倉稲魂命の御在し坐さずして摂社に大国御魂神坐すも疑ふ可し、故思ふに此の大市姫命は大山祇命の御女なるには非ずして、同じ市姫命に坐すを、市の大なるに依て然並て申せるより、右の名草郡の市杵大明神とは別神の如く思はるるなる可し、其大国御魂神と申すは大己貴神の荒魂に坐せば市杵島神たる宗像大神に由有り、然れば右の相殿二座は後に祀ふ所にして、非神を大山祇命の御女なると思混へたる所為と見えたり、予寿永三年九月若狭国三方郡河原市村なる伊勢信前の許を訪たりし時、其地に市姫神社と云ふ有るを見たりき、今思へば其も市神を祭れる者なりけり、○神名式に大和国添上郡率川坐大神御子神社三座（並名神大、月次相嘗新嘗）有り、通証に今一座を神屋楯比売命に当てたるは非なり、其に古事記に大国主神娶神屋楯比売命生子事代主神と有りて出口詳なるを在るを、又紀に大己貴神娶奈…生一男一女見、…事代主神…高照光姫大神命と有るを

合せて高津姫神と同神なる事知らる、然れば此御祖神と御子神と共に相並び鎮在し坐して其御子神の方を主と成し奉らるゝ事、右に云へる稲尾神社と同神同例なる者なり、（賀茂にても別雷神社の主と御在し坐すに就て、別に御祖神社の立たせ給へるも亦此に同じき事、立後りて上に両社の御事を云へるにも考へ合す可き者なり、）猶其神屋楯比売命と申し奉るは如何なる義ぞと云ふに、倭に在る神なり、屋楯に屋建にて宮造の御事に因れる御名なる可し、其は出雲風土記に、神門郡高岸郷所造天下大神御子阿遅須枳高日子命甚昼夜哭坐、仍其処高屋造而坐之、即建高椅而登降奉養故云高岸と云ふ事も有るを思合す可し、其味耜高彦根命事代主命同神なる事固より論を待たず、又に右の高照光姫大神命下照姫命同神なる由已に云へるが如し、同記に同郡多伎郷所造天下大神之御子阿陀加夜努志多伎吉比売命坐之故云多吉と有る、其神を内山眞龍翁は下照姫命なる由云へるは然る説なるに就て其名義を考ふるに、阿陀加夜努志は、高屋主にて高屋に高處を云ふなり、多伎には高城の義なる可からむを、出雲神賀詞に賀夜奈流美命とも申せる其も高屋在支命と申す事にて、共に其も此も御祖神屋楯比売命より出でたる御名なる者なり、所れば同郡八野郷須佐能袁命御子八野若日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命将娶給而令造屋故云八野と有るも、屋を造り坐さす給へるにて屋主若姫と申す義なる事、猶下に述ぶるを以て知るべし、共に須勢理毘売命の事なり、（此神社の由来を此に云はまく欲かれども、下に事代主命を祀れる神社の御事を一々に註し奉れる所に云ふべし、賀茂（出雲）郡六一〔社〕の條見る可し）又式に同郡高鴨阿治須岐託彦根命神社四座（並名神大、月次、相嘗、新嘗）と有る、此四座の中に見神と申し奉るは其宗像大神に坐す事上に委しく註せるが如し、其は元慶年中上表に欽明天皇二十六年丙〔申〕二月〔朔〕

大和葛木鴨遷日村乾本所レ祭三座兒神皇神兒以二味耜高彦根命一跨レ之地に依レ神宣一遷二山代別雷山一、遷二味耜高彦根命一止、葛木鴨、以二吾勝尊奥二兒神一奉レ祭二餘山代一以二皇兒神一（忍穗耳尊）祭二上社一以二兒神一（素戔嗚尊）祭二下社一と有るを、兒神を先には素戔嗚尊の御事と思ひしかども、後に熟考ふれば素戔嗚尊の兒神と申す事にて、此時の御誓に依て成出でませる御在し坐す五男三女神共に天照大神素戔嗚尊二柱に由縁ある御子には坐せども、其男御子は日神の御子として天統を所知看すが故に此を皇兒神と稱奉り、次に女御子は素戔嗚尊の御子として授け降し給へれば此を以て唯に兒神と耳申做へりし者と所見たり、右にも註せる如く賀茂御祖神社には此導大神を主として齋奉る所由を思合せて曉る可くなむ有りける、（右の四座の御事を今其記に就て思ふに、一は兒神にて此導大神に從らせ給ひて味耜高彦根命の御祖に坐し二は皇兒神に御在し坐して、御父大国主神と共に此國土を造て奉らせ給へる神に坐す故に右の二神に陪從奉らせ給へりし者なり、三は此社の主と坐す味耜高彦根命に坐す事申すも更なり、其四は下照姫命に御在し坐す可くも思ひしかども、其は地神本紀に坐二倭國葛上郡鴨一と有りて、神名式に大倉比賣神社一名高鴨社と見えたる是なる故姑神にて御在すらむ、又は下照姫命が未考へ得ず）○又同式同國高市郡鴨事代主神社同座（並名神大、月次相嘗新嘗）社說に所祭事代主命建御名方命高照姫命下照姫命四座なりと雖も、上に辨へ云へるが如く舊事紀には高照姫命と下照姫命とを別神に擧げたれ共、古事記に高比賣命亦名下光比賣命と見えたるが如くにて亦名なる事著明ければ、舊事紀に大己貴神娶二坐二邊都宮一高津姫神一生二一男一女一兒都味齒八重事代主神（下略）と有れば、其御祖高津姫神を然傳へ誤れる者なる可し上に擧げたる如く賀茂社記に見たり、大和の鴨にても高鴨にても、事代主神の御在し坐す所と

だに云へば、其御社宗像大神の靈の鎭坐す洞なるを思合せらば其見ひ學に遠なるなからし、出雲に坐す宗像大神は

御魂乎葉鳥乃神奈備爾坐と有るは此神社の事なり、此にては下照姫命を然稱申せると云り、其由は紀伊續風土記に云へれば

今云ふ限に非す）〇又同式に同郡葉鳥川上坐宇須多伎比賣命神社有り、大和志に今在二宇智村一稱二宇佐宮一と云へり、

其に因て思ふに宇須は宇佐の音を通はし云へるにて同じ事なる可し、神社考詳節に豐前宇佐明神は高津姫命の八幡郡坐者

後世之事也と云事の有るに依りて思ふに、今の宇須は宇佐の轉にて多吉比賣は湍津姫命の轉なる事決き者なり、舊事紀

に高津姫神と有るなど共に同じきを思ふ可くなむ、（類聚三代格貞觀十六年六月廿八日太政官符に飛鳥神之裔天太玉日

瀧賀屋鳴比女門社と有りて三社なるは、飛鳥坐神社とを合せたる數なる可し、但其裔と有るは本社を祖として云ふに

て神の遠裔なる山には非ず、倭此御社飛鳥の河原なる稻淵村の上方に在りて、森の木立繁さびて甚神々しき所に立た

せ御在し坐して甚く御隆え坐々すを、賀屋鳴比女神社は其より一町許下なる怪しき寺の側に、少やかなる小祠に有るか

無きかに立せ御在し坐すなむ心苦しき、今此を葛神（クツカミ）と申せるは如何なる事にか）〇大和國式外に宗像神社有四所郡在

し坐せり、大和志に吉野郡宗像神祠有二二座一、一在二川上莊下多古村奧宮由一、丹生峰之頂、流京分土遠山之下一、西南有

一瀑泉一、一名大瀑高三十餘丈、一名中瀑高十五丈許、一東在二市川莊中井傳田村一、與二沼田原中峰一其祭三一在二十

二村莊椿原村一、與二市中川一共祭祀、俱稱二辨財天一と有り、其祭來る由緒今此に記すとあるも、宗像神祠と申

奉る古名を以て傳はるは今も當社なる者なるなり、今有の三社共に辨財天と申す事は、宗像國仁何傳諸神社を始

め各國に在らゆる此大神の御社を然申し僞へる世中も有りての事なれば尤む可きに非ず、今國々なる宗像神社と申す

吉名は絶えて辨財天社にて傳はれるなりければ、然る心して尋ね奉る可き也）又吉野郡に弁才天女の大社有り俗に天川辨財天と申せり、大和志に在二坪内村一、天川郷二十一村相共供祀、正殿に市杵嶋姫命、又所十二小祠西有弁才三所清泉、其内有宗像日、… 有り、神名式に吉野郡大名持神社〔名神大、月次相嘗新嘗〕有り、又金峰神社〔名神大、月次相嘗新嘗〕御在し坐す、其は少彦名命を祀奉れば其御所縁に就て此に鎮坐ならむを、式社に漏給へるなむ口惜しき事なり、故思ふに此は宗像の中津嶋より勧請れるなどにや、天川と云ふ地名も彼嶋の天河に本著たる稱なる事傳十在に云へり、偖此は金峯の中なるに、此神の鎮坐す事は黄金を守給ふ由緒有るに依れり、同書に云へるを見て知るべきなり、同書に巻十八寅…「神號」とは見えたれども、社宮の下風に立ちて今は皆其民の如く成れり、（此社今は本山富山南渓の修験者大峯に入る時の行場と云ふ者と成れり、偖今三字有り、頭陀院来迎院と云ふ、其来迎院を一に…坊とも云ふは…の頭…の宮居らせ御在し坐しゝ所なる故なりと云へり、予幼く大峯に詣でける時に参りて拜み奉れる事有りき、今は殊にも思えずれども、山深く木茂いて水流清く實に世離れたる佳境なる物なり、宮殿の清く寛しき事又世に譬へ無くなむ有る）○和泉國風土記に和泉郡上神郷有、神社上神社、所レ祭日心姫命也と有り、但和名抄郡名に上神（加美豆和也）と有りて大鳥郡なるを、後に和泉郡に敗れるにこそ、然れども社名を上神社と云ひて古杜は宗像神なるも未詳しき事なり、大鳥郡…神と並坐して其境内に鎮り御在せるにや、偖神社式文に引合ふ所無きは式外の官社と聞えたり、（和泉志に上神今日二田神上と有るに此れるなり、偖各國に大神宮社と宗像神社と二社並びに御在し坐す例多かり、次に云ふを見よ）○攝津國式社の相殿に御在し坐す二所式外にて一

祀れるなり、一は住吉一は廣田両社なり、其住吉神社四座の御事はしも傳八に註せる如く、表筒男中筒男底筒男三神に後に神功皇后を合せ祭りて四座たるを、二十二社註式の一説に社家説云、住吉社四座第一天照太神、第二宇佐明神、第三底筒男中筒男表筒男等三一座、第四神功皇后也と見えて、神社考詳節に同じ様も右に同じきを、唯神道記に住吉社家説第一天照太神、第二須佐大明神、第三住吉大明神、第四宇佐大明神と有りて少かの異りは有れ共、四座の中に宇佐大神の御在し坐す事違はざれば必無しと云ふべからず、宇佐宮にては田心姫命湍津姫命市杵島姫命三神を併せて玉依姫命と稱奉りて一座として祀奉る例なるにも相叶へる事なり、（其住吉神社に此三女神の御在し坐す所由に、神功皇后の征韓の御時に従ひて各々共々に其御軍を助け奉らせ給ふ神たる故なり）又武庫郡廣田神社（名神大月次相嘗新嘗）は傳八に註せるが如く天照大神の荒魂に御在し坐して、櫃賢木嚴之御魂天疎向津媛命に坐らせ給へり、註式に廣田社、廣田者天照太神之荒魂也、可ㇾ謂二神宮御同體一、如二式文一者一座也、現在二五社一也と見え、諸社記も右に同じく有りて一殿（住吉）二殿（廣田）三殿（八幡）四殿（松尾南宮）五殿（八祖神）と見えたる、此第二殿に御在し坐すぞ謂ゆる天照太神の荒魂に御在し坐して廣田大神には坐ませける、偖其第三殿なる八幡は何の八幡大神に御在しますべし、此第四殿を松尾南宮と見えたるは、註式の文を正し見るに松尾大山咋神南宮稜威明神三座明神と云ふ事にて、山城の松尾神社の方の作に勸請れるなり、又其稜威明神の下に宗像明神と有るは、其松尾の南宮なる稜威明神に御在坐同神にて御在し坐すと云ふ意を以て記せるならむぞも、諸説の擬す所に因りて見ゆる者なり、此廣田神社の御事神功皇后御紀の條に註し奉る可きを、宗像大神の御在し坐す山に就て茲に少か云ふのみなり、（一條文書傳記にも右

に引ける註式と同文を記して白式文に者一座也今見在在社也、後人之記歟有乎と有れども、皇帝紀抄に同天皇貞觀二年十月二十七日壇田社在府御前以下火事と見えたれば、其より以前に昔より五座なりつらむども、官より祭る所一座なりしなり」又式外宗像神社同國宗像村に御在し坐す、此は上に云へるが如く雄略天皇九年紀に凡河内直香賜與采女同じ胸方神（下略）と有る其神所なりし處なるにか今定め云ひ難し、（東海道の式社には多からず、神名式に尾張國中島郡宗形神社御在し坐す、當郡大神々社（名神大）並し、又尾張大國霊神社大國霊神社など坐すも由有る事なり、（本國神名帳に從一位宗形大神と見ゆ、又伴信友が參考本國神名帳集説に今國府宮別宮也、俗稱方宮社是也と云へり、（國府宮と云ふは右の尾張大國霊神社なり、此を一に國府宮神社國衙座社、本州國府宮也と有る是なり、又大御霊神社を同書に國府宮別宮也、大和國大和神社同神、大國魂大御霊國府宮三所と有り、然れば此宗形神社も共に國府に祀はれ給へり」遠江國風土記に神社仁德天皇三十年中戊在庚祭之依也と有るは、海神の御女なるには有るべからず、濱名郡和山神社大神社御在し坐すにも由有りて聞ゆれになり、神名式には許曾神社と作り、（但姓氏録右京神別下大於火明命五世孫建刀米命之後也と所見たれば、此の許曾も其何なるか知るべからざれども、今彼記に就て云ふなり）式に相模國高座郡寒川神社（名神大）を一宮記に八幡同體と有るは決く此三女神に御在し坐すべし、凡て式には應神天皇を祀れるには八幡の神號を以て載らるゝ例なるに、其社の社號有りて八幡宮と云ふは皆此三女神と心得べき事下に云ふ、下野國寒川郡胸形神社讃岐國寒川郡宗像神社に合せ心得べき者なり、續後紀に承和十三年九月己亥朔丙午、奉レ授二相模國無位寒河神從五位下一、文徳天皇實錄に齊衡元年三月

戊戌、加二相模國寒川神從四位下一、三代實錄に貞觀十一年十一月十九日壬申授二相模國從四位下寒川神從四位上一、元慶八年九月廿一日授二相模國從四位上寒河神正四位上一と有り、（風土記に足柄郡東限二寒川西岸一云々と見え、東鑑に一宮佐河大明神と有り、宮山村に立せ御在し坐すと云へり）又相模國鎌倉郡江島三社は古くより辨財天女と申せれば、此も宗像大神にて御在し坐しけり、我友小泉保敬が見せたりし社傳に、大已貴命與二久延彥命一合二力經二營相模江島安藝嚴島駿河御嶽一と有るは、倉稻山に傳ふる所も右に粗同じと雖ども、久延彥命は少彥名命を然訛れる者なる可し、所レ祭天照太神分魂宮主姫命と云ふは後に稱奉れる御名なる可きを、其は下に云へるを合せ見る可きなり、東鑑に順德天皇建保四年丙子正月十三日己巳、相模國江島明神託宣有りて大海忽變じて道路と成る、此に依りて參詣の人時の煩ひ無し、末代稀有の神變なり、將軍實朝公其靈驗を感じて三浦左衛門尉義村御使として其地に向ふ、鎌倉中の緇素群集を成す、己巳の祭祀是より始まれりと云へれば、昔は今の如く陸よりは續かずて洋中なる孤島なりし者なり、今本宮上宮下宮とて三所有るは各三女神の座を別にして鎭り御在し坐すなる可し、此社關東にては古に比無く靈驗御在し坐すが故に大に崇ま奉せ給へり、（然れども北條時政此社に詣りて大に祈身せるは、若くは窟中に住まへりし龍神なども に助けられたるにや、天孫を助け奉らせ給ふ此大神、何でか朝廷を衰へしめ奉れる僞主を護り給はむ、時政は然る奸曲なる奴なれば人を味方に引入る方便に靈驗の事を云觸らしたるが後世に實事の如く傳はれるにも有るべし、何にも信け難く疑はしき事共なり、因に云ふ近世異説の潮音と云ふ妖僧の著せる先代舊事本紀と云ふ僞書にも右に引ける此の社傳に本據く甚々しく妄言せり、我子等ふ必ず思ひ迷まる事勿る可き者なり）又安房國[illegible]國風土記に逸文云々

八幡を問三十七束云々、食堂幻云所、祭宗像神社也、舒明天皇二年庚寅行神事と有り、但右の字は字を誤れるなる可し、和名抄郡名に宇治郡山背（太々良）と見えたる是なり、（八幡を宗像明神也と云へるは上に云へる山城國宇治住方神社は宗像神なるを崇き八幡と申奉るが如し、此宗像の三大神はしも八幡三所の一に御在し坐して田心姫依姫命なる事右に云へるが如し、此大良郡は下に云へるが如く和名抄郡名の陸奥國安達を安多知と有る事なれど、古くは吾田多良と云ふて安積郡陸奥郡の郷神などを阿多々羅同神と申し、同郷に此宗像神社二所御在し坐すは、昔くは此達良より移らせ給へるにて上達良の義なるにや、下を見る可し）又神名式に下野國千郡宗川神社御在し坐す事右の相模國に等しかる可し、今宗川村の旧邑宗川高田と云ふに立たせ給ひて今は御祠と稱し奉る、此宗像神社に御在し坐して己標を建せば大に崇り給ひて其に至る者多し、其俗説の昔の日には此の如き者共崇る達るが如く見えて甚いと御事なりと云へり、常陸國新治郡大國玉神社常陸井八社鎮座記と云ふ物に在宗像明神之南在倉里大國玉村、祭神二座東殿ニ明神宮ハ大國主命、西殿ニ女神宮ハ祀ニ活玉依姫命ニと有るは夫婦相並び御在し坐せるなり、右に引ける尾張大國霊神社宗形神社相並び給へるを以て思ふに右の活玉依姫命は唯玉依姫命にて宗像大神にて渡らせ給ふ可き御事申すら違なり、崇神天皇七年御紀に天皇問ニ大田々根子ニ曰、汝其誰子、對曰父曰ニ大物主大神ニ母曰ニ活玉依媛ニ陶津耳之女と有れども、其活玉依媛に娶給へりしは實には事代主神に御在し坐すと舊事紀出現章第六一書の傳に云へるが如くなればなり、又鹿島郡子生村に子生明神と申して宗像大神の舊社御在し坐して安産を守らせ給ふに昔より事御在し坐すと云へり予も嘉永六年出羽に物色る時詣事りたりき）〇又神名式に近江國滋賀郡日吉神社（名神大）と有る其も

社の中に三宮と申す御在し坐せり、二十二社註式に引ける扶桑明月集に三宮（女形）桓武天皇延暦六年（丁卯）八王子金大巖傍天降、天照太神與二素戔嗚尊一誓給所レ生五男三女中三女也、故名二三宮一と見え、日吉神道秘密記にも女形三體俵二三女之形一告二奇一稱二三宮一と有り、大宮は大比叡神大己貴命、二宮は小比叡神事代主命に御在し坐せば、上件賀茂松尾等の例に准ひても必須きぃ御在し坐しつ可き事になむ有りける、（此日吉神社の事は習賢子の御事に就て上に已に云へるを、此も舊說出現章第六一書事代主神の條に云ふべきなり）又同國蒲生郡に祠める胸形の瀛津島神中津島神邊津島神三社御在し坐す、其一は神名式に奥津島神社（名神大）清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授二近江國從五位下奥津島神從五位上一と有る是なり、但古は野洲郡に屬たりしにや、同七年の下に四月二日丁亥元興寺僧傳燈法師位賢和奏言、久住二近江國野洲郡奥島一、構二堂舍一島中夢中、告曰、雖レ云二神靈一、未レ脫二蓋纏一、願以二佛力一將レ增二威勢一擁二護國家一安二存鄕邑一、望請爲二神宮寺一、叶二神明願一、詔許レ之と有り、當時僧徒の云ふ事は今代異教を學ぶ者の云ふ所には是非を云はずして貴賤賢愚共に欺かるゝが如く、中昔には佛に甚く惑ひ給へりしかば然る妖言を信みて輙く神宮寺を許し建て給へるなり、如此妖僧の心を驕くるに就ても古は甚々榮え給ひしなるめり、其所在萬葉十一（八丁）に淡海、奥島山、奥儲、吾念妹、事繁、又（三十五丁）淡海之、奥津島山云々と見え、兵部式に水海に神津島と云ふ洲崎に向ひて（下略）沖津島守の神や在すらむ、淡み海み（注三）の神 とも云へる時に三宮も沖津島とは云ふなり、其二は同郡大島神社和名抄に大島鄕有り、武佐八幡宮社傳に武佐八幡比牟禮社在二蒲生郡一、所祭大島神社是也、俗呼曰二八幡一、所レ祭中央應神天皇、左息長帶姫命、右田心姫命奥津島姫命市杵島姫命、其三者共に依

姫命」と有り、傳へ左に云ふ如く狩彩の中津を大島と云へる事考合す可し、其三は宇佐山八幡宮是なり、此は式外にて八幡本記に近江國法花峯八幡宮蒲生郡八幡村に在り、祭る所石清水に同じ」と見えたり、神社考詳節に宇佐明神湍津姫命八幡鎮座者後世之事也と有るが如く、三女神を合せ祭る中にても宇佐にては湍津姫命を主と立つる事なり、斯ればは右の三社の中に市杵島神社は田心姫命、大島神社は市杵島姫命、宇佐山八幡宮は湍津姫命に、此國一郡の内に宗像三神共に鎮り御在し坐す事有しと云ふべし、其子細上に天穂日命の馬見岡神社の下に云へり、考合す可き事共なり、(右の八幡の古名宇佐山と云ひし事は近頃或者の記る眞書太閤記と云ふ物に見えたり、八幡本記に社記を引て一條天皇御宇此所に祭り奉る」と云へるに、上代より宇佐大神の御在し坐す地に應神天皇神功皇后等を合せて其石清水と同じく祀れるなゝめり)〇又式に近江國淺井郡都久夫須麻神社有り、此をも俗に竹生島辨財天と申せれば、宗像大神の若くは御在し坐す故には非ざるにや、然れども日吉神道密記岩滝社條に、女形竹生島辨財天是也、暗龗神也、事代主命（大己貴命御子）御娘、神武天皇后也とも有れば、別神に御在し坐すにや今定む可からざれども、俗にも安藝の嚴島と此島と相模の江島とを日本三辨天とも云ふ事有るに依りて今序に云ふのみなり、（右の岩滝と申すは日吉山王二十一社の一なり、社式にも岩滝社を暗龗神命と有り、然れども竹生島に持込む事は如何有らむ、其意を心得し）賓には竹生島の事は竹生島縁起と云ふ書に大日本根子彦太瓊尊（是孝靈天皇）廿五年（乙未）湖水湧面上島顯出也、此御宇霜速彦尊生二三兒一、氣吹雄命坂田姫命淺井姫命、天降二坐葦原大礎山一、自中氣吹雄命坂田姫命二神下二座淺海國坂田郡之東方一、淺井姫命下二座淺井郡之北邊一、爰淺井姫命與二氣吹雄命一競レ勢爭レ力、更去二北邊一下二座海中一、其下レ海

音云二都布都布一、故云二都布夫島一、即件神潰二水沫一而化二島一、又名二諸魚一今二鱗亜有一、今云二魚島一

魚集之處也、又名二諸島一今レ潜二積草木種一、今猶集鳥來集之業也と有り、此事色葉字類抄にも載りて竹生島在二近江國一

此島半神依二中臣冬上一、件神奉レ授二從五位上勳八等一、昔淺井姫命與二氣吹雄命一云々と書出て下右に同じ、帝王編年記

にも載せたれども此と趣同じからず、(其文に云はく霜速比古命之男多々美比古命是謂二夷服岳神一也、女比依志比女命

是夷服岳神之姪在二淺井岡一也、是夷服岳與二淺井岳一相二競長高一、淺井岡一夜增レ高、夷服怒拔二刀劔一殺二淺井姫一、之頭

墮二江中一而成二江島一、名二竹生島一、其頭乎と見えたり、此にては夷服岳も淺井岳も共に岳名にて其後と云ふには山を件す

事にて、頭と云ひ頭と云ふも山嶺を云ふなりけり、又字類抄に見えたる神階の事は、同記に天平神護元年竹生島明神

授二從五位上一、詳二惠美大臣二之時、合二力之故也と有る是なり）但右の孝靈天皇二十五年に湖水淺而北島顯出也と有りて

其時霜速比古命の天降給ひし由なれども、其神の降坐しゝは神代の事ならむ、竹生島の出現は啻に其時ないけむを知る

べからず、但此にも異説有る事なり、本朝通紀に孝靈天皇五年近江國地折湖水湛而富士山出と有り、又皇年代略記に

貴云、孝靈天皇第五年近江國水海湛始と見え、皇代紀首書にも孝靈天皇五年近江湖水始湛富士山初出と見えたれど

も、成務天皇十年庚辰近州湖中竹生島初出と有れば、此島の成出でたる年紀合はざるなり、竹生島縁起に[illegible]

云、淺井姫命（今號二地主一）人皇十三代稚足彥尊（號二成務天皇一）御宇、件神現二光乾一と見えたるを以ても云ふに、

有は其神を祀れる事を島の初出でたるに混へたる者なり、又神社考には竹生島在二近江大湖中一、其嶋出[illegible]水臨實

珠一、本朝在昔之一也、傳言、孝靈天皇四年江州地拆湖水始湛、駿州富士山方出、景行天皇十年湖水初涌出云と

有り、此に湖水の涌出と有るは島の涌出でたる事ならめども、然云はざるが故に難じ知きを、諸國に世俗、景行天皇十年近江湖中竹生島始現出と有れば、其も島の現出を云へる者なり、（右の如くは諸社考にては崇神天皇四年甲戌なり、本朝通鑑皇代紀皇年代略記等にては同五年乙亥なり、縁起にては同二十五年乙未なり、今何れとも定め云ひ難し、富士山出現の事も而有る事なり、別に云ふべし、竹生島出現は孝靈天皇二十五年なるを、其地主淺井姫命を祀れるは景行天皇十年庚辰か、成務天皇十年庚辰か、同じ庚辰の干支なるに依りて一は混へるなき）右の如くなる時は都久夫須麻神社には宗像大神には坐さゞるが如くなれども、淺井姫命を別に地主神として祀へるを以て思ふに、世俗に辯財天と云ふも容しからざる事にて、實には宗像大神を齋奉れるにこそ有るべかりけれ、又事代主命の御女媛蹈鞴五十鈴姫命も其島に御在し坐すなる可き事右の日吉社記を以て知るべし、神社本紀には竹生島三女神と見ゆ、此にて明らかなり、然るを神社啓蒙に祭神一座宇賀御魂命（素戔嗚尊御子也）改暦雜事云、景行天皇治十五年淡海國湖中竹生島出、聖武天皇天平三年辛未竹生島神顯レ彩と有るは異說なり、西行が撰集抄に昔宇多御門の御頃都良香と云ふ甚じき博士侍りけり、四月の頃江州竹生島に人々伴ひ連れて參りける、遂に山巓に上りて御社へ至りぬ、四方見え渡りて實に面白き所なり、斯れば都良香三千世界現前盡と作り詠ぜりけるに、神殿夥しく動きて殊に大に氣高き御聲にて、十二因縁心裏空と云ふ御句の人耳に鮮かに聞え侍りける（下略）と見え、又源平盛衰記に平經正竹生島に渡り、神前法樂の御爲に一曲を彈ぜむ、仙童の琵琶取出でなむやと宣へば、安き御事なりとて御琵琶を抱きて經正の前に置く、經正撥寄せ給ひて第二三彈にて後に上玄石上と云ふ祕曲を彈じ給ふ、宮仕耳を欹てゝ、感涙袖を絞りけり、天女顯れ出し給

ひて虚空の上より白狐出来て壇上に進みて経巻の方を守りけるこそ不思議なれ、稲荷擁護の瑞にて霊明の化現と深く思ひ給ひければ、所願成就疑ひ無し、和光利物の方便思ひ立ける嬉しさよ、千早振る神に祈の叶へにや、白くも色の顕はれにけりとぞ詠じ給へる（下略）と有り、然れば峰寺には此白狐の事などに依りて稲荷の宇賀御魂命と同じく思ひ取りたる儘事を記せるなる可し、竹生島の蓬莱島にては時と無く音楽の常聞え、安芸の厳島にも音楽を以て神事と為る事、弁氏の妙音天に混合せる耳ならず実に好ませ給ふ所なる事審問き者なり、（右の仙童の蓬邑と云ふは神社考詳節に一說云、有菩薩建立、弁財天女化現、此神好二音楽一故名二妙音天女一、音楽仙童有二童子一云、毎年三月十八日近江国竹生島有二神仙之會一、我亦頻焉、童求二尋琵琶一矣、尊道レ之到二竹生島一、時琵琶自二雲中一落二于仙童者車一、曹根侯而時、平経正弾二琵琶于此島一、時白狐現二社壇一と見えたり、此事昔仲算が傳に出でたり、此仲算法師霊異と云ふは右の峰寺の天平三年辛未竹生島神顕二形と有ると一事と聞ゆるは、已く右まが其神地を掠めて稲荷を建てたるを云ふなるべし（神名式に近江国浅井郡多伎神社大神神社と相並べる多伎神社は宗像大神に坐すなる可し、其は東国の事書ける百家錄と云ふ物に在二大墳村一（此村古稱二阿久村一）正一位三宮護法大菩薩と有るを以て知らるゝなり、三宮と云ふは一宮二宮の謂には非ず、日吉の如く三女神を祀ふに就て三宮とは申せるなる可し、又吉備之國名義抄に見え也と有るをも考ふ可し、上に註せる大和国高市郡飛鳥川上坐宇須多伎比賣命神社に思准らひて曉る可き者なりけし、宮部の多伎と云ふとは事同じからざる者なり、（右の百家錄は一名浅井郡記と云ひて元文三戊午年依藤三良者と有る書なり、出雲国風土記神門郡多伎社に阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之故云二多吉一、神亀三年改二字多伎一と有る如

く多伎吉なしも多吉と約云へれば、満津姫命の満津を約めて此を多伎としも何どかは云はれざる事の有らむ）〇又式に信濃國埴科郡玉依比賣命神社、土人云松代の内東條村に在り、今池田宮と云ふ、神體明玉なり、又神寶に青紅白三種の明珠數百顆有り、皆子を生むなり、其子に成るべき物粒々と付きたるが別れて小玉と成り漸々大きく成れり、何れも透徹りて甚々美はしき玉なり、曲玉も自然に出來る物にて且て人作とは見えず、其外種々奇しき事有り」と云へり、但安曇郡穗高神社（名神大）更級郡氷鉋斗賣神社など有る御由緒に因れば海神の御女なるかとも思ゆれども、又水内郡美和神社伊豆毛神社小縣郡生島足島神社（名神大）御在し坐せば、此玉依比賣神は宗像の三女神にて渡らせ給ふらむかと今序に云ふなり、猶熟考ふ可き事になむ有りける、（又神名式に河内國高安郡玉祖神社、和名抄高安郡に玉祖多未乃於也とも有りて古事記に謂ゆる玉祖命なり、然るに河内國總國風土記に玉祖莊玉祖神社所祭玉依比咩也云々と有るを、同式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社と云ふも有りて其は下に註せるが如く此三女神にて渡らせ給ひて別なれば、右に云ふが如く玉祖命は女神に御在し坐すと云ふ事には叶はず、其に玉依比咩命と申す御名御在し坐すとは申す可きに非ず）〇上野國には式社には非ざれども宗像神社許多御在し坐せり、先づ本國神名帳に群馬西郡從四位下駒形明神有り、又甘樂郡從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息津宮明神、群馬西郡從三位上息津宮明神と見えたる、此三社は決く瀛津島姫命に御在し坐せり、又綠野郡從四位下水沼明神、群馬西郡正五位上水沼明神と有るは、此の第三ノ一書に即以二日神所レ生三女神一（中略）此筑紫水沼君等祭神是也と有れば此も右に同じ、借斯る邊境に此神の御社多く御在し坐す事は、若くは上に引ける履仲天皇御紀に五年春三月戊午朔於二筑紫一所レ居三神見二于宮中一

言、何罪ニ我民一突、吾今惜汝、於ニ是而不レ罰（中略）又告曰車持君行ニ於筑紫国ニ而悉校ニ車持部ニ兼取ニ充神者ニ必其罪突（下略）と有る車持君は豊城命の御子孫にして上毛野氏同祖なり、又群馬郡群馬田郡と云ふも車持の本貫なれば、其御県を治め奉る由にて右の如く所々に係り来れるなる可くや、（姓氏録左京皇別下に車持公上毛野朝臣同祖豊城入彦命八世孫射狭君之後也、雄略天皇御世供ニ進乗輿ニ、仍賜ニ姓車持公ニと見え、摂津国皇別にも車持公上毛野朝臣同祖豊城入彦命之後也と有るを思合す可し）又は崇神天皇四十八年紀に、天皇勅ニ豊城命活目尊ニ曰、汝等二子慈愛共斉、不レ知ニ曷為ニ嗣、各宜レ夢、朕以レ夢占之（中略）兄豊城命以レ夢辞奏ニ于天皇ニ曰、自登ニ御諸山ニ向レ東而八廻弄レ槍八廻撃レ刀（中略）以ニ豊城命ニ令レ治レ東、是上毛野君下毛野君之始祖也と有る、右の御諸山は大三輪山の事なり、此由緒ある其神の定めさせ給ふ所にし有りければ斎奉らせ給へると見えて、神名式に山田郡美和神社御坐し坐し、又賀茂神社も御在し坐すを頭註に大山咋神と考して即其御子神なるを、御祖は胸形大神に坐せば大に所以有り、此に就て神名帳に従三位大奈牟知明神少奈牟知明神と有るは大己貴命少彦名命二柱なる可く、又神名帳に利根郡従三位大山祇明神と有るは作業大社にて、大国主大神に坐して胸形大神の夫神なり、又神名式に佐位郡大国神社有るを、神名帳に従正一位大国玉大明神と見えたれば其處なり、又群馬郡正五位上大国玉明神、那波郡従二位国玉明神と有るも同神なる可く、甘楽郡従五位上佐位明神と有るも異神には有るべからず、大倭神社註進状に神奈備井神者大己貴命之荒魂大国魂神御富社別社也と有るを以て知るべし、右の賀茂神社は神名帳に従一位加茂大明神と見え、又従三位賀茂明神と見えて頭註に大山咋神と云へるは即事代主命に御在し坐すを、同郡従四位上美和明神と云ふ有り、姓氏録（左京神別下地

祇）に有建久大物主命明久斯賀多當之後也と有る是なり、但大物主命明とに有れども地神本紀にては事代主命の子た
り、又群馬郡に從五位上大井明神、群馬西郡に正五位上大井明神と有るは、丹波國桑田郡大井神社に坐是同神と云ふ傳
有り、又邑樂郡從五位上長柄明神と有るは姓氏錄（大和國神別）に長柄首天乃八重事代主神之後也と見え、尋多
郡從五位上白河明神は陸奧國白河郡の吉和氣神社（名神大）と頭註に味鉏高彦根命と有るに思合す可し、薩朱郡從四
位上若國玉明神は天孫降臨の段に下照姫亦名高姫亦名稚國玉と有るに合ひ、又神名式の那波郡倭文神社を神名帳に從
一位倭文大明神と記せるに、但馬國出石郡にも倭文神社有る、其註に下照姫命と有るをも思合す可し、又群馬西郡從
三位諏訪若御子明神は建御名方命なり、□田郡正五位上阿波明神は事代主命の后阿波咩命に坐すべく、群馬西郡從三
位若須明神は嫡后須勢理姫命なる可きなど、如此く大國主神宗像神より始めて其御親族の神等の打揃ひて然御在し坐す
は、右の顯國玉命の所由のみに限らず、其を上れる神代よりの事にぞ有るべき、（又其事は次に云ふ下野國の神社にも係
けて心得べき事なり、偖此は宗像神社の御事を説明らめ奉る所なるに、要無き他神の上を云ふ如く思ふらむ人も有り
なむか、上世には今世の如く己が心に向きたる神を勸請りて崇く祭る事は且ても無かりし事共にて、其國土經營の神
と云か然らでも其國の宰寺て治むる人か又は其祖神と云ふか若其地に祭る可き限の神を祀れるなれば、此にも後にも
業がる事有る物なれば、心の及ぶ限り其傳說として取るべき限の事は引出で合せ見ずば有るべからざるが故なり）○
神名式に下野國寒川郡阿房神社、實者云く網戸村思川と云ふ川傍に坐せり、思川は古く田心川（タゴリガハ）と云ふ所なりしを、何
時の程にか一字にして思川と呼ぶ事と成れりと云へり、實に阿房神社は田心姫命を祀て宗像神を勸奉る所にし有りけ

れば、田心川と云ふ名の有るは否ず胸形社なる證なり、又寒川村と云ふ所にて社外にて胸形神社鎮座し坐すと云へるも由有る事なり、式に相模國高座郡寒川神社（名神大）と有るを、一宮記に八幡宮なる由書せるは甚く引合ひて想叶へる事共なり、共も寒川八幡とは申せども、實は宇佐神にて此胸形神に御在し坐す事此に至りて明らむるに足れりと云ふべし、（又式に都賀郡大神社此等に在る惣社村に、大巳貴命と云ひ、同郡大前神社此等に在る大前村に、大穴持命と云ひ、芳賀郡大前神社を此等に在る大前村に、大巳貴神と云へり、又其郡賀郡に村檜神社有るを、一説に出雲風土記に謂ゆる賀茂宮之邑日女命なりと云へるは然る言なり、下に云ふべし、那須郡温泉神社は湯本村に在り、三和神社は三輪村に在り、右の社々何れか胸形神社の御由緒なるは未さりける）又河内郡二荒山神社（名神大）は二荒山の山頂を祀奉れる所にて謂ゆる宇都宮是なり、一宮記に味耜高彦根命と有るが如し、然れども富士神を祀なる淺間神社にて被レ祭ると同じ事にて、本社は右の二荒山に御在し坐す由、右の社號を以て知るべし、今此を日光三社と申して本宮をば大己貴命と同宮味耜高彦根命と傳へ、新宮を大己貴命、瀧尾を田心姫命と傳へたる是なり、此由末は右の如く味耜高彦根命に坐す故に二荒山神と申して本宮には祀られるなり、大己貴命は共に祭る所なるに依りて新宮と申すにて有るべく瀧尾ぞ其本宮の御母神なる傳に祭られ御在し坐すにて、賀茂の御祖神社、奈良の御祖中都大神の例にかなも皆る所稱く云ける神在し坐しける、（又或光を下照姫命と申せり、右の如く古く二荒山と云ひけるを、音に轉で替へて日光と云へる、其は僧等が書用たるなるを、此日光の字に就て読み成すは例の僧者の妄言なるを、天下の人此を信みにして二荒山の古名を廃るなむ胸痛き事なりける）（）陸奥國牡鹿郡大島神社、陸奥郡日向大島神社式に見えた

り、此二社は何形の中に神を祀れるなる可き事、上に近江國蒲生郡大島神社の傳に云ふを合せ見て曉る可し、有り牡鹿郡なるは今本吉郡に在りと云へり、桃生郡なるは淸和天皇貞觀元年正月廿七日奉授陸奥國從五位下計仙麻大島神從五位上と有り、觀蹟聞老志に本吉郡氣仙、計仙麻乃今氣仙沼地、又云本吉郡舍前灣以此地稱氣仙沼云、延喜式文德天皇實錄所稱氣仙麻是也（中略）又云大島神社在氣仙沼、海上周廻五六里、白銀嶽上一青螺也、鳴瀬東北二里餘上有叢祠、土人云島明神、是古之大島神社是也、牡鹿郡今屬本吉、其山曰龜崎と云へり、但此にては右の牡鹿郡なるを說くに似て紛らはし、牡鹿は桃生を誤れるにや猶尋ぬ可き事なり、又今の計仙麻大島神社を今大島村に在りとも云へり、又和名抄に氣仙郡大島郷有り、會津郡大島郷有り、と云へる、然る地名に就てよ故由有るべからむを今詳ならず）○神名式に同國小田郡黃金山神社、續紀十七（十四丁）に天平廿一年二月丁巳陸奥國始貢黃金、於是奉幣以告畿內七道諸社と有る、此時などぞ祀ひ奉り初め給ひけらし、同四月丁未改天平二十一年爲天平感寶元年と有るも、其事に因て御世號を改めさせ御在し坐しゝなり、此より前に甲午詔詔有り、萬葉十八（二十丁）賀陸奥國出金詔書歌に須賣呂伎能、神乃美許等能、御代可佐禰、天乃日嗣等、之良志久流、伎美能御代々々、之伎座世流、四方國爾波、山河乎、比呂美安都美等、多弖麻都流、御調寶波、可蘇倍衣受、都久之毛可禰都、之加禮騰母、吾大王能、毛呂比登乎、伊射奈比多麻比、善事乎、波自米多麻比弖、久我禰可毛、多能之氣久安良牟登、於母保之弖、之多奈夜麻須爾、鷄鳴、東國能、美知乃久乃、小田在山爾、金有等、麻宇之多麻敞禮、御心乎、安吉良米多麻比、天地乃、神安比宇豆奈比、皇御祖乃、御靈多須氣弖、遠代爾、可々里之許登乎、朕御世爾、安良波之弖安禮婆、御食國波、

左京三年陸前等、可牟久利義良、陸奥保之黄之其（下略）と見えたるを始とし、又續紀に[illegible]

又出金山神主小田郡日下部深淵授外從五位下」と有るを云なり、[illegible]之時と有

金銀」と見え、又仲哀天皇八年御紀の御託に「愈茲國而有寶國、譬如處女之睩、有向津國、眼炎之金銀彩色多在其

國、是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃、其國必自服矣」と見えたる如く、古には此國には黃金と云ふ

物無かりし故に、新羅を御奴國として令貢給へりしを、後には歸順ひ參來ざりしかば、皇神等の御謀を以て皇國の

山々より如此く出し給ふ事と成れる後は、彼に黃金と云ふ物絶えて出でず成りぬるは、彼と此と相通ひて甚々良はし

からざる事の有りなむ爲に、其初は求めさせ給へる物なれども、此に多く出し給ひて然る傾を止めさせ給ることぞ有る

べき、然るにても此黃金、山より始めて出來れる事、上に云へる如く宗像大神の韓征の御事を甚く祐け奉らせ給へる

所以に本著きて言擧しと申さむも中々なる御事なりかし、（其時の詔詞の中に、此大倭國者天地開闢以來黃金人國

用理獻言波有登毛、斯地者無物止念部流仁、聞看食國中能東方陸奥國守從五位上百濟王敬福伊、部内小田郡仁黃金

出在奏弖獻と有り、陸奥國より世々黃金を出す其聞え高きに依りて、漢籍宋史百九十九卷にも東奥州產黃金、西別

島出白銀、以爲貢賦」と云ふ事も有り、（西別島とは對馬島を云ふ、傳二十六卷に云へるし）偖此黃金山之有りし處に

は陸に小田在山と有るを、後に其金の出づる山なるを以て黃金山とは稱ふ事には成れるなめり、又萬葉集に須賣呂伎

能、御代佐可延牟等、阿頭麻奈流、美知能久夜麻爾、金花佐久と有るが名高くなりて後世金華山と云ふ名も出來り

しなるべし、小田郡に黃金山神社在るに、按小田郡遠田郡乃牡鹿郡遠島是也、後從之牡鹿郡、其謂見三手也陸奥山金、同神社

之小田見也と有るが如し、又同書に北陸道陸奥山今稱ス金華山ニ（中略）其山高峻凡高八十丈又周回三十二里、山有五峰絶頂六十八間、其周四十八谷、山頂立ス黄金堂ニ（中略）有黄金日、幽闇之岩三人影向、以テ四里ニ有之、黄金ニ流ル其石ニ、又黄金今附記して何々道と見えたり、然れども此書も後世の書なれば云ふ要なき事にて頗たれには要なしと雖も、此を見て助けて云はば金華山神社に然る社傳の有りつるを取りて然る説を成せりと云はむか、當主神と申す御名も然り、上に云へるを考合す可し、（其は其先代舊事本紀と云ふ妄書に、大己貴命與ニ久延彦命ニ幸奥ニ其處坐ス、立ニ於陸奥國遠海中ニ而作ニ龍ニ於奥國ニ遣ム此島蒔實兼ニ金花ニと有り、今此をしか書かる云ふ時に、大己貴命と少彦名命と二神ことは相共に幸行ませりけれ、久延彦命と云ふ事心得ず、又國を雑く雑を立て給へる事も且て他に聞えざる言なり、又陸奥ニ咲キ金花ニと云へるも右の萬葉歌に依りて偽作りたるにて人是へたる事共なり、然れども然説述びたる事も世には有る物なれば、今は後人の定を待つになむ）に神名式に同國安積郡宇奈己呂和氣神社（名神大）伊豆佐賣神社三座有り、然津佐捜書と云ふ物に、延喜式安積郡三社の内宇奈己呂和氣神社は八幡村の八幡宮と言傳へつ、祭神瀬織津姫命にて、舊は當の西南峰山に在り、桓武天皇の延暦年中坂上田村麻呂征伐の時神助有りて坂田刈田麻呂祭し、今の宮地に勧請すと云へり、右の瀬織津姫命は大祓詞の多岐都速川より混れつる者にて、宇佐の神託命を誤れるなるべくや、又宇奈己呂和氣に海流別なるが、上に引ける宇奈己呂和氣の社記に第一神に海流を集めて島を築き給ふ遠海の奥に示し給ふと有れば由緒きには非ず、又陸奥國和氣神社は白河郡に、伊豆比賣神社有るを、鹽竈神社今衆記に從ふ神社祭神二座別當今下照姫命（下照姫別稱也）勸ニ請白河郡伊豆衆ニ矣と有るにも

考合す可き事なり、（右の伊豆能賣神社を今伊夜日子山妙見と申すとも云ひ、又は阿多々羅の伊豆目神なりとも云へり、下黒姫命の別稱なる伊豆能賣命と申すからは右の二社必同神なる可し、和名抄に宇多郡伊豆豊邊見え、又香津より乾方に當りて伊豆山と云ふ高山の有など如何にも古く神世の跡らしく見ゆめり、）右の隱津島神社は伊勢貞丈の神名帳考證に、「内木幡村辨財天社是なりと云ひ傳ふ、阿多々羅の伊豆目神を伊豆和氣神社、木幡山の辨財天を隱津島神社、八幡の宇奈己呂和氣神社と鼎足の如く三方に在りと云へり」と有り、（隱津島を一の訓に加久志都島と有るは甚同れ無し、右に云へる近江の息津島神社の傳ふ有り、又上野國神名帳には息津とも億津とも作りて何れも於伎都と訓み有るを、備前國多々羅は宇名波郡名に安達多々那と有る事なれども、後の書に誤れるが如く古くは安田多良と云ひし事なり、此に就て思ふに上に云へる安積郡の伊佐須美神社より出でたるにて、此は上達以前の儀なるにや、然して今諸神社八幡を同書に陸奥國宗像神社也と有るにて思合す可し）○神名式に出羽國田川郡伊氐波神社今羽黒山と云へる是なり、其傳に、「所祭玉依姫命、同郡出羽國八坂と宿に御在し坐しゝ羽黒に祀祭れる故に、其宿より伊氐波神社の名に相通ふ」と云へるは、其山頂の地名と云ひ玉依姫命を申す神名と云ひ倶に以て宗像大神に御在し坐す事決くなり有りける、然るは宗像郡宗像神社（名神大）は倉稲魂命に坐して、此事一書に奉レ助二天孫一而爲二天孫一所レ祭也と有る如く、天照大神の御命以て此三女神を以て宗像郡に坐しめ奉り給ふ大神に御在し坐し、同郡月山神社（名神大）は素より此三女神の御父大神に渡らせ給へるも由有る事なり、又同書に同見山と云ふ有るも神の同形の見有ば、同なる故に同見の名有れば、同じ如く、神代よりの傳有る可しと申すは更なる事なり、（但其社今は出羽國にて此神の傳を逸れるにあ

ては百作の妄説なる事なからずと雖も、谷がらに云ふにも足らざる事のみなり、然ては玉依姫命を例の海神の別女と爲るは深く思はざる者なり。）猶其由良浦に八少女の故事を傳たるも故有り、神名帳例集に見えたる日神の御名に、三女神（宇佐嶋に降り居道中に在りと云ふ海北道中）に坐す三神を傳ふ、今丹波國與佐郡比沼眞奈井に坐す、豊宇賀能賣神と有るに由有り、又同國に由良湊と云ふ地有り、曾根好忠が歌に詠める是なり、上に云へる神名式の讃岐國阿波郡由良比女神社（名神大）を、頭註にも一宮記にも大己貴命嫡后須勢理姫命と有るに、同吉野郡賀茂郷に神社水堀神社有るは、當國田川郡に由良浦賀茂浦の地名有るに相叶ひ、又紀伊國日高郡にも由良と加茂の地名並ひ、又神名式に淡路國津名郡賀茂神社由良湊神社有るは、和名抄郡名に賀茂（加毛）と見え、延喜式に由良驛と云へる地是なり、又讃岐國寒川郡神前神社を今神前八幡と云ふは、相模國高座郡寒川神社（名神大）を寒川八幡と申すに同じく、神前は神后にて大國主神の后神に坐らせ給ふ謂と聞えたるに、讃岐國式内神社考と云ふ物に神前村遊良山に鎮坐と云ふも同じく由良の例にて玉依姫命に坐らせ給ふ例なるを、彼此思合せて曉る可き者なりかし、又此羽黒神社に二顆の寶珠有りて神鏡と共に内殿に蔵め置く由なるに、決めて神代の舊物なる可し、（寺伝の傳に開山能除太子羽黒山補処より授かり給ふ所なりと云へれども、能除太子と云ふは我が皇朝に見えざる人にて思束無き事なり、神代より傳はれる事を開山なる某が感得せる如く云成したるにぞ有るべき、此玉に就て奇しき事有り、其土人梅木利彦云はく、庄内鶴岡に宇治勘助と云ふ者有りけり、中頃其羽黒麓なる玉川村一名岡見村何某が子を養ひて家を續がせたり、其家に火玉水玉と云ふ二玉を傳へたりしかば、火玉は姉娘に授け、水玉は右の勘助に授

けて義手に遣はせりしに、享保七寅年羽黒山の能林院快精と云ふ者一夜宿りけるに、夢に老翁有りて云ふ、我は羽黒の神玉なるが今此家の持佛堂に在り、汝と共に歸らむと告げ給ふ事三度に及びたりければ、且みて持佛堂を拜み見るに美しき玉を安置せり、然るに其本の羽黒に傳へたるは火玉は白く水玉は黄鼠色なるを、天文の頃失給ひて更に行方を知らざりけるに、今見得たる事の悦しくて直に勸助に有の水玉を乞ひ、又其姉の嫁たる高橋氏に火玉を乞ひて共に晋能林院に置きつる程、鈴木某小関某と云ふ者手も洗はずして其玉を取り見たるに、忽に黒色に變れりければ兩人共に驚恐れて九拜しければ又本色に成り給へりと云へり、今に其二玉を羽黒の本殿に崇奉る由なり、然れども汚穢ある僧徒を以て持ちく事を神は如何計か苦しく思ほすらむ、社説に有の玉依姫命の崇坐すと傳へたれども、羽黒三所權現と申すれば今二神は御父素戔嗚尊御夫大己貴命に渡らせ給ふ可し、其本殿の下に由良の八少女窟に通ふ穴有りと云へるも、由良の濱國屋敷の津島など素戔嗚尊の祀れる地に限りて有る事已に上に云へるが如し、又此郡内に其御子神達の社を然るに其神の御在し坐さぬ理無ければ、賀茂神社の如く玉依姫命を本宮として大己貴命は客坐に御在しますなる可し、其は田川郡黒谷神社と云ふ有り、元羽黒と云ふ地たるに、祭神を事代主命と云ひ、神名式の由良佐賣神社は須勢理姫命に坐せば其后神に渡らせ給へるなどを思ふに、素戔嗚大己貴二神の御在し坐すると云ふ事を見る可し、又同郡と飽海郡の界に根津間と云ふ有り、其海中に根津の姫神夫として神さびしき神社御在しますを、眼前見るが如く寄巨石など有て在しけるに、古老の傳に其島を龍神島と云へりと云へるは、須勢理姫命の神名に通へりと云へるも云聞なれば山神とも云ふなれ、一書に古人の説に云し寛永元年九月許につ有りければ、其間二十餘年を經て共に

是ぞの由緒の存在せる神なる、一云、其に宗像で在とて坊来れる時の説なり、故此に宗像本宮に坐す御神なれば、此國に来給ふ事必有まじきなれば、列を七有の灘津島に坐して其より由良に至らせ給ひ、彼を宗像と云ふ地名より今の宗像には後ら坐御在し坐しけらし、一つ神名式に能登國鳳至郡奥津比咩神社邊津比咩神社御在し坐す神は宗像大神にはあらざるか、地神本紀に田心姫命亦名奥津島姫命湍津姫命亦名邊津島姫命と有るに似者はしければなり、但若其ならむには正しく島字を加へて申す可きに、然らぬは猶別神に御在し坐すにや、（彼國の名勝志と云ふ物に、「神明式に載たる社の祭神は海中より上らせ給ふ、南の出崎に奥津姫大明神の社有り、又七島の南の磯邊に邊津姫大明神社有り」と見ゆ、）又同式日本海に邊多神社（名神大）は一宮記に大己貴命と有り、名勝志に「本殿は大己貴命、相社は其連島奇稲田姫命、寶社は大己貴命の宿舎なり、神代より鎮坐せり、又蒲汐珠有り、赤子有る霊也なり、大祭は二月旧午に能登生國玉比古神社へ神幸有て二夜を経て歸らせ給ふ（中略）十一月中の巳日は祭礼なり、鵜浦村より鵜を捕り午日潔斎して巳刻神前に放つ、其鵜自本社の階を上り神の前にて拝伏して疾く所を捕へて海に放つ、此鵜足本國中山神社能生權現の儀に依りたる時彼社の祭禮たり、傳云北島の女神此岩浦の磯へ依り給ひ一宮神と共に鎮座したに、御中好はしからざりければ越後の能生へ飛び給ひて我社地を借りて住給ふに因れり」と云へる、此北島の女神と云ふは宗像大神に坐すを、故有りて能生浦へ移らせ御在し坐すを、御中の不和なる由に訛傳たりし者なり、能生浦は越後國頸城郡なるを、其海邊に能生の弁財天とて甚神々しき神地有る此を云ふなる可し、（中山神社と云ふは古名なる可し、式に蒲原郡中山神社と云ふ有れども、其は甚く隔離れたる所にし有りければ其には非ず、今も弁財天と申すにて

ち大己貴命の嫡后須世理毘賣命に御在し坐す事疑ふ可きに非ざる也」○越後國三島郡石川神社式に見え、今同國の式内神社案内と云ふ物に、「米山の東黒姫山に在り、黒姫山麓より山上迄二里、其より流れ出づる川を石川と云ふ、御祭主の黒姫は年久しく登り坐し、山の中腹に神人の窟有り、山の尾崎を寄石と云ふ、同神降幸の時御舟を引上げし道なりと云ふ、又靴挂石有り」と云へるは、右に云へる渟名川神社の后神の事に引合せて明かなり、頸城郡にも黒姫山と云ふ有るは共に同神の鎮坐なる可し、又箱崎の東南枇杷島八幡也とも云へり、此石川神社の別社か右の如く八幡宮と申すあるにて、宗形の三女神なる事知らるゝなり、又式に同郡多岐神社有るは刈羽郡にも多岐神社有るも共に湍津姫命の事には非ざるか、○又按に三島郡を越後名有り、「三島郡と云ふは湍津か伊豆かの三島より分れたる可し、神名式に三島神社有るは傳九巻に云へるが如く素より事代主命に御在し坐すなり、又新撰姓氏錄に依るに天日方奇日方命にして事代主命御子なるなど考合す可き者なりかし、下に云ふを見る可し」○神名式に丹波國桑田郡桑田神社今保津村に在り、浮田大明神と申す、相傳へて此神は松尾大明神なりと云へり、其浮田社記に遠古此丹波國湖也、大山咋神決二壅水一、湖面漸成二田地一、於是奉崇此神徳一祠レ之、以稱二桑田浮田明神一、以稱二神號一と見え、神代系圖等に大山咋神決二丹波國潮水一、湖面成二土穴一、以二滿湍一神號二若山咋一神也と云ひ、山城名勝志に以二號神體一乾二于丹波國保津邑浮田明神社一と記し、雍州府志にも又二浮田神祠一、世傳遠古之時丹波國湖水也、大山咋神一言浮田一決二其湖一、後丹波水枯成レ土、乃建レ祠而祭レ之、以二山咋神一之主、此神即是松尾大神也と有るなり、山城國葛野郡松尾神社二座、並名神大、月次相嘗新嘗の本社にし有りければ、此松尾神社は何時とは云はけれども此より神祇祭祀

中部大神と共に鎭坐すべき御事になむ有りける、（此次なる鐵山神社の下にも云はむを考合す可し、古丹波國の瀾水なりしと云ふ説は已に伊十卷大山咋神の傳にも云へりき、）又同郡鐵山神社も同神に坐せり、社記に原夫去古大是開闢而神功甚異、言是方遠矣、自發亦出雲洲大己貴神巡行而到此洲、鑿此洲也湖水懐山濁漾難之、故率領八神、南方到黑岡村、見其水懐、地勢逆流西下矣、今水戸峠是也、東方見有山夾可通水、而鑿山方、落清流之、神皆徴收處其北洞果給、依之崇奉號鐵山大神と見えたり、此傳に依る時は出雲より大己貴大神の八神を領て其國を開かせ給へるなり、其所祭松尾と同じき由なるは大己貴命胸形中部大神大山咋神の三神にや御在すらむ、又同郡出雲神社（名神大）一宮記に三穗津姫命と有れども、出雲神と有るからは大己貴神なる可し、神主廣瀨氏說とて或書に、中素戔嗚尊、左大己貴命、右稻田姫命と云へれば、三柱共に共に御在し坐すなる可くや、又同郡多吉神社は何の宗像神に坐すべし、同郡大井神社を社傳に須美豆男命須美豆女命二神山城國松尾神社より出立して大井川を鯉背に乘て派り來坐て鎭坐す、故に大井神社と云ふと云へり、此神社も然謂申せる事は、松尾大神を酒神と申傳へたるにも合へれば、大山咋命と胸形中部大神とのみ名なりける者なり、（大井神社は龜山より一里北大井村並河村の産土神なり、有の由緖に依りて此氏子の者鯉魚を食はず、食ふ時は忽に現罰を受くと云へり、爭ふまじき事なり、又鐵山神社は龜山より半里許南矢田村と云ふに立たせ御在し坐せり、備又同郡式內には小川月神社（名神大）には大己貴神にて、主なる神にも御父と御在し坐し、伊達神社に五十猛命に坐し、三野神社は大己貴神の御末に溝咋方命と云ふ有れば、何れも神世の遺趾となむ聞えたる）○同式に丹後國與謝郡須代神社は度會延經の神名帳考證に、大同本記云素戔嗚尊所生三女

神宇助が天孫に同く丹波国與佐郡比沼之真名井に坐せる豊受大神止由気等と見えたれば、此は右の天女神を合せて此にては須勢理比売命を祀奉れるを、約めて須代神社とは申すなるべし、其所祭給ひしは式に丹波郡比沼麻奈韋神社にて、須勢理比売命の祭り給へるは此国にての御事にて、與謝には丹波道主命の御女等の葉祀る主の御在し坐しゝに依りて、右の文を難ぜし集には道主に八千矛なり、書紀とは有るなりけり、又諸社根源に竹野郡伊称佐大明神と云ふを載せたるは、式外にては有れども其須勢理比売命の其大神を祭る御在し坐し、古事などの有るべき可し、(又丹波国氷上郡にも伊都佐神社神名式に見ゆ、其故由今知る可からざれども、此同神にて御在し坐しつ可き御事なりかし)(又式に但馬国城崎郡久々比神社を、出石人井上某が著せる其国の補風土記に、在三江郷下宮村、祭神久々比大明神と云へるは後人の思ひよせるまじき説なり、故思ふに上に云へるが如く垂仁天皇二十三年紀に、秋九月丙寅朔丁卯、詔群卿曰、誉津別王是生年既三十、八掬髯鬚猶泣如児、常不言、何由矣、因有司而議之、冬十月乙丑朔壬申、天皇立於大殿前、誉津別皇子侍之、時有鳴鵠度大虚、皇子仰観鵠曰、是何物耶、天皇則知皇子見鵠得言而喜之、詔左右曰、誰能捕是鳥献之、(中略)時湯河板挙遠望鵠飛之方、追尋詣出雲而捕獲、或曰得于但馬国、と有る其鵠を、古事記には従是到高志国、而於和那美之水門張網取其鳥而持上献、故号其水門謂和那美之水門也と有りて高志国の事なれども、熟思ふに高志国よりも但馬国の和那美の水門には張網りけるなど、首なるに依りて今同しからざるなり、神名式に但馬国養父郡和奈美神社と見え、又不詳村と云ふに在れど給へるは固よりは其なる諸と云ふ者なり、(此は圓山川と又園川と落合ふ川合なる所にて或る川と云ふ大河と流るゝ所

なり。右の網場村を守には然雖けども、唱は今北りて那年婆と云ふあり。其川向に八鹿村と云ふ有り、其地に西村延暉と云ふ人予が相知れる人なりければ時々行訪らひて其辺見を究めたる些有りけれども、叢雑しければ其所紀の傍に云ふ（べし）右の川奈美神社は園田男丈之水門なる時に、此久々比神社も其時の事に因りて鎮座たる所なる事云ふも更なり、其皇子の言語ゑさせ給はざる事を古事記には出雲大神の御心なる由所見たるに就て考ふるに、出雲風土記仁多郡三津郷條に、大神大穴持命之御子阿遅須枳高日子命、御須髪八握于レ生晝夜哭坐之辞不レ通、爾時御祖命御子乗レ船而率巡八十嶋一宇良加志給鞆猶不レ止哭給、大神夢願給告二御子之哭由一、其夜夢見坐レ之御子之辞通、則寤問給、爾時御津申、爾時何處然云問給、即御祖前立去出坐而石川度坂上至留申是處也、爾時其津水沼出而御身沐浴坐（下略）と有る、祖命とも御祖とも申すは味耜高彦根命の御母田心姫命に坐すが、御子の言問さぬに深く御心を盡させ給へる神に坐す故に、此にて皇子の言問し給はむ爲に其鵠の事に、就てぞ胸肩大神は祀奉れりけむ、右に引ける御紀に天皇聞知看皇子見鵠得言而喜之と有るも、此鳥をただに居置かば皇子は言問給はむと思ほしゝなれば、此鳥を捕るに就ても其御所ども有りけむ事云ふも更なる御事なり。（右の三江郷は和名抄にも見えたる郷名なるが、昔くは國々を其鳥を追巡れりしに但馬國に至りて見得たる由などにもや有らむかし、和那美神社の御在し坐す網場村よりは多気郷を経て五里許川下にして豊岡と云ふ有り、其より城崎川を渡りて半里許東方にて丹後國熊野郡久美濱に至る道傍に在り、予も稻葉正好の許に在る毎に詣でたる事有りき）〇神名式に伯耆國會見郡胸肩神社文徳天皇實錄に齊衡三年八月辛未朔丁亥伯耆國宗形神從五位上と有る是なり、今胸形村に坐すと云へり、其傳記詳ならず、若くは同郡大

神山神社坐せる其山に鎮れる神社なるにや、（後の備に云ふべし）○同式に、出雲國出雲郡阿須伎神社同社大
神大后神社と有るは決く嫡后須勢理毘賣命に御在し坐す事今云ふ限には非ず、此を風土記には御向社と見ゆ、御嫡
妻社と申す義なり、古事記に須佐之男大神の遙望呼謂二大穴牟遲神一曰、（中略）意禮爲二大國主神一、亦爲二宇都志國玉
神一而其我之女須世理毘賣爲二嫡妻一、而於二宇迦能山之山本一、於二底津石根一宮柱布刀斯理、於二高天原一氷椽多迦斯理而居
是奴也と宣給ひて授け給へる女神に御在し坐せば、大國主大神と其御向位に御在し坐す御妻に成り立給ひて嫡妻と爲給
に隔無くなむ御在し坐しけらし、（其次に故其八上比賣者如二先期一美刀阿多波志都、故其八上比賣者率來、然畏二其嫡
妻須世理毘賣一而其所レ生子者刺二挾木俣一而返、故名二其子一云二木俣神一亦名謂二御井神一也と有るが如く、八上比賣は其
より以前に期らせ御在し坐しゝ御妃なれども、其を先に居らせ給へるを以て嫡后の其を畏く畏く坐せる事を知るべし）、
同記に又其神之嫡后須勢理毘賣命甚爲二嫉妬一、故其日子遲神和備弖自二出雲一將レ上二坐倭國一而束装立時、片御手者繋二
御馬之鞍一、片御足蹈二入其御鐙一而歌曰（中略）爾其后取二大御酒坏一立依指擧而歌曰（中略）如此歌即爲二宇伎由比一
而宇那賀氣理弖至レ今鎭坐也、此謂二之神語一也と有るが如く、其鎭静の御時よりして須勢理の后も共に杵築大社に相共
に寄り御在し坐せる傳なり、故大國主大神の皇御孫尊に天下國土を避奉らせ給ふとして八十隈手に隱り給へば、其大
后神も身形を宮に納め置て隱り給へる事上に筑前風土記を引て委しく註せるが如し、偖神名帳風土記共に大后神社
は一社なるに、當今は御向社筑紫社天前社の三社御在し坐せるを、社家に御向社は嫡后須勢理毘賣命、筑紫社は宗三
女神、天前社は蚶貝比賣蛤貝比賣なりと云へれども、然は神名帳に違ふ、又風土記には天前社、在二神祇官一と有る中に大后

えざれば後に出來れるたらむと先には思ひしかども、猶深く考ふるに御向社も元に三柱神に御在し坐せども、御身を合せて大神の大后須勢理毘賣命と申奉る方を以て祀奉り、其奈社には其木宮御居に御在し坐す御靈を祀奉り、大前社は此大神高天原より天降坐して后と成り給へる御靈を祀奉れるにて、此三社は式に大神大后神社と有る一社を稍別けて上古より祭り來れるを、同神と異神か知られず成來しより然る社號も出來初りけむかし、（一神を別けて祭る例は此大社には大國主神に御在し坐すに、別に大穴持神社式に見え、又大和國城上郡大神大物主神社に大己貴命も並坐し、又山邊郡大和大國魂神社に八千矛神の御在し坐すと同じ例なる者なり、大前社を三穗津姫命と云へれど、其は和理大物主神の后に坐すを思ふ可し）因云風土記に神門郡朝山郷郡家東南五里五十六歩、神魂命御子眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命娶給而每朝通坐、故云朝山と有るは、神魂命の御子とは有れども眞玉著玉之邑日女命と玉依姫と相似たり、邑日女命と田鳥比女命と相通ひて聞ゆめり、神名式に朝山神社有る是なり、今朝山八幡宮と申す事いといと所由有りと云ふべし、又同記に同郡八野郷郡家正北三里二百一十歩、須佐能袁命御子八野若日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命將娶給爲而令造屋給、故云八野と有るも別神とは聞えず、大后須勢理毘賣命に御在し坐すらめども、御名の別なる故に分別しがたけれども、古事記に大國主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主命と有る、神屋楯は神屋建の義なれば右の令造屋に打合へる者なり、其は上に云へるを考へて知るべし、然れば八野は屋主の義、若日女は和加須世理比賣命の須勢理を略ける御名なるものなり、此社神名式に八野神社と出でたり、此八野若日女命、卽下章第一一書に所見たる稚日女尊に渡り坐給へる由、徐の條に註せり、考へ合す可き事共なり）故此處

臣等申之因曰、汝命者八野若日女命と同神と定め云ふ事以賢有り、古事記に有る如く倭者名貝に坐しき御子なり、に來
俱に制表へ置かせられたるに、朝山は郡家の東南五里五十六歩と有り、八野は郡家の正北三里二百一十歩と有り、滑
狭鄉とは除りも程ゞ隔らざるに心を寄て考ふれば、決めて同神なる事知らるゝなり。同記に同郡滑狭鄉、郡家南西八
里、須佐能袁命御子和加須世理比賣命坐之、爾時所造天下大神命娶而通坐、時彼社之前有磐石、其上甚滑也、卽
詔滑盤石哉、故云南佐（神龜三年改字滑狹）と有り、此ぞ大神の大后須勢理毘賣命の和て出雲に御在し坐し始
たる初の所には有るべかりける、其より八野にも朝山にも其邊に廣く住はせりけらし、其御腹坐して生坐せる御子
の中に味鉏高彥根命は高岸郷に坐し、又に下照姫命は多吉郷に坐して、大凡神門郡は總て此須勢理毘賣命の御子に
て故坐す國の如し、大同類聚方に須西利藥、出雲國神門郡從八位上神門臣等之家傳方、其元者和加須西利比賣命に受
也と有るも當社に祀れる事なる可し、神名式に那賣佐神社同社坐和加須西利比賣神社と見えたる是なり、其那賣佐神
社は其夫神大國主大神に御在し坐すべき御事著すも違なり、（其社記に所謂奉祭者在神西村岩坪山、岩坪明神高倉明
神是則祭大己貴命與須世理毘賣命、式内那賣佐南社者也と云へり、但此は其鎮て坐し、御跡なるに就て神社に坐
し坐すにこそ有りけれ、打任せては此社に坐せる大神大后神社なむ其本宮なる可かりける）又出雲風土記に出雲郡
御前社同御埼社有り、其に並ぶ在神祇官と云へる六十四所の中にて、謂ゆる大社の神社なれども、今は日御碕社
と申して甚く御榮え坐せる御事なり、今も上社下社二所御在し坐せり、其上社を百神記に素戔嗚尊、八雲立
且言素戔嗚尊刻神也、且八握劔生之類矣と見えたり、相殿神三座田心姫命湍津姫命市杵島姫命と有れば、素戔嗚尊の御

實を分けて二神として合せて五柱神を祀奉れるなり、但風土記に御前社と有る前は尊の義には非ずて后の御方なるにや、然れば右の三神を本として崇ける者なる可し、下社は謂ゆる御崎社なり、諸神記に天照太神相殿五座正哉吾勝尊、天穂日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫲樟日命と有り、（但當國有大日靈貴降生之地而今又有二日神垂跡一也、故名二日御崎一と云へるは妄說なり、當國にて佐陀神社と此社は近く與れる社なる故に、樣々の作り言多ければ皆取用ひ難し、其外神社啓蒙に種々奇しき事を云へれども、風土記に當て見る所無きなり）〇神名式に隱岐國知夫郡由良比女神社（名神大、元名和多須神）は一宮記に須勢理姫命と見え、神名帳頭註に大己貴命嫡后須勢理姫命と有る亦如し、續後紀に承和九年九月壬辰朔乙巳、隱岐國智夫郡由良比賣命神預二官社一と有り、三代實錄に貞觀十三年閏八月廿九日壬申授二隱岐國无位日乃賣神從五位下一と有るは此御神の事なり、倭日乃賣神と申奉るは、倭日神と素戔嗚尊の御誓に依て成出でませる御在し坐して天上より天降り御在し坐しける神と申す御事なり、其由良と申す故由は已に上に云へるを合せ見て曉る可し、隱州視聽合記と云ふ物に、今濱子浦山腹に在り、由良明神と稱す小祠なり、當國神名帳に、從三位上由良姫大明神從四位上和田酒明神と二有れば、此元名和多須神は次なる海神社二座の下に在るべきなり」と云へるは然る言なり、但大同類聚方十五卷に和多須藥、隱岐國知夫郡由良比賣神社に傳はる方と有り、此和多須神と申す所由は傳九に云へるを見る可し、又同國周吉郡に賀茂那備神社水祖神社御在し坐すは、山城國賀茂別雷神社賀茂御祖神社の例に依るに、此水祖神社決く玉依姫命に御在し坐さは右の一宮と同神なり、其賀茂那備神社今在二中村之東一稱二雷明神一と云へれば其近傍に御在す可し、同郡玉若酢命神社、三代實錄に貞觀十三年閏八月廿九日壬申、授二隱岐國正

六位上玉若酢神從五位下一と有り、此玉は郎玉に依りて成出ます給へる言にて、其玉依姫命と申奉る御名に同ならず、隠岐國社大己貴神の御在し坐す事は下の卷に云ふべきなり、隠地郡水若酢命神社（名神大）有り玉は其尾堂せる物實を以て稱奉り、水は其玉の瑞々しきを以て稱申すにて、若酢命は和加須世理比賣命と申す御名を約めたる事上に云へるが如し、續後紀に承和九年九月壬辰朔乙巳隠岐國水若酢命神預二官社一、三代實錄に貞觀十三年閏八月廿九日壬申、授二隠岐國正六位上玉若酢神從五位下一右の玉若酢命神社を總社と申し、水若酢命神社を當郡にて一宮と申すは、右の一宮由良比女神社と同神に御在し坐す證例にも立つべくなむ所思えたる、（右の玉若酢命神社は周吉郡下西村の北に在りて總社と云ふ、此社に仕奉る神主を隠岐國造と云ふと云へり、此を以ても世事無き御社なる事知られたり、水若酢命神社は隠地郡一宮村に在り、一宮社と云ふ、崇德天皇を祀ると云へるは誤有りて相殿とは成し奉れるなる可し）○山陽道には神名式に播磨國佐用郡佐用都比賣神社坐せり、續後紀に嘉祥二年十一月辛亥朔壬子、播磨國佐用都比賣神預二官社一と見ゆ、宍粟郡に伊和坐大名持御魂神社（名神大）大倭物代主神社など御在し坐すに合せ考ふるに、古事記に市寸島比賣命亦御名謂二狭依毘賣命一と見えたれば其神にや御在すらむ、和名抄郷名に佐用（佐與）と有るも此神名に因れる地名なり、（然るに土人は萬葉五卷に見えたる大伴佐提比古の妻なる松浦佐用媛なりと云へるに、同名なるに依りて然思ひ混たるらむか、實に同ならず考へ有り、播磨國峯相記にも肥前國松浦郡の女名二松浦佐用媛一大伴狹手彦作佐提比古妻也、彼孝德天皇唐國二為擬松浦川淺、于時佐用媛登二松浦山一望二佐提彦船一、船漸去行不レ堪二別思一拔二出頭巾一而振レ之、仍號二山號一領巾振山一、或云佐提彦遂不レ歸而死二于唐一、佐用姫向レ西以レ領巾揮二泣血一、於レ山死二此地一云、其家以

島神と云へれども、云ふにも足らざる引附言なり、此社今長谷村と云ふに在りと云へり）備前國赤坂郡宗形神社三座宗形神社有り、和名抄に高木郷有るは大和國葛上郡の高に倣有るにや、宗形神社は其郷社神に御在し坐せば其に祭られ給へるにても可し、此社今大里村に在りと云へり、又津高郡宗形神社賀茂村と云ふに坐すを、和名抄に賀茂郷見えたり、宗形神社今大窪村に在りと云へり（備邑久郡美和神社、上道郡大神神社四座、児島郡宗形神社御在し坐し、又邑久郡片山日子神社有るは、山城國愛宕郡片山御子神社大月次相嘗新嘗と見えたる同じ名の片岡神にて、賀茂建角身命の御女の丹塗矢に變ひて生給へる神なるに同じく聞ゆ）○神名式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社（名神大）舊社根源抄に安藝國佐伯郡伊都岐島社名神大市杵島姫田心姫湍津姫以上三座と見えたれども、市杵島姫命を主として祀祭る事其社號を以て知るべし、但此三女神の生坐せる次第は、上に註せるが如く長は田心姫命、中は市杵島姫命、少は湍津姫命に御在し坐すを、此には第二一書に市杵島姫命田心姫命湍津姫命と次序、又第三一書に瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有る傳に依りて祭り來れると見えて、清和天皇貞觀元年同九年の神階の事に伊都岐島神と有るに合せて、別に元年三月廿六日壬午授安藝國正六位上伊都岐島中子大神從五位下と有るに、此にては田心姫命に當り、同九年七月十三日戊寅授安藝國正六位上宗形小專神從五位下と有るは、其長女中女に對へて小女を小專と云へるにて、此にては湍津姫命を申せるなり、實には田心姫命は長女に坐せれば市杵島姫命は中子に當る物から、一傳の方を取りて神階の事にも及ばれしなれば、今雖なるには非ざれども正しく三女神の次第を云ふ時は右にては叶はざる者なり、湍津姫命の御事は小專にて當れり、其末女に御在し坐せばなり、（專は和名抄に日本紀云專領二字讀太宇女作女、今呼三老女

爲ニ太宰女一と有り、土佐日記に若人一人太宰女一人と並べて云へるを思ふに、宰は久の官位にて淑女と云ふ事にて、年老い長けたる人を云へるにて、物に任たる訓には非ざるなり、又淡路の太宰女と云ふも見え、源氏東屋巻に伊賀のた宰女と云ふも有り、何れも老女を云ふ稱なる者なり）有にて三女神共に御在し坐す御事明らかに見えたり、「嚴島道之記と云ふに引ける野坂房顯記に、「一宮殿造營は推古天皇端正五年、大宮御前は三女神、客人御前は天照太神なり」と云ひ、又諸社根源抄に「推古天皇癸丑現はれ御在し坐す、社中に女房三人御出現、洗米参らす可し、其數五十三參らせ、佐伯鞍職（クラモト）御供にて七島を廻る中に恩賀島にこそ住べけれとて、盛の清箜の清を御覧じて御殿造有り」と見え、藝記曰推古天皇端正五年十一月十二日、内舍人佐伯鞍職（クラモト）釣于恩賀島、海上西方張三紅帆、舟中有レ瓶、瓶中有レ弊、皆其幣有三三神女一曰、我名嚴島大神、守護百王、鞍職怪問曰、以何爲信、女曰王城是現面烏合、神使、於レ是鞍職奏三呈朝、請予之勅建宮社云々と見えたるは、此時に三女神の竝り御在し坐すべくして國求し幸行るに就ては、夫々に宮集しつる其の具はれ給へるなめり、予前に周防國人に聞くに、佐婆郡三田尻と云ふに嚴島の舊社有り、傳云宮島神筑前より移坐す時に暫時御在し坐し、宮跡なりと云ひ、吉濃郡に黒髪島と云ふ有り、其も嚴島の舊社なりと云へり。又神ふるっ其時の御宿なりけむ、此に就て案ふに其佐伯鞍職の子孫の氏を野坂と云へるは、和名抄宗像郡野坂鄕（乃佐加）と見えたる地名を取れりと聞ゆるに、其恩賀島も本は筑前に在りと聞ゆ、然れば宗像の中津宮の三る可し、筑前國續風土記に「宗像の惠島は市杵島姫命を彼所に勧請す」、後傳記に「自筑前國宗像郡一來于此」と云にり」と有り、斯れば其筑前より勧請れる事を右の傳記には怪しく書成せるにぞ有るべき（右の端正五年の事は宮島傳

勝国府と云ふ物に、「崇峻天皇二年己酉は端正元年なれば、推古天皇元年癸丑は其五年に當れり、聖徳太子傳に推古天皇即位元年十一月十二日同神初めて現じ給ふ由を載せたり、此説據有るに似たり」と云へるは然も有るべき事なり、諸社略記に「推古天皇即位元年、佐伯鞍職勅宣を經て宮下を案り、御笠濱に宮柱太敷立て、千尋の栲縄百結び餘の八十結に誹改し、兩頭高垣高欄を圍ませ、高橋浮橋天鳥船造立て、悉くも御門などをも附具させ給ふ云々」と云へり、此を以ても端正五年即推古天皇元年なる事知らるゝなり、右の神社の中に天成星見と有るは、星は天の象物たり際く出來る物に非ず、神の現形し給へるが其光星の如く照耀かせ給へる事を然云へるなるべし、又嶋實島は大神島と云ふ事を誌れるなれば元より形島の名なるを、此にも大神の移坐しゝより其稱を用ゐるなる可し、上に引ける江島縁起に、（大己貴命與少彦名命合力經營相模江島安藝嚴島駿河御穂」と有る、若其實ならば神代より市杵島姫命の此に鎮坐すべき由緒有りし事共なり）所謂右に云へる如く市杵島姫命を主として中子天神（田心姫命）小專神（湍津姫命）の三座に渉らせ給ふ事申すも更なり、故大宮正殿三座市杵島姫命田心姫命湍津姫命、相殿三座國常立尊天照皇太神素戔嗚尊、脇神宮五座正哉吾勝々速日天忍穂耳尊天穂日命天津彦根命活津彦根命熊野櫲樟日命と云へり、然れども大宮相殿に天照皇太神素戔嗚尊は共に三女神の御祖に渉らせ給へば當かる可きを、國常立尊は心得ぬ事なり、思ふに上にも粗云へる如く中昔より伊勢渡會宮に御在し坐す豊受大神をしも御饌都神と申奉れるを僞りて、或は天御中主尊とも國常立尊とも云振りたる説の弘ごりて天下悉に其惑はし説に迷居たる時節なりければ此三女神の尊きも御在し坐す御饌都神の御在し坐すぞと僞心得して國常立尊とは申來れるにぞ有らむ、又宮社第一の神寶に大元神社と申す有

り、其を國常立尊と申せども、同じく其御靈に御在し坐して、此三女神の御靈には殊に由縁有る御神に渡ら坐給へる御事を明らめ奉る可き者なり、尾張人吉田忠房と云ふ者の眞榮紀行に記せるは、大宮六座を中天照大神素戔嗚尊、左天滿天神大國主命、右三女神國常立尊と有るも社傳に有るべきが、此には三女神を一座として右座なる事疑ふ可しと雖も、國常立尊と並び給へるは、三女神と御饌都神と親しき神に御在し坐す故に然傳へたるなめり、下に引ける清輔公の夢に「越前の宮は國氣比と越前國氣比と西海北陸道なりと雖も今國縣職の南界に坐す」と云へるは、南部宿禰谷者の說にて取るに足らざる事ながら、氣比宮は保食神に御在し坐して謂ゆる御饌都神に渡ら坐給ふが故に、紀に見しく御在し坐すを以て然る說も出來れるならむを思合す可し、次に記く紀伊國伊都郡丹生比女神社(一名神大月次新嘗)今云伊都郡丹生都比賣神と申せる、此方式には比神の為四宮は嶋島神に渡ら坐給へるなど皆其由縁に因る者なりかし、(此にすは共大なる大國主神天滿天神と二座を合せて八神なれども、三女神を合せて一座と為る故に大宮六座云り、然れども上に云へる如く三代實錄に伊都岐嶋神と伊都岐嶋中子大神伊都岐嶋宗像小專神と、主神の御名出でたれば、三女神の三座に見へる事等は有なり、然れは其左の二神は皆由有る神等に坐せは、後に加へたるかとも思へども、官には此られずながら古より御在し坐しつるなる可し、其大國主は三女神の御為には夫神に渡ら坐給ひ、又天滿天神は賓客の御事には有るべからず、大三輪三社注進文明記に、少彥名命御祖命の指間より漏ち給ひし神と為して、此故に天神に手間天神とも有れば、此に大國主神と共に神三柱並び御在し坐す事言に所以有る事なり、(同社家傳書に、云々神名山社は後は出雲と花り前は神左は野在は大原なり、東の野に湧き流有り、其名御手洗と云ふ、神社三殿御在し坐す、又

かし前の方に引退きて南北へ三十三間東西は二十五間の潤ひ侍る、潮の満つる時は廻廊の板敷の下迄潮に浸る、潮の引く時は白砂五十町許なり、然は有れども潮の差したる時参れば舟にて廻廊の下迄参るなり、其高く迷じき事譬へも無く侍る、但如何なる御事やらむ、御座の上には御正體の鏡を掛参らせて御簾の下に懸参らするなり、彼御神は女體の神にて御在し坐すなれば如此は習はせるやらむ、大抵は御社は山上に上り廻廊は平地に在り、東西南の三方階廈に際に心も澄み侍る所に、鹿も狩らざれば御山には牡鹿鳴て草に寝露て、何心無き人も此御社にては心の澄むなるとこそ申傳へて侍る」と有れは、當昔大宮の正殿三社並び御在し坐しゝなりけり、此には客神宮の御事を云はざれば正殿三所のみなりしかと思ふに然らず、高倉天皇御幸記に「廻廊の北の濱を巡りて参る、廊を通りて参らせ給ふ（中略）上達部殿上人御供に候す、客神宮に先づ参らせ給ふ、金銀の幣一捧白妙の幣神官取りて寶前に並べ立つ、拝殿の内の程高麗の半帖一畳御拝の座とす、金銀の幣は寂光の辨傳へ取りて降季の大納言傳へ取りて参らす、御拝畢りて歸らせ給ふ御師賜はる、御琴・御琵琶・御拍子、横笛を取りて寶前に並べ置く、内侍共色々様々に装束きて錦を被着たり、纏物せし眼も心も及ばず、御神楽畢りて大宮へ参らせ給ふ」（下略）と見えたれば、客神宮の古くより御在し坐しける御事著明くなむ有りける、（然れば西行のは唯大宮の御事のみを云へるにて客神宮を云はざりしなり、今は本殿を一棟に建てられて内にて中左右と別れ御在し坐せるを、當昔は三棟に並べ建てられたるが故に、右に御社三所御在し坐すとは云へるにて、一神を一社に祀奉る例、山城國の平野神宮、大和國の春日なと舊社には多き事なりければ、嚴島にても大宮正殿も本は三社並び御在し坐しけりと見ゆ）官社として崇め奉らせ給へる世々の迹は、類聚國史（月次祭部）

に弘仁二年七月己酉安芸国佐伯郡伊都岐島神を名神に預り四時幣に預かる、清和天皇貞観元年正月廿七日甲申奉
レ授安芸国正五位下伊都岐島神従四位下、同九年十月十三日戊寅、授安芸国従四位下伊都岐島神従四位上」と有り、
然るに今正一位の神階に叙し奉りしは其の実に増加へ奉らせ給へるなり、然るに今の如く厚く崇ませ奉り給へる始
は、源平盛衰記平家物語等に「高倉天皇の御時平相国清盛公安芸国の守たりし頃、高野の大塔を修造せられけるに、
七十有余の老僧清盛に申されけるに、其大塔の造営こそ功を成し神妙なれ、更に又一つの願有り、安芸国の厳島と越前
の気比とは両界垂迹の霊神なれども、金剛胎蔵両界として尊び奉る所にて侍るなり、気比宮は繁昌すと云へども厳島は荒
果てたり、汝須く早く修理を加へ崇敬なさば、吾身の栄華子孫の繁昌有る可しと云ふぞと見えしは一場の夢にぞ有り
ける、清盛奇特の思を成し、下山の後にて此由を奏聞し、任を経て當国に下り、斎に厳宇を改造り百八間の廻
廊を造し鳥居を建て、末社に至るまで修理に勤めり、信心功乗りて清盛大宮に参詣せられけるに、巫女託宣として
現じ来り、我は大明神の御使なり、此劔を以て朝家の御固めと為すべしとて銀の蛭巻したる小長刀を賜ふと見て夢
めしに、誠に枕辺に立てありける、但其事は人に漏すまじと託宣有りける、一説時とあり、其後の清
盛公繁昌の御外戚として太政大臣従一位に昇任り一門挙りて世に栄えける事、偏に此神の霊異なる故に然ぞ栄華
みしかば公家にも大に尊み賞せられ神位も一品に昇り給ひ、然れば中世厳島の中興は右の平太政大臣にて有名しける、一説
るは平家の一門と称せしては平家一門に係はる宝物の数多く寄進せしも有りて、今日に伝はるは厳島に存す、
奥なども神宝として以て今日の宝物として存せられしに就ては、是れ平家一門の神を崇め奉りし

に、其本と為る神社の荒廃に及ぼせ給へるを指さて我が大寺を建てらるゝ事を神抄には思ふさからに其々扶からざりけむ故に神社奉幣には賤へたる者にて、佗法師共の係けても及ばざる所なり、然れば神社の荒廃せるを捨て寺塔を作造するなどは、無る法師にても我大臣家の大御民なれば然ずがに忍ぶまじき事にぞ有りける、予此所を書くは十二月廿八日の事なり、亡友富井俊功が形見とて加藤網俊が贈せる長巻と云ふ小長刀を附る由緒に云遣すると共に遣しけるに、若干百貫目時を経て一人して持ち来れるも其師から甚常異くなむ思ゆる事ありして公家の御崇敬其右に出でる者無かりしなり、百練抄に治承二年戊戌六月以二中宮有_御身体_奉幣賀茂社一と有り、山槐記に同二年十一月十二日内大臣被レ奉_幣八幡宮社_、臨二其時_引_立西門外_侍等相具参_向河々_云々、但太神宮御馬被レ付_在京之神主_、伊都岐島御馬使付_在京神主_云々、太神宮一疋（中略）伊都岐島一疋云々と有るは、中宮御産の御祈と存奇との両事に依れるなり、又百練抄に治承三年二月廿四日以二安芸国伊都岐島社_可レ加二二十二社之次第一、并祭礼日事等有二其沙汰_、右大臣兼實以下大外記頼業師尚等被レ問レ之、計レ申之、以二三月十一月上申日_可レ為二祭礼日_之由被二定仰一、竜議云卿一と有り、然るに山槐記に同二月廿九日被レ發_遣新年穀奉幣安芸国伊都岐島、可レ令レ例二二十二社_之由有二沙汰_、頭中将通親朝臣被_仰下_云々、而猶被二社祭日只可レ令レ預二官幣_之由有レ議、其二二十二社列一と所見たれば、終に二十二社の次第には加はらせ御在し坐さず成りにたる者なり、（道世記に、拾芥抄日、諸社三十二座の内一座安芸厳島是年幣使之社也云々、又日、年中行事に正月下亥日伊都岐島祭被レ奉二官幣使_、但近代無二其沙汰_云々、今按るに正月下亥日より二月初申日まで十日の間厳島にて上卿觀師社差有り、是二月初申の御神事を勤む、安芸の国府に於て上卿斎戒右の如し、

然れども此日は實に官幣使を發遣せし日にあらず（二三六ノ四）、右の官符の上申の事は夫に示し又田邊史二字等三

年三月廿六日被ㇾ進ㇾ使奉幣成島奉幣上卿三位大納言藤原朝臣良房奉人右少辨菅原是善人中宮大進藤原朝臣（中略）沙汰之、使左中辨藤原

朝臣而去年中宮御夢之時宣被ㇾ立ㇾ奉幣使、同重編朝臣（于時左馬頭中宮亮）御夢想見ㇾ宣命、差朝使立日下向（中略）天

皇ニ詔セテ日、傳ニ伊勢成島大神乃廣前ニ恐ミ恐ミモ申給ヘト申ク、夫木朝ニ辞國ニ到リ以下ハ王清也ト皆依ニ神

之冥助ニ之、身ヲ國之霧霞ニ、皆以ニ謹身ニテ天乃日嗣ヲ傳給ヘリ、夕陽之恩ニ年序多積ヘリ、愛大神ニ依ㇾ重ニ遠藤宮ヲ

而重ニ靈者於民俗ニ云、因ㇾ茲ニ去年御夢ノ中ニ有恩食事ニテ令ㇾ祈給ニ依テ、御意乃任ニ相叶給ヘリ、止宮ニ事ニ随テ所

レ之ヲ聞ヌ其由ヲ眼前ニ給事、衆又衆有所思ニテ、皆自今年十一月中申日ニテ、毎年乃二季ノ祭ニ以テ、以永代ニテ、常

宮殿ニ三月二可ㇾ令ㇾ奉ㇾ幣給ト、獨衆神乃惠ニ厚ク御助ヲ令ㇾ蒙給ヘ止所思食ス、故是以吉日良辰ヲ擇定テ、正四

位下行左近衛中將兼中宮亮平朝臣ヲ差ㇾ使テ、禮代乃御幣ヲ令ㇾ捧持テ、相副テ令ㇾ供奉ㇾ給フ、大神此状ヲ平

ケク安ケク聞食テ、此時此事ノ御願文ニ天皇朝廷ヲ寶位無ク動ク、常磐堅磐ニ夜守日守ニ護幸給ヘ、此旨ヲ宣ニ止宣

ク奉ルト申、國之大神乃[illegible]、承保[illegible]年ニ、其下ニ向テ[illegible]、四度宮ニ[illegible]奉幣[illegible]中[illegible]之事、

治安三年三月廿六日太政官宣旨等こと有るが如く、二月十一月上申日の大祭に官幣の沙汰ありしを見よ、此上

申を以て祭日と定めたるは、山城國松尾神社二座の中に[illegible]中津大神と申すは、上に記せる如く[illegible]に關な

しとして當社と同時に定まりしを、其祭日は四月十一月上申なりければ、其上申を用ひて四月を二月に擬し改めたるなる

り、右に引ける奉幣抄に近代官幣使の沙汰なき由なるは中世の混亂に罷めされたりしを見る、今猶同社に田所氏と云ふ

有る、此を上卿と云ひて一度の大祭には必ず勅使を勤むる由なるは、其以来を遵ひたる者と聞見たり」大神宮の奉幣させ給へる例も其通有り、百錬抄に承安四年三月十六日（後白河）法皇厳島に御幸、建春門院臨幸令参給ふ、四月九日還幸云々と有り、又には治承四年三月十九日上皇（高倉）厳島御幸と有り、此事山槐記に高倉上皇参詣厳島に着給ふ、四月九日還幸（下略）と有り、其時の御幸記は土御門内大臣通親公の作なり、又百錬抄に治承四年九月廿一日新院厳島に幸給ふ、第二箇度也云々、古今著聞集に、治承同年九月厳島に御幸有りけり、御願文自ら草有りて殿下（普賢寺殿）清書行させ給ひけり、末代の事にや、彼御願文を書に愛でかりければ御自に書人官内が御願文を書き写して奉りけるとなむ」と有り、其後に行幸御幸の事其に見えず、（物に見えずと雖も安徳天皇の西国に行幸し御時なども必ず詣でさせ御在し坐しけむか、厳島大神の先に清盛公に懇行有らば子孫までは叶ふまじと諭し給へりし御事を所思して、如何計りか神も哀れとは見奉らせ給ひけむ、末まで永く御在しますべき御位にて何の事も中頃衰し奉るべき御在し坐さ、れば、殊に痛ましとも何とか云はむかたなき御事にぞ有りける、今思出づる任にか記奉りて同じ心の人を待つになむ有りける）右は内宮の御事を記き奉れるなり、此宮に並て八幡宮と称して深き信有り」と云へるは、宇佐ら三女神にて同體に渡らせ給へるが故なり、昔て其外宮と申すは速谷の宮に、地御前大明神大宮御本社六座、客神宮五座、御神號内宮同前也、此御社は厳島の海面を云る事三十六町佐伯郡の海濱に鎮座し給ふ、即地御前村と云ふ、社頭造立は厳島同時にして、厳島を内宮と称し地御前を外宮と称す」と有り、其年中行事を見るに、年中度々内外宮に詣はより社家中渡海して外宮地御前の御祭仕奉るは其遙宮なるが故なり、（寛永六月十七日夜大宮との管絃等を頭て渡る事を、内宮の御座を外宮に

行幸處し奉らるゝ神靈なり、然神も何ら本社に少しも異る事無し、又同郡速谷神社、名神大社と有には、三女神の成生せりし物根を作らしゝ羽明玉命に坐せる所以下の條に云へり、考へ合す可し」○又神名式に安藝國安藝郡多家(タケノ)神社(名神大)は今府中に御在し坐すを、此多家は田心姫命湍津姫命の田心又湍津を約めたる言なる可し、道[illegible]説に「八幡別宮御社三座安藝郡府中に在り、當國三宮多家神社の境内に坐ます、抑八幡別宮と號し奉るは宗像宮を祭し三女神を祀奉るなり」と云へるに、其三女神を玉依姫命と申して八幡にも祭るを、此には本社の三女神に事を別ちて八幡別宮と云ひ來れりと思ゆれば、此を以て本宮の神を同らむる便宜とは成れる者なり、同書に「玉依八幡宮廣島堀川白神大明神の境内に勸請す、凡て玉依八幡宮と號し奉るは八幡別宮に同じとかや」と云へるを考合す可し、此神社は古事記神武天皇段に於阿岐國之多祁理宮七年坐と有る處なれば、多家は多祁理の約れるなり、多祁理は田心又田霧い轉れる者なりかし、(此天皇の御軍の時に宗像大神の御[illegible]を蒙り奉らせ御在し坐しゝと所思し事已に上に云へるが如くなれば、此もその神社を以て行宮と爲させ給へるなる可くや有らむ、また神名式に土佐國安藝郡多氣神社、其[illegible]に在る奈半利村に鎮る同神と云へるも、多家は[illegible]なる誰なり)○周防國式社に都濃郡[illegible]神社と云[illegible]

實に世に比すべき無き神境になむ有りける、予も原田年實山田豐穎などと共に詣で奉りて、殆ど時を隔すれども忘られず許に尊く貴く思えたりき、又佐婆郡に勝間神社と云ふ古社有り、東佐婆勝間村に在り、濱宮五社大明神と申せり、其社記に「本殿第一田心姫命湍津姫命市杵島姫命、第二豐日孝彦命、第三保食命、第四被長津彦命被長津姫命、第五木分神、有濱宮五社也、外有相殿八幡宮社、社傳云景行天皇十二年熊襲御退治の時、九月五日當佐婆に著給ふ所、南方に煙多く起れるに依りて賊必有らむと思食し、使を遣はして其狀を令見給ふに、竟して神夏磯媛と云ふ有り、其徒衆甚多し（中略）因て皇軍平安の爲鏡劔玉等の三女神を祭り給ひて、終に賊共に打勝ち悉く退治し給ふに依りて此所を勝間と云ふ」と有り、此事御紀に出でたる事なるが、勝間の社には其社に傳ふる古説なり、（此佐婆津より御船發し給へる事は周防國風土記に、昔日纒向日代宮御宇天皇欲誅球磨贈於幸於筑紫、從周防國佐婆津發船而渡、遙覩豐國宮浦と見え、豐後國風土記にも有と同文有りて末を渡泊於海部郡宮浦と有り、又昔日日代宮御宇天皇御船從周防國佐婆津發而渡之、遙覽此國勅曰、彼所見者若國之埼、因云國埼郡と有るなど、何れも御紀に引合ふ傳なる者なり）然れば勝間神社に宗像三神を齋奉れる御社なりけり、神主鈴木高輔が寫持たる玉祖神社蔵建武二年の古文書に、濱宮御祖社一棚四面と有るは、上に云へる賀茂御祖神社に其三女神を合せて玉依姫命とも姫大神とも申して其御祖神なると同例なり、又享祿年中作周防國廳年中行事次第に、正月三日日代殿春日總社大明神濱宮大神大崎一宮從五社御参詣也と見えたれば、式外には坐せども貴き御社なる事申すも更なり、（但此文混らはしければ云はむ、一に春日二に總社大明神三に濱宮にて此勝間神社なり、四に天神と有るは謂ゆる防府の天満宮なり、五に大崎一宮とは玉祖神

社の御事なり、例祭六月十七日一晝夜風鎮の御祭有りと云ふは、第四級長津彦命級長津姫命は風神に坐せば其神に屬たる祭なる可し、又九月十一日十二日は秋祭なり、去し安政元年予筑紫より歸るさ宮市に在りつる時、原田光賓を案内にて其海濱に御幸成し奉るを拜み奉れりき、然れども三田尻に立寄りて嚴島の舊地を見ざるこそ今思へば遺憾しき事なりけれ）和名抄郷名に佐婆郡勝間（加都萬）と有り、兵部省式に勝間驛見り、清原元輔家集に「周防國に侍る勝間の驛と云ふ所にて子日し侍るとて、思ひ出よ千世の子日の春毎に、勝間の浦の岸の姫松」と有り、又「千早振勝間の宮の姫小松、老を手向て仕奉らむ」と有り、此武今の板本に見えず、澄月が歌枕名寄に引出でたりと云へり、（防府天滿宮縁起に、然る程に防州勝間の浦に着かせ給ひける、一夜の御旅寐怪しの海人の苫屋目馴れぬ御住ひ譬へむ方無き状なれば云々と有りと云へり）○神名式に紀伊國伊都郡丹生都比女神社（名神大月次新嘗）今天野丹生四所明神と申して所祭四座なり。南紀名勝志に天野神社一之宮丹生都姫神、二之宮高野大明神、三之宮蟻通大明神、四之宮嚴島大明神と見えたれば、此にも宗像大神は御在し坐せるなりけり、此御社の御事已に傳七、十二に云へり、（名勝圖會に三宮氣比大神、四宮嚴島明神二座勸請の由來は、承元年間丹生明神行勝上人に告げ給はく、越前の氣比と安藝の嚴島の二神は我昔の親友たり、願くは一所に在りて密教を擁護し又異國征伐の時羽翼の神將と爲む、早く丹生の側に命じて我が殿中に勸請す可しと宣へば、此に依りて二神を此に合祀し四社相竝べしより四所明神と稱すといふ傳を載せたれど、甚古く往昔よりの鎭坐なる可し）又名草郡志磨神社（名神大　和名抄に島神戸と有る是なり、社傳に祭神中津島姫命相殿生國魂神と有り、地神本紀に市杵島姫命亦名佐依姫命亦云二中津島姫命一坐二宗像中津宮一、是所レ居于

中島」也と所見たる此神に坐ざり、今も中島村に坐すと云ふも其有る事なり、其相殿なる國懸神と申すは大國主神に御座し坐して其大神に從ひ坐し給へども、此にては祭坐たる事上に云へる賀茂御祖神社二座の例に相同じき者なり、神社本紀には生國事大國主命と有り、仁明天皇御紀に承和十一年十一月己酉詔奉レ授紀伊國從五位下志摩神正五位下」と見え、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙丑紀伊國志摩神進列從四位下」と記され、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授紀伊國從四位下志摩神正四位上」など有り、〔高麗に此大神の御在し坐す由來詳ならずと雖も、筑前の胸像より移坐せる故に志摩神社とは申すなる可し、並に神代に胸な大神に從ひ奉らせ給ひて此國に御在し坐しゝ所以に由りて、後に筑紫より招奉れるなりけり、後の後に註るし事のでむ、上に註せる大和國城上郡宗像神社三座をも中島辨財天と申すも此に同じ、然れば中島村に坐す事大に由有り、〕又紀伊國式外に名草郡市姫神社有り、紀伊國神社錄に市姫大明神（在湊見崎村二）所と祭れる神と云ひ、又名草郡大宮神社祀神一座大市姫命、相殿二座（素戔嗚尊大山祇命）其社大和大國魂神社祀神大國御魂神と云へり、此相殿神を以て此を論す時は古事記に所見たる生道之御魂神の御祖に坐せども、擴神を以て申す時は右の市姫命同神にて正しく市杵島姫命に御在し坐しつ可き事上に註せるが如し、（但右の大市姫神社は赤坂内と云ふに立たせ給へるを、其祖神は黒木村に坐すと云へり、然壞れたる地に坐す神の攝社と有る事殊に止事無き由緒御在し坐しつ可ければ、此も大に稱號にて實は市姫命なめり）○神名式に淡路國津名郡賀茂神社（由良湊神社見え、和名抄郡名に賀茂（加毛）と見えたるが、郷名は廢りたれども今猶賀茂村と云ふ在れり、此由良を上に註せる如く由良比女命の御にて、下理に坐す御祖神と同様に御在し坐すめり、其は延喜式に由理

羅と云ふ地にして今猶由良浦と云ふに在り、又延喜式神社今千草村と云ふに坐すは若くは遺業の傳れるなどにや、（又下鴨社の古文書に淡路國生穂莊佐野莊と云ふ有りて古、賀茂の神領なりと云へり、生穂村佐野村今猶有るが、其生穂の支邑中之内村と云ふに白鬚大明神と申す舊社有り、所祭白鬚貴船賀茂春日の四神を祀へる故に四社明神と申せるが、山城の賀茂と同じく凡て物事を齋清まはる状など甚嚴重なる中に、小家の母屋を瓦葺に爲る時は忽に現罰有るなど甚々神威の尊く可畏く御在し坐す社なりとて人皆大に恐ると云へり、此も御祖神賀茂神二所なる事云ふも更なり）又淡路國に辨財天と申して年毎に村々を轉巡り給ふ宗像大神御在し坐せり、今御形と祟くは女神を畫ける掛軸なるが、十月の中亥日に例祭を營みて、其夜直に來年の祭と成るべき村に傳奉りて、近き所にては其翌子日、遠くは丑日に祭り初めて來年の十月中亥までの凡一年の間假宮を建て齋奉れるを、其祭は正月七日に春祭有り、六月七日に蟲干とて祭有りて、其迎へ申せる日と合せて四度の祭なるが、其日は近國よりも參詣る人夥しく有りて、淡路國にては二無き大祭なるが故に、其費も多き事なれども餘りも不足も爲ずと云へり、此神を俗に云ふ福神として祭る事なるが實に其如しと云ふは、古より彼國に宗像大神の御在し坐して島中を巡らせ御在し坐しゝ名殘を傳へて祭る者と所見たり、傳十二にも云へるが如く豐受大神の初めて天降坐せるは彼國にし有れば故有る事ならむかし（但右の如き福神なるに依りて、彼國二百八十村二十四浦の内我も我もと祭ら將欲がりて郡吏に訴ふる事なるが、其内圖を以て定むる事にて、神の御心に叶はざる村には何度乞ふと雖も當らずと云へり、其掛軸の畫は皇國の神形にして如何にも古しと雖も、其傳來今詳ならずと云へり）（○神名式に阿波國美馬郡鴨神社多寸神社有り）阿波國神名帳と云ふ物に一鴨神社今阿波郡中

野村賀茂別雷大神宮と云ふ有り、又同郡加茂村に賀茂神社有り、又鴨宮村加茂大明神有り」と云へり、右三ケ所の中何れか其と今定む可からず、田寸神社は同書に「阿波郡加茂村に在り」と云へれば、右の賀茂神社と同處に在るなり、又和名抄郷名に美馬郡大島（於保之萬）と云ふは、今府の中津島を大島と云へる其に因れるならむか、（然れども地理の事は本より推考も成らざる者なれば決めては云ひ難かり、土人に問ふ可し、又田寸は田村かとも思へども、若鴨神社に由有る神ならむには寸は伎と訓むにて有るべし）又式に讃岐國寒川郡神前神社、今神前村造良山と云ふに御在し坐して神前八幡と申すと云へるは、神后八幡と申す事にて、其神は大國主命に坐せり、相模國高座郡寒川神社（名神大）を一宮記に八幡宮と記せるに合へるが、其造良山は例の由良に同じければ玉依姫命の御事なり、和名抄に鴨部郷神埼郷有り、又阿野郡鴨神社神谷神社坐すも由有る神等に坐すを考合す可し、（右の鴨神社は和名抄郷名に阿野郡鴨部郷加毛と有り、今鴨村と云ふも有りと云へり、神谷神社は丹後國熊野郡にも坐せるが、大同類聚方に神谷久須利、丹波國云々、又神谷薬云々、其原從大己貴乃神方也と有をも思合す可し）又伊豫國越智郡多伎神社（名神大）和名抄に同郡鴨部郷有り、由有る事なる可し、三代實録に貞觀二年十月十七日癸亥授伊豫國從五位上瀧神從四位下、同八年三月七日壬子進伊豫國從四位下瀧神從四位上、同九年二月五日乙亥授伊豫國從四位上瀧神正四位下、同十二年八月廿八日戊申授伊豫國正四位下瀧神正四位上と有り、（但此の瀧神を今本には龍神と作れども、然る神名も非ざるが上に始よりの神階の次第を逐ふ時は右の如く合るが故に今改めて引けるなり）○神名式に筑前國宗像郡織幡神社一座（名神大）續風土記に「所祭中臣武内大臣、西には住吉大明神、東は志賀大明神なり」と云るは、社傳にても有るべけれども

決く宗像大神に御在し坐すべし、宗像社説に「宗像三社に織幡許斐を加へて五社と云ふ、弘大寺を加へて六社と云ふ、稲庭上を加へて七社と稱す」と云へるは更なり、上に註せる對馬國上縣郡三根郷佐賀村宗形神社の社傳に、「古昔神功皇后新羅國より御歸陣の時此地に三流の神幡を殘し置きて異國を降伏し寶祚の永久を祈給ふ（中略）此八流の神幡は筑紫胸形明神自織給へる所の幡なる故に宗像明神とも號し、又織幡宗像明神とも號し、又は宗像八幡とも號す」と云ふ記の有るは、其御幡は主とは宗像大神の御璽を託給へる傳の有りけむから然云へるなる可し、然れば此織幡神社に本より宗像大神に坐すを、後世武内大臣を祀奉れるから其傳の亡なりたるにてぞ有りぬ可き、文徳天皇實錄に嘉祥三年七月丙子朔甲辰授筑前國織幡神從五位下」、三代實錄に「元慶元年十二月十五日辛巳授筑前國從五位下織幡神正五位下」と見えたり、（續風土記に織幡神社は鐘崎の民家を去る事艮方五町許に在り、此山丸くして何方より向ひても背面無し、林木茂れり、此山を小屋形山と云ふと書せり）因云右に云へる宗像七社の其第四は右の織幡神社なり、其第五は許斐山神社、續風土記に「王丸村の上の山を許斐山と云ふ、山上に許斐權現の社有り、九月十九日祭有り、文德天皇天安元年熊野權現を勸請すと宗像緣起に所見たり、宗像大宮司有りし時は此社にも田島の神輿渡御有りて祭儀有り、此山上に人の不見池有り、大岩にて登る事ならず、山の九分に在り、田島社に神事有る時は今も許斐の社人鐘崎の社人來りて神樂を勤む、兩所共に古來宗像社の神樂の役人なり、許斐には社人十人鐘崎には一人有り」と記せり、熊野は出雲なるか紀伊なるか知られねども、いづれにしても三女神の御祖に渡らせ給へば、此には神祇などの有りて勸請れるにや、（王丸村は田島の邊津宮より南方二里餘に在り、予去々年宗像に詣でたりし時、大島なる佐

豪道一と云へる者予を送りて王丸村の社人中津支庭の宅に到れるに、其時には然る山有る事ぞとは心も著かずて有りしかば、道をも急ぎて得詣でざりしこそ心残りなる事なりけれ）其第六孔大寺山は同書に池田村に属せり、宗像山の北に續ける高山なり、山の八分上に孔大寺権現の神社有り、池田村より十町許有り、是和州吉野の蔵王権現と一神なりと云ふ、其鎮座の初め知れず、山頂に大穴有り、故に孔大寺と號すと云ふと云ふ（下略）と有り、右の蔵王と云ふは藏神少彦名命に御在し坐せり、又大穴有に依て孔大寺と云ふと云へる、然る穴も有るべきなれども心行かぬ事なり、大穴持命少彦名命を祀れるに就て然る說も出來れるには有らむ、寺僧は然る跡無し說を云ふ者なれば其意を反して考ふ可し、（萬葉六に天平二年庚午冬十一月大伴坂上郎女發二帥家一上レ道超二筑前國宗形郡名兒山一之時作歌一首、大汝、少彦名能、神社者、名著始鶏目、名耳乎、名兒山跡負而、吾戀之、千重之一重裳、奈具佐末七國と詠めるは、右とは異なる所には有れども、當郡に此二神の由有る證と爲すべし）其第七稲庭上は未考へず、○神名式に筑前國御笠郡竈門神社（名神大）八幡本記に「祭神玉依姫命を祀る是なり、此社の下に含影井とて清水涌出づる岩穴有り、東西四尺有餘南北三尺に過ぎたり、其水清淨にして增減無し、衆人此水を以て顔を照らすに老顔と雖も少壯の如し、故に含影井と云ふとかや、是則神功皇后の産湯に用ひ給ひし水となむ、此を以て左殿に神功皇后右殿に八幡大神を祀りて相殿とす」と云へり、此說の如くは其祭る所八幡三所にも異らざる者なり、又其含影井も宇佐男山等の有清水に同じければ、何れにしても玉依姫命は三女神に御在し坐す事違ふ可からずなむ、又此竈門山を寶滿山と云ふも其玉依姫命の御名に因て作れる山名ならむかし、神社本記に寶滿明神恐三女神也、竈門山淸水在レ峰、玉依姫鎮座也、謂二含影井一と所見た

り、（猶又竈門神社を遙に玉依姫命にして三女神に渡らせ給ふと云ふ事を知る則有り、其は二十二社註式に箱崎宮を一宮御神二聖母三竈門と有るを、八幡本記に、同宮神功皇后を中殿に祭り、左に姫大神右に八幡大神を祭ると云へる、其所在は違へれども聖母は神功皇后を當に然申せるなれば右の竈門は姫大神に當れる者なり）續後紀に承和七年丙午前丙寅授二筑前國從五位下竈門神從五位上一、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙巳朔辛亥授二筑前國竈門神從五位上一と有り、然れども前後共に同じ位階なる可き事有るまじければ正五位下の誤なり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授二筑前國正五位下竈門神從四位下一と有るを合せて曉る可し、中右記に嘉承元年十一月筑前國竈門神正一位と見えて百練抄亦此に同じ、（因に云ふ此には山無き事なれども竈門山より西南に背振山と云ふ有り、土人云、「背振山に神功皇后三韓征伐の時陣を張り給ひし御跡有り、山嶺に少平地有り此所海上より遙に見渡さるゝ所なり、山半に辨財天社有り」と云へるは、此も宗像神に御在し坐すなるべきが、此は神代に御父大神に從ひ奉らせ給ひ此國に御在し坐しゝ所以に申して後に筑紫より招奉れるなめり後の物に記し作りてむかし）○筑後國には式社に所見たる三井郡高良玉垂命神社（名神大）と有る、此即三女神に渡らせ給ふ由筑前國高良神社記を得て後の物に委しく明らめ奉るが如く、其本社は本國神名帳に三瀦郡正六位上玉垂姫神と有る此なり、大神の其始水沼に御在し坐しゝ舊理なる謂にや、又同帳に正六位上宗形神宗形若草神宗形御井大社と此三社何郡なるか知り難し、御井郡從五位上宗形奄巳呂神宗形神、三瀦郡從五位下宗像神、山門郡正六位上宗形神宗形本神、上妻郡正六位上宗形神、三毛郡從五位下高神など所見たれども今此を知るべからず、此第三一書に三女神の御事を此筑紫水沼君等祭神是也と見えたるは、和名抄郡名に三

瀦（美無萬）と有り、又三瀦郡も有れば、其三瀦郡なるゞ御紀に所見たる所には有べき、（此を宗像本社の事と爲るは深く思はざる者なる可し、今水沼と云ふ地に弓頭神社と云ふ有り、本國神名帳に名頭神社と出でたる社なるが、此社地元水沼たりし時は一の島にて有りしと云へり、若くは馬頭は安齋ならば其などや水沼君が祭る神なりけむ、又御許山に玉依姫命と申す大社有り其かとも云へり）○豐前國宇佐郡比賣神社（名神大）謂ゆる八幡三所の中大神に御在し坐して第三一書に即以日神所レ生三女神者使レ降居于葦原中國之宇佐嶋矣と有る是なり、此も宗像大神に御在し坐せば此に註し奉らむと爲るに、總て八幡宮の御事は、一郡に束ねて註さむなむ宜しかる可きと思成りて皆下の條に任ねつ、（但此にも打任せては八幡宮と云はずして、其宗像大神を祀奉る御社を後に某八幡宮と云ふ限りは擧げて註し奉れるなり）又豐前國企救郡に速箭神社と申す御在し坐す、社傳に本殿三女神左彥火々出見尊右葺不合尊豐玉彥命豐玉姫命を祀奉ると云へり、神社考詳節に彥火々出見尊也と云へるは傳聞の誤にて能も正さゞる者と所見たり、猶此御社の御事委しくは傳八長門國住吉荒魂神社の事に因有りて已に註せり、（此社傳は安政元年八月十四日予長門國赤間關に在りて、白石資陽資興有馬喜道など相伴ひて詣奉り、其社人に就て親しく問正せる趣なり）○神名式に肥前國松浦郡田島坐神社（名神大）社記に宗像同體と云ふと云へり、筑前國宗像神社三座の中に、邊都宮はしも田島村に御在し坐して田島社と申奉れれば、此神社を宗像同體と申す事甚其謂有りと云ふべし、神階の御事は三代實錄に清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授二肥前國從五位下田島神從四位下一、同二年二月八日己丑進二肥前國從四位下田島神階一加二從四位上一、同十五年九月十六日戊寅授二肥前國從四位上田島神正四位下一、同十八年六月八日癸丑授二肥前國從四位

上田島神正四位上一と所見たり、諸社一覽に上松浦下松浦共に鏡宮と稱す、田島神社は上松浦と云ふと云へり、(鏡宮とは肥前風土記に昔氣長足姫尊在二松浦山一、遙覽二國形一勅祈云、天神地祇爲レ我助レ福、乃用二御鏡一安二置此所一、其鏡化而爲レ石而在レ山、故名曰二鏡宮一と見えたるが如し、然るに分類年代記に松浦社者鏡宮也、肥前國號二松浦神社一仲哀天皇弟稚武王也と有れども、其謂れ甚詳ならざる事なり)又清和天皇實錄に貞觀十三年四月三日己卯授二肥前國正六位上宗形天神從五位下一、同十五年九月十六日戊寅授二肥前國從五位下宗形神從五位上一と所見たり此社松浦郡田平村總社宗形明神是なりと云へり、

右安政三丙辰年十月六日始十二月廿九日終焉、中間依二莊内酒肆之事一公私忩忙彼此繁雜而不レ能レ力也、予也關二係其事一者應二于門人之請一也、皎二私欲一而不二敢怠一也、神明幽察焉云。

日本書紀傳　十四之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十四　瑞珠盟約章

一書曰、日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意、及其上至、便謂、弟所以來者非是善意、必當奪我天原、乃設大夫武備、躬帶十握劒九握劒八握劒、又背上負靫、又臂著稜威高鞆、手捉弓箭、親迎防禦。是時素戔嗚尊告曰。吾元無惡心。唯欲與姉相見、只爲暫來耳。

此一書はしも又別に異なる傳にして、大抵は第三一書の趣說と云ふ內に又同じからざる所有る者なり、偖此に三劔有りて三女神の所生坐せる物根なる趣は、此と後と二傳に有る耳にして佗に見えざる事なり、神祇本紀にも此事を書せれども、彼は此御紀より取れるなれば信べには成す可からずなむ有りける、其上此三女神次の五男神の物根はしも已

に傳十三に論ひ云へる如く、第二一書に所見たる三女神は瓊に五男神は劒に依て成出御在し坐せる傳なる事實に符合(アヒカナ)へれば、其を以て正說と立つる時は猶更に三劒と云ふ事甚々疑しくなむ所思えたる、（此を神代卷口訣に初めて帶二三劒一異說と註されて疑はれたり、先見と云ふべし、正書に天照太神乃索二取素戔嗚尊十握劒一打折爲二三段一と有るぞ古事記にも合ひて正しきを、其に因て成坐せる五男神も實には三男神に渡らせ給へれば又其にも合へり）又此と第五一書には更なり、下章第三一書なるも然にて、物實を相易へさせ給へる御事無くして二大神共に御自の御物を食て御子を成させ給へるに成るなり、譽華由蔭に「此傳々の趣にては各々某々の物實なれば、皇統は素戔嗚尊の御末にこそ有りけれ天照太神の御末には非ず如何、斯る異說は避けらる可くも思えず」と云はれたる實に然る言なり、抑掛まくも甚も可畏き天津日繼の御事はしも、此より以前に天照太神素戔嗚尊二大神の御中に御生坐せる珍貴の大御子を以て定め奉らせ給ふ可き幽契有りし御事なれば、日太神のみの御子と有りても素戔嗚尊のみの御種と有りても、何れか偏りては立たせ御在し坐すまじき事、已に傳六、八、十三に委しく註せるが如し、然れば此物根を相易へさせ給へる趣ならぬぞ古に聞えたる傳傳と云ふ者なりける、（古史徵にも此事を大に尤められたり、此は此章の中に最第一と有る重き事なるを、古より以來詳く沙汰せる事の聞えざるは等閑なる解說と云ふべし、此に就ても本居平田二大人の學の至れるを仰ぎ尊む可くなむ。但少し見る所有りて、下に論へる事有り、考合す可きなり）〇武健陵レ物は正書に天照太神素知二其神性雄健一と有るに當れり、武健は多氣久志岐と訓み來れるに從ふ可し、正書に神性雄健と見え、雄略天皇御紀には伉健過レ人と云ふ語も見えたり、此の語傳十三に云へり、〇陵レ物は物を犯て事を云ふなり、次に汝心明淨不レ有二陵奪

之心ー者と見ゆ陵の例は神武天皇御紀に邑有レ君村有レ長各自分レ疆用相凌躒ーと有るを、景行天皇四十年御紀にも有と同じく、其東夷也識性暴強凌犯爲レ宗、村之無レ長也邑之無レ首、各貪ニ封堺ー竝相盗略と見えたるにて陵の義を思ふ可し、神功皇后御紀には姧暴勿レ聽と有りて此には暴を訓み、靈異記中に有ニ一力女ー、爲レ人大也云々、力量當ニ百人ニ云々、時ニ已力ニ凌ニ弊於往還商人ー而取レ物爲レ業と有る、凌弊の下の弊を師信太計と有り、又名義抄には弐字に志能久と云ふ訓有るをも合せ考ふ可き者なり、（又神功皇后御紀に未ニ嘗聞ニ海水凌レ國と、此には凌を能夌流と訓みたれども犯の義に用ひたる者なり、纂疏に陵犯也、侮也、物猶レ言ニ人物ー也と有り、皆此字通證に晉書周嵩傳毎以ニ才氣ー陵レ物と有るなり）萬葉三（二十三丁）に奥山之、菅葉凌、零雪乃、六（三十三丁）に奥山之、眞木葉凌、零雪之、八（四十七丁）に宇陀乃野之、秋芽子凌、鳴鹿毛、又（五十七丁）高山之、菅葉之努藝、零雪之、十（三十二丁）に天川、白浪凌、落沸、速湍尓、又（三十九丁）數野之、秋芽子凌、左牡鹿鳴裳、十九（三十七丁）に伊波世野尓、秋芽子之努藝、馬並など有るを合せて其義を思ふに、志奴久は押付くる意なるにて本は押退なる可し、此に陵等と云ふ語有るも押退けて我物に爲る意なればなり、（名義抄陵の訓の中に志能久と有るは本よりにて、曾志流とも留賀須とも志理叙久とも能叙久とも於加須とも有り、又淩字にも志能久とも志閇多久とも於加須とも志理叙久とも云ふ訓の有るをも考ふ可き事共になむ）○意は漢籍に識意と有る訓に許々呂婆世と有る此も其如く訓みて有るべし、御紀に景迹をも然訓み、今古今集物名にも一許々呂婆世をば一を心芭蕉葉に係けても詠みて古言なり、此語は心馳と云ふ事にて心の赴く道有りて自然に其行く所有るを云ふなり、（又意字に許々呂婆閇と云ふ訓有るは心延と云ふ事なり、

志を許々呂邪志と云ふは心差と云ふ事にて、共に心を本として云ふ語なり、又意氣は心立なり、氣質は心向なり、斯る類猶多在れど其因々に云ふべし）〇上至は能登理伊傳麻須と訓むべし、此にては至字伊多流と訓むべきに非ず、倍此は正書に素戔嗚尊昇天と見えたる是なり、此訓例は古事記（白檮原宮段）に從其國上幸而於阿岐國之多郝理宮七年坐、亦從其國遷上幸而於吉備之高島宮八年坐、故從其國上幸之時（中略）故從其國上幸之時、經浪速之渡而泊青雲之白肩津、又（玉垣宮段）引越御船逃上行也など見えたる、上幸をも上行をも記傳に然訓れたるに依れり、（但此は鄙より中洲に上る事を然云へるにて天に上る事には非ざれども、後には諸國より皇都の方に行くを能裵流と云ふ常の事に成れるも、天神御子の御在し坐す所なる故に云ふなり）〇及は正書に至開來詣之狀と有るに當れり、此を及と訓むは漢籍めかしくて如何なる事ながら、然訓むより外無ければ然有るなり。下章第二一書に及至日神當新嘗之時と有るなど共に淤與夫と訓むべき所なるなり、神武天皇御紀に及年四十五歲云々と有るを、綏靖天皇御紀に至四十八歲云々と見えたる、此を合せて至と及と其義異ならざるを曉る可き者なり、（右の如く至と同じきを以て思ふに、及は大寄にて至の往足なる如く、其所に行屆きたる義なるにや、又古書中に多く及字を麻傳と訓付くべき所有るも同じ）萬葉二（十五丁）に遣居而、戀管不有者、追及武と有る、及は上章第六一書に及之と見え、又古事記に追斯伎斯と有るも同じ事なれば、斯伎と訓む事にては有れども、其も至と同じきなり、又九（二十二丁）に今日爾、何如將及、筑波嶺、昔人之、將來其日毛と有る、將及も將至と云ふに異ならざる者なり、（但大八洲起元章に即對馬島壹岐島及處々小島皆潮沫凝成者矣と有る類の及字を淤與備と訓むは漢籍風なり、又字の如く訓むべき

事云ふも更なり）○謂此字の事已に傳十三に云へり、此を淤母富佐久と訓めるは然る言ながら今少し足はず、淤母富斯米佐久と訓むべし、續紀第一詔に隨神所思行佐久止詔、第三詔に食國法乎傾事無久動事無久渡將去止奈母所念行佐久止詔などを始めて猶如此る多在り、淤母富須を延べて然云へるなり、借言の下にては所思行須と云ひて終むるを、語の上に在るをば所思行佐久と云ひて言を起し下に續くるは、右の第三詔に掛畏天皇朝廷乃云々、答曰奏云々、など有る同例なる者なり、（萬葉十四駿河國歌に佐奴良久波、多麻能乎婆可里、古布良久波、不自能多可禰乃、奈流佐波能其登と有る如く、歌にも多き事にて、如此く言を延べて云ふは其語の上に多く有る事にて、此も上に置くは意緩なる爲なり、能々其義を思ひ別くべし）○弟を那勢能美許等と有れども、正書に吾弟(アガナセノミコト)と有ると同じく訓むべし、○弟所以來者非是善意には、正書に吾弟之來豈以善意乎と有るに異ならざるを、少か文を換へたる耳なり、借此を右には宇流波志使心と訓みたれども、又本の伝に異使心と訓みても有りぬ可き考有りて下なる悪心の下に註せるが故に今は義へて然訓みつ、但来字は下に只爲言來耳、と有ると共に麻爲久流と訓むべし、其義傳十三に説て、○必當奪我天原には正書に謂當有奪國之志歟と有る同にて、其邸高天原を云ふなり、天原と云ふ例は下章第三一書に如生男者予以爲子而令治天原（中略）使取其六男以爲日神之子使治天原と有る此同じ事を如此則可以使治男御天上（中略）請臨天原國自可平安、且吾以清心所生兒等亦奉於姉と有りて天國とも云ふなり、垂仁天皇二十五年御紀に所見たる大倭大神の御言に天照太神悉治天原と有り、萬葉二（二十七丁）に天原、石門乎開、神上、上座奴（一云神登座尓之可婆）三（三十七丁）に久堅之、天原從、生來、神之命と有るなどは、尊

八に註せるが如く天照太神の御在し坐す天日の御國を高天原と云ふに同じ、（古事記石屋戸段に爾高天原皆暗、葦原中國悉闇と云ひて、中に因ニ吾隱坐一而以ニ爲天原自闇、亦葦原中國皆闇一矣と見え、下に故天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國自得ニ照明一と有るも是なり）又萬葉二（二十三丁）に天原、振放見者、大王乃、御壽者長久、天足有、三（二十二丁）に天原、振放見者、白眞弓、張而懸有、夜路者將吉、又（二十七丁）天原、振放見者、度日之、陰毛隱比、照月乃、光毛不見、白雲母、伊去波伐加利、時自久曾、雪者落家留、六（二十七丁）に山葉、左佐良榎壯子、天原、門度光、見良久之好裳、九（十三丁）に天原、雲無夕爾、烏玉乃、宵度月乃、入卷悋毛、十（二十九丁）に天原、往射跡、白檀、挽而隱在、月人壯子、又（三十丁）天原、振放見者、天漢、霧立渡、十三（十七丁）に天原、振左氣見者、黑玉之、夜毛深去來、左夜深而、荒風乃吹者、立留待、吾袖爾、零雪者、凍渡奴、又（二十八丁）荒玉之、立月每、天原、振放見管、十四（四丁）に安麻乃波良、不自能之婆夜麻、十五（十九丁）に安麻能波良、布理佐氣見禮婆、欲伊布氣爾家流、十八（三十四丁）に往覓、年能波其登爾、安麻能波良、布里左氣見都追、十九（十三丁）に天原、振左氣見婆、照月毛、盈昃之家里など所見たる天原は此とは異にて、傳一、傳五に註せるが如く、唯虛天（オホゾラ）を指して高天原と云ふに同じき者也、（但記傳三卷に天原と云ふと高天原と云ふとの差別を立てられたる說有りと雖も、其は上に已に委しく云へれば今註す限に非ず）○大丈江家本に丈夫に作り、寶本にも丈夫と有りて、丈夫猶ヽ言ニ大丈夫一、孟子所謂威武不レ能レ屈者也と云ふ御說有り、但此に大丈と有るを強に誤とは云ひ難かり、萬葉一（八丁）に大夫登、念有我母、又（二十六丁）大夫之、得物矢手挿、又（二十八丁）大夫之、鞆乃音爲奈利、二（十五丁）に大夫哉、片

語將爲跡、又敷賀、大夫之、三（三十四丁）大夫之、弓上振起、又大夫乃、手結我浦爾、又（四十三丁）大夫爾、認有神會、又（五十八丁）大夫之、心振起、四（三十六丁）に大夫者、戀水定、六（十六丁）に大夫之、情者無荷、又（二十四丁）大夫跡、念在吾哉、又（二十八丁）大夫之、豐御酒爾、又（三十丁）大夫者、御獵爾立之、又（三十八丁）大夫之、高圓山爾、七（三丁）に大夫之、弓上振起、又（十六丁）大夫乃、手二卷持在、九（三十六丁）に大夫之、荒爭見者、十（十六丁）に大夫之、伏居嘆而、又（十八丁）大夫爾、出立向、十一（二丁）に大夫乃、思多鶴備氐、十七（二十二丁）に大夫之、情布理於許之、十八（二十一丁）に大夫乃、伎欲吉彼名乎、又（二十三丁）大夫能、許々呂敝毛保由、十九（十一丁）に今日者久良佐爾、大夫之徒、又（十四丁）大夫夜、無奈之久可在、又（十五丁）大夫者、名乎之立倍之、又（二十七丁）大夫之、許芳美、又（二十八丁）情振起、大夫爾之氐など如此く多く見えたる中には丈夫と有りけむが大夫と成れるも有るべけれども、皆がら然とも云ひ難かりければ此を以て大夫と作りし事を曉りてよ、（唯右に引ける外には四卷に丈夫毛、如此戀家流乎、又丈夫之、思和備乍、又丈夫跡、念有吾乎と有る三は丈夫と作り、然れば此の大夫は大丈夫の丈を略きて書る者なる可し）○武備に下章第三ノ一書に乃躬裝二武備一と見えたる是にて、正書に乃結レ髮爲レ髻、縛レ裳爲レ袴云々と有る如く、皇太神の大御身を大丈夫の武く雄々しき狀に裝はせ給へる御事なり、欽明天皇二十三年御紀に平安之世刀劍不レ離二於身一、蓋君子之武備不レ可二以已一と有るを以て上古の武備と云ふ事の狀を知るべし、備（ソナフ）とは戎具を整備ふるを云ふなり、神武天皇御紀に具二兵甲一將二與決戰一と有る類の語共紀中に多在り、又古事記（明宮段）に聞二其兄備レ兵（中略）更爲二其兄王渡レ河之時一具二餝船檝一と云ふ

事見え、續紀第三十四詔に朝庭手動傾止之天兵手備流時爾とも有り、又軍防令に凡兵士毎レ火（中略）毎二五十人一火鑽一具熟艾一斤手鋸一具、毎レ人弓一張弓弦袋一口副弦二條征箭五十隻胡籙一具大刀一口刀子一枚（中略）脛巾一具鞋一兩皆令二自備一（謂紺布幕以下並皆私備也）と見えたる、此を以て武備の較略を辨知る可し、又凡軍營門常須二嚴整一、呵二叱出入一、若有二勅使一皆先通二軍將一、整二備軍容一然後受レ勅とも、又凡軍將征討須二交代一者舊將不レ得二出迎一當二嚴レ兵守備一とも所見たり、（但此二は一人の身の武備を云ふに非ず、總軍の事に云ふなり、今も兵士を整ふるを備を立つると云ふに同じ、此事雄略天皇九年御紀に會兵役大振と見え、舒明天皇九年御紀にも於是散卒更聚亦振旅焉など見えたる登々能布にも似たる言なり）〇設は麻袁給比氏と訓むなり、偖此設と云ふ言はしも豫めに物を備へて待構ふるに云ふなり、古事記（八俣遠呂智段）に種々の支度有りて其下に如此設備待之時云々と有るが如く、多くは設備と續く言にて、此に設二武備一と有るも共に同じ云様なり、又神武天皇御紀にも大設二牛酒一以勞二饗皇師一焉と有り、又神功皇后御紀の儲弦を古事記には爾自二頂髮中一採二出設弦一（一名云二宇佐由豆流一）更張追撃と有り、又同記（明宮段）に於是大山守命者（中略）有下殺二其弟皇子一之情上、竊設レ兵將レ攻、爾大雀命聞二其兄備一レ兵（下略）とも見ゆ、萬葉には二（三十丁）に毛許呂裳遠、春冬片設而幸之、九（二十八丁）に狭丹塗之、小船儲、玉纒之、小梶繁貫、十一（四十七丁）に儲溝方爾、吾將越八方、十五（十丁）に麻多母安比見牟、秋加多麻氣氐、十九（十九丁）に春麻氣氐、念繁接など見えたる、此等は設をも儲をも共に麻氣底と訓む可き證なり、然るに十八（三十四丁）に和多理母理、布儲毛麻宇氣受と見えたるは更なり、此の訓にも又名義抄なる右の二字の訓にも麻宇都又麻宇久とも有るは謂ゆる音便と

云ふ者の如く今迄思ひし事にては有れども、然思ふに右の萬葉なるは歌詞なるに依りて字數の限りし有りければ自然に約れる者にして、其書の本は眞受と云ふ事なる可し、物を設備るは受納る所有るを以てなればなり、然れば眞宇久本語にて眞久は略語なる者なりけり、(右の眞宇久を今日に唱ふる所掛塞久の如くなる故に音便めかしくも聞成さるゝを正しく樋に眞を呼ぶ時は眞受と聞ゆる者をや、但大同類聚方一に美豆波能民區日乃安治萬計奈須と有れば、又雖部とも常に云へりしなりけり)○射を美間と訓みたれども甚々不穩く可畏き御事なり、大御身闘とも訓奉ら將欲しき所なれども、唯に御身闘と訓みて有りぬ可し、萬葉二(三十四丁)に武備を設給へる事を、大御身闘、大刀取帶之、大御手爾、弓取持之と有る是なり、此外にも太刀は身に帶く物なる故に發語に多く有りて、同卷(三十一丁)に劍刀、於身副不寐者、又(四十一丁)劍刀身二副寐價牟、四(三十二丁)に劍大刀、身爾取副常、十一(二十六丁)に劍刀、身爾佩副流、大夫也、又劍刀、身爾副寐之、十四(二十三丁)に都流伎多知、身爾素布伊毛乎と有るなど是なり(此射字を天孫降臨章第二一書に引其瑞之八坂瓊之曲玉偃者矣と有るを、美闘と訓ては其義明ならざれば彼は美豆加良に用へるなり)○十握劍正書に見ゆ、○九握劍は此と第三一書の外は見當らず、○八握劍天孫本紀に出でたる十種神寶の中にも此名見ゆ、又景行天皇十二年御紀に賢木磯津山賢木、以上枝挂二八握劍一、中枝挂二八咫鏡一、下枝挂二八尺瓊一なども見えたり、(帶は上章第六一書に見ゆ、傳八に註せり、偖天照大神の此の時の武備を設させ給へる中に、如此く十握劍九握劍八握劍の三劍を帶させ御在し坐さる趣なれども甚疑はしき事なりけり、思ふに正書に十握劍の事を打折爲二三段一と云ふに鋒と刄と鐔と三刻みに折らせ給へる事なるを、古の如何なる人か思ひ僻めて十と九と八との段と思

違へたるより、右の如く三劔とは傳へ混らしたりけむ、甚々心得難き事になむ有りける、通證に帶二三劔一者猶二今大刀短刀及馬手挾一也と云へるに、合へる如くなれども決めて違き天津神代の昔には如何有む、（清原宣賢朝臣說に一十は陰數九は陽數なり、上と下とは陰にて中は陽、易に在りて坎卦の象なり、一水の德は坎なり、坎の子方に一氣起る時一陽來復して萬物生成するなり、故に大道一元の根源か　と易に當て云はれたるなど殊に拙き者なり、此劔に因りて御子の生坐せるは後の事なり、此時素戔嗚尊は御敵とも何とも別離かりし故に武備を設させ給ふにこそ有りけれ、何ぞ然る理迄を考へて三劔を帶せ給ふ事の有らむ）又正書に振二起弓彇一急握二劔柄一と見えたるは、劔柄に御手を掛させ給へる御事を申すなれば、其左御手に弓彇を振起し御在し坐す上は何れの御手を空しく爲てか三劔共に執持たせ給ふとか爲む、但此には弓矢を左右の御手に取給へれば右とは別にて。素戔嗚尊を待牟らせ給ひて三女神を生給はむ料に三劔を帶せさせ給へると强說も成さば成りぬ可き事なれども、其は後の事にて、御誓よりは此にては御防禦の御爲にてし有りければ、然は云はれぬ所になむ有りける、一書には其用ひさせ給はむ限りの物をしも携へ持たせ御在し坐せるにて、今世に供達道具と云ふ物の如く雖其裝飾の爲に持する事は無かりき、但又此を助けて見る說も有り、後の徐に云ふべし）○又背上負レ靫、又著二稜威高鞆一は正書に、又背負二千箭之靫與二五百箭之靫一、臂著二稜威之高鞆一と有るを略記せるなり、傳十三卷に說て已に註しつ、○手握二弓箭一は御手向弓箭手取持志氐と訓むべきなり、天孫降臨章第四ノ一書に手提二天梔弓天羽々矢一及副二持八目鳴鏑一と有るも此を合すれば提二持弓矢一と云ふに成るなり、又萬葉二（三十四丁）に大御手向弓取持之、又（四十四丁）梓弓、手取持而、大夫之、得物矢手挿、立向、高圓山爾、十八

二十一丁）に梓弓、手爾等里母知弖、劔大刀、許之爾等里波伎、十九（四十丁）に手束弓、手爾取持而なども見えたり、（右の據字を登理母知弖と訓むは如何なる事かあら、二十卷喩レ族歌に波自由美乎、多爾藝利持多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍弖と有りて、此に登流と云ふ事を爾岐流と有るにて知るべし）〇親は上章第十一書に見えて傳十一に云へり、此は正書に徑詣間焉と有るが如く御軍人を先立させ御在し坐さずして大御身自直に出向はせ御在し坐して其防禦を成し給へる趣なり、備正書第二一書下章第三一書等の趣は、皇太神の御方にも素戔嗚尊の御方にも許多の御伴人有る中より勝り出て二大神の御身自に御問答の御在し坐しゝ状にては有れども、此にては甚く其事を略記されたれども、親と云ふ一書にて御方（ミカタ）の神々を數多率ゐさせ御在し坐しゝ御事は測り知り奉らるゝ者なり、猶傳十三に云へり考合す可し、（其は上章第六一書又古事記に所見たる伊弉諾尊の黄泉國に幸行て逃歸らせ給へる時に、伊弉冊尊より泉津醜女と云ふ謂ゆる八雷神を遣はして令レ追給へれど、伊弉諾尊に逐れ奉りて引返り、又其八雷神に千五百之黄泉軍を遣して令レ追給へれども、又右の如くに逃歸れるは伊弉諾大神の大御稜威に打勝奉る可き力足らざるが故なり、所以に後には伊弉冊尊御自追來坐して其泉津平坂にして千人所引磐石を中に置て相對立して絕妻之誓を立てさせ御在し坐しゝと同じ事にて、此にては素戔嗚尊はしも皇太神にこそは及ばせ給はざりけれ、然れども共に二柱御祖神の珍子に渡らせ給へるが故に、皇太神こそは有りけれ並々の佗神を以て防禦ぎ抑止め奉り給ふ可き神にては御在し坐さゞるが故に、皇太神の御親其所に立向ひ幸行て其防禦を成し給へるなり）〇迎は上章第九一書に出迎と有るに同じ、傳十に云へるを猶委しくは此第三一書に日神與二素戔嗚尊一隔二天安河一而相對乃立と云ふ文の下に註ふ可し、下の條見る

可し、○防禦は私記には不佐久と有れども布世岐給比伎と訓むべし、此言は塞を布佐具と訓むに同じく物を塞ぐが如くして障遏むるを云ふなり、例は天孫降臨章に如吾防禦者國內諸神必當㆓同禦㆒、今我奉㆑避、誰復敢有㆓不㆑順者㆒と見え、又御門祭詞に自上往者上護利、自下往者下護利、待防掃却言排坐天、又清和天皇實錄貞觀八年七月六日班㆓幣南海道諸神㆒告文に、今亦火災兵驚御病事等可有止卜申利、如此者咎災乎波皇神達乃厚護惠爾依天防掃給比念行之天請申給布など有り、桐壺卷歌にも「荒き風防ぎし蔭の枯れしより、小萩が本ぞ靜心無き」とも見ゆ、皆用ひたる意は同じき者なり、名義抄に防を布世具とも佐岐多具とも布佐具とも見え、禦を布世具とも登杼牟とも有るを考合せ、又傳六に說ける塞（サヘノ）字の義をも思ひ合せて曉る可くなむ、（又字鏡集に瞥をも閇をも布佐具とも布佐賀流とも訓み、又閡をも布佐具又登杼岐流と訓みたり、此を布多具と云ふをのみ古言と心得らむには固陋なり、布世具と布佐具と音の通へるをも思ふ可き者なり、偕此防禦の字兩都賦に見えたり）○吾元無㆓惡心㆒は正書に吾元無㆓黑心㆒と有ると訓も義も少も異ならざる事已に傳十三に委しく註せるが如し、然れども此には此惡字を伎多那伎と訓めるを、下なると第二一書なるとは字の任に阿志伎と訓みたり、然れば其對なれば上なる善意の善も與伎と訓むべき所なるなり、大殿祭詞別に邪意穢心無久とも有りて阿志伎と伎多那伎とは大抵に同じき言なるが故に、古に惡字を然二様に訓ませたりし者にて善字をも宇流波志伎又與伎と訓むに等しかる可し、然れば此の惡心は阿志伎心と訓み、右の善心を與伎心と訓みたらむも少かも僻事には非ざる可し、（然れども何れを是何れを非としも云ふにて非ざれば、通はして訓むに何でふ事かは有らむ、）且萬葉一卷に御心乎、吉野乃國と有るを以ても、心に與志又與伎と云ふ語有る事知らる、然れば其反對なる阿志伎心

と云ふ語も正しく當れる訓なるなり）○唯欲レ與レ姉相見一は正書に但父母有二嚴勅一將三永就二乎根國一、如不二與レ姉相見一、吾何能敢去と見えたる、其は簡略ひて反語に云へるを、此は其事を直に言下せる者にて、第二一書に實欲三與レ姉相見一と有るも此に同じ、此二を合せて此の唯は實の意に見て有りぬ可き所なるなり、（且此唯より下の來耳に應ふるなり、文に只字有れども、其は寄語へ引續く語なる故に唯と只と通りても事に別異なし）○只爲暫は多陀志麻志と續け訓むべし、此は正書の首に素戔嗚尊の御父大神に請申し奉り給へる御言に、故欲下暫向二高天原一與レ姉相見而後永退上矣と申給へりし御事を取出て聞え上げさせ給へるなり、然るは皇太神の此時の大御言に汝所三以來一者非二是善意一、必當レ奪二我天原一と詔給ひて武備を設け御在し坐しゝ故に、其大御心を固めて只爲暫來耳と事を限りて申させ給へるなり、國よりの御母神の御在し坐す根國底國なしも志し御在し坐せるなりければ、此時の御心は實に然ここそ有りけらし、然るに如此く聞えさせながら高天原に良久しく留り御在し坐す御事に至れるに、此御誓の御事に依りて其誓約の御中に御子生坐しけるが、皇太神の皇太子と定まり給へるに就ては天津日嗣の齋庭の瑞穗を求めに保食神の許に遣はされなど、止事を得ずして降坐の時の自然に違はりたりつる者なりけり、（只爲暫と云ふ事は允恭天皇八年御紀大御歌に阿麻多絆泥受邇、多儴比等用能未と詔はせ給ひ、又萬葉十に、年之度囘、直一夜耳など有に同じく其假初なるを云へり）○來耳には阿蓋作那良久能伎麻伎比俊と訓附くべきなり、古事記に僕者無二邪心一（中略）爾天照大御神詔、汝者不レ可レ在二此國一而神夜良比、夜良比賜、故以テ爲ニ請ハム將ニ罷往一之狀上參上耳無二異心一と見えたるを、此に依りて只爲暫來耳、無二異心一と三字を姑く此に補ひ見る時は、此の意趣明らかなる者なり、其事を記きて記傳七（四十四丁）に一姉に無二邪

心一と白して、又此に如此く無二異心一と申し給ふは、今申しつる事の外に別意趣は無しとなり一と云はれたるが如く。實に固よりして異心の御在し坐て參上らせ給へるに非ず、長き御別を告げ奉らせ給はむ御心に御在し坐す御事を明らめ奉る可き者なり、（然れども其御姉神を疑ひ奉らせ給ふとして、此國土を治めさせ給ふ御心御在し坐さゞりしからに、一速く暴く惡き神の如くに思はれ奉られ給へるなり）

於是日神共二素戔嗚尊一相對而立誓曰。若汝心明淨不レ有二陵奪之意一者。汝所レ生兒必當男矣。言訖。先食二所帶十握劍一生兒號瀛津嶋姬。又食二九握劍一生兒號湍津姬。又食二八握劍一生兒號田心姬。凡三女神矣。

扨此は謂ゆる三女神の成出坐しの異說なり、又一書に異なる傳なむ有りける、其は正書に于時天照太神復問曰、若然者將二何以明二爾之赤心一也、對曰、請與レ姉共誓、夫誓約之中必當レ生レ子、如吾所レ生是女者則可レ以爲レ有二濁心一、若是男者則可レ以爲レ有二清心一と見えたるが如く、此にては素戔嗚尊の御心の黑白未顯にれ坐して、天照太神に能く云で疑はれさせ奉り給へるなれば、若にても何にても心の限り物行奉らせ給ひて其赤心の程を明らめ白させ給ふ可き御事なり、然るに此の傳にては其素戔嗚尊の御所爲に就て疑ひ所思し看す日神の御方より道理を立て、若汝心明淨不レ有二陵奪之意一者、汝所レ生兒必當レ男矣言訖云々と有りて、先づ日神の御誓の御業を成し給へるは甚も甚も心行かぬ事なり

けり、（第三一書にも日神の誓約を立てさせ御在し坐して、汝若不レ有ニ奸賊之心一者汝所レ生子必男矣、如生レ男者予以爲レ子而令レ治ニ天原一也と有るは、卷首にも云へる如く彼と此とは同傳なれば然有るなり）此に就て思ふに、正書に有の如く有るも此一書の如き皇大神の御對無くは有るべからず、又此一書に如此は見えたれども、正書の狀なる素戔嗚尊の御言必無くては言の足はざるを、相共に傳へ漏して其書の文の有りけむか既く散逸などするには非るか、彼此比按して考ふ可き事なり、然れば傳十三に已に論へる如く、右に引ける正書の文を此文の上に係け、又下に置きて如吾所レ生是女者則可レ以爲レ有ニ濁心一、若是男者則可レ以爲レ有ニ清心一、於レ是日神共立レ誓曰、若汝心明淨不レ有ニ陵奪之意一者、汝所レ生兒必男矣、言訖乃索ニ取素戔嗚尊十握劔一云々と續くる時は、素戔嗚尊の男御子を成給ふ對に天照太神に女御子を生み給ひて、然なむ素戔嗚尊の御上にては淸明き御心を表はし奉り給ふ御事と成り、又天照太神の御方にても今迄疑ひ所思して得定め難きせ給へりし御心の卜を合せさせ給へる御事とに成りぬらむかし、神祇本紀にも右に成せる文の如くなるは正書一書を漏さず集成せるのみにして、作者に作る事の意迄を細かに考記す可き力も有るまじけれども、實に此の理に叶へる者なり、（然るは正書に與レ姉共誓と見え、古事記にも各宇氣比而生レ子と有りて、其疑はれ奉り給ひながらも御一己にて御子生むとは宣給はざるに、其所由必ずしも無くてやは有るべき、深く心を著くべき所なりける者なり）○相對而立は上章第六一書に相向而立と有るに同じく相牟伎立志氐と訓むべし、已に傳八に云へり、偖此は第三一書に日神與ニ素戔嗚尊一隔ニ天安河一而相對乃立と見え、古事記に故爾各中ニ置天安河一而宇氣布と有るが如く、天安河を中に置て相共に對立たせ給へるにて、近く云はゞ河を隔てゝ對陣し給へるなり、正書に此河の事見

えずと雖も、天眞名井と云ふは天安河の水沼なる事傳十三に云へるが如し、萬葉十八（三十三丁）七夕歌に、安麻泥良須、可未能御代欲里、夜洲能河波、奈加爾於太氐々、牟加比太知と詠めるも、記傳に云はれたる如く此の御故事を取出でたりし者にて、右に引ける此の第三ノ一書に本著きたりし者と所見たり、（此御紀の御撰有りし後は斯る歌詞に至る迄に皆其に依る事にて、右の萬葉の作者の此を捉へて作れると云ふ事の知らるゝに就ても甚尊しかし）○誓は此にては日神のみ誓を立てさせ給へる如く見ゆれども、正書に請與レ姉共誓と有り第二ノ一書に請吾與レ姉共立二誓約一と有るが如く、素戔嗚尊の赤心を開らめ奉り給はむ爲に誓約を建つるに就ては、日太神に於ても其竸ひ所思しゝ御心を開けさせ御在し坐さむ爲に共與に御誓の事を請奉らせ給へるなり、右の二の請字に甚く力入りて見ゆるを以て曉る可き者なり、然れば右にも云へる如く此傳には素戔嗚尊より係けさせ給へりし御言脫て天照太神の答へさせ給へりし御言のみ遺れる事、猶正書に素戔嗚尊の係け給へりし御言のみ有りて天照太神の共に對へ給へる御事無きと同じ事なる者なり、然れば此に相參考へずては其正旨は得難き者になむ有りける、（然らざれば天照太神に疑はれ奉られ給へる素戔嗚尊の御方より、返さまに天照太神の疑はれさせ御在し坐して、素戔嗚尊に先立ちて誓言を立てさせ給へる事と成りて大に事實を過まつに至りなむかし）○昔汝心明淨云々は右の素戔嗚尊告曰、吾元無二惡心一と有るを承けて然宣へらむとしては事足はざる可し、此は正書に于時天照太神復問曰、若然者將三何以明二爾之赤心一也、對曰請與レ姉共誓、夫誓約之中必當レ生レ子、如吾所レ生是女者則可三以爲レ有二濁心一、若是男者則可三以爲レ有二清心一と有るに、對へさせ給へりし御言たる而上に註せるが如し、故右の文より續け見るに、其の若字は然者の義に見て通ゆる所なるなり、（故此

を以て此若汝心明淨の上に必有の意味の語有りけむが脱けたる事を知るべきなり、斯る由をも考へずして漫に異なる傳とのみ思はむには、思測の至らざるが故なり）汝心明淨は、古事記に然若汝心之清明何以知と有る其汝心を、記傳に美麗斯能心と訓まれたるに從ふ可し、明淨は右に引ける清明に合せて阿加久伎與久志氏と訓むべし、敏達天皇十年御紀に子々孫々用二清明心一事二奉天闕一と見え、續紀第一詔に明キ淨キ直キ誠之心以而、第二詔に以二明淨心一而、第五詔に汝等清キ明キ正キ直キ心以、第七詔に淨キ明心乎持弖、第四十四詔に己有心乎明爾淨久貞爾謹天など見えたり、（然れば阿加久伎與伎を此第七詔と古事記とに依りて伎與久阿加伎とも云ふ可し、但此の明淨を本に伎用宇志氏と有れども其は如何なり）○不レ有二陵奪之意一者は第三ノ一書に汝若不レ有二姦賊之心一者と有るに同じ、此は素戔嗚尊の吾元無二惡心一と申させ給へるに就て、先に日神本知二素戔嗚尊有二武健陵レ物之意一（中略）非二是善意一、必當レ奪二我天原一と詔へりし御事を直に宣給ひて其御心を詰問はせ給ひて、今以て其言の如くならばと推て宣給へる所なるなり。（故此は武健くして物を陵ぐと云ふ意も御在し坐ず、又我が天原を奪はむと爲給ふ御心も無く御在し坐さばと云ふ義なり）○汝所レ生兒必當レ男矣と有るは、正書に若是男者則可レ以爲二有二清心一と有るに對へさせ給へる御言なる事右に註せるが如し、但下章第三ノ一書なる素戔嗚尊の御語にも如有二清心一者必當レ生レ男矣と有りて、下に且姉之所レ生亦同二此誓一と有るは甚々心得難き事なるが、且と見ては二神共に男御子を生成し給へるを以て誓の勝負を定むる事の如く聞ゆめれども、其疑はれ奉る素戔嗚尊こそは有りけれ、高天原の大君主宰と御在し坐して其本意を尋ね其曲直を今茲に正し給ふ皇太神の御上に男御子を成し出で給ひて御誓に勝たせ給はむと相競ひ爭はせ給ふ御事の何でかは御在し坐さむ、

（此は正書より以來此傳を註し奉るに第一に云はずしては得有るべからぬ太じき事なるに就て、已にも云へるを又此にも少か云なり）故思ふに姉之所レ生亦同二此誓一とは相共に男御子を生み奉らせ給ふ謂には非ず、若我が清明き心の表はれて男御子の生出で坐さむ對に姉尊の生み給へらむは女御子に坐さむと誓び申奉らせ給へるなり、同二此誓一とは如此くして勝劣の無く平坦に在らむと云ふ義を含みて申奉らせ給へるなり、然れば此も下に言を加へて若汝心明淨不レ有二陵奪之意一者汝所レ生兒必當レ男矣、我所レ生兒必當レ女矣と云ふ意に聞くべき所なるなり、然るに其言の如く日神は女御子を生み給へれども物根は素戔嗚尊の御物なりし故に其御子として授け給ひ、後に素戔嗚尊は竟して男御子を成坐せり、然れども日神の御物根に因て成坐せる故に、皇太子として以傳ふべき御在し坐して事の運の平和に至れりしは全く二大神共に素より隱々しき御心御在し坐さゞるに依れる者なりけり、（又此に反して若汝心惡而有二陵奪之意一者汝所レ生兒必當レ女矣、我所レ生兒必當レ男矣と含みて宣給へりし御心なるをも知らずは有るべからず）○所生は那佐武と訓むべし、次に生レ兒と訓み、第二ノ一書に生レ女爲二黑心一生レ男爲二赤心一と有る生をも那佐婆と訓み、又第三ノ一書には所生を古くより宇牟とも那須とも交へ訓み、又下章第三ノ一書にも生兒と訓み、古事記には此の五男三女神共に生坐せる事を何れにも所成と有るなど是なり、生字を宇牟とも阿禮麻須とも訓める常にて、又那須と云ふも此の觀主より御子等の化生坐しゝ計のみにては非ず、傳門にも云へる如く母胎より産出づるをも那須と云ふ事珍らしからざる也、八洲起元章に産二生洲國一と有るを古事記には生二成國土一と作れ、大祓詞には國中爾成出武天之益人等など見え、萬葉九（三十三丁）に父母賀、成乃任爾、箸向、弟乃命者、又（二十九丁）人跡成、事者難乎、和久良婆爾、成吾身

者とあり、竹取物語にも「已が成さぬ子なれば心にも從はず」と見え、奧儀（藤原清輔）に「此佐子一人成して蓮れ坐しにき」と有るなど是なり、（今俗にも繼父母を邪作奴親と云ひ、又邪作奴父とも邪作奴母とも云ふ常にて、又繼子をも邪作奴子と云ふなど何れも產むを成すと云ふに據れる語なる者なり）○言訖に古事記（國生段）に言竟と有るを記傳に能理多庭比袁閇氐と訓まれたるに從ひ訓みつ、此字天孫降臨章にも今我云々矣言訖遂隱とも有るなり、（本に此なるを能多庭比袁波理氐と訓み、下卷なるを伊比袁波理氐と訓めるは共に僻き訓なり）○先食所帶十握劍、此にては天照太神の御親取帶せ御在し坐す御劍共を食させ給へるに成り、次に素戔嗚尊も其如くにて其御頸に所嬰給へりし瓊を御自食せ給へる御事に成て共に相對立たせ御在し坐せる所謂無くなむ見ゆめるは、上にも云へるが如く此の第一ノ一書と下章第三ノ一書及古語拾遺共に實に此事無き大義を亡く誤れる者にて、身毛も彌立て甚可畏く所思る御事になむ有りける、（古人と雖も如此違てる事有りて、一向に信み難き所有るなむ味氣無き事なりける、然れども元より狡意を爲て上古の傳を闇まさむと爲る所爲には非ざる可し、唯口々に傳はり行く內に其物根を交易給へりし事の何時しか失ぬる者なる可し）故思ふに右の物根を相換へさせ給へる御事は正書も古事記も共に唯素取又は乞度とのみ有りて甚粗きを、第二ノ一書には是時天照太神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劍今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣、如此約束共相換取と有るが如き御約束共の以前に御在し坐しけむを傳へ漏らせるから、終に二大神共に御親御身に著けさせ給へりし物を食て御子を成し坐せる如くには傳へ混れつる者なる可し、此劍と瓊とを相度し換ふる事に爲る時は、傳十三に已に云へるが如く五男三女神の物根甚分明しき者なり、故其物事に明るき古昔に然る僻

事は傳ふまじかりければ、右の物根を相換させ御在し坐しゝ傳の亡なりけるより、各其御自己の物より御子は成出御在し坐しゝ趣にぞ自然に成以て來ぬらむかと所思るなり。然れば此傳も本は劔を食すは素戔鳴尊にて、瓊を食給へるは天照太神に御在し坐しけむを、物根を相換へ給へりし事の亡たる爲に、正書又古事記の如く劔より三女神は生坐し、瓊より五男神は成坐せる趣の傳には成れりけむかし、（斯れば此等の傳々に劔玉を相換させ給へる事無きは、右に云へる如き混れ有る爲にして、却りては第二一書の傳の如くに劔より五男神、玉より三女神の成出御在し坐しゝ證とも成るべきならむか）○食は正書に齰然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神と見え、古事記にも奴那登母母由良爾振二滌天之眞名井一而佐賀美爾迦美而於二吹棄氣吹之狹霧一所レ成神と有りて右に同じく、又第二一書にも嚙二斷云々一而吹出氣噴之中化生神なども有りて、右の趣にては唯に咬吼きて吹出し給へるなり、（古事記序に定知懸レ鏡吐レ珠、百王相續、喫レ劔切レ蛇、以萬神蕃息歟と有りて、此にては劔珠を喫て吐き給へるなり、此喫も咬吼くのみを云へれば食と等しからず）食字は古事記に訓レ食云二袁須一と見え、此にも袁志と假名を附て有り、然るに食を口に入るゝを波牟と云ひ、口にて碎くを迦牟と云ひ、喉に入るゝをば袁須と云へり、膳の餠を袁須と云ふにても知るべきなり、斯れば右の正書古事記又第二一書等に迦牟と云へるは御口裏に入れさせ御在し坐して吹出させ給へる御事と成れるを、此に食としも云へるは喉内に呑入れさせ給へるを吐出て御子と成し給ふ御事とは成れる物から、猶迦牟の方なむ良はしくは所聞えたる。（但此の記し樣の餘りに簡易なるに就ては其食給へる物の御子と化て出させ給へるが如く聞成さるゝなり、其を心を附くべきなり、萬葉十二卷（四十二丁）に妹食序念と有るも、食字を正しく袁須と云ふ例なり）借食とは佗

物を身に受容るゝ義なるが故に、天皇の天下國土を所知看す御事を萬葉五（七丁）に企許斯遠周、久爾能麻保良叙、十八（十八丁）に佐已之乎須、久爾能麻保良爾などゝ所聞看の賣須に當て食須と云へり、又古事記に次詔二月讀命一汝命者所レ知夜之食國一矣事依也、常陸風土記なる香島大神乃御言に我前乎治奉者、汝聞看食國乎大國小國事依給等止給ひと有りて、大八島國汝所知食國止事向賜之香島坐天津大御神乃云々、又古事記[illegible]大御命に汝大御命[illegible]食國之政一以白賜と見え、續紀第一詔に四方食國乎治奉止任賜ヘ、第三詔に此食國天下之業乎、第五詔に四方食國天下乃政乎第十三詔に聞食食國乃東方、第十四詔に食國天津日嗣高御座乃業止奈母、第二十三詔に吾孫知食國天下止、第二十四詔又四十八詔第六十一詔に食國天下之政者、第五十一詔に食國之政乃など有るを始として世々の御史に多く見え、又萬葉に又食國と云ふ事多く有りて一（二十二丁）に食國乎、賣之賜牟登、二（三十四丁）に食國乎定賜等、六（十四丁）に食國乎收賜者、又（十五丁）食國、遠乃御朝庭爾など書し、又靈異記には天下所知食す御事を食國と書て久爾袁斯須と訓り、假字にては、萬葉十七（四十二丁）に須賣呂伎能、乎須久爾奈禮婆、又（四十三丁）乎須久爾能、許等登里毛知底など見えたれば此食には袁須の假字なり、又下に註せるが如く寶劔出現章第六一書に且當飲食を美袁志世牟登須と訓み、又神功皇后御紀元年に進食を美袁志須とも訓めれば、此にても食字を美袁志氏と訓むべくこそ、又其十三年御紀御歌に阿佐孺塢齊佐々と詠ませ給ひ、應神天皇十九年御紀歌に宇摩羅珥、枳虛之茂知塢勢、摩呂我知と有るは酒を飲み給ふ事を云ふなり、又雄略天皇前御紀歌に飫瀰能古簸、多倍能婆伽摩塢、那々陛塢紀と有り、塢紀は衣裳を著る事を云へるにて、中古に米須と云ふに同じ、（但袁須の假字の事を云はむとて右の如く食國などの

事迹を叢脞しく引出でたるは煩はしきに似たれども、予も事の因みに引き出て論破し、人にも此因に然る事をも知らせむとの老婆心になむ、）（瀛津島姫命は古事記に其先所レ生之神多紀理毘賣命者坐二胸形之奥津宮一と見えたるが如く、本御名は此にては田心姫命に御坐し坐すを、胸肩の遠瀛に御在し坐すに依りて瀛津島姫命と稱奉れる御名にて、其天降坐してより竟に後に其居地に因りて號け奉れる御事なるを、始に及ぼして此に記されたるさへ有るに、又別に田心姫命と云ふ御名を再出されたるは誤なる事其下に註せるを以て知るべし、偖然誤來れる本は第二一書に市杵島姫命是居二于遠瀛一者也と有りて、次に田心姫命湍津姫命の二名を出だせるは市杵島姫命を右の奥津宮の神に當てたりし者にて此と同じ狀なる誤なり、又第三一書も然り、瀛津島姫命亦名市杵島姫命と爲る事此亦右と同日の論にして共に誤なる事、傳十三に委しく辨へたるを合せ考へて曉る可き者なり、（御紀すら已に如此し、傳十三卷安藝國佐伯郡伊都伎島神社名神大の下にも註せるが彼社はしも此三女神を祭り奉れる中に市杵島姫命を主として祀り奉れる事は社號にも見えて隱れたる所無し、然るに彼社にても此市杵島姫命を長女と爲て瀛津島姫命と云ふ說有りと見えて、田心姫命を伊都岐島中子大神と申し、次に湍津姫命を宗形小專神と稱へて神階を授け奉らせ給へりし事三代實錄に見えたり、此皆此一書共の傳に依れる者ながら、實には秦氏本系帳に胸形中都大神と申すは市杵島姫命に坐して中津宮の神に渡らせ給へる事已に云へるが如し）瀛津島は第二一書に謂ゆる遠瀛にして第三一書に海北道中と見えたる筑紫海の洋中に在る島名なり、所以に此田心姫命を本として祀り奉れる神社を、神名式に近江國蒲生郡奥津島神社（名神大）陸奧國安積郡隱津島神社など所見たり、右等は等しく三女神を祀りて宗像神社と申奉る中に取分けて瀛津島姫命を立

て齋奉るが故なる者なり、（又上野國神名帳にも甘樂郡從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息津宮明神、群馬西郡從三位上息津宮明神と見えたるも、此瀛津島姫命に渡らせ給ふ可き御事申すも更なり）〇湍津姫命、傳十三に云へり〇田心姫命第三ノ一書には田霧姫命と有り、許理と紀理と音通ひて同神なり、右に引ける如く古事記に多紀理毘賣命者坐二胸形之奥津宮一、次市寸島比賣命者坐二胸形之中津宮一、次田寸津比賣命者坐二胸形之邊津宮一と見えたれば、此の田心姫命はしも右の瀛津島姫命の本御名に御在し坐す事申すも更なり、然るに此傳は更なり第三ノ一書にも瀛津島姫命亦名市杵島姫命と混らせる傳有りて其瀛津島姫命を田霧姫命と別神と爲る者は已く古より相誤來れる者なり、（又古事記に故此大國主神娶下坐二胸形奥津宮一神多紀理毘賣命上生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命と見えたるを、地神本紀には大己貴神先娶下坐二宗像奥都島一田心姫命上生二一男一女一、兒味鉏高彥根神妹下照姫命と有り、此にて田心姫命田霧姫命同神なるを知るべし）猶地神本紀には田心姫命亦名奥津島姫命亦瀛津島姫命坐二宗像奥津宮一、是所レ居二于遠瀛島一者也と有りて、此文古事記の趣にも打合ひて甚正しく慥なる者なり、若て又市杵島姫命亦名佐依姫命亦云二中津島姫命一坐二宗像中津宮一、是所レ居二于中島一者也と有るからは、瀛津島姫命と申し奉るは田心姫命の御事にして市杵島姫命には御在し坐さゞる者なり、（正書一書共に湍津姫命の御事に於ては少かも異なる所無きを、唯田心姫命と市杵島姫命の御上には互ひに右の如く混らはしき事共の有れば心してなむ見る可かりける、猶此三女神の本說は已に傳十三卷に委しく註し奉れゝば今云ふ限りに非ざるを、此傳には右の如く市杵島姫命に當て瀛津島姫命と申す御名出で、田心姫命を離ちて別神と立たるを取返さむとて再說けるなり）、

已而素戔嗚尊。以其頸所嬰五百箇御統之瓊。濯于天渟名井亦名去來之眞名井而。食之乃生兒號。正哉吾勝勝速日天忍骨尊。次天津彦根命。次活津彦根命。次天穗日命。次熊野忍蹈命。凡五男神矣。

此は五男神の成出坐しの異說なり、上にも已に云へるが如く天照太神と相共に物根を相換へさせ給へりし御事の見えずして、素戔嗚尊の御頸に所嬰がせる五百箇御統之瓊を以て男御子を生奉らせ給へる狀なり、此趣にては掛まくも甚も可畏き天津日繼はしも、素戔嗚尊の御胤にして天神御子には御在し坐さゞる如く成りて、道の本源と有る大義をしも此傳に至りて亡なふが如くして甚遺憾しきに就て深く此を探索るに、右の謂ゆる十握劍九握劍八握劍は素より、天照太神の武備に設給へりし御物なり、又此に素戔嗚尊の御頸に所嬰させ御在し坐せる五百箇御統之瓊はしも、第二一書に素戔嗚尊將レ昇レ天時有二一神一、號二羽明玉一、此神奉レ迎而進二以瑞八坂瓊之曲玉一、故素戔嗚尊持二其瓊玉一而到二之於天上一也と有る此曲玉なる者なり、然るに其次に是時天照太神謂二素戔嗚尊一曰、以二吾所レ帶之劍一今當レ奉レ汝、汝以二汝所レ持八坂瓊之曲玉一可二以授一レ予矣、如此約束共相換取と有るからは、素戔嗚尊の持たせる右の瓊にしも已に此時に天照太神の御手に渡し奉れゝば、此瓊を以て御子を成坐と云ふ事は有るべきに非ずなむ有りける、古語拾遺にも於是素戔嗚神欲レ奉レ辭二日神一昇レ天之時、櫛明玉命奉レ迎獻以二瑞八坂瓊之曲玉一、素戔嗚神受レ之、轉奉二日神一仍共約誓と所

見たるを合せ考ふ可し、（但其文に續けて卽爲$_{二}$其玉$_{一}$生$_{二}$天祖吾勝尊$_{一}$と有るは誤たり、已に其玉をしも天照太神に奉らせ給へるが故に、天照太神はしも其玉を以て三女神を生奉らせ給へれは、其玉に因けて天祖吾勝尊に生坐すまじき者なるをや、然かは徐りに事を省くに過ぎて其正實を失へりと云ふべし）又其瓊を奉らせ給へるに就ては天照太神より御璽を授與へさせ御在し坐すべき事本よりの御約束なる上は、第二一書の趣と相等しく此も瓊より三女神は成坐し璽より五男神は成出させ御在し坐す傳なりけむを、其相換取り給へる事を傳へ漏らせる故に、二大神共に各も各も御目の御物を以て御子を生み奉らせ給へる趣に文の成以て行きたるには有れども、其相混ひつる所以を知りて其元に返して見る時は、其本體に所見分れてたむ有りければ、實に劍に因て此の五男神は生出御在し坐したるなりけり、故其物根を以て推す時は、傳十三に日神は女神には御在し坐せども大御父の如く、素戔嗚尊に男神とは坐しながらに大御母の如く御在し坐せる所由有る皇太子に大坐々せば、實に天下の大君として天津日繼を天壤と共に無窮く所知看べき御事になむ有りける、然るは四神出生章に伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生$_{二}$大八洲國及山川草木$_{一}$、何不$_{レ}$生$_{二}$天下之主者$_{一}$歟、於是共生$_{二}$日神$_{一}$（中略）次生$_{二}$素戔嗚尊$_{一}$と有る云如く此時の珍御子二神生せるが、其日神はしも天地に照臨ませ給ふ御德坐す故に天上に送昇奉らせ給ひて、素戔嗚尊に天下を寄依し給へれども、其も根國に神逐にせ給ふ運びに事の轉ろひしかども、元來して何不$_{レ}$生$_{二}$天下之主者$_{一}$歟と宣給ひて生奉らせ給へる御子等に御在し坐せば、此御誓約の御事に因りて天照太神と素戔嗚尊の御間にて右の如く奇異なる所由有りて成坐せる皇太子の天下の大君と定まらせ御在し坐して二柱御祖神の御言の幸ひ幸はる所なれは、必相替させ給へる物根に因りて成出御在し坐す傳ならで

は正説とは成るまじければ、此の文を讀み奉るにも其思慮無くば有るべからざる者なり、（但四神出生章に右の時に生坐せる御子等の次第を、一に日神、二に月夜見尊、三に蛭兒、四に素戔嗚尊にて、俗に一女三男と云へる是なり、然るは月夜見尊と申すは實に素戔嗚尊の其國を所知食す御名にして別神に非ず、又蛭兒と云へるは神には非ず國名なれば八洲起元章第一一書に在るを正しと爲べし、斯れば此時唯天照太神素戔嗚尊の二柱のみなり、此事を心得て此説を見ざれば心得難からむ故に今も少か云ふ事なり）（以其頸所嬰五百箇御統之瓊）は其御頸珠の事なり、古事記に即其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣事依而賜也と有り、又其海神宮段火遠理命の幸行し所に解御頸之璵含口唾入其玉器と云ふ事も所見たり、又安閑天皇元年御紀に廬城部枳莒喩女幡媛偸取物部大連尾輿瓔珞獻春日皇后と云ふ事も所見たれば、上代より以來當昔に至る迄も猶男女共に懸けたりし者なり、伊勢大神宮式神衣祭條に髻絲頸玉手玉足玉緒絛綫等絲各十六條と見え、荒祭宮料に髻絲頸玉手玉足玉緒絛綫緒等絲各八條を調進る由に見えたるは、神御には猶後世に至りても奉るなりけり、此事已に傳十三に云へるを見つ可きなり、（又瓔珞の事は安閑天皇御紀の傳に云ふべし、漢語抄類書纂要婦人首飾都瓔珞以玉爲之と見えたりと雖も、皇華にては男女共に八坂瓊之曲玉を懸けて身の裝束と爲つる者なり）（所嬰は宇那雅流と訓むべし、第三一書に嬰頸之瓊と有るをも然訓むけたり、天孫降臨章第二一書に阿味奈屢夜、乙登多奈婆多廼、汗奈餓勢屢多磨廼、彌素磨屢廼、阿奈陀磨波夜と有る、汗奈餓勢屢を釋に嬰也と註して、昔神人以珠玉爲飾、頸玉手玉是玉之類是也、閑之穴於玉、歸緒貫玉、今嬰纏也、故稱五百箇御統之玉と所見たり、又萬葉十六（二十七丁）に吾宇奈雅流、珠乃

七條、取持毛將由物乎と有るなどを引て此傳七（三丁）に「宇都賀世流も宇都確流も共に頭に懸けたるを云へり」と註されたり、又古事記に宇都賀[illegible]理是至今實牢也と云ふ事の有るも、頸に御手を打懸け給へるを云ふ詞なるをも思ひ合す可し、（名義抄に嬰字加々流とも末具良須とも訓めり、説文に嬰頸飾也、荀子に處女嬰寶珠」と有る註に嬰繋」於頸」也と有るは克字義にも合へり）借字宇都確流は右の如く頸懸なるが、和名抄に頭（和名久比）頭莖也と見え、項（和名宇奈之）頭後也、公羊傳註云斉人項副之頭」と有るを、宇鏡集名義抄共に頸を宇那自と訓めり、借久毘は組にて頭と體との組合たる番目の義なり、宇都自は宇都に上根にて頭根の義より出でたる言なる可し、其より又其頸後の方の畝と成れるに依る名にて項後の義なり、馬の立髮の事を同抄に鬣（髦附）鬐馬項上長毛也、（今按俗云宇奈加美」）髦（師說多知賀美）と云ふも馬背の畝を成したる所に立つる髮なればなり、此を以て宇都自に畝後の義なるを知るべし、（又豌を萬奈之利と云ふなどを以ても尻ならぬ所にも志理と云ふを知るべく、又出雲神賀詞にも神の禮自利臣能臣自と有るは神之禮賓臣之禮賓と云ふ事にて、此は右の後とは別なれども自利を切めて自と云へるをも思合す可き者なり）又萬葉一（十六丁）に玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從、二（三十八丁）に玉手次、畝火乃山爾、喧鳥之、音母不所聞、四（三十三丁）に玉円次、畝火乎見管、七（三十二丁）に玉手次、雲飛山仁、吾印結などの如く玉襷より地名に畝傍へ係れる發語なるに、冠辭考荷田在滿言に上の以其頸所嬰五百箇御統之瓊」の文と右の下照姬の歌とを引て襷を嬰けると續けつらむ（下略）と云へるは實に然る言には有れども、右の玉襷に在れ御統に在れ項嬰の取懸る者にし有りければ、其意を以て續けたるにもや有らむ、後人其善きを擇び從ふ可し、（和名抄に

畝田數也、和名宇彌、唐令云田廣一歩長二百四十歩爲ㇾ畝と有るも、今も田數には限らず畑などを作るに細く溝を堀りて堺とし、土を盛上げて高き所を俗に一畝二畝と云ひ、古くは上章第六一書に畝丘樹下と有るを古事記には香山之畝尾と有るも山の尾の畝を成したるを云へり。又宇彌と棟と相通ふをも思ふ可し）〇五百箇御統之瓊は第三一書に五百箇統之瓊と作て御字は無きも其訓皆しかる可し此は正書に八坂瓊之五百箇御統と有るを略ける稱にて其物相同じき事傳十三に委しく註せるが如し、然るに古事記には此を八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠と見えたれば、此にては瓊を通とは云はず多麻と訓みて右の美須麻流之珠と其訓を同じく爲るなる可きか、然るは右に引ける天孫降臨章第二一書の歌に多磨廼彌素磨屢と有るも御統之瓊を倒反して云へるなり、又延喜六年日本紀竟宴歌に得二天穂日命一、矢田部公望、阿磨能袁佐、倭彌曳美伎野袁、耶佐賀耶珥、伊開津儀佐波屢湛、[illegible]胡彌世音鶏と有るに、天穂日神の御祖者八坂瓊之五百箇統之珠登許曾開師と云ふ事なるをも思合せて曉る可き者なり、（但瓊を通とも多麻とも二に訓む時は語の重複れるに似たりと雖も然に非ず、傳十三卷に註せるが如く瓊を通と云ふは勝れて美たく麗はしき形容の言なり、又多麻と云ふは傳六卷に說ける如く同形を具へて珠玉の裝ひを成すを以て云ふにて其義別るゝ者なり）〇天渟名井は傳十三に記傳の說を引て注せるが如く、渟は凡て水の湛へたる所を云ひ、名は之の轉にて速吸之門を速吸名門とも云へるが如し、偖此は天安河の川岸にて水渟成せる所を指して井と云へるなり、神武天皇元年御紀に生二皇子神八井耳命神渟名川耳尊一と有りて二皇子坐せる中に、神八井耳命と申すは彌井の意にて堀井は所々に在る物なる由の名なる可く、次に神渟名川耳尊と申奉れるは流水の中の水渟にて此に謂ゆる渟名井の意を以て稱奉る大御名なる可し、偖又安

寧天皇三年御紀に立二淳名底中媛命一（亦曰二淳名城稚媛一）爲二皇后一と所見たる、其に合せて懿徳天皇御紀に母曰二淳名底仲媛命一、事代主神孫鴨王女也と有るも淳の底と中とを以て號けたる御名なり、（但姫神本紀に依て考ふるに、事代主命三島溝杭女活玉依姫を娶て生坐せる御子天日方奇日方命有り、其下に此命娶二日向賀牟度美良姫一生二一男一女一、兒健飯勝命、妹淳名底仲命と見えたり、其姉祖々父は溝咋耳神に坐せば、此も水に依て淳名底と云ふ事と知らる、）又萬葉十三（九丁）に沼名河之、底奈流玉、求而得之玉可毛、拾而得之玉可毛、安多良思吉、君之老落惜毛と有る、沼名河は此の地名かと思ふに然らず、此より先に天橋、文長雲鴨云々、又天有哉、月日如云々と有ると同じ意味を詠める歌なるを以て考ふれば、此は右に云ふ淳名井の事にて謂ゆる天安河の事と通えたり、然るは井と云ふは水を汲むに云へる名なれば、川と云はむも井と云はむも別なる意は有るべからざる者なり、克々右の並びの歌共を照らし見て其義を明らむる時は、此沼名河はしも天安河より外に指行く可き所無き者なり、（但古事記に八千矛神將レ婚二高志國之沼河比賣一幸行と有るは、神名式に越後國頸城郡奴奈川神社と見えたる是なり、大同類聚方に奴奈加葉とも奴乃加波葉とも奴乃川葉とも云る三方有も此に出でたる藥なり、然るに今奴乃川と云ふ川無しと雖も、水上は黒姫山と云ふより出でゝ姫川と云ふ大川有り、其東は糸魚川と云ふ地にて奴奈川神社の所在其地に在り、右の姫川と云ふは甚急き流なりければ、水淳などの出來まじき所なるに依りて、殊更に水淳を掘りて水を汲など爲しに依りて然る名は負へる者なる可し、出雲風土記島根郡美保郷條に意支都久辰爲命子俾都久辰爲命子奴官波比賣命と有れば、久辰爲は奇異井にて淳名川の義なるをも考合す可き者なり、然れば此も亦此の淳名井の例とも成すべくや侍らむかし、但沼河比賣命

の本說は後の條に註す可きなり）〇去來之眞名井は去來は履中天皇御紀に去來此云二伊弉一と有る伊弉にて、卷三伊弉諾尊伊弉冉尊の下に註せるが如く人を誘引ひ催促す語なり。然れば此に正書なる素戔嗚尊の御言に請與レ姉共誓と見え、第二一書にも請吾與レ姉共立二誓約一と有り、古事記にも於是須佐之男命答白、各宇氣比而生レ子とも有るが如く、天照太神に疑はれさせ奉り給ふ素戔嗚尊こそは如何なる御誓をも爲て其明く淨き御心以て參昇らせ御在し坐しゝ御心中をも顯はし奉り給ふ可き御事なるを、其疑ひ給へる天照太神にも共々に御誓を成し賜はらむ御事を請奉らせ給へるは卽此の去來にて、其勸誘ひ奉らせ給へる謂なる者なりけり。萬葉一（十一丁）に岡之草根乎、去來結手名、又（二十丁）吾妹子乎、去來見乃山乎、又（二十六丁）去來子等、早日本邊、三（二十丁）に去來兒等、倭部早、四（十二丁）に味村乃、去來者行跡、六（二十二丁）に去來兒等、香椎乃潟爾、七（八丁）に去來率去河之、音之淸左、十（三十四丁）に馬並而、去來於野行奈など用ひたる去來是なり、（又率字をも多く伊弉と訓めり。開化天皇御紀に率川此云二伊謝箇波一と註されたると同じ例なり、去來の字は列子に出でたり）又此去來を活用かせて伊弉那布と云ふ事常なり。續紀第十三詔に衆人乎伊謝奈比率天仕奉心毛。第十九詔に逆黨乎伊射奈比率而（中略）此事伊佐西止伊射奈布依而、伊佐西奈止事者許而、第三十一詔に心乎通天人乎伊佐奈比須々奈己止莫、第三十二詔に人等乎毛敎伊佐奈比進、第三十三詔に人仁毛伊佐奈布倍久、人乎毛止毛奈万須之天、第三十五詔に惡友爾所引率三物在（中略）小過毛在人仁所率三之所聞天、第四十五詔に寶位乎望求天人乎伊射奈比など見え、又萬葉三（五十八丁）に物乃負能、八十伴男乎、召集聚、率比賜比、九（二十三丁）に率而來通女壯士之往集、加賀布嬥歌爾、十七（四十五丁）に麻須良乎能、登毋

伊邪奈岐段・十八(二十丁)に毛呂比古尊、伊邪奈比多賣比、彌眞子・波自米多麻比弖と有るを始めとして諸書に多き事なり、右の例共を見擧むる時は此去來之眞名井は誘引ひ勸めて共に御誓を行ひ給へる眞名井と云ふ事なり、(通證に云ふ河目、言去來之眞名井ハ、八字爲ニ分註ニ也と有れども、元來神代卷は漢籍國史の如く正書のみ大字にて一書は元細書なりしかば、分註を施す可き所無くして下へ續け書きたりし物なるが、後に一書を正書より一字低くして大字と成せる者なれば、其を思ひ更無く信られぬ事なり、此八字に限らず正書にては細書にして分註と爲すべき物をも諸方に書下せる事凡ての例なれば、何ぞ此八字のみ分註なる事有らむ)〇正哉吾勝勝速日天忍骨尊は第二、一書なる。然り、下卷第三、一書には正哉吾勝勝速日天忍穗根尊と有りて骨を穗根と作れたり、天孫降臨章第七、一書には唯に天忍骨尊と有り、但諸本共に此尊字を命に作るは誤なり、今延佳本に因りて改め引出つ、神名式に豐前國田川郡忍骨命神社見え、又山城國宇治郡許波多神社三座(並大、月次新嘗)を釋に引ける風土記には名ニ天忍穗根尊ニと見え、又一所には名ニ天忍穗長根尊ニと有る由已に傳十三に註せるが如し、(又此に忍穗耳尊と申奉る耳を根と申し奉て稱奉れる御名なるなり、然るを通證に骨訓ニ火根ニ、言ニ日種ニ之義也と云へるなどは拗き僻言なり)〇天穗日命の御名五男の第四に在るは異なる傳なり、但五男神とは申せども、其實は三神に御在し坐す由傳十三に委しく註せるが如し、故思ふに此には天津彦根命活津彦根命を一書(ヒトツガヒ)に、天穗日命熊野忍踏命を一連に本名亦名を並べ傳へたるが各別神の如く成りつるより五男神とは成れるなる可ければ、如此有るも其亦名の因みに天穗日命の御名如此く後に出でたるにこそ、〇熊野忍蹈命傳十三に已に註せるが、忍は大の義なり、蹈は字の如くにて、天孫降臨章第五一書に日屋蓋津

姫の誓ひて御產屋を焚く所に、御子等の出で給へる所に躡誥出と有る是なり、此に故素戔嗚尊既得ニ勝驗一と見え、第三ノ一書に素戔嗚尊便化ニ生男一矣、則稱レ之曰ニ正哉吾勝一、故因名レ之曰ニ勝速日天忍穗耳尊一とも有るが如く、豫て申給へりし如く明く淨く御座し坐る御心緒の著明れて、的當し誓ひ勝せさせ給へりし時の御所爲に因りて負ひ給へる御名なる者なり、(又第三ノ一書に熊野忍蹈命亦名熊野忍隅命と見えたる、忍蹈は右に云へるが如し、忍隅は大隅にて隅に進なり、右の鹿葦津姫の生み給へる御子の中に火進命御在し座すをも考合す可き者なりかし)俗記傳七(五十七丁)に「神名式に出雲國意宇郡志保美神社有るは此忍の意を略ける神號なる可し」と云はれたる實に然る言にて、此の蹈を昔より保牟と訓習へる事なり、景行天皇十二年御紀に次ニ于柏峽大野一、其野有レ石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈レ之曰、朕得レ滅ニ土蜘蛛一者、將蹶ニ茲石一如ニ柏葉一而擧焉、因蹶レ之則如レ柏上ニ於大虛一、故號ニ其石一曰ニ蹈石一也と有る、蹈石を八雲御鈔に保牟志と訓ませ給ひ、御紀の古本に保美志と有るを、合せて蹈を布美とも布牟とも云ふは常なるを、又保美とも保牟とも云ふ古語なる事を明らむ可き者なり、又仲哀天皇御紀に穴門直踐立と云ふ人名有り其も保牟陀知なるなり、(凡て布と保と相親しく通ふ事にて、萬葉一に布久思と有るは和名抄に鐃と云ふ物なるを、京近くにては穗串と云ひ、又穗字は布流志なるを、字鏡集には保流志と見え、七月を布美月と云ふは穗見月の意なるなど有る是なり)、

故素戔嗚尊既得ニ勝驗一。於是日神方知ニ素戔嗚尊固無ニ惡意一。乃以ニ

日神所生三女神、令降於筑紫洲。因敎之曰。汝三神宜降居道中、奉助天孫而。爲天孫所祭也。

奉助とは御孫に事へ仕へ奉るを云ふなり、第二一書に天照大神復問曰、汝言虚實將何以爲驗、對曰、請吾與姉共立誓約、誓約之間生女爲黑心、生男爲赤心と有る意にて、男女を以て勝負の驗を見せ奉る可く申給へるなり、右に對へたる御言は此に同書共に云を時素戔嗚尊相對而立誓曰、若汝心明淨不有陵奪之意者、汝所生兒必當男矣と詔給へりし御言の幸達に不同御子を成し出で給へるが故に得勝驗とは有るなり、此を天照大神に勝ち奉ると見るは宜しからず、其もに誓詞を立て給へりし任に其效驗有りつるを以て勝とは云ふなり、世俗等は混ひぬ可き事共なり、（日本紀に得勝驗、吾勝吾勝也と見え、又書紀に得勝驗、吾所生男子、故自以爲之と有るなどに惑れる妄言なり、若此を天照大神に勝ち奉ると云はゞ、大神の女御子を生み給へるを以て惡心抑をし坐すと爲むか、然には云はれまじきを以て此勝驗は素戔嗚尊の御上にてトを合する事なるを知るべき者なり）驗を志流斯と云ふは物の著明く表はれ見ゆる義なり、後の世に注せるが如く古語拾遺に百姓至今咸蒙恩頼、皆有效驗也と見え、古事記（玉垣宮段）に令宇氣比白、因拜此大神、誠有驗者など有り、齊明天皇四年紀に倶謨娜尼母旨屢俱之多々婆と詠ませ給ひ、又萬葉一（二十五丁）に衣爾保波勢、多鼻能知師爾、三（十六丁）に人不嘖有雲知之、十一（九丁）に雲谷灼發、十八（二十二丁）に之流久之米多弖、比等能之流倍久と有るも同語の例なり、又三（二十一丁）に驗無物乎不念、又十四

十三丁）後雖悔、驗將有八方、又（六十丁）雖戀、效矣無跡、四（三十四丁）に雖嘆、知師乎無三、又（四十三丁）後爾雖云、驗將在八方、六（三十丁）に御民吾、生有驗在十（五十三丁）に秋夜乎、寐驗無。十一（二十二丁）に驗無、戀毛爲鹿、十二（十五丁）に齋而持杼、驗無可聞、十三（二十六丁）に清鏡、雖持、吾者記無、又（二十八丁）雖思、印乎無見、十五（十三丁）に毛弖禮杼毛、之留思乎奈美等、又（三十五丁）之流思奈美、於毛比和夫禮弖、十七（十四丁）に新年乃婆自米爾、豐乃登之、思流須登奈良思、十八（十丁）に夜麻爾奈久等母、之流思安良米夜母、又（十七丁）可久古非須良波、伊家流思留事安果、十九（三十二丁）に參來之、印毛有香、年之利爾、二十（四十三丁）に須疑奈無能知爾、之流志安良米夜母など有るを、右の十七卷に依れば思流須とも活ける言なりけり、但右に驗と云へるは多くは物の所在の有る事に云へれども此に證據を云へると同言同意なる者なり、（此志流斯志流須の狀を云ふ時は右に云ふ志流久志流斯の言なるも、此も彼も共に物を知ると云ふ知に出でたる言なり、名義抄に驗字志流斯とも美流爾とも加牟加布とも有り）○於是日神方知素戔嗚尊固無二惡意一者、右に是時素戔嗚尊告曰、吾元無二惡心一、唯欲三與レ姉相見一、只爲誓約耳と申させ給へるに、日神の若汝心明淨不レ有二陵奪之意一者汝所レ生兒必當レ男矣と詔給ひて、共に御誓を立てさせ御在し坐しけるに、定に其御言の如く男御子を成し給へる故に素戔嗚尊已に勝驗を得給へるなり、此に因りて日神の今迄決め難させ御在し坐しける御疑の解けさせ給へる御事を云ふなり、此事第三一書に其素戔嗚尊所レ生之兒皆已男矣、故日神方知二素戔嗚尊元有二赤心一と有りて、此には無二惡意一と有るを、彼には有二赤心一と云へる、云狀こそは相異なりけれ事意は全く同じかりける者なり、（其は此の如く惡しき心無しと云ふ時は赤心の有るに成り、

其の如く赤心有りと云へば悪しき意の無きい顯在しまさゞる謂なる事を明らめらるゝ事なりかし、こゝに勝者に素戔嗚尊正哉吾勝と云ふは男御子を生座し給へるが故なり、次に乃以二日神所一レ生三女神一云々は其の御子を治め給へる大御意なり、然るに此には其片方の男御子の御事を漏せるに此にして不足ぬ事なりかし、其は正書に是時天照大神勅曰、原二其物根一則云々者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其云々者是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授二之素戔嗚尊一と見え、古事記も然にて、於是天照大御神告二速須佐之男命一、是後所レ生五柱男子者物實因二我物一所レ成、故自吾子也、先所レ生之三柱女子者物實因二汝物一所レ成、故乃汝子也、如此詔別也と有りて此には甚此事無き事にし有りければ、右の如き文は無くとも其意味の言必無くては得有るまじき所になむ有りける、（右の傳其の解説は傳十三巻に委しく註せれば此に見合せて其然る所以を曉る可き者也、）第三ノ一書は此と大抵は同じき傳なるに其末に見えたる日神の詔言に、汝若不レ有二姧賊之心一者汝所レ生子必男矣、如生レ男者予爲レ子而令レ治二天原一也と有りて、終に故日神方知二素戔嗚尊元有一赤心一、便取二其六男一以爲二日神之子一使レ治二天原一と有りて、次に即以二日神所レ生三女神一者云々と有りて前後其に相具り整へる傳なり、斯れば此も右の如くにて固無二惡意一と乃字と引續きては有れども、其間に便取二其五男一以爲二日神之子一使レ治二天原一など云ふ語の無くては其事足はざる者なるを明らむ可くなむ、（故今も此の解説には其意を補ひて云はざれば通え難き所有るが故に其意味を以て註せるなれども、委しくは後の傳に就て見る可し）○乃以二日神所レ生三女神一令レ降二於筑紫洲一は、第三ノ一書に、即以二日神所レ生三女神一者令レ降二居于葦原中國之宇佐島一矣と有る是なり、正書には故此三女神悉是爾兒、便授二之素戔嗚尊一、此則筑紫胸肩君等所祭神

生也と有りて、傳十三に注せるが如く、其物根の因に原きて素戔鳴尊の生坐せる男御子は天照太神に奉らせ給ひ、天照太神の生坐せる女御子は素戔鳴尊に授け賜ひて相換させ給へるなり、下章第三ノ一書に且吾以ニ清心一所レ生兒等亦奉ニ於姉一と見えたる素戔鳴尊の御言に合せ考ふ可き者なり。（然れども其所には三女神を賜ひたる御事を漏らせる事、猶此にて五男神を合せ給ひて日神の御子と爲させ給へるを傳へ漏らせるに相等しくなむ有りける、口訣に上云取ニ五男神一子養焉、以ニ三女神一授ニ素戔鳴尊一、于レ受不レ云ニ五男神一、而在ニ天上一者、則日神爲ニ御子一、使レ令レ降ニ三女神一者、授ニ素戔鳴尊一護手と云へるも然る事には有れども、五男神の事を漏らせるに心著かざりける說なるはや）然れども此は事の因みに由りて乃云々と右の如く記されてこそは有りけれ、右の物根を以て詔別させ賜へる時に素戔鳴尊の御子として授け給ひては有りけれども、實には素戔鳴尊の此國土に天降らせ給ふ迄は猶高天原に御在し坐しけるなり、右は素戔鳴尊と共に三女神を天降し令レ坐給ふに就て、天照太神の其女御子の所置を定掟てさせ給へる御計らひの御事共なれば、此よりは傍に後に在りける事なれども、事の因に如此記し續けずては事の隔り行きて紛らはしく成るが故に此に在る者なり、（古事の例皆然り、其因々にて其流末の事を記すが故に、先づ神名を擧げては其下に遙に後に在る子孫の事を記すに同じく例多き事なり、）〇筑紫洲は傳四に云へるが如く九國の名には有れども、神代の古の稱には非ざれば後に唱ふる稱を古に及ぼして記されたる者ながら、何を隔てゝ下なる道中に績く意なり、其由文に云ふを見て知るべき者なり。第三ノ一書に使ニ降居于葦原中國之宇佐嶋一矣と有るが如く、高天原よりは唯に績く葦原中國と云ふ例なる故に、上文第十一ノ一書に聞ニ葦原中國有ニ保食神一と有るも、保食神は攝津國に御在し坐しゝなり、然るを其總稱

を以て葦原中國と宣へるは、此國の內ならばこそ有らめ遠き上天より、然る國名などを區別(コマワケ)ては宣給ふまじきを曉る可し、(又此を貴人神名式に見えたる筑前國宗像郡宗像神社三座名神大と見えたる其を指して宣へりと云へれども、當らぬ說なり、八洲起元章にも筑紫洲と有りて九國を總云へれば、筑前筑後と云ふ一國名には非ざるなり)○敎之曰は敎給比都良久と訓むべし、八洲起元章第一ノ一書に天神云々乃敎曰と有るを、古事記には詔二天神之命一と有りて、其事依左に云へるが如く神の御命以て仰給へる事を神命とも御敎とも云ふ事なり、寶鏡出現章第六ノ一書に一兒最悪不レ順二敎養一と有るも不レ順二神命一と云ふ義なり、又古事記に故其兄從二八十神之敎一而伏と有るを承けて、先行八十神之命以海告浴二海鹽一當二風吹一、故爲レ如レ敎者我身悉傷と有りて、此にも神之命と有るなどを合せ考ふ可きなり、又傳十三に奉レ敎と有る下見る可し、但委しく云ふ時は御命は唯に事を令せ給ふ御言なり、敎とは言に云て其人に令レ行る所を示し給ふにて、其差別無きには非ざれども其大略右の如くなる者なり、(然れば此に因敎レ之曰は因勅レ之曰と云ふに同じき者なり、神宮雜例集には右の語に當て所祭此詔之云々と有るを考ふ可し)○道中は此任にては事足はず、上なる筑紫洲より續けて心得べし、若て此は三女神の鎭坐す筑前を指して宣へる者にして、其神社は傳十三に云へるを考合す可し、偖此道中をば第三ノ一書に今在二海北道中一と有り、神宮雜例集に引ける大同本記には、三女神乎葦原中國宇佐島降二居道中一と有り、右の今在二海北道中一と有る今字を以て見るに、先に宇佐島に降り居りしを後に海北道中に鎭り御在し坐す事には有れども、始より志して詔給へるは此道中なりける者なり、口訣に降二居道中一者前此則筑紫胸肩君等所祭神是也、以二宗像郡一可レ云二道中一乎と云へるは然る言なる者なり、但宗像郡を以て道中とは云はず、筑前國

を以て海北道中と云ふこと下に云へるが如くなる者なり、（又其第三一書の下に宇佐嶋豐前國宇佐郡道中、如ㇾ前三女神先降ニ宇佐島ニ後在ニ筑前國ニ乎、云三今在ニ海北道中一道主貴不ㇾ見ニ神名帳一云ニ宗像神社一乎と云へるをも考合す可し）併此道と云ふ事はしも、已に鈴屋翁も云はれつるが如く國と云ふ事なり、後の條に云ふを見るべし、併古事記天尾羽張神を葦原中國に被ㇾ遣むと御使を賜へる其御答に、恐之仕奉、然於ニ此道一者僕子建御雷神可ㇾ遣と見えたる、此道と云ふは天神の詔勅を奉り給ふ事にて、傳五に註せる事にては有れども、又此差て行く國の事をも係けたるなれば、謂ゆる道と國とを兼ねて此道とは申給へるなり、萬葉二十（二十五丁）に伎已之米須、四方乃久爾欲里、多弖麻都流、美都奇能船者云々と見えたる同じ意味にて、十八（三十二丁）に須賣呂伎能、之伎麻須久爾能、安米能之多、四方能美知爾波、宇麻乃都米、伊都久須伎波美、布奈乃倍能・伊波都流麻泥爾、伊爾之敝欲、伊麻乃乎都頭爾、萬調麻都流、都可佐等と詠める是なり、然るは成務天皇五年御紀に隔ニ山河ニ而分ニ國縣一、隨ニ阡陌一以定ニ邑里一、因以ニ東西一爲ニ日縦一南北爲ニ日横一と有るが如く、國郡を分けらるゝ本は皇京よりの行程を以て定むる法なるが故に、其一都を東海道西海道など云ひ、又其一國の上にても大なるは二にも三にも割りて、和名抄に越前（古之乃三知乃久知）越中（古之乃三知乃奈加）越後（古之乃美知乃之利）丹波（太邇波乃美知乃久知）丹後（太邇波乃美知乃之利）備前（吉比乃美知乃久知）備中（吉備乃美知乃奈加）備後（吉備乃美知乃之利）筑前（筑紫乃三知乃久知）筑後（筑紫乃三知乃之利）肥前（比乃三知久知）肥後（比乃三知乃之利）豐前（止與久邇乃美知乃久知）豐後（止與久邇乃美知乃之利）などゝ前中後の字を用ひて道口道中道後と訓ませたるを以て知るべし、（又上總加三豆不佐、下總之毛豆不佐、上野加

三豆介乃、下野之毛豆介乃と有るも畿内より上下を定めたるなり、又近江知江知加津阿不三、遠江止保太阿不三と有るも畿内よりの遠近を立てたるなり、陸奥三知乃於久と云ふは其道の行至り盡す由なり、次の釋書に云へる如く道奥は道後の義なるをも思ふ可し）道口と云ふ事は古事記（黑田廬戸宮段）に於二針間氷河之前一居二忌瓮一而針間爲二道口一以言向二和吉備國一也と見え、道後と云ふ事は書紀應神天皇十三年紀大鷦鷯尊御歌に、瀰知能之利、古破儾塢等咩と有るを、釋紀に道後也と注し、又道奥に在二日向國諸縣郡一也と云へるは然る言にて、右の二共に國名には非ざれども畿内よりの遠近を以て云ふ稱なるを知るべし、又古事記天津日子根命の末に道尻岐閇國造と云ふ有るを、國造本紀に道口岐閇國造と有りて、其並に道奥菊多國造と云ふも有り、又常陸風土記多珂郡の下に、古老曰、斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世以二建御狹日命一任二多珂國造一、茲人初至、歴二験地體一、以二爲峰險岳崇一、因名二之多珂之國一、御狹日命當所ノ道時一、以二久慈堺之助河一爲二道前一、陸奥國石城郡苦麻之村爲二道後一など云へる事も有りて、口と奥とも同じ様に相對へ云へるをも合せ考ふ可き事なりかし、催馬樂道口に見知乃久知太介不乃己不爾と有るは、越前國府武生の國府を云へり、（萬葉十一に路後、深津島山、暫、君目不見、苦有と有る路後は備後國を略云へるなり、和名抄郡名に深津布加津と有るを以て知るべし、又大同類聚方に血脈の病を知能美知仁知能美知能久知、知能美知能奈可、知能美知能於久阿利と有りて、此には道後と云ふべきを道奥と云へり、此にて國名の陸奥も果ての道後なる事知らる）扨て道中と云ふ例は萬葉十七（十五丁）に美知乃奈加、久尓都美可未波と詠めるに、詞書に越中國一歌と有れば定まりたる國名なり、右に引ける越中備中共に道中なるは道口道後に對へ並べたる稱なり、然るに此に降二居道中一と有る道中は高

天原にての御言なれども、古昔より畿内はしも神武天皇御紀に昔伊弉諾尊目ニ此國ニ曰、日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀眞國なども宣へりし御事有れば、此を本として四方の道は定めさせ給へりけむから、其に則りて道中とは宜へるなり、倍上にも云へるが如く此に筑紫洲道中と云ふ義なるが、又海北道中とも有るを以て考ふるに、筑紫洲の海北と云ふは豐前筑前肥前の三國にて、東より西に聯れゝば彼畿内より道口と云ふは豐前なり、其行止る道後なる所は肥前なりければ、其道中と云ふなむ筑前には當れりける、斯れば高天原より見渡し給ひたる任に、大日本の方よりの渡口と中間と國終なるとを以て道口道中道後と指し宜へるなれば、豐國筑紫國火國などの名も未定まらざりし上代の稱なり、況て豐前豐後筑前筑後肥前肥後と云ふは愈後の事なれば、其稱呼を引て云ふべきに非ざる事、右に云ふ筑前に筑後に對ひてこそ道口には有りけれども、此洲の海北にて東西に長き全體に取りては道中なる者なり、然れば右に引ける口訣の説も全く解きたるには非ざれども、正意を照らし合せて以ニ宗像郡ニ可レ云ニ道中ニ乎と云へるは大凡に至れる説なる者なりけり、一條大閤御説にも道中者西海道中也と説かせ給へる、西海は九國を西海道と云ふに總ての御解なり、又海北道中謂ニ九州之北瀕海之地ニ也と宣へるをも合せて考へ奉らば、右に云へる説共は思ひ得られなかし。（然るを谷重遠説に道中西國旅門之路卽指ニ宗像ニ也と云へる、宗像を指すは舊説の如く違ふ無けれども、旅門之路などの謂には非ず、此道中は道口道後に對へるなれば然る傳馬の路の事には非ざるなり、又通證に今按是三韓往來之道中、蓋貫ニ筆皮之分ニ也など云へるは、殊に乳臭き説にて云ふにも足らざる事ながら、後世に然る惑ひ無からしめむとて出だせるなり。）降臨は八洲起元章ノ其第一ノ一書共に降ニ居彼島ニと有るに阿麻久陀理麻須と云ふ訓有る事已に專門に云へ

るが如し、第三ノ一書にも然訓めるを、此は古くより久陀理座志氐と訓み來れるは、古事記（御天降段）に爾天照太御神高木神之命以（中略）故隨二言依賜一降坐而知看と有る語勢に似たり、萬葉二（二十七丁）に神下座奉之とも見り、（京より田舍に罷る事をも久陀流と云ふ事古今共に然り、十七に安座射加流、比奈爾久太理、十六に美由伎布流、古之爾久太利來、十九に忍照、難波爾久太里など見えたり）〇天孫は阿米美麻と訓みて人も然心得めれども僻訓なり、此に天孫と有る所を古事記に天神御子と書されたる是なり、借此天孫は此時に御生坐せる天忍穗耳尊を指して申奉れるなり、第三ノ一書に爲二日神之子一使レ治二天原一と見え、天孫降臨章には天照太神之子正哉吾勝速日天忍穗耳尊と有りて、下なる大已貴神の御言に天孫若用二此矛一治レ國者必當二平安一と見え、第二ノ一書に天照太神勅二天稚彥一曰、豐葦原中國是吾兒可レ王之地也（中略）葦原中國皆已平竟時、天照太神勅曰、若然者方當レ降二吾兒一矣と有り、又其第三ノ一書に是時天照太神手持二寶鏡一授二天忍穗耳尊一而祝レ之曰、吾兒視二此寶鏡一當猶レ視レ吾（中略）又勅曰、以二吾高天原所レ御齋庭之穗一亦當レ御二於吾兒一など見えたる、吾兒は即天忍穗耳尊の御事にして此に謂ゆる天孫是なり、但良海本には天御孫又天神御孫など作れり、古事記には殊に委しくして天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所レ知國、言因賜而天降也。（中略）此葦原中國者、我御子之所レ知國、言因所レ賜之國也。（中略）問二其大國主神一言、天照太御神高木神之命以、問使之、汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所レ知國、言依賜、故汝心奈何と有りて、此より下には事代主神の語二其父大神一言、恐之、此國者立二奉天神之御子一と申給ひ、建御名方神も此葦原中國者隨二天神御子之命一獻と申し給へる、右の二を承けて汝子等事代主神建御名方神二神者隨二

天神御子之命勿違と記と有り、次に大國主神の御言に唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巣而（中略）治賜者僕者於百不足八十坰手隱而侍など所見たる。天神御子は天忍穂耳尊に御在し坐すを、御紀には天孫に約め書されたる者なり。（然るを私記に問、天孫是誰哉、答、天津彦火瓊々杵尊也。是天神之子正哉吾勝尊之子也、於天神爲其孫也、故云天孫云々。天津尊者爲二柱天神之孫、故奉稱天孫、又奉號皇孫と云へるは孫字に目移りたる説にて事實に合はざる者なり、故又問云、此天孫指何哉と云ふ疑有り、其答に光師申云、右指天津彦火瓊々杵尊云々、此條不可然歟、于時瓊々杵尊未生給、然若此天孫者不可限一人、未來繼體之主尊也と見えたる此にて明らけし、借此を阿米美麻と訓みたれども、天は天神の御在し坐す處にこそ有りけれ、天に何ぞ子孫有る事を得む、又後の世に註せむが如く、其上皇御孫尊の御孫などは御身と申す事にて子孫の謂に非ざれば、此天孫を阿米美麻と云ふ時は天御身（アミマ）と云ふ事に成りて何の事とも聞えざるなり、鈴屋翁の神代正語も其に泥まれたりと見えて此天孫に當て美麻能美許等と書かれたれども、皇御孫尊とこそは申奉れ、唯に御孫尊と申す事何でかは有らむ、垂仁天皇二十五年御紀に汝御孫尊と云ふ事有れども、其も汝御身尊と申す事にて子孫の謂には非ざりける者をや、又平田翁の古史徴には天孫を須賣美麻と訓まれたれども、此は天神御子と讀まずしては整はざる所なり）借瓊々杵尊を天孫と申奉れるは、天孫降臨章第一一書に天鈿女命の天照太神之子所幸道路有如此居之者誰也と問ひ給へるに、猿田彦神の聞天照太神之子今當降行故奉迎と對へ給ひ、又天神之子則當到筑紫日向高千穂槵觸之峯と申給へる事見えたり、此事古事記にも吾御子爲天降之道誰如此居（中略）聞天神御子天降坐故仕奉御前而

參向之得と有り、又其正書に鹿葦津姫の無戸室に入る所に、妾所レ娠若非二天孫之胤一、必當二焦滅一、如實天孫之胤、火不レ能レ害と見え、其第二一書には、故磐長姫大慚而詛レ之曰、假使天孫不レ斥レ妾而御者、生兒永壽、有レ如二磐石之常存一（中略）是後神吾田鹿葦津姫見二皇孫一曰、妾孕二天孫之子一、不レ可二私以生一也、皇孫曰、雖二復天神之子一如何一夜使二人娠一乎（中略）吾所レ娠是若他神之子者必不レ幸矣、是實天孫之子者必當二全生一、則入二其室中一以レ火焚レ室と有る、其れ古事記には使二石長比賣一者、天神御子之命雖二雪零風吹一、恒如レ石而常堅不二動坐一（中略）獨留二木花之佐久夜毘賣一、故天神御子之御壽者木花之阿摩比能微坐とも、又是天神之御子私不レ可レ產とも、若天神之御子者幸などゝ作り、又第五一書に天孫幸二大山祇神之女吾田鹿葦津姫一と有りて、天神之子寧可二以私養一乎、故告レ狀知聞、是時天孫見二其子等一嘲レ之曰、（中略）天孫曰心疑之矣、故嘲レ之、何則雖二復天神之子一豈能一夜之間使二人有レ身者哉、（中略）誓レ之曰、妾所レ娠若非二天神之胤一者必亡、是若天神之胤者無レ所レ害など有るは、何れも瓊々杵尊を天孫と稱奉れるなり、又有りの下に其生坐せる御子等をも吾是天神之子云々と名乘出で給ふ事四所有るを以ても、皇御孫尊に限り奉らず其皇子等に至る迄も然稱奉りて、萬世の後迄も天照太神の大御子に御在し坐す御事を明らめ奉る可くなむ、（猶第四一書御天降の所に天忍日命云々立二天孫之前一遊行と見え、第六一書に天孫因問レ之曰、此誰國歟、對曰是長狹所レ住之國也、然今乃奉二上天孫一矣、天孫復問曰云々など其餘にも此彼所見たり。）又海宮遊行章には彦火々出見尊を天孫（アマツカミノミコ）と申奉れり、豐玉姫聞レ之謂二其父一曰、天孫悽然數歎とも、從容語曰、天孫若欲レ還レ郷者とも、豐玉姫謂二天孫一曰妾已娠矣とも、天孫猶不レ能レ忍竊往覘レ之などゝ有るは天神御子と稱奉れる證なり、其第三一書に火々出見尊對曰、吾是天神之孫也と有るも例に依

りて天神之子の如く訓むべきなり、第四ノ一書にも不レ得レ預ニ天孫之儀一、又今者天神之孫降ニ臨吾處一中心欣慶何日忘
レ之などの語共有り、第六ノ一書に天神之孫何以辱臨乎、第七ノ一書に天神之孫今當ニ還去一、第八ノ一書に海神見レ之乃知ニ是
天神之孫一、益加ニ崇敬一なども所見たり、又第九ノ一書に天孫(アマツカミノミコ)之胤不レ宜レ置ニ此海中一と有るを、古事記には此念天神之
御子不レ可レ生ニ海原一と見えたる、此天神御子は即鸕鷀草葺不合尊を申奉れるなり、此を以て天忍穂耳尊より次に四御
代の皇御孫尊等を共に通はして天神御子と稱奉れる其時の稱呼なる事を知るべし、(子は天孫と書けるをも天神之子
とも天神之孫と書けるをも拘はらず同じく訓むべし、其中に天孫之胤と有るは其生坐せる御子を申奉るなれば、天神
御子之御子となむ訓み分くべかりける、)又神武天皇御紀にも天皇の御事を天孫(アマツカミノミコ)と書し奉られたるは然る物にて、又
に天神子とも天神之子とも例の所見たり、又我是日神子孫而と有るを、古事記には吾者爲ニ日神之御子一云々と有り
て、世に降りても直に天照大神の御子の由なり、又熊野之高倉下齎ニ一横刀一到ニ於天神御子之伏地一而獻之、時天神御子
即寤起詔ニ長寢一乎(中略)已なる、天照大神高木神二柱神之命云々、我之御子等不平坐良志云々、故阿佐米余玖汝取
持獻ニ天神御子一と有るを、御紀には宜ニ取而獻ニ之天孫一と有り、又於是高木大神之命以覺白之、天神御子自レ此於ニ奥
方一莫レ使ニ入幸一(下略)と見え、其より下には問ニ天神御子一問ニ汝者誰也一とも、今聞ニ天神御幸行一、故參向耳とも、又
今天神御子幸行、汝等仕奉乎(中略)僕兄兄宇迦斯射ニ返天神御子之使一(下略)などもあり、此をも御紀には聞ニ天
孫且到一、即起レ兵將レ襲と書されたり、又故爾天神御子之命以饗賜ニ八十建一と見え、下に故爾邇藝速日命參赴白ニ於天
神御子一聞ニ天神御子天降坐一、故追參降來、即獻ニ天津瑞一以仕奉也と有るは、何れも天皇を以て天神御子とは申奉れる

なり、(此所御紀には時長髄彦乃遣ニ行人ー言ニ於天皇ー曰、嘗有ニ天神之子ー、乘ニ天磐船ー自レ天降止、號曰ニ櫛玉饒速日命ー云々、故吾以ニ饒速日命ー爲レ君而奉焉。夫天神之子豈有ニ兩種ー乎、奈何更稱ニ天神子ー以奪ニ人地ー乎、吾心推レ之未ニ必爲レ信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所レ爲レ君是實天神之子必有ニ表物ー、可ニ相示ー之、長髄彦卽取ニ饒速日命之天羽々矢一隻及步靫ー以奉レ示ニ天皇ー、天皇覽レ之曰、事不レ虛也、還以ニ所レ御天羽々矢一隻及步靫ー賜レ示ニ於長髄彦ー云々と有りて、此に饒速日命を天神之子と云ふは天忍穗耳尊の御子にして瓊々杵尊の庶兄に坐すを以てなり。舊事紀に此饒速日命の御事を記せる卷名を天孫本紀と云へるも此義なれども、云張りて天皇を天神御子と申奉る如き公名には非ざるなり、又山城風土記には丹塗矢の化て令レ生たる子を山本坐大神御子と云へるは、火雷神の御子なるが故に云ふにて、天照太神の御子に坐すを以て天皇等を天神御子と稱奉る類に非ず、思ひ混ふ可からず。)其より後の御紀には天孫と記されしと雖も、神代紀に天孫(アマツミマゴ)と皇孫(スメミマゴ)とあれば相交へ用ひられたる稱なるに、垂仁天皇二十五年御紀なる倭大神の御言に皇御孫尊と申給ひ、天武天皇元年御紀なる神託にも然有るを以て見れば、御世々々の宣命などの如き主々しき大事には猶天神御子と稱奉れりけらし、其は文武天皇御紀の詔に高天原爾事始而遠天皇御世中今至麻弖爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾大八島將知次止天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨聞看來此天津日嗣高御座之業止現御神止大八島國所知倭根子天皇命と有る文の古雅なるに就ても、久代より斯りし例なる事を明らめ奉る可し。鈴屋大人の解に天都神乃御子とは天照太御神の御子の由にて、天忍穗耳尊瓊々杵尊より始奉りて御世々々の天皇を申す御稱にて、古事記書紀に神武天皇をも如此申し、神代紀に天孫をも阿米能迦微能美古と訓める所有り」(下略)と云はれたる說の勤

くじまき事、右に悉く擧ぐる例證共を以て曉る可き者なり、上に引ける釋紀に記天孫者不レ可レ限二皇一人一、未來繼體主尊也と有るは又此も云はれたる說になむ有りける、（其は次の第三一書には此天孫に換へて日神之子と云へるを、古事記日代宮段歌に多加比加流比能美古と詠めるは日本武尊を申せるなり、又朝倉宮段大御歌に多加比加流比能美夜比登と詠ませ給へるは日御子宮と云ふ義なり。又萬葉一に輕皇子の御事を高照日之皇子と詠み。藤原宮役民作歌、又藤原宮御井歌には持統天皇を然申奉れるなり。二に、天武天皇崩之後夢裏習賜御歌に味凝。文爾乏寸。高照日之御子と有るは其天皇の御事なり、又日並皇子尊殯宮之時歌にも高照日之皇子波と有り、弓削皇子薨時歌に高光日之皇子と詠み、三卷には長御子をも然詠みたり、古の日御子と云ふは日神の御子と申す事なるを、歌詞に右の如く失せず遺りたるを以ても天神御子と稱奉る事の相並び傳はりけむ事を思ふ可き者なり、又後の條の日神之子と有る下に云へる說をも合せ考ふ可し）〇奉助の助は手次の義にて、我手にて行屆かざる事を傍より次て成すを云ふなり、此を多須久と云ふ、多は右の如く手の義なる故に唯に須久とも云へり。神武天皇御紀大御歌に宇介譬餓等茂伊莽輸開珥虚禰と有るを、私記に曰二言助レ我而來一也と有り、官職に長官次官判官主典と有るも、次官は其長官の事を扶行ふ由なり、和名抄に本朝職員令二方品員等所レ載、神祇曰レ副（有二大少一）省曰レ輔（有二大少一）彈正曰レ弼（有二大少一）勘解由使曰二次官一、職曰レ亮、寮曰レ助、近衛府曰二中少將一、兵衛衛門曰レ佐、内侍曰二典侍一、大宰府曰レ貳（有二大少一）國曰レ介、郡曰二少領一、家曰レ扶（已上皆須介）と見えたる皆須介と云ふ訓に用ひられたるには有れども、多須介と云ふも此字の外に出でざるは共に同じ義なればなり、天武天皇五年御紀に次此云二須岐一也と有る次字即助の本義なる可し。（然るを

俗にも人の所業を傍より助くる事を須介流と云ひ、又其人を須介とも云ふを、又其に手傳ふと云ひ、其人を手傳と云ふも、傳ふは物を次ぐにて同じ意なるを曉る可し、又今世に手に物を貸するを手に須介流と云ひ、物の上に物を重ぬるを須介流と云ふも、其物と物と相續ぐにて右に云ふ次の意なり）多須久と云ふ言例は、神武天皇四年御紀に詔曰、我皇祖之靈也、自レ天降鑒、光助二朕躬一と有るは此篇の助守り給へるなり、古事記（同段）神八井耳命の御言に僕者扶二汝命一爲二忌人一而仕奉也と有るは此に奉レ助二天孫一而爲二天孫一所レ祭也と有るに同じ状にて、神祇之所レ祭るを以て君を扶くる事也、續紀第二詔に以二明淨心一而朕乎助奉仕奉事乃、第三詔に彌務爾彌結爾阿奈々比奉輔佐奉事爾依而志、第五詔に汝等清支明支正支直支心以、皇朝乎穴奈比扶奉而、第七詔に其父侍大臣乃皇我朝乎助奉輔奉流頂伎恐美侍奉乎、第十四詔に明淨心以、頭落言無助仕奉爾依弖、第十七詔に太后爾能仕奉利助奉麻比詔伎云々、以二明淨心一皇朝乎助仕奉禮止宣、第廿三詔に天坐神地坐祇乃相宇豆奈比相扶奉事爾依弖之、第廿四詔に王臣等乃相穴奈比奉相扶奉牟事爾依弖之云々、食國天下之政者獨助仕奉止宣、第廿六詔に御世累弖天下申給比朝廷助仕奉利多夫事乎、第廿九詔に貞久淨支心乎以天助奉侍牟之、第卅六詔に朕乎守多比助賜乎見禮者、第四十一詔に今其家之名乎繼天明爾淨支心乎以天朝廷乎奉レ助利、第四十三詔に天地乃神多知乃護助奉利麻須力爾依弖、第四十五詔に朕乎天皇仁奉侍利護助麻都利麻須、第四十八詔に相宇豆奈比奉相扶奉とも、相穴奈比奉相扶奉牟とも、第五十九詔に清直心乎毛知此王乎輔導天、第六十一詔に王臣等乃相穴奈比奉相扶奉牟事依弖之など有る何れも助の例にて、上よりも下よりも云ふ言なり、（上よりとは神祇の護助け御在し坐すを云ひ、下よりとは天皇の御助に王臣等の大御政を輔相仕奉る類を云ふ者なり）〇傷に手楽に

て其人の故に此方より手を盡し傳へくると云ふと聞えたり、爲に大凡は故と云ふに近きなる可し、萬葉十一（七丁）に千早振、神持在命、誰爲、長欲爲と有るを誰故と云換へても通え、又紐鏡、能登香山、誰故、君來座在、紐不開寢と有るを誰爲と云ひても聞え、又十二（四十丁）に時風、吹飯乃濱爾、出居乍、贖命者、妹之爲社、十七（五十一丁）に奈加等美乃、敷等能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮など有る二の多米も由惠にても其意異らざるを思ふ可し、（又此に反りて十三卷十一丁に家爾毛由可米、誰故可將行と有るなどは、誰爲と云ひても同じ事なり、又九卷三十五丁に倭文手纒、賤吾之故、大夫之、荒爭見者と有るも、吾之故は吾之爲と云ふに當れる者なり）

○所祭は上章第六一書に是阿曇連等所祭神也、正書に此則筑紫胸肩君等所祭神也と有る、共に所祭を伊都伎麻都流と訓みたれば此も其定に從ふ可き者なり、已に古史徵（第六十四段）に此文を引かれたるに、教之曰、汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也と訓を付けられたるは實に諾なる事になむ有りける、然るに已く傳十三にも引る寛平五年十月廿九日格に太政官符、應充行宗像神社修理料賤代徭丁事（中略）件神坐大和國城上郡之內與坐筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也、舊記云是天照太神之子也、太神勅曰、汝三神降居道中奉助天孫爲天孫所祭者、今國家每有幣帛奉當件神、是其本緣也と所見たる、舊記は此御紀の文なるが、其末に今國家每有幣帛奉當件神と云ふを以て見れば、所祭を今本に伊都加禮與と訓み來れる義に合へるが如しと雖も、猶古義には非ざる可し、其は上に教之曰と有るは、唯天孫を助け奉りて其天孫の御爲に齋かれよと云ふ意のみにては合はざるなり、教之と云ふは外に學び行ふ所有るを以て云ふ語にこそ有りけれ、（但此大神の國家を護り奉らせ給ひ

又其に就ても重く祟へられ奉らせ給ふ御事は、傳十三卷に委しく註せれば今云ふ迄も非ざるなり、但其を以て伊都加體與の證には立難かり）古史徴（第六十四段）に略辨有り、其古史に此三柱神亦謂ニ須勢理毘賣命ニと記せる事は、大同本紀に雄略天皇御世に皇太神の豊宇氣神を伊勢に迎へまく思欲す由を御託坐せる御言に、吾高天原ニ在時（中略）所レ生三女神ヲ葦原中國宇佐島ニ降リ居道中ニ奉レ助ニ天孫ニ而爲ニ天孫ニ所レ祭ヨト詔之須勢理姫乃齋奉留神、今丹波國與佐乃比治乃眞魚井ニ坐ス道主王子八乎止女乃齋奉御饌都神止由居乃神乎吾坐國ニ欲ト誨覺給ヘと見えたる、大同本記の今書は今傳はらず、此は神宮雜例集に引けるを採れるなり、須勢理姫乃齋奉留神の九字無き本も有れど今は一本に據れり、度會延經の神名帳考證に丹後國與謝郡須代神社の下に大同本記云、素戔嗚尊所レ生三女神奉レ助ニ天孫ニ而爲ニ天孫ニ所レ祭ヨト詔之神丹波國與佐乃郡比沼眞名井坐須勢理姫と引けるに予が見たる本と文の聊か異なり、然れども須勢理毘賣命即三女神に坐す事の狀は違ふ事無し。（以上採要）と見えたる此にて、其所祭は伊都伎麻都流にて、所祭る神と云ふは豊受大神に御在し坐す御事明らかなる者なり、傳十三にも云へるを考合す可し。（但右の文に少か混らはしき事有るが故に因に云ふべし、須勢理姫乃齋奉留神と云ふに、此に爲ニ天孫ニ所レ祭と教給へる如く豊受大神を齋き御在し坐す御事なるが、其は幽にての事なり、次に道主王子八乎止女乃齋奉と云ふは今顯の事にて、現在ニアラハニに在る狀を以て託奉らせ給へるなり、其道主王と云ふは崇神天皇十年御紀に丹波道主命遣ニ丹波ニと見えたる人にて、垂仁天皇五年御紀に道主王者稚日本根子大日日天皇之子孫彦坐王子也と有りて、崇神天皇垂仁天皇の御世頃の人なれば右に道主王子八乎止女と云ふは其王の御裔の御女等を云ふなり、上代本記に開化天皇孫子丹波道主貴苗裔八小童女寶殿御鑰賜

奉開寶殿と有るを以て知るべし、能爲ぬは混ひ易からむ）然れば例を以て推すに、此に汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也と有るは、天孫降臨章第二ノ一書に高皇産靈尊因勅曰、（中略）汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉と見えたる、此二神は天津神籬を持て皇御孫尊の御爲に齋奉り給ふ神事を以て君を輔佐仕奉られたるに同じかる可し、又上にも引ける古事記（白檮原宮段）に爾神八井耳命讓弟建沼河耳命曰（中略）汝命爲上治天下、僕者扶汝命爲忌人而仕奉也と有る、其同じ事を綏靖天皇御紀には宜哉乎汝之照臨天位以承皇祖之業、吾當爲汝輔之奉典神祇者と見えたる、扶汝命又爲汝輔とは此に奉助天孫と有るに當り、爲忌人而仕奉、又奉典神祇と云ふは爲天孫所祭と有るに同じ趣にて、上世に君主の輔相として仕奉れるには先づ神祇を齋典る事を職として仕奉れる事最第一の任なるを明らむる時は、此の所祭の訓も知らるゝ事なり、（右の忌人と云ふは神武天皇御紀に時勅道臣命今以高皇産靈尊朕親作顯齋、用汝爲齋主と有る齋主と等しく、神祇を齋奉る職に仕奉るを云ふなり、扶汝命と云ふに深く心を着けて思ふ可し）、然れども此天孫と稱奉る天忍穗耳尊にはしも、此三女神と成生せる前後の差こそは有りけれ、等しく同じ御誓の時に生坐せる御子に坐せり、第三ノ一書にも爲日神之子令治天原と有りて、此顯國を所知看しめ奉らせ給はむなど思ほしも係けさせ御在し坐さゞりし程の事なるに、豫ぎに三女神を筑紫洲道中に降し給ひて其天孫の御爲に豐受太神をしも所祭らしめ給へると云ふ時は、信に奇しきが如くも思ふ可かめれども尙思慮の至らざるなりけり、其は上にも註せる如く天照太神素戔嗚尊の二柱にしも共に伊奘諾伊奘冉二神の何不生天下之主者歟と宣給ひて生奉らせ給へる珍子神等に御在し坐すが故

に、此天下国土はしも二大神に相有たせ給ふ可き御事なれども、日神は上天を所知看し。素戔嗚尊には根国に入り給ふ可き御契有りて、此天下国土には主宰無き虚国の状なりしかども、其に就て素戔嗚尊は御父大神の勅許を請奉らせ給ひけるが、日神に疑はれさせ奉り給へるが故に共に御誓約を立てさせ給ふ御事に及ばせ給ひけるに、日神の御親を乞食して此天忍穂耳尊を生奉らせ給へるが其物根の所因に縁りて天照大神には御父の如く、其成出で給ふ御事に就て素戔嗚尊には御母の如くして、其二大神の大御正統と申奉るは其御子に御在し坐せるから、主張て天下国土を所知看べき皇御孫尊に大坐々す故に、其天降し奉り給はむ御事は固より此時に定まり御在し坐せるを以て、此三女神にも奉レ助ニ天孫一而爲ニ天孫一所レ祭也と事教へ給ひて、素戔嗚尊の天降給ふ時に其御子として天降し給へりし者になむ有りける、(其は上章第六一書に素戔嗚尊者可ニ以治ニ天下一也と事依し給へる事の有るに、天孫降臨章第一一書なる天照大神の御言に、豊葦原中国吾児可レ王之地也と宣給へるを以て知るべし、但其天忍穂耳尊はしも素戔嗚尊にも固より御子に坐すに寶鏡出現章第五一書に此皇国の事を吾児所レ御之国と宣へる御言を載たり、此等を合せて天忍穂耳尊の天照大神素戔嗚尊の御子として高天原に御在し坐しながら天下の大君主宰に渡らせ給へる御事を明らむ可きなり)偖此三女神を以て豐受大神を所祭ら令給ふ御事は何の御爲ぞと申すに、天神御子の天津日繼所知看す御上を助け奉らしめ給はむとの天津神議になむ御在し坐しけらし、其は天孫降臨章第二一書に、天照大神又勅曰、以ニ吾高天原所レ御斎庭之穂一亦當ニ御於吾兒一と所見たるは、其御天降に臨みての事には有れども、古事記御天降段に此天忍穂耳尊を太子と申奉る事の所見たるも、天津日繼所知看す御子と申奉る意なり、又大国主神の御言にも唯僕住所者如ニ天神御子之天津日繼

所知之登陀流天之御巣一而（中略）治賜者僕者於二百不足八十坰手一隠而侍と申給へるも、已に天照太神の皇太子として天津日嗣所知看し御在し坐しける御殿の如く造り賜はらむ事を請申させ給へるなり、此を以て其天忍穂耳尊を天降し奉らせ給はむ下の御心御在し坐して、天孫を助け奉りて天孫の御爲に所祭とは仰せ給へる者なりけり、（然れば第三一書に爲二日神之子一使レ治二天原一と有るは、天上を所知看しめ給へるには非ず天上にて已に天津日嗣を所知看し御事を申し奉れるなり、此事傳十三に詳せり）若て其三女神をして豐受大神を所祭らしめ給へるは天津日嗣の御爲なりと云へる、天津日嗣と申奉れるは四方の御民の取作る瑞穂の御貢を令レ獻給へる御事にして、其即天下を統御す義にて、天下の人命の係る所此に在る事にて、世中に生とし活く蒼生を活め給ふ大御政の本是なり、然るに豐受大神の御名を此には保食神と有りて、上章第十一、一書に所見たるが如く素戔嗚尊亦御名月夜見尊の御事に依りて其御德の見はれさせ御在し坐して稻穀はしも世に始めて成出でたりければ、天照太神の此を令レ取給ひて是物者則顯見蒼生可二食而活一レ之也と宣給ひて、陸田種子水田種子と成して此を令レ殖給へるは百姓と云ふ者の起なり、又天邑君を定めさせ給へるは卽國郡に邑長を置かせ給ふ始なり、此を營御し皇御孫尊と申奉りて天津日嗣の起始まる所以此に在る事なるが、其始は天照太神素戔嗚尊に出て豐受大神に成定れる御事にし有りければ、世に齋奉る可き神は八百萬千萬神と多く坐せども、世中に在と有らゆる物皆の命續ぐ可き食物衣物作業の神に御在し坐すが故に、天孫の御爲に所祭らしめ給へる御事にして、其天孫の御爲と云ふは天下蒼生を助け給ふ故の御所爲にし有りければ、此三女神の御思賴をば世中に生とし活ける物何れか蒙り奉らざりける、（但如此く成り行くにも種々の子細有る事にて中々に容易く云へ盡さる可き事

に非ざれば、傳十二巻を讀通りて其所以の少縁ならざる事を考ふ可きなり、天津日纉と申す御事は天照太神より日々に纉依し給ふ御貢を聞食す御事なり、兼盛集大嘗會歌に、「日貢物絶えず備ふる東路の、勢田の長橋音も轟に」又「萬代を持ちぞ榮えむ近江なる、御狩の清の末の日纉には」べ君千歳に、「遠く遠き民の早苗に貢物、絶えぬ日纉のたぞ知らるゝ」と見え、故實拾要に「日貢御膳是天子毎日朝夕二度高橋采女正大隅大炊頭奉書ニ供レ之、年中毎日如此なり」など見えたる是なり）但三女神の豐受大神を所祭り御在し坐す御事はしも、幽にて其大神の高天原に神留坐す御靈を持齋かせ御在し坐す事にて、顯世の如く御靈形などを以て祀祭らせ御在し坐すには有るべからざめれども、上に引ける大同本紀の文に依りて稽ふるに、丹後國より伊勢に移奉らせ給へる御にも陪從ひ奉らせ御在し坐す事知らる、但此三女神の天降坐し初より世と共に持齋かせ御在し坐せる所は必宗像の中津島には非ざるか、其は三女神とは申せども其實は一神にて異りもゝ御在し坐さゞる事傳十三に云へる如くにはあれども、古事記に市寸島比賣命亦御名謂ニ狹依毘賣命一と見えたるは、狹依毘賣命亦御名謂ニ市寸島比賣命一と無くては他の二神の例に合はず、其は田心姫命は誥有(タケル)なり、湍津姫命は高出(タギツ)なり、此に准らへて狹依は進勤(スサユリ)の義にして、皆其御誓の時に御心の進勝給へりしに脊(アエ)て成出でさせ給へる意の御名なるに、唯市杵島姫命と申すは島名を負ひ給へるなれば、天上にて成出で坐しゝ本御名には非ざるなり、（其は此に市杵島姫命と申奉るは瀛津島姫命中津島姫命邊津島姫命などゝ島名を以て稱奉る御名の例なるを思ふ可きなり）地神本紀に市杵島姫命亦名佐依姫命亦云ニ中津島姫命一、坐ニ宗像中津宮一、是所レ居ニ于中島一者也と所見たれば、其中島なる豐受大神の幽に所祭らせ御在し坐す所なる故に齋島(イツキシマ)とは云へるを、即ち其御號の由を

兼て市杵島姫命と御名には稱奉られさせ御在し坐すになむ有りける、然れども其島の如何なる處に所祭り御在し坐すとは現世の正目に見奉る境に非ざれば、誰かは伺ひ知り奉らむ、但筑前國續風土記に「大島の御社の後に御嶽と云ふ高き山有り、山上に神社有り、田島の祭禮記に大島御嶽三所大菩薩と有り、里民は天照太神にて御在し坐すと云ふ、又御嶽の下本社の坤方に深き井有り、其水決めて清洌なり、御手洗の井と云ふ、此下天河なり、故に此井を社家には天眞名井に比して敬信すと云ふ」と有るは少か思合する所有り、其御嶽社の三神なる由云へるは豐受大神素戔嗚尊にや御在すらむ次に云ふ嚴島の相殿三座の御事考合す可し、又天眞名井と云ふも上に引ける大同本記に丹波國與佐乃比沼乃眞魚井坐御饌都神止由居乃神と有るに亦由有りて聞ゆるをも思ふ可き者なり、此天河と云ふも石見女式髓腦又古今集袋雅抄等に出でたれは、古き稱にて後人の設けたる所名には非ざるなり、(但第二一書に市杵島姫命を是居ニ于遠瀛ニ者也と見え、第三一書にも、瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有れども、共に誤れる傳なること已に傳十三卷にも註し、此にも上たる瀛津島姫命の傳に委しく辨へたるが如し。且此市杵島姫命をしも檢尾にては胷形中都大神とも申奉る者をや) 猶又傳十三に神名式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社(名神大)の御事を註せるに、大宮三座は三女神に御在し坐すに相殿三座を國常立尊天照太神素戔嗚尊なる由云傳へたる、天照太神素戔嗚尊は其御祖に御座し坐せば相殿に御在し坐すも理には有れども、國常立尊はしも更に由無き事なり、故思ふに中昔より伊勢にても外宮方より五部書など云ふ僞書を作りて、豐受大神を天照皇太神より猶尊く有らせむとて其御饌都神と稱奉る御名をば水德に因れる由に說曲げて、天御中主尊亦名國常立尊亦名大元尊神などゝ書備めて世人を欺けるより、天下押並て其說に惑はされ居たる

りし事なりければ、此國常立尊と申すも疑ふらくは其御饌津神なるを然訛來れりけむ程皆同くなむ有りける、此に就て思ふに右の大島御嶽三所大菩薩と申すや此相殿三座の本社なるらむも知るべからず、(又豐島の摂神に大元神社と云ふも立たせ給へるを、社傳に國常立尊と云ふも例の豐受大神の遙宮などなる可し、又越前の氣比神社と此豐島とを金毘羅神に比する俗説も、氣比大神はしも保食神に擬らせ給へは據有るに似たり、此三女神は然る由緒有る傳を例の佛の事に取入れて妄説せるなめり)猶右の三女神を須勢理毘賣命とも玉依姫命とも申奉るなどは一柱に合せたる御名なるを、右の市杵島姫命と申すは一神の御名なれば、右の豐受大神を唯一柱にて祭り給ふが如くして三神の御上に係らざる狀に所見たれども然らず、其大神を齋奉らせ給へるに三神共に主り給へる御業なりしかども、中島を以て齋所と爲させ給へるから終に島名と成りたるを、其狹依毘賣命は其島の主と御在し坐せるを以て市杵島姫命とは稱奉る御事と通えたり、猶其市杵は此の爲ニ(ミタメニ)天孫ニ所祭(イツキマツル)の伊都伎にて、伊勢太神宮に御杖代として奉り仕奉らしめ給ふ皇女を齋内親王と申奉り、賀茂兩社に阿禮乎止賣として奉給へる皇女をも同じく齋内親王と申奉り、又其准らひに春日大原野等の社々に其氏人の女を傍に奉給へるをも齋女(イツキメ)と云ふなどと同じ義なるを思ひ明らめ奉る可き者なりかし、(又上に引ける神武天皇御紀に道臣命を齋主と任し給ひて齋媛と云ふ號を賜へると、又神八井耳命の忌人と成りて仕奉給へるとをも此に思ひ集めて考へ見る可し)猶右の如く所祭を伊都伎麻都流と訓む時は、別に神有りて其を齋奉らせ給ふ事と成りて輕き方にも所見させ給ふが如く思ふなどは俗びたる意なり。凡て神を齋奉るは其御恩頼を天下に蒙ふらせ給はむ事を乞祈奉るなり、然れば其齋奉る可き神を齋かせ給ふは天下に其御恩頼を御自蒙ふらせ御在し坐すに等しき

御事なれば、其豐受大神の御饌物と有る食物を喫ひ衣物を著家居に住むと住む限の人々は皆此三女神の御蔭に頼る者なり、然して三女神はしも天孫を助け奉りて天孫の御爲に豐受大神を所祭り仕奉らせ給へる御事にし有りければ、其至り極まる所は然計りなる神の御惠を奉ぃ戴ると申すも皆皇御孫尊の御蔭なる者なれば、此皇大御國は申すも更なり外蕃諸國の毛民共と雖も、物を食し衣服を著家居を卜る限の人民はしも天神御子の御蔭を忘れ奉る可からざる可き者なり、此を忘れて天孫を蔑如し奉るに至る時は家亡び國を亡へる例し古今に珍らしからず、然るは此三女神の豐受大神を所祭り奉らせ給へるも天孫を助け奉り天孫の御爲に成させ御在し坐す御事にし有りければ、天孫に背き奉り天孫の御爲に善くも非ざる人共を爭でかは助救はせ給ふ事の有らむ、今如此天照大神の三女神に懇到に教へ詔はせたる御命にしも、天地と日月と共に極み無き世の誡とも仰ぎ奉り尊み奉る可き神詔になむ御在し坐しける、是即古の大御政の本體なる者ぞとよ、（然るに中昔より以來外教の爲に闇まされて然る古義をも原ぬる事も疎く成りぬる故にもや有りけむ、人臣の勢盛に成りて天孫の天津日嗣の瑞穂を掠め取りて國を多く持ち家人をも多く養ひて、その傲りに長けては天孫を物とも思ひ奉らず、甚く蔑し輕め奉りて甚く心背ける輩も多在りしを、終に子孫に長く傳へ得ずして亡失せたる例少からず、今以後にも然る輩の有りなむには家亡び身を失はむ事鏡に係けて見るが如し、若天下に衣食住に安居しながらに然る行を爲たらむ者は、神の御罰に遇ひ奉らむ者なるを今又此に誡め置く者なり）

右安政四年歳在丁巳孟春初二始之同十二日夜終之。

日本書紀傳　十五之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十五　瑞珠盟約章

一書曰。素戔嗚尊將レ昇レ天時。有二一神一號二羽明玉一。此神奉迎而。進以二瑞八坂瓊之曲玉一。故素戔嗚尊持二其瓊玉一而。到二之於天上一也。是時天照太神疑二弟有一惡心一。起レ兵詰問。素戔嗚尊對曰。吾所二以來一者。實欲二與レ姉相見一。亦欲レ獻二珍寶瑞八坂瓊之曲玉一耳。不二敢別有一レ意也。

總ての事がらの詳なる状はしも正書の委しきに如かずと雖も、簡古にして事實の正しく貫通る事獨此第二ノ一書にのみ留れりけり、佗傳々の状にも競はず獨立て甚美たしかし、先づ其大旨を云はむに、素戔嗚尊の天に昇坐さむと出立たし御在し坐しける時に羽明玉神の出迎へさせ奉り給へる事は、下に天照太神謂二素戔嗚尊一曰、以二吾所レ帶之劔一今當

レ奉レ汝、汝以ニ汝所レ持八坂瓊之曲玉一可ニ以授一レ予矣、如此約束共相換取と有るに應く文なるにて、其物根を相換へさせ御在し坐して御子を生出させ給ふ事の基と成る所にし有りければ、必此に然しも非ずば得有るべからざる者になむ有りける、(但其物根を取換へさせ給へる事は、正書にも此とは返様にて於是天照太神乃索ニ取素戔嗚尊十握劒一云々、既而素戔嗚尊乞ニ取天照太神髻鬘及腕所レ纏八坂瓊之五百箇御統一云々と所見たれば、此羽明玉神の玉をば縦や奉り給はずとも、物を相換へさせ給へる傳の有れば、孰れを是とし孰れを非として云ふべからざるに似たりと雖も、其にては古實の眞に違ふ事已に傳十三卷に論を起して委々論註せるが如し)古語拾遺にも於是素戔嗚神欲レ奉レ辭ニ日神一(天照太神)昇レ天之時、櫛明玉命奉レ迎、獻ニ以瑞八坂瓊之曲玉一、素戔嗚神受レ之、轉奉ニ日神一と所見たれば、此羽明玉神の迎へ奉らせ給へるは其最初の時に在るべき事云ふも更なる事なりかし、地神本紀に此の正書に、始素戔嗚尊昇レ天之時、溟渤以レ之鼓盪、山岳爲レ之鳴哃と有る所に置て、素戔嗚尊請曰、吾今奉レ教將レ就ニ根國一、故欲ニ暫向ニ高天原一與レ姉相見而後永退一矣、伊弉諾尊勅ニ許之一、乃昇ニ詣之天一也、素戔嗚尊將レ昇レ天時、有ニ一神一、號ニ羽明玉一、此神奉レ迎而進以ニ瑞八坂瓊之曲玉一矣、素戔嗚尊持ニ其瓊玉一而昇レ天之時、溟渤以レ之鼓盪、山岳爲レ之鳴哃と文を序次たるは實に然る事にて、必右の如く無くては叶はざる所なりける者なり、然れども上に引ける此の文を換へて其下に、天照太神素戔嗚尊共誓約曰、吾以ニ所レ纏之玉一可ニ以授一汝矣、汝以ニ所レ帶之劒一可ニ以授一吾矣、如此約束相換取已畢と記せるは、御紀の正書一書共に三女神は劒に成坐し、五男神は玉に成坐せる傳なるが故に其旨に合はせむと諛ひたる所爲にして、中々に賴もしげ無きは然すがに例の合せ物なるが故なめり、又古語拾遺も、右に引ける文の如きは然る事なが

ら、其ゝ下に仍共約誓曰、其玉生天孫名吾勝尊と有るは合はざる事有り、其玉はしも已に素戔嗚神受之以奉日神と有れば日神の御手に渡し坐れるなり、然れば當其玉と云ふ事は日神の御所爲成るべきを、次に天照太神育吾勝尊と有れば猶素戔嗚尊の生坐せるなり、然らば素戔嗚尊御自の物根を以て御自御子を成し給へるに成りて、畏まくも甚ら可畏き天津日嗣に全く素戔嗚尊の御子孫と成りて天神御子とは申奉る可からぬが如し、然計り博く學ばれたる廣成主の然る所由を心得ざる人には非ざれども、猶其も此第二一書の如く三女神は玉に依て成り坐し、五男神は劔に因りて成坐せる傳の當否をしも未定め得られざりけるが故に出來れる僻事となむ所見たりける、（平田翁の古史は紀記を參考へて文を成されたる者なるに、其第三十二段に素戔嗚尊の天に昇詣させ給へる所たるを、此羽明玉神を採ひ漏らされたるは不足ぬ事なり、此は後に御子を成坐せる事に係れる甚々太切じき所なるを思ひ落されたるになむ有りける、所以に三女五男の神等の成出坐せる事にも異なる一節有る趣をも思得られざりけるこそ可惜しけれ）偖此下に此羽明玉神の進られたる玉を天照太神に奉らせて、天照太神の御事を賜りて相共に御誓を爲させ御在し坐す御事有りて、天照太神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天眞名井、嚙斷瓊端而吹出氣噴之中化生神（中略）凡三女神、於是素戔嗚尊以所持劔浮寄於天眞名井、嚙斷劔末而吹出氣噴之中化生神（中略）凡五男神云爾と所見たるは、此一書の傳々には勝りて眞正實を得たる者なりけり、古事記に於是天照太御神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者物實因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者物實因汝物所成、故乃汝子也、如此詔別也と見えたるが如く、三女神の生坐せる物根はしも素戔嗚尊の八坂瓊之曲玉に因りて成出給へれば即素戔嗚尊の御子と有り、次に生坐せる

五男神の物根にしも天照太神の御頸に因りて成出させ御在し坐せるに因りて即天照太神の御子と坐す事、物根の異有りて此と同じからず有れども此の正書の趣にも違はざりける者なり。然れども其玉は素戔嗚尊の御物とは雖も、其始天に參昇り御在し坐しゝ時に羽明玉神の進れる物にし有りければ、猶否む邪說も有りなむかなれども、天照太神の御劔なりとても皇太神の御自作給ひて帶せ給へるに非ざれば、何れより得給へりとも其持主と成らせ御在し坐す上は、其主の御物にこそは有りけれ其本の本追を爭でかは云ふべからむ。（然れば此は素戔嗚尊の天照太神の御劔と相換へさせ御在し坐しゝ玉の出自を傳へられたる文なりけり、其原羽明玉神より進りて其玉の素戔嗚尊の御物と成れる始を明し知べき所なるぞかし）○將レ昇レ天時有ニ一神一號ニ羽明玉一此神奉レ迎云々の狀を此に引出でゝ其趣を明らむ可き文有り、天孫降臨章第一ノ一書に已而且レ降之間、先驅者還白、有ニ一神一居ニ天八達之衢一（中略）問ニ天照太神之子今當ニ降行一故奉レ迎（下略）と所見たる是なり。此文を此に假りて照し稽ふるに、已に天に參升り御在し坐す途中（ミチナカ）にての事には有るべからず正書に出でたる御父大神の勅許を承奉らせ給ひて、今も出立たし御在し坐さむと其御裝束の御事を物爲させ御在し坐す御間の事となむ見えたりける、右に引ける且レ降之間と有る語の有るを合せて想ふ可き者なりけり、（又古事記の同じ御天降段に、[illegible]降[illegible]之間と云ふ語も有りて、且レ降之間と云ふ同じ事を將ニ天降一之時と有るを以て時と間との差しきをも知るべし。偖此に天に昇らむと爲給ふ所、彼は地に降坐さむと爲給ふ所なるを、倒に引て云ふは如何なる事なれども、其に我國を離れて他に御爲させ給ふ出立の事相等しかりぬ可ければ引出でたる者なり）偖正書に於是素戔嗚尊請曰、吾今奉レ教將レ就ニ根國一、故欲ニ暫向ニ高天原一與レ姉相見而後永退上矣。勅許之、乃

昇ニ詣之於天一也と見えたるは、已に傳十三に注せるが如く此素戔嗚尊に限り奉らず何れの神に在れ天に昇らむ事はしも嚴重なる御禁失の有りて、淡路の幽宮に御在し坐す伊奘諾大神に請奉りたる上にて、其勅許を得奉らずしては、擅に出來まじき御定有る事と見えたり、此に就て思ふに、此に素戔嗚尊の天に昇り坐さむと爲給ふ時に羽明玉神の奉レ迎と云ふ事何の由とも聞えず、天照大神は元より其御所置に就ては疑思ほす御心に御在し坐さば令レ迎給ふ可きに非ず、又羽明玉神の素戔嗚尊に何を所縁有るを以てか出迎奉るとは云はむ甚不審しき事ニて有りしを、今なむ思ひ得たりける、其は伊奘諾大神より昇天の御許を得奉らせ給へる御表物として、羽明玉神を以て八坂瓊之曲玉をば令賜給へるになむ有りける、故下に是時天照大神疑ニ弟有ニ惡心一起レ兵詰問と有る所の素戔嗚尊の御對に、亦欲レ獻ニ珍寶瑞八坂瓊之曲玉ニ耳と申給へるも、唯に玉を獻らせ給ふに非ず、御父大神の勅許を得奉り又其御表物を賜り持たせ給へるを獻りて其御疑を開け奉らむと云ふ義なる事決くなむ有りける、(此に就ても佗神等の昇天の事を幽宮に請奉られたらむも、其御許の御在し坐すには八坂瓊之曲玉を賜り令レ持て天に上らしめ給ふ御定なる可き御事なるをも推して知るべし、此は其例には非ざれども古事記天照大御神の御生坐せる所に、卽其御頸珠之玉緒母由良迦志而賜ニ天照大御神一而詔之、汝命者所レ知ニ高天原一矣事依而賜也と有る、此は高天原を所知看す可き大御璽に進へる物ながら又考合す可き事なりかし) 偖其將レ昇レ天は何れにてか別座にて裝束し給へりけむ時の事なりしを、先達て伊奘諾大神より昇天の事を勅許し宣はせたるに就ては、羽明玉神を以て其符信として八坂瓊之曲玉を此に令レ賜て其昇坐さむ道をば彼磤馭盧島の天柱より出立し升り御在し坐すべく掟させ御在し坐して、其羽明玉神をば其道より令レ向給へる其

即此に奉レ迎と云ふ所に當れる者なり、右の一を說得る時は如此く其事に就たる件々の御事に至る迄も今も正目に見奉るが如く其詳なる趣をも思得るなむ我ながらも妙に奇異しき事なりける、故其天柱はしも傳五六に云へるが如く八十神の登降の梯立にし有りければ、私の御出立ならばこそ有らめ正しく御父大神に許され奉らせ給へる上は、主張(ウケバリ)て其道より昇詣させ御在し坐しけむ事申すも更なり、(予已くより思ひけらくは、上に引ける如く古事記には櫛明玉命と有りて、又其名の出でたる下に出雲國玉作祖也と有るを、神名式に意宇郡玉作湯神社有り、風土記に忌部神戶郡家正西廿一里二百六十步云々と見え、玉作山郡家西南廿二里有レ社と云ひ、又玉作川源出二郡家正西一十九里拜志山一、北流入二于海一と有りて郡家よりの行程凡同じければ、玉作湯神社の所なむ其羽明玉神の奉レ迎られし地などにや有りけむ、其素戔嗚尊の御在し坐す神名式の熊野坐神社名神大も同じ意宇郡にし有りければ由有る狀に思へりしかども、此羽明玉神の其國に坐す事は天孫降臨より後の事なる可く、又素戔嗚尊の其國に御在し著き給へるも高天原より神逐はれさせ給ひて天降り坐しし後の事にし有れば、此には由無き事なれば今其考を棄てたるなり、然りと雖も其裔の彼國に住む所以は此に起けむ事云ふも更なり安政四年正月十三日に至りて此說に改むる事とは成れりき、)○有二一神一は右に引ける天孫降臨章第一ノ一書に猿田彥神の出迎へ奉り給へる所にも有二一神一居二天八達之衢一と見えたる、皇御孫尊の御方には諸件神を陪從へ給ひ八十萬神を供奉に率て天降り御在し坐さむと爲させ給ふ其幸行の狀の大なるに、唯一柱にて出迎へ奉る狀を諸に令レ知むとて殊更に有二一神一と書かせ給へる御紀の文法なる事を知りて說くべきなり、然るは傳十三にも註せるが如く、天照太神の待設させ御在し坐せる文共を合せ考ふるに、正書に徑詣關焉と云ふ語有る

は御伴神等に率ね給はずして日神の嘗に請問で給ふ由にて、第一ノ一書に親迎防禦と有る意に同じ、又此に起レ兵詰問と有るは兵卒を率て詰問はせ給へるなり、又第三ノ一書に隔ニ天安河ー相對而立と有るは謂ゆる對陣と云ふ趣なり、此を以て日神の御方に御勢の多在りし事を知るべし、斯時其日大神の御方にても唯素戔嗚尊一柱のみにて上來坐せるならむには何どかは衆神を從へて待たせ給はむ、素より素戔嗚尊は赤心にて仇なひ奉らせ給ふ御心には御在し坐さずながら、許多の御伴神を從へ昇らせ給へるが故に、當レ有ニ奪レ國之志ー歟と云ふ御疑をも受け奉らせ給へるなり、此を以て素戔嗚尊の御方にも御勢多きを知る時は、此に有ニ一神ーとは其に對へて云ふ語なる事を明らむ可き者なり、（然れば此に有ニ一神ーと有るにて其御伴神の衆多なりし御出立の狀をも明らめ奉る可き文なる事、右に云へる天孫降臨章第一ノ一書に合せて知るべし、然るを世人古書を讀む事の疎なるが爲に、有ニ一神ーと云へば唯一神有りて出迎へたりし事と容易く心得るが故に、小を以て大を測り右を見て左を知るの妙處を得るに至らざるは哀れむ可く笑ふ可き事なり、古書には然る妙に奇しき味有るをも得知らずて物言ひ居る古計り心穢き者は世に非ざるぞかし）○羽明玉神、古語拾遺には櫛明玉命と見え、總庫器錄には速須佐能神將レ上ニ天之時奉レ迎神名櫛明玉云々と有り、亦名なり、又太玉命所レ率神名（中略）櫛明玉命と有る其下に出雲國玉作祖也と有りて、末に櫛明玉命之孫造ニ御祈玉ー（古語美保伎玉言ニ祈禱ー也）其裔今在ニ出雲國ー每年與ニ調物ー貢ニ進其玉ーと見えたるは、此時の由緒に依れるなる可く所思えたり、此にはえたる寶鏡開始章第二ノ一書に玉作部遠祖豐玉者造レ玉と見え、其三ノ一書には中枝懸ニ以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所レ作八坂瓊之曲玉ーとも有り、其天孫降臨章第一ノ一書五部神の中に玉作上祖玉屋命と見え其第二ノ一書には櫛明玉神爲ニ

作玉者一と出でたり、古事記石屋戸段には科二玉祖命一令レ作二八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠一と見え、其御天降段には玉祖命者（玉祖連等之祖）と有り、又古語拾遺には令三櫛明玉神作二八坂瓊五百箇御統玉一と有るを、神祇本紀にも載せて其下に令三玉作部遠祖豊玉屋神爲二造玉者一と有りて皆同神異名なり。又其豊玉を神名式に阿波國名方郡天石門別豊玉比賣神社と云ふあり、又神名秘書に古語拾遺を引て末に櫛明玉命（玉作祖也）高皇産靈神女栲幡千々姫命之妹也と見えたれども、女神に御在し坐さゞる事下の條に辨ふるにて灼然き者なり、（但下章第三ノ一書には伊奘諾尊兒と有るを、右には高皇産靈神女と有り、然るを姓氏錄右京神別上天神に玉作連高魂命孫天明玉命之後也と有りて定り難きが如きを、此に論云はむは煩らはしかりぬ可ければ下章第三ノ一書の傳に云ふを待つべし）名義羽明玉の羽は借字にして映明玉神の義なる可し、天孫降臨章第二ノ一書なる下照媛命の歌句に阿奈陀磨波夜と有る阿奈陀磨を釋に穴玉也と註し、波夜を口訣に玉相映之言（ノアヒハユル）と云へる是なり、萬葉十七（七丁）に多麻波夜須、武庫能和多里爾と續けたるは玉映す椋と云ふ義にて、波夜須は磨きて光を令映るなり、冠辭考に和名抄（膠漆具）に木賊椋葉（無久乃波）など云ひ、榮花物語に「御堂の板敷を木賊椋葉などして磨きし事有り、又俊成卿の或人の歌を讃めて椋の葉磨きを成したる者なりと云はれける事有り、波夜須は此は玉の光を令増るを云ふなり」と云はれたるが如し、又萬葉十四（四丁）に阿良多麻能伎倍乃波也之爾と有るは、年月の來經る事に云係けたるながら、猶語を隔てゝ璞之映（アラタマノハヤシ）と續く心なる可し、又神名式に陸奥國[illegible]御玉神社と有る其玉は眞玉にて、多く緒に貫きたる玉はしも相映し合ひて（アヒテラ）光の榮ゆる義なりと聞ゆ、右の如く玉には波夜と云ふ事有れば、其約りて羽明の羽などの如く波の一言には成れりし者なりけ

り、其證は垂仁天皇三年御紀天日槍が將來れる物の中に羽太玉一箇と云ふ有り、其も映太にて玉の氣韻の太く映るに依れる名と謂くより外無きを以て、羽は此も映なる事を曉る可くなむ有りける、（因に云ふ又其中に鵜鹿鹿赤石玉一箇と云ふ有り、度會延經說に鹿鹿明也と云へる其も然る事には有れども、鵜鹿鹿は麗燿と云ふ言にて下に赤石と云はむ序なる可し、備神名式に播磨國明石郡赤羽神社は此玉を祀れるには非ざるか、赤羽は明映にて右の玉の麗しく明らかなる謂に依れる神名と聞ゆめり）明玉は字の如く玉の光の映えて明らかなる由なり、出雲神賀詞に赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾明御神（下略）と有る上なるは、赤玉の如く御面の赤らび坐む事を述べ、下なるは玉の行相て交に照合ふ事を序として明御神と續けたるにて此の明玉の例なり、猶阿加流と云ふ事は萬葉四（三十四丁）に赤羅引、日母至闇、十（二十五丁）に朱羅引、色妙子、十一（五丁）に朱引、朝行公、又（六丁）朱引・秦不經など有る阿加良は天色の明るきと人面の麗はしきを云ふなり、又十六（二十五丁）に阜去哉、赤羅小船爾、二十（十二丁）に伊奈美野乃、安可良我之波々など有るは赤き色を云ふなり、又十八（十二丁）に和我佐世流安加良多知婆奈と有るを、十九（四十三丁）に島山爾、安可流橘と有るを以て、右の阿加良は阿加流なる事を曉る可し、但此明玉の阿加流は赤色を云ふには非ず、何に在れ玉を琢磨きて明らけく成し其光を映有らせ給ふ義の御名なる者なり、（備其物光の明らかなる其極みは總に赤色に成る物なる故に其言の同じき者なるなり、なほ又下章第二ノ一書第三ノ一書等にその赤名の義を說くをも考ふ可し）○奉迎は其將に天に昇坐さむとして其裝束を物爲させ御在し坐す所に出迎へて、其天に上り給はむ道は此天柱より出立し御在し坐すべしと申給へるなり、此に瑞八坂瓊之曲玉を奉進らるゝ事も、其素戔嗚尊

の日神の大御許に昇詣らせ御在し坐さむ事を勅許し宣はせたる表物なるを以て推量り奉るに、此羽明玉神は伊弉諾大神の御使にて迎へ奉り給へる事著明き者なり、其は下に天照太神疑㆔弟有㆓悪心㆒起㆑兵と有る程の御事なりしかば、日太神の御許人を以て令㆓出迎㆒給ふまじき時なるを以て明らめ奉る可くなむ有りける、（古語拾遺に於是素戔嗚神欲㆑奉㆑辭㆓日神㆒昇㆑天之時、櫛明玉神奉㆑迎と有れども、昇㆑天之時と有るは誤なり、其も欲㆑昇㆑天之時と欲字無くては此の事實に相叶はざるを思ふ可きなり）倩此は伊弉諾大神の御心に依れる御事は右に條々云へる如くなるが、其蹟(キギロ)を探索るに實には皇祖大神の御計らひにこそ御在し坐すべからし、其は傳十三に已に註せるが如く、天照太神素戔嗚尊二神はしも四神出生章に伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生㆓大八洲國及山川草木㆒、何不㆑生㆓天下之主者㆒歟と宣給ひて生給へりし珍子神等に渡らせ給へるを、天照太神は高天原を統御す皇太神として天地に照臨ませ給ひければ、天下之主者には御在し坐さず、次に素戔嗚尊に天下を所知と事依して賜へりしかども、吾欲㆑從㆓母於根國㆒と申給ひて神逐はれさせ奉り給へりしかば、此も亦天下之主者には御在し坐さず成りにしかば、天下は實に主無き空國の如くなむ成れりけるを、素戔嗚尊は根國に入り坐さむとして其辭申(マカリマヲシ)に高天原に參向ひて日神に覲奉らせ給はむ事を請申させ給ひけるに、勅許し宣はせたるなむ謂ゆる預㆓締㆒造天地㆒と云ふ皇祖大神の靈威の預加はれる所なりけらし、若て羽明玉神の出迎へて導き奉られしかども、其御有狀の甚じかりつると此天下を治さゞるとの御事に依りては皇太神の御心打解け給はざりし故に、終に共に誓給ふ運びに成り行きて、二柱神共に奇異なる御所爲に依りて皇太子はしも定まり御在し坐す御事に成りて、何不㆑生㆓天下之主者㆒歟と宣給へりし御言此時に至りて結ばれると云ふも豈自然の御事なら

ふやは、皇祖天神の御議の相違ひ大業を一て無る事には遂げさせ御在し坐せる事決くなむ有りける、又正書に云伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るも、天忍穗耳尊の天津日繼と定まらせ御在し坐す御事を所知看ての上ならでは得有るまじきを思ひ定む可くなむ、右の是後と云ふに合せて始素戔嗚尊昇天之時と有る始は先是と云ふ意に當れるを以て考ふるに、其皇太子の定まらせ給ふ迄は未神功既畢と云ふ所にては非ざるなり、右に云へる如く天下を依し給へる素戔嗚尊の根國に幸行すに就ては愈隠れさせ給ひ難かりつらむを、後に皇太子の生出させ給へるに就ては少かも思ほし遺る隈無く皇祖天神より仰せ給へる御言を過たず成し畢へ給へるなり、是後と云ふ事深く味はふ可き所なる者なり）〇瑞八坂瓊之曲玉は天孫降臨章第二一書に瑞之(ミヅノ)八坂瓊と有るを以て瑞之と訓附くべし、瑞は物の麗美しきを稱云ふ辭也、其例は先づ御名には反正天皇御紀に天皇初生二于淡路宮一、生而齒如二一骨一、容姿美麗、於是有レ井曰二瑞井一、則汲レ之洗二太子一、時多遲花落二有于井中一（中略）故稱二謂多遲比瑞齒天皇一と有るを、古事記にも御齒長一寸廣二分上下等齊既如二貫珠一と見えたる如く、御齒の美麗しきを以て瑞齒と稱奉れるなり、又續紀に元正天皇の大御名を日本根子高瑞淨足姫天皇と有るも、高瑞は稱高く麗美しき意を以て稱奉れる大御名なり、宮室には古語拾遺天石窟段に瑞殿古語美豆能美阿良可と見え、又寶劔出現章第五一書に檜可三以爲二瑞宮之材一と云ふ語有り、崇神天皇三年御紀に遷二都於磯城一是謂二瑞籬宮一と有るを、私記に瑞籬俗云二美豆加岐一一云二以賀岐一と云へる、以賀岐は忌籬にて忌は齋清めたる義にては有れども、又其も麗美しき意なり、器財には古事記玉垣宮段に汝所堅之美豆能小佩(ヲオビ)者誰解と有るは、瑞之小帶

と云ふ事にて萬葉に謂ゆる下紐の事なり、又舒明紀に美豆多麻宇岐と有るは瑞玉盞と云ふ事なり、出雲國造神賀詞に青玉能水江玉と有るは青玉の瑞の善玉と云ふ事にて、其麗美しきを云ふ稱なるをも合せ考ふ可し。又天孫本紀に十種神寶の事を天璽瑞寶と云へる類是なり、（此を珍寶と云へるなり、此を以て瑞と珍とは相通ふ可き言なるをも知るべきなり、倍右の小佩を記傳に豈比毛と訓まれたれども、若くは豈意毘にて上帯を大帯と云ふに對へて下紐を小帯と云ふには非じか、名義抄に佩を意倍理とも意毘多理とも意夫とも意婆志牟とも有ればなり）倍是大御國の大號をしも瑞穂國と云ふ事はしも、國號考に云はれたるが如く皇國は萬の事も物も異國には勝れる中にも、稻は殊に萬國に類無く優かに卓絶れて甚美たく麗はしき故に負る稱號なるは稻を稱へて瑞穂と云へるなり。又此准らひに草木の稚く麗はしきを云ふ事を今又云はむには、神武天皇御紀歌に滿都滿都志と有るを古本に瑞瑞志と書入れたり。瑞は美豆と濁りて云ふ言なれども、其本は清音にて美都と唱へたりしにや、古事記にも美都美都斯と有り、此も右の瑞穂と同じく木の茂りて麗美しく榮えて瑞々しき状なるを云ふ發語なり、萬葉一（二十三丁）藤原宮御井歌に日本乃。青香具山者云々、春山跡。之美佐備立有、又耳爲之、青菅山者云々、宜名倍、神佐備立有と有る中に挾まれて、畝火乃。此美豆山者。日緯能。大御門爾、彌豆山跡。山佐備伊座と有るも、山形を以て瑞山と云ふには非ず、十三（十二丁）に瑞垣久時従（ミヅガキノヒサシキトキユ）と有る瑞に同じく木立の繁く麗はしきを愛でゝ云ふなり、右の青香具山青菅山の青字をも合せ思ふ可し、冠辭考に萬葉六（十丁）に水枝指、四時爾生有、刀我乃樹能、十三（二丁）に百不足、三十槻枝丹。水枝指と詠み、世にも若木を美豆木若枝を美豆枝又若く健かなる人を美豆美豆斯など云へり」と云はれ、又稚き子を三（五十三丁）に若子と

書ける類も美豆の隠れるにもや有らむ、（但同書に美豆てふ言は先づは草木の若く麗美しく榮ゆるを云ふより萬の物を讃稱へて美豆某とは云ひけらし」と云はれたれども、言の本は然に非ず、其は此下に委しく云ふを見る可きなり）又祥瑞と云ふ事の如きに瑞字を書て美豆と訓まれたり、神武天皇御紀に有二金色靈鵄一、飛來止二于皇弓弭一と有る下に得二鵄瑞一也と有り、垂仁天皇三十四年御紀に天皇於玆執レ矛祈之曰、必遇二其佳人一道路見レ瑞、比レ至二行宮一大龜出二河中一、天皇舉レ矛刺レ龜、忽化二爲白石一、謂二左右一曰、因二此物一而推レ之必有レ驗乎と有るなど、此は正しく神に祈ひて其驗有らむと爲る兆の見はるゝを云へり、仁德天皇御紀元年に有天皇と武内大臣との產屋の上に居たる鳥瑞に依りて號給へる事を兼有レ瑞、是天之表焉と有るは、未漢土を學ばせ給へるならざれば、此は天神之表と云ふ事なり、有等は孝德天皇御紀以下に頻さく所見たる漢風の祥瑞など云ふには非ざるなり、然れども瑞を美豆と云ふ事は何れの御卷に在るも同じき者なり、（然るを歷朝詔詞解に有等の瑞を美豆と訓めるは甚じき僻事なる由に云はれたれども、休祥の見はるゝを美豆と云ひ、其休祥に因りて應驗有るを志流斯と云ふが本なりければ、瑞を名義抄に志流須と有り、又御紀以下の御史に志流斯と訓めるが常なりとて、其に依て美瑞と云訓を強に僻事とは云ふべからざる者なり、通證に說文瑞以二玉爲一レ信也、周禮、典二瑞掌玉瑞玉器之藏一、註人執以見曰二瑞一、瑞符信也と云へるは此字義を云へる者なり）言義美豆は精出にて傳一に說ける天地萬物の本と有り、又其天地萬物に藏りて外に榮讃と成りて發出る精しく妙なる物是なり、又此美豆の美は靈に通ひて八州起元章に憙哉又妍哉又美哉など有るを、古事記に阿那邇夜斯と見えたる、邇も右の精と同じ義なる言なり、傳四、十三に註せる事共を合せ考ふ可き事なり、然れは草木にも萬物にも右に擧ぐる如く

瑞某と云ふは、稚く健かにして麗しく美たき物は各其中に藏れる精粹の表に溢出づる爲に然云ふ事にて、祥瑞を美豆と云ふも又其と同じ意味にて皆同言なる者なり、美と邇と殊に相近く通ふ例は、神名式の和泉國大鳥郡大鳥美波比神社を本國神名帳には正一位爾波比社と有り、又古事記訶志比宮段歌に邇本杼理と有るを明宮段歌には美本杼理と有り、又姓の壬生は爾布と云ふを、皇極天皇元年御紀には乳部此云二美父一と見えたるが如く、美と邇と相通ふ例なるを正して美豆も妍出の義なる上の説を明らむ可し、（瑞字を名義抄に麻許登とも阿良波流とも有るは、麻許登は精に當り阿良波流は有の精出又は妍出に當れるも奇しき事なり、又與志とも志流須とも加奈布とも云ふ訓見ゆ）○八坂瓊傳十三に出づ○曲玉は字の如くにて緒に貫き縮ねたるを以て云ふ稱なり、然るは此八坂瓊之曲玉を皇太神宮儀式帳には八尺瓊之曲玉とも有る、八尺は正字にて玉を多く貫連ねたるを以て八坂瓊と云ひ、其を一に統絡るが故に曲玉とは云へるなり、故古事記には八尺勾璁と有るなり、此に如此有るに應へて下に瓊端瓊中瓊尾と云ふ事は此玉緒の本末を云へるなり、下章第三一書に解二其左髻所レ纒五百箇統之瓊綸一、而瓊響瑲瑲濯二浮於天渟名井一、囓二其瓊端一と有るを以て、一玉の端中尾に非ず連珠の初中後なるを曉る時は、卽曲玉は緒に貫き縮ねたる玉なる事知らるゝなり、（然るを記傳七卷に「勾璁は曲れる玉なり、細く長き玉の良曲れる兩端の曲れる處に孔有り、是緒を通せし所なる可し、今も時々地下より掘出づる事有り、是古の勾璁なる可し」と云はれたれども、今俗に其勾璁と云ふ物は其緒に貫ける端に出でたる玉にて、其形曲りて圓ならざれば然云ふべき名の狀には有れども、若然らむには八坂瓊曲玉と云ふは緒より外に續ける玉を云ふ稱に成れる者なり、此事下に又も云ふべし）已に傳十三に對馬國下縣郡住吉神社に傳はれる曲玉圖の事に

抜て引出でたる藤田一正と云ふ人の文に、按二同玉皆青色一、貫以二赤絲一、其共頭續二金珠一、玉之如二其管一者果々手相連百數、左右兩門大小相稱、其長三尺、又有二横相通者一、凡三匝、其管玉比二左右一稍小、皆統以二勾玉一、勾玉凡八、御鉤面有レ穴、可二以相連一、其上可二以要一レ頭、其中可二以當一レ胸、其下可二以當一レ腰と有り、此にて八坂瓊之曲玉の形状を知べきなり、然れども其統る所に八有る鉤れる玉を勾玉と云ふ稱呼の如く心得て記せるは俗意なり、右の如く緒に貫き續なたるをこそ曲玉とは云へれ、爭でか一玉の名には有るべき、但細管なるを管玉と云ひ、圓球なるを丸玉と云へれば、其に對へて勾玉と云ふ稱も後には出來れるにも有るべけれども、神代に曲玉と云ふは其全體の名なる事云ふも更なり、夫木集に麻賀理能玉と詠めるも曲れる玉と云ふ事なるをも思合す可し、（然るを或人古言本音考を著して右の貫を湾れるを麻加理と讀みて眞湾(マガリ)の義に得るは、本より拙き人の說なれば云ふにも足らざれども、横井千秋說に一勾曲など書けるは例の借字にて目轉(マガリ)なり、古事記仲哀天皇段に目之炎輝種々珍寶(マガヤククサグサノメヅラシキタカラ)、御紀にも眼炎之金銀彩色と見えたるに同じ、然れば此は玉の世に麗にしきを稱美たる名にて、輝(カガ)りきまで照映く由なり、然るを昔より唯其形の曲れる故の名と心得來れるは僻事なり、形の曲りたるは何の然計り愛たき事か有らむ」と云へる曲玉の說は宜しと雖も、目轉玉の說は然も有らまほしき事ながら猶其正を得ざるなり）愚按仲哀天皇八年御紀に筑紫伊覩縣主祖五十迹手聞二天皇之行一、拔二取五百枝賢木一立二于船之舳艫一、上枝掛二八尺瓊一、中枝掛二白銅鏡一、下枝掛二十握劔一（中略）奏言、臣敢所三以獻二是物一者、天皇如二八尺瓊之勾一以曲妙御(タヘニミソナハセ)宇、且如二白銅鏡一以分明看(アキラカニミソナハセ)二行山川海原一、乃提二是十握劔一平二天下一矣と見えたる、此事神皇系圖神皇實錄寶鏡開始大口事書等には天孫降臨の御時に三種神寶を皇御孫尊に授進ら

せられて天照太神の壽稱させ給へる大御言と記せれば、上代に定まりたる賀詞を以て奏せりし者なり、偖如二八坂瓊之勾一とは、八坂瓊は例の玉を緒に貫連けたる稱なるが、然して結纏めて右に云へる念珠の如く成せる其卽曲玉と云ふ物なるが故に、其曲りて謂ゆる環の端無が如くなるを譬にして御宇の限無きを壽稱へ申せるなり、曲妙を本に多幣爾と訓めれども妙字に泥みたる僻訓なり、賀茂翁の祝詞考に都婆良加爾と訓まれたるは下なる分明と相對て甚美たし、且都婆良加と須夫流と相通ひて彼御統と云ふにも合ひ、又其勾れる狀を圓なるにも由有りて實に動くまじき正訓なり、若て曲妙御宇と云ふは漏落つる事無く御世知食させ給ふ可しと云ふ事なれば、其も亦此曲玉の具さに備はれる狀に係りて聞ゆるを以て曲玉の說をなむ思定む可かりける、（本に曲妙を多幣爾と訓めるは何なる義ぞや、其は物の奇しく靈しき事に云ふ言にこそ有りけれ、天皇の御世所知看す御事を何でかは然申し奉らむ、其上に八坂瓊の勾れるを以て妙なりとは云ふべきに非ざる者なり）○進は此にては羽明玉神の進らるゝ事には有れども、其實は上にも云へる如く素戔鳴尊の天上に昇詣させ給ひて天照太神に覲え奉り給はむ事を御父太神に請奉らせ給へりけるに、其勅許し給へる御信として八坂瓊之曲玉を令賜給へるを、此にして奉進給へる所なるなり、（此玉を伊弉諾大神より授賜へる信物と云事は予が始て云出でたる事にて、臆說の如くには有れども然に非ず、上より次々說來れる如く事の運びの然しも無くては上下の義理相貫かざる者ぞかし）○持二其瓊玉一は此に持と有るは其御頸に所嬰かせ御在し坐す御事を申せるなり、右にも註せるが如く八坂瓊曲玉はしも傳十三に已に云へる御頸玉にて、其御頸に懸て御胸より御腰に至る迄打延へ取懸くる物なるを第一、一書に已而素戔鳴尊以二其頸所レ嬰五百箇御統之瓊一（下略）と云ふ事見え、第三、

一書にも素戔嗚尊令二其左髻所レ纏五百箇統之瓊一とも、又令二右髻之瓊一とも、又令二嬰レ頸之瓊一とも有り、下章第三一書にも素戔嗚尊乃轠轤然解二其左髻所レ纏五百箇統之瓊綸一なども云ふ事の有りて、素戔嗚尊の御自共に因て御子を成し坐せる趣なるは僻事には有れども、其高天原に參上り坐す時に羽明玉神より八坂瓊之曲玉を得て御頸に所嬰させ給ひ、其御身に取裝ひ御在し坐しゝ傳の此に在るからに、然る一說共に出來りし者となむ見えたりける、（古語拾遺には素戔嗚神受レ之轉奉二日神一と有るは餘りに事の早速なりし狀に過ぎたり、其上此にては羽明玉神の奉レ迎られしは將レ昇レ天時と有りて未出立坐さゞる以前の事なるを、彼書には昇レ天之時と書して其天上に升り給ふ半途にての事と爲るも違へり）〇到二之於天上一也は正書の勅二許之一乃昇二詣之於天一也と見えたる是なり、口訣に持二其瓊玉一而到二之於天上一也者、素戔嗚尊請二昇レ天於伊弉諾尊一、勅二許之一以持レ玉昇レ天儀也と有り、此には然は云はざれども、其持たせる玉は伊弉諾尊より勅許し宣はせたる信に授け賜はせたる物なりければ、其を證據として持參上らせ御在し坐すと云ふ意味を以て書けるなり、（然らざれば其註何の事とも聞えざるなり、若予が今聞取る如くならむには、已く予が意を得たる說と云ふべかりける者なり）〇疑三弟有二惡心一は正書に始素戔嗚尊昇レ天之時、溟渤以レ之鼓盪、山岳爲レ之鳴㖃、此則神性雄健使二之然一也、天照太神素知二其神暴惡一、至レ聞二來詣之狀一、乃勃然驚曰、吾弟之來豈以二善意一乎、謂當レ有二奪レ國之志一歟と見えたる、歟は卽疑の御辭にて此の疑に當れり、第一一書にも日神本知三素戔嗚尊有二武健陵レ物之意一、及二其上至一、便謂弟所二以來一者非二是善意一、必當レ奪二我天原一と見え、下章第三一書にも日神曰吾弟所二以上來一非二復好意一、必欲レ奪二我之國一歟と有る此卽此に疑三弟有二惡心一と有る所由なる者なり、備其素戔嗚尊にしも御誓の

時に誓勝たせ給へるが如く本より清明き御心に御在し坐せる御事は申すも更なり、且此度は伊弉諾尊の御許を請奉り、又八坂瓊之曲玉をさへに表物として賜はれる程の御事には有れども、傳十三にも云へるが如く御父母二神に事依され奉り給へるは第一に天照太神の疑ひ所思し看す所なるに、其神性の健く御在し坐すに任せて天地を震動もして參上らせ御在し坐しゝかば日神の御方も驚き所思看て然る御疑は得させ奉り給へるになむ御在し坐しける。（又此時日神はしも素戔嗚尊の御勅許を請て參上らせ給ふ御事を所知看さず御在し坐せる御間の事なり、假令所知看して御在し坐せるにも有れ、其眼前の事の甚じからむには必しも疑の御心は出來させ御在し坐すべき御事なり、右に引ける正書に至㆑聞㆓來詣之狀㆒乃勃然而驚曰と有るを以て明らむ可し）疑は轉逵の約りたる言なる可し、人の實（マコト）として云ふ所をも此方には轉逵へるならむと思ひ取るを云ふなり、下に汝心虛實將何以爲㆑驗と宣ひて、其より御誓を成して其御疑を定めさせ給へるを以て考ふ可し、天孫降臨章第二ノ一書に天孫曰心之疑矣（中略）固非㆓我子㆒矣なども有り、萬葉四（二十丁）にも緘結師、妹情者、疑毛奈思と有り、十二（二十丁）に結義之、妹心者、疑毛無と有るも同じ訓なる者なり、（又其十二丁に得田價異心鬱悒（ウタガヘルコヽロイブカシ）と作る得田價は假名の例なり右等の例の外多く書共に在る語なれども煩らはしければ引かず）○起㆑兵は神武天皇御紀に見猾開㆓天孫且㆑到、即起㆑兵將㆑襲と見え、又古事記同段に登美能那賀須泥毘古興㆑軍待向以戰と見え、又其水垣宮段に建波邇安王起㆓邪心㆒之表耳、伯父興㆑軍宜㆑行（中略）其建波邇安王興㆑軍待遮、各中挾㆑河而對立相挑と有る、興㆑軍を御紀には興㆑師と作り傳兵は常には都波母能と訓みて武器を云ふ稱なれども、此は伊久佐と訓む所なる事右に引ける例共を推

して知るべきなり、名義抄にも兵字に有の一訓有るなり、（七書直解と云ふ物を見るに、兵者戎器也、以二人著一兵亦曰レ兵と有りて、皇国にて兵器を都波母能と云ひ、其兵器を執る者を兵士と云ふに同じ）備此起レ兵と云ふ事は正書に乃結レ髪爲レ髻、縛レ裳爲レ袴、便以二八坂瓊之五百箇御統一纏二其髻鬘及腕一、又背負二千箭之靫與二五百箭之靫一、臂著二稜威之高鞆一、振二起弓彇一、急二握劍柄一、蹈二堅庭一而陷レ股、若二沫雪一以蹴散、奮二稜威之雄誥一發二稜威之嘖讓一（下略）と有るを約め書されたる者なり、持統天皇御紀に射字を伊久佐と訓めるに就て、谷川士清説に射合箭の義なりと云へるは然も有るべき事なり、古事記水垣宮段に爾日子国夫玖命乞云二其廂人先忌矢可レ弾、爾其建波邇安王雖レ射不レ得レ中、於是国夫玖命弾レ矢者即射二建波邇安王一と有るも、忌矢を射合すなり、又景行天皇十八年御紀に的邑と有るは、和名抄郡名に筑後国生葉（以久波）と有る地なり、孝徳天皇三年御紀に射を伊久布と訓み、漢語抄に射垜以久波止古呂と有るなども射合より出でたる稱なり、然れば此にても正書には右の如く弓箭の事を具に擧げ、第一一書にも背上負レ靫又臂著二稜威高鞆一、手捉二弓箭一、親迎防禦と有る即起レ兵と此に所見たる兵なる者なり、（故考ふるに伊久佐と云ふは右の如く箭を射合して争ふを云ひ、戰ふに即合にて互に入交り相挑み争ふを云ふなり、其差別必有るべき言なり）因云將軍を伊久佐能伎美と云ふは軍卒を伊久佐毘登と云ふ其を將て射合す事を成す長なる謂なり、御紀に軍卒又士卒又將卒又介冑之士など有るが如く、軍を爲る人の義なれば必然云ふべきなり、然るに其を唯に卒とも兵とも云ふ時は射合箭の義のみなれば兵士の稱ならぬが如しと雖も、靫を負ひて仕奉る人を靫負と云ひ、劍を佩て仕奉る人を帶刀とも云ふが如く、唯伊久佐とのみ云ひても兵士の稱と成れるなる可し、萬葉二（三十四丁）に鳥之鳴、吾妻乃国之、御軍士

乎、喚賜而、又大御身爾、大刀取帶之、大御手爾、弓取持之、御軍士乎、安騰毛比賜、六（二十五丁）に千萬乃、軍奈利友、言擧不爲、取而可來、男常曾念など有るは兵士を伊久佐と云へるなり、二十（二十七丁）に阿良例布理、可志麻能可美乎、伊能利都々、須米良美久佐爾、和例波伎爾之乎と有るも、皇御軍の兵士と成りて仕奉れるを云ふなり、如此く兵士の稱にも通はし云ふ事なり、（右に引けるが如く漢土にても戎具を兵と云ひ、其を執る者をも兵と云ふに同じきなり、但戰の事を伊久佐と云ふには當らず、其は伊久佐を爲ると云ひては聞えざる者なり）○詰問は正書に奮稜威之雄誥、發稜威之嘖讓而徑詰問焉と有るに同じ所なり、傳十三に云へり、但此なるも正書なるも誥を詰に誤れり、今改む、誥は御紀に多祁毘とも多祁流とも訓み、名義抄に誥を古到反と有りて都具又加牟加布又都々志牟又阿良波須と訓み、誥字は古到反にて告日とも伊佐牟とも伊佐年とも加古都とも都具とも有るが上に集韻本には誥と作せ給へるに因れるなり、（前漢王嘉傳に吏詰問嘉と見え、史記註に詰責讓也と有り、又玉篇に請問、辯也と見えたれば誥には非ざる者なり）○吾所以來者は古事記の此段に我那勢命之上來由者、必不善心と見え、下文第三一書にも吾弟所以上來、非復好意と有りて、素戔鳴尊の上來坐る所以を宣へるに就て其参昇らせ給へる所以を此に甲顯はし述べさせ給へる所なり、備所以の字は漢文に以而來所と訓む所なると、又由とも故とも書る字義とを合せて考ふるに、由惠は因來にて其事の因起るより其然有る末と相伴せて云ふなる可し、譬へば出雲風土記などに所以號出雲者又所以號意宇者など云ふ類、今出雲と云ひ意宇と號けたる事にと其末より本を原ね本より末を係けて所以とは云へるなり、又祝詞に安國止平久知食故云々、又夜能守日能守爾守奉故云々など言の中間に置く

故も皆其義なり、又萬葉などには言の始に置くも有り、十（七丁）に故無、吾妻紐、令解、人莫知、及正逢と有るも依來る所を云へり、十二（十四丁）に何故可、不思將有、又（二十丁）君者不來、吾者故無など、語の下に在りながら打離れて故と其據を云へり、（常木卷に「自然一つ故づけて爲出づる事も有り」と云へる、一は一類の事なり、故づけては據めかしくしてと云ふ意なり、又除りの故由心ばへ打添たらむにも云々と有る、故由は女の種姓の據體なるを云ふと聞ゆ、何れも此の例共に異ならず）○實は眞事にて事の虚ならざる由を慥に云ふ辭なり、下章第三一書にも故實以₂清心₁復上來耳と見え、又古事記にても其八俣遠呂智信如ㇾ言來と見え、又神武天皇御紀に是實天神之子者必有₂表物₁と有り、又記の玉垣宮段に又因ㇾ拜₂此大神₁誠有ㇾ驗者など見えたる是なり、萬葉には四（五十一丁）に眞毛、妹之手二所纏牟、又（五十六丁）僞毛、似付而曾爲流、打布裳、眞吾妹兒、吾爾戀目八、七（三十四丁）に信有得哉、難數鬼乎、又（四十一丁）世間者、信二代者、不往有之、十（十三丁）に信吾、命常有目八方、又（五十五丁）眞毛久々、成來鴨、十一（四十四丁）に眞毛君爾、如相有、十二（六丁）に佗言、眞言痛成友、又眞曾戀之、不相日乎多美、又信吾命、全有目八目、十四（九丁）に麻許登可聞、和禮爾余須等布、又（二十五丁）麻許等奈其夜波、十五（三十二丁）に於毛波受母、麻許等安里衣牟也、十六（十四丁）に白玉之、緒絶者信、二十（二十二丁）に麻許等和例、多非乃加里保爾、又（四十丁）麻巳等奈禮、和我弖布禮奈々など、眞をも信をも書ける共に此の實字と同じ事にて、此等は下なる虚實の實と同言同意なる物から、所に依りては事を慥に云知らする發語の眞と同じきも有る者なり、（然れども凡ては人の云ふ所に依りて其行ひを見、又其行ふ所を以て言を聞き、又我成す事の上にても其空しか

らざるを人に明らかなる時に云ふ辭にて、文章などにも然云ふ事多かる者なり）因云此は歌詞にのみ限りたる事なれども、此贊字に當りて萬葉に佐禰と詠める事多在り、十（十丁）に佐禰木花者、今日毛鴨散亂見、十四（十丁）に安志可流登、我毛左禰見延奈久爾、十五（三十四丁）に伎美爾故布良牟、比等波左禰安良自、又（三十五丁）夜須久奴流欣波、佐禰奈伎母能乎、十八（三十六丁）に由可牟登於毛倍騰、與之母佐禰奈之、二十（十二丁）に伎美乎安我毛布奈伎波佐禰奈之など有る是なり。（但文には更に用ひたる例も無き物から、同意の言なれば心得置くべし。十四卷二十五丁に和我可流加夜能、佐禰加夜能、麻許等奈其夜波と有るは、萱を佐禰加夜と云ふにて、有とは異なれども其佐禰より應かせて麻許等と續けたるに心を著くべし。名義抄を見るに眞をも贊をも誠をも信をも共に麻許登とも佐禰とも訓む字なるを考合す可き者なり）○欲ㇾ與ㇾ姉相見一は第二一書にも出でたり。傳十四に云へり。○珍寶は古事記訶志比宮段に西方有ㇾ國、金銀爲ㇾ本、目之炎耀種々珍寶多在ニ其國一、又神功皇后四十六年御紀にも便復開ニ寶藏一以示ニ諸珍異一曰、吾國多有ニ是珍寶一、欲ㇾ貢ニ貴國一など見えたるが如く、貴き寶なる由なり。若て此珍は四神出生章第一一書に珍子と有るを、古事記には貴子と書かれたり。其義は已に傳七に委しく註せるが如し。但又上に云へる瑞八坂瓊之曲玉の瑞と此珍とは相通へる義も有るにや、釋述義に瑞穂の言を釋を見るに、云ニ千五百秋一者是謂ニ長久之秋一、必得ニ珍之稻穗一也と有る是なり。若然らむには天孫本紀の十種瑞寶も此と同じく十種珍寶と云ふ義になむ有りける。（又珍は本よりにて瑞も共に麗美しき心なる言云ふも更なれば、假令言の同じからざらむからに其義は等しきになむ歸べかりける）寶は寶鏡出現章第五一書に杉及樟此兩樹者可ニ以爲ニ浮寶一也と有るは船を浮寶と云へるなり。天孫降臨章第

一、一書に八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物と見え、其第二一書に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊と有るは、謂ゆる天津璽の寶と申奉れるなり、崇神天皇六十年御紀に武日照命從天將來神寶藏于出雲大神宮と有りて、下に甘美韓日狹神寶御寶主也と見え、又垂仁天皇三十九年御紀に命五十瓊敷命俾主石上神宮之神寶と有るは神財を寶と云へるなり。其八十八年の下に天日槍が將來れるをも神寶と云へるを、古事記には玉津寶と有り、又仲哀天皇八年御紀に眩金銀國有寶國（中略）眼炎之金銀彩色多在其國と有るを、神功皇后御紀には財寶國と作て、右の金銀彩色の其國より多く出づるに因て云ふ稱なり、皇極天皇を天豐財重日足姫天皇と稱奉る豐財は、寶の饒足へる義の大御名なり、萬葉三（二十七丁）には不盡山をも寶十方、成有山可聞と詠み、五（八丁）に銀母、金母、玉母、奈爾世武爾、麻佐禮留多可良古爾斯迦米夜母と詠めるなどは、金銀珠玉を寶と云ふに依りて子をも云ふなり、傳十二に註せる百姓を於保美多加良と云ふは、元大御田族の義にて出來れる稱なるが、其も江家次第などには公御財と書かれて大御寶の義に取成されたる者にて、其原別なりし事の一に合へる者なり。財寶は高在と云ふ義にて、世に在らゆる萬物に勝りて高く貴き謂などにや有らむかし、（予考には天下の百姓を大御寶と云ふより轉りて財物を寶と云ふならむと思ひしかども、猶は別なりけり、又金銀珠玉を寶と云へる其の稱を移ほして百姓を然云ふと云はむも違ふ可し、皆も寶も假たるから混ひ易きことになむ有りける）○欲レ獻は唯に素戔嗚尊の御心として獻らせ給ふ事には非ず、右にて照太神疑ニ弟有ニ惡心一、起レ兵詰問と有るが如く、素戔嗚尊には根國に渡らせ給ふに就て辭見（マカリマヲシ）に參上らせ給へるのみこそ有りけれ、素より赤心に御在し坐しゝかども、謂ゆる神性の雄健く御在し坐しける故に、其御所行共に就て此に天照太神

の甚じく疑はせ給へるを以て、不敢別有意也とは申させ給へる物の、其にても猶證據と爲べき所無きが故に、先に御父大神より昇天の事を許可し宜はせたる御裳の八坂瓊之曲玉をば其と無く賜らむには、天照大神の見行はし御在し坐して其御疑を開けさせ給へらむ事を賜り奉らせ給へる者になむ有りける、（此は此一書の中にも殊に眼目と有る事にて少縁の由緒に非ざるを以て、此卷首より始めて條々に或著はせる者なり、纂疏に某尊以曲瓊進日神而奉赤心之明淨と申させ給へるも然る事には有れども、猶此の義を明らかに得させ給へる御言には非であるなり、又或人の温潤の德を獻呈すなど云ふなどは取るに足らざるなり）然る表物を以て事の虚實をしも定むる事は上代の常なり、此に引出て其一例を擧げ云はむには、神武天皇御紀に長髓彦乃遣行人言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰櫛玉饒速日命、（中略）夫天神之子豈有兩種乎、奈何、更稱天神子以奪人地乎、吾心推之未必爲信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君、是實天神之子者必有表物、可相示之、長髓彦卽取饒速日命之天羽羽矢一隻及歩靫以奉示天皇、天皇覽之曰事不虛也、と有るも此の例なり、後に文字てふ物の有りてこそ文書を以て證據には立つめれ、決めて遠き古昔には然る物し無かりつれば、今茲にて御父大神の勅許を得て參上り來給へる由を申させ給へらむにも、何を以てかは其必實なりけりとは所思し定めさせ御在し坐さむ、故此時に其神をして令賜給へりし彼八尺瓊之曲玉を以て眞實を明し奉り給ふより外には爲させ給ふ可き道の御在し坐さゞりける其時の勢を推奉る可くなむ有りける、（然らざれば何を以てか玉を賜らせ給ふ由とか爲む、天孫降臨章第二一書下照姫命の歌に、天在や弟棚機の頸がせる、玉の御統云々とも詠まれたるが如く、其玉の美麗しき事は天なるには如かざる事なるを、

何ぞ奇珍らしき物に玉を嚙らせ奉ふ事の御在し坐さむ、右の如く此事無き由來有るが爲にこそ取立て然は申らせ給へりし者なりけれ）〇別は古事記に無異心と有る異字に相當れる語にて、許登は此外にて此物の外なる義なり、古事記御天降段に故別遣天迦久神可問と有るも、佗神を召す序に非ずして殊更に問に遣はさるゝを云ひ、此の天孫降臨章に故皇祖高皇産靈尊特鍾憐愛と有る特も、佗御子等とは取別けて憐愛しみ給へる由なり、餘此に准らへて知るべし、萬葉にも四（三十丁）に故妻戀爲乍、立而可去哉、七（四十丁）に殊放者、奧從酒甞、十（三十五丁）に事更爾、衣者不摺、十二（二十九丁）に紫草乎、草跡別々伏鹿之、野者殊異爲而、心者同、十三（三十四丁）に辭酒者、國丹放嘗、別避者、宅仁離而など有る共に別の例なり、傳八に別處の事を云へる考合す可し、（右の四卷の故字は史記に許登佐良爾と訓めるに同じ、右の殊更と云ふも此外に又更にと云ふ意なれば此の別と同じ意なり）〇不敢別有意也は正書御父大神に請奉らせ給へる御言に、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣と申させ給ひけるに、勅許之と宣へるに就て參上れるにこそ有りけれ、此外に意有るに非ずと、其御表の瑞八坂瓊之曲玉を嚙り給ふ御事に徴して聞え奉らせ給へる是なり、古事記に此時の事を須佐之男命答白、僕者無邪心、唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之事、故白都良久、僕欲往妣國以哭、爾大御神詔、汝者不可在此國而神夜良比夜良比賜、故以爲請將罷往之狀參上耳、無異心と所見たる、是實に素戔嗚尊の御心に御在し坐すなり、此を記傳七（四十四丁）に「給に無邪心と白して又此に無異心と申し給ふは、今言しつる事の由の外に別意趣は無しとなり」と註されたるは、能も此の不敢別有意と有る文意をも兼ねて盡し究められたりし者になむ有

りける、（此事已に上に、只爲ニ暫來一耳の下にも云へれども、餘りに此に相應ひて美く所思ゆる故に又更に引出でたる者なり）

時天照太神復問曰。汝言虚實將ニ何以爲驗。對曰。請吾與レ姉共立ニ誓約一。誓約之間生レ女爲ニ黑心一。生レ男爲ニ赤心一。乃堀ニ天眞名井三處一相與對立。是時天照太神謂ニ素戔嗚尊一曰。以ニ吾所レ帶之劒一今當奉レ汝。汝以ニ汝所持八坂瓊之曲玉一可ニ以授一予矣。如此約束共相換取。

此は右の素戔嗚尊の申給へる御言に就て天照太神の判らせ給ふ所なり、偖此に物根を相換へさせ給ふ事の御約束御誓に前立て宣はせたるは異なる傳の如しと雖も、然には非ざるなむ有りける、其は正書に於レ是天照太神乃索ニ取素戔嗚尊十握劒一（中略）又既而素戔嗚尊乞ニ取天照太神髻鬘及腕所レ纏八坂瓊之五百箇御統一（下略）と見え、又古事記にも天照太御神先乞ニ度建速須佐之男命所レ佩十握劒一（中略）速須佐之男命乞ニ度天照太御神所レ纏ニ左御美豆羅一八尺勾璁之五百津之美須麻流珠ニ而（下略）と有るは不意き狀の如くなるに、此の傳の如く先に其御約束御在し坐すと見奉る時は、殊更に義理に於て明らかなる所有る者なり、（乞取も乞度も自佗に屬て云ふのみにて其事相同じき者なり、偖

其書にては此正は素戔嗚尊の御なり、御親には天照大神の御なり、是甚々正しき傳なるを、右に引ける正書又古事記等に此と反ほ違なるは皆異なる傳の混れるなり〕故此に其時天照大神詔素戔嗚尊曰、以吾所帯之璽、令爾奉故、汝以汝所持八坂瓊之曲玉、可以授予矣と有る御約束の事有て、下に其幡誓求と有る文は正書の乙與、古事記の乙に依る所なり、其れにして天照大神は三女神を素戔嗚尊は五男神を受出たまひ給ひ畢て、然後に其物實に依て詔定まる事にて、正書に詔でたる事なるが、古事記にも於是天照大御神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者物實因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者物實因汝物所成、故乃汝子也、如此詔別也と有るが如く、五男神は天照大神の御子と坐し三女神は素戔嗚尊の御子と定まり御事なるが上に、右の事有る時は其の結たる誓祈合へる者なりける、但正書古事記共に其詔別有るに此傳に闕て宜しくは有れども、上に物根を相換へさせ給ふ文無きは又此一書にはやむる事なれば、合せて心得より外は無き者なるぞかし、〔思ふに正書古事記共に本は此傳も有りつらむを、物實の事をしも傳へ漏れたりしより有りつる本の文をも亡く削除たるにも有るべし、何れにしても事略たる事になむ〕○復問曰は先に請問はせ給へるに素戔嗚尊の申させ給へる御答に、潔心の如く淨き誓を明らめ奉らせ給へるを宿々しく聞看さへ給へれども、其云ふ所と御往の難く御在しませ御行の上には猶許可させ給ふ所にも至らせ給はざりしから、又其言の上に就て問復させ給へる事、先に汝言虚實將何以爲驗と有るを以て明らむ可き者なり、〔故先には請問と有るを此には復請問とは無きなり、然るは天照大神の御方に少かは然もやと聞看し分けさせ給ふ所有るが故なり〕○汝言虚實將何以爲驗は正書に復問曰、若然者將何以明爾之赤心也と有り、古事記にも爾天照大御神詔、然者汝心之清明何

以知ーと有る所なり、右は紀に吾元無ニ黒心ー、記に僕者無ニ邪心ーとも又無ニ異心ーとも有るに對へて、天照大神の其御心の清濁を質し給ふ所なる故に汝心と有るを、此に汝言(イマシガイフコト)と有るは素戔嗚尊の吾所ニ以來ー者實欲ニ與ニ姉相見ーと云々と思ひ立て白給ふ御言に就て忠實を正し給ふ所なればなり、汝言は伊麻斯我伊布許登と訓めり（又は伊麻斯我許登能にても有るべきなれども、古く訓來る所に從ふ可し、天孫降臨章第二一書に今者聞ニ汝言ーと有る言字は麻是許登と訓めれば、又は麻是許登能と訓みても有りぬ可し）（忠實は字の任に訓みては漢文の語なり、日月と並て邪紀此と訓むが如く、此も倒反(サカヘ)して麻許登伊都波理と訓むべき字なり、如此並べ云へる例は多く物を紀譯す所に在る事にて、神功皇后四十六年御紀に因以所ニ云ニ、神ー曰、當遣ニ誰人於百濟ー將レ檢ニ事之虚實ー、當遣ニ誰人於新羅ー將レ推ニ問其罪ーと見え、應神天皇九年御紀に天皇則推ニ問武内宿禰與ニ甘美内宿禰ー、於レ是二人各堅執而爭レ之、是非難レ決、天皇勅之令ニ請ニ神祇ー探湯ーと有り、又允恭天皇四年御紀に一氏蕃息更爲ニ萬姓ー、難レ知ニ其實ー、故（中略）坐ニ探湯瓮ー而引ニ諸人ー令ニ赴曰、得レ實(マコト)則全、僞(イツハル)者必害、於レ是諸人各著ニ木綿手繦ー而赴レ釜探湯、則得レ實(マコト)者自全、不レ得レ實者皆傷、是以故詐(イツハル)者愕然之豫退無レ進など所見たる是なり、萬葉四（五十六丁）に僞毛、似付而曾爲流、打布裳、眞(マコト)吾妹兒、吾爾將因八と一歌に僞と眞とを二共に詠みたるも有り、（後の歌にも□□集に、僞と思ふ物から今更に誰が實をには我は憑まむ」と詠るなどの類範被見えて珍らしからず、古事記序にも帝紀及本辭既違ニ正實ー、多加ニ虚僞ーと云ふ事有り）（詐を伊都波理と訓める言義は實(マコト)の眞實なるに就て思ふに、其反なれば虚(ウツハ)任なる可し、神武天皇御紀に見ゆる事を語代ニ其兵ー、權作ニ新宮ー云々、而因ニ此詐ー者僞ニ之備ーと有る、權に宮を作りて事ある度すは寄ほたる事を構へて謀を成す

なり、故詐とは云へり、又長髄彥が言に奈何更稱ニ天神子一以奪ニ人地一乎、吾心推レ之未必爲信と云へるも、空けたる事を押張て人地を奪ひ給ふにやと云ふなり、古事記訶志比宮段なる神の御言を信給はざる所に、爾天皇答白、登ニ高地一見ニ西方一者不レ見ニ國土一、唯有ニ大海一、謂ニ爲レ詐神一（下略）と有るも、空けたる事にして取合せ給はざるを詐僞すとは有るなり、神功皇后御紀に今御孫尊所レ望之國、譬如ニ鹿角一、以無實國也と有る、無實を宇都那多流と訓みて顯宗天皇御紀に在る虛字の訓に同じく、又右に引ける允恭天皇御紀の詐字の傍訓に宇都波理とも有るは其語の本然りしに依れる者と所見たり、（通證に實者其載也、虛者忌敬破也など云へるは垂加派の末輩の說にして甚無益し、和訓栞に「何時晴の義暗昧の義なる可し」と云へるも笑ふ可し．予も亦先に思取りたる人笑の一說有り、伊都波理の言は氣逼なる可し、物を僞る時は其氣の逼りて伸びざる者なり、獄令凡察レ獄之官先備ニ五聽一の義解に、謂ニ五聽一者一曰辭聽、觀ニ其出レ言不レ直則煩、二曰色聽、觀ニ其顏色ニ不レ直則赧然、三曰氣聽、觀ニ其氣息ニ不レ直則喘、四曰耳聽、觀ニ其聽聆一、不レ直則惑、五曰目聽、觀ニ其眸子ニ不レ直則眊然也と有りて、辭と色と氣と耳と目とを以て聽く事なるが、其不直にして言の煩らはしきも顏色の赧然たるも、氣息の喘ぐも耳の惑へるも眸子の眊然たるも皆共に氣の逼りて伸びざるに依れゝば氣逼ならむかと云ひし事も有れども今は棄てき）○將ニ何以爲ニ驗の驗は謂ゆる證據を云ふなり、纂疏に進雄尊獻レ珠表ニ其赤心一、然其言虛實猶未レ可ニ分別一、故以レ生ニ男子一欲レ見ニ證驗一、如レ此則赤黑不レ可ニ矯餝一故也と註させ給へり、故其證驗と云ふは次に誓約之間生レ女爲ニ黑心一、生レ男爲ニ赤心一と見えたる是を云ふなり、然るに其誓約の御中に赤心の見はれさせ御在し坐して男御子を成出で奉らせ給へる、此即第二一書に故素戔鳴尊既得ニ勝驗一と見えたる是な

り、然るを天照太神はしも女御子を成出でさせ給へるを、右の生レ女爲二黒心一と云ふに當て天照太神に勝ち奉る驗を得給へるが如く說成し奉るは此の文意を能も相照らし考合さゞる僻事なり、若素戔嗚尊の共に違ひて女御子を生み奉らせ給ふなどの御事有りなむには、其こそ負る驗の見えさせ給ふとも云ふべかりけらし、驗の義は後の條に云ひてむ、倍此は已に傳十四にも云へる事なれども又少か云ふなり、（然るを古事記に爾速須佐之男命白二于天照大御神一、我心淸明、故我所レ生之子得二手弱女一、因レ此言者自勝云而於二勝佐備一云々と有る手弱女は、男子を誤れるが、此は誓驗に勝たせ給へる事を天照太神の女御子を成し給へるは我が若黒心有る時の狀に似たりとて、男御子を得給へる我が御上を誇らせ給へるなるが、其は遙に後の事なれば右の勝驗の論とは異なりと知るべし）○立二誓約一の立は上章第六ノ一書に建二祈誓之誓一の建に同じ、倍正書には與レ姉共誓と有り、古事記にも各宇氣比而生レ子と有りて立と云ふ事無きに、此傳々の中に此と次の一書に相對乃立二誓約一と有るのみなるが、其も立は上に屬て下に誓約曰と云ふ事なるなり、第二ノ一書に相對而立誓曰と有るは、上章第六ノ一書に相向而立と有ると同じ訓なる所なれば、右は唯に誓曰とのみ云ふ所なり、立は誓を成して事を定むる謂なるなり、○誓約之間は正書に誓約之中、此云二宇氣譬能美難箇一と有るに同じ、傳十三に云へり、○生レ女爲二黒心一、生レ男爲二赤心一は正書に如吾所レ生是女者則可二以爲レ有二濁心一、若是男者則可二以爲一レ有二淸心一と有るに等しければ、此の爲字は以爲と訓を同じく爲べき字なる事を曉る可きなり、倍此事を下章第三ノ一書には素戔嗚尊誓レ之曰、吾若懷二不善一而復上來者吾今嚼レ玉生兒必當レ爲レ女矣、如レ此則可二以降一レ女於葦原中國一、如有二淸心一者必當レ爲レ男矣、如此則可四以使二男御三天上一、且姉之所レ生亦同二此誓一と有りて大抵は同じ傳なる

を、終に日神之所レ生神詞同二此誓一と云へる一句は心得難き事なり、素戔嗚尊こそは日神に疑はれ奉らせ給へれば、其誓を御心を清らかなせ給ふ可き爲に男御子を生出て誓に勝させ給へる趣なれば見え奉らせ給ふ可き御事なりけれ、身でおはす日神の表に疑はせ給ふ理二の御在しますむ、又は傳十三より前て次々云ふが如く素戔嗚尊の赤心に依ては男御子を生出でますべく、又日神は共に合せて女御子を産出で給へらむ、共にて疑はせ所思し〻御心を解かせ給はむと云ふ御約束なる者なり、然れば同二此誓一とは共に男御子女御子を得させ給はむと云ふ義にては非ざる者なり、（前を立て日神は三女神を生坐し〻後に素戔嗚尊には五男神を生坐せるは共に平かなる者にして、有に同二此誓一と云ふ所なり、又此に反して日神の男御子を得させ給ひ素戔嗚尊の女御子を得させ給へらむには、其ぞ此誓に同じからざる者にて、見ての事共是に載以て付て甚じき大雅尊の趣なりと云者也、寔々心す可き事なり若て傳十四に已に云へるが如く、正書も此も下の第三一書なるも古事記も共に右の如く、素戔嗚尊より申させ給へりし御言の入有りて、天照大神の共に御對へ爲させ給へる御事の見えざるは何時しか傳へ漏らされたりし者なる可し、其は第一一書に於是日神共二素戔嗚尊一相對而立誓曰、若汝心明淨不レ有二陵奪之意一者汝所レ生兒必當レ男矣と見え、第三一書に日神與二素戔嗚尊一隔二天安河一而相對、乃立二誓約一曰、汝若不レ有二奸賊之心一者汝所レ生子必男矣、如生レ男者予以爲レ子而令レ治二天原一也と有る是なり、但予以爲レ子而令レ治二天原一と云ふまでは餘りに事に過ぎたる辭なれども、右の如き御對の文は更に必しも無くては叶はざる所の者なり、（神祇本紀には此所を取り合せて此の掘二天之眞名井一矣の下に此文を出だし、次に二柱神の物根を相換させ給ふ所に續けたるは然る言なる者なり）○掘二天眞名井三處一の掘は常陸風土記新治郡條に即掘二新井一、

其水淨流、仍以治井因著郡號」と有る事にて、御井を治め給へるを云ふなり、此を其常陸國名を云へる所に新治郡「掘其流泉淨澄尤有好愛」と有り、又此井を掘る事は、茨城郡條に「郡東十里桑原岳昔倭武天皇停留岳上、進奉御膳時、令水部新掘清泉」云々とも有り、併此等に傳十三に云へるが如く天眞名井は天安河の瀬の中にて井と云ふべき所なるにて、尋常に云ふ堀井の事には非ざるなり、然るを此に三處を堀ると有るは巴と云ふ紋の形の如く此より彼へ廻り彼より此の水の巡り復る状に約して、物を洗滌ける水の一處に滞らざる爲に物爲させ給へるにこそ有りけめ、日紀に掘二天眞名井三處一、各漱洗之而也と云へるは書さゝる時有るを、其下に亦以如レ爲二水原一乎と云へるに味ひ無きにしも非ざるなり、（原は原の正字なり、說文に「水泉本也、从二三泉一出二厂下一、篆人但作レ原而加二水於其旁一、今經傳源流淵源字皆作レ源矣」と云へる是なり、名義抄にも亦又原を原の正と見え、又厂字を嚴人可レ居と有り）併三女神の天眞名井に就て此事無き由有る御事は已に其にも云へるが、猶豐前國宇佐宮は此三女神を神代より祀奉りて八幡の本宮に鎭在し坐すが、八幡本紀四（四十一丁）に「馬城峰宇佐宮より五十町東南の間に當れり、又御許山とも號す、此處に云ひ傳ふるは八幡大神並彼池にて神告有りし前に此所にて靈光を顯はし給ひけるに照耀く事日光の如くなりし故に、其光の移りし所を日足里と云ふ、後に八幡宮三所を此山に祭るとぞ、各石體なり、（一の石體高三間許、其二は夫より低し、）又御許山の絶頂磐石の中に奇異の神水有り（廣さ五寸深さ一寸六分）此水大水にも增らず、大旱にも減らず大寒にも凍らず、何ども變ぜずと云ふ（下略）」と有り、此事通證に引ける日本紀か文に、「三女神宗像降臨之後、同御許山、宇佐宮東五十町、絶頂有二磐石一、常湛二清水一、旱魃莫レ涸、雨水不レ溢、稱レ之有二其水一、後遷二於今

社地」と有るを以て右の八幡大神は三女神に御在し坐すを知るべし、但右の文は應神天皇の後に現はれさせ給へる事と打混れたる所も有れども、其は下の傳に辨ふ可きが、此石清水は三女神に由縁なる事を此にて明らむ可きなり、然るに山城國乙訓郡山崎離宮八幡宮は清和天皇貞觀元年八月廿三日宇佐より先づ此離宮に移鎭坐しゝ地なるが、其神殿の下より石清水流れ出づるも本宮佐宇宮の石清水を移せりし者なり、又其後久世郡雄徳山に移し奉れるが、其も神宮の下の側に石中より流れ出づる清泉有り、此を以て石清水八幡宮と稱奉る事にて皆其原一なるを思ふ可く、又下に云へる遠瀛の水島、中瀛の天河、海濱の眞水なども考合す可く、又筑後國神名帳に正六位上宗形御井大社など有るも右の例なる事思合す可し、（又傳十三卷に註せる神名式筑前國御笠郡竈門神社名神大と有るは祭神玉依姫命に渡らせ給ひて此三女神の御事なり、此社の下に金影井とて清水涌出づる岩穴有り、東西四尺餘南北三尺餘有りて清淨なる神水なる由なるは、此も右の宇佐山埼男山などに祀祭る三女神の石清水に同じ、偖又右に云へる如く井を移すと云ふ例は、天眞名井を天上より高千穗宮に移し其より丹後の比沼眞名井に移し又其より伊勢に移せると同じ事なり）偖其石清水八幡宮はしも神告有るに任せ奉り、皇御孫尊の近守神として遷し奉り、伊勢太神宮に亞ぎて重く崇め奉らせ給へる御事なるを、源家の輩など俗に云ふ己が氏神の如く、以成し奉りて私の物に傳つき齋くめるは、其源と云ふは水原を云ふ稱に有ければ、石清水と申奉るを由縁にして其始は下の傳に云へる如き由共の有りて何と無く尊み奉り初めたるが、代々を累ねては其始の事も何も知られず成て、後には其八幡宮に御在し坐す掛まくも甚も可畏き輕島明宮御宇天皇をしも己が私の祖神の如く思居るこそ甚速無き事なりけれ、凡源氏の諸流はしも姓氏錄（左京皇別上）に源朝臣

(中略)信等八人是今上親王也、而依㆓弘仁五年五月八日勅㆒賜㆑姓貫㆓於左京一條一坊㆒、即以㆑信爲㆓戸主㆒と有る、此姓にして謂ゆる嵯峨源氏是なり、次には清和天皇宇多天皇村上天皇等の御流の源氏なり、其も姓氏錄の例にて推す時は清和天皇皇子貞純親王之後也とか又は清和天皇六世經基王之後也とか云ふ文格なるを、其にても清和天皇を指して祖神とは申奉り難かる可きを、其より遙に遠き天皇をしも指して氏神と申す事は其謂れ無き事ながら、其元は源を美那母登と云ふを石清水に思寄せたるに起れるになむ有りける、(文明十三年中院一位通秀公記に三月廿五日兼倶卿參會平野社神主也、凡源氏神以㆓平野社㆒爲㆑正也、於㆓八幡宮㆒者清和源氏義家以來事也と見えたるも當らざる事なり、氏神と云ふは其家の祖神をこそは申すなれ、清和源氏にて石清水を崇め奉るなどは其に由縁有りて殊に崇敬ふ神にて、其は今の心得にて物する事にこそ有りけれ、爭でかは祖神とは云はむ、漢籍禮記にも族人不㆑得㆘以㆓其戚㆒戚㆗君位㆖也、又諸侯不㆓敢祖㆒天子㆒、故賜㆑姓則異㆓祖廟㆒也と云へる意味無きには非ず、其は我皇祖天神はしも、天皇を始め奉りて天下萬民の祖には渡らせ給へども、天下萬民よりして御祖とは申奉る可からざる法なるが故に、祝詞に皇親神漏岐神漏美命と申奉るに非ずや、此を以て源氏の八幡宮を祖神として私物に思ふ事の僻事なるを曉る可し)偖上に云へるが如く石の天眞名井三處に湧る時、其三の水泉より水の渦くが如く巡る狀貌に巴(トモヱ)と云ふ紋の狀に似たる可し、傳十三に云へるが如く、出雲國風土記秋鹿郡惠曇郷條に、須佐能乎命御子磐坂日子命の國巡り坐す時に國稚美好有㆓國形㆒如㆓畫鞆㆒哉と宣給ひて、已く神代に鞆に畫く事は有けるなり、偖其鞆は天照大神の始めて用ひさせ給へりし兵器なる故に、後に此天眞名井三處の圖を畫き用ひたりしから、其形を畫鞆と云ひ終に巴(トモヱ)と云ふ事に成れる者なる可し、通證

にも有の說文に水泉本也、从三泉出厂下と云ふを引て、今朝而鼓而畫之巴文、蓋出于伊勢有滴水之象水滿也、其口造之巴文、亦取之防火、與書之水草同と云へるも由ある事には非ざるなり、〔此にて巴の義盡せりと云ふべし、又通俗に李達詩巴江學字流三巴、註曰閬苑白水東南流、曲折三迴如巴字、故名三巴之巴也と云へり、猶此等様風而滿の下に云へる事共考へ合すべきなり〕（○相與は寶鏡開始章に相與致其祈禱焉とも有り、阿比登母爾と訓む字なり、相は西宮記に各(オノモ〳〵)字氣比而生子と有る各の義なり、萬葉九（三十三丁）に各競(アヒキホヒ)と有るは相競(アヒキホヒ)と云ふと同じ意なるを見るべし、第二一書に日神共素戔嗚尊相對而立誓曰、第三一書に日神與素戔嗚尊隔天安河而相對、乃立誓約曰と有る即相與なり、〔右には相と與とを離ちて云へるを、此には合約たるなり、古事記同作段に吾能共與相作良と有るも相共與の義なるに同じ）（○對立(ムカヒタチ)は向合立なり、萬葉十八（三十三丁）に牟可比太知、蘇泥布利可波之、二十（四十二丁）に牟可比太知、可奈流麗之看其など有り、此例後の條に委しく擧ぐべし、又四（四十二丁）に向座而、眞見不飽、十五（三十五丁）に牟可比爲弖、〔日毛於知受、見之可好毛と有るは俗に對座と云ふ程の事にて有とは同じからず、又十一（八丁）に對面者、面隱流物有爾と有る對面者を牟加倍婆と訓ませたりき、借此の對立(ムカヒタチ)を倒反して立向と云ふ事多し、萬葉一（二十六丁）に大夫之、得物矢手插、立向、射流圓方波、二（三十四丁）に不奉仕、立向之毛、露霜之、消者消倍久、去鳥乃、相競端爾、又（四十四丁）梓弓、手取持而、大夫乃、得物矢手插、立向、高圓山岡、九（二十四丁）に三諸之、神邊山爾、立向、三垣乃山爾、又（三十五丁）入水、火爾毛將入跡、立向、競時爾など有り（右の中には十九卷十八丁に曉來者、出立向、暮去者、振放見都追と有る出立向と同じ意なるも見ゆれど

も、其義に於ては異ならず、但言立と云ふ時は居りたる方も有るを、立向と云へば事の劇しきなり）○是時天照太神
問二素戔嗚尊一曰云々は、正書に於是天照太神索二取素戔嗚尊十握劍一と有る索取に當る所なり、古事記にも故爾各中二置
天安河一而宇氣布時、天照大御神先乞二度建速須佐之男命所レ佩十拳劍一とも見えたる如く不意き状なれども、此に先づ
此御約束の御在し坐す事甚愛たしとも何とも云へば更なり、然れば右の傳々なるは其御手に臨みて頓に索取り給へる
趣に在るを、此にては如此く先づ相換へて各其御手に渡し奉り、偖御手には其手携へ給へる物を出して嚙斷せさせ給
へるなり、次に已而天照太神則以二八坂瓊之曲玉一（中略）於是素戔嗚尊以二所レ持劍一（下略）など各其御自の物の如
く見ゆる所無きが故に、上に斯る文の無くては物根の事も何とも知られず成り以て行く事にし有りければ甚愛たしとは云
ふなり、（若此文の無からましかば此も第二ノ一書第三ノ一書の如く成りて、終に天津日繼は天照太神の御子孫とは成る
まじき物なるにや）○吾所レ帶之劍は正書に含二握劍柄一と有り、古事記に其御劍を云はざるは傳へ漏らせりし者なり、
此には天照太神の御自食させ御在し坐して女神を生奉らせ給へる趣に傳へたるは此とは違ひて僻事には有れども、第
一ノ一書に乃設二大夫武備一躬帶二十握劍九握劍八握劍一と有るも、武備の第一と有る物なれば御劍を帶せさせ御在し坐し
けむ御事亦甚明らかなりける者なり、偖右の三劍を帶せさせ御在し坐せる傳は、已に此傳にて云へる如く甚く異なる
傳には有れども、其を立て云はむには上下にも所見たる五男神と申すは實は天忍穗耳尊天穗日命天津彦根命の三神に
て、活津彦根命熊野櫲樟日命は亦各の入混ひて別神の如く成れる者なり、又此に瑞表貴名井三處一と云へるにも合へ
れば第二ノ一書第三ノ一書等に右の三劍より三女神の成出でさせ給へると有る傳は、實には其三劍より男御子の成坐せる

傳には有れども、既くより五男神と云習はしたるから、其數の合はざるを厭ひて情進に改めたるらむも知るべから
ず（何にしても甚々己き時より誤り來れる者と見えたり、然れども右の如く三顆ならずとも、正書に打折爲三段と
云へれば三男神にしても合はざるに非ず、此に對へる玉も一物なるに瓊端瓊中瓊尾と云ふ事有れば、猶三顆を云ふや
甚く異なりける傳ならむかし）〇舎汝、地神本紀には可以殺吾矣と有り、然る本も有りけるにや、天照太神の大
御身に取帶せさせ御在し坐す大御靫にしも、武備を設けさせ給ひて素戔嗚尊を防禦ぎ奉らせ給はむ御料なり、然る此
事無き御物を渡し奉らせ給へるは、先に汝言虛實將何以爲驗と宣給へる誓約の御中に男御子を生給はむ事を申させ
給へりし、此にて清明き御心以て參上らせ給へりし御事なむ著明かりければ、漸く皇太神の大御心解けさせ御在し坐
す時に至れりしが故に渡し奉らせ給ひ、又素戔嗚尊の敬獻瑞八坂瓊之曲玉と申奉らせ給へるをも受納させ御在し
坐さむとなり、故此にては素戔嗚尊の御心の黒赤を所知看し分別させ給はむが爲と、御身自の大御心に得しも定め敢
させ給はず御在し坐しゝ事の卜を合せさせ給はむが爲に、御疑は消解けても御誓は猶爲させ給ひけるなり、（若て其
御誓の驗を見奉らせ給へる上にては、於是日神方知素戔嗚尊固無惡意と第二一書に然出でたるが如くに至れりし
者なりけり）〇汝所持八坂瓊之曲玉は第二一書に素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊と云ふ事の出でたるに就て
考ふるに、昇天の御装物なりければ殊に著明き状に取懸させ御在し坐しけむかし、此に所持と有るを手などに携へさ
せ給へる事に見る時は、然る御装物の所詮無き事なれば、此は其所嬰るを所持と云ふにて有るべき者なり、（第三一
書には左髻所纏とも又右髻之瓊とも又嬰頸之瓊とも有るは同じ物なるを合せ考ふ可し、但其瓊にて素戔嗚尊の御白

御子を成坐せる由の傳々は皆僻傳なる事云ふも更なり）○可₂以授₁予矣は予爾授奉禮登詔給比伎と訓附くべし、授を佐豆邦麻都流と訓めるは天孫降臨章に依れり、猶續紀第五詔に掛畏岐我皇天皇爾授奉岐、第二十八詔に位方授末都流[illegible]手、第三十六詔に是位乎授末都良牟等中佐方など此外にも所々に多在り、其餘にも世々の御紀にも神社に御位を進められし事を記されたるには必奉₂授₁と有れば、唯授と有るをも神階の時なるは其に准じ訓むべくなむ有りける、萬葉四（四十丁）に玉主爾、珠者授而、二十（五十一丁）に許等太乞底、佐豆氣多麻敝流など有り、大凡賜と同じ言なるが、賜は上より下へ物を與ふる事に云へるを、授は然も非ざるにや、天孫降臨章大己貴神の廣矛を奉らせ給ふ所に授₂二神₁と見え、古事記海神宮段綿津見大神より火遠理命に奉らせ給ふ事を授₂鹽盈珠鹽乾珠₁并₂兩箇₁と有り、故授は献附にて我許を放去りて向人に寄附くる謂なる可くや有らむ、（此に以授に久禮與と云ふ假名を付けたり、神護採物譜枝に山人乃、王禮仁久禮多留云々と有り、後の篠に云へるが如し、通證に、久禮與奉₂於予₁之義也と有り、京の方言に久志又久世と云ふ語有り、又郡部共に久禮又久流と云ふ言有れ共卑しき語なれば、地神本紀延佳本に授を佐豆久と訓めるに從ひつ、土佐日記に「棹取聞持て來たり酒など久留」と見え、又通證に引ける堀川百首に、乞ふ人に千々の金は取らすとも、秋暮るゝこそ惜くは有りけれ」と有るは久流々を云係けたりし者なり）○共相換取は正書に見えたるが如く、素戔嗚尊の御物を索取らせ給ひ、素戔嗚尊は天照太神の御物を索取奉らせ御坐し坐して、相共に御子を成し奉らせ給へる是なり、此卽物根と成れる御事にて、三女神は素戔嗚尊の御子と坐し五男神は天照太神の御子と坐す所由是に在る事なれば、深く心を入て見奉る可き所なり、然るを地神本紀に此の文を取入れながら佗傳々に

合はざる事に心や後れたりけむ、吾以二所レ纏之玉一可三以授二汝矣、汝以二所レ帶之劍一可三以授二吾矣、如レ此約束相共換取と書けるは心穢く且は拙き所爲なる者なり、（但其舊事紀の撰者には限らず誰にても唯一度り讀見るのみにて其讀を察り淺く古今の事實に徴し考ふるに非ざれば、予が上件條々云ふ如き説は出來まじければ尤む可きに非ず）相換は有に相共換取にて其意明らけし、此に又奇しき事こそ有りけれ、藏庫器錄に少名彦名神載二粟到一常世國一之時、於二海邊一國神贈二八坂瓊勾玉一稱二美草一と有るは玉を以て美草に交易させ給へるなり、次に懿德天皇二年七月詔、先レ是諸物以レ穀交易、自レ今以後以二美石寶玉一交易、莫レ用レ穀、又詔二諸國一、毎出二美石一進二寶玉一製造做二神寶一、孝靈天皇五年四月駿河國獻二赤色寶玉五百九十一、六年二月出雲國獻二青色寶玉九百一、十一年七月周防國獻二薄青寶玉五百六十一、八月駿河國獻二黃色寶玉三千三百一、二十年二月伊豆國獻二白色寶玉五千三百一、五月陸奥國獻二黃色寶玉一千三百一、三十二年九月越後國獻二赤色寶玉九百一、十二年信濃國獻二白色寶玉八百五十一、至二崇神天皇御朝一毎年奉レ獻如レ此、雖レ載二祕府略一未レ知二何國朝貢一、今所レ載如レ左、青色寶玉三百八十種、形有二大小一、赤色寶玉二百七種、形有二大小一、黃色寶玉五百七十三種、形有二大小一、白色寶玉七百二十種、形有二大小一、黑色寶玉八百九種、形有二大小一、青斑寶玉百八十種、大小如レ一、[illegible]斑寶玉二百九十種、形有二大小一と有る。此撰者は□□天皇御代の人なりければ、其頃御府に納まれる物有の如く有りて、上古には天下交易の物たりしなり、此に日神と素戔嗚尊と如此く物を相換へさせ給へる是始なり、傳十三及び下に云へるが如く、此時に始めて成出でさせ給へる三女神をしも市姫神と申奉れるなど此事無き所由此に在る事なりけり、但其下に祕府略曰、應神天皇十七年五月武內宿禰博士和珥吉師等議曰、自二先朝一外國所レ貢金銀及諸寶

貨已多充滿于府庫、宜以金銀造貨幣罷用寶玉、許之と有り、然れども其次に十八年二月詔用玉莫止と有れば、猶玉をば金銀と共に天下に通用ひたるなりけり、海宮遊行章に試欲易幸遂相易之と見え、古事記同段にも爾火遠理命謂其兄火照命各相易佐知欲用、三度雖乞不許、然遂纔相易と有り、又仁徳天皇元年御紀に、今朕之子與大臣之子同日共産並有瑞、是天之表焉、以爲取其鳥名各相易名子など見えたり、皆相換の例なり、各に又は互にと云程の事なり）

已而天照太神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天眞名井。囓斷瓊端而吹出氣噴之中。化生神號市杵島姫命。是居于遠瀛者也。又囓斷瓊中而。吹出氣噴之中。化生神號田心姫命。是居于中瀛者也。又囓斷瓊尾而。吹出氣噴之中。化生神號湍津姫命。是居于海濱者也。凡三女神。

此宗像大神の本説なり、倍此三前大神の成出でさせ給へる物實の事はしも、何れの傳々にも素戔嗚尊の所帶給へる十握劍と有れども其は皆から中古より以降誤り來れる者なりけり、此傳なむ佗傳共に競はず獨立て甚愛たく見えたりける、倍此心を得て見以て行くに、第一一書に素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊云々、第三一書に素戔嗚尊含其左髻所纒五百箇統之瓊云々、下章第三一書に素戔嗚尊輙轤然解其左髻所纒五百箇統之瓊綸云々など云ふ語共有

るが、其に因て五男神を成し給へるに謬なれども、其謬れる事の本有り、此の如く物根を相換へさせ給へりし傳を漏らせるから終に然謬れる物なりながら、其にても正書又古事記などに瓊は天照大神の物。劔は素戔嗚尊の物にて有るよりは勝りて、其を相共換取給へりし事を加へて聞く時は、此一書に同じく瓊より三女神、劔より五男神は成坐せる傳に成るなり、何を以て然云ふぞと云ふに、第三ノ一書には其五男神を六男と有るに合せて其物根を推すに、一に右の左髻の瓊なり、二に右髻の瓊なり、三に頸に嬰げる瓊有りて此三にて玉の事は盡きたるも、其瓊に依りて三女神の成坐せる傳を引來れるから、六男の物根合せて三なるが如き齟齬は出來りし者なり、此を以て右の傳々共をも推知る時は盡に此一書の傳に歸く事なり、又古事記にも此三女神の物實を十拳劔と有りながら奴那登母母由良爾振滌天之眞名井一と有るは、下章第三ノ一書に瓊響瑲々此云二奴儺等母母由羅爾一と云ふ事にて劔には且ても由無き語の入交り遣れると云ふも、其本傳は三女神は此の如く瓊より成出でさせ御在し坐しゝ傳なりしが故なる可く所思ゆれば、獨此正書のみ中々に異なる傳には有りて、此一書の方人と成る傳說なむ多かりける、（古語拾遺も然り、櫛明玉命率ゐ迎獻以二瑞八坂瓊之曲玉一、素戔嗚尊受レ之轉奉二日神一と有れは、玉は已に天照太神に奉れる者なり、然るに下に仍共約誓二即感二其玉一生二天祖吾勝尊一と有るは心得ぬ事なり、此は餘りに事を略くに過ぎたりし者にて、感二其玉一、と云ふ事にて成坐せるは三女神なる傳を漏らせりし者なる事云も更なり）又筑前國風土記に、宗像大神自レ天降二居崎門山一之時。以二青蕤玉一置二奥津宮之表一、以二八坂瓊紫玉一置二中津宮之表一、以二八咫鏡一置二邊津宮之表一、以二此三表一成二神體之形一而納二置三宮一隱レ之、因曰二身形郡一、後人改曰二宗像一と見え、釋にも先師說云胸肩神體爲レ玉之由見二風土記一、然則尋二其由來一爲二

其神像ニ者也と見えたる、此三宮の中に一は八咫鏡に御在し坐せども餘の二は玉を以て神體と成し奉れる由なり、但右は傳十三に註せるが如く此大神大國主大神と共に御夫婦と爲ひ御在し坐しけるを、此顯國を天神御子に事避奉らせ給へるに就て、其大神は天日隅宮に長隱れ鎭給へると共に、此女神も其三宮に御形代を留め給へりし御事にし有りければ、此に成出でさせ御在し坐す物根の事には非ざれども、猶玉依姫命又は由良比女神とも奉ㇾ稱れる別名も御在し坐せば、右の青蕤玉又八坂瓊紫玉も由緣無きにに非ざるなり、（但右の風土記の文諸書に引けるに少か異同有るが故に今は校合して其宜しきに從へり、通證古事記傳古史徵などには八坂紫蕤玉と有るを、貝原氏の續風土記又舊事紀の鼇頭に引けるには八坂瓊紫玉と有るに今從へるなり）若しは第三一書に卽以ニ日神所ㇾ生三女神者ニ使ㇾ降ニ居葦原中國之宇佐島ニ矣と有るは、神名式に豐前國宇佐郡比賣神社（名神大）と見えたる是にて、八幡大菩薩宇佐宮（名神大）大帶姫廟神社（名神大）と有る此を合せて八幡三所と申す事なるが、八幡本記四（三十一丁）に「三所の神殿東中西相竝びて別に立てり、其に南に向ひて西を第一殿とす八幡大神なり、東を第三殿とす大帶姫尊なり、中を第二殿とす比賣大神なり、是田心姫命湍津姫命市杵島姫命三女神の御事なり」（採要）と云へり、貝原氏は海神の御女に同名有るに混ふて信ざりけれども、實には此三女神を合せて玉依姫命と申し奉る御事なる者なり、二十二社注式石淸水條に、三所内女體ハ神功皇后玉依姫命と見え、神社本記に三女神と書して次に玉依姫命（三女神）と有るを見るべし、又注式に箱崎宮三所の事を一應神二聖母三竈門と有る、聖母は神功皇后、竈門は八幡本記に見えて玉依姫命に渡らせ給へるなり、其も神社本記に筥崎明神、是三女神也、竈門山者在ㇾ峰、玉依姫鎭座也と見えたる、其由來已に傳十三又上に

云へるが如し、又近江國武佐八幡宮社傳に田心姬命湍津島姬命市杵島姬命此三神號二玉依姬命一と有る、三神の御名には異說も有れども合せて玉依姬命と申奉る事右に同じ、（右にて八幡にて比賣神と申奉るは三女神の御事にして其御名を玉依姬命と稱奉れる御事を明らめ奉る可き者なり、又嚴島道芝記に「安藝都多宗神社の境内に八幡別宮並をすなり、豐前國宇佐宮を移し奉り三女神を祀るなり」と云へるに、又玉依八幡宮と云ふ有りて八幡別宮に同じと云へるも、玉依姬命は三女神に坐す一證なる者なり、）又傳十三にも云へるが、神名式に山城國愛宕郡賀茂御祖神社二座（並名神大、月次相嘗）と有る、二十二社神號略記に玉依姬命大巳貴命と有るが如く、此は后神には渡らせ給へども別雷神の御親社なるに就て玉依姬命を主として祀奉れる御社なり、此を鴨氏人記に姬大神と記せる事右の宇佐宮に等しきを、神佛眞應編には宗像姬神と見えたり、此を以ても賀茂にて玉依姬命と申奉れるも右の例なる事を知るべし、然るに同式隱岐國知夫郡由良比女神社（名神大）を頭註に大巳貴命嫡后須勢理姬命と有り故其須勢理姬命と申奉るは三女神に渡らせ給ふ事傳十三、十四に已に註せるが如し、斯れば玉依姬命の玉依は玉動（タマユラ）なり、由良比女神は又其玉を省けるにて、由良は其緣語なる事を思合せて曉る可き者なり、故此を以て考ふる時は、此三女神の成出で給へりし物根はしも、此一書を立て素戔嗚尊の所嬰せる瑞八坂瓊之曲玉と見奉るなむ彼此打合ひて甚正しく聞えたりける、（猶出雲風土記神門郡朝山郷條に、神魂命御子眞玉之邑日女命坐之、爾時所レ造二天下一大神大穴持命娶給而毎朝通坐、故曰二朝山一と見えたるなども、神魂命御子とは有れども正しく此玉依姬命に御在し坐すべき考有りて傳十三卷に云へる說をも考ふ可し）○浮二寄於天眞名井一は口訣に濯之詞と云へる實に然る言なり、正書に濯二於天眞名井一は古事記の振二滌

天之眞名井一と有るに據りて訓む所なるが、其振滌と云ふは衣などを水に洗ふ狀に流れむとすれば引寄せ沈まむとすれば取浮べて振濯ぐ事なり、故奴那登母母由良爾とは云へるなり、下章第三ノ一書に轆轤然瓊響瑲々濯二浮於天渟名井一と有る濯浮と此の浮寄とを合せ猶上に掘二天眞名井三處一と有るを以て考ふるに、此井より彼井へ旋々と浮べ巡らし給へるなどには非じか、（但右の三井はしも各其處々にて別々に濯がせ給へる料と見ても有りなむかなれども、上なる其傳にも云へる如く謂ゆる巴字の形に堀らせ給ひて其水の滯無く流巡る料と思しければ云ふなり）萬葉一（二十二丁）に物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮と物の水上に浮び流るゝ事を玉藻の如しと譬云るに合せて、二（十八丁）に玉藻成依宿之妹乎、又（十九丁）玉藻成、靡寢之兒乎などと寄とも靡とも云ひ又（三十一丁）上瀬爾、生玉藻者、下瀬爾、流觸經、玉藻成、彼依此依と有る、流觸經は流振延にて、彼依此寄は彼寄此寄と云ふ事なるが、右の水草の藻に玉と云ふ美稱を冠ふらせて其靡き浮べる狀を譬へたる者にして、此とは異なる事には有れども彼瑞八坂瓊之曲玉を水上に浮寄せて振滌がせ給へりし狀を實に想像る可く云ひ取れるは、凡ての事共を此の故事に本著て詠取らるゝ柿本主の歌なれば、然る心得有りて詠出でられたりけむも亦知るべからざれば、今事の因に云ふなり、（但此は予も亦譬に引て云ふ事なるが、天眞名井に玉を浮べて振滌がせ御在し坐しけむ狀の何に潔く淸々しかりけむと餘りに偲奉る心より、思はずも斯る言の出でたるなり）○瓊端瓊中瓊尾は瓊綸の初中後を云ふなり、瓊端は本に通能波斯と訓める如くなるを、下章第三ノ一書に瓊端と訓めるは誤なれども、元瓊綸の端なるから然混ひたりつる者なり、口訣に瓊端貫レ玉之端也と有るは然る事なり、偖其瓊はしも右の八坂瓊之曲玉にて即御頸珠の事にて上に云へるが如く其統たる

狀はしも念珠に類たる狀にて、何れを始何れを終と云ふべからざるに似たりと雖も、又其に上下の差別有りて頭に要ける處、其垂れて中程胸に當る處、其止りて腹に終る處有る物にし有りければ、其頭を瓊端とし胸を瓊中とし腹を瓊尾と成る者なりけり、（但委しく云ふ時は瓊緒端又瓊緒中又瓊緒尾とも云ふべきが如しと云へども、上に已に八坂瓊之曲玉と有るを承けたる所なれば然云はでも有りぬ可き事なり、然れども其意味は忘る可らず）备端は字にても首端と書きて波自米と訓む其初の意なるが即端見なり、故橋柱など物の中間に在る物に波斯と云ふも、其兩端に應かるを本として云ふ稱にて中と長と其義異なるが如くして同じきと等しかる可し、萬葉二（三十四丁）に去鳥乃、相競端爾、一云打蟬等、安良蘇布波之爾と有るなど間の義なる有の橋柱の例なり、五（三十丁）に伊等乃伎提、短物乎、端伎流等、十一（六丁）に白細布、袖小端見楯、又（十丁）山葉、追出月、端端など有は物の初を端と云ふ例なり、十六（九丁）に端寸八爲と云ふ事の二所出でたるは假字なる者から、又思ふに愛字を波斯伎と云ふは、物の始は誰しも奇珍しく思ふ者なれば端なる狀を云ふなる可く、又字流波斯と云ふも彼端と云ふ義などにもや有らむ、此は事の因に云ふなり、（其に聞字名義抄に字都久志又字流波斯又阿良遊流又都宮志又波斯又間理又須美夜加又都佐宮又於持布又加邪流又字閑とゝ有りて、美とゝ通とゝ續とゝ直とゝ進とゝ違とゝ異とも思とゝ篤とゝ萎とゝ云ふ義なるを要りて云ふ事なり（瓊中は通能那加、瓊尾は通能遠と訓み來れる字なり、備右に瓊中尾に初中尾なりと云へる端には生進なる可く、中は成處にて物の盛なる義、尾は字の如くにて物の後を云ふなり、此を終と云ふには尾經の意なる可し、祝詞などに稱辭竟奉など有る竟は、行盡し至留まる義なるを考ふ可くなむ、○嚼斷は嚼切と云ふに同じ、大祓詞に天津金木乎

本打切末打斷氐千座置座爾置足波志氐、天津菅曾乎本苅斷末苅切氐八針爾取辟氐と有て互に相通はせるを思ふ可し、嚼は正書に囓然咀嚼此云二佐我彌爾加武一と有る其事を物爲させ給へるなり、偖此は瓊綸の初中後を嚼斷せ給へるには非ず、緒に貫ける瓊玉を堅み碎かせ給へるを申す事傳十三に云へるを考合せて曉る可し・（第二一書第三一書は唯に含と有るは餘りに力足はずして如何なるを、此には然計の堅き物をしも嚼碎き吹出させ給ふ状見奉るが如し）吹出は正書に吹棄と有るに異ならず、○氣噴之中は正書に氣噴を伊浮岐と有り・中を美備簡と有るに依りて伊浮岐能美備簡と訓來れり、偖其に吹棄氣噴之狹霧所生神と有るに、此は少か違へるに似たりと雖も、氣噴の中には即狹霧の中なるにて同じ事なり、其上正書の意にては狹霧より化生させ給ふとも聞ゆるを、此を其狹霧の御中に御形を成して生出でさせ給へりと慥に見ゆれば、氣噴之狹霧之中と云ふ義にて此傳の方勝りたるが如く聞ゆ、（傳十三卷に引ける景行天皇御紀に氣如二朝霧一、雄略天皇御紀に呼吸氣息似二於朝霧一とも見えたれば、狹霧と重ね云はざれども事は同じきなり）

○市杵島姫命と田心姫命と前後に入替れる者なる可し、湍津姫命の次序は此にて宜し、其は古事記に故其先所レ生之神多紀理毘賣命者坐二胸形之奧津宮一、次市寸島比賣命者坐二胸形之中津宮一、次田寸津比賣命者坐二胸形之邊津宮一と見え・神代本紀にも三女神の成坐せる次第を正書の如く田心姫命湍津姫命市杵島姫命と有るに、奧中邊と云ふ順に違へれども、其下に瀛津島姫命者是所レ居二于遠瀛一者此田心姫命也、邊津島姫命者是所レ居二于海濱一者此湍津姫命也・中津島姫命者是所レ居二于中島一者此市杵島姫命也と有りて各其所に合へるは甚愛たき者なり、（地神本紀も又此に同じ、其は下に註すありて曉る可き者なり、但湍津姫命に島字有るは誤なり、其は例にも違へればぞ省きて引出つ）傳十四に

已に擧へたるが如く第一ノ一書に三女神の第一を瀛津島姫命二を湍津姫命三を田心姫命と有りて、市杵島姫命の別名訓在し坐さざるは瀛津島姫命に當てたる者なり、又第三ノ一書に一を瀛津島姫命亦名市杵島姫命二を湍津姫命三を田霧姫命と有れども、共に誤れる傳にて正實の旨を違へるを、此は其例にては有るまじかりけれども、先づ田心姫命有りて次に市杵島姫命なる可き次第の錯亂たりし者にこそ、（次なる五男神を何れの傳にも天忍穗耳命と云ふ實なるを、此一書に限りて先づ天穗日命次天忍骨尊と有りて其先後の違へる事此の狀に相似たる事なり）〇遠瀛は淤伎都美夜と訓めり、即奧津島の事なり、先づ右にも引ける古事記に多紀理毘賣命御名謂奧津島姫命と見え、次に故其先所生坐之神多紀理毘賣命者坐胸形之奧津宮と有り、又神祇本紀に瀛津島姫命者是所居于遠瀛者田心姫命也と有るが上に、地神本紀に田心姫命亦名奧津島姫命亦瀛津島姫命坐宗像奧津宮是所居于遠瀛者也とも有りて甚々詳なる事なり、偖瀛津島姫命と申奉る御名は天より降り坐して後に此遠瀛を以て常つ宮處と定めて鎭り在し坐すに起れる御名なる由傳十四に註し奉れるが如し、（譬へば天御柱命國御柱命と申し奉れるは風神に渡らせ給へるが、大和國平群郡龍田に鎭坐すが故に龍田彦龍田姫と萬葉以下の歌にも詠み、神名式にも龍田比古龍田比女神社二座と有が如く地名を以て稱奉れるに異ならざるなり）偖奧津島と云時は海に在れ湖に在れ唯其沖の方に在る島と云事なれども、此島を以て御名に負給へるから此大神を祀奉れるを、佗國にても神名式に近江國蒲生郡奧津島神社（名神大）陸奧國安積郡隱津島神社などと稱奉る事なり、常に云ふは萬葉三（三十三丁）に繩浦從、背向爾所見奧島、四（三十一丁）に八百日往、濱之沙毛、吾戀二、豈不益歟、奧島守、六（十一丁）に奧島、滿波之、藺、七（四十丁）に水霧相、奧津小島爾、

十八（二十四丁）に於伎都之麻、伊由伎和多里弖、又於伎都之麻奈流、之良多麻母我母と有るが如く、唯沖に在る島を名を指さずして云ふ稱なるを、此遠瀛に限りて神の御名とも成れる程の事なりければ、打任せて奥津島とは云へるなり、續風土記に「俗に此島を奥島と云ひ、神をも奥御神と申す」と云へるも、奥津島又瀛津島姫命と申奉る唱を失はざる者なり、（口訣に遠瀛中瀛海濱者領二海中一神之謂瀛海也と云へれども、海上を守る神には御在し坐さゞるなり、通證に近江莊天妃廟碑曰、天妃宮江淮海神多有レ之、其神女子三人、俗稱二林靈素三女一、蓋所レ祀者海神也、元用二海運一、故其祀爲レ重、或云宋宣和中遣二使高麗一挾二閩商一以往中流遭レ風賴レ神得レ免、使者路允迪上二其事於朝一、女有レ祀、此疑傳二聞我邦三女神以祀一レ之也と云へるは然も有りなむが、假令海中を領す神に御在し坐ずとて然計の事は何の難き事かは坐らむ）又遠瀛と申奉る事は、風土記に以二青蕤玉一置二奥津宮之表一と見えたる是なり、此奥津宮と云ふ名を以て奉祀れるは上野國神名帳に甘樂郡從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息津宮明神、群馬西郡從三位上息津明神など見えたるも此御神を祀奉れる社號と聞えたり、倭萬葉十八（二十三丁）に珠洲乃安麻能、於伎都美可未爾、伊和多利弖、可都伎等流登伊布、安波妣多麻と有りて其短歌に、於伎都之麻、伊由伎和多里弖と詠めるは、此は能登國珠洲郡の沖に在る名も無き島なるを奥津島と詠み、又其神を指して奥津御神と云へるも此宗像にて沖の御神と申す例なり、又（三十三丁）許能見由流、安麻能之良久毋、和多都美能、於枳都美夜敝爾、多知和多里、等能具毛利安比弖と有るは、謂ゆる海神宮の事を詠めるなれども、此に奥津宮と云ふ事の有るを例にして詠める者なり、此にて古に名高かりけむ御事を曉る可し、（又安曇の廣島社記に自二筑前国息賀島一來二于此一と有るに依りて此島の事を然云ふと心得たる

は、第三一書に瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有るに依りて奥津宮の神と思ひ取りたる説なり、實には其市杵島姫命の坐は中津宮にて、其を思賀島と云ふは女神島と云ふ意なる者なり）文安元年宗像縁起に「第一神は海渡を祭めて島を築き持ち遠海の底に示し給ふ、末世に至るまで異國を降伏し給ふ可き由御誓有りて彼島に留り給ふ、是日本と高麗との中間なり、遠瀛に居給ふ、此を田心姫命と號す」（下略）と見えたり、其海渡を集めて島を築かせ給ふと云ふ事は傳四にも云へるが如く八洲起元章に、即對馬島壹岐島及處々小島皆潮沫凝成者矣、亦曰ニ水沫凝而成ニ也と見え、又竹生島縁起に即作蝕海ニ水沫ニ而爲ニ島有ニ、積ニ風塵ニ而作ニ島、又召ニ諸魚ニ令レ持ニ重石ニ、召ニ諸鳥ニ令レ葉ニ積草木ニなど云ふ事も有れば、此大神の奇異なる靈威（ミイツ）に依りては如何なる事かは成し給はざらむ、然れば始宇佐島に降坐しゝより終に此遠瀛に留らさ御在し坐すべき御時に當りて作成給へし島山なりけり、傳十三に引ける陸奥國宇奈已呂和氣神社も海嶽別にて此神なる可きも由有り、寛政六年防人菅原師修紀行に御島の周なる岩に金多く有り、浪に打洗されて岩の表さたるも有り、又は岩の缺けたる中に砂金などと云ふ物の如くなるも幾千も出づるも有り、又は水晶などを見るが如く方に剱立てたる様なる黒き金の出でたるも有り、割りて見れば中は銀の如し、別けて水島と云ふ所の邊の岩岸凡て金のみなり、雨降りて晴れなむとする頃、日の差出でたる時などぞ許在（コラ）耀（カヽヤ）くし、其岩に水の洞る所有りて出さへ裂けて照る夏日にも涸るゝ事無し、諸病を差す間質は竹筒などに汲み持歸る、國人甚く尊みし合へり、此水の流れ出づる下の巖間に金色したる小さき海貝有り、俗に金海貝と云ふ」と見えたり、筑後國神名帳に宗形金已呂神と申す御名も御在し坐せば、金をしも蔵し固め給ふ御功坐すと知られたり、其水島の清泉は上に云へる石清水の事に當

り、其金の出づる事は傳十三に云へる陸奥國黄金神社の狀に等しきも皆同神に渡らせ給へる故なればなり、斯れば寶劔出現章第五一書に素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋是有二金銀一、若使吾兒所レ御之國不レ有二浮寶一者未レ是佳一也と有る、吾兒とは天忍穗耳尊を指せるが、此時紀伊國の三神をも帥て御在し坐しければ、此三女神は本より伴ひ奉らせ給へる事申すも更なり、斯れば金銀共に古は皇國には無かりし物なるを、御父大神は諸を通にして令レ取むと爲給へるを、此三女神は國を皆がら金銀の出づることと成し給ひけらし、後の證に註するが如く持統天皇五年御紀に、伊豫國司の獻宇和郡御馬山白銀一と有るは此の三女神の御靈に因れる證なる據有りて皇國に出で初めしより、韓國には絕えて出ず成りにしなど、此御神の御上に當て考へ奉る可き事なるぞかし、（此奥津島又黄金山の二のみ宗像大神に由有るならず、嚴島道芝記に「佐伯郡五日市鹽濱に鹽屋大明神と有り、相殿に湯蓋道容夫婦を祀れり、道容と云へるは古此海老山の麓に夫婦住みて其身貧しく漁を成して世業を營みけるに、嚴島大明神を崇敬し奉り身を愼しみて造次顚沛に念じ奉らずと云ふ事無し、毎日御前両進を捧ぐ、其誠の至れるにや、或時彼島の沖に蓬萊浮出て道容が黄金の砂の中を行く、異しみ思ひて彼砂を袖に汲入れしより富貴に成り此所の長たりしとかや、屋傍に温湯涌出でしより湯蓋の名有り、何時の頃にや、嚴島の客人宮破壞せしを、此道容一世の金銀を以て修造しけるとなむ云々」と有り、世に嚴島神を辨財天と申して福神と云ふも斯る事などに依りて云ひ習へるにや、又新井俊功云はく、「柔術に澁川流と云ふ有り、初代義方と云ひしは播磨國明石の人にて、紀伊國若山に至りて關口柔心を師とし仕へて其一流を究めしより、猶諸流に渉りて大に得る所有りと雖も未心行かざる所有りければ、江戸へ下るとて、相模國江島に詣奉りて二十一日食を斷て岩屋

に隱りけるに、終に其驗非ざりければ、海に身を投て沈みけるに、下より人に押上られたる如くして水上に浮び出でたるに砂金一袋を手に握りて有り、是天魔などの所爲ならむとて其金を海に投げて再水に沈みけるに、又始の如く砂金を手に握りて浮上りければ、偖は神の御助もやと思ひ、其金を賜りて江戶に出でたるに、其術益進みて終に一流を起して天下此に肩を竝ぶ者無かりしと云へり、又其三代に時英と云ふ人有り、兄にて有りしかども小兵にて力少く有も搆かりければ澁川の家を繼ぐ事能はず、其弟某其流の師と成り家督を承くる事を口惜しく思ひ、江島神の詣で其窟に隱る事二十一日なり、又驗無きに力落て海に溺死なむと水に沈入りけるに、又其祖義方の如く砂金を握りて水上に浮びたりければ、再沈む事右の狀に有りしかども猶金を抱み上れりき、其より家に歸りて晝夜と云はず其術を學び勉めたりけるに、終に其一流にて時英の上に立つ者非ざりければ、澁川家の三世の師と成りて近頃世に名高き人なりしと云へり、右等の靈驗は外に例有る事なれども、祖と孫と二度迄同じ狀に砂金を賜はる御事の有るも然る黃金の出づる山々を主領き給はる故なる可し、傳十三卷に云へる大和國吉野郡式外に天川莊宗像神社有り、俗に天川辨財天と申すは謂ゆる金峰山の懷の如き所なるが、其天川は中瀛の天河より移せる地名ならむが、又右の黃金の事に因て鎭坐せる者なる可し、又此三女神を市姫神と申奉るも交易の事に就て齋奉る事なれども、今世の如く金銀を以て貴び賈ふ時勢に成るも神の御心なれば、其爲にも此大神は齋奉る可き神に坐す事申すも更なり）又緣起に異國を降伏し給ふと云ふ事は傳十三にも已に云へるが、淸和天皇實錄貞觀十二年宗像大神告文に、我皇大神波掛毛畏伎大帶日姫乃彼新羅人乎降伏賜時爾相共爾加レ力倍賜天我朝乎救賜比崇賜奈利而今如此爾押倍黃色乎露出事乎波最是皇大神乃聞驚岐禁恚

利賜倍岐物奈利と有るは、神功皇后の韓征の御政を助け奉らせ給へりし譯なり、其事紀記共に如何にしてか漏されたりけむ委しく載せられずと雖も此比賣神の神代より以降大宮廣柱知立て鎭り給ふ豐前國宇佐宮に後に合せ奉りて應神天皇神功皇后と共に宇佐宮三所と成りて、其より八幡宮と云へば何國なるも此三所なるは、一には神代より異國降伏の神と坐し二には其韓征の御事に於ても佗神には勝らして殊に助け奉らせ給ひける故に、天地と共に然御親昵しく御在し坐す事にて、此は何よりも近き證據と云ふべき者なるに非ずや、又雄略天皇九年御紀に先つ胸方神を令レ祠給へる所に、天皇欲三親伐二新羅一、神二戒天皇一曰無レ往也、天皇不二果行一と有るも、戎狄を服させ給ふ御事は此大神の預らせ給ふ所なるを以てなり、右の神功皇后の御例を引て心得べし、（又八幡本記箱崎八幡宮條に「醍醐天皇延喜二十一年六月廿一日託宣に依りて異國降伏の四字を書て御座の下に收めらる、鴨長明が文字鏁に箱崎宮は博多に向ひたる所なれば遙に唐の海に向ひて社壇は西向に御在し坐す、此は異國降伏の御爲なりと云へり」と見えたる、此をも此三女神の御事に係けて心得べき者なり）緣起に此奧津宮の祭神を田心姬命と云へるは上に云へるに合へり、續風土記に「奧津宮の社人は此島の神を田心姬命とし第一の宮とす、故に田心姬命を中として左を市杵島姬命とし右を湍津姬命とす、此島は大島より戌亥方に在り、其間四十八里と云へり、島の周廻一里有り、社は西南に向ひて山の麓平地の高き所に立てり、今の神殿方九尺亦拜殿有り、末社昔は凡て七十五今は合せて十五區とす、所祭の神名百八神有り、海邊より社まで其間百五十間、道險岨しからず島山高し、其峰三有り、甚高きを一嶽と云ふ、其次二嶽其三白嶽皆岩山なり」と有り、靑柳が紀行に「大神宮に參るとて先づ正三位社に額突く、夜時の指出でたる所に御社有り、又側に荒揃

社蛎子社有り、巖崎の下を御手洗と云ふ、岩間に浪の打入る所有り、其海中に轉移したる岩二有り、莞爾岩と云ふ云云、正三位社より坂路五六町許登りて行く程、日の目も見えぬ迄木立繁れり、宮所に一抱の甚大なる樹の鼎の足の如く三株立ちたる間に御在します、甚神さび心冷き所なり、神殿拝殿末社十九区、末社の側に天照太神宮有り、拝殿の前に乾場有り、又側に竈有り、宝殿と云ふ云々、神山の内何と無く森嚴しく心を清む可し、從神達に賢木葉の香を香ぐはしみと歌へるも斯る時こそと思得侍りぬ」と有る、此にて其御社の状見奉るが如く明らかに聞えたり、又時として妙なる音樂滿り聞え、或は山中に神樂る音有りなど種々の奇しき事なむ有ると云へり、（此は安政元年七月三十日大島に渡り奧津宮の神主河野通貫が家に宿りける時に其弟通顯よりも聞きたる事なるを、又上座郡大石村と云にて竹内重任が物語れるも同じ事なれば記しつ、猶奇異しき事の多かりけれども、凡て彼島の事に就ても御言不島とて渡りたる人の外へは漫に云ふ事を許さずとて神主も委しくは云はざりき）有り、正三位社と申すは如何なる故由なりけむ今知るべからずと雖も、紀行に「此島に來る例七日の間毎朝に海潮に身滌して山中に入る事無し。七日に當る日に正三位社に参り、常には大神宮には漫りに参る事無し、八日に大神宮に參り、其後も島に在る程は毎朝潮に浴して正三位社に參る」と云ふ」と有り、志賀神は神名式に糟屋郡志加海神社三座（並名神大）と見えたる是なるが、傳六、八に云へる如く其は素戔鳴尊の荒魂神に御在し坐せば此大神に由有る御事なる可し、又此正三位社大島の内岩瀬と云ふ所森中に在り、此は奧津島の末社にして春秋兩度の祭有り、奧津島の神を常には此所にて祭り奉るなり、又其前に鳥居有りて奧津島の遙拜所なるなり、此は大島にての事なれども正三位社に就て云なり、倩若

の荒船岩は續風土記に奥津島より少し前に荒船と云ふ所有り、船の形なる大岩有り、離れたる小島なり、其内北方に少離れて山上に社有り、高大明神と云ふ、是荒船の御社なる可し、拾遺集物名荒船宮を、「草も木も皆緑なる深芹は、洗ふ根のみや白く見ゆらむ」と有り、記行に「荒船神とは風神を云ふ」と云ふに就て說有り、其は四神出生章に天照太神の御事を故以ニ天柱一擧ニ於天上一也と有るも、風神を以て送擧させ給へるなり、故此荒船岩はしも宗像大神の天降り御在し着き給へりし御船の岩と化れるなるを以て、其送降し奉り給へる風神を祀れる者なる可し、傳四天浮橋の下考ふ可し、（又其荒船社に並びて蛭子社有るは例の蛭兒にては非ざる可し、後崇光院御記に應永廿六年六月二十五日抑大唐蜂起事有ニ沙汰一云々、出雲大社震動流血云々、又西宮荒夷社震動又軍兵數十騎廣田社より出て東方へ行く、其中に女騎之武者一人如ニ大將一云々、神人奉レ見レ之云々と有り、然るに伯家部類にも廣田西宮と有りて天照太神の荒魂を齋奉る廣田神社の別社とせり、然れば荒夷宮と申すは謂ゆる異國降伏の義を以て負せ奉る稱なれば、此の蛭子社も其神に御在し坐して宗像大神と共に外國を降伏せ御在し坐すなるなり、若て傳十三卷に云へるが如く攝津國廣田神社にも宗像大神の相殿に坐す事を考ふ可し）又續風土記に「春三月冬十月兩度祭有り、昔大宮司有りし時は秋も祭有りしが、近世は秋を略して祭らず、風劇しく吹けば浪荒き故に渡る事能はず、故に祭日定まらず社人に唯一人大島に在り其姿を一甲斐と云ふ河野氏と稱す、社人此島に著きたる日より毎日潔齋し第八日に當る日祭る、豫て魚を釣りて神前に備ふ、魚を得ざれば祭日を延ぶるなり、寛永十六年より以來國守より島守を置き給ふ、足輕三人水主四人役夫二人凡九人交々來る、五十日を以て限とす、送の船は大島より二艘出す、島に常住の人無し、初めて此島に來る人は先づ

海水に浴し正三位社に參り七日の間毎日一度海水に浴し第八日に本社に詣づ、（中略）凡此神の威德をば衆人甚懼る、靈驗昔より屢多き由語り傳ふ、祭の時御饌を備へし御飯を後の祭禮の時徵す、其時御飯の變に由りて世の吉凶を占ふ、昔より三神の御前神に各三饌凡て九饌を備へ奉るに、各其人に屬したる例有りて天子將軍國守家老社人或は諸社家の事に應ず、世に變災無き時は替る事無し、其人變災有るべき時は其人に當りたる御饌の御飯に變怪有り、或は御飯備て禿（カブロ）の髮の如く、小兒の黑髮美にしく生調へるが如し、或は海苔の如く或は黑く腐りて手に取れば忽ち碎け消ゆなど樣々變有り、其變怪有るを見て其應ずる所の凶を知る、昔より此例違ふ事無く必驗有り」と云へり、奇しく妙なる御事なる者なり、（同書に「奥津島の磯に大鼓石とて大岩海中に指出でたり、夫木集に顯仲、「立浪に鼓の音を打添へて、唐人寄せぬ奥津島守」と詠めるは此所成るべし、荒磯に近し、晝夜潮の滿干に此石に當りて鳴響く故に大鼓を打つが如し、滿干知らるゝなり」と有り、若右の歌に詠めるは此島ならむには已に古より防人を置かれけむを中頃にして絕たるなる可し、萬葉二十、陳防人悲別之情歌に大王乃、美氣乃麻爾麻爾、島守爾、和我多知久禮婆と有るは此か非ぬか考ふ可し、又同記に「此島にて忌詞多し、常の詞は穢なりと云ふ、僧尼山伏女人牛馬鹿鼠などは皆別名有り」と有り）又續風土記に「奥津島の前辰巳方二十町許に小屋島とて小島あり、高き水面より七丈巡百間許皆岩なり、其小屋と云ふ名は其本社の御在し坐す奥津島に對へたる稱なる可し、又小屋島と奥津島の間に御門柱とて岩二竝び恰も神門の如くなる有り、其間四五間有り、本社の方に向へり甚異なる所なり」と有るを、記行には御門柱の高七丈許と云へるは實に見たる狀を記せるなり、想ふに伊勢の二見の岩の狀して二竝立つらむに云ふ名も灼く大神の御門

にて衆神の出入り給ふ所定なる可し、又同記に「此島に船の入る所は纔に小船を一艘榜入る程有りて恰も竹島の如し」と云へる狀を思ふにも凝々しき大巖を圍み巡らして大城などの狀に作堅め給へる島山にして、世は顯世ながら常に神代なる所なりけり、又「此島の山中に御庵宮とて一町許諸木生えざる所有りて草のみ茂れり」と有るなど樣々世に異なる所多在る狀なり、（又記行に「紋戸邊の氣吹靜けゝれば韓人の寄來ると云ふ事も無く手拱き居れば、防人等は一向神に仕奉る人の如く朝夕に御前に落散りたる木葉を掃き石を敷などして仕奉る、神山の内に入るには常に聲動ろかして行く。若密かに行けば神の遊び給ふに行逢ひ奉ると云ふ」と云り、現御身御在し坐して可畏き所なり）又同記に「凡此島山の形狀麗はしくして奇異なる事佗邦に於て未見ざる所なりと云ふ、遠く俗塵を離れたる佳境なり、岩聳え木茂れり、島の周圍皆大岩なり、本社の後左右にも大岩有り、何れも見上ぐる許なり、山中雜木大竹多し松無し、岩間より大竹生出でたり、山上より對馬朝鮮見ゆ、東の崎よりは長門見ゆ」と云へり、實に神仙の秘區にして天下に竝ぶ方無き靈處となむ所思えける、「此記を今書竟へむとする時豐前國小倉人西田直養より云遣せけらく、「此筒蓬萊考と云ふを書初めたり、筑前國奥島は玄海洋に在り、東方朔十洲記に其水玄曰「冥海」と云ふより考及ぼせるに田道閒守が捧れる常世國又浦島子が行きし蓬萊共に其島の事なり、其稿を脫せは送りてむを先つ其考ふる所有りの如し」と云ふ消息有り、但其島に橘有る事を聞かず、青柳が記行に「己が家に在りし橘樹を持參りて捧ぐとて添へて奉出す歌、「常世けど靈常世なる常世物。阿閉橋の上つ枝に、白和幣懸け、下つ枝に、青木綿懸けて、可畏きや、神の御前に、捧奉て、祈奉らくは、此の實の、時じくが如、此の葉の、香細しきが如、萬代に、業を行かむ、皇神の、御

當賜りて、幸ひ給はね、返歌、時じくの香菓を奉り置きて、君に仕へなむ其時じくにと有れば、此時積信待て持讃りて植ゑし狀なり、然るを自然生に在りと心得て然云ふ說の出來れるかと一に覺束無く思ひ、二には續風土記に與津島の南方磯の岸上に龜石有り、大さ方三尺、耳目鼻口手足甲尾皆備はりて龜の形に似たり、又龜瀨海中に在り、と云ふを據にして浦島が事を云へるには非ざるか、記行にも此五日六日許が程は大なる龜磯邊近き海に許多浮居て遊ぶ、と有るに、隨分に龜の多き狀なれども如何有らむ、予が說は傳十三卷に已に云へり、然れども人には案外なる說の有る者なれば爭でか然に非じと得しも云放たむ、其蓬萊考を見たらむ後に諸と思はゞ追て書加ふ可くなむ（○中瀛は都加都美夜と訓めり、卽中津島にして謂ゆる大島是なり、古事記に先に多紀理毘賣命有りて次市寸島比賣命亦御名謂二狹依毘賣命一と見え、下に次市寸島比賣命者坐二胸形之中津宮一と見え、又神祇本紀に中津島姬命者是所レ居二于中島一者市杵島姬命也、又地神本紀に市杵島姬命亦名佐依姬命亦云二中津島姬命一、坐二宗像中津宮一是所レ居二于中島一者也と見えたる是なり、故此中津島姬命と申し奉るは、瀛津島姬命遠津島姬命に對へる御名にして、遠瀛と海濱との中間に在る島名に因れる御名なる事例の如し、風土記に以二八坂瓊紫玉一置二中津宮之表一と有り、偖神名式に山城國葛野郡松尾神社二座（並名神大月、次相嘗新嘗）と有る、註式に一座大山咋神（本社也）一座胸形中都大神（市杵島姬命也素戔鳴尊御子）と見え、又大和國城上郡宗像神社三座（並名神大、月次新嘗）と有る御社を土俗は中島辨財天と申し、又紀伊國名草郡志磨（名神大）を社傳に中津島姬命と傳へて中島村と云に立たせ御在し坐す事傳十三卷に審々に註せるが如し、皆此本宮の稱を以て稱奉れる者なり、（此中津島姬命と申奉る御名紀記共に傳へ漏らされしを、右の如く舊

事紀に遺れるは実に尊き賜物なり、已に右の松尾に云ふ所の胸形中津大神と申す御名は、本朝月令に載せたる秦氏本系帳に見えて古き稱なるを知るべし）大島と云ふ事は此も古き名にこそ有りけらし、源氏玉鬘卷「大宰大貳が女が御許に、舩人も誰を戀ふとか大島の、情悲しげに聲の聞ゆる」と有るを、河海抄に「大島筑前國なり鐘御崎の近邊と有り、又鐘岬の西方に當れり」と有る是なり、又夫木集其氏。「然りともと身の憂き事は大島の、神の心を賴む許りぞ」とも有り、傳十三卷に云るが如く神名式に近江國蒲生郡大島神社陸奥國牡鹿郡大島神社桃生郡計仙麻大島神社（名神大）なども此大島より祀祭れる故の社號と聞えたれば、古より云稱なりけむ事知るべし、續風土記に「神湊の海濱を去る事三里北の海中に在り、島の囘三里餘、此邊の島に比ぶれば頗る大なり、故に大島と號るなる可し、民家も多くして町有り、町の長六町許、民家凡て二百餘、商人漁人交れり」と有り、（又「此島の東南の海に向ひて鐘崎有り江口有り其間四里、地島へ二里、福岡へ海上十二里、神湊へ三里、神湊より福岡へ陸地を行けば八里有り」と云へり、此の右に引ける河海抄の次に邊津宮の舊地は右の地島なりと云ふ引合に云ふなり、又記行に「御嶽に上りて遠近を見遥らするに、東は長門の島々より始めて此國の山鹿岬、南には豐前の彥山、坤には御笠郡なる竈門山早良郡なる背振峯怡土郡雷山浮嶽同郡の姫島肥前の名古屋崎平戶島壹岐島乾方には對馬島見ゆ瀛津島は何處ぞと見れども見えず、北方には凡て何も見えず、猶目痛き迄見るに辛くして波間より見出でたり、津島の少東の方に纔に有るは海中より角指出でたらむが如し、已が行くべき島は彼にこそ云々」と見ゆ）又「此島に宗像神一社御在し坐す、社は巽方に向へり、田島の方なり、祭は九月十二日なり、末社七十五、末社神名百八神、今は十八社に合せ祭る、社家の所祭神位如

此、左湍津姫命を主とす、中湍津姫命左田心姫命右市杵島姫命、此神職一人有り、其家を二甲斐と云ふ、河野氏なり、此外權官五人命婦二人巫二人有り、每月晦日に御供を備へ神樂を奏す、此島にても元日の御供を以て村民一年の吉凶を占ふ必驗有りと云ふ、御社の後に御山と云ふ高き山有り山上に神社有り、田島の祭禮記には大島御嶽三所大菩薩と有り、里民は天照太神にて御在し坐すと云ふ」と有り、然るに此祭る所を見るに正書に三女神の次第を一田心姫命二湍津姫命三市杵島姫命と有から、其次第に依て湍津姫命を中津宮の御神と心得たる者にて本よりの傳には非ざる可し、(同じ一體の三女神に渡らせ給へば何れを主とし何れを客としても可かる可きが如くなれども、其にては古を探索ると云ふ詮無ければ、辨へ正さずば止むべからず)、備傳十三にも云へる如く古事記に市寸島比賣命亦御名謂二狹依比賣命一と見えたる事なれども、狹依比賣命と申奉るは其成出坐し本の御名、市寸島比賣命と申奉るは第一ノ一書に汝三神宜下降二居道中一奉上助二天孫一而爲二天孫一所上祭也と有る日神の詔命に依りて御僕都神を所祭らせ給へる由の御名なり、但此は三女神共に亙る御號には坐せども、其事を此中津島に於て行ひ御在し坐すが故に、中津宮に坐す神の御名に負せ給へりけむ事已に傳十四に委曲に註し明らめたるを以て知るべし、斯れば市杵島と云ふは然る事を行ひ給ふ所なるに就て全く此島に起れる稱なりけり、其は式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社(名神大)御在し坐すも、彼社記に「自二筑前恩賀島一來二於此一」と有るが如く此島より移奉れる神に在し坐すに、其島名を嚴島と云ふも神と共に此の市寸島の地名を移せりし者なり、故島名と成しても少も神を護如し奉るにては素より非ざるなり、然れば市杵島姫命と申奉る時は市杵島に坐す姫神と申す程の事にて、其御在し坐す此島名を以て稱奉れるにて、中津島姫命など申奉るにも長々異

ならざる事なるを、古にも其說明らかならざりしが故に、御紀には何時も此御名のみを出だされたるさへに田心姫命湍津姫命と申奉る御名には相對はざるを、第三ノ一書などに瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有るは言に絶えたる僻事と云ふ者なり其所祭る神の事を今推量り思ふに。伊都伎島神社の大宮六座の中に本殿は素より三女神に坐せるに相殿神三座有り、國常立尊天照太神素戔嗚尊と云へれど、國常立尊は御饌都神を誤れりけむ事傳十三に云へるが如し、偖大宮は三女神に渡らせ給へれば其本宮は此中津宮なるを、相殿神は共に屬て由有る神に御在し坐せば何れよりかは來らせ給はむ。故思ふに右に云ふ御嶽三所大菩薩と云ふを天照太神と傳へて佗二神の御名を失へるが伊都伎島神社に傳はれるにて、其相殿神三座是にて、三女神の幽にて日神の大御命を奉りて所祭らせ給ふ所にて此即市杵島と云ふ事の本なる者なり、（息賀島と云ふを奧津島と云ふは右の第三ノ一書の如き傳に依りて誤れるにて、實には此を云へるが大神島を訛れるなるなり、今も船人は此大島より奧島に渡る海中を神中（カミノナカ）と云ひ海濱の舊地なりし所を神湊など云ふをも考合す可し、又市杵島と云ふは齋島と云ふ事にて齋宮齋場齋戸などの如し、記行に「抑此浦は嚴しき皇神の鎭り在すげにや人毎に物忌（モノイハヒ）して穢らはしき事を甚く忌憚かる、身罷りたるを忌むは更にも云はず、女の月の汚有るをば別屋を作りて入れ置きて主の家に居る事無し、其餘尋常に等閑に打過す事をも此浦は愼しみて假にも犯す事無し、先に過來し志加島も同じ習俗なり、何方も鄙めきたる所は人心も賢し立て物忌など爲るは愚なる事に云合ふめるを、斯る鄙びたる所には反りて古風の遺れる者なり」と云へり、安藝の嚴島にても大抵右の如くにて深く忌愼しむ事と云へり、佗處は知らず此は三女神の豐受大神を持齋き御在し坐す市杵島にし有りければ然る神幽の御事何時と無く人の上に移りて然る

習俗と成れる者にして尊しとも何とも云へば更なる事なり）偕又續風土記に御嶽の下本社の坤方に深き井有り、其水淡めて清潤なり、御手洗の井と云ふ、此下天河なり、故に此井を社家には神代卷に所見たる天眞名井に比して敬信す」と云ふと所見たり、但大和國式外吉野郡天川莊宗像神社御在し坐すは天川莊二十一村に祭る所なり、然る大莊の名に呼び天川辨財天と社にも號くる事決に近世の状には非ず、又宗像大神はしも何方よりかは來坐ずむ、必本宮三所の内より勸請れる事著明ければ此中瀛の天河より移せる地名なり社名なるを知るべし、然古より稱來る天河なるを思へば天眞名井に比すとは云ひ難く、三女神の天降り鎭坐すに就て天眞名井を移せる者なる可くや、又其天眞名井は三女神の所祭り御在し坐す盟約大神に縁有る事傳十四に云へる事共を思ふ可き者なり、又同書に社前に天河流る、此川御嶽の下より出づ、其川端左右に分れて牽牛織女二星の小社有り、川を隔てたり、石見女式髓腦に「筑前大島と云ふ所に星宮とて有り、河を隔てゝ宮有り、北を彦星宮と云ふ、南をば七夕宮と云ふなり、男を申す者は彦星宮に籠し、女を申す者は七夕宮に籠るなり、七月朔日より七日迄籠りて川中に三重の棚を結びて三の盥に水を入れて何れも逢ふべき男の姿盥に移れば其男に逢ふべきと知るなり」と見えたり、今思ふに天河と云ふより漢籍に謂ゆる七夕交會の事を持込みて若き人共の然る戯事を成しつるが定まりたる式の如く成りて行ふかと思ふに然らず、又此の天照大神素戔嗚尊の天安河を隔てゝ御誓爲さセ給へりし事に取て然る祭などの出來れるかと思ふに其も然らず、別に故有る事ながら、牽牛織女の名を用ひ七月に限れるなどは二星交會の事に象どりて物し習はしたりつる者なめり、（又同書に引ける古今集類雅抄にも「筑前國大島の星の宮とて北は彦星を祀ひ南は織女を崇む、二社の間に河有り、天河と

號けし、女を得むと思へば織女宮に籠る、七月朔日より七日の夜半に至り河中に棚を結びて盥上中下三に水を入れて上中下に男の名を書て祭をして盥に移りたるに隨ひて其男女を定むるなり、此祭を爲むとては河原に立たぬ日は無しと云ふ」と云へりと有るも同じ趣なり）此織女に就て思合す可き事こそ有りけれ、已に傳十三にも云へる如く肥前風土記に基肄郡姫社郷、此郷之中有レ川名曰二山道川一（中略）昔者此川之西有二荒神一、行路之人多被二殺害一、半凌半殺、于時卜二求祟由一兆云、令三筑前國宗像郡人珂是古一祭二吾社一、若合レ願者不レ起二荒心一、覓二珂是古一令レ祭二神社一、珂是古卽捧レ幡祈禱云、誠有レ驗二吾祀一者此幡隨レ風飛行、墮二願レ吾之神邊一、使二卽擧レ幡隨レ風放遣一、于時其幡飛往墮二於御原郡之社一、更還飛來落二此山道川邊之田村一、珂是古自知二神之在家一、其夜夢見二臥機（謂二久都毘枳一）絡垜（謂二多々利一）儛遊出來壓二驚珂是古一、於是織女神卽立レ社祭レ之、自レ爾已降行路之人不レ被二殺害一、因曰二姫社一、今以爲二鄕名一と見えたる、此織女神と云へる卽右の彥星宮に向立せる神に御在し坐すべし、偖織女は和名抄に和名太奈八太豆女と有る事なれども、對馬國上縣郡式外宗形神社社傳に「神功皇后韓征の時の御幡の事を、此八流の神幡は、筑紫胸形明神自織り給へる所の幡なるが故に宗像明神とも號し、又織幡宗形明神とも號し、又は宗形八幡とも號す」と有るに依るときは、神名式の宗像郡織幡神社も、宗像大神に御在し坐す御事知らるゝなり、後に傳十八にも云へるが如く、栲機千々媛神と申し奉る御名さへ御在し坐せるなど右の如く彼此考合する時は織女神の織女も淤理波多と訓み奉る可き字なるを、此に天河と云ふ名有るから和名抄の如く多那婆多とは讀來れる、其に就て同抄に牽牛和名比古保之と云ふに當て、此宗像大神の夫神の御事をも又彥星宮などと申頃より云來れる者なり、（實には二星

の織女も本は古語拾遺有寵段に令ニ天羽槌雄神織ニ文布一所謂和衣と有り、又天孫降臨章第一ノ一書に阿妹奈屢夜乙登多奈婆多など云ふ事の有るに依りて作設けたりし者なりし事、已に先師の云はれたるが如し、又右に然る神の御名の異に御在し坐す上は織女の其と同じく聞え奉るべきに非ざれば外に別有るべき事を知りて然謂ひ替へたる者なり）斯れば右の天河に傍ひて二所御在し坐す神即はしも大國主命主依姫命御夫婦二柱を齋奉れる者なりけり、故其男星宮と申す事は古事記に嫡后須勢理毘賣命に對へて大國主神を其日子遲神と有るより出で、又織女宮と申すは右に云へる織女神より起れる事なり、然して其嫡后の御歌に阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐弖、遠波那志、那遠岐弖、都麻波那斯と謠はせ御在し坐せるに依て、如ニ此歌曰ニ宇伎由比一而宇那賀氣理弖至今鎭坐也と有るが如く、御妹背の御中間然計り美たく好はしく御在し坐して後の御政を助け奉らせ給ふ御狀に渡らせ給へるが故に、此にても右の如く向位に竝び立たせ御在し坐す御事になむ有りける、借男を申す者は彦星宮に籠り、女を申す者は織女宮に籠りて祈申すも謂有る事なり、凡天下國土に在りと有らゆる人民はしも顯には男女の上と申奉るは天皇皇后二柱に渡らせ給ふ事申すも更なる御事なり、幽には大國主命主依姫命二柱なむ其上と御在し坐せば、男を比古遲神に申し女を其後神に申請奉る事實に良はしき御事にこそ所思えたれ、又此祭の七月朔日より七日に亙るが故に彼二星交會の事に紛らしくは有れども、出雲大社年中諸度の大祭の中にも七月朔日五日七日共に神事に二、其間も猶致齋の忌に閉りるは大社には其傳來を亡ひて何の由とも詳ならざれども、此中津宮の御事に合せ考ふるに然る妻定などの幽事御在し坐す日ならむも知るべからず、續風土記に「神崎は大島の北に在り、佳境なり、昔此島の神出雲より初めて此所に著き給ふ所と云ふ」と

有るを見るにも昔のみならず常に神の往來御在し坐す御事となむ思量り奉られ侍る。（此に玉依姫命と記し奉るは三女神を合せて稱奉る御名にて須勢理毘賣命と申し奉る類なる事已に委しく註せるが如し、然れば此男星宮織女宮も此中津宮に屬たる事にて少縁の事には非りけるを、予も然は知らで在つるこそ心遲かりけれ）○海濱は閇都美夜と訓みて卽神湊の陸方田島是也、古事記に市寸島比賣命有りて、次田寸津比賣命者坐二胸形之邊津宮一と見え、神祇本紀に邊津島姫命者是所レ居二于海濱一者此湍津島姫命也と有り、此湍津島の島字衍なり削去るべし。又地神本紀にも湍津姫命亦名を寸都姫命亦名邊津島姫命合坐二宗像邊都宮一、是所レ居二于海濱一者也と見え、又坐二邊都宮一高津姫神とも有り。筑前風土記に以二八咫鏡一置二邊津宮之表一と見えたる是なり、倩湍津姫命と申奉れるは天上にて生出でさせ御在し坐しゝ時の本御名なり、邊津島姫命と稱奉れるは此に湍津姫命是居二于海濱一者也と有るが如く海濱に御在し坐すに因れる御名なり、然るに右の古事記に湍津島姫命と申せる島字心得ぬ事なり。中瀛の神を市杵島姫命と申奉る、市杵島は卽中津島の亦名なる事右に註せるが如し、然れば湍津島とは何處を指して云はむ甚心得難き事なりけり、若此を海濱の稱と爲る時は、此時まで此一神に限りて定まりたる御名の御在し坐さゞるに似たれば、島字は記者の情進に加へたりし者と見えたり、（其は神祇本紀に十握劍より瀛津島姫命、八握劍に市杵島姫命の成坐せるに竝べて九握劍より此神の成坐せるを、右の二神に某島姫命と有から事の意を能も得知らずて然る例と心得て書加へたりし者と見えたり、傳十三卷見る可し）倩其邊津島姫命と申奉る御名は上件瀛津島姫命中津島姫命と稱奉れる對に必無くて叶はぬ御名なるを、舊事紀に因此傳はれる甚々尊き賜物なりかし倩御紀には此を海濱と書させ給へるは、旣く神湊の舊地に御在し坐せる

が故ならめども、必上古には邊津島と云ふ島に御在し坐しけるに依りて然神名にも稱奉りし者なる可し、故予安政元年に詣奉りて地理を考ふるに、神湊より中津島へ渡る海上三里の内に左方は凡二里許も有らむ、海岬の指出たるは風土記に謂ゆる崎門山とも云ふべき狀して渡る所傍に一里には過ぎざるなり、若て其右方の陸續きには織幡神社の御在し坐す萬葉七（二十一丁）に謂ゆる金之御崎有り、其鐘崎より大島へ渡る海中に地島と云ふ其回二里許にて大島に向ひたる一島有り、此や古の邊津島ならむと思えければ、其に就て考ふるに古には奧に對へて邊と云ひける海濱を指して今諸國共に地とも地方とも云へれば地島と云ふは邊島を訛れるなりけり、此を邊津島と見る時は中津島奧津島と漸次に相重りて三神共に各々島々に住み別れ御在し坐るに因れる御名なるにも合へれば、今の田島の本此島ならむとは云ふなり、若て續風土記地島條を見るに「此島に嚴島明神の社有り、奧島の神を此に勸請して安藝の嚴島に准ひて號けしなる可し」と云ふ事有れども、然る迂遠き事の有るべくも非ざれば、其嚴島明神と申すや古の邊津宮の古趾なりけむが、世俗に多く云榮せる神名を以て傳へたりし者とこそ所思えたれ、（地島の事は同記に鐘崎の西北に向へる島なり、民家多し、山の傍に居住して民宅狹し、畠のみ有りて水田は少し、此島の西北に白濱と云ふ處有り、民家三十四五軒有り、大島の方に向へり、此島より鐘崎との間潮干たる時は近し、後拾遺集戀部に「筑紫より上りける道に小屋形山と云ふ所を過ぐとて詠み侍りける、穴師吹く迫門の潮干に新出して、早くぞ過ぐる小屋形山を」と詠めるは此間を云へり、小屋形山向ひに近く見ゆ」と云へり、其小屋形山と云ふは右に謂ゆる織幡神社の御山なり）故應神天皇四十一年御紀に胸形大神乞二工女等一故以二兒媛一奉二於胸形大神一と有るに神名式の織幡神社見えたる此に引合へば、其

神社は宗像大神の織機殿と申す状なれば當昔邊津宮の御神未其地島に御在し坐しける時の事なりけり、御紀に海濱と有るは既く神湊に御在し坐すから然る心を以て書かれたる字と見ゆ、後に海を隔てゝ祭る便悪かりけむ故に神湊の地に移し奉れるなるべし。借今の社地の事のみを田島と云ふと心得來る事なれども、「神名式肥前國松浦郡田島坐神社（名神大）」を宗像同體と云ふを以て見れば、已に延喜以前に田島の號有るなり、故是を以て思ふに、田島と云ふは本邊津島に起れる稱なりけり、其田島と云ふは邊島と云ふ事にて海宮遊行章に海畔又海濱又海邊等を宇美倍多と訓ませたる間多にて閑中などに對へる邊の義なれば、本其地島の略名たるを其社に號けたりつる者なり、間多は物の端など云ふ類にて邊を云ふ、續風土記に「田島社者は神湊の東六町海の南一町許に在りし故に邊津宮と云ふ、邊とは海邊を云ふ」と云へるは此に海濱と云ふには叶へれども、右の邊津島姫命と申奉る御名に合はざる者なり（但水の巡れる所ならぬをも島と云ふは第三一書にも宇佐島と云ふ有り、又國號考に「志摩とは周廻に界限の有りて一區なる域を云ふ名なり」と云はれたる如くなれば、其神湊の邊を邊津島と云ひても聞ゆる所なれども、此は境も中も正しく水中に在る島を云へるなれば然無くては相叶はざる者なるぞかし）又云「神湊なりし其跡を今神の宮居敷と云ふ、其邊に今も社の跡有りし事著明し、昔神祭に用ひたりし土器の破れたる多し、此所神湊と江口との間に在り、神湊の境内なり。田島村を去る事半里許なり、宗像大宮司清氏より四十八世長氏の時、後深草天皇建長年中夢に神託の告有りて田島に移し奉ると云傳ふ、田島の御社は戌亥に向ひ敵國降伏を顯はせり、今田島の社家所祭の神座中第一田心姫命左第二湍津姫命右第三市杵島姫命凡三所の大神の社に各神を祭り奉ると雖も其主とする所の神を以て中座とす、田島の社人は此

社を以て第一とし田心姫とする故に本宮に祭りて此を主とし、餘の二神を客とす」と云へる其祭神に心得ぬ所有り、當社は上にも數多の證を擧げたるが如くなれば、湍津姫命こそ第一に御在し坐すべき筈の事なりけれ、此を田心姫命とする時は此神を瀛津島姫命とも申すれば瀛津宮には非で奥津宮なるが如し、思ふに古大宮司此に在りて代々榮えたりしかば己が仕奉る湍津姫命は長女に御在し坐さゞるなどを口惜く思ひて然る事には申成せる者なり、此も湍津姫命と市杵島姫命と入違たるには有れども、文安の縁起にも「第一神云々遠瀛に居給ふ、是を田心姫命と號し奉る・第二神は居を中瀛の島に示し給ふ今大島と號する是なり、是を湍津姫命と號し奉る第三神は居を海濱に示し給ふ、今田島と號する是なり・海濱に居給ふ是を市杵島姫命と號し奉る」と云へる、此は此正書の次第を以て書けるなれども田心姫命は右にても奥津島の御神なり、斯れば此社說は後世の杜撰なる者なりかし、(又田島神職の說を載せたり、「海濱の社は田園有る所に近く鎭坐す御神なる故に田心姫と云ふ、大島の神は大河の傍に鎭坐す故に湍津姫と云ふ、奥津島の神は日本書紀に亦名を市杵島姫命と云ふ、於伎都と伊知伎と音相近し」と云へるは何たる幼き說なるぞや、右の如く田に依り川に依り沖に依れる御名ならむには、其田心姫命と申すは建長年中に田島村に移奉れる後に出來れる名にや、神湊も田園を去りて遠き海濱なるを何とか云ふらむ) 又云ふ古は大島奥島の神をも田島村中別所へ祭りし社有りしが、寛文二年兩社を本社の側に移して大島社は本社の南に在り、奥島社は本社の艮方に在り、其外末社所々に在りしを、此時社境内に移して一所に祭る、凡百八神末社七十五處有りしが、今は二十社に合せ祭る、恆例の祭日は八月十五日なりしが、元祿八年改めて九月朔日に祭る、田島社の南に御飯水（オイヒノミツ）とて井有り、清冽なり、御供を炊ぐには必此水を

用ふ社人云汚穢有る者此水を汲めば溢上ると云ふ、田島社の御炊屋の後に鎮守社有り、鎮時の神を此に勧請せしなる可し、田島の本社に毎年除夕に社人五人年籠りす、其夜神前にて来年の年穀の豊凶年流風雨又は各我身の吉凶何事にても疑はしく決め難き事を占ふ、其占様は紙に其品を書き並べて取る事古の鬮を取るが如し、此を試(タメシ)と云ふ、其吉凶違ふ事無し、除夕に非ずして他時にも占ふに又験有り、除夕尤験有り（以上取意）など同書に云へり、（右の例祭八月十五日なりしは八幡宮の姫大神は此同神に御在し坐す故なる可し、因云公事根源抄に云へる四月十一月初卯日の宗像祭大和国城上郡に坐す御社のなり、然るに八幡本記宇佐宮條に「八幡大神の祭日に卯日を用ひる事は卯年の卯月卯日に神と現れ坐しゝに依れり」として崇神天皇の御事に云へれども、右の宗像祭に卯日を専用ゐる事由有る事なり。）又御顔水の事は上に云へる奥島の金水大島の天真名井の類にして、上に云へる石清水の側にして此三神に属る事なり、又右の鎮守社は鎮座の本社は昔沖海中に坐す三神の御神居と聞ゆれば、此に移せるも昔此社に就て沖島の神をも祭りたりつる由縁と見ゆ、此神社の沖島に坐しゝ事を云へる考に思合す可し、紀正書に此三女神の御事を此則筑紫胸肩君等所祭神是也と有り、古事記にも此三柱神者胸形君等之以伊都久三前大神者也とも所見たり、斯りければ其胸肩君等は神代の如くして其神を領知て在りけるが、奥島大島辺島の祭祀には尤よく仕へりけむを、孝徳天皇御世に神郡を置かせ給へる以来代々郡領として宗形神主をも兼ねたりし事紀十三に委しく注せるが如し、然るに其氏人今の田島村の辺に居り、沖津島の御神も遥なる海湾に鎮御在し坐しければ、其御の遠くも詣でりしかば殊に此御社に親しく仕奉りて沖島大島の祭事を緩りけらし、然るに如何にしてかは其氏人は別に遠りて其宗像の地は絶えたりけむ、

不審しき事なりけり、（其宗像朝臣の田島村に居たりけむと思ふ由は、凡郷家は其郡内にて員秀と云ふ所に定めらるる事云ふも更なるを、續風土記に「宗像大宮司宅田島村の境内本社の南に在り、方百間餘其跡今は田と成れり、是大宮司中世より世々の宅地なり」と云へるは右の胸形君の系統ならざる宗像氏なれども、必物は古き跡に依る者なればなり、又郡に遺れりと云ふは姓氏錄に出でたるを云ふなり）通證に「宗門曰、延喜十一年甲戌賜宇多帝皇子清氏宗像朝臣姓、任筑前守兼大宮司、以來子孫相繼爲其職也」と有り、然れども宮司は神主の上に立ちて一社の公事を司る職なり神主は神に仕奉るを職として政務に預る者ならざる故に氣押されて終に在るが如く無きが如くして絶えたる者なめり、今奥島大島の神人共に河野氏にて胸肩君の末ならぬを以ても知るべきなり、然れども任國は定まれる年の限有る事なれば、其清氏宗像郡に土著く事と成れりしかば其受領を返上して代々大宮司と成て仕奉るが、此邊津宮の近傍に家居ければ終に名稱は大宮司にして三宮の事を預知れゝども、其業とする所は即邊津宮の全くの神人とは成れる者なりけり、然は有れども紀記に見えたる胸肩君にしも此宗像大神の遠孫にて有りしかば、神の御心も然こそと所思ゆる事なるを、神も然のみは承給はざりけらし、傳十三にも論め云へるが如く其五十四世氏俊は逆賊に與黨して朝廷に背き奉り足利に屬て兵革を事とし神事を疎略にし諸人を惱ましければ神も何時までかは宥恕し御在し坐さむ、終に天正十三年に至りて永く家亡びたりしは神慮然も有りぬ可き御事なりかし、續風土記に「昔大宮司有りし時宗像三所の社人凡七十人有り、今纔に十三人有り、此内十一人は田島の神職なり、田島に十人大井村に一人有り、其十一人の内大宮司の遠孫宗像氏三家有り、此内深田氏二人嶺氏一人なり、大島に社人此内一人は中津宮に仕へ一人は奧津

宮に住ふ」と見えたり、（但神名式に宗像神社三座と有れども、右の如く邊瀛中瀛海濱と三座に別れ御在し坐すなるが、朝廷よりの奉幣なども大島奥島は海中に在りて遠く陸地を離れたる事にし有りければ、多くは此邊津宮にて外二宮のも行はれたりしなる可し、百練抄に崇徳天皇長治二年五月二十八日大宰府言上宗像社炎上事と有るは此御社なる可きを思ふ可し）又同記に光仁天皇天應元年宗像大宮司氏男神有御託宣三座一處御遷座之事、左第一田心姫命居中間、第二湍津姫命居左間、第三市杵島姫命居右間以上號摠社、中第一田心姫命居左間、第二湍津姫命居中間、第三市杵島姫命居右間、以上號中殿、右第一田心姫命居左間、第三市杵島姫命居中間、第二湍津姫命居右間、以上號地主、如御託宣三神一所有遷座、此則居海邊向異國事者顯三神一體俱體俱用一致幽明靈徳、甞未來際施本朝鎭護異國征罰之靈驗也矣と云ふ事を載せたるのみにて貝原氏の辨も見えず、文も拙くて字の錯置多けれども、識見るに光仁天皇の御世に宗像大宮司と云ふ事續紀に見えず、又氏男と云ふ人心得ず、同紀神護景雲元年に筑前國宗形郡大領外從六位下宗形朝臣深津と云ふ人見えたれば、其深津の子などに當る所なるに、氏字は上に云へる宗像大宮司淸氏より以來世々に號くる所なれば不審しき事なりければ、若天應に神託の有りけるは別の人などなりけむを、其傳を亡へるから非ぬ人名を加へたりとして、此は件さは免されも僞むを、右の如く邊津宮にては祭神は三神なるを、九座に祀へるなりけり、予が心には右の中殿と申せる湍津姫命を中とし、田心姫命を左とし、市寸島姫命を右と爲るなむ素より祭奉れる邊津宮の御神に渡らせ給へるに、左の摠社は奥島より勸請り右の地主は大島より勸請れるにて此二殿の御神はしも然る神託の事などに依て合せ祭れる者か、又は右の二島へ宗形朝臣の其祭祀毎に渡り行きし

を、郡大領を兼ねて在りしかば郡内の政務共に係列ひて暇無き身にし有りければ屢渡りも得行かざりし故に、其奥島大島の二神を相殿に鎮め奉りて其神事も何も凡ての事を此邊津宮にして行ひたりし者なる可し、何にも在れ右の傳に此にて湍津姫命を中殿の主として左右に田心姫命市杵島姫命なる事、上に引ける田圖近く有る所に坐す神なる故に田心姫命を主と爲る如きの社説には勝りて甚正しく有りて、始に擧げたる古事記の傳ふる所と異ならざる者なり、又相殿の左方を惣社と云ふは奥津宮の御神はしも宗像大神三社の根本に御在し坐せば然申奉るも理なり、但上なる邊瀛の下に其祭神を中田心姫命左市杵島姫命右湍津姫命なるを、然改めたるは御紀の正書の次第に依りて私に改めつる者なる可し、又右方を地主と云ふも、正書にては市杵島姫命第三なるが故に邊津宮の御神と心得たるから然る僻事も出來れりし者とこそ、（但此を御託宣と云ふは疑ふらくは後人の僞なる可し。大宮司の名を設け後に出來れる人名などを擧げたる是なり、然れども奥島中島の御神を此に併せ祭れるには明證なり）

於是素戔嗚尊以所持劒。浮寄於天眞名井。嚙斷劒末而。吹出氣噴之中。化生神號天穗日命。次正哉吾勝勝速日天忍骨尊。次天津彦根命。次活津彦根命。次熊野櫲樟日命。凡五男云爾。

此は五男神の成出で坐せる眞傳なり、又五男神とは申せども其實は三男神に渡らせ給ふ御事を見奉り知るべき古傳なり、又其劒を物根として生出でさせ給へりし御事の證なる所なり、上に辨へたるが如く三女神の成出でさせ御在し坐す

物根彼瑞八坂瓊之曲玉なる上は、五男神の物根劍にて御在し坐すべき御事は此傳にて著明き事には有れども、唯一向に此傳をのみ立てゝは心行き難き事なむ多在りける、故今其疑を說くべきなり、古事記と同じ事にて正書に天照太神乃索二取素戔嗚尊十握劍一打折爲二三段一と有りて三女神の成出で坐せる物根と爲し、下に天照太神曰原二其物根一則（中略）其十握劍者是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒と有り、此劍に因りて三女神の成坐せると云ふは此一書の趣にも合はず、又事實にも叶はざる僻傳なる事已に傳十三に委しく云へる如くには有れども、其物根を以て其所屬を詔別させ給ふ事は必如此く無くては得有るべからざる所なり、然るに第一ノ一書第三ノ一書下章第三ノ一書等に天照太神御自其御劍を食給ひて三女神を成坐せる事有り、其御劍は天照太神の御帶せる御なれば、素戔嗚尊に索取られさせ御在し坐す御物なり、天照太神は素戔嗚尊の玉をこそは索取り給ふ可き御事なりけれ、然るに其を云はざるは物根を相換取給へる傳を已に脫せる故の事違ひなれば、其も如此く究め以て行く時は其を反樣にして、實には素戔嗚尊の玉より三女神は生坐し、天照太神の劍より五男神の成出御在し坐せる御事に歸る者なりけり、（斯れば劍より三女神玉より五男神の成坐せると云ふ傳へは正書と古事記の二に過ぎざる者なり、其内にも其記には三女神の成坐せる件に奴賀登母々由良爾と云ふ言の変れるも、其本の傳にては玉にて有りし時の語の殘れりし者なれば、爾五男神は劍より成り給へりし傳にて有りけるなり、）備此傳に天照太神謂二素戔嗚尊一曰、以二吾所レ帶之劍一今當レ奉レ汝、汝以二汝所レ持八坂瓊之曲玉一可三以授二予矣、如此約束共相換取と有るを、古語拾遺にも素戔嗚尊欲レ奉レ辭二日神一昇レ天之時、櫛明玉命奉レ迎獻二以瑞八坂瓊之曲玉一、素戔嗚尊受レ之轉奉二日神一と有れば、天照太神の三女神を成し給へりし物實共八坂瓊之曲玉に究

れる事なり、然るを其下に竹木を刻、間以二其主一生二天目一箇命一と有るに其文未合はざる者なり、右の如く其主を傳日神に奉らせ給へる上は必三女神を成し出でさせ給へる事なる可きを、文を省くに過ぎて斯く物根を取違へたる事云ふに絶えたる誤なる者なり、（若右の如くならむには箭後者の已に言はれたるが如く、天津日鷲は天照大神の御末とは成るまじき忌々しき謬言なる者なり、凡て古人は物事大どかに在りしかば然る前後の見合せも無く記せりしから斯る事にも及びたりし者ためり）借三柱の男御子等の御に所由御在し坐す御事は、先づ天忍穂耳尊は天津日嗣に御在し坐せば其は置きて、次に天穂日命は天孫降臨章に高皇産霊尊召二集八十萬神一而問之曰、當レ欲レ令レ撥二平葦原中國之邪鬼一、當遣レ誰者宜也（中略）僉曰、天穂日命是神之傑也（中略）即以二天穂日命一往平之と有りて、此國言向の始に先づ此神を遣はさるゝ事共武勇の傑れたる神に御在し坐す事申すも更にも無く、又出雲風土記にも天乃夫比命御伴天降來坐伊佐等之遠祖天津日子命と見えたれば、紀記には漏れたりと雖も天津彦根命も共に天降坐せるにて、其物根天照大神の御根より成坐せる神なる故に諸神に勝りて武健く御在し坐しけむ事申すも更なる御事なり、（此時は未経津主神武甕槌神共に其選びに出でさせ給はざりし程なるに、如此く撰出られさせ奉り給へるを以て其傑れ御在し坐しゝ御事の少様ならざるを知るべく、又右の二神等も殊に傑れる神たる由緒をも合せ見る可き事共なり）若て姓氏録に天津比古禰命子天麻比止都禰命と見えたるに、古語拾遺に令三天目一箇神作二雜刀斧及鐵鐸一と有りて鍛冶の業を成し給へるに引合ひて、古事記に取二天安河之河上之天堅石一取二天金山之鐵一而求二鍛人天津麻羅一而科二伊斯許理度賣命一令レ作レ鏡と有れば、天目一箇神と天津麻羅命とは同神にして石凝姥命の鏡を作り給へるにも副ける相槌と成り給へる神なるが、其

刀などを作り給ふには天目一箇命主と成り、鏡を物爲るには石凝姥命主と成り給ふと爲ゝ、相共に離れ給はざりし者と見えたり、其は姓氏錄にも天津彥根命子明立天御影命と申すも同神と聞えて、明立は天と云はむ發語、御影は鏡に因れる稱なるを思合す可き事なりかし、（又右の刀と云ふは謂ゆる草薙御劒なる事師說に依りて考へ明せる事有り、其は傳十七卷に說くべし、天神本紀に倭鍛師等祖天津眞浦と見えたるは右の天津麻羅命の事なり、是天津彥根命の劒に由有る謂なり）又寶鏡開始章第一ノ一書に、以ニ石凝姥一爲ニ冶工一採ニ天香山之金一以作ニ日矛一と有る日矛は鏡に非ず、拾遺に著ニ鐸之矛一と有る物是なり、右に引ける文の如く鐵鐸は天目一箇命の作る所、矛は石凝姥命の作る所なり、若て又其鏡は其第三ノ一書に鏡作遠祖天拔戸兒已凝戸邊所作八咫鏡と有る是也、然るを神宮雜事記に件神鏡者是非ニ人間之所爲一（中略）鏡作遠祖天香山命乃以ニ銅一天八百萬神達共仁鑄造之神鏡也と見えたれば、天香山命と申すは石凝姥命の亦名なり、天孫本紀に天照國照彥天火明櫛玉饒速日命兒天香山命と有り、又神名式に大和國城下郡鏡作坐天照御魂神社（大月次新嘗）坐せる、饒速日命に坐せれば天拔戸神と申すも其亦名なり、又其石凝姥命と申すは右の天堅石を質石と成して鍛凝す由なり、姥は借字にて巧の約れるなり、傳十八に云へるを見て知るべし、天香山とは其金を取る天金山に因れる御名なり、若て鏡と日矛は此神の御手に成れる者なるが、神武天皇御紀に武甕雷神の横刀を降すに此神の高倉下を指して下し給へるも、其同神に坐す鍛冶の事に功坐す神に御在しゝ爲なる可し、天孫本紀に天香語山命天降名手栗彥命亦名高倉下命と見え、又其天香山命の父は饒速日命に坐し其御父は天忍穗耳尊に渡らせ給へるを以て劒に由れる所以なるも明らむ可き事なりかし、（但天香山命は天孫降臨の時に供奉給へりし謂ゆる五伴緖神に御在し坐すを、此時

まで長存へ給へりし事如何と思ふ人も有りなむかなれども然らず、已に其御父と坐す饒速日命も其御世まで中洲に住ませ給へるを思ふ可し、幽顯分れて猶神代なりし者なりけり）偖其天忍穗耳尊の成出で御在し坐す物根を劍とする時は甚々妙なる理有り、然るに八洲起元章第一ノ一書に天神謂二伊弉諾尊伊弉冉尊一曰有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一宜二汝往循レ之、廼賜二天瓊戈一と有りて此國土を脩給はむ御璽として御戈を賜はせたり、又寶劍出現章に素戔嗚尊の草薙劍を得給ひて是神劍也吾何敢私以安乎、乃上二獻於天神一也と有るは、下章第三ノ一書に吾以二清心一所レ生兒等亦奉二於姉一と有るに合せたる御言にて、天照太神と共に相成し坐る此天忍穗耳尊を以て天下を所知し坐しめ奉らせ給ふ天璽の此に來れりし者なり、又此は後の事なれども素戔嗚尊の生弓生大刀を大國主神に賜へりし御事古事記に見ゆ、此は天神御子の天降坐さむ以前に國土を所知と事依して賜へる表物なり、又天孫降臨章大己貴命の此國を皇御孫尊に避奉らせ給ふ所に、乃以二平レ國時所レ杖之廣矛一授二二神一曰、吾以二此矛一卒有二治功一、天孫若用二此矛一治レ國者必當二平安一と云ふ事見え、又寶鏡開始神皇實錄等に天照太神より皇御孫尊へ三種神寶を授け奉らせ給へる所に、彼伊視縣主が奏せりし如く乃提二是十握劍一平二天下一矣と草薙御劍に副へて詔給へりし御事など有り、右等は何れも此天下を事任し授け給へる御璽の事にて別なる由緣には有れども、天照太神素戔嗚尊二柱の珍子として初國所知看す此天忍穗耳尊の然る御劍よりして成出させ御在し坐す御事妙なりとも妙なる理にして、彼天壓神とも仰ぎ可畏み稱奉れるが如く神武を以て天下を統御し給ふ御事の起此に初めて出來れりし者なりけり、然れば萬國にも鳴神の高く轟き渡りて此皇大御國を武國なりと恐れ尊まるゝも豈唯國のみの事ならめやは、天神御許にて然る武き物根より成出でさせ御在し坐す天神御子の大

御民なるが故に自然に其御勢を賜はり分けて生るゝからの事なるらしとこそ所思えたれ、（然る本立を人はしも知らざりけらし、皇國を武國と云ふ事は誰しも云ふ事にて古今に違はざる事實なれば、實に然る言には有れども、如何にして然有るやと云ふ事は誰も知りて云ふ人無し、邇邇八洲起元章の天瓊戈などを引出でて云出づるのみなり、其は國土に固有の神武有りて外國より窺ひ奉る可からざる國の勢の始にて、人も此土に住へる限は又其性を受得て生るゝが故に萬國に卓れて雄武有る事は云ふも更なる事なりと雖も、其實に然有る所以は掛まくも恐こき天祖吾勝尊の然る御劔より成出でさせ給へりし其御子孫の君と坐して治給へる御民なるから、其御靈威を我人共に知らず知らずも蒙り奉り得て生出でたるが故なり、然るを今世武士と云ふ輩の中に多くは心得違ひせる有りて、我等が武く雄々しく成出でたる其原と御在し坐す天神御子を輕しめ傲り思成し奉れるなどは、如何に曲れる心なりとて云ふに絶えたる禍事になむ）偖天忍穂耳尊天穂日命天津彦命三柱の男御子等はしも悉劔に由縁有る御事に渡らせ給へる事右の如くなる上に、此にも例の天津彦根命活津彦根命有りて五柱なれども、已に傳十三などに云へるが如く其正實は實に三神なる正しき證此に在り、其は彼物根を嚼斷坐せる所に劔末と有る是なり、正書に十握劔の事を打折爲二三段一と有るを上章第六一書に合せ考ふるに、劔鐔は本と云ふべし劔刄は中と云ふべし劔鋒は末と云ふべし、此其劔末なりければ此も其如く三段に在るべきに、唯劔末のみを云へるは其本と中とを云ふ時は五男の數に合はざるが故に、是計りは古くも五男神と多く傳はれるに諛ひたりし者にて、天津彦根天の亦名活津彦根命と天穂日命の亦名熊野櫲樟日命とを離して別神の如く出だせるが故に本中末の三にては佶く合はぬが如くなるを以て省き書せりし者ながら、此劔末と云ふ事の遺れ

るが爲に愈此にて上古に傳はれる所は三男神なりし御事を明らめ奉るに足れる者なりかし、（其は私に改めたりし事には何方にか然る心得かぬ所有りて見顯はさるゝ者にて、上に云へる如く古事記は三女神を劒より成出させ給へる趣に取立たる事にて、何方までも物實は劒なるを、其中に奴那登母母由良爾と云ふ八字有りて以前に玉なりし傳の文遣れるなど、何れにか其本を見顯はす緣由の所有て此事を得ざる者なるに相同じ）○劒末は上章第六一書に劒鋒と有り、天孫降臨章に拔二十握劒一倒二於地一踞二其鋒端一と有る鋒端も、古事記に劒前と有れば然訓む字なる者なり、又八洲起元章の矛鋒を古事記には矛末と有り、又欽明天皇御紀にも鋒末と有る類は劒に在れ鋒に在れ其鋩を佐伎と云ふ由已に傳八に註せるが如し、此も其同じ物なれば末を佐伎と訓むも悪からざれども、此は本中末と三段に云ふ所なれば舊訓に隨ひて劒末を都留岐能須惠と訓むべし、古事記明宮段歌に波加勢流多知母登都流藝須惠布由と見えたるは、劒に本末を偕に云ふ證なり、右の上章第六ノ一書の劒鋒は此に劒末と有り、劒鐔を古事記に御刀本と書せれば其鋩を指して末と云ふ事實に然る可き事になむ有りける、（但押並ては鋩の用を云ふには佐伎と訓むべく、其本末に用有るには須惠と云ふ古格なりと見ゆ上章第六ノ一書なるを物を斬給へる時なれば佐伎なり、此は唯に其劒を三段に成す所を云が故に本中末と云ふべき所なり）又此劒末を穗と云ふ事有り、槍穗など云ふは此類なり、神名式出雲神門郡に燒大刀火守大穗日子命と云ふ有るも、燒大刀は穗と云はむ證に置けるなり、末を然訓ませたる例は萬葉九（二十丁）に最末枝者、落過去祁利、十（六十一丁）に爲妹、末枝梅乎、十三（六丁）に末枝爾、毛知引懸、又（二十四丁）に橘、末枝乎過而などの皆是なり、然れば矛槍などに其尖鋒を穗と云ふが如く、劒にても穗と云ふ事有る者なり、心得置く

べき者なり、（末字名義抄に須恵とも阿知とも能知とも那志とも波志とも袁波理とも袁波流とも云訓有て佐伎とも富とも見えざれども義に依て訓なり）○天穗日命の成出で給へりし事の最初に在るは佗に類說無く奇らしくは有れども、共にては第三一書に便化生男矣、則稱之曰正哉吾勝と所見たる此章第一の正旨を失ふ者なり、思ふに古傳には劒末劒中劒本の三段共に正しく有りつらむを、五男神と云ふ數には合はざるが故に共を刪改めなどしつるより再轉ひて劒末の穗と天穗日命との穗とを同じ事に思違へなどして、其最初には置き替へて傳へたりし者なる可し、又思ふに天忍骨尊は劒刄より成坐し、天穗日命の穗は劒末の穗にも通へれば、此傳の如く劒末より成坐し天津彥根命の根は劒根と通ひれば劒鐔より成出させ御在し坐しけむかとも思へども、事狀を考ふるに劒末より劒刄劒鐔と漸次に嚙斷せ給ふ可き筈の事なれば、天穗日命の最初に出でたる事決に信難くなむ有りける、（此は劒より男御子等の成坐せる本說にて甚愛たき事此上無き傳には有れども、斯る小疵は有るなりけり、然れども凡ての趣の正しきに愛でて此計の事は尤む可きに非ず）○次正哉吾勝勝速日天忍骨尊、上の三女神の例嚙斷瓊端而云々、又嚙斷瓊中而云々嚙斷瓊尾而云々と見えたり、此も正書に打折爲三段而と見え、古事記にも打折三段而と云ふ語の見えたれば、其十握劒を三に折らせ給へるなるに、劒末のみを云ひて中と本とを云はざる可き筈は無き事なり、故思ふに此も上なる嚙斷劒末而云々に合せて嚙斷劒中云々、又嚙斷劒本云々と有りて、天忍骨尊天穗日命天津彥根命三男神の成坐せる因因に吹出氣噴之中化生神號云々と有りけむが、五男神と云ふに合せけむ時其數の足らざりければ劒末のみを云ひて劒刄劒鐔の二は省けりし者なりけり、（何にしても天忍骨尊を長とし天穗日命を中とし天津彥根命を季と爲さゞるは誤

なり、叉活津彥根命熊野櫲樟日命の二神は亦名の重複れるなれば今云ふ限に非ず）

安政四丁巳年正月十三日開稿同廿一日落成。

日本書紀傳 十六之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十六　瑞珠盟約章

一書曰。日神與二素戔嗚尊一。隔二天安河一而相對乃立。誓約曰。汝若不レ有二奸賊之心一者。汝所レ生子必男矣。如生レ男者予以爲レ子而。令レ治二天原一也。

此は傳十四卷に云へる如く、第二ノ一書に、大に類て又異なる所有る者なり、然れど、中には佗傳に勝りて、甚愛たき事も二三見えたり、其一は第二ノ一書にも有るが、此の日神の素戔嗚尊に詔給へる御言に、汝若不レ有二奸賊之心一者、汝所レ生子必男矣と有りて、其下に如生レ男者予以爲レ子而令レ治二天原一と云ふ御言なり、先には甚信み難く思へりしかども、熟考ふれば第二ノ一書に、天照太神謂二素戔嗚尊一曰、以二吾所レ帶之劔一今當奉レ汝、汝以二汝所レ持八坂瓊之曲玉一可二以授一レ予矣、如レ此約束共相換取と有りて互に物根を相取換へさせ御在し坐して、御誓の御事に及ばせ給ふとして、其素戔嗚尊の所持せる物根はしも日神の御物なれば、即日神の御子と成し給はむとの御事にて、正書又古事記に、此

後に詔別させ給へる物實の御事を、已く此に其御心ばへを宣給へりし者なり、（下章第三ノ一書には、素戔嗚尊の申給へるに、如有ニ清心一者必當レ生ニ男矣・如レ此則可ニ以使三男御ニ天上一、と有れども、其にては面白からず、此は天照大神の素戔嗚尊を未疑ひ所思食しゝ御程の事なれば、清心有らむとは思ほしつゝも實に然有りなむには、如此治め給はむと慷慨まして宣給ふ可き事なるを思ふ可し）二には、便化ニ生男ニ矣、則稱之曰ニ正哉吾勝一、故因名レ之曰ニ勝速日天忍穗耳尊一と有る是なり、此は素戔嗚尊はしも、下に故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ清心一と有が如く、始より清心には御在し坐しゝかども、其清心の顯れさせ給はでありしかば、如何にもして其清心の程を明し奉らせ給はむと所思して、御子生み給ひけるに、的當して始に申させ給へりし如く男御子に在しゝかば、正しき哉我心の如くに其驗顯はれたりと喜ばせ給へる條りに、我知らず御言に出でたりし者なり、（第一ノ一書にも、故素戔嗚尊既得ニ勝驗一と有るも同じ事には有れども、其は御紀の趣より云ふ所なるを、此は正しく素戔嗚尊の御言にし有れば甚々勝れり、但此等の勝は我心の如くなるを勝と云ふにて、日神に勝ち奉ると云ふ義に非ざる事、本より然り）三には、卽以ニ日神所レ生三女神一者、使レ降ニ居于葦原中國之宇佐嶋一矣と有る一條なり、何れの傳々にも三女神はしも、但宗像大神に御在し坐す由のみ有りて、宇佐大神に御在し坐す本說無きを、此なむ其實たる御賜物なり、（其說下に云ふべし、宇佐宮の中殿は、古より三女神を祭奉りて、玉依姫命と稱奉れる御事なるを、後に八幡大神を祀奉れるより以來、此主と御在し坐す三女神を、人皆相殿神の如く思成し奉れるなむ、氣疎き事なりける）〇天安河傳八に云へり、正書に天眞名井と有り、第一ノ一書に、天渟名井亦名去來之眞名井と有り、第二ノ一書に、堀ニ天眞名井三處一と云へるなどに、傳十三に云へるが如

く、此御事に臨みて、二柱神共に相換取り給へる物實をしも浮寄せて、振滌がせ給はむ料なるにて、別に定有るには非ず、天安河の中にて井と云ふべき所にて、水沼の所なる者なり、然るに古事記に、故爾各中置天安河而宇氣布と有るなどは、直に宇氣布とは有れども、河を隔てゝ相對はせ御在し坐して、輙く天照太神の御許に詣近寄給ふ可からざる用意に依りてなり、此の隔天安河而相對と有るも右に同じ、(崇神天皇十年御紀に進到輪韓河、埴安彦挾河屯之、各相挑焉と見えたると、先は同じ状なる例有る所なる者なり」)隔、古事記には中置天安河と有り、又其黄泉段にも爾千引石引塞其黄泉比良坂、其石置中各對立而度事戸と見え、萬葉十一(二十八丁)に紅之、襴引道乎、中置而、妾哉將通、公哉將來座と有るも同じ例なり、記傳七(四十九丁)に中置は中間に隔つるなり、萬葉十八(三十三丁)に安麻泥良須、可未能御代欲里、夜洲能河波、奈加尒敞太弖々、牟可比太知、此は七夕の歌なれど、語の續きは此の故事を思へるにや」(取意)と見えたる如く、置中も隔中も同じ意なりける者なり。又十(二十六丁)に久方、天印等、水無河、隔而置之、神世之恨。又(二十八丁)不合者、氣長物乎、天漢、隔又哉、吾戀將居なども見ゆ、(此も七夕の歌なるが、此の故事を取出でて詠みたりし者なり、又八卷に多夫手二毛、投越都倍伎、天漢、敝太而禮婆可毛、安麻多須辨奈吉と有るも、右の例に異ならず」)(相對乃立は第一、一書に相對而立と同じく訓むべし、傳十四、十五にも云へるが、對立と云ふ事を天河に云へるに萬葉八(三十二丁)に天漢、相向立而云々、一云向河、十(二十六丁)に天漢、已向立而。又(二十七丁)天川、河向居而、又(二十九丁)天漢、川門立、一云天川、河向立。又(三十一丁)眞氣長、河向立、又(三十二丁)乾坤之、初時從、天漢、射向居而、十八(三十三丁)に夜洲能河波、

奈加爾敝太良々、牟加比太知、又(三十四丁)夜洲能河波、許牟可比太知良など是なり、右等も皆此の故事に因りて詠るなる事例の如し、(七夕と云ふ事はしも、漢國にて起りたる非ぬ跡無し言には有れども、此の文人は此章の故事を以て作られたる謌なる故に、今しは如此く證に引て、却りて實の古傳の方を彼此從す事にも至れる者なり)○誓約曰は第一ノ一書に相對而立誓曰と有ると同じ所なれば、此も立ノ字は上へ屬て訓むべからず、唯誓約曰にて第二ノ一書に立二誓約一とは同じからざる者なり、○汝若不レ有二姧賊之心一者は、第一ノ一書に若汝心明淨不レ有二陵奪之意一と有ると同じ趣にして、唯言の換れるのみなり、其は傳十四に云へり、姧賊を阿多那布と訓める、阿多は敵にて那布は辭なり、其は神武天皇御紀に、兄猾が事を聞天孫且レ到即起レ兵將レ襲、望二見皇師之威一、懼レ不二敢敵一(中略)天皇即遣二道臣命一案二其逆狀一、時道臣命審知レ有二賊害之心一と有るにて知られたり、故其賊害を逆阿多流と訓めるを以て、敵は當にて此方を目指し來る者を云へり、今も人に競ひて爭ふを阿多流と云へる是なり、阿多には紀記共に敵をも虜をも賊をも同じく阿多と訓ませたり、(姧字は欽明天皇御紀に姧佞又姧心、推古天皇御紀に姧、孝徳天皇御紀に姧とも訓める、加多牟は敵を加多倭と訓むと同じ義なり、名義抄に賊を奴須牟又阿多と有り、書舜典に寇賊姦宄と有る字なり)○若ノ字次には如と有り、已に正書に如吾所レ生とも若是男者とも有り、萬葉十一(二十八丁)に馬音之、跡杼登毛爲者、松陰爾、出曾見鶴、若君香跡、十二(十丁)に夕夕吾立待爾、若雲、君不來益者、應辛苦、十九(三十四丁)に君之往、若久爾有婆、梅柳、誰與共可、吾縵可牟と有るなどは、何れも心に危ぶみながら、然も有らむかと思ふ事を若と云へり、言義は亦其と云ふ意なるにや、天孫降臨章第二ノ一書に、吾所レ娠是若他神之子者必不レ幸矣、是實天孫之子者

必當ニ全生一と有りて、若と實とを並べ對云へるをも味はひ知るべき事なりかし、（俗に云はゞ萬一など云ふ程の意なり、字は右の若又如などの外に、譬とも或とも倘とも書く事なれど、其義相等し）○如レ生レ男者云々は第二ノ一書に、天照太神詔ニ素戔嗚尊一曰、以ニ吾所レ帶之劍一今當レ奉レ汝、汝以ニ汝所レ持八坂瓊之曲玉一可ニ以授レ予、如レ此約束共相換取と有りて、已に素戔嗚尊の御手に、日神の十握劍を渡し奉らせ給ひて、試みさせ給ふ所なりければ、素戔嗚尊實に明淨き御心御在し坐せらむには、男御子ぞ必成出でさせ御在し坐さむと所思して、詔給へる所なり、然して男御子の成出で御在し坐さば、其なむ素戔嗚尊の勝験を得させ御在し坐す御事なりければ、素より天照太神の御方にも、有らま欲く所思し看す所に至れるにてし有りければ、素戔嗚尊の成奉らせ給ふ御子とは申せども、物根の御子にて日神の御子とは成させ給はむとの御約束にて、古事記に於是天照太御神告ニ速須佐之男命一、是後所レ生五柱男子者物實因ニ我物一所レ成、故自吾子也、先所レ生之三柱女子者物實因ニ汝物一所レ成、故乃汝子也、如此詔別也と有る、此は其生坐せる後に詔別させ給へる事なれども、天照太神は已に然る御心御在し坐して、殊更に詔給へる者なり、（然れども素戔嗚尊は此を承けて、奉るとも奉らずとも申させ給はざりけらし、其は素戔嗚尊は物根にも何にも御心は御在し坐さず、唯男御子を生みて、一向に淸明き御心を顯はし奉らむと思凝し給へる所なればなり、）但此傳も第一ノ一書に同じく、然る物實を相換へさせ給へる御事は無くして、天照太神は御自の劍を食給ひ、素戔嗚尊も御自の瓊を食給ひ、己が物々にて御子を生成し給へる趣にては有れども、其は已に傳十四卷より始めて時々に云へるが如く、若右の如くならむには、掛まくも恐こき天統の起原はしも素戔嗚尊にして、天照太神は唯其御子を後世の養子の如くして育奉らせ給ふに

有りて、古意を失ふ事甚しく、是以て行く事にし有れば、此に正書第二ノ一書又古事記の如く無くては叶はざる所なりければ、云ふ迄も無く天照大神の瓊を素戔嗚尊に渡し、素戔嗚尊の瓊を天照大神に奉らせ給へる御事なるが、其奉らせ給へりし御事に除て、各傳主の其にて御子を生成し給へる事に傳の異れるなれば、右に云ふ所の說に於て、少から害無かる可き者なり、（下章第三ノ一書なども然りと思ふ、其に物根を相易して相換へ取らせ御在し坐る趣の傳ならざるは、何れも瑣事にして天津日嗣の大義を失へる者なれば、他傳々に參考へ意を加へて見る可きなり、）〇予以爲レ子而令レ治ニ天原ー也は、傳二十に云へるが如く、此に對へて吾如生レ女者汝以爲レ子而令ニ降ニ於葦原中國ーと有る御言の有りつらむを、傳へ漏せる者なる事、此末に男御子女御子に依し別の御事御在し坐すを以て知るべきなり、下に此文を結びて以爲ニ日神之子ー使レ治ニ天原ーと見えたり、傳十三に委しく註せるが如く、其物根の由に縁りて天照大神は大御父の如く、素戔嗚尊は大御母の如く御在し坐す其御子に御在し坐すが故に、天照大神の御方に屬奉らせ給へり、故第一ノ一書に天孫と有るは、天神御子と申奉る御事なり、下に日神之子と有るは、古語に高照日御子と申奉るに同じ、（又素戔嗚尊にも御子と坐すが故に、吾以ニ清心ー所レ生兒等亦奉ニ於姉ーと云ふ事下章第三ノ一書に見え、又寶劒出現章第五ノ一書には、吾兒所レ御之國と詔給へる御言有るなり、）是を以て天照太神の御子と詔給へりし事、古書に多く所見たり、天孫降臨章第一ノ一書に、天照太神勅ニ天稚彥ー曰、豐葦原中國是吾兒（ワガミコノ）可レ王之地也、又天照太神勅曰、若然者方當レ降ニ吾兒ー矣、又因勅ニ皇孫ー曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫（ミコノ）可レ王之地也、又天照太神之子所レ幸道路、有ニ如此居ー之者誰也、又聞ニ天照太神之子今當ニ降行ー故奉レ迎相待と見え、第二ノ一書に吾孫（アガミコ）とも作れ、又天照太神手持ニ寶鏡ー授ニ

天忍穂耳尊一而祝レ之曰、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾とも、以二吾高天原所レ御齋庭之穗一亦當レ御二於吾兒一とも有り、古事記にも共同じ事を、天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穂耳尊之所レ知國言因賜而天降也、又此葦原中國者、我御子之所レ知國、言依所賜之國也、又汝之宇志波布流葦原中國者、我御子之所レ知國言依賜、故汝心奈何、又爾天照太御神高木神之命以、詔二太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命一、今平二訖葦原中國一と見え、又猿田毘古神の所に吾御子爲二天降一之道誰如此而居とも見ゆ、右等は御子天忍穂耳尊御孫瓊々杵尊をも御子と宣給へる例なり、又其白檮原宮段には、我之御子等不平坐良志と有る、此は五瀬の御孫には渡らせ給へども、猶如此く宣給へるなり、此を以て八百萬千萬代の大御末と申奉るとも、猶天照太神の直に御子に御在し坐す御事を明らめ奉る時は、天日の大御光を頂に仰ぎ奉る限の人々は、皇御孫尊を恐み敬ひ奉らざる事を得ざる者になむ有りける、〔予今此例を引出でたるに就て、如此奇らしげに云ひけることこそ可笑しかりけれ、已に鈴屋大人の直日靈に「千萬御世の御末の御世までも、天皇命はしも大御神の御子と坐々して、御世々々の天皇は即天照太御神の御子になも大坐々ける、故天神御子とも日御子とも申せり」と云はれたるより、始めて記傳に委しく云はれたる事を知りながら、又更に言立する心に心の浮れ出でたるも、思ふ旨有りて止べからざればなりよ〕○令レ治二天原一例は、垂仁天皇二十五年御紀に天照太神悉治二天原一と有り、猶上章第六ノ一書なる伊奘諾尊の勅任に、天照太神者可三以治二高天原一也と見えたるが如く、高天原はしも天照太神の所知看さする御在し坐す事、今更に申奉るも事舊にたる御事なり、然るに此にて天忍穂耳尊に事依し奉らせ給ふ御事は如何と思ふ疑も有り、又右にも引けるが如く天孫降臨章第二ノ一書に、豐葦原

中國是吾兒可レ王之地也と見えたる天照太神の大御言にも合へるが如く思ひる事なれども、其は猶思慮の至らざりける者なり、先づ天照太神の御事より說及ぼす可し、其は四神出生章なる一柱御祖神の大御言に、何不レ生ニ天下之主ニ者ニ歟と詔給ひて、生奉らせ給へりし驗に因て生出でさせ給へりし太御神に渡らせ給へば、高天原を所知看し御在し坐しつゝも、猶此天下は天照太神の御國なる可き其故へれ由緣有る事、已に傳十二に委しく說註せるが如し、故上章第十一ノ一書なる保食神の御事はしも此より後の事なるが、其も國土人類の爲に物爲させ給ふ御所爲なる事、其所に天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可ニ食而活レ之也、と詔給へる大御言に依りて知り奉らる、又神宮雜事記に載る御託宣にも、我是皇太神第一別宮荒祭宮也、而依ニ皇太神宮勅宣ニ今更所ニ託宣ニ也、天下四方乃人民皆皇太神宮乃御寶也と云ふ事の有るにても、天下は皇太神の天下にして、人民も皇太神の御寶なるを以て、天原を治め給ふとして天下を持たせ御在し坐す御事を、問らめ奉る可くなむ有りける、（又素戔嗚尊はしも、上章第六ノ一書に、素戔嗚尊者可ニ以治ニ天下ニ也と見えたる如くなれば、素より天下を治す可き大神に坐して、日神と共に此國土を保たせ御在し坐すが、亦御名を月夜見尊とも申奉りて、彼國より此國土を幸び給ふ事、猶日神の天原より此國土を統御し給へるに等し、）故令レ治ニ天原ニとは、高天原を令レ知奉り給ふ御事は然る物にて、皇太神の相保たせ御在し坐す葦原中國をも、所知し令レ坐奉り給はむと云ふ事なる可し、然るは此後に保食神の御事有りて、天津日嗣の瑞穗出來にければ、天邑君を定めて其百姓を長と成し給へるなど、天上の事には有れども、已に君臣民の定まれる始なり、天忍穗耳尊と申奉るも、其瑞穗を所知看す義の御名なる事傳十三に云へるが如く、又古事記御天降段に、太子（ヒツギノミコ）正勝吾勝勝速日天忍穗耳命と見え

たる太子は、日繼の御子と申奉る御事にて、瑞穗の御貢を所聞食す御職の名なるを思ふ可し、又其平國段なる大國主神の御言に、唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巣而云々治賜者と有るも、當昔已に高天原にして、天忍穗耳尊の天津日嗣所知し食す皇大宮の御在しけるに就て、其天上の儀の如く新宮造し給へらむ事を請奉らせ給へるをも思ふ可し右の如く令治天原とは有れども、事は天下の大御政なるを思合す可き者なり、又第一ノ一書に、三女神を天降し給ふ所の御言に、汝三神宜降居道中奉助天孫而為天孫所祭也と有る天孫は、此天忍穗耳尊の御事なるが、已く天降して此天下を令知食め奉給はむ御下心の、御在し坐すに依る事をも考ふ可き者なりかし、(然れば令治天原とは、天照太神の御嗣と成し奉らせ給はむと云ふ事にて、事は此にては天下を所知食す御事なる者なり、已にも云へる如く此天忍穗耳尊はしも、天照太神と素戔嗚尊と二柱の珍子に渡らせ給へれば、生坐しながらにして此天下の大君に御在し坐すからに、高天原にして天津日繼の御政を物爲させ始め給へるにて、此なるは其天上の儀の如く執行ひ給へるなり)

於是日神先食其十握劒化生兒瀛津島姫命。亦名市杵島姫命。又食九握劒化生兒湍津姫命。又食八握劒化生兒田霧姫命。

此は第一ノ一書に同じく三女神の成出坐の異說なるが、中に殊に瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有るなどは甚々太じき誤たる者なり、然るは其瀛津島姫命と申奉るも已に辨へたりしが如く、古事記に多紀理毘賣命亦御名謂奧津島比賣命、

と有りて、田心姫命と申奉るは本御名にして、瀛津島姫命と申奉るなむ、宇佐島に天降り御在し坐奉て後に、依副りる奥島に止住せ給へる御名にて、中島に坐する中津島姫命、邊島に坐する邊津島姫命と申奉る類にし有れば、此に本御名に擧げる事違へるに似たり、（又次に出でたる田霧姫命はしも、古事記の多紀理毘賣命正書の田心姫命と同神に御在し坐せば、瀛津島姫命に坐する同神に擧げる事第一二書と共に誤なり。）又市杵島姫命はしも、同記に市寸島比賣命亦御名狹依毘賣命と有るも、本末は違へれども狹依毘賣命と申奉る御名御在し坐せるなむ甚愛たく所思えたる、姉長を田心姫命と申すは誥有なり、中を狹依毘賣命と申すは誤錯なり、季を湍津姫命と申すは高間にて、御誓の時に天照太神の大御心進詰らせ給へるに因りて、號け奉り給へる御名にして、三女神共に一對の御名に御在し坐せば、其生坐ながらの御名共なり、地神本紀にも佐依姫命と有れども、御紀には總て其御名は御在し坐さゞれども、其御名の所に當りて市杵島姫命と有るを、强て此の云ふべきならざれども、市杵島と云ふは其所在す島名を以て稱奉れる御名なる事著ければ、素より天上にては御在し坐せる御名なり、此に市杵島と云ふ名の必無くては叶はざるを、傳十五に考へ註せるが如く、其は中島の亦名にし有りければ、瀛津島姫命の亦名として云ふは大に違ふ所有る者なり、（又狹依都と伊知伎と音の通へるを捉へて、同神ぞと心得居る嘗吉にも有りと雖も、三女神の條理を甘く知れる人の言ならざれば云ふにも足はず。）〇田霧姫命、古事記に多紀理毘賣命と有ると同じ唱にして、御紀の田心姫命と同神に御在し坐せるなり、然るに此も第一一書と同じく、一を瀛津島姫命二を湍津姫命三を此田霧姫命と別神の如く出せれども、右に引ける古事記は更なり、地神本紀にも、田心姫命亦名奥津島姫命亦瀛津島姫命坐二宗像奥津宮一是所レ居二于遠

瀛ニ者也と見え、又古事記にも大國主神娶ニ坐胸形奥津宮ニ神多紀理毘賣命ニと正しく見えたる上は、上の瀛津島姫命と有るは、此田霧姫命の遠瀛に御在し坐すに因れる亦名にし有りければ、誤なる者なりかし、（然れば此も順次を定むる時は、田霧姫命市杵島姫命湍津姫命と有るべき所にて有るなり。）

已而素戔嗚尊。含其左髻所纏五百箇統之瓊而。著於左手掌中便化生男矣。則稱之曰正哉吾勝。故因名之曰勝速日天忍穗耳尊。復含右髻之瓊著於右手掌中化生天穗日命。復含嬰頸之瓊。著於左臂中化生天津彦根命。又自右臂中化生活津彦根命。又自左足中化生熯之速日命。又自右足中化生熊野忍蹈命。亦名熊野忍隅命。

此と下章第三ノ一書には五男神を六男と傳へたる異說なり、但正書に、素戔嗚尊乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統ニと見えたるは、古事記に各珠を纏持せるに先づ左御美豆良、次に右御美豆良、次に御鬘、次に左右の御手と合せて五所にて、五男神の數に合せたる者にて同じきを、此には右の左右の御髻と御頸珠との三のみにして、次には自右臂中ニ又自左足中ニ又自右足中ニと有る、此三は瓊を著て御子を化給へりとも見えず、唯手唯足より成坐せ

る趣にして、其左手の方には復含二要レ須之瓊一者二於左臂中一と有ると同じ左右の御臂にして、事の異なるなむ如何しき事なりければ、此に就て考ふるに此は正書に齰然咀嚼と有り、第一ノ一書に食と有り、第二ノ一書に嚼嗜と有り、其とは異なる者にして、此は右の御頸珠を左右の御臂、左右の御足に著置かせ給ひて、御子を成し給へりと見ゆ。（然れども六男神の事より始めて甚く異なる傳なり。此にては先に所見たる天安河も、又傳々に在る天眞名井なども用無き事の如し。）又其瓊の左髻右髻に纏せると髻と頸との三のみなるに説有り、已にも辨へたるが如く、第二ノ一書の傳に瓊より三女神、劒より五男神の成出で給へるは古説なるを、此は其物根を各相換へ給へりし傳を亡ひたる故に、此も例の如く劒に三女神は化生し、瓊に六男神に化生る趣なれども、切て古事記又正書の如くならばこそ有らめ、六男神に三の瓊を以て合さむと爲しから、然る左右の御足の事に及べりしかども、然る足までに玉を著させ給ふ事の有るべくも非ざるを、熟思ふに此も實の古傳は、天忍穗耳尊天穗日命天津彦根命の三柱なるを、六男神とも云ふ異説の有るに合せむと爲しから、亦名相重復りて六數に合へるを以て、右の三の瓊をも手足までに著て、御子を化生し趣に成して傳へたりし者なる事明らけし、（下章第三ノ一書なるも、六男神なるに其には左髻と右髻との二有りて、天津彦根命以下四神の化生るには何の事も無きを思ふに、上古に瓊より男御子の成り坐せりし傳は非ざりつるから、正書などの趣に合せて然は物爲しかども、猶詳かならざりし者と所見たり、左右に六男と爲るは實の三男神に倍したる傳なり）

○左髻右髻に、正書天照大神の男の裝を成し給へる所に結レ髪爲レ髻と見えたる是なり、口訣に含二左右髻之瓊一化二生忍穗耳尊天穗日命一者、於二御子中一爲二貴高一也。髻爲二左右一以可レ知二神代男體一と有り、已に古事記黄泉段伊邪那岐命の

御體を云ふに、左之御美豆良又右御美豆良又御鬘の御事見えたるは、男神の御髪の状なり、委しくは傳十三に註せるが如し、此髻を母登杼理と訓める、名義抄も然り、和名抄に髻和名毛止々利、鬟也、鬟和名美豆良、一云訓上同屈髪也と見え、名義抄にも髻字美豆良又母登杼理と訓めり、右は美豆良は男髪を結綰ねて、二に角の如く成したる形を以て云ひ、母登杼理は其本を結び別つに因れる稱なる可し、此は女の髪なれども、天武天皇御紀に垂髪于背と有るも、髪の本を結ひて背へ垂らしたるを云ひて、母登杼理とは其結ふ事を云ふ、萬葉に髪結を母登由比と訓めるも其意なり、然して此は上の如く美豆良と訓むべき所なれども、又母登杼理と有る訓も棄つべきに非ざれば舊訓に從へり、(又名義抄に簪をも母登杼理とも米郡志とも有り、此は和名抄に髻髪和名宇太雋と有るが、共も髪を結分くるに因れゝば同じ事なり) 進膳御記に御本鳥業絲也、本鳥取末一結分也、是非奇下作法一。帝王御作法也、略時只有非レ憚、可レ然之時必可二結分一、尋常結分也と見えたるを、階梯に古事談を引て按光孝天皇即位以前、(于時式部卿上野太守)結二分本鳥一給云々と見え、又雅亮裝束抄に「内の御本鳥取る事も同じ事なり、總の結樣は、總を二に附て小本結一して別々に二に結なり、其鉤の手を左右に結べば左は女結に爲よ、其が宜なり、本鳥を取るは習ふに依るまじ、天性の手利に依るべし」と有るをも引かれたり、此を傳十三に引ける年中行事裝束抄に合せ見る時は、近世に至る迄も然る可き時々には、猶上古の髻の樣に御本鳥を結分けさせ給へるなり、又大鏡にも「小野宮の南面には、御本鳥放ちて出させ給ふ事は無かりき、其故に稻荷の杉の顯はに見ゆれば明神御覽ずらむに、爭で無禮げには出でむと宣はせて甚じく愼しませ給ふに、自思ほし忘れぬる時に御袖を被かせ給ひて驚き騒ぎ給へる」(下略)と云ふ事も見ゆ、

（右の本島と云ふは借字なり、正しくは髻字にて有るべし、此は髻字を母登杼理と訓むに就て、其例共を少か引きたるにこそ有りけれ、本説には十三に云へり）○所纏は麻加夢流と訓むなり、玉は緒に貫きて頭にも手にも纏く物なれば云へり、正書に便以二八坂瓊之五百箇御統一纏二其髻鬘及腕一と見え、古事記にも乃於二左右御美豆羅一亦於二御鬘一亦於二左右御手一、各纏二持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠一と有る是なり、萬葉二十（二十九丁）に、阿母刀自母、多麻爾母賀母夜、伊多太伎弖、美都良乃奈可爾、阿倍麻可麻久母と有るは、三（四十四丁）に、伊奈太吉爾、伎須賣流玉者、無二、此方彼方毛、君之隨意と詠める類にして、此なる左髻右髻の瓊に同じき由傳十三に云へるが如し、二（二十三丁）に、玉有者、手爾卷持而、三（三十五丁）に、綿津海乃、手二卷四而有、珠手次、又（四十三丁）奈何、其玉之手二、卷難寸、又（四十七丁）隱口乃、泊瀬越女我、手二纏在、玉者亂而、又（四十九丁）、玉有者、手爾卷以而、不戀有益雄、四（四十九丁）に、玉有者、手二母將卷乎、欝瞻乃、世人有者、手二卷難有、又（五十丁）吾念、如此而不有者、玉二毛我、眞毛妹之、手二所纏牟、七（二十九丁）に海神、手纏持在、玉故、又海神、持在白玉、見欲、又（三十一丁）白玉乎、手者不纏爾、匣耳、置有之人曾、玉令泳流、又照左豆我、手爾纏古須、玉毛欲得、其緒者替而、吾玉爾將爲、又海底、奧在玉乎、手纏左右二、八（三十七丁）棒四香能、芽二貫置有、露之白珠、相佐和仁、誰人可毛、手爾將卷知布、十一（九丁）に白玉、纏持從今、吾玉爲、又白玉從手纏、十三（八丁）に、手二卷流、玉毛湯良羅二、十七（三十五丁）に我加夢故波、多麻爾母我毛奈、手爾麻伎氐、見都追由可牟乎、又（四十三丁）多麻爾母我、手爾麻吉毛知底、和我勢故婆、多麻爾母我毛奈（中略）手爾麻伎氐由加牟、十八（二十八丁）に安由流實波、

多麻爾奴伎都追、手爾麻吉呂、見禮騰毛安可受など見えたるは手に纏持つ振なり、（又三卷に朝爾食爾、欲見、其玉乎、如何爲將、從手不離有牟と有るに、纏とは無けれども同じ事なり、又十卷に劔後、玉纏田井爾と有るは、劔尻に上古は玉を纏きたるが故なるを、八卷七夕歌に玉纏之、眞可伊毛我持、九卷に玉纏之、小梶絲貫、十三卷に玉纏之、小檝毛將と有る類は梶などにも餝して貫連ねたる玉を纏しなり）○五百箇統之瓊は下章第三ノ一書なるも、五百箇統之瓊綸と有り、日本紀竟宴歌に耶佐賀珥邇、伊册津儒波屢濃膏塞佐胡楚吾鶏と云ふ例も有れば、統を須麻流とのみ訓みてぞ可りなむかなれども、熟思ふに彼は歌詞なり、其句の置所に依りて約も延も自由に爲る者にし有りければ、此は御統と訓付べき事傳十四に註せるを見て曉る可し、○含は御口に含ませ給へるなり、正書に踏然咀嚼と見え、第一ノ一書に食と云ひ第二ノ一書に嚼齧と有り、此には先の三女神の所には、食と有るに當れる所なるを思ふ可し、古事記に咋破其吳公含赤土唾出者、其大神以爲咋破吳公唾出、而於心思愛而寢と見えたる、咋破は咀碎くを云へればこ、此も然にて其瓊を咀碎かせ給へるを口に含ませ給へるなり、又海神宮段にも解御頸之璵含口唾入其玉器と有るも右に同じかる可き者なり、（含と云ふ事の義は已に傳九卷に記きたれば今云ふ限に非ざれば此には一二の例を擧け見るに、右にて此の事狀なむ想像る可く有る）○左手掌中、右手掌中は、下章第三ノ一書には左掌右掌と有り、掌中を多那宇良と訓めるは手裏の義なり、名義抄に掌を多那基許呂とも多那宇良とも多那曾古とも見り、然るに和名抄に掌和名太奈古々呂一云、太奈曾古手心也と云へるは、多那宇良と云ふ訓を落せりし者なり、（右の下章の掌をも多那宇良と訓み、寶劔出現章第六ノ一書に掌中と有るをも然訓めれば、古言にて有るなり、下に云ふを合せて見る可

し、容積漸漸に昨昔に頂上へ達天の山に成さむと多都宇良の中に黄金の大殿を作らむと云ふとも此説の云む事に述へじと云給ふ程に云々〇者は此に於佐奈と云訓有るは音便なり。故其本に返して於佐奈と訓むべし。倍吉那岐連淮能哲彦に、解御頭之珠令日碍入其玉髪、於是其髮者二髪、尋不得動、故鼻任以建等其髮玉と有るに、其能似たる事なるが、右の二の者字に於佐と訓むべき所なるに依りて、其も然ならむと先には思ひしかども、實は書に者て穢れざるなれば、其訓にて宜しけれども、此に下章第一一書に置之左掌とも、又置之右掌とも有るが如く、其匣に納きて合ませ給へる璽を手心に載せ給へるなれば、者字は置と同じく訓むべき所なりけり、寶劍出現章第六一書に少彦名命の御事を、大巳貴神聞取置掌中而翫之則跳齧其頰と有るをも思ひ合す可き者なり、（者美抄を見るに者字は直反にて志流須又阿良波須など訓み、竹略反にて佐流とも波久とも、直略反にて登都麻流又伎多流又波久と見え、中略反にて於久とも流とも阿倍良加加理とも流とも阿都麻流とも訓めれば、此の者字も中略反なるを假用て置とは訓ませたるなりけり、出雲風土記意宇郡母理郷の下に、玉珍置賜而守と見え、萬葉七巻に白玉矣、手者不纒爾匣耳、置有之人曾、玉令泳流と有るなど、此とは別なれど置の例なり）〇化生男矣に、比古美古都志比世理と訓むべし、即上なる日神の御言に、汝若不有穢吐之心者汝所生子必男矣と詔給へるに合せて、的言して其清明き御心の驗有る所なれば、詔を約て右の如く訓まずては叶ふまじ、又下に此事を承けて、其素戔鳴尊所生之兒皆已男矣と見えたり、倍右の三の男字は更なり、第一一書なる男字も共に比古美古と訓むべきなり、記傳七（五十九丁）に二男子女子は比古美古比賣美古と訓むべし、孝元天皇七年御紀に、生二男一女、垂仁天皇十五年御紀に、生三男二女

女ヒメミコ、景行天皇二年御紀に、生二二男一、同四年に生二七男六女一（中略）是天皇之男女、前後幷八十子、仲哀天皇御紀に、稚足彦天皇無レ男、故立爲レ嗣、應神天皇二年御紀に、凡是天皇男女幷二十王也など有る、此等の男女を然訓めるに依れり」（補意）と有るに因りつ、（但右の中に垂仁天皇御紀の一女を唯比賣とのみ有り、景行天皇四年の六女を比賣美夜と訓めるは誤なり必多きに從ふ可し」○稱之曰を言擧而詔給没久と訓めり、強く事の有る可き狀を擧げて言ひ立つるを云ふ事、已に傳八に云へるが如し、寶鏡出現章に、吾曰吾心清々之とも有り、其第五ノ一書に乃稱之曰、杉及櫲樟此兩樹者可二以爲一浮寶一、檜可二以爲一瑞宮之材一云々と有るも、先に然る樹木を生し成給へるに就て、其用ふ可き狀を擧げて言立て給へるなり、又其第六ノ一書に大己貴神の乃興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至二及磐石草木一咸能強暴、然吾已摧伏莫レ不二和順一、遂因言今理二此國一唯吾一身而已、其可三與レ吾共理二天下一者蓋有レ之乎と有るも、此天下を經營ツクリナし給ふ由を事々しく言立て給へるなり、景行天皇四十年御紀に日本武尊の欲レ往二上總一望レ海高言コトアゲシタマハク曰、是小海耳、可二立跳渡一、乃至二于海中一と有るは、海の小きを慢りて立跳にも渡りつ可しと、其御勢に任せて事々しく言立て給へるにて、何れも物に自負する所有りて誇る如き時なるを言擧とは云ふなりけり、（又神武天皇御紀に昔我天神高皇產靈尊大日靈尊、擧二此豐葦原瑞穗國一而授二我天祖彥火瓊々杵尊一、又神功皇后御紀に、既而皇后之命など見えたる擧字を、能多麻比阿宜珠と有るも、事を云立つるにて此と同じき意なり）萬葉六（二十五丁）に、千萬乃軍奈利友、言擧不爲、取而可來、男常曾念、七（八丁）に此小川、白氣結、瀧至、八信井上爾、事上不爲友、十二（九丁）に大方者、何鴨將戀、言擧不爲、妹爾依宿牟、年者近綬、十三（九丁）に蜻嶋、倭之國者、神柄跡、言擧不爲國、雖

然、吾若事上爲、父（十丁）葦原、水穗國者、神在隨、言擧不爲國。雖然、辭擧叙吾爲、（中略）百重浪、千重浪敷爾、言上爲吾、十八（三十一丁）にも、可久思安良波、許登安氣、麻都受杼持、など見えたるも、皆事を擧けて云々と言立つるを云ひて此の稱之に同じ、（名義抄に稱字を加奈布とも能多婆久とも波加理とも波加流とも阿具とも保弔とも那豆久とも與志とも伊布とも伊波久とも有り、又下にも云へり）○正哉吾勝は、傳十三に云へるが如く、上章第八一書に正勝山祇と云ふ神名有るを、正勝此云二麻沙柯一と註され、其同神を古事記に正鹿山津見神と有るを以て其訓を知るべし、借此正は正書に、夫誓約之中必當レ生レ子云々と有るも同じ事にて、下章第三一書なる素戔嗚尊の誓の御言に、如有二清心一者必當レ生レ男矣と有り、又天照太神の其を承けて宣給ふ御言に當りて、此に汝若不レ有二姧賊之心一者汝所レ生子必男矣と有るを、第二一書には汝所レ生兒必當レ男矣と見えたる、當の言に合せて實に先に誓ひ宣ひつるが如く、正しき哉其驗の有りけるよと申させ給へるにて、其一書の總に素戔嗚尊既得二勝驗一と見えたる是なり、此誓に限らず卜事などにも、信に驗有るを正と云へり、萬葉二（十三丁）に大船之、津守之占爾、將告登波、益爲爾知而、我二人宿之と有る、益爲は借字にて正の義なり、十一（十三丁）に事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依と有る、占正謂は占を僞らず言へと云ふなり、十四（七丁）に武藏野爾、宇良敝可多也伎、麻左弖爾毛と有る、麻左氏は賀茂翁説に正定なりと云はれたるが如し、（右の十一卷の歌を拾遺集十三に人麿呂、一正してふ八十の衢に夕占問ふ、占正に爲よ妹に逢べく一と有るを以て、正しなるを知るべし）借此正哉に、實哉の義大に在るべきなり、上の第二一書に、吾所二以來一者實欲二與レ姉相見一云々と有る、實は素戔嗚尊の僞無き本心を開き奉らせ給へるなり、然るに天照太神の汝言處

實將二何以爲レ驗と詔給へるに、生む所の男女の御子を以て清濁を定め給はむとて御誓爲させ給へるに的當して、其實の驗の已に如此顯はれたる所なればなり、古事記玉垣宮段に、故令二曙立王一令三宇氣比白一、因レ拜二此大神一誠有レ驗者、住二是鷺巣池之樹一鷺乎、宇氣比落、如此詔之時、宇氣比其鷺墮レ地死、又詔三之宇氣比活二爾者更活、と有る、誠有レ驗者は正しく驗有らばと云ふ事なり、此を以て正と實と意の相近きを思ふ可し、(字面にても正と實と相對ひ又正と僞と相反がへるを以て其同じきを曉る可き者なり、言義も正は眞、其實は眞事にて其統一なる言なり、哉の意は神武天皇御紀、慨哉の下に云ふべきなり、)吾勝は古事記に、爾須佐之男命、白二于天照大御神一、我心清明故、我所レ生之子得二手弱女一、因レ此言者、自我勝云而、於レ勝佐備、云々と有る、手弱女は男御子などの誤なる可けれども、右の我勝も此の吾勝に同じく、其勝佐備は勝進み給ふ事なれども、此の勝速日に異ならず、第一ノ一書の、故素戔嗚尊已得二勝驗一の勝など、共に吾心の如く成るを勝とは云へるにて、先に申給へりし言の虚ならざりし驗の見えたるを、誇りかに言擧させ爲させ給へるが故に、即其生坐し御子の御名に負ふらせ奉り給へる事、傳十三に委しく云へるが如し、(古昔は物事に巧む事非ざりけるが故に、三女神の御名なども用心は詰有、狭依は進動、湍津は高出なるが如く、其事の有るが任に名と爲る事なるに等しく、此も言擧爲させ給へりし御言を、語の上に置きて稱奉れる者なり、)○名之には其物其事に因て名附くるを云ふなり、古事記玉垣宮段に、亦天皇命詔二其后一言三凡子名必母名、何二稱是子之御名一、爾答白今當二火焼稻城一之時而火中所レ生、故其御名宜レ稱二本牟智和氣御子一と有り、又仁德天皇元年御紀に、天皇曰、今朕之子與二大臣之子一、同日共産竝有レ瑞、是天之表焉、以爲以二其鳥名一各相易名レ子、爲二後葉之契一也、則取二鷦鷯名一

以名太子、曰大鷦鷯皇子、取木菟名號大臣之子、曰木菟宿禰など有るも、上代に物に名る有状なり、又行事に因りて名に負する有り、委しくは傳二に云へり、萬葉三(二十七丁)に言不得、名不知、靈母、座神香聞、石花海跡、名付而有毛、又(五十六丁)言毛不得、名付毛不知、六(二十三丁)に大汝、少彦名能、神社者、名著始鷄目、名耳乎、名兒山跡負而、又(二十六丁)直超乃、此徑爾師弖、押照哉、難波乃海跡、名附家良思裳、十(六十丁)に妻常名付而、與謝乎六香聞、十八(二十八丁)に奥呂之奈倍、此橘乎、等伎自久能、可久能木實等、名附家良之母など見えたり、(名義抄に名字をも那とも那邪志とも布々牟とも那豆久とも有り、又號字をも那とも那豆久とも訓みたり、右の名誓又名附の義なり、)(勝速日天忍穂耳尊に傳十三に云へり、天孫降臨章第七一書に勝速日尊兒天大耳尊と有り、其天大耳尊と申奉るはしも天忍穂耳尊に渡らせ給へれば、勝速日尊は素戔嗚尊の御名と聞えたり、然らば上なる正哉吾勝は御言に與て其誓勝ち給へるを詩らせ給へるなり、勝速日は古事記の勝佐備と同じ事にて、此は其行に勝進ませ御在し坐し御事共の有りけむから然稱奉れるを、其生坐しゝ御子の御名にも通て稱奉れるなり、(御子ならぬも殊なる由緒の御在し坐すには、神名式に出雲國出雲郡大穴持伊那西波伎神社、大穴持海代日古神社、大穴持海代日女神社の類有るは此の例なり、)(嬰頸之瓊に第一一書に已而素戔嗚尊以其頭所嬰五百箇御統之瓊と有ると同じ物にて謂ゆる御頸珠なる由傳十四に云へるが如し、但右は此一連の玉以て五男神を行がらに令生給へる由なるを、此にも天津彦根命以下四神の此一玉に因りて成坐せるは、若くは右の第二一書の如くにて、一統の玉にて有りしを、正書の傳と混に成りて、左右御髻の瓊の事は有るならむ、然るに上なる二神の物根は各一定別々に在りて下なる四神の物根の一な

るは疑ふ可き者なり、若一連の玉より成生せるならむには、第二一書に云へる如く瓊端瓊中瓊尾の三にて成れる神は已に云へる如く三男神なる可く、又各物實一に依りて一神の成生せりと云はゞ、左右髻と御頭なると合せて此に三より非ざれば、生坐せる神等も必三神にて、天忍穗耳尊天穗日命天津彥根命三柱の外無きを、餘は亦名の重複りて別神の如く傳はれりし者なりかし、(但五男神の成出でさせ御在し坐しゝ物根はしも、實は第二一書なれども、此は瓊と有る故に、共に依りて實を立つるのみこそ有りけれ、其實は瓊と云ふ傳を予は取らざるなり、)○自二右臂中一は、上なるには著二於左臂中一と有りて、著は御右の瓊を置と云ふなるに、此と此下に、自二左足中一又自二右足中一と有るは、此三神の物根はしも、右の天津彥根命の物根と一にて有る由ならめども、然は聞えざる者なり、下章第三一書にも、天津彥根命以下には物根の御在し坐さゞるなどを思ふに、決く其實に成坐せる神はしも三柱に坐し、又其物實はしも頭に御在し坐せるを、中古に正書などの狀に改めつるより、然打合ぬ事共は出來にたる者となむ所見たりける、又右臂左足右足より成坐しゝ神の物實御在し坐さゞる時は、長寬勘文に伊弉諾大神の御子を生み給へる異說に、陸上立時身濯左眉忍奈豆流時成出來神名云々、又右眉忍奈豆流時成出來神名云々と云ふ類とや云はむ、然れども此は其物根に就て、其所出の定まる由事無き時にし有りければ、左右に信たひ難くなむ有りける、(此を或人は正書にも天忍穗耳尊にのみ物根を云ひて、餘の四柱神を云と有れば、其例にて上より推行く所なるから、先には著二於左臂中一と云ひて、此には自二右臂中一と云へるにて、此も左に傚へるなめりと云へれども然らず、正書は上に左右髻又御頭又左右腕と五所の瓊を云ひて、下は其に合せたる五男神なれば、其次は皆上なる物根に引合ふ所なれは、此と一には成し難か

り、斯れは如何にしても異なる傳なる者なり。）〇熯之速日命、下章第三ノ一書にも熯速日命と見えたる此二のみなり、上章第六ノ一書伊弉諾尊の軻遇突智神を斬り給へる所に、復劔鐔垂血激越爲ㇾ神、號曰二甕速日神一、次熯速日神、其甕速日神是武甕槌神之祖也と有り、又天孫降臨章に、有二天石窟所ㇾ住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神一とも所見たる如く、慥に甕速日神の御子にして、武甕槌神の御父に御在し坐せる上は、此に熯之速日命と有るは、決く其混れたる可き事、已に口訣に第五熯之速日命者、伊弉諾尊斬二軻遇突智一時、劔鐔垂血激越爲ㇾ神第二神是也と云へるを始めて先師等も其説に従はれ、予も亦其に就て發明る説有りて、傳十五に云へる如く、上の第二ノ一書に、素戔嗚尊の劍斷二爲本末一と有る劍末は劍鋒の事なるが、末は中と本は對べる語なりければ、中は劍身に當り本は劍鐔に當りて、五男神と云へれども、實は天忍穗耳命天穗日命天津彦根命の三神なりければ、此にて劍鐔に因りて神の生坐せる傳なるから、入交り混ひつる者ならむと思ひしかども、熟思ふに上章第六ノ一書なるに、熯速日神にて熯之にては非ず、此なるは熯之速日命にして熯速と直に續けるには非ざるなり、（其事已に傳八卷に粗云へりけれども、未其事の意を盡さゞりければ、此に至りて再説くなり、然れども其名義の如きは今云ふ限に非ず。）其は出雲風土記に大原郡斐伊郷屬ㇾ郡家一、樋速日子命坐二此處一、故云ㇾ樋（神龜三年改ㇾ字斐伊）と見え、官社に樋社、又樋社と二社並べ出でたり、此を神名式に稽ふるに、神名式に斐伊神社同社坐斐伊波夜比古神社と有る。此斐伊は風土記に見えたる如く、本は樋なるに韻の伊を添へたるにて、本國を紀伊と書きても其唱に使なるが如く、此も斐伊と書きても斐の一言に云ふ例ながら此字を斐伊波夜とは訓べからず斐伊能と云ふべきなり、惜此は寶劔出現章に所見た

る謂ゆる簸川是なるが、上章の熯速日神の古より鎭御在し坐しけるからに、已に素戔嗚尊の當昔、然る地名の有りけむが如く思めかしき事なれども、其時の御事は、其河上なる鳥髪地と云に在りし事にて、簸川の地名に預かる事無ければ、後名を及ぼし書かれたりと云はむも强說ならざる可し、偖上章の熯速日神は火神に緣有る神に坐せるを古事記には此地を肥上河上と書されたれば、肥を上聲に樋の如く唱へたるにて、平聲に火と云ふ如くは非ざるにも、考ふる所有るべき事なり、若て其熯速日神は、右に引ける天孫降臨章に見えたる如く、高天原に在る天安河の河上なる天石窟に所住神と有れば、本より此國土に御在し坐す神に非ざれば、決めて右の樋速日子命とは別神なる事申すも更なる御事なり、（但古事記には、右の甕速日神の子なる熯速日神を樋速日神と作れば、風土記の樋速日子命と合へれども、各其書に因りて書樣は異なる者なれば、强て論ふ可きに非ず、）故此熯之速日命を、此の男御子等の列に取成して見るに、熯は下に熯干也此云レ備と有れば本より比と訓むべき事今云ふまでも非ず、履中天皇御紀に、劒刀太子王也と有るは、劒刀の身と云ふ意にて、比へ續け宜へる音なり、斯れば此比は身にて、其身は此男御子等の成出でさせ御在し坐せる物根の十握劒を云ふなり、若て速日は、天忍穗耳尊に正哉吾勝勝速日と上に冠て稱奉れる、其正哉吾勝は誓に勝たせ給へる御言擧なり、勝速日は天孫降臨章に依りて、素戔嗚尊の勝進ませ給へるを以て、其御名に負せ奉れる事上にも云へるが如し、然れば熯之速日命と申すは、其十握劒を以て男御子を成出させ御在し坐すに依りて、勝速振らせ給へる由を以て稱奉れる御名なり、又上章第六ノ一書なる熯速日神の御刀の鐔より成出でさせ給へるに、右に云へるが如く第二ノ一書を立て見るに、劒末劒中劒本と其打折り給へる三段に、天忍穗耳尊天穗日命天津彥根命三柱成坐せ

れば、天津彦根命の成出坐しゝ所在は曝露にて有るは、同名の神にして其成坐せる事も同じきに依りて、疑ふ可き状なれども、其は偶然るにこそ有りけれ。皆には同名異神にて、彼は彼此は此にて相等しからざる事有に說ける證を以て曉る可きなり。（然れども上なる甕速日神は、甕速身と云ふ事にて、其は顯に同れる御名なり、熯速日神と申すも、其御祖に當る火產靈神を、古事記に火之夜藝速男神と申すは、火之燒速と云ふ事なれば、其意にて火速身と云ふ事にて、其も顯に同れる御名ながら、此の速日と右の速日とも同じからざれば、言義を說分けて見る時は悉く別神と見ゆ。）偖此の熯之速日命と申すは、決く右に云へる天津彦根命の亦名と聞えたる、其は正哉吾勝と言擧げ給へるを天忍穗耳尊に稱奉り、其奇異に御生坐せる由を以て、天穗日命の本名櫛楢日命なるを、後に出雲に住坐せりし地名を負せて熊野櫲樟日命と申し、又其勝驗を得て踊誥坐しゝなどの事に依りて忍蹈命と申し、大に勝進み給へる由を以て、忍陽命とも大陽命とも申奉れるにて、皆其御誓の時の有狀を以て、稱奉れる御名なる事、傳十三卷より始めて次々註せるが如し、偖又天津彦根命の亦名を活津彦根命と申す、活津は正書に吹棄氣噴之狹霧所生神と有り、第二一書に吹出氣噴之中所生神と有れば其意なる事傳十三に云へるが如く、又此に熯之速日命と有る熯は右の物根なる十握劒なり、速日は其時速日の意を以て稱奉れるにて、此に成坐せる神等はしも、皆其御誓の時の行事を以て御名に負給へる、能心を相通はして見る時は、必しも此に無くては得有るまじき亦名共になむ有りける、（但此に予已に考定めて三女神の物根をば劒とし、五男神の物實をば珠とせる傳へを堅く執るが故に、此よりも後よりも寄來る說なれば佗家に合はざる說なる事云ふも更なり。）偖傳十三にも引て、已に註せる出雲風土記に、意宇郡屋代郷（中略）天乃夫比命

御伴天降來坐伊支等之遠祖天津日子命、詔二吾御將坐一社詔、故云レ社（神龜三年改レ字屋代一）と見えて、同年の御使
に天穂日命と共に、天津彦根命も天降給へりし證文此に在るなり、故此の右の斐伊郷の來由を合せ見るに、其意宇郡
は大原郡と共に相接ける地にし有りけれども、其本の御住處は斐伊なりけるを、屋代は唯其御靈を鎮め置き給ふ所を
構造らせ給へるのみと聞ゆれば、猶大原郡になむ御在し坐したりけらし、其は以前に素戔嗚大神此川上なる鳥髪地に
して、八岐大蛇を斬割給へりしが、其尾より神しき劔を得て大神御許に奉らせ給ひける事、此の寶劔出現章に所見た
るが如し、然るに簸川上天淵記に、素戔嗚尊奉レ獻天照太神一、太神曰我昔天岩屋一時、落二江州伊布貴山一是我神劔也
と有りて、其は古語拾遺石窟段に、令二天目一箇神作二雜刀斧及鐵鐸一と有る雜刀の中の一にて、鏡璁と共に相並べ懸
けたりし神寶たる事證有りて、寶鏡開始章の傳十七に委しく云ふが如し、其天目一箇命はしも、天津彦根命の
御子にし有りければ、彼劔の出でたりし地を求めて住ませ給ふにも有るべからざれども、又其所以無しとは云ふべか
らざる者なり、然れば簸と云ふ地名も素戔嗚尊の古には無かりしにて、此樋之速日命の天より降來坐して住ませ給へ
るより起れる稱なる者なり、然れば上件の故事に本付きて、右に引ける式の斐伊神社は、素戔嗚尊同社坐斐伊波夜比
古神社は、天津彦根命に渡らせ給ふ可き旨となむ所思えたる、（但神社に祭る神を、古より推當て云はむ事は可畏くは
有れども、右の如く彼此と引合ひの說の迫り來るが故に、斯も有らむかと云ふなり、右の斐伊郷は風土記に屬二郡家一
と有り、此郷中有二八本樹杉一、素尊所レ埋二蛇骨一と或書に云へるも由有り、又風土記に斐伊岡山、郡家東北一里一百步、
阿波根間委奈佐比古命自二東來居レ斯則化レ山是也、故云二斐伊岡一と有り、斐伊郷郡家より僅に六町許の程なるが、其阿波根

閇亞奈佐比古命は、天孫降臨章に天穗日命の御子大背飯三熊之大人と有る神を、下には稻背脛と見えたる同神たるを、天津彥根命には叔姪の御間と云ひ、共に國中に降坐しゝ神なるが爲に、其近傍にて然る事も有りしと聞ゆめり）右の如く考へ定めて姓氏錄に亙り見るに、攝津國神別天神に、服部連熯之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也、允恭天皇御世任二織部司一、總二領諸國織部一、因號二服部連一と見え、河內國にも服部連熯之速日命之後也と云ふ事有り、備同錄の例、天津彥根命などの御後なるは、天孫に收らる可きなれども、當昔御紀にすら、如此く二處に出でたる程の事なりければ、其出自甚しも明らかならざりけらし、此にも天孫に收らる可きが天神に出で天神に入るべきも天孫に交れるなど多ければ、其は二の町にして、先づ其麻羅宿禰と云ふなむ床しき名なりける、然るは傳十五にも已に云へるが、古事記石屋戶段に、取二天安河之河上之天堅石一、取二天金山之鐵一、而求二鍛人天津麻羅一而、科二伊斯許理度賣命一令レ作レ鏡と有る天津麻羅は、天目一箇命、伊斯許理度賣命の天香山命に御在し坐すが、謂ゆる相槌と成りて、劔と鏡とを持別けて作らせ給へるなり、然るに天神本紀に、倭鍛師等祖天津眞浦と有り、又綏靖天皇御紀に、倭鍛師天津眞浦造二眞麛鏃一と有るなど、鍛冶に限りて然る麻羅又眞浦の稱有るに心を先づ、著けて有るべきなり、（又和泉國神別天神に、大庭造神魂命八世孫天津麻良命之後也と有る、此は神魂命と有れども、決く天津彥根命の後なる可し、中頃漢籍禮記に族人不レ得下以二其戚一戚中君位上也、又曰、諸侯不レ敢祖二天子一、故賜レ姓則異二祖禰一也と云ふ事の如き、御定行はれたりつると見えて、天孫なる上氏も、多く天神の中に收られたるも多ければなり、垂仁天皇三十九年御紀に、五十瓊敷命居二於茅渟菟砥川上宮一作二劔一千口一、と云ふ事も見えたれば、其下風に仕奉りけむ鍛師の名、右の天津麻良

命に當れるが、何にしても由有りけなる事共なり、）然れば天津麻羅命より次々其御裔にて、鍛師の行事以て仕奉れりし人々は麻羅宿禰などの如く、燧之速日命より世を遠く隔てゝも、其祖名を負持て仕奉りしが故に云ふ稱なり、此に就て思ふに、出雲風土記に飯石郡波多郷、郡家西南一十九里、波多都美命天降坐處在故云ニ波多一と有るは、機津持命の義なるが、今畑村と云ふに、都留伎大明神とて其社有るも、古俗の所由に依りて大に其稱有りと思はるるなり、傳二十九に云へり、然るに其服部連に任され奉りし事は、仁徳天皇四十年御紀に、天皇の雌鳥皇女の殿に臨幸る所に、皇女織縑女人等歌之曰、比佐箇多能、阿梅箇儺麼多云々と有るを、釋に比佐箇多能久方也、阿梅天也。以上欲レ謂ニ金機一之發語也、箇儺麼多金機也、私記曰、師說昔餝レ機以ニ金銀一取ニ唱聲一織也と有るが如く、古機に金銀を餝れるが、天孫降臨章第二一書にも、天目一箇神爲ニ作金者一と見えたれば、其遠裔の人等、然る作金者を業に仕奉れりしから、多く金機を造るに就ては、目馴れて然る經緯の事にも精しかりし故に、諸國の織部を總領り、仕奉る司に任され奉りて、終に服部連の號は賜へりし者なりけり、斯れは此燧之速日命を天津彦根命と同神と見る時に、此に在る事論れ無きに非ず、其御子天目一箇命より、次々鍛冶の業を以て仕奉り、允恭天皇御世に服部連の號を賜へりし由緒まで、少かも彷彿しからずなむ有りける、（但右の服部連と神服部連とは別なり、神服部連は右の服部連の總領れる織部の中なるにて、其は建角身命の末にして此と同じからず、其は寶鏡開始章に云ふ可く、又天孫降臨章の傳に委て云ふべければ、其と此とを混同に為る事勿れ、）（熊野忍隅命は下章第三一書に熊野大隅命と有り、傳十三に引ける出雲風土記に、出雲郡伊努郷、郡家西北八里七十二歩、國引坐意美豆努命御子赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社即坐ニ郷中一、

故云伊奢二（神紀三年改云伊奢之）と所見たるも同神にて、意美豆努命御子と申すは、第素戔嗚尊と申さむが如し、故其亦實は伊勢と云ふ處名に係れる義言なり、意保須夫は大隅にて此の忍隅なり、比古佐倭氣は比古麻別（ヒコマワケ）にて、伊勢根の上堺顕よりは東分の堺なる国なれば、然るに此神の御事を、古事記には神活須毘神と出でたり、又其御名の意なる熊野豫樟日命に同じきを以て、其同神たる御事も知れ、又其御天穂日命に御在し坐す事、古に委しく論ければ以て知るべきなり、（但其同神たる事を見定むる事は容易の事には非ず、實に鈴屋大人の發明なり、其は古事記に大年神之神活須毘神之女伊怒比賣を娶る、此御伊怒比賣は伊勢の國なる由に云はれつるに起されて、風土記に見るに、伎波都伊豆能賣の下に出雲郡伊努郷云々伊勢意保須美比古佐和氣能命之后、天甕津日女命と有る、其を式に神魂伊豆乃賣神社と有り、此にて天穂日命の后神に伊豆能賣神に坐し、又伊努比賣は其神の生給へる事を知り明らめて後に出来る説なれば、容易く其は可からず、今は清八巻又十三巻などに委しく云へれば合せ見る可き者なり、）忍骨と申す訓は借字にて進むなり、其は傳十三に云へるが如く、始三女神の成坐せるも、此御誓に二大神共に天安河を中に隔てゝ、請ひ進ませ給へりし御心を表はして成坐せる故に、田心姫命亦依毘賣命湍津姫命と申す御名も、皆其心を以て負坐せるに等しく、此忍骨も大進の義なり、然るは古事記にも、素戔嗚尊の物實佩に成坐せ給へる御所業の御在し坐せるは更なり、天孫降臨章第七一書に其御名を勝速日尊と出でたるも、速日は速疾にて速進りかに進み給へる義なり、又同章第三一書なる吾田鹿葦津姫の誓ひて御子産み給ふ所に、火炎盛時生兒火進命又曰火酢芹命と有る、酢芹に有の三女神を合せて、須勢理毘賣命と申奉る御名に同じきをも思ふ可し、（且此は御誓の御事に就て、二大神共に御心の進

る御在し坐しゝ御中に成坐せる御子等に御在し坐すが故に、女御子と男御子との御名の意も餘りに外れ給はざる可き者になむ。）備又佐備又須佐夫又倍々流などゝ云ふも同言なり、其一二を云はゞ萬葉一（十七丁）に樂浪乃、國都美神乃、浦佐備而、荒有京、見者悲毛、又（十九丁）安見知之、吾大王、神長柄、神佐備世須登、又（二十一丁）神長柄、神佐備世須登、太敷爲、京乎置而、又（二十三丁）春山跡、之美佐備立有、又彌豆山跡、山佐備伊座、又宜名倍、神佐備立有、又（三十丁）に浦佐夫流、情佐麻禰之など有る、浦佐備は情進にて、荒魂の進むより不怜しく和さまぬ義なり、神佐備は神進にて、行はせ給ふ事の神に進ませ給ふを申すなり、之美佐備は繁進にて、草木の青々と茂り進むを云ひ、山佐備は山進にて、山形の瑞々と美しく成進むを云へれば、此忍陽と申す御名に由有る勝佐備も本より勝進にて、其御誓に勝ち給へる御心の高り進ませ給ふを云ふなり、（又二卷に宇眞人佐備而、不言常、將言可聞と有るも、貴人進にて心高く打上りて物に取合はざるを云ふなり、四卷に眞十鏡、見不飽君爾、所贈哉、旦夕爾、佐備乍居と有る佐備も進にて、別れたる人の許に心の進み乍居むと云ふ意なり）又萬葉十七（四十丁）に之良久母能、知邊乎於之和氣、安麻曾々理、多可吉多知夜麻と有るは、白雲の千重を押分け天進り、高く立つと云ふ續けなり、此を以て曾々理の進むなる事を知るべし、又九（三十五丁）に智奴壯士、宇奈比壯士乃、廬八燎、須酒師競、相結婚、爲家流時者、燒大刀乃、手頴押禰利、白檀弓、靫取負而、入水、火爾毛將入跡、立向、競時爾と有る須酒師は、進爲にて無る進む所爲を成すを云ふなり、倂此の忍陽を大進と云ふ事は、右に引ける如き例共の有るが上に、殊に先は男御子を成し出でさせ給ひて、天照大御神に清き心を以て參來れる由を見せ奉らむと所思し進ませ御在し坐しゝを、其本より聞く

清き御心に渡らせ給へるが穢ひ隠れずして終に其證を得させ給へるに依りて、殊更に正哉吾勝と言擧せさせ給ひて、勝佐備に勝誇らせ給へりし御旨を以て、御名には負せ奉らせ給へる者なり、又此忍は大の義なり、又此を以て其御時に勝遊ぶらせさせ御在し坐しゝ御事の、大凡ならざる御事を暁り明らめ奉る可き者なりかし。（凡て斯事に在れ人に在れ此を頻に思ふ事の、心の如く成以て出來る時は、思えず色に出で言に顯はるゝ者にし有りければ、其有の任に少かも押包べき事無く、心の限り勤ずる事は實に眞心なる者なり、其を後世漢意の偏ぶ輩などは、然る時などの有りても態と上方を飾りて、然のみ言擧せぬを篤實なる事に云ひ思ふは、中々に心汚なき所爲なりけれ、悦ぶ可き時に悦び、勇む可き時に勇み進むを何の惡しき事とはせむ、凡て素戔嗚尊の御上に於ては、古人も皆誤過てる事少からざれば、心して考へ奉らざれば、大に違へる所多在む、）

其素戔嗚尊所生之兒皆已男矣。故日神方知素戔嗚尊元有赤心。便取其六男以爲日神之子、使治天原。卽以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣。今在海北道中。號曰道主貴。此筑紫水沼君等祭神是也。墺子也此云備。

其素戔嗚尊所生之兒皆已男矣は、上なる日神の御言に、汝若不有奸賊之心者汝所生子必男矣と宣給へる其に合せて、今如此男御子の生出でさせ御在し坐しゝは、然る賊ひ給ふ御心の御在し坐さず、實に赤心の此に至りて顯はれ

させ給へるなり、故第一ノ一書に相照し見るに、故素戔嗚尊既得ニ勝驗ニと有る文に、此は當れるなり、然れば右に便化ニ生男ニ矣、則稱レ之曰ニ正哉吾勝ニと有るにも此は引合ふ所にて有るなり、斯れば所レ生之兒皆已男矣と云ふは、既得ニ勝驗ニと云ふに異ならざりける者なりかし、（又此を以て古事記に、爾速須佐之男命白ニ于天照大御神ニ、我心清明故我所レ生之子得ニ手弱女ニと有る事の謬なるを知るべし、御紀の如く男御子を得させ給はゞこそ勝驗とも云はめ、何ぞ女御子を生坐せるを御心の清明き驗とは爲む、）○已に、上章第十一ノ一書に此ニ云潤既太急の既に同じく悉字の義なり、傳十一に引ける萬葉十七（十三丁）に、天下、須泥底於保比底、布流雪乃と有る須泥底此に等し、借此に皆已男矣と有るも、皆悉男矣の義なる近き證例は、正文に皆彼五男神悉是吾兒云々、故此三女神悉是爾兒など所見たるなり、○故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ赤心ニは、第二ノ一書に、於レ是日神方知ニ素戔嗚尊固無ニ惡意ニと有るも一事にて、無ニ惡心ニと云ふは即有ニ赤心ニと云ふ事なり、委しくは傳十四に出されども猶云はむには、上なる日神の御言に汝若不レ有ニ姧賊之心ニ者と有るを、第一ノ一書には若汝心明淨不レ有ニ陵奪之意ニ者と有り、其姧賊之心とも又陵奪之意とも云ふは、即惡心と云ふ者なり、此に至りて正哉吾勝と宣給へる如く、實に先に申給へりし御言に違はで、勝驗を得させ御在し坐して、男御子を成し給へるが故に、本より惡心なき御在し坐さざりけるよと、天照太神の始めて自得らせ給へる所なり、然るは素より疑ひ所思看しゝ御事にし有りければ、日大神も共に御喜び坐すの及ばせ給ひけるに、其御方にに三女神成出でさせ御在し坐しつれば、其にても今まで疑はせ御在し坐しゝ素戔嗚尊の赤心御在し坐す程は所知看し初めて有りけるを、今更に素戔嗚尊の成し坐せる御子卽男御子に成らせ給へるが故に、彌其御疑の大御心打解け

さ坐御在し坐して、實に赤心なる御在し坐しける御事を、所知看し明らめさせ給へる者なりける、（此と事は別なれども天孫降臨章第六一書に、皇孫因幸ニ豐吾田津姫ニ、則一夜而有娠、皇孫疑之云々、母誓已驗、方知實是皇孫之胤と有るが如く、此等の疑有るを晴して其御實の證を立させ給へる趣皆一なり、）○六男に、下章第三一書にも凡六男矣と見えたり、此男御子等は、實には天忍穗耳尊天穗日命天津彥根命三柱に渡らせ給ふ事、傳十三より次々論定めたるが如し、然るに活津彥根命は天津彥根命の亦名なり、熊野櫲樟日命は天穗日命の亦名なるを、同じ列に加はりて古より五男神と云ふ稱有るを、此には熯之速日命の加はれらば、合せて六柱の數には違はざる事なれども、上に辨へたるが如く、其も天津彥根命の亦名なるが、別に一神と混れ出でたる者なれば、猶此も違へる傳なり、然れども其實に三柱神なれども、古より云ひ來つる任に予も其數に事無き時は古き稱の任に、何時も五男神と云ふは其目易きに從ふ者なり、（其は四神出生章と云ふ標名の如し、御紀の趣にては、一女三男にて日神月神蛭兒素戔嗚尊の四神なれども、能在し見れば、蛭兒は八洲起元章に在るを元と爲すべし、月神は素戔嗚尊同神の説に從ふ可し、然する時は天照太神素戔嗚尊の二神なれども、此には其名目を以て云ふが如く、古來云來る唱に從ふ爲なり、見む人其心して有るべし、）

○取は正書に天照太神勅曰、（中略）故當五男神悉是吾兒、乃取而子養焉と見えたる取に同じく、養育給ふ義なり、古語拾遺には、是以天照太神育ニ吾勝尊ニ特甚鍾愛と有り、傳十三合せ見る可し、○爲ニ日神之子ニは、正書に有の如く有り、古事記にも天照太神告ニ速須佐之男命ニ、是後所レ生五柱男子者、物實因ニ我物ニ所レ成、故自吾子也、（中略）如此詔別也と有るが如く、天照太神の物根に因て成出させ御在し坐せるに依りて、取養ひて御子と成し奉らせ給へる趣な

り、下巻第三一書なる素戔鳴尊の御言に、吾以清心所生兒等亦奉於姉と有るは、右の詔別の御命を蒙て、其要まりを申し開え奉らせ給へるなり、故之を以て掛まくも可畏き現御神にしも全く天照太神素戔鳴尊の大御正統にて渡らせ給へる御事を、返々も明らめ奉る可き者なり、然るに其御子はしも、素戔鳴尊の成し奉らせ給へるには御在し坐せども、物實の方重く有るが故に、受張りて天照太神の太子には定まらせ御在し坐せる御事、已に詳るが如し、故天照太神の御子とも吾御子とも詔ひ、又天神御子とも稱奉る御事にて、此に日神之子と有るも即其意なるなり、古事記白檮原宮段に、吾者爲日神之御子、向日而戰不良云々、自今者、行廻而背負日以撃と見え、御紀にも今我是日神子孫、而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、禮祭神祇、背負日神之威、隨影壓躡と有る、此日神子孫も、又右の日神之御子と申奉るに同じ意なるを曉る可し、（然れども亦素戔鳴尊にも御子に御在し坐すが故に、實御出現章第五一書には、吾兒所御之國と定給へる御言有り、又出雲風土記出雲郡伊努郷の下に見えたる、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命は、此の熊野忍隅命に坐すを意美豆努命御子と有り、其意美豆努命と申すは、即素戔鳴尊に實らせ給へるなど思合す可し）又歌に多く日之御子と詠めるは、此日神之御子と云ふ神字を略けるなり、古事記日代宮段、美夜受比賣の倭建命に奉和る歌に、多迦比迦流、比能美古、夜須美斯志、和賀意富岐美と詠み、高津宮段建内宿禰歌にも、多迦比迦流比能美古と申し、朝倉宮段三重婇の歌に、許斯理阿夜爾加志古志、多加比加流比能美古と詠めるは、天皇を指奉れるなり、萬葉には一（二十一丁二十二丁）に八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、二（二十六丁）に同日香能、淨御原乃宮爾、天下所知食之、八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、又（二十七丁）葦原乃、水穗

乃日手、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天皇之、八百萬別而、（一云天皇之八百萬別而）神下座之、高照、日之皇子波、又（三十六丁）安見知之、吾王、高光、日之皇子、久堅乃、天宮爾、神登座者、三（十三丁）に八隅知之、吾大王、高光、吾日乃皇子乃、又（十七丁）八隅知之、吾大王、高輝、日之皇子、茂座大殿於、久方、天傳來自其往物、十三（五丁）に八隅知之、和期大皇、高照、日之皇子之、聞食、御食都國など有りて、右等は天皇をも皇子等をも申奉れるなり、又右の高光高照を古事共にも多比流と訓みて、天照と云はむが如く、日と云はむ讃辭なる事著く知れるが如し、傳二十九天津日高の條に就て云へるが如く、古事記海神宮段に、火遠理命を指して云此人者、天津日高之御子、虚空津日高矣と有る、天津日高之御子と申すは、此も唯天津日之御子と申すことにて、言の上に天津の辭を冠らせたるのみ、別義有るに非らず、此の例なり、又仁明天皇御紀なる、僧等奉賀天皇寶算一長歌に、四十二歳に、瑞穗ノ天照國ノ日宮ノ日知ノ御子モ云々と詠めるは、日知は日を知ると云ふ事にて、日神の御事なり、然れば此も日神の御子、又日之御子の例に取る可き古語なり、萬葉一（二十六丁）には玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從と有るは神武天皇を申せるにて、唯に日神に比へて日知とは申せり、併如此く稱奉り來る古語の有るは、先師等の已に云はれたる如く、我が皇御孫尊はしも天照坐日大御神の大御子に坐らせ給へれば、何千萬歳の御後に至る迄も、直に日御子に御在し坐せる御事なるが、其本はしも此に、爲二日神之子一使レ治二天原一と有るに起れりける者になむ御在し坐しける。（因云桓武天皇延暦八年紀に、皇太后の和氏より出で給へりし御事に就て、其百濟遠祖都慕王者、河伯之女感二日精一而所レ生と有るは、古事記中卷天之日矛段に、新羅國有二一沼一、名謂二阿具奴摩一、此

沼之邊一賤女晝寢、於是日曜如レ虹、指二其陰上一、亦有二一賤夫一、思レ異二其狀一、恆伺二其女人之行一、故此女人自二其晝寢時一、妊身生二赤玉一と有る類の怪事なるを、其九年七月の下に、夫百濟大祖都慕大王者、日神降レ靈、奄二扶餘一而開レ國、天帝授レ籙、摠二諸韓一而稱レ王と、記されたるは傍痛き事なり、此は皇太后の蕃種に出で給へるを、不足ぬ事に思ほし食けむを知りて、下より然る理屈を附て奏せられしを、信と諾はせ給へるには有らめども、日神の實に御靈を降し給へりや否や、知るべからざる事なり、我が天皇尊を日御子と稱奉れるは、然る根無し言の類には非ず、正しく高天原に御在し坐して、天地に照徹らせ給ふ日神の御子に御在し坐すが故に、然稱奉れるなり、誤る事勿れ、）〇使レ治二天原一は、上令レ治二天原一の下に云へるが如く高天原にして、天津日繼に定奉らせ給へる御事を申奉れるなり、然るは此より後に、彼上章第十一一書に見えたる保食神の御事有り、其文に既而天照太神在二於天上一曰、聞二葦原中國有二保食神一、宜二爾月夜見尊就候一レ之、月夜見尊受レ勅而降、已到二于保食神許一と有る事意を稽ふるに、彼四神出生章に所見たる二柱御祖神の大御言に、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟と宣給ひて、生坐せる珍子二御子御在し坐すを、天照太神はしも高天原を所知看し、又素戔嗚尊（亦御名月夜見尊）も根國に入給ふ可き御心坐して、此に罷見（マカリマヲシ）に參上らせ給ひければ、葦原中國はしも、君主無き國の狀になむ成れりけるを、二柱御祖神の御言の幸違はざりけらし、天照太神と素戔嗚尊の誓約の御中に、天忍穗耳尊なむ生出でさせ御在し坐しければ、物根に就て天照太神はしも大御父の如く、生坐せる由縁を以て、素戔嗚尊大御母の如く御在し坐して、疑も無く天下之主者として此國土を統御す可きなむ、此天忍穗耳尊に渡らせ給ひける、此を以て其御子を皇太子と定め奉り給ひ、天降して此天下を

所知し令坐むと所思しければ、先づ國土人民を統御し給ふ御上には、先づ世人の性命を續ぐ食物衣服住宅の備を設けさせ給はずては有るべからざりける御心、御在し坐ける程こそ有りけれ、葦原中國に保食神と云ふ神なむ、其神と顯はれさせ御在し坐しければ、其素戔嗚尊をして見せに遣はし給へる者なりけり、（其時素戔嗚尊の其保食神を殺し給ひ保食神に使坐すると有れども、其は僻傳なる可き事攝津風土記に慥なる證有るを引て、已く傳十二卷に云へりき）若て素戔嗚尊に保食神の不禮けなるに忿り坐して、天に上りて復命し給へば、又更に天熊人を遣して往て消息を令看給ひけるに、其保食神の身より成れる物を悉に取持去りて、天照太神の御許に奉進られけるに、于㆑時天照太神喜之曰、是物者、則顯見蒼生可㆓食而活㆒之也。乃以㆓粟稗麥豆㆒爲㆓陸田種子㆒、以㆑稻爲㆓水田種子㆒、又因定㆓天邑君㆒、即以㆓其稻種㆒始殖㆓于天狹田及長田㆒、其秋垂穎八握莫々然甚快也、又口裏含㆑繭、便得㆑抽㆑絲、自㆑此始有㆓養蠶之道㆒焉と云ふ事見えたり、備此顯見蒼生は天下の人民の事にて、天上の神等を云ふに非ざる事誰も知れるが如し、此に天照太神の此事を宣給へるは、天神御子を天降し奉り給ひて、天下の人民に其恩頼を蒙らしめ、又天下の人民の日給を以て、天神御子に令㆑饒給はむ大御心に、御在し坐すが故に、今高天原に在る種子の事の、天下の人命に係けて詔給へる者なりけり、然れば其事を試みさせ給ふ爲に、陸田種子水田種子を令㆑殖給ひ、又養蠶の事をも起し給ひ、各割據て此に仕奉る者は謂ゆる百姓なり、其上に立つ者は天邑君にて、此國土にて云はゞ國造縣主の如き職も已く出來りて、天忍穗耳尊を天津日嗣と定め奉り給ひて、天降し奉り給はむ御心構御在し坐せる御爲に、君臣民の大綱、此に高天原にして成出來れる者となむ所見たりける、（若る御事共はしも豈天上の御爲ならめやは、此天下國土人民の爲にして、彼

二柱御祖神の何不レ生ニ天下之主者一歟と宣へりし御政を覚し給はむとの神慮に御在す御事、寶鏡開始章以下の趣を以て知る可し。）若て此の第二一書に、三女神を天降し給ふ御言に、汝三神宜下降ニ居道中一、奉レ助ニ天孫一而爲ニ天孫一所上レ祭也と見えたるなども、此天下を所知食す天皇として、天忍穗耳尊を天降し奉らせ給はむ御心を含めて宣ひ遣し給へる大御言なり。又天孫降臨章第二一書に、天照大神の豐葦原中國、是吾兒可レ王之地也と宣給へる大御言の大生々などは、宰爾に宣へるならず、預て備設けさせ給へりし天津日繼の御支度の、高天原にて稍に整へるが故に宣給ふ所なり。又下章第三一書に、素戔鳴尊の請姉照ニ臨天國一自可ニ平安一、且吾以ニ清心一所レ生兒等、亦奉ニ於姉一、已而復還降焉と有り。然るに寶劒出現章第五一書に、素戔鳴尊曰、韓鄕之島、是有ニ金銀一、若使ニ吾兒所レ御之國、不レ有ニ浮寶一者未ニ是佳一也、乃拔ニ鬚髯一散レ之卽成レ杉、拔ニ散胸毛一是成レ檜、尻毛是成レ柀、眉毛是成ニ櫲樟一、已而定ニ其當レ用、乃稱之曰、杉及櫲樟此兩樹者、可ニ以爲ニ浮寶一、檜可ニ以爲ニ瑞宮之材一、柀可ニ以爲ニ顯見蒼生奧津棄戸將レ臥之具一（下略）と見ゆ。此は被レ逐て降坐しゝ程の事なるに、吾兒所レ御之國と宣給ひて、外國より皇朝へ物を渡し奉る料の浮寶を作る事を始め給へるなど、後世外蕃諸國より珍寶を貢ぎて獻る可き事の起此に在り。此に吾兒所御之國と宣せる事に、已く高天原に御在し坐しゝ時に、日神の御子として此國に天降し奉らせ給ふ可き御定の御在し坐したりけらし。然らずば斯計り懇到に宣ひ、勞かせ給ふ可き御事の御在し坐すまじき者なるをや。（其浮寶は、皇御孫尊の御許に物を貢ぎ奉る船の神法なり。又瑞宮と云ふには、皇御孫尊の天津日繼所知看す大宮の御事なり。顯見蒼生は、皇御孫尊の統御し給ふ天下の公民を云ふなり。此の御言擧の、一として皇御孫尊の御事ならざるは無きを以て、其御子を日神に奉ら

せ給ひ、日神の御子として、天降し奉らせ給ふ可き御契有るが爲めなるを知るべきなり、猶傳二十六卷に、委しく註し明らめ奉るを合せ考ふ可き者なり、）又古事記御天降段大國主神の御言に、此葦原中國者隨レ命既獻也、唯僕住所者如二天神御子之天津日繼所一レ知之登陀流天之御巢一而於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理、而治賜者、僕者於二百不足八十坰手一隱而侍と申奉り給へる、此所知之を延佳本記傳本共に、斯呂志米佐弁と訓みたれども非なり、斯呂志米須と訓みて、高天原にて天津日繼所知食す天神御子の御巢の如くに、僕が住所をも定めさせ給へと請奉らせ給へりし者にて、古語拾遺に謂ゆる如二天上儀一と云ふ事なり、此時は天神御子の未天降坐さざりし間なるに、其未此國にて有ら爲ざる御殿の如くとは何でか申給はむ、玉垣宮段なる同じ出雲大神の御言に、修二理我宮一如二天皇之御舍一と請給へるも、天皇の御舍と云ふ物有る、其如く修理給へと云ふ事なるが如く、天之御巢と云ふ物有る、其如くにと云ふ事なれば、所知之は斯呂志米須に非ずては文義通え難き者なりかし、此御言を以ても、已く天忍穗耳尊は高天原にて天津日繼所知食し御在し坐しゝ御事を知るべく、又其天津日繼所知食す宮所はしも、天照太神の日宮の外に在りて、右に謂ゆる天之御巢なりける者なり、（天之御巢と云ふ巢は、棲處の事にて天之御殿と云ふに等しき事、已に大殿祭祠講義に委しく云へるを、猶又傳二十九卷に此事を委しく註せれば、合せ見て知るべきなり、）然るは右に引ける第十一一書に天照太神の、是物者則顯見蒼生可二食而活一之也と宣給へるは、天下人民の爲に宣給へるなれば、定二天邑君一と見えたるも其天忍穗耳尊の御爲に定め奉らせ給へるなり、然るは天孫降臨章第二一書御天降の所に、天照太神手持二寶鏡一授二天忍穗耳尊一而祝之曰云々、又勅曰、以二吾高天原所一レ御齋庭之穗一、亦當レ御二於吾兒一と見えたれ

ども、大殿祭詞に高天原爾神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氐、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氐、天津璽乃鏡劔乎捧持賜天、言壽宣志久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食止、事寄奉賜比弖、以二天津御量一氐事問之、磐根木根立知草能可岐葉乎毛、言止メと有るを其首に合せ考ふるに、此天忍穗耳尊の初めて御事依され奉り給へりし御時なる事、右に以二天津御量一云々は、彼冒首の御事なるを合せて知られたり、若て其天津高御座に令レ坐奉り給ひ、天津日繼を寄依し奉らせ給へる上は、其御天降より以前に、高天原に久しく御在し坐しけめども、天津日繼は此天下の爲に所知食し御在し坐しけるなれば、天邑君の君主として、天原を所知食が如き御有狀には御在し坐しけめども、其天津日繼は天下を所知食す大御食の爲にこそ御在し坐しける、（後世國守或は大宰府などに任され奉りながら、其國に赴くまでは京に在りて、同じ京官の如く仕奉りて在ると雖も、任國の人にて其行ふ所も行ふべき任國の事を執りて在るが如し）○日神所レ生三女神とは、右に素戔嗚尊所レ生之兒皆已男矣、と有るに對へ云へるなり、備此より以下は第一ノ一書に、乃以二日神所レ生三女神一令レ降二於筑紫洲一、因教之曰、汝三神宜レ降二居道中一、奉レ助二天孫一而爲二天孫一所レ祭也と有ると全く一條の傳にて、互に詳略有るのみなれば、其心して能合せ讀くべき所なり、其中に殊に此に使レ降二居于葦原中國之宇佐嶋一矣と有るは、何れの傳にも漏れたる事なるを、此に出でたる事甚尊き御事なり、其は此御神の御社の御事を、神名式に豐前國宇佐郡比賣神社（名神大）とのみ有りて、八幡大神御鎭座の後には、宇佐宮三所の一に數へられさせ給ふ御事と成りぬるを、斯る傳などの無くば、此比賣神社を何れの神とか思戻し奉る可き、其に就ても此は甚々愛たき賜物にな

む有りける、（御紀に斯る傳の有りてだに、後世には八幡大神の御名のみ高く成以て御在し坐して、此比賣神を玉依姫命と稱奉るに打混らかして、海神の御女の玉依姫命と爲るなど、種々の異しき説共の出來りて、終に曉れる人昔より一人だに無きは予憤る所以也）○所レ生を第二一書にては、例の那志庫世流と訓みつ、此は本に從ひて阿禮庫世流と訓みつ、此意は傳二、十三にも云へれども、猶引漏せる證も有りて、未言義を盡さゞれば今茲に又云ふべし、其は古事記白檮原宮段に、然而阿禮坐之御子名云々、又其訶志比宮段に、渡二筑紫國一其御子者阿禮坐、故號二其御子生地一謂二宇美一也など見え、太神宮月次祭又神嘗祭詞に、阿禮坐皇子等乎毛惠給比、萬葉四（二十五丁）に事毛無、生來之物乎など見えたる、皆共に生るゝ事を阿禮と云ふにて言意は顯るゝなり、同三（三十七丁）大伴坂上郎女祭レ神歌に、久堅之、天原從、生來、神之命と詠めるは、左書に供二祭大伴氏神一之時と有れば、天より降坐せる天忍日命の御事を生來と云へるにて、言意は顯來の義と聞ゆれば、神代よりして皇御孫尊を岡御神とも顯人神とも申奉るに、其意味等しかる可し、（年中行事秘抄に引ける賀茂大神舊記に、彼玉依姫命乃丹塗矢の化れる美男に遇ひて、生坐せりし御子の天に上坐しゝ後に、夢に各將レ逢二吾、造二天羽衣天羽裳炬火祭鉾一待レ之、又餝二走馬一、取二奧山賢木一立二阿禮一と有る、阿禮は舊なるが神の顯坐さむ料に立つる故の名にて、生の義に同じ）又續紀第一詔に、高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻弖爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止云々と有るは、神代より以來世相繼給ふを云ふなり、此例は萬葉一（十六丁）に玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從、阿禮座師、神之盡、樛木乃、彌繼嗣爾、天下、所知食之乎、四（十二丁）に神代從、生繼來者、人多、國爾波滿而、六、（四十二丁）に高敷爲、日本國

[illegible]（二十四丁）[illegible]

[illegible]

[illegible]依りて[illegible]天武天皇[illegible]八年十二月[illegible]

[illegible]と云ふ事にて[illegible]同じかるべければ[illegible]

[illegible]

を曾褒川と云ひ見て又騰宮川と云ふ、前に云へる宮奥川是なり、其一柱騰宮の趾は、其騰宮川の水際に在りと云へり」
宇佐と云ふ言の義詳ならず、往時宣が貴時貴佐にて長字の義ならむと云へるを、八年許以前の事の序に語りける事に
て、何の心も無く聞流したりしかども、今思へば實に然る言なり、其は此に道主貴と申奉る御名も有るが如く、天照
大神素戔鳴尊の長子に御在し坐して、天より降り坐給ひても他に比ふ方無く尊く高く御在し坐すは然る物にて、道中
に御在し坐して其貴と申奉る神に坐せば、實に長とも長と稱奉りつ可き御事なり、已に古事記にも見えたるが如く、
其兄命と坐す大國主神すら、此須勢理毘賣命には甚く恐憚み奉ふらむ世奉り給へりし御事の御在し坐すを以ても、長と
云ふ義の虚しからざるを曉る可くなむ、天孫降臨章第二一書に所見たる五部神と云ふも、五伴長神と云ふ事にて其部
の長者を云ふなり、又成務天皇御紀に國郡立長、縣邑置首、即取當國之幹了者任其國郡之首長と見え、又高橋氏
文に若狹國の長ホを、上總國の長ホを、淡路國の長ホを定賜ひなども有る、此にて長の義明らかなり、斯れば宇佐は貴佐
にて、此大神の天下に長と御在し坐せる成る可し、備又傳十三に云へる神名式の大和國高市郡飛鳥川上坐宇須多伎比
賣命神社を、大和志に在飛鳥川上村一稱宇佐宮一と有るを以て思ふに宇佐又宇須と通ひて、古事記の宇志波布流を、祝
詞式に宇須波伎坐ホと有る、其も長帶の義なるを合せ考ふるに、宇佐を貴佐と云ふ事返々も聞えたる說なりかし、
(其多伎比賣命と申すは、湍津姫命の御名に同じき事已に云へり、貴佐と宇佐と通ふ說は、神功皇后御紀に儲弦を裒
佐由豆流と訓めるを、古事記には設弦一名宇佐由豆留と有り、又仁德天皇二十一年御紀大御歌に、于蹉由豆流と有る
是なり、) 神名式に豐前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮、(名神大) 比賣神社、(名神大) 大帶姫廟神社 (名神大) と有る、

是卽宇佐宮三所の御事なるが、此比賣神堂なむ天より宇佐島に降坐しゝ三女神にて、謂ゆる玉依姫命と稱奉りて神代より鎭り坐す宮所に御在し坐しける、二十二社註式に古老口傳云、應神天皇神功皇后玉依姫稱二之三所一と有る是なり、八幡本記に、神名帳に宇佐郡三座（並大）と書けるは三所各別に在るに非ず、三所の神殿東中西相並びて別に立ち列りて一宇有るには非ず、中社の御前に告殿有りて此にて三社に幣帛を奉り、饗して所祝を成す故に告殿とは云ふなり、又三社共に各東西に廊有りて内院外院を別つ。南向にして西を第一殿とし、中を第二殿とし、東を第三殿とす、第一殿は卽八幡大神を祭り奉る、（中略）第二殿は比賣大神、是は天照大神の生ます所田心姫命湍津姫命市杵島姫命の三女神の御事なり、八幡大神未宇佐に顯はれ給はざりし時より已に鎭坐し給ひし尊神なれば、此御神を以て宇佐の地主の神とし八幡大神を以て賓とす、延喜式等に古來宇佐八幡宮と稱せずして、八幡宇佐宮と稱するは此故となむ（中略）第三殿は大帶姫尊卽神功皇后の御事なり（下略）と有るが如く、後には八幡大神を以て第一と爲る事にては有れども、宇佐宮にては比賣神社中殿にして、其東西は相殿に御在し坐す事申すも更なるは、八幡大神はしも掛まくも畏き天津日嗣に御在し坐すが故に、尊み奉りて萬に先に立て崇敬し奉れりしより、何時と無く比賣神を相殿神の如く、思爲し奉る事とは成りにたれども、宇佐宮にては然は申されまじき御事なりかし。（又石清水八幡宮を始として、諸國に八幡宮とて多く立たせ給へる其本は宇佐宮より移し奉れるには有れ共、其は八幡大神を主として配奉る所なるが故に、比賣神は賓神に攝らせ給ふ可き事申すも更なり、然れども宇佐宮にては、本よりの神を除きて其を賓と爲べき謂れ絕て無かる可き筈の事なり、故此には先づ比賣神の御事を説畢へて、然後に八幡大神の御事を註し申す可きな

り）又此ニ宿ニ降居ニと云ふ事に、通證に引ける日本某が記に、三女神始降臨之處曰ニ御許山ニ、距ニ神宮ニ東五十町、絶頂有ニ磐石一、常湛ニ清水一、旱魃莫ニ涸、雨霖不レ汚、稱ニ之石清水一、後遷ニ祭於今社地ニ云ニと有るは、社傳の舊說と聞えて此に能合へり、其詳なる事は八幡本紀に、其を八幡大神の顯れ坐しゝ時の事と爲る事決めて僻說なれども、其文に馬城峯宇佐宮より五十町東南の間に在れり、又御許山とも號す、社說に云傳ふるは八幡大神菱形池にて神告有りし前に、此所にて靈光を顯はし給ひけるに、照耀く事日光の如くなりし故に其光の移りし所を日足里と云ふ、後に八幡宮三所を此山に祭るとぞ、各石體なり、（一の石體高三間許、其二は此より低し）又御許山の絶頂磐石の中に奇異の神水有り、（廣五寸深一寸六分）此水大雨にも滿らず、大旱にも減らず、大寒にも凍らずと云ふ、古勅使參詣の時は、此靈水を酌取りて天子にも獻ぜられしとかや、凡此山に大宮司拜任の時一代一度參詣す、其式法樣々有り、其最次に禊川とて御禊する川有り」と見ゆ、疑ふらくは意の盡さゞる所有るなる可し。其八幡大神の神告有りし前にと云へる前字は、遙に以前なる三女神の神代の事なるを、粗く聞持ちて書ける故に、然彷彿しく成れるなめり、其の日足里の石體に決めて三女神の御形なり、其は白井宗因說に今世宇佐を以て八幡大神の降跡とす、八幡は中古以來の鎮座、湍津姫等の神を祭る事は神代以來の事なり、石體にて三女並坐す、今に宇佐宮司の始祖なりと語る」と有るを以て知るべし、又御許山絶頂の神水は謂ゆる八幡宮の石清水の事にして、此三女神には甚此事無き所由有る事、傳十五夫眞名井の下に云へるが如し、然れば此三女神は實に御許山に天降着かせ給ひ此日足里に鎮り御在し坐したりけらし、（故思ふに、日足を今比阿志と訓む事にては有れども、若くば古き唱は比多志なりつらむは、然所思る由は、高天原より

素戔嗚大神に屬て天降り御在し坐して、此宇佐島にて日足し坐せる謂にても有らむか、其日足と云ふ事、傳十三卷なる子養と云ふ事の下に云へりき）後紀に弘仁十二年八月戊寅、以大神宇佐二氏爲八幡大菩薩宮司と有る、此事又臨時祭式に凡八幡神宮司以大神宇佐二氏補之、不得雜補他氏と見えて恒久の御定なり、然れども右の二氏の八幡大神に仕奉る事は、此三女神に屬たる事なり、其は地神本紀を以て大神氏の世系を稽ふるに、大己貴神娶坐邊津宮高津姫神生一男一女と見えて、其御子都味齒八重事代主神有り、故其大己貴神より數へて十一世孫大鴨積命、此は賀茂朝臣の出自なり、次大友主命此命磯城瑞籬朝御世賜大神君姓と有る、是姓氏錄（大和國神別地祇）に、大神朝臣云々、大國主命之後也と有る氏の事なり、傳十三に云へるが如く、筑紫胸肩の三女神を所祭るも、宇佐の比賣神に大神朝臣の仕奉れるも、皆共に遠津御祖神に坐せば、已くより此宇佐宮を持齋き仕奉れるなり、續紀に天平勝寶元年十一月辛卯朔、八幡大神禰宜外從五位下大神社女、主神司從八位下大神田麻呂二人賜大神朝臣之姓と有れば、此賣神の所屬ならざるに似たりと雖も、已に當昔八幡比咩神と列ね申す世と成れりしかば少も拘はる可きに非ず、委しくは傳二十八に大神氏の系記を立てゝ云ふを見るべきなり、又宇佐氏の事は八幡本記に、宇佐津彦命を以て元祖とす、其子孫相續きて宇佐公たり、其後胤に宇佐公牛人と云ふ有り、此時始めて大宮司に任ず、是大宮司の初任なり、此時は田心姫湍津姫市杵島姫の三神を齋き奉れり、是今の中殿の御神なり、牛人の男押領使宇佐公池守の時に、八幡大神始めて神と顯はれ給ひぬ、と云へり、此等を以て上世右の二氏の仕奉れりし大神は、比賣神にのみ御在し坐しけるを、八幡大神を齋奉れる後は同社の事にし有りければ、此彼を別たずして共に仕奉る可き筈なる事云ふも更なり、

（又同記に大神氏は祝職にして、比義を以て始祖とす、比義の遠孫田麻呂初めて大宮司に任ず、其後五六世大宮司職に補任せりとかや」と云へり、比義は田麻呂が遠祖なる趣なるが、此より先代に此に住着きて有りけむと思しきを、其は何れの御世の頃とも知られざるを、後に按思へば仲哀天皇九年御紀に大三輪大友主君四大夫の一人にて朝廷の仕奉られしかば、此子孫の此に留りて仕奉れるなるべき事傳二十八巻に云ふ以て知るべきなり、下に八幡大神の比壇に神託の事有り、宇佐公池守に在りしと同時なる可し、備大神氏は此三女神の御末にし有りければ、仕奉るも然る事なるを、宇佐氏の事は其國造にし有りければ、郡内にて此事無き所由有る神に坐せる故に仕奉れるなり、此のみならず諸國の國造の郡内大社の神主を兼て仕奉れりし由、新年祭詞講義に已に云へり、又同記に宇佐の四姓とて、宇佐大神田部漆島と云ふ有り皆神職たり、然れども宇佐大神両氏の外補任の例無し云々と云へり、有の田部漆島の遠祖等も可きなり、）備此三女神にしも、天照大神素戔嗚尊の長子（ミコノカミ）と坐して佗に比らべ奉る女神の御在し坐さゞりければ、打任せて唯に比賣神とのみこそ稱奉りけらし、其は此後に幸坐して鎮給へる宗像宮にしては、瀛津島姫命湍津島姫命と申奉るも、某島と云ふは各其御在し坐せる地名を申せるなれば御名には非ず、唯其姫命と申すのみ、此比賣神を指したるなれば右の某島姫命は宇佐比賣神と申すに異ならざるを思ふ可し、續紀天平勝寶元年十二月廿七日丁亥の所に、奉二大神一品比咩神二品一と有る大神は八幡大神に坐すに、此に唯に比咩神とのみ有りて、此より下にも天平勝寶二年二月戊子、奉レ充二一品八幡大神封八百戸、（前四百廿戸今加二三百八十戸一）位田八十町、（前五十町今加二三十町一）二品比賣神封六百戸、位田六十町一と有り、又天平神護二年夏四月丙申、奉三八幡比咩神封六百戸一、以二神願一也、又神護

景雲元年九月乙丑、始造二八幡比賣神宮寺一と續けるが如くなるも、八幡大神と比咩神と二神の御事なるなり、文德天皇實錄に天安三年五月辛酉朔辛未、八幡比咩神授二一品一と有るは比咩神の義なり、此等を以ても往古に打任せて比賣神と申奉れるは、此三女神に渡らせ給へる御事を曉る可し、若て三代實錄貞觀七年四月十七日八幡宮告文には比咩大神と有り、傳十三に云へるが如く、賀茂御祖神社は此宗像大神に渡らせ給へるを、其宮にても姫大神と申奉るも同じきなり、備又左經記に姫宮と有るも此御事なり、（春日祭詞に比賣神と有るは天兒屋命に並べて申せるなり、風神祭詞に比賣神と有るも比古神に並べて申せるなるを、宇佐宮なるは然らず、其夫妻相並び坐すに非ずして比賣神と稱奉れるは右の如き別なる故有る事ぞかし、）又此比咩大神の御事を二十二社註式宇佐宮條に、古老口傳云とて玉依姫命と有り、又其石清水條にも同じく玉依姫命と書し、二十二社神祕記にも玉依姫命と有り、又神社本記に石清水、中應神天皇、東神功皇后、西三女神、本殿拜次第中西東と拜す、（新善法寺如レ此、）又中東西と拜す、（田中坊善法寺如此、）其東なるを玉依姫命（三女神）と傳ふ故なり」と見え、又註式箱崎宮條に、一應神一聖母三竈門と有るは、神名式に筑前國御笠郡竈門神社、（名神大）と有る御社の事にて、八幡本記に祭神玉依姫命と有り、又神社本記に、寶滿山神社三女神也、竈門山清水在レ峰、玉依姫靈座也と見えたれば此も宇佐宮の比賣神と同神なるを曉る可し、又近江國蒲生八幡宮社傳に、田心姫命湍津島姫命市杵島姫命此三神號二玉依姫命一と云ひ、又藝藩通志記に安藝國安藝郡多家神社の境内に八幡別宮坐々すなり、筑紫國宇佐宮を移し奉り三女神を祀る」と云ひて、中に玉依八幡宮と云ふを擧げて、八幡別宮に同じと云へるも、三女神は玉依姫命なるを以てなり、是八幡の比咩神を玉依姫命と稱奉る證例なり。

又傳內は傳十五に云へる如く、賀茂御祖神社二座は二十二社註式秘記に、玉依姫命大己貴命と有るが如し、然るに夫玉依姫命を賀茂傳記には日女大神と有り、神名帳頭註には宗像姫神とも有るが如く、賀茂にても此三女神を日女大神とも、玉依姫命とも稱奉れるを知るべし、傳十三、十五に云へる事共を考合せて、其然る所以を曉る可き者なり、〔然るに八幡本紀に、宗像の社に、比賣大神を海神の女にて、神武天皇の御母玉依姫と稱す、俗說にも此に從ひて玉依姫を、海津姫と稱す、此無稽の妄說なり謬と爲べからず、如何にとなれば此三女神は天照大神の勅にて、往古より此に鎮り坐す御神なれば、八幡大神の此地に顯はれさせ給ひし後も、此三大神を退け奉りて其祭を捨つべき様無く、正しく三女神なるが故に、延喜式に三女神と稱する事尤ならずや、神武の御母實に尊む可しと雖も此御社に祭る可き理無し云々と云へるは然る言ながら、海神の女と思ひて說を成せるは、甚々未しき說と云ふべし、猶海神の女の外にも天孫降臨章第七一書に、萬幡姫兒玉依姫命と云ふ有り、又山城風土記の建角身命の女に玉依媛命有り、又崇神天皇御紀に活玉依媛と云ふも見えて、此三女神を玉依姫命と稱奉る共に同名にして異神なる五柱有りて、皆共に別々なる由緣有りて負坐せる御名共なる事を知らざりしが故に、貝原も然る無稽の妄說を吐出でたる者なり、〕又彼應神天皇を八幡大神と稱奉る御事も、此三女神の靈威を蒙奉らせ給へりし所緣に依りて起れる御號となむ所見たりける、宇佐大神宮縁起に、神功皇后九年冬十二月十四日辛卯、於ニ筑前國蚊田郡于槐樹之下一御誕生、此時自ニ龍宮城一獻ニ御衲衣一（其形八足白幡）御襁褓八幅（其長）と云へる、此龍宮城と云ふは其三女神を海神の玉依姫命と取誤へたることなれども、三女神なり然る御衣を進らせられけむが、此れを八幡の號の起りとは成し難かめり、其は傳十三に引ける對馬國上縣郡三根郷佐賀

村宗形神社の社傳に、所祭神功皇后と應神天皇なり、昔昔神功皇后新羅國より御歸陣の時、此の地に三流の靈幡を遺し置きて異國を降伏し寶祚の永久を祈り給ひ、武内大臣螺蠑を取りて放生し、勝門の法を被行れしより、今に至りて放生會の儀勝間の法等故實有り、此八流の神幡は、筑紫胸形明神自織給へる所の幡なる故に宗形明神とも號し、又織幡宗形明神とも號し、又宗像八幡とも號す、社地の邊に新羅人の頸塚有り」と云へる、宗形明神と云ふ社名に神功皇后應神天皇を祭ると云はゞ社名に合はざるが如し、然れば社名に任ねて此三女神の事は漏らせる者なり、次に三流の神幡を云へるは、各一神に一幡を充て、三女神の御にて神功皇后應神天皇は後に配祭れるなる事知らる、次に又此八流の神幡は、筑紫胸形明神自織給へる所の幡なりと云ふは、征韓の御幡はしも宗像大神の御靈として建てさせ給へるが、後に譽田天皇の御形として祀祭給へるから、其本は彼神の織らせ給へる事と心得たりし者と見ゆ、若て其八流は右の三流の幡の事を云ふなれば、八幡は靈幡の義なる事申すも更なり、若て此に右の神幡を祭らせ給へるは神功皇后の御所爲なり、此に織幡八幡の神號御在し坐すを以て、元は唯件の御幡を齋奉らせ給へる稱なるを知るべし、又仁德天皇四十一年十一月に、上縣郡三根郷木坂山なる式の和多都美御子神社（名神大）の地に、始めて神功皇后の御社を建て給ひ、譽田天皇御世に應神天皇を其御社に共に合せて令祭給へるに、右の佐賀村なる胸形明神の神幡を以て神體と爲る故に八幡宮と申す」と云へり、是應神天皇を八幡大神と稱奉る始なりと雖も、其始宗像大神の神幡に起れる事なるが故に、然定まりたる後にも猶宗像大神をも八幡の號を以つて祭る社々國々に在るなり、然るは神名式山城國宇治郡宇治彼方神社を、風土記に宗像神也と有るに、此を離宮八幡と申し、又安房風土記に、磯路八幡宗像明神也と云

ひ、又巳に云へる安藝國の嚴島は、三女神に渡らせ給へるに、道芝記に、摠て八幡別宮と稱して深き旨有りと云ひ、又同國式外玉依八幡宮などの例多きを以て知るべき事なり、（又式の相模國高座神社名神大を、一宮記に八幡同體と云ふなど、式內の諸社に祭神を八幡宮と云へるは皆三女神と聞ゆ、應神天皇のは別に八幡の神號を以つて擧げ奉れり、委しくは傳十三卷に註せる、下野國寒川郡胸形神社讃岐國寒川郡神前神社の下に云へる事共をも合せ見るべきなり）倩此三女神は神代の御神なり、然るに後に應神天皇の神託有りて、宇佐宮に鎭給へる御事にしも、少緣の御契に渡らせ給ふまじく、決めて深き所由御在し坐すべき御事なり、然るは淸和天皇實錄に載られたる、貞觀十二年宗像大神告文に、我皇太神波、掛毛畏岐大帶日姬乃、彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加レ力倍賜天、我朝乎救賜比守賜奈利、而今如此爾、押侮氣色乎露出事乎波、我皇大神乃聞驚岐祭遣利賜倍岐物奈利と見えたる、此は紀記共に且ても見る可き所無き事なれども、雄略天皇九年二月御紀に、遣三凡河內直香賜與二采女一、祠二胸方神一と有りて、下に三月天皇欲二親伐二新羅一、神戒二天皇一曰無レ往也、由レ是不レ果行一と有るも、征韓の御政に就て胸方神を令レ祠給へるにて、神命を令レ請給へるなり、神功皇后の御跡を遂はせ給へるに非ずば、何ぞ殊更に此に胸方神を指して祭らせ給はむ、此に因り又立返りて思ふに、仲哀天皇八年御紀に、神託二皇后一而誨曰云々と有りて、征韓の御政を勸め奉り給へるは、若くは此宗像大神の御託にても非ざるか、神功皇后御紀に、先日教二天皇一者誰神也、と請問かせ給へる神名の中には、紀記共に所見ずと雖も、傳十三に註せるが如く其御紀の松浦河橿日浦にての御祈(ウケヒ)の事を、八幡愚童記に嚴島宗像兩神の御事に云へるを以て考ふれば、始より其全體の事は宗像大神の御心に坐す故に、御名の其所にては隱れたるなる可し、

其仲哀天皇の、神言を疑ひ給へる所に、其汝王之如レ此言而遂不レ信者、汝不レ得二其國一、唯今皇后始而有レ胎、其子有レ獲焉、と見えたる、是皆右に云ふが如く宗像大神の御心に坐さば、其應神天皇はしも其未胎中に御在し坐しゝ時より、御心を係けさせ御在し坐しゝ御子なるが爲に、後に右の三女神の鎭坐す宇佐宮に、後に顯はれ御在し坐して、共に其宇佐宮の大神としてしも、成らせ給へりけむとぞ所思えたる、（其は寶劍出現章第六一書に、大己貴神の幸魂奇魂神の顯はれ給へる事有り、今欲二何處住一耶、對曰、吾欲レ住二於日本國之三諸山一、故即營二宮彼處一使二就而居一と有るは、神名式に大和國城上郡神坐日向神社大月次新嘗と有る御社にて、大己貴神の守護神として持齋かせ給ふ神に坐せり、然て出雲神賀詞に、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐と有るは、其よりは遙に後に國造の時にて、其神社は式に大神大物主神社名神大月次相嘗新嘗と有る是なり。其幸魂奇魂神と申す一神御在し坐して、大己貴神の大造の功績を助幸ひ給へる神に坐す故に、已く鎭奉り置かしけるに、此國造の時に至りては、其幸魂奇魂神の御在し坐す所を指して、己命の御魂も共に並坐すに等しく、宇佐宮の三女神はしも、宗像大神と同じく坐して、神功皇后の韓國御言向の御事に就ては、第一に廣き厚き靈威を蒙り給へりし大神に坐せるを其韓國はしも胎中天皇に奉らせ給へる地なり、右の由を以て、神功皇后應神天皇共に宇佐宮に顯はれ御在し坐して、共に鎭り坐せる御事、猶大己貴神の和魂を、幸魂奇魂神の御許に鎭り坐せるに異ならざる者なり、猶如此く此比賣神の御事に副へて、八幡大神の御事までを人交へて長々しく說成し奉る事は、今世に天下に八幡宮計り多きは無きを、一人として其由來を知れる人の聞えざるが、甚く心苦しくて止事を得ざ

る故なり」〇八幡大菩薩宇佐宮（名神大）は、八幡本紀に第一殿に即八幡大神を祭り奉る所にして、相殿に仲哀天皇鎮坐し給ふ」と見えたり、此神號はしも、式に筑前國那珂郡八幡大菩薩筥崎宮（名神大）と所見えたると同例にて、八幡大神の坐す宇佐宮筥崎宮と申す心なり、大菩薩と云ふ稱を以て、掛まくも畏き大神の大御名を汚し奉る事甚可畏し、續紀天平勝寶元年十二月の所に八幡大神と記され、其告文にも豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神と有り、其後の御史共にも八幡大神と出でたるを、其間に大同三年七月の太政官符に八幡大菩薩宮と有り、又常には大神と申す所を大菩薩と云へるを、其後にも猶大神と記されたるも彼是見ゆめり、仁明天皇御紀以後には、皆大菩薩にて大神と有るは一所だに見えずなむ有りける、歷朝詔詞解に、抑此聖武天皇孝謙天皇の御世には、然計り甚じく佛を尊み給ひて、神をば佛の奴の如思せしかども、猶此大神を大菩薩と申せる事は無かりしと思しくて、此紀には見えたる事無きを、何時の御世よりかは然る觸々しき御號は負せ奉りけむ、甚々忌々しき御事なり、偖此大神を廣幡乃と申すに甚愛たく雅びたる御號なるに、後には此御名に隱れて世に知れる人無きが如し、又八幡と申すをも唯字音にのみ唱奉りて、夜波多と云ふは唯此大神を祭れる社の有る地名にのみ此彼に殘れる、其將皆波を音便に任せて和と唱ふる事木幡などの如し、此は幡に依れる御號なれば、波を正しく葉などの如く唱へ奉りて、偖彼觸々しき號を止て、古の如く廣幡乃八幡大神と正しく白奉ら將欲き事なりかし」と云はれたるは實に然る言になむ有りける。（但大菩薩は大日女と謂云て、卽大日靈貴の御事なり、宇佐宮は三女神の御事にして、次なる比賣神社をも合せて云ふにても有らむか、其は大同類聚方六十五卷に日女藥、和泉國日根郡菩薩神社云々と有は式に見ゆる日根郡比賣命神社是なり、又名義抄にも菩薩を

美女也と註せれば日女と訓むべき事知らる、然れば八幡大菩薩宇佐宮と云ふは、大神を大菩薩と心得ざりし以前に三社を合稱ふるならむを、後には佛に因める菩薩號と思成し奉れるより、比賣神社大帶姫廟神社の號は別に設けられたるなめり、此にても八幡宮に菩薩を奉ると云ふ事の非なる事知らるめり、(今思ふに元亨釋書最澄傳云、弘仁五年春豐宇佐八幡神宮一講二妙法華一、講竟、神託云、不レ受二法味一久歷二歲華一、今聽二微音一何以報レ德、我有二法衣一願奉二唄達一、乃啓二寶殿一捧二出紫衣一領一、神宮巫覡各相謂云、我等未二曾見一如レ斯靈感一也と云ふ妄傳有り、傳十三卷同國田川郡忍骨命神社の下に云ふが如く、彼妖僧此彥山のみならず香春神社豐比咩神社など式內の神社を殘らず佛地と成さむ謀を巧みけるに、國郡司百姓殘らず欺かれて、其妖說を朝廷に迄及ぼし奉れる事有れば、其頃の人は然る詐僞とも心著かずして信み居たりしと見ゆれば、何れか趣し者を仕立て、此宇佐宮にても然る禍々しき神託を體能く拵へたりつるに、竟して神宮の巫覡等何の辨も無く、實に靈感有りし事と心得て諾ひたりけらし、此を以て見るに、此大菩薩と云ふ禍々しき御名は、彼最澄僧が佛法を弘むる姧作に出でたりし者なるを、公にも彼僧に欺かれさせ給ひて、日吉神社を佛境に成されし程の御事なれば、終に彼が辯口に任せて八幡大神を大菩薩と申す事と自然成給ふ可き時勢なるを察らむ可し、寔に神託と僞りて天津日嗣に登らむと爲し道鏡にも餘り後れぬ妖僧なるを、一宗の祖師と仰ぎ居る世中と思へば思へに、淺ましく口惜くなむ。) 此八幡大神と稱奉るに種々の異說有り、先づ宇佐宮古記に欽明天皇三十二年癸卯二月十日(癸卯)、豐前國宇佐郡菱形池の上小倉山の邊に神在りて、三歲の小兒に託して大神比義に告げて曰く、辛國城(地名也在二大隅國曾唹郡一)に八流の幡降る、我は日本人皇十六代譽田天皇廣幡八幡麿なり、諸國

所々に跡を垂れて神と成ると告げ給ふ、此より前に、豊前國下毛郡野仲郷の鷹居にて宇佐公池守と云ふ人に託宣有り、又宇佐郡馬城山にても霊驗を示し給ひ、或は御許峯にて鷹となり顕はし給ひ、種々霊驗有りける故、始めて神と顕はれ給へり、」豊前國の八流の幡の神霊を以て八幡大神と崇むるの始なり」と有り、此事延喜式にも旧記を以て出で、又八幡本紀にも取捨して載せたりと雖も、全くは信ずべからざる事なり、其の時豊前八流の幡の事は延喜式の神名帳に別宮大隅國正八幡宮の下に、正宮者始在豊前國、謂之八流幡、崇于豊前國（坐宇佐郡）と有るを、家記云人皇三十代欽明天皇五年（甲子）顕れ坐と見えたれば、始めて幡を神體として此に祭り、其を南にして宇佐宮に遷祭れるより其宮を以て主と爲る由と通えたり、此を以て零降るに非ざる事を知るべし、右の野中郷の鷹池は八幡本記に是大貞薦社三角池也と云へり、又其馬城峰の神光の事は上に云へる如く、此は三女神の御事なるを混同せる者なり、但延喜式に貞觀曰、豊前國宇佐郡菱形山廣幡八幡大神坐郡家東馬城峰頂云々、と有れば、三女神の神代より此峰に御在し坐しける御許に始めて移らせ給へるにて、此なむ神託に因りて乞は坐給へる宮處には御在し坐すべき、（但此は宮處の事を云ふには非ず、八幡の事を主と云ふ所なり、）猶又一說には白と紅と八面の幡降るの瑞有り、此故に八幡大神と號す」と云ひ、又一說に應神天皇降誕の時八の幡降るの瑞有るに依りて八幡麿呂と號け奉る、此故に宇佐の神託にも我は廣幡八幡麿呂なりと宣へり、因て八幡大神と號す」とも、共に云ふにも足らざる事にて、彼八流の幡の降下る類なる者なり、大隅薩摩が宇佐宮縁起に引ける肥後志略山本郡円臺寺村條に、菱形池岩の洞の中に在る小池是は八幡大神始めて出現の地と云ふ、里俗傳云、池形自然と菱形に似たり、田畔小徑の傍に一小池有り、直円尺長八九尺深三尺、不滿野水。此池の形も菱に似たり、

古所謂菱形池是なり云々、菱形八幡若洞内龍窟と云ふ前に拜殿有り、往古は大社なり云々と有り、然る時に菱形池肥後と云ふを正說と爲べし）偖八幡と申すは、上に註せる對馬國上縣郡佐賀村に、神功皇后の祀給へる宗像大神の神實の御幡三流有りつるなり、神名式の同郡和多都美御子神社の社傳に、繼體天皇の御代に應神天皇の御靈を始めて其木坂山に崇奉らせ給ふ時、右の佐賀村に所祀る三流の神幡を以て、神體と定め奉るに因りて社號を八幡宮と號け奉る、然るに欽明天皇三十二年辛卯歲に神託有りて、豐前國菱形池小倉山の邊に住み給ふ可き由告げ給ふに依りて、即神託に任せ宇佐宮に勸請し給ひ、直に木坂山本社の號を取りて八幡大神と號し、放生會等の神事をも共に移されぬ、豐前國宇佐八幡宮幷に放生會等の神事は、根本は此木坂山より起り、木坂山八幡宮の神號幷放生會の神事は、佐賀村胸形明神の神幡及武內大臣の放生より起れる者なり（取意）と云へるは、然も有りぬ可き古傳になむ、小寺清先か老牛餘喘に雨森芳洲云、凡八幡宮諸國に多く候へども對州の八幡宮根本にて候、宇佐は其後の事にて候、神功皇后新羅を退治して歸朝の時御旗八流殘し置き給ひ、此後我が精靈を此幡に殘す間此地の守護に致可申候、夫故土人御旗を祝ひ候て廟を建申候、依レ之八幡宮と申候云々と有り、少か云樣は異なりと雖も、八幡大神と申す御名の彼國に始まれる事一なれば、予此を以て正說と立つる者なり、（但八幡の故事は實に然もと所思る事なれども、放生會の武內大臣に起れると云ふは、未佛教の渡參來ざりし以前に然る事の有るべくも非ざれども、右の社傳を載せたる對馬人の稻荷勸請と云ふに、八幡本記に、八幡大神の放生を命じ給ふは專ら橫死の者を救ひ給はむとの神慮なる可きを、佛家よりは最勝王經放池魚の說など附會せるにや、古邯鄲の民正月の旦を以て鳩を簡子に獻ず、簡子大に說び厚く此を賞

す、客其の故を問ふ、簡子が曰く、正旦に生るを放つは恩有る事を示すなり、客曰、君の放つを好めるを知らば、民競ひて之を捕へ却て死する者多からむ、若此を活さむとならば民に禁じて捕る事勿らしむるに如かじ、簡子其言を聞きて理なりと云り云々、と列子を引て云へるを讀じて、此は放生會の對馬島にて武内大臣より起れるを知らで、偏に託宣に依りて始まれると思ふよりして非とせり、神功皇后神教に從ひ新羅國を征討して多くの人を殺し給ひしに、神靈の忍ひ給はざる所なるが故に、敵首を以て島宵同神に賽りて後は、首を埋めて首塚を築き、併蛤螺の屈曲せるは新羅人の頭髪を曲縮せるに似たるを以て、其螺を放ちて新羅人の非命を放に祭り給へる者なり」と云へるは、如何はしき事にても有れども、若古より然る事の有來れらむには斯る由にも有る可くこそ」僧有に引ける宇佐宮古記本坂山社傳共に打合ひて神託に因りて宇佐宮に鎭坐す事は欽明天皇三十二年辛卯二月十日辛卯なり、僧上に引ける註式の趣に據りて考ふるに、其時は三女神の神代より鎭坐す馬城峯なる、謂ゆる日足里に合せ祀れりけらし、又八幡本記宮柱穴條に、小倉山の東連嶺の中に尤深き穴口有り、徑一尺二寸底に入事七尺有餘、是は八幡大神始めて鎭座の時宮柱を立てし穴なりと云ふ、大祭の祝文に菱形乃小倉乃山之下津石根仁宮柱太敷立と云へるも此所の事なりとぞ」と云へり、是第二轉なり、又宇佐宮古記云、八幡大神菱形池の邊に於て、神と顯はれ給ひて百四十一年の後、和銅五年より鷹居瀬社に鎭座坐しける事五年有りて、元正天皇靈龜二年より又御移有りて十年御在し坐す、大神諸男、辛島勝波豆米、大神の御心に從ひ奉りて、小山田の神殿を作りて祭奉れり、靈龜七年託宣し給ひけるは、我鎭座する小山田社は其地陝隘し、我菱形山に移らむと願ふと有りしかば、年を經て後聖武天皇神龜元年に、豐前守男人從七位下藤井連手

人刺を奉りて小倉山に神殿を造り奉り、同二年正月廿七日に神田二町七段を進上す、天皇勅宣に勲十等を賜ふと有り、此時創立有りし小倉山の神殿は即今宇佐上宮の地是なり。小倉山は即亀山なり」と有り、又延喜式に聖武天皇神亀四年歳次(庚申)就二此山峰一奉レ造二神宮一、因名曰二廣幡八幡大神宮一と見えたるは此時の事と聞ゆれは全くの鎮座は此年なるにや、(又八幡本記に八幡大神の祭日に卯日を用ふる事は始て神と顯はれ給ふ事卯年、卯月、卯日なりしに因れり是より、以前譽田の御陵の側に御社を被レ建しも欽明天皇二十年己卯歳なり、又此より後清和天皇貞觀元年己卯歳石清水に勸請有りき、然れば卯日を八幡宮の祭日とし侍る事深き理有る事なり、石清水譽田宮などの縁起に卯日を祭日とするに八幡大神降臨の日なる由記せるは大なる誤なり、八幡大神誕生の日は丁亥なり、日本紀に所見たり」と云へり、予又思ふに公事根源などに宗像祭四月十一月上卯日と有り、若くば此に三女神の御在し坐すに依りて然卯日を被レ用るには無きか、下に云へるを考合す可し、)其大帯姫廟神社(名神大)は、八幡本記に嵯峨天皇弘仁十一年に神託有りて、同十四年癸卯歳始めて鎮座し給ひしとかや」と有は、宇佐宮古記の傳なる可し、上に引ける續紀より始めて、平城天皇御紀に、大同三年秋七月辛巳朔丙申太政官符、(中略)大菩薩並比咩神封一千四百十戸宜レ納二府庫一、者豐前國符偁神宮司申云、比咩神之封六百十戸之物與二大菩薩封物一共納二府庫一(下略)と見えたれは、猶當昔八幡大神と比咩大神と二柱のみ御在し坐しゝなりけり、然れば其より十五年有りて筑紫の橿日宮より勸請れるなる可し、其は類史に嵯峨天皇弘仁元年十二月丙午、遣二參議正四位下巨勢朝臣野足一奉二幣八幡大神宮橿日廟一、賽二静亂之禱一也、弘仁十四年十一月庚戌、差二左兵衞督從四位上藤原朝臣綱繼一使レ奉二幣帛於八幡大神橿日廟一と有る、此八幡大神は宇佐宮

の御事なるが、此後にも八幡樫日の兩所を兼ねて御使を奉遣し給ふ當なれども、此時にや樫日宮より此宇佐に鎭奉れりけむから大帶日賣廟と廟字に彼ぞ用ゐたるなる可し、已に天平九年の御紀に香椎廟と有るからには、宮社の會釋ならずして廟堂の如く饗應し奉らせ給へるにて、其八幡大神をも大菩薩と稱奉らせ給ふ計の事なりければ、其頃より宇佐神宮はしも漢様佛様には終に成竟ぬる者なめり、陽成天皇實錄に、元慶三年三月十六日丙午、豐前國八幡大菩薩宮前殿東一神功皇后御前云々と見えたる是證なる證なるが、上に此より以前貞觀元年に石清水宮に勸請りしも、此御神を合せて三所並御在し坐せるなどを聞らむ可くなむ有りける、（對馬國上縣郡三根郷木坂山和多都美御子神社々傳に、仁德天皇四十一年癸丑冬十一月に神功皇后の神廟を建立し給ひ、同郷佐賀村宗形明神に在る所の幸幡を移して豐玉姫命を以て二宮と號し、神功皇后を以て一宮と號す、其後繼體天皇の御代に至りて、應神天皇の靈を此木坂山神功皇后の御社と同殿に祭め給ひ、仲哀天皇神功皇后應神天皇仲姫皇后武內大臣五神を以て合殿とし。神體即神幡なるに由て八幡宮と號し奉り、別に日本武尊靈殿と號す、仁德天皇若宮と號す、菟道稚郎子新靈と號す、此三神を以て攝社とし、彼佐賀村に在る所の凱歌及矛舞胡生會等の神事をも皆此木坂山に移して異國鎭守の靈神と崇め給ふ」と云へり、其中に應神天皇は上に云へるが如く欽明天皇二十二年辛卯に已く神託の御在し坐して、宇佐宮に移らせ給へる時、仲哀天皇も共に遷御(ウツリイマス)しけると見えて、八幡本記に第一殿は即八幡大神を祭る所にして相殿に仲哀天皇鎭座し給ふと有る是なり、然るに香椎宮の御事は、元來仲哀天皇神功皇后の行宮の趾なりと雖も、當昔已に其宮御在し坐しゝなる可からず、決めて御世御世を經て後に祀奉れる事申すも更なり、然れども右の社傳の如くは、仁德天皇御世に彼國にて始め

て崇め奉らせ給へるなれば、香椎廟は未御在し坐さゞりけらし、右の如く合殿に坐す八幡大神仲哀天皇の宇佐宮に移らせ給へる程に、神功皇后にも神託などの御在し坐して、必其前後に香椎には鎮まり給へる者なる可し、然れば此も木坂山に始まりて香椎宮其より宇佐宮と三度遷替らせ給へりしなりけり、猶八幡大神香椎大神の御事に就ては申し顯はし奉る可き事多在れども此は宇佐宮は元より三女神の御在し坐せる本宮なるに、八幡大神大帯姫大神共に後に相共に鎮坐せるにて主客有る由を云知らせむとてなり、又次に石清水宮の御事を申せるも、其にては八幡大神を主として三女神を客と坐すにて、諸國に八幡宮と申せるは、多く右に同じき由を豫め少註すにこそ有りけれ、其本說には應神天皇御紀の傳に就て云ふべし）○石清水宮は右の宇佐宮より遷奉らせ給ふ所なりと雖も、此にては始より八幡大神を第一として崇奉らせ給ふが故に、神の御座所も何も同じからざるなり、二十二社註式に、八幡宮三座、（式外）三所內男體一、女體二、（神功皇后玉依姫命）と見え、二十二社神體祕記には、中應神天皇、左神功皇后、右玉依姫命、加之祭神一座足仲彥天皇と見えたれば、宇佐宮の如く八幡大神の相殿として仲哀天皇に御在し坐せるなりけり、然るに神社本記に石清水、中應神天皇、東神功皇后、西三女神、（中略）本殿拜次第、中、西、東と拜す（新善法寺如ㇾ此）又中、東、西と拜す（田中坊善法寺如ㇾ此）是東を玉依姫（三女神）と傳ふ故なり」と有れば、左を三女神、右を神功皇后と傳へたる說も有るなりけり、二十一社記にも、抑八后三所と申すは中御殿は大菩薩、西御殿は神功皇后、東御殿は玉依姫命に坐すなり、（取意）と云ふも有と類說なるには有れども、倚註式箱崎宮條に一應神二[illegible]三竈門と有るも中左右と云ふ順にて、三竈門と云ふは玉依姫命に坐して右に當れり、又八幡本記に御宮造は南に向へり、中殿

は八幡大神、東殿神功皇后、西殿は比咩大神なり」と見え、又鶴岡八幡宮條に中は八幡大神、東は息長足姫尊、西は姫大神なり」と見えたる、此は石清水宮より移し奉れる所なれば殊に徴なるを、上に註せるが如く宇佐宮にしては中は三女神左は神功皇后右は應神天皇に坐らせ給へるを、石清水にては三女神と應神天皇を主客の事に因りて入替奉れるのみこそ有りけり、神功皇后は猶宇佐宮の如く東方にて左間に御在し坐す事著ければ、新善法寺の傳の方正しきを得たるが如し。若て石清水正遷記に仲哀天皇應神天皇を中御前とし、比咩大神を西御前とし、神功皇后を東御前として、「正月元日朝拜卷に明二大菩薩一三度禮拜、次明二比咩大御神一三度禮拜、次明二大多羅志女一三度禮拜」と有りて右の如く三女神は西方右間には坐らせ給へれども、其次第は中西東と云ふ順なる事、猶宇佐宮にて西中東と數ふるに異ならず、（右の如く共崇奉る石清水宮にてすら中西東と中東西との二說有りて古より其事の定まらざるを、予が心と役初に定め申す事は、甚容易き様にて可畏くは有れども、正しく徴なる證有る上は何ぞ論つらはざる事を得む又共奇ひ已に如此と究まるからには如何は定め云はざる事を得む然れども甚々可畏き事にこそ、）猶宇佐宮より御遷幸の御事は、二十二社註式に、「清和天皇貞觀元年（己卯）四月十五日行教和尚（傳灯大法師位）奉宣旨參二籠宇佐宮一、同八月廿三日到二來男山之邊一、一宿之間、更倍二信心一祈二願之一、行教和尚致二誠祈請一云々と有り、此行教が由來は神社考に清和帝御宇有二行教者一、難紀氏武内宿禰之後也、昔武内宿禰爲二景行帝之臣一、成務帝時爲二大臣一、而又爲二仲哀神功應神仁德之輔佐一、是故行教七葉宇佐神一、神慮默、欲遷二移都邊一、遂移二于山城男山一」と有が如し、釋書にも「釋行教武内大臣之裔也、居二大安寺一、貞觀元年詣二豐之宇佐八幡神祠一、一夏九旬、夢大神曰、居二王城側一當レ護二皇祚一耳、教請著レ由

時、其夜夢、大神曰、師見二我所居一哉、便起見二東南山頂峯上一現二大光一、凌晨尋二其光處一、實靈區也、致使錄二其事一表奏、爰詔二橋工部一准二宇佐宮規一建二新宮一云（採要）と有りて神皇正統記此に同じ、右の詔二橋工部一は註式に同九月十九日差二使木工權允高良基一造二立御殿六宇一（三宇正殿三宇禮殿）と有る是なり、其御鎭座の御事は淸和天皇實錄に、貞觀十八年八月十三日丁巳、石清水八幡護國寺申狀、傳燈大法師位行教、去貞觀二年奉二爲國家一祈二請大菩薩一、奉レ移二此間一と見え、又註式にも、同二年（庚辰）造二立寶殿一、隨則安二置御像一と記し、猶石清水遷座記に、同年二月九日之夜遷二座男山嶺一と見えたり、行教は曼長にて有りければ素より大神の諱ませ給ふ御事は申すも更なれども、大神の皇都近く御在し坐して寶祚を守り奉らせ給はむと所思し召す頃ほひに參り合せたるに就て、大神に仕奉れりし武內大臣の裔にても有りければ、其使に差て齋奉し給へるにて別なる意有るに非ず、三代實錄に石清水八幡宮護國寺と有るは大神を大同の頃より大菩薩とさへ申奉る時の事にて有りしかば、神宮とは申す物の、始より純なる佛刹めかしく爲し奉られし事思ふ可し然れども神の御心なりけらし、誰と無く石清水八幡宮と唱來りて終に護國寺の名をだに知る人稀に成りにたるは然す可なる御事なりかし。（和訓栞に石清水八幡宮の神名帳に載らざるは、行教守作より勸請し三代實錄にも、石清水八幡宮護國寺と見え、大安寺緣起文にも、行教和尙以二其消衣一裹二奉此一、以爲二石清水寺伽藍神一隷二于和州大安寺八幡一と有る意なる可し、元彼をなりしが、源義家より源家の爲に崇重せられ坐して、當時の如くは成りたるなりけりと云へるは隈無き程言と云ふべし。）淸和天皇實錄に貞觀三年五月十五日戊子、遣二使者於近京名神七社一奉レ幣祈レ雨、告文曰、天皇我詔旨止、掛畏支八幡大菩薩乃廣前爾申賜倍止申久、云々自餘社告文准レ此と有

り、其近く京なる神とは賀茂松尾等の大社に御在し坐すらむを、其上に立て萬を先に爲させ給へるに、八幡大神は皇甸に御在し坐す故に殊に崇め奉らせ給へる者なり、同七年四月十七日丁卯、遣ニ從五位下行木工權助和氣朝臣彜範一、向ニ石清水八幡大菩薩宮一、奉ニ幣帛并御鞍一、告文云、天皇我詔旨止、掛畏岐石清水尓坐八幡大菩薩乃廣前尓申給倍止申久、新宮構造畢、須幣帛及種々神財可奉出、神財波且奉出己畢奴、幣帛并御鞍等乎奉弖、忽有所申、比乎令錺造弖、禮代乃大幣帛乎令捧持弖、云々と有りて、如此く兵器を奉らせ給へるを以て、大菩薩とは稱奉らせ給へれども、實の佛菩薩と云ふ者の類に、會て坐さ奉らせ給はざりけるを知るべし、同十八年五月廿八日甲辰、令ニ山城國一、毎年米三十二石、充ニ石清水八幡宮護國寺一、永以爲レ例、同八月十三日丁巳、石清水八幡護國寺申牒、偁（中略）望請准ニ宇佐宮一永置ニ神宮一、即以ニ從八位下紀朝臣御豐一爲レ之、勅從レ之と有り、此文類聚三代格にも見ゆ、此等を以て見る時は全く護國寺と云ふ佛寺の鎮守の状なりと聞ゆ、已に宇佐宮にも八幡比賣神宮寺を造られし由、神護景雲三年御紀に見えたれば、何方に移奉りても寺は附物たるが上に、此は行教が勸請れる神宮なれば、本より僧徒の持にて有りて、神人は其下風に立つのみなりしを、宇佐の申牒に依りて始めて神主には禰成たるなりけり、二十一社記に當宮の祀官には補ニ紀氏者一、其後檢校別當及僧俗官皆紀氏なり、武内大臣子角宿禰の後胤なり、神功皇后の御代專ら祭臣として補佐し被レ申る往因なり」と云へるが如く、此にては宇佐とは別にて、八幡大神を主と祀奉る爲に如此なりと所見たり、（其宇佐宮にては大神、宇佐二氏の主と仕奉る事上に已に云へり、又八幡本記に此宮の神主は、貞觀十八年八月十三日に始めて從八位下紀朝臣御豐を以て任ぜらるゝ由三代實錄に見えたり、又八幡ノ神宇佐より遷座の時ゝ神氏從ひ奉

りて來り紀氏と互に神職を勤めけるが、後に大神氏は絶えたりと云へり。）八幡本記に「古は三年に一度必ず宇佐宮に勅使を立てられ、錦蓋箭劍鉾神服玉佩寶鏡等の種々の神寶に歴代の大幣帛を令奉給ふ、此禮聖武天皇天平三年正月廿七日始めて執行給ひしとかや、續紀に天平勝寶八年四月壬子遣從五位下日下部宿禰古麻呂奉幣帛于八幡大神宮と有る是國史に所見たる始めなり、朝野群載に三年に一度宇佐に勅使を下し給ふ時の告文出でたり、清和天皇の御時八幡宮を男山に勸請し給ひては都近ければ專此御宮にのみ勅使を立て奉幣し給ふ、然れども猶帝王一代に一度宛必宇佐宮に勅使を奉らる、其事委しく江次第十二卷に見えたり（採要）と云へるが如く、石清水宮を建てさせ給へる後は萬に此御宮にて執行はせ給へる事、譬へば春日社出來て後は鹿島香取枚岡等へ立てさせ給ふ可き御使の御事なども、大抵は此社に作らるゝに異ならずなむ有りける、若て神皇正統記又公事根源等に二所の宗廟と申すは天照太神並に八幡大菩薩の御事なり」と云へる、宗廟の名稱こそは忌はしきことなりけれ、萬に伊勢石清水と並べて齋奉らせ御在し坐し來りて今猶然るを以て、御敬信の天下の諸社に超えさせ給ふ御事知らる、（二十二社の次第にも伊勢の下賀茂の上に在る事、其始村上天皇康保三年奉幣十六社の時より同じ、法曹至要抄に稱大社者伊勢太神宮八幡宮也、中社者賀茂住吉社之類也、自餘小社也と云へる、此伊勢石清水を限りて天下の大社と云ふを考ふ可し。） 若て年中の祭祀は八幡本記に「每年二月十一月初卯日御神樂有り、禁中の御神樂に准じて伶人山井氏多氏次氏安倍氏此を勤む」と云へり、又江次第に、三月中午日石清水臨時祭と云ふ有り、日本紀略に朱雀天皇天慶五年四月廿七奉幣宇佐八幡宮香椎廟石清水宮、依東西賊徒討平之由也と有るを、帝王編年記扶桑略記等に四月廿七日始有石清水臨時祭と見えたれ

ば、更に改て年々の例とは成りにたるなり、又八月十五日に放生會の神事有り。此は宇佐宮にては古くより有來れる事にて有れども、石清水宮にては神宮寺に貞觀五年八月十五日始修₂放生會₁、石清水別當安宗修法行₂之₁と有るぞ初にて移れりなれども、此より始めて被行るゝを稍々大に成して、紀略に圓融天皇天元二年八月十一日定₂權中納言源延光₁を仰云、石清水宮來十五日放生會、宜₃仰₂雅樂寮₁准₂節會音樂₁、官人幸₂唐高麗樂人舞人等₁從₂今年₁永依₂彼會₁者、又仰云、宜₃仰₂左右馬寮₁十列御馬各十疋從₂今年₁隔年令₂依₁奉₂彼會₁者、又仰云、放生會宜₃仰₂左右近衛府₁御馬乘近衛各十人從₂今年₁隔年令₂供奉₁者、十五日庚寅奉幣石清水八幡宮使左近衛中將源正清朝臣と見え、公事根源に延久二年より行幸に準せられて六府以下供奉する事には成れり」と有るが如く、漸々に公家の御崇敬厚く成れるは皆に理なる御事なり、中頃中絶も有りしかども、光格天皇の大御代御再興有りて、上卿宰相辨衛府など行向はせ給ひ、内藏寮の御使等立て、例無き大御祭になむ有りける、（石清水諸進記に勅節十箇度、正月一日二月上卯日御神樂神事三月三日四月八日五月五日六月晦日七月七日八月十五日放生大會九月九日十一月上卯日御神樂神事と有り。右の二月十一月上卯は三女神に就たる神事ならざるか、上に云るを考合す可し、又同記に御國忌四箇度正月廿三日比咩大神、二月六日仲哀天皇、同十五日應神天皇、四月十七日神功皇后など云ふ事も見ゆ、三女神に御國忌日有るは何に因りて忌れるにや、不審しき事なり）偖八幡宮に奉らせ給ふ大御使にしも、多く源氏の公卿を遣はさるゝに就て考有り、其は平野神社は延喜式に引ける延喜格に、桓武天皇延暦年中遷₂祚社₁と有るに、太政官式を見れば凡平野祭者桓武天皇之後王（改₂姓爲₁臣者亦同）及大江和等氏人並預₂見參₁と云ふ事有り、然れば石清水宮は右に云へる如く清和天皇貞觀年中

に建つる所なれば、清和天皇の後王は更なり、其社を崇ひて源朝臣と稱る人々は右の如き例共の有りて殊に八幡宮を崇め奉れりけむ、八幡本記に後朱雀天皇寛徳二年二月十八日伊豫守源頼義其嫡子源太丸七歳なりしを石清水八幡宮の寶前にて元服せしめ、即八幡宮の氏子なりとて八幡太郎義家と號す、然るに義家智謀武勇群に超えしかば其子孫漸く繁榮せり、其末流の輩者義家の由緒に因りて殊に尊みて氏神と稱す、此よりしてこそ八幡宮を世人源家の氏神とは云習はしけれ」と云ひ、又中院通秀公記に、凡源氏神以二平野社一爲レ正也、於二八幡宮一者清和源氏義家以來事也と有る。此兩記共に未右に云へる如き故實有るを知らざる故に、義家朝臣以來の事と爲すめれども、已に其父頼義朝臣の元服せしめしに、源太丸を連行くと云ふも、然る御所縁有るが爲なれば其より已き事を知るべし、東鑑にも頼義朝臣の後冷泉天皇康平六年八月潛勸二請石清水一建二瑞籬於相模國由比郷一と見えたる、是鶴岡八幡宮の權輿也、此を以て清和天皇御流の源氏にて、古くより殊に八幡宮を尊み奉れる事を知るべく、又御靈を崇り奉りて、其家の甚く榮えたりし程をも知るべしと雖も、傳十五にも云へるが如く、此八幡宮を以て其氏神の如く、又氏子の如く思ひ居るは甚放に過ぎたる事共也、其流には始めて姓を被賜れし六孫王社京の西八條に在り、其子源滿仲朝臣は攝津國多田院に權現社とて有り、此二社に就てこそ氏神とも氏子とも云はゞ當る可かりけれ、掛まくも甚も可畏き遠皇祖の神尊をしも、己が私の祖尊の如く思ひし奉れる事、大神の御爲にも天皇の御爲にも云はむ方無き無禮き振舞なりかし、（思ふに當昔已く伊勢と八幡宮とを二所宗廟とも申奉る程の御事にて有りしかば表向て氏神氏子などとは云はれざりけらし、右の謬言に固有るを下ら猶と云へる口氣を考ふるに、其深く信み奉る餘りに、舍美などを經ずして猶に我が物と爲れるにて、決

めて厚き心の至を盡されたる者なり、彼桓武天皇の後王の姓を賜はれる平朝臣の平野社を氏神氏子と云はれつるを思へは、源朝臣も其定の因みには漏るまじきを思ふ可し、然れば源氏には宗に因て崇奉る可き神は古より八幡宮にて御在し坐す也）偖此石清水の地は類史に、平城天皇大同三年正月庚戌、禁ㇾ葬ㇾ埋於河内國交野郡雄徳山、以ㇾ採ㇾ進ㇾ供御器ㇾ之土ㇾ也と有るは、久代河内國にて有りしなり、今麓に厄神社有る、其は國時異に畿内堺十處疫神祭と有る、山城與河内ㇾ堺因と云へれば山城國に屬たりし後にも猶元の任にして其處は改めざりけめども、男山を山城と爲る時は河内の堺より見隔れる者なり、類聚三代格貞觀十八年八月十三日の太政官符に、應ㇾ置ㇾ石清水八幡宮神主ㇾ事（坐ㇾ山城國久世郡）云々と所見たれば、其元年に大神を山城の近守神として祀祭らせ給へりし御時などぞ、其大宮敷す同じ山城國に敷きせ給へるには有るべき然るに神名帳頭書に、盛崎院延徳元年十月之勸進帳端書曰云々、雍州綴喜郡男山鎭弓岡盛崎院本尊云々と云ふ事を載せたれば、後土御門天皇の頃は已に綴喜郡に屬りたるなめり、此にて河内國交野郡なりしを山城國久世郡と爲り、三度轉じて綴喜郡とは成れるなり、偖又石清水と申す事は、八幡本記に當社の下の側に石の中より流れ出づる清泉有り、此を石清水と云ふ、此故に御社石清水宮とも號す」と云へり、傳十五に已に云へるが如く、此石清水は元來三女神の天眞名井に由有る靈水なるが、八幡大神と共に相副へて鎭り坐せる所以に因りて、必此にしも出來れる者なる可し、偖此は宇佐島に三女神の天降坐しゝ御事を申さむとて、思はえず佗事にも亙れるが如く成れども、宇佐宮と石清水宮とは天下に在らゆる八幡宮の本宮に御在し坐す御事なれども、其始三女神に起れる事略をしも能く知る人の無き爲に如此まで諄言は成しつる者ぞかし、然れども八幡大神從日大神の御事に於て

は此に主と云ふべき所ならざれば云はま欲き事も多在れども、其御紀の傳に註し奉る可き者なり、（猪上宇佐島の傳より此に至る迄の大綱は。宇佐宮は元より三女神の宮處なるに、八幡大神櫻日大神の後に鎮座しゝより、八幡三所の起と成れる所由を云ひ、又其八幡と申奉れる神號も石清水の御事も、共に三女神に由りて起れる御事を明らめむとて如此迄委しく云へれども、猶八幡大神櫻日大神の御事に就ては此に主と說くべき事ならざれば、云足はざる事のみ有りと知るべき者なり）○今在海北道中一の今在は、日訣に三女神先降宇佐島一、後在筑前國一、故曰今在海北道中一と云ひ、通證に今在者轉換之辭と云へる是にて明らかなり、此事傳十三に委しく註せるが、猶云はゞ第一一書に汝三神宜降居道中一、奉助天孫一所祭也と有るが如く、宇佐島は始天降り着かせ給へる地なり、道中は三女神の終に落着かせ給ふ所なるが故に、今在とは云へる者なり、○海北は宇美能佉多と訓むべし、神功皇后五十年御紀に、海西諸韓の字有るは西海の義なるに同じく、此は卽北海と云ふ事なり、上に葦原中國と見えたる、其北海の意を以て此は廣く云ふ稱なり、備後風土記に北海坐志武塔天神南海神之女子乎與波比爾出坐と有るも、素戔嗚尊の出雲國より伊豫國に經歷に幸坐せる事傳九に云へる如くなるは、其山陰山陽の稱を北海南海と云へる大らかなる古の狀を知るべし、備此は寳鏡の御說に、謂九州之北瀕海之地一也と宣へる如くにて、第二一書に謂ける遠瀛中瀛海濱なり、猶出雲風土記などにも北海有毘賣埼一又は凡北海所捕雜物或は凡海所在雜物なども云へるが如く、筑紫國も北面は海なるが故に、其北海と云ふ事なるを海北と書かれたるから、其事の解け難かるを、倒反に北海として見れば、書意盡く通りるなり、（然るを松下見林說に、宇佐島非海島一、一川周流三山一、故有島名一、海北一里許、故曰海北道中と云へて

海北を直に宇佐島と爲るは甚しき僻案なり、谷重遠云、宇佐嶋即豐前國宇佐郡而在₂西海之北₁、故曰₂海北₁也と云へるに何事ぞ、宗像こそは西海の北に在りけれ、宇佐は直に東に海を受けたる所なり、何ぞ海北とは云はむ、又濃島道芝記などに其島を海北道中なる如く云へるなど、悉に闇推の妄説にて取るに足らざるなり、）○道中は第一一書に、乃以₂日神所₁生三女神₁、令₃降₂居于筑紫洲₁、因敎之曰、汝三神宜₃降₂居道中₁、奉₂助天孫₁而爲₂天孫₁所₁祭也と見えたる如く、筑紫洲の北海なる道中の義なる事、已に傳十四に委しく註せるが如し、○道主貴と申奉れるは、此三女神を合せて一柱に稱申す御名にて、其大神と御在し坐す大國主神に相並ばせ給ふ稱號になむ御在し坐しける、皇太神宮儀式帳宮供奉二十五處の中に粟御子神社一處、稱₂須佐乃乎命御玉道主命₁、形石坐、倭姫内親王定祝と有り、其素戔嗚尊の御魂と申すに深き旨有るべし、凡て其御魂神と申奉るは各其本津神の御在し坐すに對へて其靈威を補相奉らせ給ふ神に申す事にて、譬へば天照大神と天照御魂神有り、保食神と宇迦之御魂神有りて其體と用との差別有る事、傳二十六なる思兼の下に云ふを見て知るべし、然れば此に御玉と有るも御父大神の天下に幸ひ給ふ御靈を助け奉らせ給ひて、國土を守らせ御在し坐す意に聞えて甚愛たしかし、偖此社は神名式に、度會郡粟皇子神社と有り、此粟は傳四、十二に云へる如く、保食神を高橋氏文に安房大神と申奉れるは、其本國と有る粟國を以て稱奉れるなり、其皇子と申す意にて、此三女神はしも、已に註せる如く、其大神を齋奉らせ給ふ可き日神の御命を、負持たせる神に渡らせ給ふが故に、其安房大神の御子神と申す意に稱奉れる社號なりと見ゆ、（然るに倭姫命世記又大同本記に、其鹽淡滿溢浦名乎伊氣濱止號支、其處乎相見國定仕奉倍手淡海子神止號旦社定給支と有れば、粟御子は淡海の子神と云ふ事にて、其地

主神と聞えたれば、儀式帳の趣に合はざれども、其淡海子神を一本に道主貴御子神とも有れば、猶淡海の意には非ざる可くなむ、又御子を式に皇子と作るをも考ふ可し、上代本記に御炊神氷沼道主と有る細書に、素戔嗚尊孫也、亦名栗御子神と云へる、氷沼は比沼にて、豐受大神の丹波に吉御在し坐しゝ地名なり、道主は其大神に仕へ奉り給ふ此の道主貴に渡らせ給へれば、素戔嗚尊の孫と有ることそ叶はざりける僞事には非ざるを、此の書又本緣にも其始めに右の如く記しながら、末に至りて氷沼道主素戔嗚尊之子、粟皇子神之後胤而垂仁天皇御宇之人也、と云へるは何たる僞事ぞや、其の次に粟皇子一名大己貴神、亦名大國魂神、亦名大國主神と有るなどは、餘なる推當なり、何の由を以て大己貴神を粟御子とは申せるにか、思ふに素戔嗚尊の御子と云ふ傳の有るから、三女神の御事とは元より思ひも寄らざるから、大己貴神に引付けたりしにこそ、）道主と申す例は崇神天皇十年御紀に、遣荒人等猶不受正朔、是未習王化耳、其選群卿遣于四方、令知朕意、と有りて、北陸東海西海丹波の四道に將軍を被遣る、中に丹波道主命遣丹波國、と有り、此御名古事記伊邪河宮段には、丹波比古多々須美知能宇斯王と見えたる丹波は、其所領す國の地名なり、比古は男なり、多々須は發遣にて其道に行向ふ由なり、美知は道にて其着して行く方にて卽任國の事なり、宇斯は大人にて其主たる義なり、如此く說別けて思ふに、傳十四に例を擧げて云へる如く、道と云ふは此にても國と云ふ事にては有れども、始より其本生の地に在りて、其地の主宰なるには道主とは云はで、其頭には大國主神、又天孫降臨章第二一書に國主事勝國勝長狹など有る是にて國主と云ふ事なり、道主とは君主の御許より差遣されて、畿內より數多の道路を經行て、其國に大人と成るを道主と云ふ事、右の丹波道主命の例を以て知るべきなり、然れば神武

天皇御紀の、道臣命などの天皇の先鋒として國々を經行て功有りしに因れる名にて、右に同じき事云ふも更なり、大伴氏之遠祖日臣命、帥二大來目一督將元戎一、蹈レ山啓行、（中略）于時勅譽二日臣命一曰汝忠而且勇、加能有二導之功一、是以改二汝名一爲二道臣一、と有る文を、唯假例に見ては導の功のみなるが如くなれども、天皇を導き奉りて中洲に鎭奉れるなれば、自其主と成ると、君を主と成し奉るとの違ひこそは有りけれ、其趣は共に一なる者なり、（萬葉十八卷に須賣呂伎能、之伎麻須久爾能、安米能之多、四方能美知爾波、宇麻乃都米、伊都久須伎波美、布奈乃倍能、伊波都流麻泥爾、と有る、四方能美知は謂ゆる東南西北の四道を云へるなるが、此も天皇の四方國を所知看て御在し坐す大御德の行及ぶ限を云ふにて、此にては必四方國とは云はれず、四方道と云ふべき所なるを曉る可し、）故右の例を踏みて正し考ふるに、彼第一ノ一書に、乃以二日神所レ生三女神一、令レ降二於筑紫洲一、因教之曰、汝三神宜下降二居道中一、奉上レ助二天孫一而爲二天孫一所レ祭也、と有るが如く、筑紫洲の北海の道中に天降し給ひて、皇大神の御命を負持たしめ給ふ前に天孫を助け奉りて天孫の御爲に所祭らせ給ふ御尊貴の御在し坐して、儀式帳に所見たる如く、素戔嗚尊の御魂として其神霊を輔佐奉らせ御在し坐しゝから國土に二無く貴く御在し坐すを以て、道主貴とは稱奉れる御名なる者なり、古事記御天降段に所見たる伊都之尾羽張神を、葦原中國に征伐の御使として所遣れむ由を御命負せ給へる所に、恐之仕奉、然於二此道一者僕子建御雷神可レ遣と有るも、其任に之くを此道と有るなどをも思合せて明らむ可き者なり、貴は四神出生章に、日神を大日孁貴と申奉り、寶鏡出現章に大己貴神の御名御在し坐すと同じ事にて、傳六に註せる如く貴は持に同じく其境を有つ謂なるなり、（若て其を有つは其主宰にて至貴き義に歸る者なり、其所に引ける武智麻呂

公傳に、藤原左大臣諱武智麻呂、取二茂榮一故爲レ名と云ふ。其意味必有るべきなり。）倚古事記の須佐之男大神の大穴牟遲神に詔給へる御言に、意禮爲二大國主神一、亦爲二宇都志國玉神一而、其我之女須世理毘賣爲二嫡妻一而。於二宇迦能山之山本一、於二底津石根一宮柱布刀斯理、於二高天原一氷椽多迦斯理而居、是奴也、と有るに、此大神等の正しく御妹妹と相嫁繼給へる始なり、其下に如此歌即爲二宇伎由比一而宇那賀氣理而至レ今鎭坐也と有るは殊に纏綿に篤愛しみ御在し坐せる謂なるが、傳十三に云へる如く、大國主大神の御政も半は此大神の相顔はらせ給へれば、其大國主に相對ひて、道主貴とは實に然有將欲しき御名になむ御在し坐しける、若し其夫神は此國土に生坐して直に國土を主領き給へれば、大國主神とは申奉る可く、又其后神は天上より下り坐して共に國土を治め給へれば、道主貴神と申し奉る可く實に應しき迄に打合ひ叶はせ給へる御事になむ御在せりける、（但如此く説行く時は天に二日有る如く思ふ輩も有りぬ可けれども、其始伊弉諾伊弉冉二神も相共に天神の詔命を蒙ふらせ給ひて、萬の物事共に必二神の御上に相係れるが如く、大國主神の此天下を有たせ給へる、將右に異ならざれば、其后神と共に同じ御德を以て治めさせ御在し坐すべき御事、申すも更なれば怪しむに足らず、其上大國主神をしも顯國玉神としも申せるに、其御女下照姫の亦名を稚國玉とも申す由天孫降臨章に所見たり、斯れば其大國主神が后神と御在し坐しては、道主貴神と申す事實に其副れ有る事なり、古事記にも所見たるが如く其已き時には大國主神と申せども、其后神には甚く助救はれさせ給へりし程の御事なりしをも思はで、其媲ひ無かる可き者ぞ。）○筑紫水沼君は、天孫本紀に饒速日命十四世孫物部阿遲古連公を水間君等祖と有る是なり、又（百一丁）に此は物部膽咋宿禰七世孫なる由なり、但其人は志賀高穴穗朝に仕奉りし

人なるに、景行天皇十八年御紀に、丁酉到二八女縣一、則越二前山一、以南望二粟岬一、詔之曰、其山峰岫重疊且美麗之甚、神在二其山一乎、時水沼縣主猿大海奏言、有二女神一、名曰二八女津媛一、常居二山中一、故八女國之名由レ此起也と有る、水沼縣主は水間君とは別にて、其以前より已に此地の縣主として在りしなりけり、此より以前にも同天皇同年御紀に、次妃襲武媛、生二國乳別皇子與二國背別皇子、（一云宮道別皇子、）豐戸別皇子一、其兄國乳別皇子、是水沼別之始祖也、弟豐戸別皇子、是兄國別之始祖也と有る水沼別是なり、然るに舊事紀天皇本紀には其國乳別命を伊與宇和別祖と見えて違へるに似たれども、和名抄郷名に伊豫國宇和郡三間（美萬）と有るも、水沼の略と聞ゆれば、其子孫の蕃息りて伊豫にも移住めるから然る地名も出來れるなりけり、傳二十六に注せるが如く、播磨國宍粟郡大名持御魂神社（名神大）御在し坐して、伊和大神と稱奉るは大己貴神に御在し坐し、伊和都比賣神は此宗像三女神に當らせ給へるに、此にも土佐國幡多郡宇和郷有り、伊豫國にも宇和郡宇和郷有るは、共に彼三島河の河源より兩國に流れ出づる謂にて地名と成れるが、元慶二年實錄に、伊豫國宇和津彥神は其伊和大神にて渡らせ給へるを以て、此にも其三女神の宇和津姫神の御名にて御在し坐す御事を察らむ可き者なり、又其國背別命を水間君祖と有り、此事傳二十六に云ふべし、又武國凝別命を筑紫水間君祖と有るなどは、和名抄郷名に筑後國三潴（美無萬）郷名に三潴郡三潴と有る地に依れる氏姓なり、雄略天皇十年御紀に身狹村主青將二呉所レ獻二鵞一到二於筑紫一、是鵞爲二水間君犬一所レ囓死、由レ是水間君恐怖憂愁不レ能二自默一云々と有る水間君は阿遲古連公の末には非る可し、又右の豐門別命を三島水間君と有るは筑後國神名帳に三潴郡借從五位下三島神と見えたれば、其も此の水沼君の一列なる者なり、（予去し甲寅年宗像詣の時、久留米なる

船曳將主と云ふ家を立て柳川に至るに、凡三里許も有らむ宮島村と云ふに立せ給へる三島神社に詣で、神主某の宅に一夜宿れる事有りき、其時には何とも心得ざりけれども今思へば其地なめり。）倩通證に胸肩氏爲ニ左座一、水沼氏爲ニ右座一と云へるは、筑紫の宗像神社にての事にて、口訣に已に筑紫水沼君等者在ニ筑紫一、水沼氏也と云へる事にも合へれども、御紀の例阿曇連の志加海神を所祭り、胸肩君の其大神を所祭れるなり、各其地に在りて持齋く所に、某等祭神是也と記さるゝ例なれば、其水沼君等が本居の地にして、素より所祭れる宗像大神の御在し坐しゝ事著明きを、神名式にも此を載せられざりしは、國郡司の奏上せざりしからに官帳には漏れ給へれども、已に傳十三に記せるが如く本國神名帳に載る所八社許有るが中に、三潴郡從五位下宗像神と有るなどや、水沼君等が其國に勸請りて持齋き仕奉り來れる御社なるにて、此御由緣を以て筑前の本宮にも行きて仕奉れるなる可きを、口訣を始として筑前の水沼氏を知りて本國の水沼氏を探索ざるが故に、並に此筑紫水沼君等祭神是也と有る其祭神を、同じ筑前の宗像神社と心得たりし者なめり、神名式に出雲郡美努麻神社と有るは、同じ三女神には渡らせ給へれども、筑後國より勸請れるを以て、本國の地名を以て社名とは成したる者なるにや、（風土記には彌努婆社と有るは麻と婆とは常に近く通ふ音なればなる可し、又不レ在ニ神祇官一と云ふ中にも、彌努婆社と有るも同神なるにこそ、倩又筑後國神名帳山門郡正六位上三沼神と有るは、此とは別にて彼水沼氏の氏社など成るべし。）○祭神是也は筑後國神名帳に、三潴郡從五位下宗形神正六位上玉垂媛神と有る、此二社の內玉垂媛神と申奉る此御社なむ三女神とは渡らせ給へりける、筑前國上座郡福成神社記に三女神既に素戔嗚尊を奉じて出雲に降居して神威を輝し給ふ。此に日神素戔嗚尊の惡心無き事を所知

著し且三女神を筑紫に令降ふ、異國降伏本朝鎭護の神と成し給ふ、此時三神深く天照大神の勅を奉じ、一船に紅帆を擧げ出雲簸川より出て御鎭座の地を撰び給ふに、御船筑紫水沼に着きぬ、因て其所を號けて御船山と云ひ、其邊を夜明里と云ふ、三神の御船曉天に此里に着きし故なり、此に宮社を建て玉垂宮と稱す、日本紀に水沼君所祭神と書せるは即此御社の事なり、此より豐前國宇佐宮に鎭座し給ふ、日本紀に葦原中國之宇佐島に降居と書せるは則宇佐御社なり、夫より筑前國室貴六嶽に移り終に宗像郡に居を示し給ふ、日本紀等に海北道中に坐す號けて道主貴と云ひ、筑紫胸肩君所祭神と書せるは則此御神の事なり、偖此玉垂宮とは、三女神は風土記及日本紀の說に、八坂瓊曲玉の化生にて坐せば此を以て玉垂命と申す、神功皇后異國御征伐の時の住吉神など相共に冥助を垂れ給ふ故に、後世八幡大神住吉大神をも合せ祭れり、昔は宮殿美麗にして神領も數多有りけれども、亂世の時暴士の爲に掠められ今は漸三百石の社領有り、又何時の頃か一寺を建て御船山大善寺と號け、彌陀釋迦觀音の三像を置きて三神の本尊と云ふ、傳聞此宮所昔譽田天皇の御宇に大宮柱太敷立て祭り給ひしより以來、宮地他處に移さず、社務も亦物部氏相續ぎ大祝部と成る、又御社の隣夜明里に印鑰神社有り、即三女の御璽を後世に祭りし所なり、筑後國三井神社は物部膽咋宿禰を祭る所なり、祖殿に武内宿禰坐す、然して物部膽咋宿禰七世孫物部阿遲古連、詔を奉りて水沼を奉りて水沼君と成り三神の神主たりし時三女神を合せ祭りて高良玉垂宮と云ふ、是よりして三井郡の社を上高良と云ひ三瀦郡の社を下高良と云ふと所見たり、是甚珍奇らかなる說なり、（右の印鑰神社と云ふ社號は下に云ふ筑前國上座郡なる福成神社も三女神に坐すなるに印鑰大明神と稱し奉れり、中古より佛法の盛に行はれしより起れる名にて、彼の辨天女に附屬せる十

五童子の中に印鑰童子と云ふ有り、其を附會して號け奉ること〻ご思はる〻）然れば右謂ゆる玉垂神と申奉るは、傳十三、十五、九に註し奉るが如く、此三女神はしも此第二一書に所見たるが如く、八坂瓊之曲玉をしも物實として化生させ御在し坐しける神等に坐すが、故玉依姫命と稱奉れるに同じ意なる御名に渡らせ給ひて、玉垂と申奉るは瓊端瓊中瓊尾を嚙斷せさせ給ひて、吹出る氣噴の御中に化出させ御在し坐しければ、其瓊綸より垂出させ給へる義の御名なりけり、然れば此に此筑紫水沼君等祭神是也と有る實に此玉垂媛神にぞ渡らせ給ふ可き、然して傳二十八に引ける播磨風土記に、玉帶志比古神玉帶志比賣神又は玉足日子命玉足比賣と有る二神は決く大己貴神と此三女神とにて渡らせ給へるは、其嫡神の御爲に妹神にて渡らせ給へる故に彥神にも然る御名には稱奉れるにて、此高良社の玉垂命は大己貴神にて、玉垂媛命は豐比咩神社（名神大）に御在し坐すにて、其豐國の宇佐島に御在し坐す謂なりけり、若て又右に社務も亦物部氏相續きて大祝部と成ると云へるは、天孫本記に饒速日命十四世孫物部阿遲古連公（水間君等祖）と有る、此より相承けて仕奉る事と所見たり、然るに此許り止事無く御在し坐す大神の官帳に漏れさせ給ひて、唯三井郡高良玉垂命神社（名神大）のみ朝廷の御思えも此上無くして甚く御階え坐々すは其阿遲古連公の高良山に令坐奉られしよりの事なるを、其を上高良と申し此を下高良と申して彼此の差別を立てられざる狀なれば、官より其三井郡なるにて祀らせ給へれども、此兩所に相亙る御會釋とも申す可きか、其上國府は高良山の麓にても有り、爾後國司の任國に在りて祭らる〻も其近き方には親しみ奉る理なれば、三瀦の方は御天降の舊地に存して當は其高良にて執行はれしかば、却りて主張（ウケハリ）たる事とは成れりけむかし、然れば此筑紫水沼君所レ祭神是也と有るは、謂ゆる上高下高良兩

處を併せ云ふと見むも強事には非じとぞ所思ゆる、（其は水沼君は右に云へるが如く物部氏なるに、筑後國神名帳に載せたる文德天皇齊衡三年六月十九日官符に、筑紫高良玉垂神祝外少初位下物部大繼と云ふ人名出でたり、此を以て三瀦郡なる高良玉垂命神社にも仕奉る事を知るべし、備此社記は去年安政五午年八月筑前國箱崎神社に於て得る所なり、去し嘉永七年此邊を過りしかども御井山の此御社には詣奉りながら然る事としも知らざりけるこそ可畏かりけれ）其よりは三井郡高良玉垂命神社（名神大）なむ表に立たせ御在し坐す御事と成れりける、備此を神名帳頭註に社解云、三所中殿高良左八幡右住吉と有れども、其は玉垂命を武内宿禰命と爲る說に因れる後世の事にして、社記に物部膽咋宿禰を祭る所なり、相殿に武内宿禰坐す、然して物部膽咋宿禰七世孫物部阿遲古連公水沼君と成り三神の神主たりし時三女神を合せ祭る」と云へるは、實に意表なる事にして却に正しき傳說と聞えたり、備膽咋宿禰は天孫本紀に饒速日命八世孫物部膽咋宿禰（十市根大連之子）此宿禰志賀高穴穗宮御宇天皇御世元爲二大臣一、次爲二宿禰一、奉レ齋二神宮一と有りて、成務天皇御世に朝政を申して石上神宮に仕奉られし大夫なり、仲哀天皇九年御紀に橿日宮にて天皇の崩御坐しゝ所に、皇后詔二大臣、及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連一曰、今天下未レ知二天皇之崩一、若百姓知レ之有二懈意一乎、則命二四大夫一、領二百寮一令レ守二宮中一、（下略）と有る、此を以て其頃の重臣にて御在し坐しゝ事を見る可し、且原氏の和爾雅にも高良玉垂命是物部氏祖神也と有りて、玉垂命を其祖神と云ふ事は如何なれども物部氏の神を祀ると云ふなむ必受くる所有りて云へるなる可き、武内宿禰命の事は神名帳頭註に、人皇四十代天武天皇白鳳二年二月八日依二託宣一勸請と有る、是其相殿に坐す始なる可し、然るを同書に引ける筑後國記

に江師云、高良大明神者武内大臣也、下高良玉垂命也と云ふ說起りてより以降、此高良玉垂命神社を人皆武内宿禰命とのみ思ふ事と成りて物部膽咋宿禰命の事も玉垂命の御事も隠ろひ果てたるなむ遺憾しき事なりける、（又其師時卿記に有の江師の說を非として、高良者藤大臣連保之御事也、神號曰二高良玉垂命一、以二乾滿兩珠一令二奉行一之故、奉號二玉垂一、住吉大明神之化身也と有るなどは云ふにも足らざる僻事なり、彼征韓の御時などに藤大臣連保と云へる人は何處にかは有る、時世も辨へざる妄言なり、又乾滿兩珠を奉行せしと云ふとて玉垂とは如何は號く可き、其上乾兩珠は神代彦火々出見尊の御事にこそは有りけれ、更に藤大臣と云ふ人の縱や有りつらむからに更に係づらふ可き事にも非ざる者なるをや、又右の上高良を武内宿禰と云ふ說も違へり、社記に見えたる上下二社共に玉垂命に坐して主神にて渡らせ給へれば、上高良にても其神は白鳳二年癸酉より從祀と成り給へるなるを、俗に此宿禰命の名高きから總に思ひ誤りたる僻事を受傳へたるなりけり、凡この書記取るに足らず、）此高良神社は右の如く物部膽咋宿禰を主神として武内宿禰命御在し坐せども、物部阿遲古連公の三潴郡なる玉垂宮より此三女神を遷し奉れる後には大己貴神をも合せ奉りて装立らたる社號を高良玉垂命神社と稱奉れる上此二柱大神なむ甚主々しき神には渡らせ給へりける、江式に人皇七十四代鳥羽院天仁二年（己丑）十一月師時卿記云、三所内比咩大神、應神天皇御孃云々と有る、應神天皇御孃と云ふ事こそは信られざりけれ、三所の中に比咩大神の御在し坐すと云ふ事は上に註し明らめ奉るが如く、八幡賀茂宮にて此三女神の御事を玉依姫命と申し、又比咩大神とも稱奉れゝば、此玉垂媛神なむ決く此比咩大神にて、此に此筑紫水沼君祭神是也と有るに正しく當らせ給へりける、此を上高良と申して三潴郡なるを下高良と稱奉り、其神名

を玉垂媛神と申奉るも玉依姫命と申すに等しく、媛字を添へて申せるのみにして、正しく玉垂命に並給へる豐比賣神にて御在し坐す事を明し奉る爲なりき、觸民部省圖帳に筑前國志摩郡高良玉垂宮神貢五十九束、天祿二年辛未三月供二往昔之宮頭一昔[illegible]奉二神貢一所レ祭玉垂命也、天平年紀二武内宿禰、荒木田襲津彦一爲二相殿一と有るは、天平年中に祀れるに天祿に至りて大貳佐理卿の神貢を奉られしとなり、偖此の玉垂命の本社は此筑後國高良なりければ、其より勸請れりける事申すも更なるが、此に正しく武内宿禰命父子を相殿に爲られたるを以て、玉垂命と共武内宿禰命とは大に係離れる別々なる事を明らむ可し、偖此玉垂命を高良に合せ坐奉らしし物部阿遲古連公は、饒速日命十三世孫物部伊佐良連公の末子にて、兄物部麁鹿火連公は勾金橋宮御宇天皇御世爲二大連一と見え、次に弟物部押公連公檜前廬入宮御宇爲二大連一と有りて、右の二人は安閑天皇宣化天皇の御世に專仕奉られし人なりけり、然れば此末弟なりし人なりければ欽明天皇御世などに任に赴かれし時、三瀦郡より遷奉られて其七代の祖物部膽咋宿禰の神靈と共に合せ祀られしなる可くこそ、（但此宿禰の御靈を此に祀られし來由今知るべからずと雖も、若くは神功皇后の征韓の御時に、此に留りて彼熊襲を押へて此に守衞られしなどに由れるなる可し、肥前風土記に昔者纏向日代宮御宇天皇巡狩之時、御二筑紫國御井郡高羅行宮一と有るを、天皇本紀に景行天皇二十六年八月物部膽咋宿禰女五十琴姫命爲レ妃生二五十琴命一と云ふ事も有れば、其御緣由にて已く膽咋宿禰の此に居給ひて九國を鎭給ひし功を賞で後に祭らせ給へるにや、斯れば其より以降鎭臺の守城を此に設けられたりしも知るべからず、高良社記にも武内宿禰命此地に居て九國を鎭められし由云へり、此は應神天皇九年御紀に遣二武内宿禰於筑紫一以監二察百姓一と有る此時の事なる可し）神階の御事は

桓武天皇御紀に、延暦十四年五月丁卯壬申筑後國高良神奉レ授ニ従五位下一、と有る是始なり、仁明天皇御紀に、承和七年四月丙午朔丙寅授ニ筑後國従五位下高良玉垂神従五位上一、同八年四月辛丑朔甲寅奉レ授ニ筑後國従五位上一高良玉垂神正五位下レ、嘉祥元年十一月丁巳朔戊午奉レ授ニ筑後國正五位下高羅玉垂神従四位下一、文徳天皇實錄に、嘉祥三年十月乙巳朔辛亥授ニ筑後國高良玉垂命従四位上一、仁壽元年三月癸酉朔甲戌加ニ筑後國高良山玉垂神正四位下一、同年九月庚午朔甲午進ニ筑後國高良山玉垂神階一加ニ従三位一、天安元年十月乙丑朔丁卯在ニ筑後國一従三位高良玉垂命名神充ニ封戸並位田一、同二年二月庚子朔庚辰在ニ筑後國一高良玉垂神社火、同五月辛酉朔甲戌充レ是高良玉垂神及比咩神等正殿遇ニ失火一位記皆被ニ燒損一、仍今日勘ニ舊文案一更令レ書レ之、玉垂神本位従三位、今授ニ正三位一、比咩神本位従五位下今授ニ従四位下一、又同神殊授ニ封二十七戸一と有る、玉垂命は三女神の夫神に御在し坐して、此比咩神と申すは神名式に謂ゆる三井郡豐比咩神社（名神大）と有る是にて玉垂命の后神なる謂なる者なり、心得違ふ可からず、此と比咩大神とを一に見る時は、大に古記の趣に合はざる者なり、又三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授ニ筑後國正三位高良玉垂命神従一位一と有りて、彼神名帳に寛平九年十二月三日奉レ授ニ正一位一と見えたるは、日本紀略に同日甲辰奉レ授ニ五畿七道諸神三百卌社（一作卌社）各位一階一と有る、此御時に一階を增進らせられたるなりけり、（右に引ける天安二年實錄の比咩神の神階は、此より以前に其神名帳に、嘉祥三年十二月廿九日奉ニ授従五位下一と有りて御紀には漏らされたるを、天安に比咩神本位従五位下今授ニ従四位下一と有るに合へり、清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授ニ筑後國従四位下豐比咩神従四位上一、同七月七日庚申筑後國従四位下豐比咩神列ニ於官社一と有る、下の字は上を誤

れるなり、同十一年三月廿二日筑後國從四位上豐比咩神進正四位下と有り、然るに同六年七月廿六日授筑後國從四位下豐比咩神從四位上と有り、若此の如くならむには其元年正月なるは行はれざりしにて、其七月の從四位下には本の任たる可し、然れども玉垂命は右に註せる如く大已貴神にて、比咩大神は右の豐比咩神に渡らせ給ふ御事を知らずば有るべからず、偖神名帳に山門郡從五位上朝日豐盛命神高良玉垂命第二王子、從五位上暮日豐盛命神第三王子、從五位上淵志命神第四王子、從五位上谿上命第五王子、從五位、上姉男爽命神第六王子、從五位上安子育命第八王子從五位上安樂應寶秘命神第九王子と有る御子等の御名坐せり、然れども多くは地名と聞ゆれば、各其神名の委しき事は今辨ふ可きに非ざるなり）又福成神社記に景行天皇の御世に熊襲皇命に應ぜず、故に天皇自西に行幸成りて征し給ふ、此時三女神殊に冥助を加へ給ひ、國競に平らげり、天皇大に悦び給ひ、皇子國乳別命をして三神を令祭給ふ、此に於て國乳別命專信心を凝らして仕奉り給ふ、初三女神水沼より豐前國宇佐に至り給ふ時に筑紫の大河の邊に假に憩息はせ給ふ所有り、實に淸淨の靈地なれば國乳別命丹誠を凝らして此に初めて御社を建て三神を勸請せり、是則當社福成大神なり、（撮要）と見ゆ、此景行天皇の西征は其十二年御紀に秋七月熊襲反之不朝貢、八月乙未朔己酉幸筑紫、九月甲子朔戊辰到周芳沙磨（下略）と有る此御政を申すなり、此時此に賊徒退治の御爲に三女神を其沙磨の地に祀ひて、勝間神社と申すを定め奉らせ給へる由、已に傳十三に註せるが如し、然して皇子國乳別命をして三神を令祭給へるは上に註し奉れる三瀦郡なる玉垂宮の御事なるは、御紀に國乳別命皇子是水沼別之始祖也と有るにて知られたり、社傳に此時周防より豐前に移りて三女神を祀り土蜘蛛を誅伐筑前に入り給ふ、上座郡大庭村に日代宮の前

と云ふ所有り、景行天皇の憩息ひ給ひし所と云へり、又其邊に討熊野と云ふ所有り、天皇熊襲を討たむ事を議給ひし處と云ふ」と云へり、（此は御紀に合はずと雖も唯傳の任に云ふなり、右の豐國に渡らせ御在し坐して三女神を祀らせ給へるは謂ゆる宇佐國の御事にして、卽神名式に豐前國宇佐郡比賣神社名神大と有る是なり、偖其大庭村は其福成神社の立たせ給へる入地村より十町許上方に在り、吾徒竹内重任此に寓居せるに、宿りて右に云へる地名共を尋ぬるに現に然號くる所有れば僞とは云ふべからざるなり）偖國乳別命の此に始めて三神の御社を建てられたる、其三瀦郡なる玉垂宮より勸請られたるにて、其神代の御跡に御社を取建て皇居の近き守護神として持斎き奉らせ給へるなり、偖此御社を福成神社と稱奉られし所以はしも、社傳に神功皇后筑紫に下り給ひ三女神の冥助有りて熊襲を平け羽白熊鷲を誅し給ふ、此時皇后當社に詣で此御神の加護に因りて大に福成ぬと悦ばせ給ふ、此より其地を福成と云ふ」と有る由、御紀に元年三月壬申朔戊子、皇后欲レ擊二熊鷲一而自二橿日宮一遷二于松峽宮一と有る此御時の御事なり、又社傳に齊明天皇韓土御退治の御爲に皇太子中大兄皇子と共に朝倉宮に坐して當社福成大神に詣で韓土を令二綏和一御祈有り、此由來に就て後世齊明天皇天智天皇を一社に合せ祀りて今已に五神三座とす」と云へり、其七年御紀に春正月丁酉朔壬寅御船西征、始就二于海路一（中略）五月乙未朔癸卯天皇遷二居于朝倉橘廣庭宮一と有る此時の御事なり、其下大庭邑[illegible]神社々傳に天智天皇新羅降伏の御祈に三女神を此地に祭り給ふ、今俗辨財天と云ふ」と云ひ、又比良[illegible]神社々傳にも天智天皇の祭り給ふ所なり、所祭三女神なり」と傳へて、此三處共に里俗の今傳ふる所も右に異ならざる者なり、傳十三、十五に註せるが如く、此御神をしも征韓の御事に就ては祭り奉らせ給ひ來る故實に相協へれば、實

に然ぞ有りけむ事なりかし、（右の斉明天皇の御事に因りて此福成神社の地を韓土綴(カンドノ)と俗に云來れりとぞ、其神名式には載られずと雖も、三女神の水沼より宇佐に移らせ給ふ御道次の舊跡と申し、又景行天皇神功皇后斉明天皇天智天皇の御所共の御在し坐しける甚々由緒無き御社には有らせ給ひながら、官帳にも載られざるは、京都より遙に隔在れる遠國なるが爲なり、偕有に註し奉れる高良玉垂命の御事に就ては、古より其説定まらざりけるを、予去年此御社に詣で奉り、神主藤原咨より其社記を得て數年の疑一時に開けて、其玉垂媛命即三女神に坐す事を思ひ定めて如此くは記し續ぐ事とは成れりけり。）

安政四丁巳年正月二十二日始之、二月七日終之、右瑞珠盟約章傳、自二去歳十月六日一至二于今日一成焉、凡四卷而爲數十有四本者矣、豐檣本主人、行年四十六歳、稿二于東武小梅之寓居一云爾、

右安政六年己未三月十九日、自二大瀧光賢一寫本到、而去年得二福成神社記一本一、大有レ所二發揮一焉、同四月二十四日甲子書二續之一。

昭和十三年五月二十日印刷
昭和十三年五月二十五日發行

鈴木重胤全集 第三
（非賣品）

編輯兼發行者　樹下快淳
東京市世田谷區代田一丁目六五二番地

印刷者　龜谷良一
東京市本鄉區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社

發行所　鈴木重胤先生學德顯揚會
東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
振替東京一五五五〇七番

不許複製

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02996 3980